

試験問題の作成に関する手引き

(平成~~27~~30年~~4~~3月)

目次

第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識	1
I 医薬品概論	1
1) 医薬品の本質	1
2) 医薬品のリスク評価	2
3) 健康食品	3
II 医薬品の効き目や安全性に影響を与える要因	3
1) 副作用	3
2) 不適正な使用と有害事象	5
3) 他の医薬品や食品との相互作用、飲み合わせ	7
4) 小児、高齢者等への配慮	8
5) プラセボ効果	12
6) 医薬品の品質	12
III 適切な医薬品選択と受診勧奨	13
1) 一般用医薬品で対処可能な症状等の範囲	13
2) 販売時のコミュニケーション	14
IV 薬害の歴史	15
1) 医薬品による副作用等に対する基本的考え方	15
2) 医薬品による副作用等にかかる主な訴訟	15
第2章 人体の働きと医薬品	20
I 人体の構造と働き	20
1 胃・腸、肝臓、肺、心臓、腎臓などの内臓器官	20
1) 消化器系	20
2) 呼吸器系	25
3) 循環器系	26
4) 泌尿器系	29
2 目、鼻、耳などの感覚器官	31
1) 目	31
2) 鼻	33
3) 耳	33
3 皮膚、骨・関節、筋肉などの運動器官	34

1) 外皮系	34
2) 骨格系	36
3) 筋組織	36
4 脳や神経系の働き	37
1) 中枢神経系	37
2) 末梢神経系	38
II 薬が働く仕組み	39
1) 薬の生体内運命	39
2) 薬の体内での働き	42
3) 剤形ごとの違い、適切な使用方法	43
III 症状からみた主な副作用	45
1 全身的に現れる副作用	46
1) ショック（アナフィラキシー） アナフィラキシー 様症状	46
2) 重篤な皮膚粘膜障害	46
3) 肝機能障害	47
4) 偽アルドステロン症	48
5) 病気等に対する抵抗力の低下等	48
2 精神神経系に現れる副作用	48
1) 精神神経障害	48
2) 無菌性髄膜炎	49
3) その他	49
3 体の局所に現れる副作用	50
1) 消化器系に現れる副作用	50
2) 呼吸器系に現れる副作用	50
3) 循環器系に現れる副作用	51
4) 泌尿器系に現れる副作用	52
5) 感覚器系に現れる副作用	53
6) 皮膚に現れる副作用	53
第3章 主な医薬品とその作用	56
I 精神神経に作用する薬	56
1 かぜ薬	56
1) かぜの諸症状、かぜ薬の働き	56
2) 主な配合成分等	57
3) 主な副作用、相互作用、受診勧奨	63

2	解熱鎮痛薬	64
1)	痛みや発熱が起こる仕組み、解熱鎮痛薬の働き	64
2)	代表的な配合成分等、主な副作用	65
3)	相互作用、受診勧奨	71
3	眠気を促す薬	72
1)	代表的な配合成分等、主な副作用	72
2)	相互作用、受診勧奨等	75
4	眠気を防ぐ薬	76
1)	カフェインの働き、主な副作用	76
2)	相互作用、休養の勧奨等	77
5	鎮暈薬 (乗物酔い防止薬)	78
1)	代表的な配合成分、主な副作用	78
2)	相互作用、受診勧奨等	80
6	小児の疳を適応症とする生薬製剤・漢方処方製剤 (小児鎮静薬)	81
1)	代表的な配合生薬等、主な副作用	81
2)	相互作用、受診勧奨	83
II	呼吸器官に作用する薬	83
1	咳止め・痰を出しやすくする薬 (鎮咳去痰薬)	83
1)	咳や痰が生じる仕組み、鎮咳去痰薬の働き	83
2)	代表的な配合成分等、主な副作用	84
3)	相互作用、受診勧奨	89
2	口腔咽喉薬、うがい薬 (含嗽薬)	90
1)	代表的な配合成分等、主な副作用	91
2)	相互作用、受診勧奨	94
III	胃腸に作用する薬	95
1	胃の薬 (制酸薬、健胃薬、消化薬)	95
1)	胃の不調、薬が症状を抑える仕組み	95
2)	代表的な配合成分等、主な副作用、相互作用、受診勧奨	96
2	腸の薬 (整腸薬、止瀉薬、瀉下薬)	102
1)	腸の不調、薬が症状を抑える仕組み	102
2)	代表的な配合成分等、主な副作用	102
3)	相互作用、受診勧奨	109
3	胃腸鎮痛鎮痙薬	111
1)	代表的な鎮痙成分、症状を抑える仕組み、主な副作用	111

2) 相互作用、受診勧奨	113
4 その他の消化器官用薬	114
1) 洗腸薬	114
2) 駆虫薬	115
IV 心臓などの器官や血液に作用する薬	117
1 強心薬	117
1) 動悸、息切れ等を生じる原因と強心薬の働き	117
2) 代表的な配合成分等、主な副作用	118
3) 相互作用、受診勧奨	119
2 高コレステロール改善薬	120
1) 血中コレステロールと高コレステロール改善成分の働き	120
2) 代表的な配合成分、主な副作用	121
3) 生活習慣改善へのアドバイス、受診勧奨等	122
3 貧血用薬（鉄製剤）	122
1) 貧血症状と鉄製剤の働き	122
2) 代表的な配合成分、主な副作用	123
3) 相互作用、受診勧奨等	124
4 その他の循環器用薬	124
1) 代表的な配合成分等、主な副作用	124
2) 相互作用、受診勧奨等	126
V 排泄に関わる部位に作用する薬	127
1 痔の薬	127
1) 痔の発症と対処、痔疾用薬の働き	127
2) 代表的な配合成分等、主な副作用	128
3) 相互作用、受診勧奨	132
2 その他の泌尿器用薬	132
1) 代表的な配合成分等、主な副作用	132
2) 相互作用、受診勧奨	134
VI 婦人薬	134
1) 適用対象となる体質・症状	134
2) 代表的な配合成分等、主な副作用	135
3) 相互作用、受診勧奨	138
VII 内服アレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）	140
1) アレルギーの症状、薬が症状を抑える仕組み	140

2) 代表的な配合成分等、主な副作用	140
3) 相互作用、受診勧奨	144
Ⅷ 鼻に用いる薬	146
1) 代表的な配合成分、主な副作用	146
2) 相互作用、受診勧奨	148
Ⅸ 眼科用薬	149
1) 目の調節機能を改善する配合成分	151
2) 目の充血、炎症を抑える配合成分	151
3) 目の乾きを改善する配合成分	152
4) 目の ^{かゆ} みを抑える配合成分	152
5) 抗菌作用を有する配合成分	153
6) その他の配合成分（無機塩類、ビタミン類、アミノ酸）と配合目的	153
X 皮膚に用いる薬	154
1) きず口等の殺菌消毒成分	155
2) ^{かゆ} み、腫れ、痛み等を抑える配合成分	158
3) 肌の角質化、かさつき等を改善する配合成分	164
4) 抗菌作用を有する配合成分	165
5) 抗真菌作用を有する配合成分	166
6) 頭皮・毛根に作用する配合成分	168
X I 歯や口中に用いる薬	169
1 歯痛・歯槽膿漏 ^{のう} 薬	169
1) 代表的な配合成分、主な副作用	169
2) 相互作用、受診勧奨	172
2 口内炎用薬	172
1) 代表的な配合成分、主な副作用	172
2) 相互作用、受診勧奨	173
X II 禁煙補助剤	174
1) 喫煙習慣とニコチンに関する基礎知識	174
2) 主な副作用、相互作用、禁煙達成へのアドバイス・受診勧奨	175
X III 滋養強壮保健薬	176
1) 医薬品として扱われる保健薬	176
2) ビタミン、カルシウム、アミノ酸等の働き、主な副作用	176
3) 代表的な配合生薬等、主な副作用	180
4) 相互作用、受診勧奨	182

XIV 漢方処方製剤・生薬製剤	183
1 漢方処方製剤	183
1) 漢方の特徴・漢方薬使用における基本的な考え方	183
2) 代表的な漢方処方製剤、適用となる症状・体質、主な副作用	185
3) 相互作用、受診勧奨	186
2 その他の生薬製剤	187
1) 代表的な生薬成分、主な副作用	187
2) 相互作用、受診勧奨	189
XV 公衆衛生用薬	189
1 消毒薬	189
1) 感染症の防止と消毒薬	189
2) 代表的な殺菌消毒成分、取扱い上の注意等	190
2 殺虫剤・忌避剤	192
1) 衛生害虫の種類と防除	192
2) 代表的な配合成分・用法、誤用・事故等への対処	195
XVI 一般用検査薬	198
1 一般用検査薬とは	198
2 尿糖・尿タンパク検査薬	200
1) 尿中の糖・タンパク値に異常を生じる要因	200
2) 検査結果に影響を与える要因、検査結果の判断、受診勧奨	200
3 妊娠検査薬	201
1) 妊娠の早期発見の意義	201
2) 検査結果に影響を与える要因、検査結果の判断、受診勧奨	201
第4章 薬事関係法規・制度	204
I 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の目的等	204
II 医薬品の分類・取扱い等	206
1) 医薬品の定義と範囲	206
2) 容器・外箱等への記載事項、添付文書等への記載事項	213
3) 医薬部外品、化粧品、保健機能食品等	215
III 医薬品の販売業の許可	221
1) 許可の種類と許可行為の範囲	221
2) リスク区分に応じた販売従事者、情報提供及び陳列等	227
IV 医薬品販売に関する法令遵守	244
1) 適正な販売広告	244

2) 適正な販売方法	247
3) 行政庁の監視指導、苦情相談窓口	248
（参考）関係条文 等	258
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）抄	258
○ 薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）	316
○ 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）抄	323
○ 医療法（昭和23年法律第205号）抄	328
○ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）抄	328
○ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）抄	328
○ 健康増進法（平成14年法律第103号）抄	329
○ 食品表示法（平成25年法律第70号）抄	330
○ 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）抄	330
○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）抄	331
○ 不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件	339
○ 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第3号）抄	339
○ 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第5号）抄	340
（参考）主な関係通知 等	341
第5章 医薬品の適正使用・安全対策	347
I 医薬品の適正使用情報	347
1) 添付文書の読み方	347
2) 製品表示の読み方	355
3) 安全性情報など、その他の情報	356
II 医薬品の安全対策	360
1 医薬品の副作用情報等の収集、評価及び措置	360
1) 副作用情報等の収集	360
2) 副作用情報等の評価及び措置	362
2 医薬品による副作用等が疑われる場合の報告の仕方	362
III 医薬品の副作用等による健康被害の救済	363
1) 医薬品副作用被害救済制度	364
2) 医薬品副作用被害救済制度等への案内、窓口紹介	364

IV 一般用医薬品に関する主な安全対策	366
V 医薬品の適正使用のための啓発活動	368
第5章 別表	369
5-1. 主な使用上の注意の記載とその対象成分・薬効群等	369
5-2. 主な使用上の注意の記載とその対象成分・薬効群等	375
5-3. 「医薬品・医療機器安全性情報」：一般用医薬品に関連する主な記事	380
5-4. 企業からの副作用等の報告	382
5-5. 医薬品安全性情報報告書	383
(参考) 主な情報入手先、受付窓口等	385

1 第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識

問題作成のポイント

- 医薬品の本質、効き目や安全性に影響を与える要因等について理解していること
- 購入者等から医薬品を使用しても症状が改善しないなどの相談があった場合には、医療機関の受診を勧奨するなど、適切な助言を行うことができること
- 薬害の歴史を理解し、医薬品の本質等を踏まえた適切な販売等に努めることができること

2

3 I 医薬品概論

4 1) 医薬品の本質

5 医薬品は、多くの場合、人体に取り込まれて作用し、効果を発現させるものである。しかし、
6 本来、医薬品も人体にとっては異物（外来物）であるため、また、医薬品が人体に及ぼす作用は
7 複雑、かつ、多岐に渡り、そのすべてが解明されていないため、必ずしも期待される有益な効果
8 （薬効）のみをもたらすとは限らず、好ましくない反応（副作用）を生じる場合もある。

9 人体に対して使用されない医薬品についても、例えば、殺虫剤の中には誤って人体がそれに曝さ
10 れれば健康を害するおそれがあるものもあり、検査薬は検査結果について正しい解釈や判断がな
11 されなければ医療機関を受診して適切な治療を受ける機会を失うおそれがあるなど、人の健康に
12 影響を与えるものである。

13 医薬品は、人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人の身体の構造や機能
14 に影響を及ぼすことを目的とする生命関連製品であり、その有用性が認められたものであるが、
15 使用には、このような保健衛生上のリスクを伴うものであることに注意が必要である。このこと
16 は、医療用医薬品と比較すればリスクは相対的に低いと考えられる一般用医薬品であっても同様
17 であり、科学的な根拠に基づく適切な理解や判断によって適正な使用が図られる必要がある。

18 医薬品は、効能効果、用法用量、副作用等の必要な情報が適切に伝達されることを通じて、購
19 入者が適切に使用することにより、初めてその役割を十分に発揮するものであり、そうした情報
20 を伴わなければ、単なる薬物に過ぎない。このため、一般用医薬品には、製品に添付されている
21 文書（添付文書）や製品表示に必要な情報が記載されている。

22 一般用医薬品は、一般の生活者が自ら選択し、使用するものであるが、一般の生活者において
23 は、添付文書や製品表示に記載された内容を見ただけでは、効能効果や副作用等について誤解や
24 認識不足を生じることもある。購入者が、一般用医薬品を適切に選択し、適正に使用するために
25 は、その販売に専門家が関与し、専門用語を分かりやすい表現で伝えるなどの適切な情報提供を
26 行い、また、購入者が知りたい情報を十分に得ることができるよう、相談に対応することが不
27 可欠である。

28 また、医薬品は、市販後にも、医学・薬学等の新たな知見、使用成績等に基づき、その有効性、
29 安全性等の確認が行われる仕組みになっており、それらの結果を踏まえ、リスク区分の見直し、

承認基準の見直し等がなされ、販売時の取扱い、製品の成分分量、効能効果、用法用量、使用上の注意等が変更となった場合には、それが添付文書や製品表示の記載に反映されている。

医薬品は、このように知見の積み重ねによって、有効性、安全性等に関する情報が集積されており、随時新たな情報が付加されるものである。一般用医薬品の販売に従事する専門家においては、これらに円滑に対応できるよう常に新しい情報の把握に努める必要がある。

このほか、医薬品は、人の生命や健康に密接に関連するものであるため、高い水準で均一な品質が保証されていなければならない。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律¹（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）では、健康被害の発生の可能性の有無にかかわらず、異物等の混入、変質等があってはならない旨を定めており、医薬品の販売等を行う者においても、そのようなことがないように注意するとともに、製造販売業者による製品回収等の措置がなされることもあるので、製造販売業者等からの情報に日頃から留意しておくことが重要である。

42

43 2) 医薬品のリスク評価

44 医薬品は、使用方法を誤ると健康被害を生じることがある。医薬品の効果とリスクは、薬物暴
45 露曝露時間と暴露曝露量との積で表現される用量-反応関係に基づいて評価される。投与量と効果
46 又は毒性の関係は、薬物用量を増加させるに伴い、効果の発現が検出されない「無作用量」から、
47 最小有効量を経て「治療量」に至る。治療量上限を超えると、効果よりも有害反応が強く発現す
48 る「中毒量」となり、「最小致死量」を経て、「致死量」に至る。動物実験ではにより求められる
49 50%致死量（LD₅₀）を求めることが可能であるのでは、薬物の毒性の指標として用いられる。

50 治療量を超えた量を単回投与した後に毒性が発現するおそれが高いことは当然であるが、少量
51 の投与でも長期投与されれば慢性的な毒性が発現する場合もある。また、少量の医薬品の投与で
52 も発がん作用、胎児毒性や組織・臓器の機能不全を生じる場合もある。このような考えから、現
53 在では、新規に開発される医薬品のリスク評価は、医薬品開発の国際的な標準化（ハーモナイゼ
54 ーション）制定の流れのなかで、個々の医薬品の用量-反応関係に基づいて、医薬品の安全性に関
55 する非臨床試験の基準である Good Laboratory Practice（GLP）に準拠して薬効-薬理試験や
56 一般薬理作用試験の他に、医薬品毒性試験法ガイドラインに沿って、単回投与毒性試験、反復投
57 与毒性試験、生殖・発生毒性試験、遺伝毒性試験、がん原性試験、依存性試験、抗原性試験、局
58 所刺激性試験、皮膚感作性試験、皮膚光感作性試験などの毒性試験が厳格に実施されている。

59 動物実験で医薬品の安全性が確認されると、ヒトを対象とした臨床試験が行われる。ヒトを対
60 象とした臨床試験における効果と安全性の評価基準には、国際的に Good Clinical Practice（G
61 CP）が制定されており、これに準拠した手順で安全な治療量を設定することが新規医薬品の開発

¹薬事法等の一部を改正する法律（平成25年11月27日公布、平成26年11月25日施行）により法律の名称が「薬事法」から改められた。「医薬品医療機器等法」「医薬品医療機器法」「薬機法」等と略される。

62 に関連する臨床試験（治験）の目標の一つである。

63 さらに、医薬品に対しては製造販売後の調査及び試験の実施基準として Good Post-marketing
64 Study Practice（GPSP）と製造販売後安全管理基準として Good Vigilance Practice（GVP）
65 が制定されている。このように、医薬品については、食品などよりもはるかに厳しい安全性基
66 準が要求されているのである。

67

68 3）健康食品

69 「薬（医）食同源」という言葉があるように、古くから特定の食品摂取と健康増進との関連は
70 関心を持たれてきた。健康増進や維持の助けとなる食品は一般的に「健康食品」として呼ばれ、
71 広く使用されている。食品は、法で定める医薬品とは異なり、身体構造や機能に影響する効果を
72 表示することはできないが、例外的に特定保健用食品については、「特定の保健機能の表示」、例
73 えばキシリトールを含む食品に対して「虫歯の原因になりにくい食品です」などの表示が許可さ
74 れており、「栄養機能食品」については、各種ビタミン、ミネラルに対して「栄養機能の表示」が
75 できる。（（第4章Ⅱ-3）【保健機能食品等の食品】参照。）

76 近年、セルフメディケーションⁱⁱへの関心が高まるとともに、健康補助食品（いわゆるサプリメント）
77 などが健康推進・増進を目的として広く国民に使用されるようになった。それらの中には
78 カプセル、錠剤等の医薬品と類似した形状で発売されているものも多く、誤った使用方法により健
79 康被害を生じた例も報告されている。医薬品を扱う者は、いわゆる健康食品は法的にも、また安
80 全性や効果を担保する科学的データの面でも医薬品とは異なるものであることを認識し、消費者
81 に指導・説明を行わなくてはならない。

82 また、平成27年4月より「機能性表示食品」制度が施行された。「機能性表示食品」は、疾病
83 に罹^り患していない者の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨（疾病リスクの低減に係る
84 ものを除く。）を表示するものである。

85

86 Ⅱ 医薬品の効き目や安全性に影響を与える要因

87 1）副作用

88 世界保健機関（WHO）の定義によれば、医薬品の副作用とは、「疾病の予防、診断、治療のため、
89 又は身体の機能を正常化するために、人に通常用いられる量で発現する医薬品の有害かつ意
90 図しない反応」とされている。

91 医薬品の副作用は、次のように大別することができる。いずれも具体的な副作用の症状につい
92 ては第2章Ⅲ（症状からみた主な副作用）を、原因となる具体的な医薬品、成分等については第
93 3章（主な医薬品とその作用）を参照して問題作成のこと。

ⁱⁱ世界保健機関（WHO：World Health Organization）によれば、セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」こととされている。

94 (a) 薬理作用による副作用

95 薬という物質、すなわち薬物が生体の生理機能に影響を与えることを薬理作用という。通
 96 常、医薬品は複数の薬理作用を併せ持つため、医薬品を使用した場合には、期待される有益
 97 な反応（主作用）以外の反応が現れることがある。主作用以外の反応であっても、特段の不
 98 都合を生じないものであれば、通常、副作用として扱われることはないが、好ましくないも
 99 の（有害事象）については一般に副作用という。

100 複数の疾病を有する人の場合、ある疾病のために使用された医薬品の作用が、その疾病に
 101 対して薬効をもたらす一方、別の疾病に対しては症状を悪化させたり、治療が妨げられたり
 102 することもある。

103 (b) アレルギー（過敏反応）

104 免疫は、本来、細菌やウイルスなどが人体に取り込まれたとき、人体を防御するために生
 105 じる反応であるが、免疫機構が過敏に反応して、好ましくない症状が引き起こされることが
 106 ある。通常の免疫反応の場合、炎症やそれに伴って発生する痛み、発熱等は、人体にとって
 107 有害なものを体内から排除するための必要な過程であるが、アレルギーにおいては過剰に組
 108 織に刺激を与える場合も多く、引き起こされた炎症自体が過度に苦痛を与えることになる。

109 このように、体の各部位に生じる炎症をアレルギー症状といい、流涙や眼の^{かゆ}痒み等の結膜
 110 炎症状、鼻汁やくしゃみ等の鼻炎症状、^{じんしん}蕁麻疹や^{しん}湿疹、かぶれ等の皮膚症状、血管性浮腫ⁱⁱⁱの
 111 ようなやや広い範囲にわたる腫れ等が生じることが多い。

112 アレルギーは、一般的にあらゆる物質によって起こり得るものであるため、医薬品の薬理
 113 作用等とは関係なく起こり得るものであり、また、内服薬だけでなく外用薬等でも引き起こ
 114 されることがある。さらに、医薬品の有効成分だけでなく、基本的に薬理作用がない添加物^{iv}
 115 も、アレルギーを引き起こす原因物質（アレルゲン）となり得る。アレルゲンとなり得る添
 116 加物としては、黄色4号（タートラジン）、カゼイン、亜硫酸塩（亜硫酸ナトリウム、ピロ硫
 117 酸カリウム等）等が知られている。

118 普段は医薬品にアレルギーを起こしたことがない人でも、病気等に対する抵抗力が低下し
 119 ている状態などの場合には、医薬品がアレルゲンになりやすくなりなることがあり、思わぬ
 120 アレルギーを生じることがある。また、アレルギーには体質的・遺伝的な要素もあり、アレ
 121 ルギーを起こしやすい体質の人や、近い親族にアレルギー体質の人がいる場合には、注意が
 122 必要である。

123 医薬品を使用してアレルギーを起こしたことがある人は、その原因となった医薬品の使用
 124 を避ける必要がある。また、医薬品の中には、鶏卵や牛乳等を原材料として作られているも

ⁱⁱⁱ 皮膚の下の毛細血管が拡張して、その部分に局所的な腫れを生じるもので、^{じんしん}蕁麻疹と異なり、^{かゆ}痒みを生じることは少ない。全身で起こり得るが、特に目や口の周り、手足などで起こる場合が多い。

^{iv} 有効成分を医薬品として製する（「製剤化する」という）のに際して、その安定性、安全性又は均質性を保持し、また、その製剤の特徴に応じて、有効成分の溶解促進、放出制御等の目的で添加される物質。

125 のがあるため、それらに対するアレルギーがある人では使用を避けなければならない場合も
126 ある。

127 副作用は、眠気や口渇等の比較的良好に見られるものから、日常生活に支障を来す程度の健康被
128 害を生じる重大なものまで様々であるが、どのような副作用であれ、起きないことが望ましい。
129 そのため、副作用が起きる仕組みや起こしやすい要因の認識、また、それらに影響を与える体質
130 や体調等をあらかじめ把握し、適切な医薬品の選択、適正な使用が図られることが重要である。

131 しかし、医薬品が人体に及ぼす作用は、すべてが解明されているわけではないため、十分注意
132 して適正に使用された場合であっても、副作用が生じることがある。そのため、医薬品を使用す
133 る人が副作用をその初期段階で認識することにより、副作用の種類に応じて速やかに適切に処置
134 し、又は対応し、重篤化の回避が図られることが重要となる。

135 一般用医薬品は、軽度な疾病に伴う症状の改善等を図るためのものであり、一般の生活者が自
136 らの判断で使用するものである。通常は、その使用を中断することによる不利益よりも、重大な
137 副作用を回避することが優先され、その兆候が現れたときには基本的に使用を中止することとさ
138 れており、必要に応じて医師、薬剤師などに相談がなされるべきである^v。

139 一般用医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等から副作用の発生の経過を十分
140 に聴いて、その後の適切な医薬品の選択に資する情報提供を行うほか、副作用の状況次第では、
141 購入者等に対して、速やかに適切な医療機関を受診するよう勧奨する必要がある。

142 また、副作用は、容易に異変を自覚できるものばかりでなく、血液や内臓機能への影響等のよ
143 うに、直ちに明確な自覚症状として現れないこともあるので、継続して使用する場合には、特段
144 の異常が感じられなくても定期的に検診を受ける医療機関を受診するよう、医薬品の販売等に従
145 事する専門家から促していくことも重要である。

146

147 2) 不適正な使用と有害事象

148 医薬品は、保健衛生上のリスクを伴うものであり、疾病の種類や症状等に応じて適切な医薬品
149 が選択され、適正な使用がなされなければ、症状の悪化、副作用や事故等の好ましくない結果（有
150 害事象）を招く危険性が高くなる。一般用医薬品の場合、その使用を判断する主体が一般の生活
151 者であることから、その適正な使用を図っていく上で、販売時における専門家の関与が特に重要
152 である。

153 医薬品の不適正な使用は、概ね以下の2つに大別することができる。いずれも具体的な有害事
154 象については第2章 III（症状からみた主な副作用）を、原因となる具体的な医薬品、成分等につ
155 いては第3章（主な医薬品とその作用）を参照して問題作成のこと。また、それらに関する実務

^v 医療機関・薬局で交付された薬剤（医療用医薬品）の場合は、一般の生活者が自己判断で使用を中止すると、副作用による不都合よりも重大な治療上の問題を生じることがあるため、診療を行った医師（又は歯科医師）、調剤した薬剤師に確認する必要がある。

156 的な知識、理解を問う出題として、事例問題を含めることが望ましい。

157 (a) 使用する人の誤解や認識不足に起因する不適正な使用

158 一般用医薬品は、購入者等の誤解や認識不足のために適正に使用されないことがある。

159 例えば、選択された医薬品が適切ではなく、症状が改善しないまま使用し続けている場合
 160 や、症状の原因となっている疾病の根本的な治療や生活習慣の改善等がなされないまま、手
 161 軽に入手できる一般用医薬品を使用して症状を一時的に緩和するだけの対処を漫然と続けて
 162 いるような場合には、いたずらに有害事象を招く危険性が増すばかりでなく、適切な治療の
 163 機会を失うことにもつながりやすい。また、「薬はよく効けばよい」「多く飲めば早く効く」
 164 等と短絡的に考えて、定められた用量を超える量を服用したり、小児への使用を避けるべき
 165 医薬品を「子供だから大人用のものを半分にして飲ませればよい」として服用させるなど、
 166 安易に医薬品を使用するような場合には、特に有害事象につながる危険性が高い。このほか、
 167 人体に直接使用されない医薬品についても、使用する人の誤解や認識不足によって使い方や
 168 判断を誤り、有害事象につながることもある。

169 このような誤解や認識不足による不適正な使用や、それに起因する有害事象の発生の防止
 170 を図るには、医薬品の販売等に従事する専門家が、購入者等に対して、正しい情報を適切に
 171 伝えていくことが重要となる。購入者等が医薬品を使用する前に添付文書や製品表示を必ず
 172 読むなどの適切な行動がとられ、その適正な使用が図られるよう、購入者の理解力や医薬品
 173 を使用する状況等に即して説明がなされるべきである。

174 (b) 医薬品を本来の目的以外の意図で使用する不適正な使用

175 医薬品は、その目的とする効果に対して副作用が生じる危険性が最小限となるよう、使用
 176 する量や使い方が定められている。医薬品を本来の目的以外の意図で、定められた用量を意
 177 図的に超えて服用したり、みだりに他の医薬品や酒類等と一緒に摂取するといった乱用がな
 178 されると、過量摂取による急性中毒等を生じる危険性が高くなり、また、乱用の繰り返しに
 179 よって慢性的な臓器障害等を生じるおそれもある。

180 一般用医薬品にも習慣性・依存性がある成分を含んでいるものがあり、そうした医薬品が
 181 しばしば乱用されることが知られている。特に、青少年は、薬物乱用の危険性に関する認識
 182 や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物を興味本位で乱用すること
 183 があるので、注意が必要である。（第5章 V（医薬品の適正使用のための啓発活動）参照）

184 適正な使用がなされる限りは安全かつ有効な医薬品であっても、乱用された場合には薬物
 185 依存^{vi}を生じることがあり、一度、薬物依存が形成されると、そこから離脱することは容易で

^{vi} ある薬物の精神的な作用を体験するために、その薬物を連続的、あるいは周期的に摂取することへの強迫（欲求）を常に伴っている行動等によって特徴づけられる精神的・身体的な状態。
 なお、依存性とは、物質が有する依存を形成する性質のことであり、依存形成性ともいう。依存性が「強い・弱い」というのは、依存をより生じやすいかどうかを表したものである。習慣性とは、明確な依存を形成するほどではないものの、習慣的に使用することにつながりやすい性質をいう。

186 はない。医薬品の販売等に従事する専門家においては、必要以上の大量購入や頻回購入など
187 を試みる不審な購入者等には慎重に対処する必要があり、積極的に事情を尋ね~~る~~たり、状況
188 によっては販売を差し控えるなどの対応が図られることが望ましい。

189

190 3) 他の医薬品や食品との相互作用、飲み合わせ

191 複数の医薬品を併用した場合、又は保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性
192 表示食品）や、いわゆる健康食品を含む特定の食品と一緒に摂取した場合に、医薬品の作用が増
193 強したり、減弱したりすることを相互作用という。作用が増強すれば、作用が強く出過ぎたり、
194 副作用が発生しやすくなり、また、作用が減弱すれば、十分な効果が得られないなどの不都合を
195 生じる。

196 相互作用には、医薬品が吸収、代謝（体内で化学的に変化すること）、分布又は排泄^{せつ}される過程
197 で起こるものと、医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こるものがある。相互作用を回避
198 するには、ある医薬品を使用している期間やその前後を通じて、その医薬品との相互作用を生じ
199 るおそれのある医薬品や食品の摂取を控えなければならないのが通常である。

200 相互作用に留意されるべき具体的な医薬品、成分等に関する出題については、第3章（主な医
201 薬品とその作用）を参照して作成のこと。また、それらに関する実務的な知識、理解を問う出題
202 として、事例問題を含めることが望ましい。

203 (a) 他の医薬品との相互作用

204 一般用医薬品は、一つの医薬品の中に作用の異なる複数の成分を組み合わせて含んでいる
205 （配合される）ことが多く、他の医薬品と併用した場合に、同様な作用を持つ成分が重複す
206 ることがあり、これにより、作用が強く出過ぎたり、副作用を招く危険性が増すことがある。
207 例えば、かぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮静薬、鎮咳去痰^{がいたん}薬、アレルギー用薬等では、成分や作用が
208 重複することが多く、通常、これらの薬効群に属する医薬品の併用は避けることとされてい
209 る。副作用や相互作用のリスクを減らす観点から、緩和を図りたい症状が明確である場合に
210 は、なるべくその症状に合った成分のみが配合された医薬品が選択されることが望ましい。

211 複数の疾病を有する人では、疾病ごとにそれぞれ医薬品が使用される場合が多く、医薬品
212 同士の相互作用に関して特に注意が必要となる。医療機関で治療を受けている場合には、通
213 常、その治療が優先されることが望ましく、一般用医薬品を併用しても問題ないかどうか
214 ついては、治療を行っている医師又は歯科医師若しくは処方された医薬品を調剤する薬剤師
215 に確認する必要がある。一般用医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対
216 し、医薬品の種類や使用する人の状態等に即して情報提供を行い、同時に使用できない薬剤
217 が医療機関・薬局から交付されているた薬剤を使用している場合には、診療を行った医師若

218 しくは歯科医師又は調剤した薬剤師に相談するよう^{vii}説明がなされるべきである。

219 (b) 食品との飲み合わせ

220 食品と医薬品の相互作用は、しばしば「飲み合わせ」と表現され、食品と飲み薬が体内で
221 相互作用を生じる場合が主に想定される。

222 例えば、酒類（アルコール）は、医薬品の吸収や代謝に影響を与えることがある。アルコ
223 ールは、主として肝臓で代謝されるため、酒類（アルコール）をよく摂取する者では、その
224 代謝機能が高まっていることが多い。その結果、アセトアミノフェンなどでは、通常よりも
225 代謝されやすくなり、体内から医薬品が速く消失して十分な薬効が得られなくなることがあ
226 る。また、代謝によって産生する物質（代謝産物）に薬効があるもの場合には、作用が強
227 く出過ぎたり、逆に、代謝産物が人体に悪影響を及ぼす医薬品の場合は副作用が現れやす
228 くなる。

229 このほか、カフェインやビタミンA等のように、食品中に医薬品の成分と同じ物質が存在
230 するために、それらを含む医薬品（例：総合感冒薬）と食品（例：カフェインとコーヒー）
231 を一緒に服用すると過剰摂取となるものもある。また、生薬成分等については、医薬品的な
232 効能効果が標榜^{ほう}又は暗示されていなければ、食品（ハーブ等）として流通可能なものもあり、
233 そうした食品を合わせて摂取すると、生薬成分が配合された医薬品の効き目や副作用を増強
234 させることがある。

235 また、外用薬や注射薬であっても、食品によって医薬品の作用や代謝に影響を受ける可能
236 性がある。

237

238 4) 小児、高齢者等への配慮

239 小児、高齢者等が医薬品を使用する場合においては、保健衛生上のリスク等に関して、成人と
240 別に考える必要がある。

241 それぞれについて、特に留意されるべき具体的な医薬品、成分等については、第3章（主な医
242 薬品とその作用）を参照して問題を作成のこと。また、それらに関する実務的な知識、理解を問
243 う出題として、事例問題を含めることが望ましい。

244 (a) 小児

245 医薬品の使用上の注意において、乳児、幼児、小児という場合には、おおよその目安とし
246 て、次の年齢区分が用いられている。

247 乳児：1歳未満、幼児：7歳未満、小児：15歳未満

248 小児は、医薬品を受けつける生理機能が未発達であるため、その使用に際して特に配慮が

^{vii} 多くの生活者は、一般用医薬品の使用について、医師（歯科医師）や薬剤師に話すのをおろそかにしがちである。また、医師（歯科医師）、薬剤師も、処方や調剤をするときに、一般用医薬品を使用しているかどうか確認することまで思い至らないことがある。医療機関を受診する際に、使用している一般用医薬品があれば、その添付文書等を持参して見せるよう説明がなされるべきである。

249 必要である。例えば、小児は大人と比べて身体の大きさに対して腸が長く、服用した医薬品
250 の吸収率が相対的に高い。また、血液脳関門が未発達であるため、吸収されて循環血液中に
251 移行した医薬品の成分が脳に達しやすく、中枢神経系に影響を与える医薬品で副作用を起こ
252 しやすい。加えて、肝臓や腎臓の機能が未発達であるため、医薬品の成分の代謝・排泄に時
253 間がかかり、作用が強くと過ぎたり、副作用がより強く出ることがある。

254 医薬品の販売に従事する専門家においては、小児に対して使用した場合に副作用等が発生
255 する危険性が高まり、安全性の観点から小児への使用を避けることとされている医薬品の販
256 売等に際しては、購入者等から状況を聞いて、想定される使用者の把握に努めるなど、積極
257 的な情報収集と、それに基づく情報提供が重要となる。また、保護者等に対して、成人用の
258 医薬品の量を減らして小児へ与えるような安易な使用は避け、必ず年齢に応じた用法用量が
259 定められているものを使用するよう説明がなされることも重要である。

260 医薬品によっては、形状等が小児向けに作られていないため小児に対して使用しないこと
261 などの注意を促している場合もある。例えば、錠剤、カプセル剤等は、小児、特に乳児にそ
262 のまま飲み下させることが難しいことが多い。このため、5歳未満の幼児に使用される錠剤
263 やカプセル剤などの医薬品では、服用時に喉につかえやすいので注意するよう添付文書に記
264 載されている。医薬品が喉につかえると、大事に至らなくても咳き込んで吐き出し苦しむこ
265 とになり、その体験から乳幼児に医薬品の服用に対する拒否意識を生じさせることがある。

266 乳児向けの用法用量が設定されている医薬品であっても、乳児は医薬品の影響を受けやす
267 く、また、状態が急変しやすく、一般用医薬品の使用の適否が見極めにくいいため、基本的
268 には医師の診療を受けることが優先され、一般用医薬品による対処は最小限（夜間等、医師の
269 診療を受けることが困難な場合）にとどめるのが望ましい。また、一般に乳幼児は、容態が
270 変化した場合に、自分の体調を適切に伝えることが難しいため、医薬品を使用した後は、保
271 護者等が乳幼児の状態をよく観察することが重要である。何か変わった兆候が現れたときに
272 は、早めに医療機関に連れて行き、医師の診察を受けさせることが望ましい。

273 乳幼児が誤って薬を大量に飲み込んだ、又は目に入れてしまったなどの誤飲・誤用事故の
274 場合には、通常の使用状況から著しく異なるため、想定しがたい事態につながるおそれがあ
275 る。このような場合には、一般用医薬品であっても高度に専門的判断が必要となることが多
276 いので、応急処置等について関係機関の専門家に相談し、又は様子がおかしいようであれば
277 医療機関に連れて行くなどの対応がなされる必要がある。なお、小児の誤飲・誤用事
278 故を未然に防止するには、家庭内において、小児が容易に手に取れる場所や、小児の目につ
279 く場所に医薬品を置かないようにすることが重要である。

280 (b) 高齢者

281 医薬品の使用上の注意においては、おおよその目安として65歳以上を「高齢者」として
282 いる。

283 一般に高齢者は生理機能が衰えつつあり、特に、肝臓や腎臓の機能が低下していると医薬
284 品の作用が強くなりやすく、若年時と比べて副作用を生じるリスクが高くなる。しかし、高
285 齢者であっても基礎体力や生理機能の衰えの度合いは個人差が大きく、年齢のみから一概に
286 どの程度リスクが増大しているかを判断することは難しい。一般用医薬品の販売等に際して
287 は、実際にその医薬品を使用する高齢者の個々の状況に即して、適切に情報提供や相談対応
288 がなされることが重要である。

289 ~~生理機能が衰えている高齢者では、少ない用量から様子を見ながら使用するのが望ましい~~
290 ~~とされるが、一般用医薬品の用法用量は、使用する人の生理機能を含めて、ある程度の個人~~
291 ~~差は織り込んで設定されている。このため、一般用医薬品については、基本的には、定めら~~
292 ~~れた用量の範囲内で使用されることが望ましく、それ以下に量を減らしても十分な効果が得~~
293 ~~られなくなるだけで、必ずしもリスクの軽減にはつながらない。しかしながら、既定用量の~~
294 ~~下限で使用してもなお作用が強過ぎる等の問題を生じる場合もあるので注意が必要である。~~

295 また、高齢者は、生理機能の衰えのほか、喉の筋肉が衰えて飲食物を飲み込む力が弱まっ
296 ている（嚥下障害）場合があり、内服薬を使用する際に喉に詰まらせやすい。さらに、医薬
297 品の副作用で口渇を生じることがあり、その場合、誤嚥（食べ物等が誤って気管に入り込む
298 こと）を誘発しやすくなるので注意が必要である。

299 加えて、高齢者は、持病（基礎疾患）を抱えていることが多く、一般用医薬品の使用によ
300 って基礎疾患の症状が悪化したり、治療の妨げとなる場合があるほか、複数の医薬品が長期
301 間にわたって使用される場合には、副作用を生じるリスクも高い。

302 このほか、高齢者によくみられる傾向として、医薬品の説明を理解するのに時間がかかる
303 場合や、細かい文字が見えづらく、添付文書や製品表示の記載を読み取るのが難しい場合等
304 があり、情報提供や相談対応において特段の配慮が必要となる。また、高齢者では、手先の
305 衰えのため医薬品を容器や包装から取り出すことが難しい場合や、医薬品の取り違いや飲み
306 忘れを起こしやすいなどの傾向もあり、家族や周囲の人（介護関係者等）の理解や協力も含
307 めて、医薬品の安全使用の観点からの配慮が重要となることがある。

308 (c) 妊婦又は妊娠していると思われる女性

309 妊婦は、体の変調や不調を起こしやすいため、一般用医薬品を使用することにより、症状
310 の緩和等を図ろうとする場合もあるが、その際には妊婦の状態を通じて胎児に影響を及ぼす
311 ことがないように配慮する必要があり、そもそも一般用医薬品による対処が適切かどうかを含
312 めて慎重に考慮されるべきである。

313 胎児は、誕生するまでの間は、母体との間に存在する胎盤を通じて栄養分を受け取ってい
314 る。胎盤には、胎児の血液と母体の血液とが混ざらない仕組み（血液-胎盤関門）がある。母
315 体が医薬品を使用した場合に、血液-胎盤関門によって、どの程度医薬品の成分の胎児への移
316 行が防御されるかは、未解明のことも多い。一般用医薬品においても、多くの場合、妊婦が

317 使用した場合における安全性に関する評価が困難であるため、妊婦の使用については「相談
318 すること」としているものが多い。

319 さらに、ビタミンA含有製剤のように、妊娠前後の一定期間に通常の用量を超えて摂取す
320 ると胎児に先天異常を起こす危険性が高まるとされているものや、便秘薬のように、配合成
321 分やその用量によっては流産や早産を誘発するおそれがあるものがある。このような医薬品
322 については、十分注意して適正に使用するか、又は使用そのものを避ける必要があり、その
323 販売等に際しては、購入者等から状況を聞いて、想定される使用者の把握に努めるなど、積
324 極的な情報収集と、それに基づく情報提供がなされることが重要となる。

325 なお、妊娠の有無やその可能性については、購入者側にとって他人に知られたくない場合
326 もあることから、一般用医薬品の販売等において専門家が情報提供や相談対応を行う際には、
327 十分に配慮することが必要である。

328 (d) 母乳を与える女性（授乳婦）

329 医薬品の種類によっては、授乳婦が使用した医薬品の成分の一部が乳汁中に移行すること
330 が知られており、母乳を介して乳児が医薬品の成分を摂取することになる場合がある。この
331 ような場合、乳幼児に好ましくない影響が及ぶことが知られている医薬品については、授乳
332 期間中の使用を避けるか、使用後しばらくの間は授乳を避けることができるよう、医薬品の
333 販売等に従事する専門家から購入者に対して、積極的な情報提供がなされる必要がある。

334 吸収された医薬品の一部が乳汁中に移行することが知られていても、通常の使用の範囲で
335 は具体的な悪影響は判明していないものもあり、購入者等から相談があったときには、乳汁
336 に移行する成分やその作用等について適切な説明がなされる必要がある。

337 (e) 医療機関で治療を受けている人等

338 近年、生活習慣病等の慢性疾患を持ちながら日常生活を送る生活者が多くなっている。疾
339 患の種類や程度によっては、一般用医薬品の有効性や安全性に影響を与える要因となること
340 があり、また、一般用医薬品を使用することによってその症状が悪化したり、治療が妨げら
341 れることもある。

342 購入しようとする医薬品を使用することが想定される人が医療機関で治療を受けている場
343 合には、疾患の程度やその医薬品の種類等に応じて、問題を生じるおそれがあれば使用を避
344 けることができるよう情報提供がなされることが重要である。なお、医療機関・薬局で交付
345 された薬剤を使用している人については、登録販売者において一般用医薬品との併用の可否
346 を判断することは困難なことが多く、その薬剤を処方した医師若しくは歯科医師又は調剤を
347 行った薬剤師に相談するよう説明する必要がある。

348 過去に医療機関で治療を受けていた（今は治療を受けていない）という場合には、どのよ
349 うな疾患について、いつ頃かかっていたのか（いつ頃治癒したのか）を踏まえ、購入者等が
350 使用の可否を適切に判断することができるよう情報提供がなされることが重要である。

351 医療機関での治療は特に受けていない場合であっても、医薬品の種類や配合成分等によっ
352 ては、特定の症状がある人が使用するとその症状を悪化させるおそれがある等、注意が必要
353 なものがある。

354 注意が必要な基礎疾患や既往症、症状、注意すべき医薬品の種類、配合成分等については、
355 第5章 別表を参照して問題作成のこと。

356

357 5) プラセボ効果

358 医薬品を使用したとき、結果的又は偶発的に薬理作用によらない作用を生じることをプラセボ
359 効果（偽薬効果）という。プラセボ効果は、医薬品を使用したこと自体による楽観的な結果への
360 期待（暗示効果）や、条件付けによる生体反応、時間経過による自然発生的な変化（自然緩解な
361 ど）等が関与して生じると考えられている。

362 医薬品を使用したときにもたらされる反応や変化には、薬理作用によるもののほか、プラセボ
363 効果によるものも含まれている。プラセボ効果によってもたらされる反応や変化にも、望ましい
364 もの（効果）と不都合なもの（副作用）とがある。

365 プラセボ効果は、主観的な変化だけでなく、客観的に測定可能な変化として現れることもある
366 が、不確実であり、それを目的として医薬品が使用されるべきではない。購入者等が、適切な医
367 薬品の選択、医療機関の受診機会を失うことのないよう、正確な情報が適切に伝えられることが
368 重要である。

369

370 6) 医薬品の品質

371 医薬品は、高い水準で均一な品質が保証されていなければならないが、配合されている成分（有
372 効成分及び添加物成分）には、高温や多湿、光（紫外線）等によって品質の劣化（変質・変敗）
373 を起こしやすいものが多く、適切な保管・陳列がなされなければ、医薬品の効き目が低下したり、
374 人体に好ましくない作用をもたらす物質を生じることがある。

375 医薬品が保管・陳列される場所については、清潔性が保たれるとともに、その品質が十分保持
376 される環境となるよう（高温、多湿、直射日光等の下に置かれることのないよう）留意される必
377 要がある。その品質が承認等された基準に適合しない医薬品、その全部又は一部が変質・変敗し
378 た物質から成っている医薬品の販売等の禁止については、第4章 II（医薬品の分類・取扱い等）
379 を参照して問題作成のこと。

380 また、医薬品は、適切な保管・陳列がなされたとしても、経時変化による品質の劣化は避けら
381 れない。一般用医薬品では、薬局又は店舗販売業において購入された後、すぐに使用されるとは
382 限らず、家庭における常備薬として購入されることも多いことから、外箱等に記載されている使
383 用期限から十分な余裕をもって販売等がなされることも重要である。

384 なお、表示されている「使用期限」は、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限

385 であり、液剤などでは、いったん開封されると記載されている期日まで品質が保証されない場合
386 がある。（（第5章 I-2）（製品表示の読み方）参照。）

387

388 III 適切な医薬品選択と受診勧奨

389 1) 一般用医薬品で対処可能な症状等の範囲

390 一般用医薬品は、法^{viii}において「医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が
391 著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択
392 により使用されることが目的とされているもの（要指導医薬品を除く。）」（第4条第5項第4号）
393 と定義されている。

394 その役割としては、(1) 軽度な疾病に伴う症状の改善、(2) 生活習慣病^{viii}等の疾病に伴う症状
395 発現の予防（科学的・合理的に効果が期待できるものに限る。）、(3) 生活の質（QOL）の改善・
396 向上、(4) 健康状態の自己検査、(5) 健康の維持・増進、(6) その他保健衛生の6つがあり^{ix}、医
397 療機関での治療を受けるほどではない体調の不調や疾病の初期段階、あるいは日常において、生
398 活者が自らの疾病の診断、治療若しくは、予防又は生活の質の改善・向上を図ることを目的とし
399 ている。

400 近年、急速な高齢化の進展や生活習慣病の増加など疾病構造の変化、生活の質の向上への要請
401 等に伴い、自分自身の健康に対する関心が高い生活者が多くなっている。そのような中で、専門
402 家による適切なアドバイスの下、身近にある一般用医薬品を利用する「セルフメディケーション」
403 の考え方がみられるようになってきている。セルフメディケーションの主役は一般の生活者であ
404 り、一般用医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対して常に科学的な根拠に
405 基づいた正確な情報提供を行い、セルフメディケーションを適切に支援していくことが期待され
406 ている。したがって、情報提供は必ずしも医薬品の販売に結びつけるのではなく、医療機関の受診
407 を勧めたり（受診勧奨）、医薬品の使用によらない対処を勧めることが適切な場合があることにも
408 留意する必要がある。

409 症状が重いとき（例えば、高熱や激しい腹痛がある場合、患部が広範囲である場合等）に、一
410 般用医薬品を使用することは、一般用医薬品の役割にかんがみて、適切な対処とはいえない。体
411 調の不調や軽度の症状等について一般用医薬品を使用して対処した場合であっても、一定期間若
412 しくは一定回数使用しても症状の改善がみられない又は悪化したときには、医療機関を受診して
413 医師の診療を受ける必要がある。

414 なお、一般用医薬品で対処可能な範囲は、医薬品を使用する人によって変わってくるものであ
415 り、例えば、乳幼児や妊婦等では、通常の成人の場合に比べ、その範囲は限られてくることにも

^{viii} 生活習慣病については、運動療法及び食事療法が基本となる。

^{ix} 一般用医薬品承認審査合理化等検討会中間報告書「セルフメディケーションにおける一般用医薬品のあり方について」（平成14年11月）

416 留意される必要がある。

417

418 2) 販売時のコミュニケーション

419 一般用医薬品は、一般の生活者がその選択や使用を判断する主体であり、生活者が自らの健康
420 上の問題等について一般用医薬品を利用して改善を図ろうとすること、すなわち生活者のセルフ
421 メディケーションに対して、登録販売者は、第二类医薬品及び第三類医薬品の販売、情報提供等
422 を担う観点から、支援していくという姿勢で臨むことが基本となる。

423 医薬品の適正な使用のため必要な情報は、基本的に添付文書や製品表示に記載されているが、
424 それらの記載は一般的・網羅的な内容となっているため、個々の購入者や使用者にとって、どの
425 記載内容が当てはまり、どの注意書きに特に留意すべきなのか等について適切に理解することは
426 必ずしも容易でなく、十分に目を通さずに医薬品が使用されるおそれもある。また、購入者側が
427 あらかじめ購入する医薬品を決めていることも多いが、使う人の体質や症状等にあった製品を事
428 前に調べて選択しているのではなく、宣伝広告や販売価格等に基づいて漠然と選択していること
429 も少なくない。

430 医薬品の販売に従事する専門家においては、購入者等が、自分自身や家族の健康に対する責任
431 感を持ち、適切な医薬品を選択して、適正に使用しようとするよう、働きかけていくことが重要
432 である。専門家からの情報提供は、単に専門用語を分かりやすい平易な表現で説明するだけでな
433 く、説明した内容が購入者等にどう理解され、行動に反映されているか、などの実情を把握しな
434 がら行うことにより、その実効性が高まるものである。

435 購入者が適切な医薬品を選択し、実際にその医薬品を使用する人が必要な注意を払って適正に
436 使用していくためには、医薬品の販売に従事する専門家が、可能な限り、購入者側の個々の状況
437 の把握に努めることが重要となる。一般用医薬品の場合、必ずしも情報提供を受けた当人が医薬
438 品を使用するとは限らないことを踏まえ、販売時のコミュニケーションを考える必要がある。

439 医薬品の販売等に従事する専門家が購入者から確認しておきたい基本的なポイントとしては、
440 次のような事項が挙げられる。

- 441 ① 何のためにその医薬品を購入しようとしているか（購入者側のニーズ、購入の動機）
- 442 ② その医薬品を使用するのは情報提供を受けている当人か、又はその家族等が想定されるか
- 443 ③ その医薬品を使用する人として、小児や高齢者、妊婦等が想定されるか
- 444 ④ その医薬品を使用する人が医療機関で治療を受けていないか
- 445 ⑤ その医薬品を使用する人が過去にアレルギーや医薬品による副作用等の経験があるか
- 446 ⑥ その医薬品を使用する人が相互作用や飲み合わせで問題を生じるおそれのある他の医薬品
447 や食品を摂取していないか

448 さらに、一般用医薬品は、すぐに使用する必要に迫られて購入されるとは限らず、家庭におけ
449 る常備薬として購入されることも多いことから、その販売等に従事する専門家においては、以下

450 の点に関して把握に努めることが望ましい。

451 ⑦ その医薬品がすぐに使用される状況にあるか^x（その医薬品によって対処しようとする症状
452 等が現にあるか）

453 ⑧ 症状等がある場合、それはいつ頃からか、その原因や患部等の特定はなされているか

454 こうした購入者側の状況を把握するには、医薬品の販売等に従事する専門家から購入者に尋ね
455 ることが少なくないが、会話しやすい雰囲気づくりに努め、購入者が健康への高い関心を有する
456 生活者として参加意識を持って、医薬品を使用する状況等について自らの意志で伝えてもらえる
457 よう促していくことが重要である。

458 しかし、購入者自身、何を期待して医薬品を購入するのか漠然としている場合もあり、また、
459 購入者側に情報提供を受けようとする意識が乏しく、コミュニケーションが成立しがたい場合も
460 ある。医薬品の販売等に従事する専門家は、そうした場合であっても、購入者側から医薬品の使
461 用状況に係る情報をできる限り引き出し、可能な情報提供を行っていくためのコミュニケーション
462 技術を身につけるべきである。例えば、情報提供を受ける購入者等が医薬品を使用する本人で、
463 かつ、現に症状等がある場合には、言葉によるコミュニケーションから得られる情報のほか、そ
464 の人の状態や様子全般から得られる情報も、状況把握につながる重要な手がかりとなる。

465 また、購入者等が医薬品を使用する状況は随時変化する可能性があるため、販売数量は一時期
466 に使用する必要量とする等、販売時のコミュニケーションの機会が継続的に確保されるよう配慮
467 することも重要である。

468

469 IV 薬害の歴史

470 1) 医薬品による副作用等に対する基本的考え方

471 医薬品は、人体にとって本来異物であり、治療上の効能・効果とともに何らかの有害な作用（副
472 作用）等が生じることが^{がは}避けがたいものである。副作用は、眠気、口渇等の比較的良好に見られ
473 るものから、死亡や日常生活に支障を来すほどの重大なものまで、その程度は様々であるが、そ
474 れまでの使用経験を通じて知られているもののみならず、科学的に解明されていない未知のもの
475 が生じる場合もあり、医薬品の副作用被害やいわゆる薬害は、医薬品が十分注意して使用された
476 としても起こり得るものである。

477 このように医薬品が「両刃の剣」であることを踏まえ、医薬品の販売に従事する専門家を含め、
478 関係者が医薬品の安全性の確保に最善の努力を重ねていくことが重要である。

479

480 2) 医薬品による副作用等にかかる主な訴訟

481 (a) サリドマイド訴訟

^x すぐに医薬品を使用する状況にない場合には、購入者等に対して、実際に使用する際に、販売時になされた情報提供の内容を思い起こしながら、改めて添付文書等に目を通すよう促すことが重要である。

482 催眠鎮静剤等として販売されたサリドマイド製剤を妊娠している女性が使用したことにより、
483 出生児に四肢欠損、耳の障害等の先天異常（サリドマイド胎芽症）が発生したことに対する
484 損害賠償訴訟である。1963年6月に製薬企業を被告として、さらに翌年12月には
485 国及び製薬企業を被告として提訴され、1974年10月に和解が成立した。

486 サリドマイドは催眠鎮静成分として承認された（その鎮静作用を目的として、胃腸薬にも
487 配合された）が、副作用として血管新生^{xi}を妨げる作用もあった。妊娠している女性が摂取し
488 た場合、サリドマイドは血液-胎盤関門を通過して胎児に移行する。胎児はその成長の過程で、
489 諸器官の形成のため細胞分裂が活発に行われるが、血管新生が妨げられると細胞分裂が正常
490 に行われず、器官が十分に成長しないことから、四肢欠損、視聴覚等の感覚器や心肺機能の
491 障害等の先天異常が発生する。

492 なお、血管新生を妨げる作用は、サリドマイドの光学異性体^{xii}のうち、一方の異性体（S
493 体）のみが有する作用であり、もう一方の異性体（R体）にはなく、また、鎮静作用はR体
494 のみが有するとされている。サリドマイドが摂取されると、R体とS体は体内で相互に転換
495 するため、R体のサリドマイドを分離して製剤化しても^{xiii}催奇形性は避けられない。

496 サリドマイド製剤は、1957年に西ドイツ（当時）で販売が開始され、我が国では19
497 58年1月から販売されていた。1961年11月、西ドイツのレンツ博士がサリドマイド
498 製剤の催奇形性について警告を発し、西ドイツでは製品が回収されるに至った。一方、我が
499 国では、同年12月に西ドイツ企業から勧告が届いており、かつ翌年になってからもその企
500 業から警告が発せられていたにもかかわらず、出荷停止は1962年5月まで行われず、販
501 売停止及び回収措置は同年9月であるなど、対応の遅さが問題視されていた。

502 サリドマイドによる薬害事件は、我が国のみならず世界的にも問題となったため、WHO
503 加盟国を中心に市販後の副作用情報の収集の重要性が改めて認識され、各国における副作用
504 情報の収集体制の整備が図られることとなった。

505 (b) スモン訴訟

506 整腸剤として販売されていたキノホルム製剤を使用したことにより、亜急性脊髄視神経症
507 （英名 Subacute Myelo-Optico-Neuropathy の頭文字をとってスモンと呼ばれる。）に罹患し
508 たことに対する損害賠償訴訟である。スモンはその症状として、初期には腹部の膨満感から

^{xi} 既に存在する血管から新しい血管が形成されること。また、広義にはそれに伴い、新しい血管によって栄養分等が運ばれることも指す。胎児の成長過程のみならず、健康な成人においても重要であるが、成人における新しい血管の形成は胎児期に比べると活発でない。なお、腫瘍化した細胞近辺では血管新生が活発化し、腫瘍の成長を促すことから、血管新生を妨げる物質を抗癌剤として用いることがある。

^{xii} 分子の化学的配列は同じであるが、鏡像関係（鏡に映ったように左右対称の関係）にあり、互いに重ね合わせることができないもの。互いに光学異性体にあるものについて、それぞれR体とS体として区別する表示方法のほか、d体とl体として区別する表記方法、D体とL体として区別する表記方法があり、医薬品の配合成分の名称の記載においては、それらの表記方法が用いられていることが多い。

^{xiii} サリドマイド製剤はR体とS体が分離されていない混合体（ラセミ体）を用いて製造されており、当時は、光学異性体の違いによって有効性や安全性に差が生じることは明確でなかった。その後、新たな有効成分を含む医薬品の承認にあたっては、光学異性体の有無や有効性、安全性等への影響についても確認、評価がなされるようになった。

509 激しい腹痛を伴う下痢を生じ、次第に下半身の痺れや脱力、歩行困難等が現れる。麻痺は上
510 半身にも広がる場合があり、ときに視覚障害から失明に至ることもある。

511 キノホルム製剤は、1924年から整腸剤として販売されていたが、1958年頃から消
512 化器症状を伴う特異な神経症状が報告されるようになり、米国では1960年にアマーバ赤
513 痢に使用が制限された。我が国では、1970年8月になって、スモンの原因はキノホルム
514 であるとの説が発表され、同年9月に販売が停止された。

515 1971年5月に国及び製薬企業を被告として提訴された。被告である国は、スモン患者
516 の早期救済のためには、和解による解決が望ましいとの基本方針に立って、1977年10
517 月に東京地裁において和解が成立して以来、各地の地裁及び高裁において和解が勧められ、
518 1979年9月に全面和解が成立した。

519 スモン患者に対しては、治療研究施設の整備、治療法の開発調査研究の推進、施術費及び
520 医療費の自己負担分の公費負担、世帯厚生資金貸付による生活資金の貸付、重症患者に対す
521 る介護事業が講じられている。

522 サリドマイド訴訟、スモン訴訟を契機として、1979年、医薬品の副作用による健康被
523 害の迅速な救済を図るため、医薬品副作用被害救済制度が創設された。

524 (c) HIV訴訟

525 血友病患者が、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が混入した原料血漿から製造された血液
526 凝固因子製剤の投与を受けたことにより、HIVに感染したことに対する損害賠償訴訟であ
527 る。国及び製薬企業を被告として、1989年5月に大阪地裁、同年10月に東京地裁で提
528 訴された。大阪地裁、東京地裁は、1995年10月、1996年3月にそれぞれ和解勧告
529 を行い、1996年3月に両地裁で和解が成立した。

530 和解確認書において、国（厚生大臣（当時））は、「我が国における血友病患者のHIV感
531 染という悲惨な被害を拡大させたことについて指摘された重大な責任を深く自覚、反省して、
532 原告らを含む感染被害者に物心両面にわたり甚大な被害を被らせるに至ったことにつき、深
533 く衷心よりお詫びする」とともに、「サリドマイド、キノホルムの医薬品副作用被害に関する
534 訴訟の和解による解決に当たり、前後2回にわたり、薬害の再発を防止するため最善の努力
535 をすることを確約したにもかかわらず、再び本件のような医薬品による悲惨な被害を発生さ
536 せるに至ったことを深く反省し、その原因についての真相の究明に一層努めるとともに、安
537 全かつ有効な医薬品を国民に供給し、医薬品の副作用や不良医薬品から国民の生命、健康を
538 守るべき重大な責務があることを改めて深く認識し、薬事法上医薬品の安全性確保のため厚
539 生大臣に付与された各種権限を十分活用して、本件のような医薬品による悲惨な被害を再び
540 発生させることがないよう、最善、最大の努力を重ねることを改めて確約する」としている。

541 本訴訟の和解を踏まえ、国は、HIV感染者に対する恒久対策として、エイズ治療研究開
542 発センター及び拠点病院の整備や治療薬の早期提供等の様々な取り組みを推進してきている。

543 また、1999年8月24日には、厚生大臣が出席し、関係患者団体等を招いて「誓いの
544 碑」の竣^{しゆん}工式が行われた。「誓いの碑」には、「命の尊さを心に刻みサリドマイド、スモン、
545 HIV感染のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないよう医薬品の安全
546 性・有効性の確保に最善の努力を重ねていくことをここに銘記する 千数百名もの感染者を
547 出した『薬害エイズ』事件 このような事件の発生を反省しこの碑を建立した 平成11年
548 8月 厚生省」と刻まれている。

549 HIV感染者に対する恒久対策のほか、医薬品の副作用等による健康被害の再発防止に向
550 けた取り組みも進められ、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（当時）との連携によ
551 る承認審査体制の充実、製薬企業に対し従来の副作用報告に加えて感染症報告の義務づけ、
552 緊急に必要とされる医薬品を迅速に供給するための「緊急輸入」制度の創設等を内容とする
553 改正薬事法が1996年に成立し、翌年4月に施行された。また、血液製剤の安全確保対策
554 として検査や献血時の問診の充実が図られるとともに、薬事行政組織の再編、情報公開の推
555 進、健康危機管理体制の確立等がなされた。

556 (d) CJD訴訟

557 脳外科手術等に用いられていたヒト乾燥硬膜を介してクロイツフェルト・ヤコブ病（CJ
558 D）に罹患^りしたことに対する損害賠償訴訟である。CJDは、細菌でもウイルスでもないタ
559 ンパク質の一種であるプリオンが原因とされ、プリオンが脳の組織に感染し、次第に認知症
560 に類似した症状が現れ、死に至る重篤な神経難病である。ヒト乾燥硬膜の原料が採取された
561 段階でプリオンに汚染されている場合があり、プリオン不活化のための十分な化学的処理が
562 行われないまま製品として流通し、脳外科手術で移植された患者にCJDが発生した。

563 国、輸入販売業者及び製造業者を被告として、1996年11月に大津地裁、1997年
564 9月に東京地裁で提訴された。大津地裁、東京地裁は2001年11月に和解勧告を行い、
565 2002年3月に両地裁で和解が成立した。

566 本訴訟の和解に際して、国（厚生労働大臣）は、生物由来の医薬品等によるHIVやCJ
567 Dの感染被害が多発したことにかんがみ、こうした医薬品等の安全性を確保するため必要な
568 規制の強化を行うとともに、生物由来の医薬品等による被害の救済制度を早期に創設できる
569 よう努めることを誓約し、2002年に行われた薬事法改正に伴い、生物由来製品の安全対
570 策強化、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による生物由来製品による感染等被害救済制
571 度の創設等がなされた。これらのほか、CJD患者の入院対策・在宅対策の充実、CJDの
572 診断・治療法の研究開発、CJDに関する正しい知識の普及・啓発、患者家族・遺族に対す
573 る相談事業等に対する支援、CJD症例情報の把握、ヒト乾燥硬膜の移植の有無を確認する
574 ための患者診療録の長期保存等の措置が講じられるようになった。

575 サリドマイド製剤、キノホルム製剤については、一般用医薬品として販売されていた製品もあ
576 り、一般用医薬品の販売等に従事する者においては、薬害事件の歴史を十分に理解し、医薬品の

- 577 副作用等による健康被害の拡大防止に関して、製薬企業や国だけでなく、医薬品の情報提供、副
578 作用報告等を通じて、その責務の一端を担っていることを肝に銘じておく必要がある。
579

1 第2章 人体の働きと医薬品

問題作成のポイント

- 身体の構造と働き、薬の働く仕組み、副作用の症状等に関する基本的な知識を、購入者への情報提供や相談対応に活用できること

2

3 I 人体の構造と働き

4 ヒトの体は、細胞が集まって構成されており、関連する働きを持つ細胞が集まって組織を作り、
5 複数の組織が組み合わさって一定の形態を持ち、特定の働きをする器官が形成される。器官が互
6 いに連絡して協働し、全体として一つの機能を持つ場合、それらを器官系という。

7 また、細胞と細胞の間には、カルシウム化合物、粘液物質、^ニ膠原線維等の物質が存在し、これ
8 を細胞間質という。

9

10 1 胃・腸、肝臓、肺、心臓、腎臓などの内臓器官

11 1) 消化器系

12 飲食物を消化して生命を維持していくため必要な栄養分として吸収し、その残渣^しを体外に排出
13 する器官系である。これに関わる器官として、次のものがある。

14 ○ 消化管：口腔^{くわう}、咽頭、食道、胃、小腸、大腸、^ニ肛門

15 ○ 消化腺：唾液腺、肝臓、^{のう}胆嚢、^{すい}膵臓

16 消化管は、口腔^{くわう}から^ニ肛門まで続く管で、平均的な成人で全長約9mある。飲食物はそのままの
17 形で栄養分として利用できず、消化管で吸収される形に分解する必要があるが、これを消化とい
18 う。消化には、消化腺^{せんとく}から分泌される消化液による化学的消化と、咀嚼^{そしやく}（食物を噛み、口腔内で
19 粉碎すること）や消化管の運動による機械的消化とがある。

20 ○ 化学的消化：消化液に含まれる消化酵素の作用によって飲食物を分解する。

21 ○ 機械的消化：口腔^{くわう}における咀嚼^{そしやく}や、消化管の運動などによって消化管の内容物を細かくし
22 て消化液と混和し、化学的消化を容易にする。

23 (a) 口腔^{くわう}

24 ① 歯

25 歯は、歯周組織（歯肉、歯根膜、歯槽骨、セメント質）によって上下の顎の骨に固定さ
26 れている。歯槽骨の中に埋没している歯の部分を歯根、^{けい}歯頸（歯肉線のあたり）を境に口腔^{くわう}
27 に露出する部分を歯冠という。

28 歯冠の表面はエナメル質で覆われ、体で最も硬い部分となっている。エナメル質の下に
29 は象牙質と呼ばれる硬い骨状の組織があり、神経や血管が通る歯髓を取り囲んでいる。歯

30 の齶蝕^{xiv}が象牙質に達すると、神経が刺激されて、歯がしみたり痛みを感じるようになる。

31 ② 舌

32 舌の表面には、舌乳頭という無数の小さな突起があり、味覚を感知する部位である味蕾が
33 分布している。舌は味覚を感知するほか、咀嚼^{そしやく}された飲食物を攪拌して唾液と混和させる
34 働きがある。

35 ③ 唾液腺

36 唾液を分泌し、食物を湿潤させてかみ砕きやすくし、また、咀嚼物を滑らかにして嚥下^{えんげ}
37 を容易にする。唾液には、デンプンをデキストリンや麦芽糖に分解する消化酵素（プチア
38 リン。唾液アミラーゼともいう。）が含まれ、また、味覚の形成にも重要な役割を持つ。

39 唾液は、リゾチーム^{xv}等の殺菌・抗菌物質を含んでおり、口腔粘膜の保護・洗浄、殺菌
40 等の作用もある。また、唾液によって口腔内はpHがほぼ中性に保たれ、酸による歯の齶蝕^{うしよく}
41 を防いでいる。

42 (b) 咽頭、食道

43 咽頭は、口腔^{くわう}から食道に通じる食物路と、呼吸器の気道とが交わる場所である。飲食物
44 を飲み込む運動（嚥下^{えんげ}）が起きるときには、喉頭の入り口にある弁（喉頭蓋）が反射的に閉
45 じることにより、飲食物が喉頭や気管に流入せず食道へと送られる。

46 食道は喉もとから上腹部のみぞおち近くまで続く、直径1～2cmの管状の器官で、消化液
47 の分泌腺はない。嚥下された飲食物は、重力によって胃に落ち込むのではなく、食道の運動に
48 よって胃に送られる。食道の上端と下端には括約筋があり、胃の内容物が食道や咽頭に逆流
49 しないように防いでいる。胃液が食道に逆流すると、むねやけが起きる。

50 (c) 胃

51 上腹部にある中空の臓器で、中身が空の状態では扁平^{へんぺい}に縮んでいるが、食道から内容物が
52 送られてくると、その刺激に反応して胃壁の平滑筋が弛緩し、容積が広がる（胃適応性弛緩）。

53 胃の内壁は粘膜で覆われて多くのひだをなしている。粘膜の表面には無数の微細な孔があ
54 り、胃腺につながって塩酸（胃酸）のほか、ペプシノーゲンなどを分泌している。ペプシノ
55 ーゲンは胃酸によって、タンパク質を消化する酵素であるペプシンとなり、胃酸とともに胃
56 液として働く。タンパク質がペプシンによって半消化された状態をペプトンという。また、
57 胃酸は、胃内を強酸性に保って内容物が腐敗や発酵を起こさないようにする役目も果たして
58 いる。

59 胃液による消化作用から胃自体を保護するため、胃の粘膜表皮を覆う細胞から粘液が分泌
60 されている。胃液分泌と粘液分泌のバランスが崩れると、胃液により胃の内壁が損傷を受け

^{xiv} 口腔内の常在細菌が糖質から産生する酸で歯が脱灰されることによって起こる歯の欠損。いわゆる「むし歯」。

^{xv} リゾチームには細菌の細胞壁を分解する酵素作用のほか、消炎作用などもあり、生体防御因子として働く。唾液以外に、鼻汁や涙液にも含まれている。なお、医薬品に用いられるリゾチーム塩酸塩は、卵白から精製したものである。

61 て胃痛等の症状を生じることがある。また、胃粘液に含まれる成分は、小腸におけるビタミ
62 ンB12の吸収にも重要な役割を果たしている。

63 食道から送られてきた内容物は、胃の運動によって胃液と混和され、かゆ状となって小腸
64 に送り出されるまで数時間、胃内に滞留する。滞留時間は、炭水化物主体の食品の場合には
65 比較的短く、脂質分の多い食品の場合には比較的長い。

66 (d) 小腸

67 全長6～7mの管状の臓器で、十二指腸、空腸、回腸の3部分に分かれる。

68 十二指腸は、胃から連なる約25cmのC字型に彎曲した部分で、彎曲部には膵臓からの膵
69 管と胆嚢からの胆管の開口部があって、それぞれ膵液と胆汁を腸管内へ送り込んでいる。

70 腸の内壁からは腸液が分泌され、十二指腸で分泌される腸液に含まれる成分の働きによっ
71 て、膵液中のトリプシノーゲンがトリプシンになる。トリプシンは、胃で半消化されたタン
72 パク質（ペプトン）をさらに細かく消化する酵素である。

73 小腸のうち十二指腸に続く部分の、概ね上部40%が空腸、残り約60%が回腸であるが、
74 明確な境目はない。空腸で分泌される腸液（粘液）に、腸管粘膜上の消化酵素（半消化され
75 たタンパク質をアミノ酸まで分解するエレプシン、炭水化物を単糖類（ブドウ糖、ガラクト
76 ース、果糖）まで分解するマルターゼ、ラクターゼ等）が加わり、消化液として働く。

77 小腸の運動によって、内容物がそれらの消化液（膵液、胆汁、腸液）と混和されながら大
78 腸へと送られ、その間に消化と栄養分の吸収が行われる。

79 小腸は栄養分の吸収に重要な器官であるため、内壁の表面積を大きくする構造を持つ。十
80 二指腸の上部を除く小腸の内壁には輪状のひだがあり、その粘膜表面は絨毛（柔突起ともい
81 う）に覆われてピロード状になっている。絨毛を構成する細胞の表面には、さらに微絨毛
82 が密生して吸収効率を高めている。

83 炭水化物とタンパク質は、消化酵素の作用によってそれぞれ単糖類、アミノ酸に分解され
84 て吸収される。脂質（トリグリセリド）は、消化酵素（リパーゼ）の作用によって分解を受
85 けるが、小腸粘膜の上皮細胞で吸収されると脂質に再形成され、乳状脂粒（リポタンパク質^{xvi}
86 の一種でカイロミクロンとも呼ばれる）となる。その際、脂溶性ビタミンも一緒に取り込ま
87 れる。

88 (e) 膵臓

89 胃の後下部に位置する細長い臓器で、膵液を十二指腸へ分泌する。膵液は弱アルカリ性で、
90 胃で酸性となった内容物を中和するのに重要である。膵液は、消化酵素の前駆体タンパクで
91 あり消化管内で活性体であるトリプシンに変換されるトリプシノーゲンのほか、デンプンを
92 分解するアミラーゼ（膵液アミラーゼ）、脂質を分解するリパーゼなど、多くの消化酵素を含

^{xvi} 脂質がタンパク質などの物質と結合した微粒子。

93 んでいる。すなわち、膵臓^{すい}は、炭水化物、タンパク質、脂質のそれぞれを消化するすべての
94 酵素の供給を担っている。

95 また、膵臓^{すい}は、消化腺であるとともに、血糖値を調節するホルモン（インスリン及びグル
96 カゴン）等を血液中に分泌する内分泌腺でもある。

97 (f) 胆嚢^{のう}、肝臓

98 胆嚢^{のう}は、肝臓で産生された胆汁を濃縮して蓄える器官で、十二指腸に内容物が入ってくる
99 と収縮して腸管内に胆汁を送り込む。

100 胆汁に含まれる胆汁酸塩（コール酸、デオキシコール酸等の塩類）は、脂質の消化を容易
101 にし、また、脂溶性ビタミンの吸収を助ける。腸内に放出された胆汁酸塩の大部分は、小腸
102 で再吸収されて肝臓に戻される（腸肝循環）。

103 胆汁には、古くなった赤血球や過剰のコレステロール等を排出する役割もある。胆汁に含
104 まれるビリルビン（胆汁色素）は、赤血球中のヘモグロビンが分解されて生じた老廃物で、
105 腸管内に排出されたビリルビンは、腸管内に生息する常在細菌（腸内細菌）によって代謝さ
106 れて、糞便^{ふん}を茶褐色にする色素となる。

107 肝臓は、大きい臓器であり、横隔膜の直下に位置する。胆汁を産生するほかに、主な働き
108 として次のようなものがある。

109 i) 栄養分の代謝・貯蔵

110 小腸で吸収されたブドウ糖は、血液によって肝臓に運ばれてグリコーゲンとして蓄えら
111 れる^{xvii}。グリコーゲンは、ブドウ糖が重合してできた高分子多糖で、血糖値が下がったと
112 きなど、必要に応じてブドウ糖に分解されて血液中に放出される。皮下組織等に蓄えられ
113 た脂質も、一度肝臓に運ばれてからエネルギー源として利用可能な形に代謝される。

114 また、肝臓は、脂溶性ビタミンであるビタミンA、D等のほか、ビタミンB6やB12
115 等の水溶性ビタミンの貯蔵臓器でもある。

116 ii) 生体に有害な物質の無毒化・代謝

117 消化管等から吸収された、又は体内で生成した、滞留すると生体に有害な物質を、肝細
118 胞内の酵素系の働きで代謝して無毒化^{xviii}し、又は体外に排出されやすい形にする。

119 医薬品として摂取された物質の多くも、肝臓において代謝される。

120 アルコールの場合、胃や小腸で吸収されるが、肝臓へと運ばれて一度アセトアルデヒド^{xix}
121 に代謝されたのち、さらに代謝されて酢酸となる。アミノ酸が分解された場合等に生成す
122 るアンモニアも、体内に滞留すると有害な物質であり、肝臓において尿素へと代謝される。

^{xvii} ブドウ糖からのグリコーゲン生成は、骨格筋の組織でも行われ、骨格筋もその収縮のエネルギー源としてグリコーゲンを蓄えている。グリコーゲンはエネルギー源としての貯蔵効率が脂質に比べて低いため、グリコーゲンとして蓄えられたのち、消費されない余剰分は徐々に脂質へと転換される。

^{xviii} まれに物質によっては、代謝を受けて生体に有害な（発癌^{がん}性等）物質となるものもある。

^{xix} 二日酔いの症状は、体内での中間代謝物であるアセトアルデヒドの毒性によるものと考えられている。

123 ヘモグロビンが分解して生じたビリルビンも肝臓で代謝されるが、肝機能障害や胆管閉
 124 塞などを起こすとビリルビンが循環血液中に滞留して、黄疸（皮膚や白目が黄色くなる症
 125 状）を生じる。

126 iii) 生体物質の産生

127 胆汁酸やホルモンなどの生合成の出発物質となるコレステロール、フィブリノゲン等の
 128 血液凝固因子、アルブミン等、生命維持に必須な役割を果たす種々の生体物質は、肝臓に
 129 おいて産生される。また、肝臓では、必須アミノ酸^{xx}以外のアミノ酸を生合成することが
 130 できる。

131 (g) 大腸

132 盲腸、虫垂、上行結腸、横行結腸、下行結腸、S状結腸、直腸からなる管状の臓器で、内
 133 壁粘膜に絨毛^{じゅうもう}がない点で小腸と区別される。

134 腸の内容物は、大腸に入ってきたときはかゆ状であるが、大腸の運動によって腸管内を通
 135 過するに従って水分とナトリウム、カリウム、リン酸等の電解質の吸収が行われ、固形状の糞
 136 便が形成される。大腸では消化はほとんど行われぬ。大腸の粘膜から分泌される粘液（大
 137 腸液）は、便塊を粘膜上皮と分離しやすく滑らかにする。

138 大腸内には腸内細菌が多く存在し、腸管内の食物繊維（難消化性多糖類）を発酵分解する。
 139 大腸の粘膜上皮細胞は、腸内細菌が食物繊維を分解して生じる栄養分を、その活動に利用し
 140 ており、大腸が正常に働くには、腸内細菌の存在が重要である。また、大腸の腸内細菌は、
 141 血液凝固や骨へのカルシウム定着に必要なビタミンK等の物質も産生している。なお、腸内
 142 細菌による発酵で、糞便の臭気^{くさけ}の元となる物質やメタン、二酸化炭素等のガスが生成される。

143 通常、糞便^{ふんべん}の成分の大半は水分で、そのほか、はがれ落ちた腸壁上皮細胞の残骸（15～
 144 20%）や腸内細菌の死骸（10～15%）が含まれ^{xxi}、食物の残渣^{ざんざ}は約5%に過ぎない。糞
 145 便となって直腸に達すると、刺激が脳に伝わって便意を生じる。

146 直腸は、大腸の終末の部分で、肛門^{こうもん}へと続いている。通常、糞便^{ふんべん}は下行結腸、S状結腸に
 147 滞留し、直腸は空になっている。S状結腸に溜まった糞便^{ふんべん}が直腸へ送られてくると、その刺
 148 激に反応して便意が起こる。

149 (h) 肛門

150 直腸粘膜が皮膚へと連なる体外への開口部である。直腸粘膜と皮膚の境目になる部分には
 151 歯状線と呼ばれるギザギザの線がある。

152 肛門^{こうもん}周囲は肛門括約筋で囲まれており、排便を意識的に調節することができる。また、静
 153 脈が細かい網目状に通っていて、それらの血管が鬱血すると痔^じの原因となる。

^{xx} 体内で作られないため、食品などから摂取する必要があるアミノ酸。ヒトの場合、トリプトファン、リジン、メチオニン、フェニルアラニン、スレオニン、バリン、ロイシン、イソロイシン、ヒスチジンの9種のアミノ酸が必須アミノ酸とされる。

^{xxi} 食事を摂らなくても排泄^{せつ}される糞便^{ふんべん}は、これらが排出されたものである。

154

155 2) 呼吸器系

156 呼吸を行うための器官系で、鼻腔、咽頭、喉頭、気管、気管支、肺からなる。鼻腔から気管支
157 までの呼気及び吸気の通り道を気道といい、そのうち、咽頭・喉頭までの部分を上気道、気管か
158 ら気管支、肺までの部分を下気道という。

159 呼吸器は常時外気と接触する器官であり、様々な異物、病原物質の侵入経路となるため、幾つ
160 もの防御機構が備わっている。

161 (a) 鼻腔

162 鼻の内側の空洞部分である。鼻腔の入り口（鼻孔）にある鼻毛は、空気中の塵、埃等を吸
163 い込まないようにするフィルターの役目を果たしている。

164 鼻腔の内壁は、粘膜で覆われた棚状の凹凸になっており、吸入された空気との接触面積を
165 広げ、効率よく適度な湿り気と温もりを与えて、乾燥した冷たい外気が流れ込むのを防いで
166 いる。鼻腔内に物理的又は化学的な刺激を受けると、反射的にくしゃみが起きて激しい呼気
167 とともに刺激の原因物を排出しようとする。

168 鼻腔の内壁には粘液分泌腺が多く分布し、鼻汁を分泌する。鼻汁は、鼻から吸った空気に
169 湿り気を与えたり、粘膜を保護するため、常に少しずつ分泌されている。鼻汁にはリゾチー
170 ムが含まれ、気道の防御機構の一つとなっている。かぜやアレルギーのときなどには、防御
171 反応として大量に鼻汁が分泌されるようになる。

172 (b) 咽頭

173 鼻腔と口腔につながっており、咽頭は消化管と気道の両方に属する。

174 咽頭の後壁には扁桃^{xxii}があり、粘膜表面が凹凸している。扁桃はリンパ組織（白血球の一
175 種であるリンパ球が密集する組織）が集まってできていて、気道に侵入してくる細菌、ウイ
176 ルス等に対する免疫反応が行われる。

177 (c) 喉頭、気管、気管支

178 喉頭は、咽頭と気管の間にある軟骨に囲まれた円筒状の器官で、軟骨の突起した部分（喉
179 頭隆起）がいわゆる「のどぼとけ」である。喉頭は、発声器としての役割もあり、呼気で喉
180 頭上部にある声帯を振動させて声が発せられる。声帯に過度の負担がかかると、声がかすれ
181 てくる。

182 喉頭から肺へ向かう気道が左右の肺へ分岐するまでの部分を気管といい、そこから肺の中
183 で複数に枝分かれする部分を気管支という。喉頭の大部分と気管から気管支までの粘膜は線
184 毛上皮で覆われており、吸い込まれた粉塵、細菌等の異物は、気道粘膜から分泌される粘液
185 にくらめ取られ、線毛運動による粘液層の連続した流れによって気道内部から咽頭へ向けて

xxii 俗に「扁桃腺」と呼ばれるが分泌腺ではなく、扁桃が正しい名称である。

186 排出され、唾液とともに嚥下される。

187 (d) 肺

188 胸部の左右両側に1対ある。肺自体には肺を動かす筋組織がないため、自力で膨らんだり
189 縮んだりするのではなく、横隔膜や肋間筋によって拡張・収縮して呼吸運動が行われている。

190 肺の内部で気管支が細かく枝分かれし、末端はブドウの房のような構造となっており、そ
191 の球状の袋部分を肺胞という。肺胞の壁は非常に薄くできていて、周囲を毛細血管が網のよ
192 うに取り囲んでいる。肺胞と毛細血管を取り囲んで支持している組織を間質という。

193 肺胞の壁を介して、心臓から送られてくる血液から二酸化炭素が肺胞気中に拡散し、代わ
194 りに酸素が血液中の赤血球に取り込まれるガス交換が行われる^{xxiii}。肺胞気中の二酸化炭素は、
195 呼気に混じって排出される。

196

197 3) 循環器系

198 体液（血液やリンパ液）を体内に循環させ、酸素、栄養分等を全身の組織へ送り、老廃物を排泄
199 器官へ運ぶための器官系で、心臓、血管系、血液、脾臓、リンパ系からなる。

200 血管系が心臓を中心とする閉じた管（閉鎖循環系）であるのに対して、リンパ系は末端がリン
201 パ毛細管となって組織の中に開いている開放循環系である。

202 (a) 心臓

203 心筋でできた握りこぶし大の袋状の臓器で、胸骨の後方に位置する。血液は心臓がポンプ
204 の役目を果たすことによって循環している。

205 心臓の内部は上部左右の心房、下部左右の心室の4つの空洞に分かれている。心房で血液
206 を集めて心室に送り、心室から血液を拍出する。このような心臓の動きを拍動という。その
207 際に血液が確実に一方向に流れるよう、心室には血液を取り込む側と送り出す側にそれぞれ
208 弁があり、拍動と協調して交互に開閉する。

209 心臓の右側部分（右心房、右心室）は、全身から集まってきた血液を肺へ送り出す。肺で
210 のガス交換が行われた血液は、心臓の左側部分（左心房、左心室）に入り、そこから全身に
211 送り出される。

212 (b) 血管系（動脈、静脈、毛細血管）

213 血液が血管中を流れる方向は一定しており、心臓から拍出された血液を送る血管を動脈、
214 心臓へ戻る血液を送る血管を静脈という。いずれも血管壁が収縮すると血管は細くなり、弛緩
215 すると拡張し、心拍数と同様に自律神経系によって制御される。

216 動脈は弾力性があり、圧力がかかっても耐えられるようになっている^{xxiv}。動脈の多くは体

^{xxiii} ガス交換を行うため、肺胞は粘液層や線毛によって保護されておらず、肺胞まで異物や細菌が侵入してきたときには、肺胞表面を自在に移動できる肺胞マクロファージ（貪食細胞）がそれらを探しあてて取り込み、消化する防御機構が備わっている。

^{xxiv} 血漿中の過剰なコレステロールが血管の内壁に蓄積すると、血液が流れにくくなるとともに、動脈ではその弾力性が損な

217 の深部を通っているが、頸部、手首、肘の内側等では皮膚表面近くを通るため、心拍に合わ
218 せて脈がふれる。血管壁にかかる圧力（血圧）は、通常、上腕部の動脈で測定される^{xxv}。

219 静脈は皮膚表面近くを通っている部分が多く、皮膚の上から透けて見える。静脈にかかる
220 圧力は比較的lowいため、血管壁は動脈よりも薄い。四肢を通る静脈では血流が重力の影響を
221 受けやすいため、一定の間隔をおいて内腔くうに向かう薄い帆状のひだ（静脈弁）が発達して血
222 液の逆流を防いでいる。

223 毛細血管は、動脈と静脈の間をつなぐように体中の組織に細かく張り巡らされている細い
224 血管である。毛細血管の薄い血管壁を通して、酸素と栄養分が血液中から組織へ運び込まれ、
225 それと交換に二酸化炭素や老廃物が組織から血液中へ取り込まれる。

226 消化管壁を通っている毛細血管の大部分は、門脈と呼ばれる血管に集まって肝臓に入る。
227 消化管ではアルコール、毒素等のように生体に悪影響を及ぼす物質が取り込まれることがあ
228 るため、消化管で吸収された物質が一度肝臓を通して代謝や解毒を受けた後に、血流に乗っ
229 て全身を循環する仕組みとなっている。

230 (c) 血液

231 血液は、血漿しょうと血球からなり、酸素や栄養分を全身の組織に供給し、二酸化炭素や老廃物
232 を排泄器官へ運ぶほか、ホルモンの運搬によって体内各所の器官・組織相互の連絡を図る役
233 割もある。また、血液の循環によって、体内で発生した温熱が体表、肺、四肢の末端等に分
234 配され、全身の温度をある程度均等に保つのに役立っている。

235 ① 血漿しょう

236 90%以上が水分からなり、アルブミン、グロブリン等のタンパク質のほか、微量の脂
237 質、糖質、電解質を含む。

238 アルブミンは、血液の浸透圧を保持する（血漿成分が血管から組織中に漏れ出るのを防
239 ぐ）働きがあるほか、ホルモンや医薬品の成分等と複合体を形成して、それらが血液によ
240 って運ばれるときに代謝や排泄を受けにくくする。

241 グロブリンは、その多くが、免疫反応において、体内に侵入した細菌やウイルス等の異
242 物を特異的に認識する抗体としての役割を担うため、そういったものは免疫グロブリンと
243 も呼ばれる。

244 脂質（中性脂肪、コレステロール等）は、血漿中のタンパク質と結合してリポタンパク
245 質を形成し、血漿中に分散している。なお、血液の粘稠性は、主として血漿の水分量や
246 赤血球の量で決まり、血中脂質量はほとんど影響を与えない^{xxvi}。

247 ② 血球（赤血球、白血球、血小板）

われてもろくなる。

^{xxv} 心臓が収縮したときの血圧を最大血圧、心臓が弛緩したときの血圧（心臓には圧がかからなくても、血管には血管壁の持つ弾力のためある程度の圧がある）を最小血圧という。

^{xxvi} 脂質異常症や動脈硬化症に伴う血行障害は、血管の病変によるものであり、血液自体の粘稠性とは直接関係しない。

248 【赤血球】 中央部がくぼんだ円盤状の細胞で、血液全体の約40%を占め^{xxvii}、赤い血色素（ヘモグロビン）を含む。

249
250 ヘモグロビンは鉄分と結合したタンパク質で、酸素量の多いところ（肺胞の毛細血管）
251 で酸素分子と結合し、酸素が少なく二酸化炭素が多いところ（末梢組織の毛細血管）で
252 酸素分子を放出する性質がある。このようなヘモグロビンの性質によって、肺で取り込
253 まれた酸素が、全身の組織へ供給される（二酸化炭素はヘモグロビンとほとんど結合せ
254 ず、血漿中に溶け込んで末梢組織から肺へ運ばれる）。

255 赤血球は骨髄で産生されるが、赤血球の数が少なすぎたり、赤血球中のヘモグロビン
256 量が欠乏すると、血液は酸素を十分に供給できず、疲労や血色不良などの貧血症^{xxviii}が
257 現れる。その原因としては、食事の偏りや胃腸障害等のため赤血球の産生に必要なビタ
258 ミンが不足することによる場合（ビタミン欠乏性貧血）や、月経過多や消化管出血等に
259 よる血液損失等のためヘモグロビンの生合成に必要な鉄分が不足することによる場合
260 （鉄欠乏性貧血）などがある。

261 【白血球】 体内に侵入した細菌やウイルス等の異物に対する防御を受け持つ細胞である。
262 形態や機能等の違いにより、数種類に細分類される。

263 i) 好中球は、最も数が多く、白血球の約60%を占めている。血管壁を通り抜けて
264 組織の中に入り込むことができ、感染が起きた組織に遊走して集まり、細菌やウイ
265 ルス等を食作用によって取り込んで分解する。

266 ii) リンパ球は、白血球の約1/3を占め、血液のほかリンパ液にも分布して循環し
267 ている。リンパ節、脾臓等のリンパ組織で増殖し、細菌、ウイルス等の異物を認識
268 したり（T細胞リンパ球）、それらに対する抗体（免疫グロブリン）を産生する（B
269 細胞リンパ球）。

270 iii) 単球は、白血球の約5%と少ないが最も大きく、強い食作用を持つ。血管壁を通
271 り抜けて組織の中に入り込むことができ、組織の中ではマクロファージ（貪食細胞）
272 と呼ばれる。

273 iv) これらのほか、アレルギーに関与する白血球もある。

274 これら種々の白血球が協働して、生体の免疫機能が発揮される。感染や炎症などが起
275 きると全体の数が増加するとともに、種類ごとの割合も変化する。

276 【血小板】 血管が破れたり切れたりすると、血液が血管外に漏れ出す。血管だけでなく
277 皮膚まで傷ついて血液が体の外に流れ出す出血（外出血）に対し、血液が組織の隙間や
278 器官の内部に流れ込むことを内出血という。生体には損傷した血管からの血液の流出を

^{xxvii} 標高の高い土地での生活や重度の喫煙など、酸素が少ない環境で長期間過ごす、血液中の赤血球の割合が増加する。

^{xxviii} 心臓機能や自律神経系の障害による立ちくらみ（起立性低血圧）やめまいなどの症状が俗に貧血と呼ばれることがあり、誤って混同されやすい。

279 抑える仕組みが備わっており、血小板がその仕組みにおいて重要な役割を担っている。
 280 損傷した血管は、血管壁が収縮することで血流を減少させ、大量の血液が流出するの
 281 を防ぐ。同時に、損傷部位に血小板が粘着、凝集して傷口を覆う。このとき血小板から
 282 放出される酵素によって血液を凝固させる一連の反応が起こり、血漿タンパク質の一種
 283 であるフィブリノゲンが傷口で重合して線維状のフィブリンとなる。フィブリン線維に
 284 赤血球や血小板などが絡まり合い、血の凝固物（血餅^{xxix}）となって傷口をふさぎ、止血
 285 がなされる。

286 (d) 脾臓

287 握りこぶし大のスポンジ状臓器で、胃の後方の左上腹部に位置する。主な働きは、脾臓内
 288 を流れる血液から古くなった赤血球を濾し取って処理することである。健康な赤血球には柔
 289 軟性があるので脾臓内の網目構造をすり抜けられるが、古くなって柔軟性が失われた赤血球
 290 は引っかかり、脾臓の組織に存在するマクロファージ（貪食細胞）によって壊される。

291 また、脾臓にはリンパ球が増殖、密集する組織（リンパ組織）があり、血流中の細菌やウ
 292 イルス等の異物に対する免疫応答に関与する。

293 (e) リンパ系（リンパ液、リンパ管、リンパ節）

294 リンパ液が循環するリンパ系は、血管系とは半ば独立した循環系として存在する。リンパ
 295 系には心臓のようにポンプの働きをする器官がなく、リンパ液の流れは主に骨格筋の収縮に
 296 よるものであり、流速は血流に比べて緩やかである。

297 リンパ液は、血漿の一部が毛細血管から組織の中へしみ出て組織液（組織中の細胞と細胞
 298 の間に存在する体液）となったもので、血漿とほとんど同じ成分からなるが、タンパク質が
 299 少なく、リンパ球を含む。組織液は、組織中の細胞に酸素や栄養分を供給して二酸化炭素や
 300 老廃物を回収したのち、そのほとんどは毛細血管で吸収されて血液に還元されるが、一部は
 301 リンパ管に入ってリンパ液となる。その際、組織中に侵入した細菌、ウイルス等の異物もリ
 302 ンパ管に取り込まれる。

303 リンパ管には逆流防止のための弁があって、リンパ液は一定の方向に流れている。リンパ
 304 管は互いに合流して次第に太くなり、最終的に鎖骨の下にある静脈につながるが、途中にリ
 305 ンパ節と呼ばれる結節がある^{xxx}。リンパ節の内部にはリンパ球やマクロファージ（貪食細胞）
 306 が密集していて、リンパ液で運ばれてきた細菌やウイルス等は、ここで免疫反応によって排
 307 除される。

308

309 4) 泌尿器系

310 血液中の老廃物を、尿として体外へ排泄するための器官系である。

^{xxix} 採血した血液が凝固して血餅が沈殿したときの上澄みを血清といい、血漿からフィブリノゲンが除かれたものである。

^{xxx} リンパ節は、首筋、脇の下、ものつけ根に多く集まっている。

311 泌尿器のほかに、広義の排泄器官^{せつ}としては、二酸化炭素を排出する呼吸器や、老廃物を汗とし
 312 て排出する外皮等も含まれるが、生命活動によって生じた老廃物の排出のほとんどは、泌尿器系
 313 によって行われている。

314 (a) 腎臓

315 横隔膜の下、背骨の左右両側に位置する一対の空豆状の臓器で、内側中央部のくびれた部
 316 分に尿管、動脈、静脈、リンパ管等がつながっている。

317 腎臓に入る動脈は細かく枝分かれして、毛細血管が小さな球状になった糸球体を形成する。
 318 糸球体の外側を袋状のボウマン嚢^{のう}が包み込んでおり、これを腎小体という。ボウマン嚢^{のう}から
 319 1本の尿細管が伸びて、腎小体と尿細管とで腎臓の基本的な機能単位（ネフロン）を構成し
 320 ている。

321 腎小体では、肝臓でアミノ酸が分解されて生成する尿素など、血液中の老廃物が濾過^ろされ、
 322 原尿として尿細管へ入る。そのほか、血球やタンパク質以外の血漿^{しょう}成分も、腎小体で濾過^ろ
 323 される。尿細管では、原尿中のブドウ糖やアミノ酸等の栄養分及び血液の維持に必要な水分や
 324 電解質が再吸収される。その結果、老廃物が濃縮され、余分な水分、電解質とともに最終的
 325 に尿となる。

326 腎臓には、心臓から拍出される血液の1/5～1/4が流れている。血液中の老廃物の除
 327 去のほか、水分及び電解質（特にナトリウム）の排出調節が行われており、血液の量と組成
 328 を維持して、血圧を一定範囲内に保つ上でも重要な役割を担っている。

329 このほか腎臓には内分泌腺としての機能もあり、骨髄における赤血球の産生を促進するホ
 330 ルモンを分泌する。また、食品から摂取あるいは体内で生合成されたビタミンDは、腎臓で
 331 活性型ビタミンDに転換されて、骨の形成や維持の作用を発揮する。

332 【副腎】 左右の腎臓の上部にそれぞれ附属し、皮質と髄質の2層構造からなる。

333 副腎皮質では、副腎皮質ホルモン^{xxx}が産生・分泌される。副腎皮質ホルモンの一つである
 334 アルドステロンは、体内に塩分と水を貯留し、カリウムの排泄^{せつ}を促す作用があり、電解質と
 335 水分の排出調節の役割を担っている^{xxxii}。

336 一方、副腎髄質では、自律神経系に作用するアドレナリンとノルアドレナリンが産生・分
 337 泌される。

338 (b) 尿路（膀胱^{ぼうこう}、尿道）

339 左右の腎臓と膀胱^{ぼうこう}は尿管でつながっており、腎臓から膀胱^{ぼうこう}を経て尿道に至る尿の通り道を
 340 尿路という。尿のほとんどは水分で、尿素、尿酸等の老廃物、その他微量の電解質、ホルモ
 341 ン等を含む。尿は血液が濾過^ろされて作られるため、糞便^{ふん}とは異なり、健康な状態であれば細

^{xxx} ステロイドという共通する化学構造を持つことから、ステロイドホルモンともいう。医薬品に用いられるステロイド性抗消炎成分は、化学的に合成された副腎皮質ホルモンの誘導体である。

^{xxxii} アルドステロンの分泌が過剰になると、高血圧、むくみ（浮腫）、カリウム喪失などを生じる（アルドステロン症）。

342 菌等の微生物は存在しない。

343 【膀胱】 下腹部の中央に位置し、尿を一時的に溜める袋状の器官である。尿が膀胱に溜まっ
344 てくると刺激が脳に伝わって尿意が生じる。膀胱の出口にある膀胱括約筋が緩むと、同時に
345 膀胱壁の排尿筋が収縮し、尿が尿道へと押し出される。

346 【尿道】 膀胱に溜まった尿が体外に排泄されるときに通る管である。女性は尿道が短いため、
347 細菌などが侵入したとき膀胱まで感染を生じやすい。高齢者では、膀胱や尿道の括約筋の働
348 きによって排尿を制御する機能が低下し、また、膀胱の容量が小さくなるため、尿失禁を起
349 こしやすくなる。また、男性では、膀胱の真下に尿道を取り囲むように前立腺がある。加齢
350 とともに前立腺が肥大し、尿道を圧迫して排尿困難等を生じることがある。

351

352 2 目、鼻、耳などの感覚器官

353 外界における種々の現象を刺激として、脳に伝えるための器官である。可視光線^{xxxiii}を感じる
354 視覚器（目）、空気中を漂う物質の刺激を感じる嗅覚器（鼻）、音を感じる聴覚器（耳）等、それ
355 ぞれの感覚器は、その対象とする特定の感覚情報を捉えるため独自の機能を持っており、他の器
356 官ではそれらを感じとれない。また、各感覚器は外気と直接接触れる状態にあり、病原物質、アレ
357 ルゲン等の様々な異物に曝^{さら}されている部分でもある。

358 1) 目

359 視覚情報の受容器官で、明暗、色及びそれらの位置、時間的な変化（動き）を感じとる眼球と、
360 眼瞼^{けん}、結膜、涙器、眼筋等からなる。顔面の左右に1対あり、物体の遠近感を認識することがで
361 きる。

362 (a) 眼球

363 頭蓋骨のくぼみ（眼窩^か）に収まっている球形の器官で、外側は、正面前方付近（黒目の部
364 分）のみ透明な角膜が覆い、その他の部分は強膜という乳白色の比較的丈夫な結合組織が覆
365 っている。紫外線を含む光に長時間曝^{あび}されると、角膜の上皮に損傷を生じることがある（雪
366 眼炎。雪目ともいう。）。

367 角膜と水晶体の間は、組織液（房水）で満たされ、角膜に一定の圧（眼圧）を生じさせて
368 いる。透明な角膜や水晶体には血管が通っておらず、房水によって栄養分や酸素が供給され
369 る。水晶体の前には虹彩があり、瞳孔を散大・縮小させて眼球内に入る光の量を調節してい
370 る。水晶体から網膜までの眼球内は、硝子体という透明のゼリー状組織で満たされている。

371 角膜に射し込んだ光は、角膜、房水、水晶体、硝子体を透過しながら屈折して網膜に焦点
372 を結ぶが、主に水晶体の厚みを変化させることによって、遠近の焦点調節が行われている。

373 水晶体は、その周りを囲んでいる毛様体の収縮・弛緩によって、近くの物を見るときには丸

^{xxxiii} 電磁波のうち、ヒトの目で知覚される波長域にあるもの。太陽光は、可視光線よりも波長の短い紫外線、波長の長い赤外線なども含んでいるが、ヒトの目はそれらを知覚することができない。

374 く厚みが増し、遠くの物を見るときには^{へん}扁平になる。

375 網膜には光を受容する細胞（視細胞）が密集していて、個々の視細胞は神経線維につなが
376 り、それが束なって眼球の後方で視神経となる。視細胞には、色を識別する細胞と、わずか
377 な光でも敏感に反応する細胞の二種類がある。後者が光を感じる反応にはビタミンAが不可
378 欠であるため、ビタミンAが不足すると夜間視力の低下（夜盲症）を生じる。

379 (b) 眼^{けん}瞼、結膜、涙器、眼筋

380 【眼^{けん}瞼（まぶた）】 眼球の前面を覆う薄い皮膚のひだで、物理的・化学的刺激から目を防護す
381 るほか、まぶしいとき目に射し込む光の量を低減させたり、まばたきによって目の表面を涙
382 液で潤して清浄に保つなどの機能がある。

383 上下の眼^{けん}瞼の縁には^{しやう}睫毛（まつげ）があり、ゴミや埃^{ほこり}等の異物をはじいて目に入らない
384 ようにするとともに、物が触れると反射的に目を閉じる触毛としての機能がある。

385 眼^{けん}瞼は、素早くまばたき運動ができるよう、皮下組織が少なく薄くできているため、内出
386 血や裂傷を生じやすい。また、むくみ（浮腫）等、全身的な体調不良（薬の副作用を含む）
387 の症状が現れやすい部位である。

388 【結膜】 眼^{けん}瞼の裏側と眼球前方の強膜（白目の部分）とを結ぶように覆って組織を保護して
389 いる。薄い透明な膜であるため、中を通っている血管が外部から容易に観察できる。

390 目の充血は血管が拡張して赤く見える状態^{xxxiv}であるが、結膜の充血では白目の部分だけで
391 なく眼^{けん}瞼の裏側も赤くなる。強膜が充血したときは、眼^{けん}瞼の裏側は赤くならず、強膜自体が
392 乳白色であるため、白目の部分がピンク味を帯びる。

393 【涙器】 涙液を分泌する涙腺と、涙液を^{くう}鼻腔に導出する涙道からなる。涙腺は上眼^{けん}瞼の裏側
394 にある分泌腺で、^{しやう}血漿から涙液を産生する。

395 涙液の主な働きとしては、(1) ゴミや埃^{ほこり}等の異物や刺激性の化学物質が目に入ったときに、
396 それらを洗い流す、(2) 角膜に酸素や栄養分を供給する、(3) 角膜や結膜で生じた老廃物を
397 洗い流す、(4) 目が鮮明な視覚情報を得られるよう角膜表面を滑らかに保つ、(5) リゾチー
398 ム、免疫グロブリン等を含み、角膜や結膜を感染から防御する、等がある。

399 涙液は起きている間は絶えず分泌されており、目頭の内側にある小さな孔（涙点）から涙
400 道に流れこんでいる。涙液分泌がほとんどない睡眠中や、涙液の働きが悪くなったときには、
401 滞留した老廃物に粘液や脂分が混じって眼脂（目やに）となる。

402 【眼筋】 眼球を上下左右斜めの各方向に向けるため、6本の眼筋が眼球側面の強膜につな
403 がつている。眼球の動きが少なく、眼球を同じ位置に長時間支持していると眼筋が疲労する。

404 目を使う作業を続けると、眼筋の疲労のほか、遠近の焦点調節を行っている毛様体の疲労
405 や、周期的まばたきが少なくなると涙液の供給不足等を生じ、目のかすみや充血、痛み等の
406 症状（疲れ目）が起こる。こうした生理的な目の疲れではなく、メガネやコンタクトレンズ

xxxiv 単に「目が赤い」というときは、充血と内出血（結膜下出血）がきちんと区別されることが重要である。

407 が合っていなかったり、神経性の疲労（ストレス）、睡眠不足、栄養不良等が要因となって、
408 慢性的な目の疲れに肩こり、頭痛等の全身症状を伴う場合を眼精疲労という。

409

410 2) 鼻

411 嗅覚情報の受容器官で、空気中を漂う物質を鼻腔内に吸い込み、その化学的刺激を感じとる。
412 食品からの嗅覚情報は、舌が受容した味覚情報と脳において統合され、風味として認識される。

413 (a) 鼻腔

414 鼻腔上部の粘膜にある特殊な神経細胞（嗅細胞）を、においの元となる物質の分子（にお
415 い分子）が刺激すると、その刺激が脳の嗅覚中枢へ伝えられる。においに対する感覚は非常
416 に鋭敏であるが順応を起こしやすく、長時間同じにおいを嗅いでいると次第にそのにおいを
417 感じなくなる。

418 鼻腔は、薄い板状の軟骨と骨でできた鼻中隔によって左右に仕切られている。鼻中隔の前
419 部は、毛細血管が豊富に分布していることに加えて粘膜が薄いため、傷つきやすく鼻出血を
420 起こしやすい。鼻腔の粘膜に炎症を起こして腫れた状態を鼻炎といい、鼻汁過多や鼻閉（鼻
421 づまり）などの症状を生じる。

422 (b) 副鼻腔

423 鼻の周囲の骨内には、骨の強さや形を保ちつつ重量を軽くするため、鼻腔に隣接した目と
424 目の間、額部分、頬の下、鼻腔の奥に空洞があり、それらを総称して副鼻腔という。いずれ
425 も鼻腔と細い管でつながっている。

426 副鼻腔も、鼻腔と同様、線毛を有し粘液を分泌する細胞でできた粘膜で覆われている。副
427 鼻腔に入った埃等の粒子は、粘液に捉えられて線毛の働きによって鼻腔内へ排出されるが、
428 鼻腔と連絡する管は非常に狭いため、鼻腔粘膜が腫れると副鼻腔の開口部がふさがりやす
429 くなり、副鼻腔に炎症を生じることがある。

430

431 3) 耳

432 聴覚情報と平衡感覚を感知する器官で、外耳、中耳、内耳からなる。側頭部の左右両側に1対
433 あり、音の立体感を認識することができる。

434 (a) 外耳

435 側頭部から突出した耳介と、耳介で集められた音を鼓膜まで伝導する外耳道からなる。

436 耳介は軟骨組織が皮膚で覆われたもので、外耳道の軟骨部に連なっている。軟骨部には耳
437 毛が生えていて、空気中の埃等が入り込むのを防いでいる。外耳道にある耳垢腺（汗腺の一
438 種）や皮脂腺からの分泌物に、埃や外耳道上皮の老廃物などが混じって耳垢（耳あか）とな
439 る。

440 (b) 中耳

441 外耳と内耳をつなぐ部分で、鼓膜、鼓室、耳小骨、耳管からなる。

442 外耳道を伝わってきた音は、鼓膜を振動させる。鼓室の内部では、互いに連結した微細な
443 3つの耳小骨が鼓膜の振動を増幅して、内耳へ伝導する。

444 鼓室は、耳管という管で鼻腔や咽頭と通じている。急な気圧変化のため鼓膜の内外に気圧
445 差が生じると、耳がつまったような不快感や痛みなどを感じるが、顎を動かす等の耳抜き動
446 作によって意識的に耳管を開けると気圧の均衡が戻って回復する。また、小さな子供では、
447 耳管が太く短くて、走行が水平に近いため、鼻腔からウイルスや細菌が侵入し感染が起こり
448 やすい。

449 (c) 内耳

450 聴覚器官である蝸牛と、平衡器官である前庭の2つの部分からなる。

451 蝸牛は渦巻き形をした器官で、内部はリンパ液で満たされ、中耳の耳小骨から伝わる振動
452 がリンパ液を震わせ、その振動が聴細胞の小突起（感覚毛）を揺らして、聴神経が刺激され
453 る。

454 前庭は、水平・垂直方向の加速度を感知する部分（耳石器官）と、体の回転や傾きを感知
455 する部分（半規管）に分けられる。蝸牛と同様、内部はリンパ液で満たされており、リンパ
456 液の動きが平衡感覚として感知される。乗り物酔い（動揺病）は、乗り物に乗っているとき
457 反復される加速度刺激や動揺によって、平衡感覚が混乱して生じる身体の変調である。

458

459 3 皮膚、骨・関節、筋肉などの運動器官

460 1) 外皮系

461 身体を覆う皮膚と、汗腺、皮脂腺、乳腺等の皮膚腺、爪や毛等の角質を総称して外皮系という。
462 皮膚には、主に次のような機能がある。

463 ○ 身体の維持と保護：体表面を包み、体の形を維持し、保護する（バリア機能）。また、細菌
464 等の異物の体内への侵入を防ぐ。爪や毛等の角質は皮膚の一部が変化してできたもので、
465 皮膚に強度を与えて体を保護している。

466 ○ 体水分の保持：体の水分が体外に蒸発しないよう、又は、逆に水分が体内に浸透しないよ
467 う遮断している。

468 ○ 熱交換：外界と体内の熱のやり取りをする機能で、体温を一定に保つため重要な役割を担
469 っている。体温が上がると、皮膚を通っている毛細血管に血液がより多く流れるよ
470 うに血管が開き、体外へより多くの熱を排出する。また、汗腺から汗を分泌し、その蒸発
471 時の気化熱を利用して体温を下げる。逆に、体温が下がり始めると血管は収縮して、放熱
472 を抑える。

473 ○ 外界情報の感知：触覚、圧覚、痛覚、温度感覚等の皮膚感覚を得る感覚器としての機能も
474 有している。

475 ヒトの皮膚の表面には常に一定の微生物が付着しており、それら微生物の存在によって、皮膚
476 の表面での病原菌の繁殖が抑えられ、また、病原菌の体内への侵入が妨げられている。皮膚の表
477 面に存在する微生物のバランスが崩れたり、皮膚を構成する組織に損傷を生じると、病原菌の繁
478 殖、侵入が起こりやすくなる。生体は、それらを排除する反応として免疫機能を活性化させ、そ
479 の結果、皮膚に炎症を生じ、発疹や発赤、痒み等の症状が現れることがある。

480 皮膚は、表皮、真皮、皮下組織の3層構造からなる。表皮は最も外側にある角質層と生きた表
481 皮細胞の層に分けられる。角質層は、細胞膜が丈夫な線維性のタンパク質（ケラチン）でできた
482 板状の角質細胞と、セラミド（リン脂質の一種）を主成分とする細胞間脂質で構成されており、
483 皮膚のバリア機能を担っている。皮膚に物理的な刺激が繰り返されると角質層が肥厚して、たこ
484 やうおのめができる。

485 皮膚の色は、表皮や真皮に沈着したメラニン色素によるものである。メラニン色素は、表皮の
486 最下層にあるメラニン産生細胞（メラノサイト）で産生され、太陽光に含まれる紫外線から皮膚
487 組織を防護する役割がある。メラニン色素の防護能力を超える紫外線に曝されると、皮膚組織が
488 損傷を受け、炎症を生じて発熱や水疱、痛み等の症状が起きる。また、メラノサイトが活性化さ
489 れてメラニン色素の過剰な産生が起こり、シミやそばかすとして沈着する。

490 真皮は、線維芽細胞とその細胞で産生された線維性のタンパク質（コラーゲン、フィブリリン、
491 エラスチン等）からなる結合組織の層で、皮膚の弾力と強さを与えている。また、真皮には、毛
492 細血管や知覚神経の末端が通っている。

493 真皮の下には皮下組織があり、脂肪細胞が多く集まって皮下脂肪層となっている。皮下脂肪層
494 は、外気の熱や寒さから体を守るとともに、衝撃から体を保護するほか、脂質としてエネルギー
495 源を蓄える機能がある。

496 皮膚の付属器として毛がある。毛根の最も深い部分を毛球という。毛球の下端のへこんでいる
497 部分を毛乳頭といい、毛乳頭には毛細血管が入り込んで、取り巻く毛母細胞に栄養分を運んでい
498 る。毛母細胞では細胞分裂が盛んに行われ、次々に分裂してできる新しい細胞が押し上げられ、
499 次第に角化して毛を形成していく。毛母細胞の間にはメラノサイトが分布し、産生されたメラニ
500 ン色素が毛母細胞に渡される。このメラニン色素の量によって毛の色が決まる。

501 毛根を鞘状に包んでいる毛包には、立毛筋と皮脂腺がつながっている。立毛筋は、気温や感情
502 の変化などの刺激により収縮し、毛穴が隆起する立毛反射（いわゆる「鳥肌」）が生じる。

503 皮脂腺は腺細胞が集まってできており、脂分を蓄えて死んだ腺細胞自身が分泌物（皮脂）とな
504 って毛穴から排出される。皮脂は、皮膚を潤いのある柔軟な状態に保つとともに、外部からの異
505 物に対する保護膜としての働きがある。皮脂の分泌が低下すると皮膚が乾燥し、皮膚炎や湿疹を
506 起こすことがある。

507 汗腺には、腋窩（わきのした）などの毛根部に分布するアポクリン腺（体臭腺）と、手のひら
508 など毛根がないところも含め全身に分布するエクリン腺の二種類がある。汗はエクリン腺から分

509 泌され、体温調節のための発汗は全身の皮膚に生じるが、精神的緊張による発汗は手のひらや足
510 底、脇の下の皮膚に限って起こる^{xxxv}。

511

512 2) 骨格系

513 骨格系は骨と関節からなり、骨と骨が関節で接合し、相連なって体を支えている。

514 骨は体の器官のうち最も硬い組織の一つで、その基本構造は、(1) 主部となる骨質、(2) 骨質
515 表面を覆う骨膜、(3) 骨質内部の骨髄、(4) 骨の接合部にある関節軟骨、の四組織からなる。

516 骨には次のような機能がある。

517 ○ 身体各部の支持機能：頭部や内臓を支える身体の支柱となる。

518 ○ 臓器保護機能：骨格内に臓器を収め、保護する。

519 ○ 運動機能：骨格筋の収縮を効果的に体軀の運動に転換する。

520 ○ 造血機能：骨髄で産生される造血幹細胞^{xxxvi}から赤血球、白血球、血小板が分化することに
521 より、体内に供給する。

522 ○ 貯蔵機能：カルシウム^{xxxvii}やリン等の無機質を蓄える。

523 骨は生きた組織であり、成長が停止した後も一生を通じて破壊（骨吸収）と修復（骨形成）が
524 行われている。骨吸収と骨形成とが互いに密接な連絡を保ちながら進行し、これが繰り返される
525 ことで骨の新陳代謝が行われる。骨組織を構成する無機質は、炭酸カルシウムやリン酸カルシウ
526 ム等の石灰質からなるが、それらのカルシウムが骨から溶け出し、ほぼ同量のカルシウムが骨に
527 沈着する。吸収と形成のバランスが取られることにより、一定の骨密度が保たれる。無機質は骨
528 に硬さを与え、有機質（タンパク質及び多糖体）は骨の強靱さを保つ。

529 関節とは、広義には骨と骨の接続全般を指すが、狭義には複数の骨が互いに運動できるように
530 連結したもの（可動関節）をいう。骨の関節面は弾力性に富む柔らかな軟骨層（関節軟骨）に覆
531 われ、これが衝撃を和らげ、関節の動きを滑らかにしている。関節周囲を包む膜（関節膜）の外
532 側には靭帯^{じんたい}があって骨を連結し、関節部を補強している。

533

534 3) 筋組織

535 筋組織は、筋細胞（筋線維）とそれらをつなぐ結合組織からなり、その機能や形態によって、
536 骨格筋、平滑筋、心筋に分類される。

537 このうち運動器官とされるのは骨格筋であり、関節を動かす骨格筋は、関節を構成する骨に腱を
538 介してつながっている。筋組織は筋細胞と結合組織からできているのに対して、腱は結合組織の
539 みでできているため、伸縮性はあまりない。

^{xxxv} 疲労や衰弱したときの睡眠中に生じる発汗（寝汗。漢方では「盗汗」という）も、体温調節とは無関係に起こる。

^{xxxvi} すべての骨の骨髄で造血が行われるわけではなく、主として胸骨、肋骨、脊椎、骨盤、大腿骨などが造血機能を担う。

^{xxxvii} カルシウムは、生体の生理機能に関与する重要な物質であり、微量で筋組織の収縮、神経の伝達調節などに働いている。

540 骨格筋は、筋線維を顕微鏡で観察すると横縞模様（横紋）が見えるので横紋筋とも呼ばれる。
541 収縮力が強く、自分の意識どおりに動かすことができる随意筋であるが、疲労しやすく、長時間
542 の動作は難しい。骨格筋の疲労は、運動を続けることでエネルギー源として蓄えられているグリ
543 コーゲンが減少し、酸素や栄養分の供給不足が起こるとともに、グリコーゲンの代謝に伴って生
544 成する乳酸が蓄積して、筋組織の収縮性が低下する現象である。

545 随意筋に対して、意識的にコントロールできない筋組織を不随意筋という。平滑筋と心筋は不
546 随意筋である。平滑筋は、筋線維に骨格筋のような横縞模様がなく、消化管壁、血管壁、膀胱等
547 に分布し、比較的弱い力で持続的に収縮する特徴がある。心筋は、心臓壁にある筋層を構成する
548 筋組織で、不随意筋であるが筋線維には骨格筋のような横縞模様があり、強い収縮力と持久力を
549 兼ね備えている。

550 筋組織は神経からの指令によって収縮するが、随意筋（骨格筋）は体性神経系（運動神経）で
551 支配されるのに対して、不随意筋（平滑筋及び心筋）は自律神経系に支配されている。

552

553 4 脳や神経系の働き

554 体内の情報伝達の大半を担う組織として、神経細胞（神経線維ともいう。）が連なった神経系が
555 ある。

556 身体の個々の組織は刺激によって反射的に動くことが出来るが、実際の人間の身体は個々の部
557 位が単独で動いているものではなく総合的に制御されており、このような制御する部分を中枢と
558 いい、一方、中枢によって制御される部分を末梢と呼ぶ。中枢は末梢からの刺激を受け取って統
559 合し、それらに反応して興奮を起こし、末梢へ刺激を送り出すことで、末梢での動きを発生させ、
560 人間の身体を制御している。したがって、神経系もその働きにより、中枢神経系と末梢神経系と
561 に大別される。

562 1) 中枢神経系

563 中枢神経系は脳と脊髄から構成される。

564 脳は、頭の上部から下後方部にあり、記憶、情動、意思決定等の働きを行っている。脳の下部
565 には、自律神経系、ホルモン分泌等の様々な調節機能を担っている部位（視床下部など）がある。

566 脳における細胞同士の複雑かつ活発な働きのため、脳において、血液の循環量は心拍出量の約
567 15%、酸素の消費量は全身の約20%、ブドウ糖の消費量は全身の約25%と多い。

568 脳内には多くの血管が通っているが、脳の血管は末梢に比べて物質の透過に関する選択性が高
569 く、タンパク質などの大分子や小分子でもイオン化した物質は血液中から脳の組織へ移行しにく
570 い。このように、脳の毛細血管が中枢神経の間質液環境を血液内の組成変動から保護するように
571 働く機能を血液脳関門という。小児では、血液脳関門が未発達であるため、循環血液中に移行し
572 た医薬品の成分が脳の組織に達しやすい。

573 脳は脊髄と、延髄（後頭部と頸部の境目あたりに位置する）でつながっている。延髄には、心

574 拍数を調節する心臓中枢、呼吸を調節する呼吸中枢等がある。延髄は多くの生体の機能を制御す
575 る部位であるが、複雑な機能の場合はさらに上位の脳の働きによって制御されている。

576 脊髄は脊椎の中にあり、脳と末梢の間で刺激を伝えるほか、末梢からの刺激の一部に対して脳
577 を介さずに刺激を返す場合があり、これを脊髄反射と呼ぶ。

578

579 2) 末梢神経系

580 脳や脊髄から体の各部へと伸びている末梢神経系は、その機能に着目して、随意運動、知覚等
581 を担う体性神経系と、呼吸や血液の循環等のように生命や身体機能の維持のため無意識に働いて
582 いる機能を担う自律神経系に分類される。

583 【自律神経系の働き】 自律神経系は、交感神経系と副交感神経系からなる。概ね、交感神経系
584 は体が闘争や恐怖等の緊張状態に対応した態勢をとるように働き、副交感神経系は体が食事や
585 休憩等の安息状態となるように働く。

586 効果を及ぼす各臓器・器官（効果器）に対して、交感神経と副交感神経の二つの神経線維が
587 支配している（自律神経の二重支配）。通常、交感神経系と副交感神経系は、互いに拮抗して働
588 き、一方が活発になっているときには他方は活動を抑制して、効果器を制御している。

589 交感神経と副交感神経は、効果器でそれぞれの神経線維の末端から神経伝達物質を放出し、
590 効果器を作動させている。交感神経の節後線維の末端から放出される神経伝達物質はノルアド
591 レナリンであり、副交感神経の節後線維の末端から放出される神経伝達物質はアセチルコリン
592 である。ただし、汗腺を支配する交感神経線維の末端では、例外的にアセチルコリンが伝達物
593 質として放出される^{xxxviii}。

594 医薬品の成分が体内で薬効又は副作用をもたらす際も、自律神経系への作用や影響が重要で
595 ある。効果器に対してアドレナリン様の作用を有する成分をアドレナリン作動成分、アセチル
596 コリン様の作用を有する成分をコリン作動成分という。それらと逆に、神経伝達物質であるア
597 ドレナリンの働きを抑える作用（抗アドレナリン作用）を有する成分を抗アドレナリン成分、
598 アセチルコリンの働きを抑える作用（抗コリン作用）を有する成分を抗コリン成分という。

599

効果器	交感神経系	副交感神経系
目	瞳孔散大	瞳孔収縮
唾液腺	少量の粘性の高い唾液を分泌	唾液分泌亢進
心臓	心拍数増加	心拍数減少
末梢血管 ^{xxxix}	収縮（→血圧上昇）	拡張（→血圧降下）
気管、気管支	拡張	収縮
胃	血管の収縮	胃液分泌亢進

^{xxxviii} 全身に広く分布するエクリン腺を支配する交感神経線維の末端ではアセチルコリンが神経伝達物質として放出されるが、局所（腋窩等）に分布するアポクリン腺を支配する交感神経線維の末端ではノルアドレナリンが神経伝達物質として放出される。

^{xxxix} 骨格筋の血管平滑筋など、交感神経系への刺激で拡張するものもある。

腸	運動低下	運動亢進
肝臓	グリコーゲンの分解 （ブドウ糖の放出）	グリコーゲンの合成
皮膚	立毛筋収縮	－
汗腺	発汗亢進	－
ぼうこう膀胱	排尿筋の弛緩（→排尿抑制）	排尿筋の収縮（→排尿促進）

600

601 **II 薬が働く仕組み**

602 医薬品の作用には、有効成分が消化管などから吸収されて循環血液中に移行し、全身を巡って
603 薬効をもたらす全身作用と、特定の狭い身体部位において薬効をもたらす局所作用とがある。内
604 服した医薬品が全身作用を現わすまでには、消化管からの吸収、代謝と作用部位への分布という
605 過程を経るため、ある程度の時間が必要であるのに対し、局所作用は医薬品の適用部位が作用部
606 位である場合が多いため、反応は比較的速やかに現れる。

607 内服薬は全身作用を示すものが多いが、膨潤性下剤や生菌製剤等のように、有効成分が消化管
608 内で作用するものもあり、その場合に現れる作用は局所作用である。また、胃腸に作用する薬で
609 あっても、有効成分が循環血液中に入ってから薬効をもたらす場合には、その作用は全身作用の
610 一部であることに注意が必要である。

611 外用薬の場合、適用部位に対する局所的な効果を目的としていることが多い。また、坐剤、経
612 皮吸収製剤等では、適用部位から吸収された有効成分が、循環血液中に移行して全身作用を示す
613 ことを目的として設計されたものも存在する。

614 副作用にも、全身作用によるものと局所作用によるものとがある。局所作用を目的とする医薬
615 品によって全身性の副作用が生じたり、逆に、全身作用を目的とする医薬品で局所的な副作用が
616 生じることもある。

617 医薬品が体内で引き起こす作用（薬効と副作用）を理解するには、使用された医薬品が体内で
618 どのような挙動を示し、どのように体内から消失していくのか（薬物動態）に関する知識が不可
619 欠である。

620

621 **1) 薬の生体内運命**622 **(a) 有効成分の吸収**

623 全身作用を目的とする医薬品では、その有効成分が消化管等から吸収されて、循環血液中に
624 移行することが不可欠である。なお、循環血液中に移行せずに薬効を発揮する医薬品であって
625 も、その成分が体内から消失する過程では、吸収されて循環血液中に移行する場合がある。

626 局所作用を目的とする医薬品の場合は、目的とする局所の組織に有効成分が浸透して作用す
627 るものが多い。

628 **① 消化管吸収**

629 内服薬のほとんどは、その有効成分が消化管から吸収されて循環血液中に移行し、全身

630 作用を現す。錠剤、カプセル剤等の固形剤の場合、消化管で吸収される前に、錠剤等が消化管
631 管内で崩壊して、有効成分が溶け出さなければならないが、腸溶性製剤のような特殊な
632 ものを除き、胃で有効成分が溶出するものが大部分である。内服薬の中には、服用後の作用
633 を持続させるため、有効成分がゆっくりと溶出するように作られているもの（徐放性製
634 剤）もある。

635 有効成分は主に小腸で吸収される。一般に、消化管からの吸収は、消化管が積極的に医薬品成分を取り込むのではなく、濃度の高い方から低い方へ受動的に拡散していく現象である。有効成分の吸収量や吸収速度は、消化管内容物や他の医薬品の作用によって影響を受ける。また、有効成分によっては消化管の粘膜に障害を起こすものもあるため、食事の時間と服用時期との関係が、各医薬品の用法に定められている。

640 全身作用を目的としない内服薬は、本来、有効成分が消化管から吸収されることによって薬効を発揮するわけではなく、有効成分はそのまま糞便中に排泄されることとなるが、中には消化管内を通過する間に結果的に吸収されてしまうものがある。その場合、循環血液中に移行した有効成分によって、好ましくない作用（副作用）を生じることがある。

644 ② 内服以外の用法における粘膜からの吸収

645 内服以外の用法で使用される医薬品には、適用部位から有効成分を吸収させて、全身作用を発揮させることを目的とするものがある。

647 坐剤はその代表的な例である。肛門から医薬品を挿入することにより、直腸内で溶解させ、薄い直腸内壁の粘膜から有効成分を吸収させるというものである。直腸の粘膜下には静脈が豊富に分布して通っており、有効成分は容易に循環血液中に入るため、内服の場合よりも全身作用が速やかに現れる。また、口に含むため内服と混同されやすいが、抗狭心症薬のニトログリセリン（舌下錠、スプレー）や禁煙補助薬のニコチン（咀嚼剤）のように、有効成分が口腔粘膜から吸収されて全身作用を現すものもある。

653 これらの部位を通過している静脈血は肝臓を経由せずに心臓に到るため、吸収されて循環血液中に入った成分は、初めに肝臓で代謝を受けることなく全身に分布する。ただ、医薬品によっては、適用部位の粘膜に刺激等の局所的な副作用を生じることがある。したがって、そのような副作用を回避するため、また、その有効成分の急激な吸収による全身性の副作用を回避するため、粘膜に障害があるときは使用を避けるべきである。

658 鼻腔の粘膜に医薬品を適用する場合も、その成分は循環血液中に入るが、一般用医薬品には全身作用を目的とした点鼻薬はなく、いずれの医薬品も、鼻腔粘膜への局所作用を目的として用いられている。しかし、鼻腔粘膜の下には毛細血管が豊富なため、点鼻薬の成分は循環血液中に移行しやすく、また、坐剤等の場合と同様に、初めに肝臓で代謝を受け

662 ることなく全身に分布するため、全身性の副作用を生じることがある^{xi}。

663 眼の粘膜に適用する点眼薬は、鼻涙管を通して鼻粘膜から吸収されることがある。従っ
664 て、眼以外の部位に到達して副作用を起こすことがあるため、場合によっては点眼する際
665 には目頭の鼻涙管の部分を押さえることによって、有効成分が鼻に流れるのを防ぐ必要が
666 ある。

667 咽頭の粘膜に適用する含嗽薬（うがい薬）等の場合は、その多くが唾液や粘液によって
668 食道へ流れてしまうため、咽頭粘膜からの吸収が原因で全身的な副作用が起こることは少
669 ない。ただし、アレルギー反応は微量の抗原でも生じるため、点眼薬や含嗽薬（うがい薬）
670 等でもショック（アナフィラキシー）等のアレルギー性副作用を生じることがある。

671 ③ 皮膚吸収

672 皮膚に適用する医薬品（塗り薬、貼り薬等）は、適用部位に対する局所的な効果を目的
673 とするものがほとんどである。殺菌消毒薬等のように、有効成分が皮膚の表面で作用する
674 ものもあるが、有効成分が皮膚から浸透して体内の組織で作用する医薬品の場合は、浸透
675 する量は皮膚の状態^{xli}、傷の有無やその程度などによって影響を受ける。

676 通常は、皮膚表面から循環血液中へ移行する量は比較的少ないが、粘膜吸収の場合と同
677 様に、血液中に移行した有効成分は、肝臓で代謝を受ける前に血流に乗って全身に分布す
678 るため、適用部位の面積（使用量）や使用回数、その頻度などによっては、全身作用が現
679 れることがある。また、アレルギー性の副作用は、適用部位以外にも現れることがある。

680 (b) 薬の代謝、排泄

681 代謝とは、物質が体内で化学的に変化することであるが、有効成分も循環血液中へ移行して
682 体内を循環するうちに徐々に代謝を受けて、分解されたり、体内の他の物質が結合するなどし
683 て構造が変化する。その結果、作用を失ったり（不活性化）、作用が現れたり（代謝的活性化）、
684 あるいは体外へ排泄^{せつ}されやすい水溶性の物質に変化したりする。

685 排泄^{せつ}とは、代謝によって生じた物質（代謝物）が尿等で体外へ排出されることであり、有効
686 成分は未変化体のままで、あるいは代謝物として、腎臓から尿中へ、肝臓から胆汁中へ、又は
687 肺から呼気中へ排出される。体外への排出経路としては、その他に汗中や母乳中などがあるが、
688 体内からの消失経路としての意義は小さい。ただし、有効成分の母乳中への移行は、乳児に対
689 する副作用の発現という点で、軽視することはできない。

690 ① 消化管で吸収されてから循環血液中に入るまでの間に起こる代謝

691 経口投与後、消化管で吸収された有効成分は、消化管の毛細血管から血液中へ移行する。

692 その血液は全身循環に入る前に門脈という血管を経由して肝臓を通過するため、吸収され

^{xi} 坐剤であっても、直腸上部から有効成分が吸収されると、肝臓で代謝を受け、全身へ分布する有効成分の量が少なくなってしまう。

^{xli} 加齢等により皮膚のみずみずしさが低下すると、有効成分が浸潤・拡散しにくくなる。

693 た有効成分は、まず肝臓に存在する酵素の働きにより代謝を受けることになる。したがっ
 694 て、全身循環に移行する有効成分の量は、消化管で吸収された量よりも、肝臓で代謝を受
 695 けた分だけ少なくなる（これを肝初回通過効果（first-pass effect）という）。肝機能が低下
 696 した人では医薬品を代謝する能力が低いため、正常な人に比べて全身循環に到達する有効
 697 成分の量がより多くなり、効き目が過剰に現れたり、副作用を生じやすくなったりする。
 698 また、最近の研究により、小腸などの消化管粘膜や腎臓にも、かなり強い代謝活性がある
 699 ことが明らかにされている。

700 ② 循環血液中に移行した有効成分の代謝と排泄^{せつ}

701 循環血液中に移行した有効成分は、主として肝細胞の薬物代謝酵素によって代謝を受け
 702 る。多くの有効成分は血液中で血漿タンパク質と結合して複合体を形成しており^{xlii}、複合
 703 体を形成している有効成分の分子には薬物代謝酵素の作用で代謝されず、またトランスポ
 704 ーター^{xliii}によって輸送されることもない。したがって、代謝や分布が制限されるため、血
 705 中濃度の低下は徐々に起こる。

706 循環血液中に存在する有効成分の多くは、未変化体又は代謝物の形で腎臓から尿中に排
 707 泄^{せつ}される。従って腎機能が低下した人では、正常の人よりも有効成分の尿中への排泄^{せつ}が遅
 708 れ、血中濃度が下がりにくい。そのため、医薬品の効き目が過剰に現れたり、副作用を生
 709 じやすくなったりする。また、排泄^{せつ}の過程においても血漿タンパク質との複合体形成は重
 710 要な意味を持つ。複合体は腎臓で濾過されないため、有効成分が長く循環血液中に留まる
 711 こととなり、作用が持続する原因となる。

712

713 2) 薬の体内での働き

714 循環血液中に移行した有効成分は、血流によって全身の組織・器官へ運ばれて作用するが、多
 715 数の場合、標的となる細胞に存在する受容体、酵素、トランスポーターなどのタンパク質と結合
 716 し、その機能を変化させることで薬効や副作用を現す。そのため、医薬品が効果を発揮するため
 717 には、有効成分がその作用の対象である器官や組織の細胞外液中あるいは細胞内液（細胞質とい
 718 う）中に、一定以上の濃度で分布する必要がある。これらの濃度に強く関連するのが血中濃度^{xliv}
 719 ある。医薬品が摂取された後、成分が吸収されるにつれてその血中濃度は上昇し、ある最小有効
 720 濃度（閾値）を超えたときに生体の反応としての薬効が現れる。血中濃度はある時点でピーク（最
 721 高血中濃度）に達し、その後は低下していくが、これは代謝・排泄^{せつ}の速度が吸収・分布の速度を
 722 上回るためである。やがて、血中濃度が最小有効濃度を下回ると、薬効は消失する。

xlii 血漿タンパク質との結合は速やかかつ可逆的で、一つ一つの分子はそれぞれ結合と解離を繰り返している。

xliii 細胞膜の脂質二重層を貫き、埋め込まれて存在する膜貫通タンパク質で、細胞膜の外側から内側へ極性物質、イオンを選択的に運ぶ。

xliv 器官や組織中に存在する医薬品成分の量を直接調べることは容易でないため、通常、血液中の濃度（血中濃度）を目安としている。

723 一度に大量の医薬品を摂取したり、十分な間隔をあげずに追加摂取したりして血中濃度を高く
724 しても、ある濃度以上になるとより強い薬効は得られなくなり、薬効は頭打ちとなるが、一方、
725 有害な作用（副作用や毒性）は現れやすくなる。

726 全身作用を目的とする医薬品の多くは、使用後の一定期間、その有効成分の血中濃度が、最小
727 有効濃度未満の濃度域（無効域）と、毒性が現れる濃度域（危険域、中毒域ともいう）の間の範
728 囲（有効域、治療域ともいう）に維持されるよう、使用量及び使用間隔が定められている^{xlv}。

729

730 3) 剤形ごとの違い、適切な使用方法

731 医薬品の作用には、全身作用と局所作用とがあることは前に述べたが、有効成分の性状はさま
732 ざまであり、それぞれに特徴がある。医薬品がどのような形状で使用されるかは、その医薬品の
733 使用目的と有効成分の性状とに合わせて決められる。そうした医薬品の形状のことを剤形という。

734 有効成分を消化管から吸収させ、全身に分布させることにより薬効をもたらすための剤形とし
735 ては、錠剤（内服）、口腔用錠剤、カプセル剤、散剤・顆粒剤、経口服液剤・シロップ剤等がある。
736 これらの剤形の違いは、使用する人の利便性を高めたり、有効成分が溶け出す部位を限定したり、
737 副作用を軽減したりすることに関連する。そのため、医薬品を使用する人の年齢や身体の状態等
738 の違いに応じて、最適な剤形が選択されるよう、それぞれの剤形の特徴を理解する必要がある。

739 有効成分を患部局所に直接適用する剤形としては、軟膏剤、クリーム剤、外用液剤、貼付剤、
740 スプレー剤等がある。これらの多くは、有効成分が同じであっても、配合されている添加剤等に
741 違いがあり、剤形によっては症状を悪化させてしまう場合もあるため、患部の状態に応じて適切
742 な剤形が選択されなければならない。

743 主な剤形に関する一般的な特徴は以下の通りであるが、特定の部位に使用される剤形や、剤形
744 の違いが薬効や副作用に大きく影響する重要な医薬品については、第3章（主な医薬品とその作
745 用）を参照して問題作成のこと。

746 (a) 錠剤（内服）

747 錠剤は、内服用医薬品の剤形として最も広く用いられている。一定の形状に成型された固
748 形製剤であるため、飛散させずに服用できる点や、有効成分の苦味や刺激性を口中で感じる
749 ことなく服用できる点が主な特徴となっている。一方、一定の大きさがある固形製剤である
750 ため、高齢者、乳幼児等の場合、飲み込みにくいことがある。

751 錠剤（内服）を服用するときは、適切な量の水（又はぬるま湯）とともに飲み込まなけれ
752 ばならない。水が少なかったり、水なしで服用したりすると、錠剤が喉や食道に張り付いて
753 しまうことがあり、薬効が現れないのみならず、喉や食道の粘膜を傷めるおそれがある。

754 錠剤（内服）は、胃や腸で崩壊し、有効成分が溶出することが薬効発現の前提となる。し

^{xlv} 年齢や体格等による個人差も考慮されている。

755 たがって例外的な場合を除いて、口中で噛み砕いて服用してはならない。特に腸内での溶解
756 を目的として錠剤表面をコーティングしているもの（腸溶錠）の場合等は、厳に慎まなけれ
757 ばならない。

758 (b) 口腔用錠剤

759 ① 口腔内崩壊錠

760 口の中の唾液で速やかに溶ける工夫がなされているため、水なしで服用することができ
761 る。固形物を飲み込むことが困難な高齢者や乳幼児、水分摂取が制限されている場合でも、
762 口の中で溶かした後に、唾液と一緒に容易に飲み込むことができる。

763 ② チュアブル錠

764 口の中で舐めたり噛み砕いたりして服用する剤形であり、水なしでも服用できる。

765 ③ トローチ、ドロップ

766 薬効を期待する部位が口の中や喉であるものが多い。飲み込まずに口の中で舐めて、徐々
767 に溶かして使用する。

768 (c) 散剤、顆粒剤

769 錠剤のように固形状に固めず、粉末状にしたものを散剤、小さな粒状にしたものを顆粒剤
770 という。錠剤を飲み込むことが困難な人にとっては錠剤よりも服用しやすいが、口の中に広
771 がって歯（入れ歯を含む。）の間に挟まったり、また、苦味や渋味を強く感じる場合がある。

772 散剤等を服用するときは、飛散を防ぐため、あらかじめ少量の水（又はぬるま湯）を口に
773 含んだ上で服用したり、何回かに分けて少しずつ服用するなどの工夫をするとよい。口中に
774 散剤等が残ったときには、さらに水などを口に含み、口腔内をすすぐようにして飲み込む。
775 また、顆粒剤は粒の表面がコーティングされているものもあるので、噛み砕かずに水などで
776 食道に流し込む。

777 (d) 経口服液剤、シロップ剤

778 経口服液剤は、液状の剤形のうち、内服用の剤形である。固形製剤よりも飲み込みやすく、
779 また、既に有効成分が液中に溶けたり分散したりしているため、服用後、比較的速やかに消
780 化管から吸収されるという特徴がある。有効成分の血中濃度が上昇しやすいため、習慣性や
781 依存性がある成分が配合されているもの場合、本来の目的と異なる不適正な使用がなされ
782 ることがある。

783 経口服液剤では苦味やにおいが強く感じられることがあるので、小児に用いる医薬品の場合、
784 白糖等の糖類を混ぜたシロップ剤とすることが多い。シロップ剤は粘りがあって容器に残り
785 やすいので、残った部分を水ですすいで、すすぎ液も飲むなどの工夫が必要である。

786 (e) カプセル剤

787 カプセル剤は、カプセル内に散剤や顆粒剤、液剤等を充填した剤形であり、内服用の医薬
788 品として広く用いられている。固形の製剤であるため、その特徴は錠剤とほぼ同様であるが、

789 カプセルの原材料として広く用いられているゼラチンはブタなどのタンパク質を主成分とし
790 ているため、ゼラチンに対してアレルギーを持つ人は使用を避けるなどの注意が必要である。
791 また、水なしで服用するとゼラチンが喉や食道に貼り付くことがあるため、必ず適切な量の
792 水（又はぬるま湯）とともに服用する。

793 (f) 外用局所に適用する剤形

794 軟膏剤、クリーム剤、外用液剤、貼付剤、スプレー剤等があるが、それぞれの剤形の特性
795 が適用局所における薬効や副作用に影響する。

796 ① 軟膏剤、クリーム剤

797 基剤の違いにより、軟膏剤とクリーム剤に大別される。有効成分が適用部位に留まりや
798 すいという特徴がある。一般的には、適用する部位の状態に応じて、適用部位を水から遮
799 断したい場合には軟膏剤を用い、患部が乾燥していたり患部を水で洗い流したい場合等に
800 はクリーム剤を用いることが多い。

801 ② 外用液剤

802 外用の液状製剤である。軟膏剤やクリーム剤に比べて、患部が乾きやすいという特徴が
803 ある。また、適用部位に直接的な刺激感等を与える場合がある。

804 ③ 貼付剤

805 皮膚に貼り付けて用いる剤形であり、テープ剤及びパップ剤がある。適用部位に有効成
806 分が一定時間留まるため、薬効の持続が期待できる反面、適用部位にかぶれなどを起こす
807 場合もある。

808 ④ スプレー剤

809 有効成分を霧状にする等して局所に吹き付ける剤形である。手指等では塗りにくい部位
810 や、広範囲に適用する場合に適している。

811

812 Ⅲ 症状からみた主な副作用

813 医薬品は、十分注意して適正に使用された場合でも、副作用を生じることがある。一般に、重
814 篤な副作用は発生頻度が低く、多くの患者はもちろん、医薬品の販売等に従事する専門家にとっ
815 て遭遇する機会は極めてまれである。しかし、副作用の早期発見・早期対応のためには、医薬
816 品の販売等に従事する専門家が副作用の症状に関する十分な知識を身に付けることが重要である。

817 厚生労働省では「重篤副作用総合対策事業」の一環として、関係学会の専門家等の協力を得て、
818 「重篤副作用疾患別対応マニュアル」を作成し、公表している。本マニュアルが対象とする重篤
819 副作用疾患の中には、一般用医薬品によって発生する副作用も含まれており、医薬品の販売等に
820 従事する専門家は、購入者等への積極的な情報提供や相談対応に、本マニュアルを積極的に活用
821 することが望ましい。

822 また、医薬品の販売等に従事する専門家は、購入者等に対して、一般用医薬品による副作用と

823 疑われる症状について医療機関の受診を勧奨する際に、当該一般用医薬品の添付文書等を見せて
824 説明するなどの対応をすることが望ましい。

825 一般用医薬品による副作用は、長期連用のほか、不適切な医薬品の併用や医薬品服用時のアル
826 コール飲用等が原因で起きる場合があり、医薬品を使用した時の状況に応じて適切な指導を
827 行うことが重要である。

828

829 1 全身的に現れる副作用

830 1) ショック（アナフィラキシー）~~、アナフィラキシー様症状~~

831 ショック（アナフィラキシー）は、生体異物に対する即時型のアレルギー反応の一種である。
832 原因物質によって発生頻度は異なり、医薬品の場合、以前にその医薬品によって蕁麻疹等のア
833 ルギーを起こしたことがある人で起きる可能性が高い。

834 一般に、顔や上半身の紅潮・熱感、皮膚の痒み、蕁麻疹、口唇や舌・手足のしびれ感、むくみ
835 （浮腫）、吐きけ、顔面蒼白、手足の冷感、冷や汗、息苦しさ・胸苦しさなど、複数の症状が現
836 れる。一旦発症すると病態は急速に悪化することが多く、適切な対応が遅れるとチアノーゼや呼
837 吸困難等を生じ、致命的な転帰をたどることがある。

838 発症後の進行が非常に速やかな（通常、2時間以内に急変する。）ことが特徴であり、直ちに
839 救急救命処置が可能な医療機関を受診する必要があるが、何よりも医薬品の使用者本人及びその
840 家族等の冷静沈着な対応が非常に重要である。

841 ~~アナフィラキシー様症状という呼称は、初めて使用した医薬品で起きる場合等を含み、その原
842 因がアレルギーかどうかはっきりしない場合に用いられる。ショック（アナフィラキシー）と類
843 似の症状が現れ、その対応はショックと同様である。~~

844

845 2) 重篤な皮膚粘膜障害

846 (a) 皮膚粘膜眼症候群（スティーブンス・ジョンソン症候群）

847 皮膚粘膜眼症候群は、38℃以上の高熱を伴って、発疹・発赤、火傷様の水疱等の激しい
848 症状が比較的短時間のうちに全身の皮膚、口、眼等の粘膜に現れる病態で、最初に報告をし
849 た二人の医師の名前にちなんでスティーブンス・ジョンソン症候群（SJS）とも呼ばれる。

850 発生頻度は、人口100万人当たり年間1～6人と報告されている。発症機序の詳細は不
851 明であり、また、発症の可能性のある医薬品の種類も多いため、発症の予測は極めて困難で
852 ある。

853 (b) 中毒性表皮壊死融解症（TEN）

854 中毒性表皮壊死融解症は、38℃以上の高熱を伴って広範囲の皮膚に発赤が生じ、全身の
855 10%以上に火傷様の水疱、皮膚の剥離、びらん等が認められ、かつ、口唇の発赤・びらん、
856 眼の充血等の症状を伴う病態で、最初に報告をした医師の名前にちなんでライエル症候群と

857 も呼ばれる。

858 皮膚粘膜眼症候群と関連のある病態と考えられており、中毒性表皮壊死融解症の症例の多
859 くが皮膚粘膜眼症候群の進展型とみられる。発生頻度は、人口100万人当たり年間0.4
860 ～1.2人と報告されている。皮膚粘膜眼症候群と同様に、発症機序の詳細は不明であり、
861 発症の予測は困難である。

862 皮膚粘膜眼症候群及び中毒性表皮壊死融解症のいずれもが発生は非常にまれであるとはい
863 え、一旦発症すると多臓器障害の合併症等により致命的な転帰をたどることがあり、また、
864 皮膚症状が軽快した後も眼や呼吸器等に障害が残ったりする重篤な疾患である。従って、

- 865 ○ 38℃以上の高熱
- 866 ○ 目の充血、目やに（眼分泌物）、まぶたの腫れ、目が開けづらい
- 867 ○ 口唇の違和感、口唇や陰部のただれ
- 868 ○ 排尿・排便時の痛み
- 869 ○ 喉の痛み
- 870 ○ 広範囲の皮膚の発赤

871 等の症状が持続したり、又は急激に悪化したりする場合には、原因と考えられる医薬品の使
872 用を中止して、直ちに皮膚科の専門医を受診する必要がある。特に、両眼に現れる急性結膜
873 炎（結膜が炎症を起こし、充血、目やに、流涙、^{かゆ}痒み、腫れ等を生じる病態）は、皮膚や粘
874 膜の変化とほぼ同時期又は半日～1日程度先行して生じることが知られているので、そのよ
875 うな症状が現れたときは、皮膚粘膜眼症候群又は中毒性表皮壊死融解症の前兆である可能性
876 を疑うことが重要である。

877 皮膚粘膜眼症候群と中毒性表皮壊死融解症は、いずれも原因医薬品の使用開始後2週間以
878 内に発症することが多いが、1ヶ月以上経ってから起こることもある。

879

880 3) 肝機能障害

881 医薬品により生じる肝機能障害^{xlvi}は、有効成分又はその代謝物の直接的肝毒性が原因で起きる
882 中毒性のものと、有効成分に対する抗原抗体反応が原因で起きるアレルギー性のものに大別され
883 る。

884 軽度の肝障害の場合、自覚症状がなく、健康診断等の血液検査（肝機能検査値の悪化）で初め
885 て判明することが多い。主な症状に、全身の^{けん}倦怠感、^{だん}黄疸のほか、発熱、^{しん}発疹、皮膚の^{そうよう}掻痒感、
886 吐きけ等がある。^{だん}黄疸とは、ビリルビン（黄色色素）が胆汁中へ排出されず血液中に滞留するこ
887 とにより生じる、皮膚や白眼が黄色くなる病態である。また、過剰となった血液中のビリルビン
888 が尿中に排出されることにより、尿の色が濃くなることもある。

889 肝機能障害が疑われた時点で、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、医師の診療を受ける

^{xlvi} いわゆる健康食品、ダイエット食品として購入された無承認無許可医薬品の使用による重篤な肝機能障害も知られている。

890 ことが重要である。漫然と原因と考えられる医薬品を使用し続けると、不可逆的な病変（肝不全）
891 を生じ、死に至ることもある。

892

893 4) 偽アルドステロン症

894 体内に塩分（ナトリウム）と水が貯留し、体からカリウムが失われることによって生じる病態
895 である。副腎皮質からのアルドステロン分泌が増加していないにもかかわらずこのような状態と
896 なることから、偽アルドステロン症^{xlvi}と呼ばれている。

897 主な症状に、手足の脱力、血圧上昇、筋肉痛、こむら返り、倦怠感、手足のしびれ、頭痛、む
898 くみ（浮腫）、喉の渇き、吐きけ・嘔吐等があり、病態が進行すると、筋力低下、起立不能、歩行
899 困難、痙攣等を生じる。

900 小柄な人や高齢者で生じやすく、原因医薬品の長期服用後に初めて発症する場合もある。また、
901 複数の医薬品や、医薬品と食品との間の相互作用によって起きることがある。初期症状に不審を
902 感じつつも重症化させてしまう例が多く、偽アルドステロン症が疑われる症状に気付いたら、直
903 ちに原因と考えられる医薬品の使用を中止し、速やかに医師の診療を受けることが重要である。

904

905 5) 病気等に対する抵抗力の低下等

906 医薬品の使用が原因で血液中の白血球（好中球）が減少し、細菌やウイルスの感染に対する抵
907 抗力が弱くなって、突然の高熱、悪寒、喉の痛み、口内炎、倦怠感等の症状を呈することがある。
908 進行すると重症の細菌感染を繰り返す、致命的となることもある。ステロイド性抗炎症薬や抗がん薬
909 などが、そのような易感染性をもたらすことが知られている。初期においては、かぜ等の症状と
910 見分けることが難しいため、原因医薬品の使用を漫然と継続して悪化させる場合がある。医薬品
911 を一定回数又は一定期間使用した後に症状が出現したのであれば、医薬品の副作用の可能性を考
912 慮して、その医薬品の使用を中止して、血液検査ができる医師の診断を受ける必要がある。

913 このほか、医薬品の使用が原因で血液中の血小板が減少し、鼻血、歯ぐきからの出血、手足の
914 青あざ（紫斑）や口腔粘膜の血腫等の内出血、経血が止まりにくい（月経過多）等の症状が現れ
915 ることがある。脳内出血等の重篤な病態への進行を予防するため、何らかの症状に気付いたとき
916 は、原因と考えられる医薬品の使用を直ちに中止して、早期に医師の診療を受ける必要がある。

917

918 2 精神神経系に現れる副作用

919 1) 精神神経障害

920 医薬品の副作用によって中枢神経系が影響を受け、物事に集中できない、落ち着きがなくなる
921 等のほか、不眠、不安、震え（振戦）、興奮、眠気、うつ等の精神神経症状を生じることがある。

^{xlvi} 低カリウム血症を伴う高血圧症を示すことから、低カリウム血性ミオパチーによると思われる四肢の脱力と、血圧上昇に伴う頭重感などが主な症状となる。

922 これらのうち、眠気は比較的軽視されがちであるが、乗物や危険な機械類の運転操作中に眠気を
923 生じると重大な事故につながる可能性が高いので、眠気を催すことが知られている医薬品を使用
924 した後は、そのような作業に従事しないよう十分注意することが必要である。

925 精神神経症状は、医薬品の大量服用や長期連用、乳幼児への適用外の使用等の不適正な使用が
926 なされた場合に限らず、通常の用法・用量でも発生することがある。これらの症状が現れた場合
927 は、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、症状によっては医師の診療を受けるなどの対応が
928 必要である。

929

930 2) 無菌性髄膜炎

931 髄膜炎のうち、髄液に細菌・真菌が検出されないものをいう。大部分はウイルスが原因と考え
932 られているが、マイコプラズマ感染症やライム病、医薬品の副作用等によって生じることもある。
933 医薬品の副作用が原因の場合、全身性エリテマトーデス^{xlvi}、混合性結合組織病^{xlvii}、関節リウマ
934 チ等の基礎疾患がある人で発症リスクが高い。

935 多くの場合、発症は急性で、首筋のつっぱりを伴った激しい頭痛、発熱、吐きけ・嘔吐^{おう}、意識
936 混濁等の症状が現れる。これらの症状が現れた場合は、原因と考えられる医薬品の使用を直ちに
937 中止し、医師の診療を受ける必要がある。早期に原因医薬品の使用を中止すれば、速やかに回復
938 し、予後は比較的良好であることがほとんどであるが、重篤な中枢神経系の後遺症が残った例も
939 報告されている。また、過去に軽度の症状を経験した人の場合、再度、同じ医薬品を使用するこ
940 とにより再発し、急激に症状が進行する場合がある。

941

942 3) その他

943 心臓や血管に作用する医薬品により、頭痛やめまい、浮動感（体がふわふわと宙に浮いたよう
944 な感じ）、不安定感（体がぐらぐらする感じ）等が生じることがある。これらの症状が現れた場合
945 は、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、症状によっては医師の診療を受けるなどの対応が
946 必要である。

947 このほか、医薬品を長期連用したり、過量服用するなどの不適正な使用によって、倦怠感や虚
948 脱感等を生じることがある。医薬品の販売等に従事する専門家は、販売する医薬品の使用状況に
949 も留意する必要がある。

950

xlvi 膠原病の一種で、発熱や全身の倦怠感、頬に赤い発疹、手指の腫れと関節炎、口内炎、光線過敏等の症状が現れる。

xlvii 膠原病の重複症候群の中のひとつの病型で、寒冷刺激や精神的緊張によって起こる手指の蒼白化（レイノー現象）、手の甲から指にかけての腫れ、多発関節炎、皮膚の硬化等の症状が現れる。

951 3 体の局所に現れる副作用

952 1) 消化器系に現れる副作用

953 (a) 消化性潰瘍

954 医薬品の副作用により胃や十二指腸の粘膜組織が傷害されて、その一部が粘膜筋板を超え
 955 て欠損する状態である。胃のもたれ、食欲低下、胸やけ、吐きけ、胃痛、空腹時にみぞおち
 956 が痛くなる、消化管出血に伴って糞便が黒くなるなどの症状が現れる。自覚症状が乏しい場
 957 合もあり、貧血症状（動悸や息切れ等）の検査時や突然の吐血・下血によって発見されるこ
 958 ともある。重篤な病態への進行を防止するため、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、
 959 医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

960 (b) イレウス様症状（腸閉塞様症状）

961 イレウスとは腸内容物の通過が阻害された状態をイレウスという。腸管自体は閉塞してい
 962 なくても、医薬品の作用によって腸管運動が麻痺して腸内容物の通過が妨げられると、激し
 963 い腹痛やガス排出（おなら）の停止、嘔吐、腹部膨満感を伴う著しい便秘が現れる。腹痛な
 964 どの症状のために水分や食物の摂取が抑制され、嘔吐がない場合でも脱水状態となること
 965 がある。悪化すると、腸内容物の逆流による嘔吐が原因で脱水症状を呈したり、腸内細菌の異
 966 常増殖によって全身状態の衰弱が急激に進行する可能性がある。

967 小児や高齢者のほか、普段から便秘傾向のある人は、発症のリスクが高い。また、下痢治
 968 癒後の便秘を放置して、症状を悪化させてしまうことがある。いずれにしても初期症状に気
 969 付いたら、原因と考えられる医薬品の使用を中止して、早期に医師の診療を受けるなどの対
 970 応が必要である。

971 (c) その他

972 消化器に対する医薬品の副作用によって、吐きけ・嘔吐、食欲不振、腹部（胃部）不快感、
 973 腹部（胃部）膨満感、腹痛、口内炎、口腔内の荒れや刺激感などを生じることがある。これ
 974 らの症状が現れたときには、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、症状によっては医師
 975 の診療を受けるなどの対応が必要である。

976 医薬品によっては、一過性の軽い副作用として、口渇、便秘、軟便、下痢等が現れること
 977 がある。また、浣腸剤や坐剤の使用によって現れる一過性の症状に、肛門部の熱感等の刺激、
 978 異物の注入による不快感、排便直後の立ちくらみなどがある。添付文書等には、それらの症
 979 状が継続したり、症状に増強が見られた場合には、その医薬品の使用を中止して、専門家に
 980 相談するよう記載されている。

981

982 2) 呼吸器系に現れる副作用

983 (a) 間質性肺炎

984 通常の肺炎が気管支又は肺胞が細菌に感染して炎症を生じたものであるのに対し、間質性

985 肺炎は肺の中で肺胞と毛細血管を取り囲んで支持している組織（間質）が炎症を起こしたも
 986 のである。間質性肺炎を発症すると、肺胞と毛細血管の間のガス交換効率が低下して血液に
 987 酸素を十分取り込むことができず、体内は低酸素状態となる。そのため、息切れ・息苦しさ
 988 等の呼吸困難、空咳（痰の出ない咳）、発熱等の症状を呈する。

989 一般的に、医薬品の使用開始から1～2週間程度で起きることが多い。息切れは、初期に
 990 は登坂等の運動時に感じられるが、病態が進行すると平地歩行や家事等の軽労作時にも意識
 991 されるようになる。必ずしも発熱は伴わない。

992 これらの症状は、かぜや気管支炎の症状と区別が難しいこともあり、細心の注意を払って
 993 それらとの鑑別には細心の注意が必要であるが行われている。症状が一過性に現れ、自然と
 994 回復することもあるが、悪化すると肺線維症（肺が線維化を起こして硬くなる状態）に移行
 995 することがある。重篤な病態への進行を防止するため、直ちに原因と考えられる医薬品の使
 996 用を中止して、速やかに医師の診療を受ける必要がある。

997 (b) 喘息

998 原因となる医薬品の使用後、短時間（1時間以内）のうちに鼻水・鼻づまりが現れ、続い
 999 て咳、喘鳴（息をするとき喉がゼーゼー又はヒューヒュー鳴る）及び呼吸困難を生じる。こ
 1000 れらの症状は時間とともに悪化し、顔面の紅潮や目の充血、吐きけ、腹痛、下痢等を伴うこ
 1001 ともある。内服薬のほか、坐薬や外用薬でも誘発されることがある。

1002 合併症を起こさない限り、原因となった医薬品の有効成分が体内から消失すれば症状は寛
 1003 解する。軽症例は半日程度で回復するが、重症例は24時間以上持続し、窒息による意識消
 1004 失から死に至る危険もある。そのような場合には、直ちに救命救急処置が可能な医療機関を
 1005 受診しなければならない。

1006 通年性（非アレルギー性）の鼻炎や慢性副鼻腔炎（蓄膿症）、鼻茸（鼻ポリープ）、嗅覚異
 1007 常等、鼻の疾患を合併している人や、成人になってから喘息を発症した人、季節に関係なく喘
 1008 息発作が起こる人等で発症しやすい。特に、これまでに医薬品（内服薬に限らない）で喘息
 1009 発作を起こしたことがある人は重症化しやすいので、同種の医薬品の使用を避ける必要があ
 1010 る。

1011

1012 3) 循環器系に現れる副作用

1013 (a) 鬱血性心不全、不整脈

1014 鬱血性心不全とは、全身が必要とする量の血液を心臓から送り出すことができなくなり、
 1015 肺に血液が貯留して、種々の症状を示す疾患である。息切れ、疲れやすい、足のむくみ、急
 1016 な体重の増加、咳とピンク色の痰などを認めた場合は、鬱血性心不全の可能性を疑い、早期
 1017 に医師の診療を受ける必要がある。心不全の既往がある人は、薬剤による心不全を起こしや
 1018 すい。

1019 一方、不整脈とは、心筋の自動性や興奮伝導の異常が原因で心臓の拍動リズムが乱れる病
 1020 態で、めまい、立ちくらみ、全身のだるさ（疲労感）、動悸、息切れ、胸部の不快感、脈の欠
 1021 落等の症状が現れる。これらの症状が現れたときは、直ちに原因と考えられる医薬品の使用
 1022 を中止して、速やかに医師の診療を受ける必要がある。不整脈の種類によっては失神（意識
 1023 消失）することもある。そのような場合は、生死に関わる危険な不整脈を起こしている可能
 1024 性があるので、自動体外式除細動器（AED）の使用を考慮するとともに、直ちに救急救命
 1025 処置が可能な医療機関を受診する必要がある。代謝機能の低下によって発症リスクが高まる
 1026 ことがあるので、腎機能や肝機能の低下、併用薬との相互作用等に留意するべきである。特
 1027 に、高齢者において、そのような配慮が重要である。医薬品の販売等に従事する専門家にお
 1028 いては、医薬品を使用する本人だけでなく、その家族等にもあらかじめ注意を促しておく必
 1029 要がある。

1030 (b) その他

1031 高血圧や心臓病等、循環器系疾患の診断を受けている人は、心臓や血管に悪影響を及ぼす
 1032 可能性が高い医薬品を使用してはならない。また、使用禁忌となっていなくても、使用しよ
 1033 うとする人の状態等に応じて使用の可否を慎重に判断すべき医薬品は、使用上の注意の「相
 1034 談すること」の項で注意喚起がなされている。

1035 これらの点に留意して医薬品を適正に使用した場合であっても、動悸（心悸亢進）や一過
 1036 性の血圧上昇、顔のほてり等を生じることがある。これらの症状が現れたときには、重篤な
 1037 病状への進行を防止するため、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、症状によっては医
 1038 師の診療を受けるなどの対応が必要である。

1039

1040 4) 泌尿器系に現れる副作用

1041 (a) 腎障害

1042 医薬品の使用が原因となって、腎障害¹を生じることがある。尿量の減少、ほとんど尿が出
 1043 ない、逆に一時的に尿が増える、むくみ（浮腫）、倦怠感、発疹、吐きけ・嘔吐、発熱、尿が
 1044 濁る・赤みを帯びる（血尿）等の症状が現れたときは、原因と考えられる医薬品の使用を中
 1045 止して、速やかに医師の診療を受ける必要がある。

1046 (b) 排尿困難、尿閉

1047 副交感神経系の機能を抑制する作用がある成分²が配合された医薬品を使用すると、膀胱の
 1048 排尿筋の収縮が抑制され、尿が出にくい、尿が少ししか出ない、残尿感がある等の症状を生
 1049 じることがある。これが進行すると、尿意があるのに尿が全く出なくなったり（尿閉）、下腹

¹ 外国から個人的に購入した医薬品（生薬・漢方薬）又はそれらと類似する健康食品（健康茶等）の摂取によって重篤な腎障害を生じた事例も報告されている。

² 具体的な個別の成分については、第3章を参照して問題作成のこと。

1050 部が膨満して激しい痛みを感じるようになる。これらの症状は前立腺肥大等の基礎疾患がない
 1051 人でも現れることが知られており、男性に限らず女性においても報告されている。初期段
 1052 階で適切な対応が図られるよう、尿勢の低下等の兆候に留意することが重要である。

1053 上記のような症状が現れたときには、原因と考えられる医薬品の使用を中止する。多くの
 1054 場合、原因となる医薬品の使用を中止することにより症状は速やかに改善するが、医療機関
 1055 における処置を必要とする場合もある。

1056 (c) 膀胱炎様症状

1057 尿の回数増加（頻尿）、排尿時の疼痛、残尿感等の症状が現れる。これらの症状が現れたと
 1058 きは、原因と考えられる医薬品の使用を中止し、症状によっては医師の診療を受けるなどの
 1059 対応が必要である。

1060

1061 5) 感覚器系に現れる副作用

1062 (a) 眼圧上昇

1063 眼球内の角膜と水晶体の間を満たしている眼房水が排出されにくくなると、眼圧が上昇し
 1064 て視覚障害を生じることがある。

1065 例えば、抗コリン作用がある成分^{lii}が配合された医薬品によって眼圧が上昇し（急性緑内障
 1066 発作）、眼痛や眼の充血に加え、急激な視力低下を来すことがある。特に緑内障がある人では
 1067 嚴重な注意が必要である。眼圧の上昇に伴って、頭痛や吐きけ・嘔吐等の症状が現れること
 1068 もある。高眼圧を長時間放置すると、視神経が損傷して不可逆的な視覚障害（視野欠損や失
 1069 明）に至るおそれがあり、速やかに眼科専門医の診療を受ける必要がある。

1070 (b) その他

1071 医薬品によっては、瞳の拡大（散瞳）による異常な眩しさや目のかすみ等の副作用が現れ
 1072 ることがある。眠気と同様に、そのような症状が乗物や機械類の運転操作中に現れると重大
 1073 な事故につながるおそれがあるので、散瞳を生じる可能性のある成分が配合された医薬品を
 1074 使用した後は、そうした作業は避けなければならない。

1075

1076 6) 皮膚に現れる副作用

1077 (a) 接触皮膚炎、光線過敏症

1078 化学物質や金属等に皮膚が反応して、強い痒みを伴う発疹・発赤、腫れ、刺激感、水疱・
 1079 ただれ等の激しい炎症症状（接触皮膚炎）や、色素沈着、白斑等を生じることがある。一般
 1080 に「かぶれ」と呼ばれる日常的に経験する症状であるが、外用薬の副作用で生じることがあ
 1081 る。

1082 接触皮膚炎は、いわゆる「肌に合わない」という状態であり、外来性の物質が皮膚に接触

^{lii}具体的な個別の成分については、第3章を参照して問題作成のこと。

1083 することで現れる炎症である。同じ医薬品が触れても発症するか否かはその人の体質によっ
1084 て異なる。原因となる医薬品と接触してから発症するまでの時間は様々であるが、接触皮膚
1085 炎は医薬品が触れた皮膚の部分にのみ生じ、正常な皮膚との境界がはっきりしているのが特
1086 徴である。アレルギー性皮膚炎の場合は、発症部位は医薬品の接触部位に限定されない。

1087 症状が現れたときは、重篤な病態への進行を防止するため、原因と考えられる医薬品の使用
1088 を中止する。通常は1週間程度で症状は治まるが、再びその医薬品に触れると再発する。

1089 かぶれ症状は、太陽光線（紫外線）に曝^{さら}されて初めて起こることもある。これを光線過敏
1090 症という。その症状は医薬品が触れた部分だけでなく、全身へ広がって重篤化する場合があ
1091 る。貼付剤の場合は剥がした後でも発症することがある。光線過敏症が現れた場合は、原因
1092 と考えられる医薬品の使用を中止して、皮膚に医薬品が残らないよう十分に患部を洗浄し、
1093 遮光（白い生地や薄手の服は紫外線を透過するおそれがあるので不可）して速やかに医師の
1094 診療を受ける必要がある。

1095 (b) 薬疹^{しん}

1096 医薬品によって引き起こされるアレルギー反応の一種で、発疹^{しん}・発赤等の皮膚症状を呈す
1097 る場合をいう。

1098 あらゆる医薬品で起きる可能性があり、同じ医薬品でも生じる発疹^{しん}の型は人によって様々
1099 である。赤い大小の斑点（紅斑）、小さく盛り上がった湿疹^{しん}（丘疹^{しん}）のほか、水疱^{ほう}を生じるこ
1100 ともある。蕁麻疹^{しん}は強い痒み^{かゆ}を伴うが、それ以外の場合は痒み^{かゆ}がないか、たとえあったとし
1101 てもわずかなことが多い。皮膚以外に、眼の充血や口唇・口腔粘膜に異常が見られることも
1102 ある。特に、発熱を伴って眼や口腔粘膜に異常が現れた場合は、急速に皮膚粘膜眼症候群や、
1103 中毒性表皮壊死融解症等の重篤な病態へ進行することがあるので、厳重な注意が必要である。

1104 薬疹^{しん}は医薬品の使用後1～2週間で起きることが多いが、長期使用後に現れることもある。
1105 アレルギー体質の人や以前に薬疹^{しん}を起こしたことがある人で生じやすいが、それまで薬疹^{しん}
1106 を経験したことがない人であっても、暴飲暴食や肉体疲労が誘因となって現れることがある。

1107 医薬品を使用した後に発疹^{しん}・発赤等が現れた場合は、薬疹^{しん}の可能性を考慮すべきである。
1108 重篤な病態への進行を防止するため、原因と考えられる医薬品の使用を直ちに中止する。痒み^{かゆ}
1109 等の症状に対して、一般の生活者が自己判断で対症療法を行うことは、原因の特定を困難に
1110 するおそれがあるため、避けるべきである。

1111 多くの場合、原因となる医薬品の使用を中止すれば、症状は次第に寛解する。ただし、以
1112 前、薬疹^{しん}を経験したことがある人が再度同種の医薬品を使用すると、ショック（アナフィラ
1113 キシー）、~~アナフィラキシー様症状~~、皮膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死融解症等のより重篤
1114 なアレルギー反応を生じるおそれがあるので、同種の医薬品の使用を避けなければならない。

1115 (c) その他

1116 外用薬の適用部位（患部）に生じる副作用として、そのほかに含有される刺激性成分によ

- 1117 る痛み、焼灼感（ヒリヒリする感じ）、熱感、乾燥感等の刺激感、腫れ等がある。
- 1118 また外用薬には、感染を起こしている患部には使用を避けることとされているものがある
- 1119 が、感染の初期段階に気付かずに使用して、みずむし・たむし等の白癬症、にきび、化膿症
- 1120 状、持続的な刺激感等を起こす場合があるので注意が必要である。
- 1121 いずれの場合も、重篤な病態への進行を防止するため、原因と考えられる医薬品の使用を
- 1122 中止し、症状によっては医師の診療を受けるなどの対応が必要である。
- 1123

1 第3章 主な医薬品とその作用

問題作成のポイント

- 一般用医薬品において用いられる主な有効成分に関して、
 - 基本的な効能効果及びその特徴*
 - 飲み方や飲み合わせ、年齢、基礎疾患等、効き目や安全性に影響を与える要因
 - 起こり得る副作用*

等につき理解し、購入者への情報提供や相談対応に活用できること

* 各有効成分が作用する器官や組織の仕組み、副作用の初期症状、早期対応に関する出題については、第2章-I（人体の構造と働き）、III（症状からみた主な副作用）を参照して作成のこと。

- 各薬効群の医薬品に関する情報提供、相談対応における実践的な知識、理解を問う出題として、事例問題^{liii}を含めることが望ましい。

2

3 I 精神神経に作用する薬

4 1 かぜ薬

5 1) かぜの諸症状、かぜ薬の働き

6 「かぜ」（感冒）の症状は、くしゃみ、鼻汁・鼻閉（鼻づまり）、咽喉頭痛、咳、^{せき たん}痰等の呼吸器
 7 症状と、発熱、頭痛、関節痛、全身倦怠感等、様々な全身症状が組み合わさって現れる。「かぜ」
 8 は単一の疾患ではなく、医学的にはかぜ症候群といい、主にウイルスが鼻や喉などに感染して起
 9 くる上気道の急性炎症の総称で、通常は数日～1週間程度で自然寛解し、予後は良好である。

10 かぜの約8割はウイルス（ライノウイルス、コロナウイルス、アデノウイルスなど）の感染が
 11 原因であるが、それ以外に細菌の感染や、まれに冷氣や乾燥、アレルギーのような非感染性の要
 12 因による場合もある。原因となるウイルスは、200種類を超えるといわれており、それぞれ活
 13 動に適した環境があるため、季節や時期などによって原因となるウイルスや細菌の種類は異なる。

14 かぜとよく似た症状が現れる疾患に、喘息、アレルギー性鼻炎、リウマチ熱、関節リウマチ、
 15 肺炎、肺結核、髄膜炎、急性肝炎、尿路感染症等多数がある。急激な発熱を伴う場合や、症状が
 16 4日以上続くとき、又は症状が重篤なときは、かぜではない可能性が高い。発熱や頭痛を伴って
 17 悪心・嘔吐^{おう}や、下痢等の消化器症状が現れることもあり、俗に「お腹にくるかぜ」などと呼ばれ
 18 るが、冬場にこれらの症状が現れた場合はかぜではなく、ウイルスが消化器に感染したことによ
 19 るウイルス性胃腸炎である場合が多い。

20 インフルエンザ（流行性感冒）は、かぜと同様、ウイルスの呼吸器感染によるものであるが、
 21 感染力が強く、また、重症化しやすいため、かぜとは区別して扱われる。

22 かぜ薬とは、かぜの諸症状の緩和を目的として使用される医薬品の総称であり、総合感冒薬と

^{liii} 本文中では dl-、ℓ-、L-等の光学異性体の区別は省略して記載しているが、事例問題において添付文書や製品表示の成分記載を示す場合には、実際の添付文書や製品表示の記載に倣って、dl-、ℓ-、L-等を付して問題作成のこと。

23 も呼ばれる。かぜは、生体に備わっている免疫機構によってウイルスが消滅すれば自然に治癒す
 24 る。したがって、安静にして休養し、栄養・水分を十分に摂ることが基本である。かぜ薬は、ウ
 25 イルスの増殖を抑えたり、ウイルスを体内から除去するものではなく、咳で眠れなかつたり、発
 26 熱で体力を消耗しそうなときなどに、それら諸症状の緩和を図る対症療法薬である。

27 なお、かぜであるからといって必ずしもかぜ薬（総合感冒薬）を選択するのが最適とは限らな
 28 い。発熱、咳、鼻水など症状がはっきりしている場合には、症状を効果的に緩和させるため、解
 29 熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、鼻炎を緩和させる薬などを選択することが望ましい。存在しない症状に
 30 対する不要な成分が配合されていると、無意味に副作用のリスクを高めることとなる。

31

32 2) 主な配合成分等

33 (a) 発熱を鎮め、痛みを和らげる成分（解熱鎮痛成分）

34 かぜ薬に配合される主な解熱鎮痛成分としては、アスピリン、サリチルアミド、エテンザ
 35 ミド、アセトアミノフェン、イブプロフェン、イソプロピルアンチピリン等がある。解熱作
 36 用がある生薬成分としてジリュウが配合されている場合もある。また、ショウキョウ、ケイ
 37 ヒ等が、他の解熱鎮痛成分と組み合わせて配合されている場合もある。これら成分に関する
 38 出題については、I-2（解熱鎮痛薬）を参照して作成のこと。

39 このほか、解熱作用を期待してゴオウ、カッコン、サイコ、ボウフウ、ショウマ等、鎮痛
 40 作用を期待してセンキュウ、コウブシ等の生薬成分が配合されている場合もある。ゴオウに
 41 関する出題については、IV-1（強心薬）、センキュウ、コウブシに関する出題については、
 42 VI（婦人薬）を参照して作成のこと。カッコン、サイコ、ボウフウ、ショウマに関する出題
 43 については、XIV-2（その他の生薬製剤）を参照して作成のこと。

44 なお、サリチルアミド、エテンザミドについては、15歳未満の小児で水痘（水疱瘡）又
 45 はインフルエンザにかかっているときは使用を避ける必要がある^{liv}が、一般の生活者にとっ
 46 ては、かぜとインフルエンザとの識別は必ずしも容易でない。医薬品の販売等に従事する専
 47 門家においては、インフルエンザ流行期等、必要に応じて購入者等に対して積極的に注意を
 48 促したり、解熱鎮痛成分がアセトアミノフェンや生薬成分のみからなる製品の選択を提案し
 49 たりする等の対応を図ることが重要である。

50 (b) くしゃみや鼻汁を抑える成分（抗ヒスタミン成分、抗コリン成分）

51 かぜ薬に配合される主な抗ヒスタミン成分に、クロルフェニラミンマレイン酸塩^{lv}、カルビ
 52 ノキサミンマレイン酸塩、メキタジン、クレマスチンフマル酸塩、ジフェンヒドラミン塩酸
 53 塩等がある。また、抗コリン作用によって鼻汁分泌やくしゃみを抑えることを目的としてべ

^{liv} アスピリン、サザピリン、イブプロフェンについては、一般用医薬品では、小児に対してはいかなる場合も使用しないこととなっている。I-2（解熱鎮痛薬）を参照。

^{lv} 「クロルフェニラミンマレイン酸塩」と「マレイン酸クロルフェニラミン」は、いずれもクロルフェニラミンとマレイン酸から成る同じ物質である。以下「塩酸塩」、「リン酸塩」等その他の物質についても同様である。

54 ラドンナ総アルカロイドやヨウ化イソプロパミドが配合されている場合もある。これら成分
55 に関する出題については、Ⅶ（内服アレルギー用薬）を参照して作成のこと。

56 (c) 鼻粘膜の充血を和らげ、気管・気管支を拓げる成分（アドレナリン作動成分）

57 かぜ薬に配合される主なアドレナリン作動成分に、メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエ
58 フェドリンサッカリン塩、プソイドエフェドリン塩酸塩等がある。これらと同様の作用を示
59 す生薬成分として、マオウが配合されている場合もある。いずれの成分も依存性があること
60 に留意する必要がある。

61 メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩及びマオウに関する出題に
62 ついては、Ⅱ－1（^{せき}咳止め・^{たん}痰を出しやすくする薬）、プソイドエフェドリン塩酸塩に関する
63 出題については、Ⅶ（内服アレルギー用薬）を参照して作成のこと。

64 (d) ^{せき}咳を抑える成分（^{がい}鎮咳成分）

65 かぜ薬に配合される主な^{がい}鎮咳成分に、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、デ
66 キストロメトルファン臭化水素酸塩、ノスカピン、チペピジンヒベンズ酸塩、クロペラスチ
67 ン塩酸塩等がある。^{がい}鎮咳作用を目的として、ナンテンジツ等の生薬成分が配合されている場
68 合もある。これら成分に関する出題については、Ⅱ－1（^{せき}咳止め・^{たん}痰を出しやすくする薬）
69 を参照して作成のこと。

70 なお、これらのうちコデインリン酸塩及びジヒドロコデインリン酸塩は、依存性がある成
71 分であることに留意する必要がある。

72 (e) ^{たん}痰の切れを良くする成分（^{たん}去痰成分）

73 かぜ薬に配合される主な^{たん}去痰成分に、グアイフェネシン、グアヤコールスルホン酸カリウ
74 ム、ブロムヘキシン塩酸塩、エチルシステイン塩酸塩等がある。^{たん}去痰作用を目的として、シ
75 ャゼンソウ、セネガ、キキョウ、セキサン、オウヒ等の生薬成分が配合されている場合もあ
76 る。これら成分に関する出題については、Ⅱ－1（^{せき}咳止め・^{たん}痰を出しやすくする薬）を参照
77 して作成のこと。

78 (f) 炎症による腫れを和らげる成分（抗炎症成分）

79 鼻粘膜や喉の炎症による腫れを和らげることを目的として、~~リゾチーム塩酸塩~~、セミアル
80 カリプロティナーゼ、ブロメライン、グリチルリチン酸二カリウム等が配合されている場合
81 がある。

82 ④ ~~リゾチーム塩酸塩~~

83 ~~炎症を生じた鼻粘膜や喉の組織の修復に寄与するほか、^{たん}痰の粘り気を弱め、また、気
84 道粘膜の線毛運動を促進して^{たん}痰の排出を容易にする^た作用を示す。~~

85 ~~まれに重篤な副作用として、ショック（アナフィラキシー）、皮膚粘膜眼症候群、中毒~~

^たリゾチーム塩酸塩には細菌の細胞壁を分解する働きもあるが、かぜのほとんどはウイルスによって引き起こされるため、かぜ薬としての薬効上はあまり意味がない。

86 ~~性表皮壊死融解症を生じることがある。~~

87 ~~医薬品の配合成分として用いられているリゾチーム塩酸塩は、鶏卵の卵白から抽出し~~
 88 ~~たタンパク質であるため、鶏卵アレルギーがある人に対しては、リゾチーム塩酸塩を含有~~
 89 ~~する医薬品^{ivii}に対するアレルギーの既往がある人と同様、使用を避ける。~~

90 ~~また、乳児において、リゾチーム塩酸塩を初めて使用したときにショック（アナフィ~~
 91 ~~ラキシー）が現れたとの報告があるため、乳児に使用した後はしばらくの間、容態をよく~~
 92 ~~観察する必要がある。~~

93 ②①セミアルカリプロティナーゼ、ブロメライン

94 いずれもタンパク質分解酵素で、体内で産生される炎症物質（起炎症性ポリペプチド）
 95 を分解する作用がある。また、炎症を生じた組織では、毛細血管やリンパ管にフィブリ
 96 ン類似の物質が沈着して炎症浸出物が貯留しやすくなるが、それら沈着物質を分解して
 97 浸出物の排出を促し、炎症による腫れを和らげる。

98 セミアルカリプロティナーゼには、痰^{たん}粘液の粘り気を弱めて痰^{たん}を切れやすくする働き
 99 もある。

100 セミアルカリプロティナーゼ、ブロメラインとも、フィブリノゲンやフィブリンを分
 101 解する作用もあり、血液凝固異常のある人では出血傾向を悪化させるおそれがあるので、
 102 治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するなどの対応が必要で
 103 ある。なお、血液凝固異常がない場合でも、まれに血^{たん}痰や鼻血などの出血性の副作用を
 104 生じることがある。また、肝機能障害があると代謝や排泄^{せつ}が遅延して、それらの副作用
 105 が現れやすくなるため、肝臓病の診断を受けている人の場合は、治療を行っている医師
 106 又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するなどの対応が必要である。

107 ③②トラネキサム酸

108 体内での起炎物質の産生を抑制することで炎症の発生を抑え、腫れを和らげる。ただ
 109 し、凝固した血液を溶解されにくくする働きもあるため、血栓のある人（脳血栓、心筋
 110 梗塞、血栓性静脈炎等）や血栓を起こすおそれのある人に使用する場合は、治療を行っ
 111 ている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するなどの対応が必要である。

112 ④③グリチルリチン酸二カリウム

113 グリチルリチン酸二カリウムの作用本体であるグリチルリチン酸は、化学構造がステ
 114 ロイド性抗炎症成分（X（皮膚に用いる薬）参照。）に類似していることから、抗炎症作
 115 用を示すと考えられている。

116 グリチルリチン酸を大量に摂取すると、偽アルドステロン症を生じるおそれがある。
 117 むくみ、心臓病、腎臓病又は高血圧のある人や高齢者では偽アルドステロン症を生じる

^{ivii} リゾチーム塩酸塩は内服薬だけでなく、トローチ、点眼薬、坐薬でも配合されている場合があるので留意する必要がある。

118 リスクが高いため、それらの人に1日最大服用量がグリチルリチン酸として40mg以上
 119 の製品を使用する場合は、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相
 120 談する等、事前にその適否を十分考慮するとともに、偽アルドステロン症の初期症状に
 121 常に留意する等、慎重に使用する必要がある。また、どのような人が対象であっても、
 122 1日最大服用量がグリチルリチン酸として40mg以上となる製品は長期連用を避ける^{lviii}。

123 なお、医薬品ではグリチルリチン酸としての1日摂取量が200mgを超えないよう用量
 124 が定められているが、グリチルリチン酸はかぜ薬以外の医薬品にも配合されていること
 125 が少なくなく、また、甘味料として一般食品や医薬部外品などにも広く用いられている^{lix}
 126 ため、医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対して、グリチルリチ
 127 ン酸の総摂取量が継続して過剰にならないよう注意を促す必要がある。

128 グリチルリチン酸を含む生薬成分として、カンゾウが配合されている場合もある。カ
 129 ンゾウに関する出題、カンゾウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出題につ
 130 いては、Ⅱ－1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

131 ⑤④その他

132 発汗、抗炎症等の作用を目的として、カミツレ^{lx}（XⅠ－1（歯痛・歯槽膿漏薬）参照。）
 133 等の生薬成分が配合されている場合がある。

134 (g) 漢方処方成分等

135 かぜ薬に配合される漢方処方成分、又は単独でかぜの症状緩和に用いられる漢方処方製剤
 136 の主なものに、葛根湯^{かつこんとう}、麻黄湯^{まおうとう}、小柴胡湯^{しょうさいことう}、柴胡桂枝湯^{さいこけいしとう}、小青竜湯^{しょうせいりゅうとう}、桂枝湯^{けいしとう}、香蘇散^{こうそさん}、半
 137 夏厚朴湯^{げこうぼくとう}、麦門冬湯^{ばくもんどうとう}がある。

138 これらのうち半夏厚朴湯を除くいずれも、構成生薬としてカンゾウを含む。また、これら
 139 のうち、麻黄湯のほか、葛根湯と小青竜湯には、構成生薬としてマオウを含む。カンゾウ
 140 を含有する医薬品に共通する留意点、マオウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出
 141 題については、Ⅱ－1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

142 かぜの症状の緩和以外にも用いられる漢方処方製剤（小柴胡湯^{しょうさいことう}、柴胡桂枝湯^{さいこけいしとう}、小青竜湯^{しょうせいりゅうとう}、
 143 麦門冬湯^{ばくもんどうとう}）では、比較的長期間（1ヶ月位）服用されることがあるが、その場合に共通する
 144 留意点に関する出題については、XⅣ－1（漢方処方製剤）を参照して作成のこと。

145 ① 葛根湯

146 体力中等度以上のものの感冒の初期（汗をかいていないもの）、鼻かぜ、鼻炎、頭痛、肩
 147 こり、筋肉痛、手や肩の痛みに適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体
 148 の弱い人）、胃腸の弱い人、発汗傾向の著しい人では、悪心、胃部不快感等の副作用が現れ

^{lviii} かぜ薬、解熱鎮痛薬、アレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）等では、グリチルリチン酸二カリウム等のグリチルリチン酸を含む成分が配合されているか否かによらず、長期連用は避けることとされている。

^{lix} 医薬品においても、添加物（甘味料）として配合されている場合がある（ただしその場合、薬効は期待できない）。

^{lx} カミツレの成分であるアズレンスルホン酸ナトリウム（アズレン）が用いられる場合もある。

149 やすい等、不向きとされる。

150 まれに重篤な副作用として肝機能障害、偽アルドステロン症を生じることが知られてい
151 る。

152 ② 麻黄湯^{まおうとう}

153 体力充実して、かぜのひきはじめて、寒気がして発熱、頭痛があり、咳^{せき}が出て身体のふ
154 しぶしが痛く汗が出ていないものの感冒、鼻かぜ、気管支炎、鼻づまりに適すとされるが、
155 胃腸の弱い人、発汗傾向の著しい人では、悪心、胃部不快感、発汗過多、全身脱力感等の
156 副作用が現れやすい等、不向きとされる。

157 漢方処方製剤としての麻黄湯^{まおうとう}では、マオウの含有量が多くなるため、体の虚弱な人（体
158 力の衰えている人、体の弱い人）は使用を避ける必要がある。

159 ③ 小柴胡湯^{しょうさいことう}、柴胡桂枝湯^{さいこけいしとう}

160 小柴胡湯^{しょうさいことう}は、体力中等度で、ときに脇腹（腹）からみぞおちあたりにかけて苦しく、食欲不振や
161 口の苦味があり、舌に白苔がつくものの食欲不振、吐きけ、胃炎、胃痛、胃腸虚弱、疲労感、か
162 ぜの後期の諸症状に適すとされ、また、胃腸虚弱、胃炎のような消化器症状にも用いられる
163 が、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）には不向きとされる。

164 柴胡桂枝湯^{さいこけいしとう}は、体力中等度又はやや虚弱で、多くは腹痛を伴い、ときに微熱・寒気・頭痛・吐き
165 けなどのあるものの胃腸炎、かぜの中期から後期の症状に適すとされる。

166 小柴胡湯^{しょうさいことう}、柴胡桂枝湯^{さいこけいしとう}とも、まれに重篤な副作用として間質性肺炎、肝機能障害を生じ
167 ることが知られており、その他の副作用として、膀胱炎様症状^{ぼうこう}（頻尿、排尿痛、血尿、残
168 尿感）が現れることもある。

169 小柴胡湯^{しょうさいことう}については、インターフェロン製剤^{lxi}で治療を受けている人では、間質性肺炎
170 の副作用が現れるおそれが高まるため、使用を避ける必要がある。また、肝臓病自体が、
171 間質性肺炎を起こす要因のひとつとされており、肝臓病の診断を受けた人では、治療を行
172 っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するなどの対応が必要である。

173 ④ 小青竜湯^{しょうせいりゅうとう}

174 体力中等度又はやや虚弱で、うすい水様の痰^{たん}を伴う咳^{せき}や鼻水が出るものの気管支炎、気管支
175 喘息^{ぜん}、鼻炎、アレルギー性鼻炎、むくみ、感冒、花粉症に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の
176 衰えている人、体の弱い人）、胃腸の弱い人、発汗傾向の著しい人では、悪心、胃部不快感
177 等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

178 まれに重篤な副作用として、肝機能障害、間質性肺炎、偽アルドステロン症を生じるこ
179 とが知られている。

180 ⑤ 桂枝湯^{けいしとう}、香蘇散^{こうそさん}

^{lxi} ウイルス性肝炎の治療などのため、医療機関で施用される注射薬（医療用医薬品）

181 桂枝湯^{けいしとう}は、体力虚弱で、汗が出るもののかぜの初期に適すとされる。

182 香蘇散^{こうそさん}は、体力虚弱で、神経過敏で気分がすぐれず胃腸の弱いもののかぜの初期、血の道症
183 ^{lxi}に適すとされる。

184 ⑥ 半夏厚朴湯^{はんげこうぼくとう}、麦門冬湯^{ばくもんどうとう}

185 これら漢方処方に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{たん}を出やすくする薬）を参
186 照して作成のこと。

187 (h) 鎮静成分

188 解熱鎮痛成分の鎮痛作用を補助する目的で、プロモバレリル尿素、アリルイソプロピルア
189 セチル尿素等の鎮静成分が配合されている場合がある。

190 これらの鎮静成分には、いずれも依存性があることに留意する必要がある。（Ⅰ－3（眠気
191 を促す薬）を参照。）

192 (i) 胃酸を中和する成分（制酸成分）

193 解熱鎮痛成分（生薬成分の場合を除く。）による胃腸障害の軽減を目的として、ケイ酸アル
194 ミニウム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウムゲル等の制酸成分が配合されていること
195 がある。なお、この場合、胃腸薬のように、胃腸症状に対する薬効を標榜^{ぼう}することは認めら
196 れていない。これら成分に関する出題については、Ⅲ－1（胃の薬）を参照して作成のこと。

197 (j) カフェイン類

198 解熱鎮痛成分（生薬成分の場合を除く。）の配合に伴い、その鎮痛作用を補助する目的で、
199 カフェイン、無水カフェイン、安息香酸ナトリウムカフェイン等が配合されている場合があ
200 る。これら成分に関する出題については、Ⅰ－2（解熱鎮痛薬）を参照して問題作成のこと。
201 なお、カフェイン類が配合されているからといって、必ずしも抗ヒスタミン成分や鎮静成分
202 の作用による眠気が解消されるわけではない。

203 (k) その他：ビタミン成分等

204 かぜの時に消耗しやすいビタミン又はビタミン様物質を補給することを目的として、粘膜
205 の健康維持・回復に重要なビタミンC（アスコルビン酸、アスコルビン酸カルシウム等）、ビ
206 タミンB2（リボフラビン、リン酸リボフラビンナトリウム等）、ヘスペリジンや、疲労回復
207 の作用のあるビタミンB1（チアミン硝酸物、フルスルチアミン塩酸塩、ビスイブチアミン、
208 チアミンジスルフィド、ベンフォチアミン、ビスベンチアミン等）、アミノエチルスルホン酸
209 （タウリン）等が配合されている場合がある。また、強壮作用等を期待してニンジンやチク
210 セツニンジン等の生薬成分等が配合されている場合もある。これら成分に関する出題につい
211 ては、XⅢ（滋養強壮保健薬）を参照して作成のこと。

212

^{lxi} 月経、妊娠、出産、産後、更年期など女性のホルモン変動に伴って現れる精神不安やいらだちなどの精神神経症状及び身体症状。

213 3) 主な副作用、相互作用、受診勧奨

214 【主な副作用】 かぜ薬の重篤な副作用は、配合されている解熱鎮痛成分（生薬成分を除く。）に
 215 よるものが多い。まれに、ショック（アナフィラキシー）、皮膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死
 216 融解症、喘息、間質性肺炎が起きることがあるが、これらはかぜ薬（漢方処方成分、生薬成分
 217 のみから成る場合を除く。）の使用上の注意では、配合成分によらず共通に記載されている。こ
 218 のほか配合成分によっては、まれに重篤な副作用として、肝機能障害^{lxiii}、偽アルドステロン症
 219 ^{lxiv}、腎障害、無菌性髄膜炎^{lxv}を生じることがある。

220 また、その他の副作用として、皮膚症状（発疹・発赤、掻痒感）、消化器症状（悪心・嘔吐、
 221 食欲不振）、めまい等のほか、配合成分によっては、眠気や口渴^{lxvi}、便秘^{lxvii}、排尿困難^{lxviii}等が
 222 現れることがある。

223
 224 【相互作用】 かぜ薬には、通常、複数の有効成分が配合されているため、他のかぜ薬や解熱鎮
 225 痛薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用薬、アレルギー用薬、鎮静薬、睡眠改善薬などが併用されると、同
 226 じ成分又は同種の作用を持つ成分が重複して、効き目が強くなりすぎたり、副作用が起こりや
 227 すくなるおそれがある。

228 かぜに対する民間療法として、しばしば酒類（アルコール）が用いられるが、アルコールは
 229 医薬品の成分の吸収や代謝に影響を与えるため、肝機能障害等の副作用が起こりやすくなる。
 230 したがって、かぜ薬の服用期間中は、飲酒を控える必要がある。

231 カフェイン類が配合されている場合の留意点については、I-4（眠気を防ぐ薬）を参照し
 232 て作成のこと。

233
 234 【受診勧奨】 かぜ薬の使用は、発熱や頭痛・関節痛、くしゃみ、鼻汁・鼻閉（鼻づまり）、咽喉
 235 頭痛、咳、痰等の症状を緩和する対症療法である。一定期間又は一定回数使用して症状の改善
 236 がみられない場合は、かぜとよく似た症状を呈する別の疾患や細菌感染の合併等が疑われるた
 237 め、一般用医薬品で対処することは適当でない可能性がある。このような場合には、医薬品の
 238 販売等に従事する専門家は、購入者等に対して、漫然とかぜ薬の使用を継続せずに、医療機関
 239 を受診するよう促すべきである。特に、かぜ薬の使用後に症状が悪化した場合には、間質性肺
 240 炎やアスピリン喘息等、かぜ薬自体の副作用による症状が現れたである可能性もある。

lxiii 肝機能障害を生じることがある主な成分：アスピリン、アスピリンアルミニウム、アセトアミノフェン、イブプロフェン、葛根湯、小柴胡湯、柴胡桂枝湯、小青竜湯、麦門冬湯

lxiv 偽アルドステロン症を生じることがある主な成分：グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸、カンゾウ

lxv 腎障害、無菌性髄膜炎を生じることがある主な成分：イブプロフェン

lxvi 眠気や口渴が現れることがある主な成分：抗ヒスタミン成分（眠気については、鎮静成分でも現れることがある。）

lxvii 便秘が現れることがある主な成分：コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩

lxviii 排尿困難が現れることがある主な成分：抗コリン成分（ペラドンナ総アルカロイド、ヨウ化イソプロパミド）、抗ヒスタミン成分、マオウ

241 なお、高熱、黄色や緑色に濁った膿性の鼻汁・痰、喉（扁桃）の激しい痛みや腫れ、呼吸困
 242 難を伴う激しい咳といった症状がみられる場合は、一般用医薬品によって自己治療を図るので
 243 はなく、初めから医療機関での診療を受けることが望ましい。また、慢性の呼吸器疾患、心臓
 244 病、糖尿病等の基礎疾患がある人の場合も、基礎疾患の悪化や合併症の発症を避けるため、初
 245 めから医療機関を受診することが望ましい。

246 小児のかぜでは、急性中耳炎^{lxix}を併発しやすい。また、症状が長引くような場合は、医療機
 247 関で診療を受けるなどの対応が必要である。また、2歳未満の乳幼児には、医師の診断を受け
 248 させることを優先し、止むを得ない場合にのみ服用させることとされている。

249

250 2 解熱鎮痛薬

251 1) 痛みや発熱が起こる仕組み、解熱鎮痛薬の働き

252 痛みは病気や外傷などに対する警告信号として、また、発熱は細菌やウイルス等の感染等に対
 253 する生体防御機能の一つとして引き起こされる症状である。ただし、月経痛（生理痛）などのよ
 254 うに、必ずしも病気が原因とは言えない痛みもある。

255 プロスタグランジンはホルモンに似た働きをする物質で、病気や外傷があるときに活発に産生
 256 されるようになり、体の各部位で発生した痛みが脳へ伝わる際に、そのシグナルを増幅すること
 257 で痛みの感覚を強めている。また、脳の下部にある体温を調節する部位（温熱中枢）に作用して、
 258 体温を通常よりも高く維持するように調節する^{lxx}ほか、炎症の発生にも関与する。頭痛や関節痛
 259 も、プロスタグランジンによって増強される。

260 解熱鎮痛薬とは、発熱や痛みの原因となっている病気や外傷を根本的に治すものではなく、病
 261 気や外傷が原因で生じている発熱や痛みを緩和するために使用される医薬品（内服薬）の総称で
 262 ある^{lxxi}。痛みのシグナルの増幅を防いで痛みを鎮める（鎮痛）、異常となった体温調節メカニズム
 263 を正常状態に戻して熱を下げる（解熱）、又は炎症が発生している部位に作用して腫れなどの症状
 264 を軽減する（抗炎症）ことを目的として使用される。多くの解熱鎮痛薬には、体内におけるプロ
 265 スタグランジンの産生を抑える成分が配合されている。

266 月経痛（生理痛）は、月経そのものが起こる過程にプロスタグランジンが関わっていることか
 267 ら、解熱鎮痛薬の効能・効果に含まれているが、腹痛を含む痙攣性の内臓痛は発生の仕組みが異
 268 なるため、一部の漢方処方製剤を除き、解熱鎮痛薬の効果は期待できない。

269 解熱鎮痛成分によって、解熱、鎮痛、抗炎症のいずれの作用が中心的となるかなどの性質が異
 270 なる。なお、専ら外用剤として局所的な鎮痛や抗炎症を目的として使用される成分もあり、それ
 271 らに関する出題については、X（皮膚に用いる薬）を参照して作成のこと。

^{lxix} ウイルス（呼吸器に感染してかぜを引き起こすものと同じ）や細菌が、耳管に入り込んで増殖して起こる病気

^{lxx} 高体温は、ウイルスの増殖を抑えたり、免疫機構の働きを高める体内環境となる。

^{lxxi} 局所の痛みや腫れを鎮めることを目的とする外用薬（外用消炎鎮痛薬）については、X（皮膚に用いる薬）を参照のこと。

272

273 2) 代表的な配合成分等、主な副作用

274 (a) 解熱鎮痛成分

275 解熱鎮痛成分は、化学的に合成された成分と生薬成分とに大別される。

276 【化学的に合成された成分】 悪寒・発熱時の解熱のほか、頭痛、歯痛、抜歯後の^{とう}疼痛、咽喉
277 痛（喉の痛み）、耳痛、関節痛、神経痛、腰痛、筋肉痛、肩こり痛、打撲痛、骨折痛、捻挫痛、
278 月経痛（生理痛）、外傷痛の鎮痛に用いられる。

279 解熱に関しては、中枢神経系におけるプロスタグランジンの産生抑制作用のほか、腎臓に
280 おける水分の再吸収を促して循環血流量を増し、発汗を促進する作用も寄与している。体の
281 各部（末梢）での痛みや炎症反応に対しては、局所のプロスタグランジン産生を抑制する作
282 用により、それらを鎮める効果を発揮する（アセトアミノフェンの場合を除く。）。

283 循環血流量の増加は心臓の負担を増大させるため、心臓に障害がある場合は、その症状を
284 悪化させるおそれがある。また、末梢におけるプロスタグランジンの産生抑制は、腎血流量
285 を減少させるため、腎機能に障害があると、その症状を悪化させる可能性がある。肝臓にお
286 いては、解熱鎮痛成分が代謝されて生じる物質がアレルギー性となってアレルギー性の肝障害
287 を誘発することがある。また、肝臓ではプロスタグランジンの産生抑制が逆に炎症を起こし
288 やすくする可能性もあり、肝機能障害がある場合は、その症状を悪化させるおそれがある。
289 また、成分によっては、まれに重篤な副作用として肝機能障害や腎障害を生じることがある。

290 プロスタグランジンには胃酸分泌調節作用や胃腸粘膜保護作用もあるが、これらの作用が
291 解熱鎮痛成分によって妨げられると、胃酸分泌が増加するとともに胃壁の血流量が低下して、
292 胃粘膜障害を起こしやすくなる。そうした胃への悪影響を軽減するため、なるべく空腹時を
293 避けて服用することとなっている場合が多い。胃・十二指腸潰瘍があると、その症状を悪化
294 させるおそれがある。

295 以上のことより、心臓病、腎臓病、肝臓病又は胃・十二指腸潰瘍のある人の場合は、使用
296 する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談す
297 ることが望ましい。なお、これらの基礎疾患がない場合でも、長期間にわたって解熱鎮痛薬
298 を使用すると、自覚症状がないまま徐々に臓器の障害が進行するおそれがあるため、長期連
299 用は避けるべきである。また、アルコールが解熱鎮痛成分の吸収や代謝に影響を与え、肝機
300 能障害等の副作用を起こしやすくなるおそれがあるため、解熱鎮痛薬の服用期間中は、飲酒
301 は避けることとされている。

302 化学的に合成された解熱鎮痛成分に共通して、まれに重篤な副作用としてショック（アナ
303 フィラキシー）、皮膚粘膜眼症候群や中毒性表皮壊死融解症、^{ぜん}喘息を生じることがある。^{ぜん}喘息
304 については「アスピリン^{ぜん}喘息」としてよく知られているが、これはアスピリン特有の副作用
305 ではなく、他の解熱鎮痛成分でも生じる可能性がある。

306 このほか、胎児への影響^{lxxii}を考慮して、妊婦又は妊娠していると思われる女性に関して、
307 使用上の注意「相談すること」の項で注意喚起がなされている。

308 ① サリチル酸系解熱鎮痛成分

309 アスピリン（別名アセチルサリチル酸）、サザピリン、エテンザミド、サリチルアミド等
310 を総称してサリチル酸系解熱鎮痛成分という。アスピリンは、他の解熱鎮痛成分に比較し
311 て胃腸障害を起こしやすく、アスピリンアルミニウム等として胃粘膜への悪影響の軽減を
312 図っている製品もある。

313 サリチル酸系解熱鎮痛成分において特に留意されるべき点は、ライ症候群^{lxxiii}の発生が示
314 唆されていることである。アスピリン（アスピリンアルミニウムを含む。）及びサザピリン
315 は、15歳未満の小児に対しては、いかなる場合も一般用医薬品として使用してはならな
316 い。また、エテンザミド及びサリチルアミドについては、水痘（水疱瘡）又はインフルエ
317 ンザにかかっている15歳未満の小児に対しては使用を避ける必要がある。

318 アスピリン（アスピリンアルミニウムを含む。）には血液を凝固しにくくさせる作用もあ
319 るため、胎児や出産時の母体への影響^{lxxiv}を考慮して、出産予定日12週間以内の使用を避
320 ける。なお、医療用医薬品のアスピリンは、血栓ができやすい人に対する血栓予防薬の成
321 分としても用いられている。既にアスピリン製剤が処方されている場合は、一般用医薬品
322 の解熱鎮痛薬を自己判断で使用することは避け、処方した医師又は調剤を行った薬剤師に
323 相談するなどの対応が必要である。

324 アスピリン（アスピリンアルミニウムを含む。）は、まれに重篤な副作用として肝機能障
325 害を生じることがある。

326 エテンザミドは、痛みの発生を抑える働きが作用の中心となっている他の解熱鎮痛成分
327 に比べ、痛みが神経を伝わっていくのを抑える働きが強いため、作用の仕組みの違いによ
328 る相乗効果を期待して、他の解熱鎮痛成分と組み合わせて配合されることが多い。例えば、
329 アセトアミノフェン、カフェイン、エテンザミドの組合せは、それぞれの頭文字から「A
330 CE処方」と呼ばれる。

331 ② アセトアミノフェン

332 主として中枢作用によって解熱・鎮痛をもたらすため、末梢における抗炎症作用は期待
333 できない。その分、他の解熱鎮痛成分のような胃腸障害は少なく、空腹時に服用できる製
334 品もある。

^{lxxii} アスピリン、サザピリン、サリチルアミド、イブプロフェン、イソプロピルアンチピリン等を、妊娠末期のラットに投与した実験において、胎児に弱い動脈管の収縮が見られたとの報告がある。

なお、アスピリンについては、動物実験（ラット）で催奇形性が現れたとの報告がある。また、イソプロピルアンチピリンについては、化学構造が類似した他のピリン系解熱鎮痛成分において、動物実験（マウス）で催奇形性が報告されている。

^{lxxiii} 主として小児が水痘（水疱瘡）やインフルエンザ等のウイルス性疾患に罹っているときに、激しい嘔吐や意識障害、痙攣等の急性脳症の症状を呈する症候群で、その発生はまれであるが死亡率が高く、生存の場合も脳に重い障害を残す等、予後は不良である。

^{lxxiv} 妊娠期間の延長、子宮収縮の抑制、分娩時出血の増加

まれに重篤な副作用として皮膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死融解症、急性汎発性発疹性膿疱症、間質性肺炎、腎障害、肝機能障害を生じることがあり、特に定められた用量を超えて使用した場合や、日頃から酒類（アルコール）をよく摂取する人で起こりやすい。

内服薬のほか、専ら小児の解熱に用いる製品としてアセトアミノフェンが配合された坐薬もある。一般の生活者の中には、坐薬と内服薬とは影響し合わないとの誤った認識を持っている人がいるので、解熱鎮痛薬やかぜ薬を併用することがないように注意を喚起する必要がある。また、誤って坐薬を服用することがないように注意する必要がある。

③ イブプロフェン

アスピリン等に比べて胃腸への悪影響が少なく、抗炎症作用も示すことから、頭痛、咽頭痛、月経痛（生理痛）、腰痛等に使用されることが多い。一般用医薬品においては、15歳未満の小児に対しては、いかなる場合も使用してはならない。

イブプロフェンはプロスタグランジンの産生を抑制することで消化管粘膜の防御機能を低下させるため、消化管に広範に炎症を生じる疾患である胃・十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎^{lxxv}又はクローン氏病^{lxxvi}の既往歴がある人では、それら疾患の再発を招くおそれがある。

出産予定日12週以内の妊婦については、服用しないこととされている。

まれに重篤な副作用として、肝機能障害、腎障害、無菌性髄膜炎を生じることがある。イブプロフェンは、全身性エリテマトーデス又は混合性結合組織病のある人において無菌性髄膜炎を生じやすいため、使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するなどの対応が必要である。

④ イソプロピルアンチピリン

解熱及び鎮痛の作用は比較的強いが、抗炎症作用は弱いため、他の解熱鎮痛成分と組み合わせられて配合される。

ピリン系^{lxxvii}と呼ばれる解熱鎮痛成分である。1960年代半ばまでは、イソプロピルアンチピリン以外のピリン系解熱鎮痛成分も、一般用医薬品のかぜ薬や解熱鎮痛薬に配合されていたが、ショック等の重篤な副作用が頻発したため用いられなくなり（第5章Ⅳ（一般用医薬品に関する主な安全対策）参照。）、現在では、イソプロピルアンチピリンが一般用医薬品で唯一のピリン系解熱鎮痛成分となっている。

なお、医療用医薬品においては、現在でもイソプロピルアンチピリン以外のピリン系解熱鎮痛成分を有効成分とするものがある。ピリン系解熱鎮痛成分によって薬疹（ピリン疹と呼ばれる。）等のアレルギー症状を起こしたことがある人は使用しない^{lxxviii}。

^{lxxv} 免疫抗体の異常などが原因とされる、大腸に潰瘍や糜爛を生じる病気。

^{lxxvi} 口腔から肛門までの消化管全域に亘って不連続に炎症や潰瘍を生じる疾患。クローン病ともいう。

^{lxxvii} これに対して他の解熱鎮痛成分を「非ピリン系」と呼ぶことがある。アスピリンやサザピリンは、成分名が「～ピリン」であっても非ピリン系の解熱鎮痛成分であるが、一般の生活者では誤ってピリン系として認識していることも多い。

^{lxxviii} ただし、イソプロピルアンチピリン以外の解熱鎮痛成分でも薬疹等のアレルギー症状が生じることはある。一般の生活者

365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396

【生薬成分】 生薬成分が解熱又は鎮痛をもたらす仕組みは、化学的に合成された成分（プロスタグランジンの産生を抑える作用）と異なるものと考えられており、アスピリン等の解熱鎮痛成分の使用を避けなければならない場合にも使用できる。

① ジリュウ

フトミミズ科の *Pheretima aspergillum* Perrier 又はその近縁動物の内部を除いたものを基原とする生薬で、古くから「熱さまし」として用いられてきた。ジリュウのエキスを製剤化した製品は、「感冒時の解熱」が効能・効果となっている。

② シャクヤク

ボタン科のシャクヤクの根を基原とする生薬で、鎮痛鎮痙^{けい}作用、鎮静作用を示し、内臓の痛みにも用いられる。同様な作用を期待して、ボタンピ^ピ（ボタン科のボタンの根皮を基原とする生薬）が配合されている場合もある。

③ ボウイ

ツツラフジ科のオオツツラフジの蔓^{つる}性の茎及び根茎を、通例、横切したものを基原とする生薬で、鎮痛、尿量増加（利尿）等の作用を期待して用いられる。

日本薬局方収載のボウイは、煎薬として筋肉痛、神経痛、関節痛に用いられる。

④ その他

抗炎症作用を示す生薬として、カンゾウが配合されている場合がある。カンゾウに関する出題、カンゾウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{たん}を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

発汗を促して解熱を助ける作用を期待してショウキョウ、ケイヒ等が、関節痛や肩こり痛等の改善を促す作用を期待してコンドロイチン硫酸ナトリウムが、他の解熱鎮痛成分と組み合わせて配合されている場合がある。ショウキョウ、ケイヒについてはⅢ－1（胃の薬）、コンドロイチン硫酸ナトリウムについてはⅩⅢ（滋養強壮保健薬）を参照のこと。

(b) 鎮静成分

解熱鎮痛成分の鎮痛作用を助ける目的で、ブロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素のような鎮静成分が配合されている場合がある。いずれも依存性がある成分であることに留意する必要がある。鎮静作用がある生薬成分として、カノコソウ等が配合されている場合もある。

これら成分に関する出題については、Ⅰ－3（眠気を促す薬）を参照して作成のこと。

(c) 胃酸を中和する成分（制酸成分）

解熱鎮痛成分（生薬成分を除く。）による胃腸障害の軽減を目的として、ケイ酸アルミニウ

では、「非ピリン系解熱鎮痛成分では薬疹^{しん}のおそれがない」等と誤って認識している場合がある。

397 ム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウムゲル、メタケイ酸アルミン酸マグネシウム等の
 398 制酸成分が配合されている場合がある。なお、この場合、胃腸薬のように、胃腸症状に対す
 399 る薬効を標榜^{ぽう}することは認められていない。これら成分に関する出題については、Ⅲ－1（胃
 400 の薬）を参照して作成のこと。

401 (d) 骨格筋の緊張を鎮める成分

402 メトカルバモールには骨格筋の緊張をもたらず脊髄反射を抑制する作用があり、いわゆる
 403 「筋肉のこり」を和らげることを目的として、骨格筋の異常緊張、痙攣・疼痛^{けいれん とう}を伴う腰痛、
 404 肩こり、筋肉痛、関節痛、神経痛、打撲、捻挫^{ねんざ}等に用いられる。

405 鎮静作用があるため、副作用として眠気、めまい、ふらつきが現れることがある。したが
 406 って、服用後は乗物又は機械類の運転操作はしない。また、鎮静成分が配合された他の医薬
 407 品の併用は避ける。

408 このほか、消化器系の副作用として悪心（吐きけ）・嘔吐^{おう}、食欲不振、胃部不快感が現れる
 409 ことがある。

410 (e) カフェイン類

411 解熱鎮痛成分の鎮痛作用を増強する効果を期待して、また、中枢神経系を刺激して頭をす
 412 っきりさせたり、疲労感・倦怠感^{けん}を和らげることを目的として、カフェイン、無水カフ
 413 ェイン、安息香酸ナトリウムカフェイン等が配合されている場合がある。なお、カフェイン
 414 類が配合されていても、必ずしも鎮静成分の作用による眠気が解消されるわけではない。

415 カフェインの働き、主な副作用等に関する出題については、Ⅰ－4（眠気を防ぐ薬）を参
 416 照して作成のこと。

417 (f) ビタミン成分

418 発熱等によって消耗されやすいビタミンの補給を目的として、ビタミンB1（チアミン塩
 419 化物塩酸塩、チアミン硝化物、ジベンゾイルチアミン、チアミンジスルフィド、ビスベンチ
 420 アミン、ジセチアミン塩酸塩等）、ビタミンB2（リボフラビン、リボフラビンリン酸エステ
 421 ルナトリウム等）、ビタミンC（アスコルビン酸、アスコルビン酸カルシウム等）等が配合さ
 422 れている場合がある。これらの成分に関する出題については、XⅢ（滋養強壯保健薬）を参
 423 照して作成のこと。

424

425 ● 漢方処方製剤

426 鎮痛の目的で用いられる漢方処方製剤としては、芍薬甘草湯^{しゃくやくかんそうとう}、桂枝加朮附湯^{けいし かじゅつぶとう}、桂枝加苓朮附
 427 湯^{とう}、薏苡仁湯^{よくいじんとう}、麻杏薏甘湯^{まきょうよくかんとう}、疎経活血湯^{そけいかくけつとう}、当帰四逆加呉茱萸生姜湯^{とうきしぎやくか ごじゆゆしやうきやうとう}、呉茱萸湯^{ごじゆゆとう}、釣藤散^{ちやうとうさん}等が
 428 ある。

429 これらのうち、呉茱萸湯^{ごじゆゆとう}以外はいずれも構成生薬としてカンゾウを含んでいる。カンゾウ含有
 430 医薬品に共通する留意点に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{せき}を出しやすくする薬）を

431 参照して作成のこと。また、これらのうち芍薬甘草湯^{しやくやくかんそうとう}以外は、比較的長期間（1ヶ月位）服用さ
 432 れることがあり、その場合に共通する留意点に関する出題については、XIV-1（漢方処方製剤）
 433 を参照して作成のこと。

434 (a) 芍薬甘草湯^{しやくやくかんそうとう}

435 体力に関わらず、筋肉の急激な痙攣^{けいれん}を伴う痛みのあるもののこむらがえり、筋肉の痙攣^{けいれん}、
 436 腹痛、腰痛に適すとされる。ただし、症状があるときのみ服用にとどめ、連用は避ける。

437 まれに重篤な副作用として、肝機能障害のほか、間質性肺炎、鬱血性心不全や心室頻拍を
 438 生じることが知られており、心臓病の診断を受けた人では使用を避ける必要がある。

439 (b) 桂枝加朮附湯^{けいし かじゆつぶとう}、桂枝加苓朮附湯^{けいし かりようじゆつぶとう}

440 いずれも体力虚弱で、汗が出、手足が冷えてこわばり、ときに尿量が少ないものの関節痛、
 441 神経痛に適すとされるが、動悸^き、のぼせ、ほてり等の副作用が現れやすい等の理由で、のぼ
 442 せが強く赤ら顔で体力が充実している人には不向きとされる。

443 (c) 薏苡仁湯^{よくい にんとう}、麻杏薏甘湯^{まきようよくかんとう}

444 薏苡仁湯^{よくい にんとう}は体力中等度なものの関節や筋肉のはれや痛みがあるものの関節痛、筋肉痛、神
 445 経痛に適すとされ、麻杏薏甘湯^{まきようよくかんとう}は体力中等度で、関節痛、神経痛、筋肉痛、いぼ、手足のあ
 446 れ（手足の湿疹^{しん}・皮膚炎）に適すとされるが、どちらも悪心・嘔吐^{おう}、胃部不快感等の副作
 447 用が現れやすい等の理由で、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸の弱い
 448 人、発汗傾向の著しい人には不向きとされる。

449 どちらの処方も構成生薬としてマオウを含む。マオウに関する出題、マオウを含有する医
 450 薬品に共通する留意点に関する出題については、II-1（咳止め・痰^{たん}を出しやすくする薬）
 451 を参照して作成のこと。

452 (d) 疎経活血湯^{そけいかつけつとう}

453 体力中等度で痛みがあり、ときにしびれがあるものの関節痛、神経痛、腰痛、筋肉痛に適
 454 すとされるが、消化器系の副作用（食欲不振、胃部不快感等）が現れやすい等の理由で、胃
 455 腸が弱く下痢しやすい人には不向きとされる。

456 (e) 当帰四逆加呉茱萸生姜湯^{とうき しぎやくか ごしゆゆしじょうきやうとう}

457 体力中等度以下で、手足の冷えを感じ、下肢の冷えが強く、下肢又は下腹部が痛くなりや
 458 すいものの冷え症、腰痛、下腹部痛、頭痛、しもやけ、下痢、月経痛に適すとされるが、胃
 459 腸の弱い人には不向きとされる。

460 (f) 釣藤散^{ちようとうさん}

461 体力中等度で、慢性に経過する頭痛、めまい、肩こりなどがあるものの慢性頭痛、神経症、
 462 高血圧の傾向のあるものに適すとされるが、消化器系の副作用（食欲不振、胃部不快感等）
 463 が現れやすい等の理由で、胃腸虚弱で冷え症の人には不向きとされる。

464 (g) 呉茱萸湯^{ごしゆゆとう}

465 体力中等度以下で手足が冷えて肩がこり、ときにみぞおちが膨満するものの頭痛、頭痛に伴う吐
466 きけ・嘔吐、しゃっくりに適すとされる。

467

468 3) 相互作用、受診勧奨

469 【相互作用】 一般用医薬品の解熱鎮痛薬は、複数の有効成分が配合されている製品が多く、他
470 の解熱鎮痛薬やかぜ薬、鎮静薬、外用消炎鎮痛薬（一般用医薬品に限らない。）等が併用される
471 と、同じ成分又は同種の作用を持つ成分が重複して、効き目が強く現れすぎたり、副作用が起
472 こりやすくなったりするおそれがある。一般の生活者においては、「痛み止め」と「熱さまし」
473 は影響し合わないと誤って認識している場合もあり、医薬品の販売等に従事する専門家は、適
474 宜注意を促すことが重要である。

475 解熱鎮痛成分と酒類（アルコール）との相互作用については、アルコールの作用による胃粘
476 膜の荒れがアスピリン、アセトアミノフェン、イブプロフェン、イソプロピルアンチピリン等
477 による胃腸障害を増強するという事実が報告されている。また、アルコールにより、アセトア
478 ミノフェンによる肝機能障害も起こりやすくなる。

479 ブロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素のような鎮静成分が配合されている
480 処方における留意点についてはI-3（眠気を促す薬）、カフェイン類が配合されている処方
481 における留意点についてはI-4（眠気を防ぐ薬）を参照して問題作成のこと。

482

483 【受診勧奨等】 解熱鎮痛薬の使用は、発熱や痛みを一時的に抑える対症療法であって、疾病の
484 原因を根本的に解消するものではない。以下のような場合は、一般用医薬品によって自己治療
485 を図るのではなく、医療機関を受診するなどの対応が必要である。なお、筋肉痛、肩こり痛、
486 打撲痛、骨折痛、捻挫痛、外傷痛等に関する受診勧奨についてはX（皮膚に用いる薬）、歯痛に
487 関する受診勧奨についてはX I-1（歯痛・歯槽膿漏用薬）も参照して問題作成のこと。

488 発熱している患者で、激しい腹痛や下痢などの消化器症状、息苦しいなどの呼吸器症状、排
489 尿時の不快感等の泌尿器症状、又は発疹や痒みなどの皮膚症状等を伴っている場合や、発熱が
490 1週間以上続いているような場合は、単なるかぜが原因ではなく、かぜ以外の感染症やその他
491 の重大な病気が原因となっている可能性がある。自己判断で安易に熱を下げることは、かえっ
492 て発熱の原因である病気の診断を困難にさせ、また、病態を悪化させるおそれがある。なお、
493 通常、体温が38℃以下であればひきつけや著しい体力消耗等のおそれはなく、平熱になるま
494 で解熱鎮痛薬を用いる必要はない。ただ、発汗に伴って体から水分や電解質が失われるので、
495 吸収の良いスポーツドリンク等でそれらを補給することが重要である。

496 関節痛については、歩くときや歩いたあとに膝関節が痛む場合、関節が腫れて強い熱感があ
497 るという場合、又は、起床したときに関節にこわばりがあるような場合は、関節リウマチ、痛
498 風、変形性関節炎等の可能性が考えられる。

499 月経痛（生理痛）については、年月の経過に伴って次第に増悪していくような場合には、子
500 宮内膜症^{lxxix}等の可能性が考えられる。

501 頭痛については、頭痛が頻繁に出現して24時間以上続く場合や、一般用医薬品を使用して
502 も痛みを抑えられない場合は、自己治療で対処できる範囲を超えていると判断される。特に、
503 頭痛の頻度と程度が次第に増してきて耐え難くなった場合や、これまで経験したことがないよ
504 うな突然の激しい頭痛、手足のしびれや意識障害などの精神神経系の異常を伴う頭痛が現れた
505 ときには、くも膜下出血等の生命に関わる重大な病気である可能性が疑われる。

506 なお、頭痛の発症とその程度には、頭痛が起こるのでないかという不安感も含め、心理的な
507 影響が大きい。解熱鎮痛薬は、頭痛の症状が軽いうちに服用すると効果的であるが、症状が現
508 れないうちに予防的に使用することは適切でない。解熱鎮痛薬の連用により頭痛が常態化する
509 ことがあるので注意を要する。また、解熱鎮痛薬を使用したときは症状が治まるものの、しば
510 らくすると頭痛が再発し、解熱鎮痛薬が常時手放せないような場合には、薬物依存が形成され
511 ている可能性も考えられる。医薬品の販売に従事する専門家は、家族や周囲の人の理解や協力
512 も含め、医薬品の適正使用、安全使用の観点からの配慮することが重要である。

513

514 3 眠気を促す薬

515 はっきりした原因がなくても、日常生活における人間関係のストレスや生活環境の変化等の
516 様々な要因によって自律神経系のバランスが崩れ、寝つきが悪い、眠りが浅い、いらいら感、緊
517 張感、精神興奮、精神不安といった精神神経症状を生じることがある。また、それらの症状のた
518 めに十分な休息が取れず、疲労倦怠感、寝不足感、頭重等の身体症状を伴う場合もある。

519 催眠鎮静薬とは、そのような症状が生じたときに睡眠を促したり、精神の^{たか}昂ぶりを鎮めたりす
520 ることを目的に使用される医薬品である。

521 1) 代表的な配合成分等、主な副作用

522 (a) 抗ヒスタミン成分

523 生体内情報伝達物質であるヒスタミンは、脳の下部にある睡眠・覚醒^{せい}に関する部位で神
524 経細胞の刺激を介して、覚醒の維持や調節を行う働きを担っている。脳内におけるヒスタミ
525 ン刺激が低下すると、眠気を促す。ジフェンヒドラミン塩酸塩は、抗ヒスタミン成分の中
526 も特にそのような中枢作用が強い。

527 抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬は、睡眠改善薬^{lxxx}として一時的な睡眠障害（寝
528 つきが悪い、眠りが浅い）の緩和に用いられるものであり、慢性的に不眠症状がある人や、
529 医療機関において不眠症の診断を受けている人を対象とするものではない。

^{lxxix} 子宮内膜やそれに類似した組織が、子宮内膜層以外の骨盤内の組織・臓器で増殖する病気

^{lxxx} 医療機関において不眠症の治療のため処方される睡眠薬（医療用医薬品）と区別するため、一般用医薬品では、睡眠改善薬又は睡眠補助薬と呼ばれる。

530 妊娠中にしばしば生じる睡眠障害は、ホルモンのバランスや体型の変化等が原因であり、
531 睡眠改善薬の適用対象ではない。妊婦又は妊娠していると思われる女性には、睡眠改善薬の
532 使用は避ける。

533 小児及び若年者では、抗ヒスタミン成分により眠気とは反対の神経過敏や中枢興奮などが
534 現れることがある。特に15歳未満の小児ではそうした副作用が起きやすいため、抗ヒスタ
535 ミン成分を含有する睡眠改善薬の使用は避ける。

536 他の医薬品の場合も、抗ヒスタミン成分を含有するもの（抗アレルギー薬など）は、眠気
537 の副作用に注意する。

538 抗ヒスタミン成分を含有する医薬品を服用後は、自動車の運転等、危険を伴う機械の操作
539 に従事させてはならないが、睡眠改善薬の場合、目が覚めたあとも、注意力の低下や寝ぼけ
540 様症状、判断力の低下等の一時的な意識障害、めまい、倦怠感^{けん}を起こすことがあるので注意
541 が必要である。翌日まで眠気やだるさを感じる際には、それらの症状が消失するまで自動
542 車の運転等、危険を伴う機械の操作は避ける。

543 その他、抗ヒスタミン成分に共通する副作用等に関する出題については、Ⅶ（内服アレルギー
544 薬）を参照して作成のこと。

545 (b) プロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素

546 いずれも脳の興奮を抑え、痛覚を鈍くする作用がある。

547 少量でも眠気を催しやすく、それにより重大な事故を招くおそれがあるため、これらの成
548 分が配合された医薬品を使用した後は、乗物や危険を伴う機械類の運転操作は避ける必要が
549 ある。

550 また、反復して摂取すると依存を生じることが知られており、そのため、これらの成分が
551 配合された医薬品は、本来の目的から逸脱した使用（乱用）がなされることがある。

552 不眠や不安の症状は鬱病に起因して生じる場合があり、また、鬱病患者はときに自殺行動
553 を起こすことがある。かつては不眠症や不安緊張状態の鎮静を目的にプロモバレリル尿素が
554 頻繁に用いられていたが、プロモバレリル尿素の大量摂取による自殺が我が国で社会問題に
555 なったことや、ベンゾジアゼピン系成分^{lxxxi}にその役割が取って代わられたことから、近年は
556 使用量が減少している。

557 なお、プロモバレリル尿素は胎児に障害を引き起こす可能性があるため、妊婦又は妊娠し
558 ていると思われる女性は使用を避けるべきである。

559 (c) 生薬成分

560 神経の興奮・緊張緩和を期待してチョウトウコウ、サンソウニン、カノコソウ、チャボト
561 ケイソウ、ホップ等の生薬成分が複数配合されている製品がある。生薬成分のみからなる鎮
562 静薬であっても、複数の鎮静薬の併用や、長期連用は避けるべきである。

^{lxxxi} 抗不安薬、催眠薬、抗けいれん薬、筋弛緩薬として用いられる。

- 563 ① チョウトウコウ：アカネ科のカギカズラ、ウンカリア・シネンシス又はウンカリア・マ
564 クロフィラの通例とげを基原とする生薬
- 565 ② サンソウニン：クロウメモドキ科のサネブトナツメの種子を基原とする生薬
- 566 ③ カノコソウ（別名キツソウコン）：オミナエシ科のカノコソウの根茎及び根を基原とする
567 生薬
- 568 ④ チャボトケイソウ（別名パッシフローラ）：南米原産のトケイソウ科の植物で、その開
569 花期における茎及び葉が薬用部位となる。
- 570 ⑤ ホップ：ヨーロッパ南部から西アジアを原産とするアサ科のホップ *Humulus lupulus* L.
571 の成熟した球果状の果穂が薬用部位となる。

572

573 ● 漢方処方製剤

574 神経質、精神不安、不眠等の症状の改善を目的とした漢方処方製剤には、^{さんそうにんとう}酸棗仁湯、^{かみきひとう}加味帰脾湯、
575 ^{よくかんざん}抑肝散、^{よくかんざん かちんぴはんげ}抑肝散加陳皮半夏、^{さいこかりゅうこつほれいとう}柴胡加竜骨牡蛎湯、^{けいしかりゅうこつほれいとう}桂枝加竜骨牡蛎湯等がある。

576 これらの漢方処方製剤は症状の原因となる体質の改善を主眼としているため、いずれの処方も
577 比較的長期間（1ヶ月位）服用されることが多い。その場合に共通する留意点に関する出題につ
578 いては、XIV-1（漢方処方製剤）を参照して作成のこと。

579 これらの処方のほとんどが構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含有する医薬品に共通
580 する留意点に関する出題については、II-1（^{せき}咳止め・^{たん}痰を出しやすくする薬）を参照して作成
581 のこと。

582 ^{よくかんざん}抑肝散、^{よくかんざん かちんぴはんげ}抑肝散加陳皮半夏、^{さいこかりゅうこつほれいとう}柴胡加竜骨牡蛎湯、^{けいしかりゅうこつほれいとう}桂枝加竜骨牡蛎湯については、小児の^{かん}疳や
583 夜泣きにも用いられるが、その場合の留意点等については、I-6（小児の^{かん}疳を適応症とする生
584 薬製剤・漢方処方製剤）を参照して問題作成のこと。

585 (a) ^{さんそうにんとう}酸棗仁湯

586 体力中等度以下で、心身が疲れ、精神不安、不眠などがあるものの不眠症、神経症に適す
587 とされるが、胃腸が弱い人、下痢又は下痢傾向のある人では、消化器系の副作用（悪心、食
588 欲不振、胃部不快感等）が現れやすい等、不向きとされる。

589 1週間位服用して症状の改善がみられない場合には、漫然と服用を継続せず、医療機関を
590 受診するなどの対応が必要である。

591 (b) ^{かみきひとう}加味帰脾湯

592 体力中等度以下で、心身が疲れ、血色が悪く、ときに熱感を伴うものの貧血、不眠症、精
593 神不安、神経症に適すとされる。

594 (c) ^{よくかんざん}抑肝散、^{よくかんざん かちんぴはんげ}抑肝散加陳皮半夏

595 ^{よくかんざん}抑肝散は体力中等度をめやすとして幅広く用いることができる。神経がたかぶり、怒りや
596 すい、イライラなどがあるものの神経症、不眠症、小児夜なき、小児^{かん}疳症、歯ぎしり、更年期

597 期障害、血の道症に適すとされる。心不全を引き起こす可能性があるため、動く息が苦し
 598 い、疲れやすい、足がむくむ、急に体重が増えた場合は直ちに医師の診療を受けるべきであ
 599 る。

600 抑肝散加陳皮半夏は体力中等度をめやすとしてやや消化器が弱いものに幅広く用いること
 601 ができる。神経がたかぶり、怒りやすい、イライラなどがあるものの神経症、不眠症、小児
 602 夜なき、小児疳症、更年期障害、血の道症、歯ぎしりに適すとされる。

603 (d) 柴胡加竜骨牡蛎湯

604 体力中等度以上で、精神不安があつて、動悸、不眠、便秘などを伴う高血圧の随伴症状（動
 605 悸、不安、不眠）、神経症、更年期神経症、小児夜なき、便秘に適すとされるが、体の虚弱な
 606 人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人、瀉下薬（下剤）を服用
 607 している人では、腹痛、激しい腹痛を伴う下痢の副作用が現れやすい等、不向きとされてい
 608 る。

609 構成生薬としてダイオウを含む。構成生薬としてダイオウを含む漢方処方に共通する留意
 610 点に関するについては、Ⅲ－2（腸の薬）を参照して作成のこと。

611 重篤な副作用として、まれに肝機能障害、間質性肺炎を生じることが知られている。

612 (e) 桂枝加竜骨牡蛎湯

613 体力中等度以下で疲れやすく、興奮しやすいものの神経質、不眠症、小児夜なき、夜尿症、
 614 眼精疲労、神経症に適すとされる。

615

616 2) 相互作用、受診勧奨等

617 【相互作用】 ジフェンヒドラミン塩酸塩、プロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル
 618 尿素は、催眠鎮静薬以外の一般用医薬品や医療用医薬品にも配合されていることがある。これ
 619 らの成分を含有する医薬品と他の催眠鎮静薬が併用されると、効き目や副作用が増強されるお
 620 それがある。また、医療機関で不眠症（睡眠障害）、不安症、神経症等の診断がなされ、治療（薬
 621 物治療以外の治療を含む）を受けている患者が、一般用医薬品の催眠鎮静薬を自己判断で使用
 622 すると、医師による治療を妨げるおそれがあるため、使用を避ける必要がある。

623 寝つきが悪いときの処置としてアルコールが摂取される（いわゆる「寝酒」）ことがあるが、
 624 飲酒とともにジフェンヒドラミン塩酸塩、プロモバレリル尿素又はアリルイソプロピルアセチ
 625 ル尿素を含む催眠鎮静薬を服用すると、その薬効や副作用が増強されるおそれがあるため、服
 626 用時には飲酒を避ける必要がある。なお、生薬成分のみからなる鎮静薬や漢方処方製剤の場合
 627 は、飲酒を避けることとはなっていないが、アルコールが睡眠の質を低下させ、医薬品の効果
 628 を妨げることがある。

629 カノコソウ、サンソウニン、チャボトケイソウ、ホップ等を含む製品は、医薬品的な効能効
 630 果が標榜又は暗示されていなければ食品（ハーブ）として流通可能であるが、それら成分又は

631 他の鎮静作用があるとされるハーブ（セントジョーンズワート等）を含む食品を併せて摂取す
632 ると、医薬品の薬効が増強、減弱したり、副作用のリスクが高まったりすることがある。

633

634 【受診勧奨等】 基本的に、不眠に対して一般用医薬品で対処することが可能なのは、特段の基
635 礎疾患がない人における、ストレス、疲労、時差ぼけ等の睡眠リズムの乱れが原因の一時的な
636 不眠や寝つきが悪い場合である。寝ようとして床に入ってもなかなか寝つけない（入眠障害）、
637 睡眠時間を十分取ったつもりでもぐっすり眠った感じがしない（熟眠障害）、睡眠時間中に何度
638 も目が覚めてしまい再び寝つのが難しい（中途覚醒）、まだ眠りたいのに早く目が覚めてしま
639 って寝つけない（早朝覚醒）等の症状が慢性的に続いている場合は、鬱病等の精神神経疾患や、
640 何らかの身体疾患に起因する不眠、又は催眠鎮静薬の使いすぎによる不眠等の可能性も考えら
641 れるため、医療機関を受診させるなどの対応が必要である。

642 なお、プロモバレリル尿素等の鎮静成分を大量摂取したときの応急処置等は、通常の使用状
643 況における場合とは異なり、高度な専門的判断を必要とする。関係機関の専門家に相談する、
644 昏睡や呼吸抑制が起きているようであれば直ちに救命救急が可能な医療機関に連れて行く等の
645 対応を取ることができるよう、十分な説明がなされるべきである。

646 また、プロモバレリル尿素等の反復摂取によって薬物依存の状態になっている場合は、自己
647 の努力のみで依存からの離脱を図ることは困難であり、医療機関での診療が必要である。医薬
648 品を本来の目的以外の意図で使用する不適正な使用（乱用）、又はその疑いがある場合における
649 対応に関する出題については、第1章 II-2）（不適正な使用と有害事象）を参照して作成の
650 こと。

651

652 4 眠気を防ぐ薬

653 睡眠は健康維持に欠かせないものである。しかし、ある程度の睡眠を取っていても、食事のあ
654 とや単調な作業が続くときなど、脳の緊張が低下して眠気や倦怠感（だるさ）を生じることがあ
655 る。眠気防止薬は、眠気や倦怠感を除去することを目的とした医薬品であり、主な有効成分とし
656 てカフェイン（無水カフェイン、安息香酸ナトリウムカフェイン等を含む。）が配合されている。

657 1) カフェインの働き、主な副作用

658 カフェインは、脳に軽い興奮状態を引き起こし、一時的に眠気や倦怠感を抑える効果がある。
659 脳が過剰に興奮すると、副作用として振戦（震え）、めまい、不安、不眠、頭痛等を生じることが
660 ある。

661 カフェインの眠気防止に関連しない作用として、腎臓におけるナトリウムイオン（同時に水分）
662 の再吸収抑制があり、尿量の増加（利尿）をもたらす。

663 安全使用の観点から留意すべき作用に、胃液分泌亢進作用があり、その結果、副作用として胃
664 腸障害（食欲不振、悪心・嘔吐）が現れることがある。胃酸過多の人や胃潰瘍のある人は、服用

665 を避ける。また、心筋を興奮させる作用もあり、副作用として動悸^{きん}が現れることがある。心臓病
666 のある人は、服用を避ける。

667 さらに、カフェインには、作用は弱いながら反復摂取により依存を形成するという性質がある
668 ため、「短期間の服用にとどめ、連用しないこと」という注意喚起がなされている。

669 妊娠中の眠気防止薬の使用が胎児に影響を及ぼすか否かは明らかにされていないが、吸収され
670 て循環血液中に移行したカフェインの一部は、血液-胎盤関門を通過して胎児に到達することが知
671 られており、胎児の発達に影響を及ぼす可能性がある。また、摂取されたカフェインの一部は乳
672 汁中に移行する。乳児は肝臓が未発達なため、カフェインの代謝にはより多くの時間を要する^{lxxxii}。
673 したがって、授乳中の女性が**少量**のカフェインを**大量**に摂取したり、カフェインを連用したりし
674 た場合には、乳児の体内にカフェインが蓄積して、頻脈や不眠等を引き起こす可能性がある。そ
675 のため、授乳期間中はカフェインの総摂取量が継続して多くなならないよう留意する。

676 なお、眠気を抑える成分ではないが、眠気による倦怠感^{けん}を和らげる補助成分としてビタミンB1
677 （チアミン硝酸物、チアミン塩化物塩酸塩等）、ビタミンB2（リボフラビンリン酸エステルナト
678 リウム等）、パントテン酸カルシウム等、ビタミンB6（ピリドキシン塩酸塩等）、ビタミンB12
679 （シアノコバラミン等）、ニコチン酸アミド、アミノエチルスルホン酸（タウリン）等が配合され
680 ている場合がある。これら成分に関する出題については、XⅢ（滋養強壮保健薬）を参照して作
681 成のこと。

682

683 2) 相互作用、休養の勧奨等

684 【相互作用】 眠気防止薬におけるカフェインの1回摂取量はカフェインとして200mg、1日
685 摂取量は**カフェインとして**500mgが上限とされている。カフェインは、他の医薬品（かぜ薬、
686 解熱鎮痛薬、乗物酔い防止薬、滋養強壮保健薬等）や医薬部外品（ビタミン含有保健剤等）、食
687 品（お茶、コーヒー等^{lxxxiii}）にも含まれているため、それらが眠気防止薬と同時に摂取される
688 とカフェインが過量となり、中枢神経系や循環器系等への作用が強く現れるおそれがある。

689 なお、かぜ薬やアレルギー用薬などを使用したことによる眠気を抑えるために眠気防止薬を
690 使用するの適切ではない。眠気が生じると不都合なときには、眠気を催す成分を含まない医
691 薬品が選択されるべきであり、また、それらの医薬品には配合成分としてカフェインが含まれ
692 ている場合が多いため、重複摂取を避ける観点からも併用を避ける必要がある。

693

694 【休養の勧奨等】 眠気防止薬は、一時的に精神的な集中を必要とするときに、眠気や倦怠感^{けん}を
695 除去する目的で使用されるものであり、疲労を解消したり、睡眠が不要になるというものでは

^{lxxxii} カフェインの血中濃度が最高血中濃度の半分に低減するのに要する時間は、通常の成人が約3.5時間であるのに対して、乳児では約80時間と非常に長い。

^{lxxxiii} 100g中に含まれるカフェイン量の目安（五訂増補日本食品標準成分表による）
玉露：160mg、煎茶：20mg、ウーロン茶：20mg、紅茶：30mg、コーヒー：60mg

696 ない。睡眠不足による疲労には、早めに十分な睡眠をとることが望ましい。特に内服液剤の場合、
697 その製剤上の特徴（第2章Ⅱ-3）（剤形ごとの違い、適切な使用方法）参照。）から、本
698 来の目的以外の意図に基づく不適正な使用（乱用）がなされることがある。

699 細菌やウイルスなどに感染したときに生じる眠気は、発熱と同様、生体防御の重要な一端を
700 担っている病態生理的反応であり（睡眠により免疫機能が高まる。）、そのようなときに眠気防
701 止薬で睡眠を妨げると、病気の治癒を遅らせるおそれがある。

702 十分な睡眠をとっていても、眠気防止薬の使用では抑えられない眠気や倦怠感（だるさ）が
703 続くような場合には、神経、心臓、肺、肝臓等の重大な病気が原因となっている可能性がある。
704 また、睡眠時無呼吸症候群^{lxxxiv}、重度の不安症や鬱病、ナルコレプシー^{lxxxv}等の症状としての眠
705 気も考えられるため、医療機関を受診するなどの対応が必要である。

706 成長ホルモンは生体を構築したり修復したりする上で重要な働きをしているホルモンである
707 が、成長ホルモンの分泌を促す脳ホルモンはある種の睡眠物質と同時に分泌され、それにより
708 睡眠が促されることが知られている。すなわち、定期的な睡眠によって、生体は正常な状態に
709 維持され、また、成長することができる。したがって、特に成長期の小児の発育には睡眠が重
710 要であることから、小児用の眠気防止薬はない。眠気防止薬が小・中学生の試験勉強に効果が
711 あると誤解されて誤用事故を起こした事例も知られており、15歳未満の小児に使用されるこ
712 とがないよう注意が必要である。

713

714 5 鎮暈薬（乗物酔い防止薬）

715 めまい（眩暈）は、体の平衡を感知して、保持する機能（平衡機能）に異常が生じて起こる症
716 状であり、内耳にある平衡器官の障害や、中枢神経系の障害など、様々な要因により引き起こさ
717 れる。乗物酔い防止薬は、乗物酔い（動揺病）によるめまい、吐きけ、頭痛を防止し、緩和する
718 ことを目的とする医薬品である。

719 1) 代表的な配合成分、主な副作用

720 抗めまい成分、抗ヒスタミン成分、抗コリン成分及び鎮静成分には、いずれも眠気を促す作用
721 がある。抗コリン成分では、眠気を促すほかに、散瞳による目のかすみや異常なまぶしさを引き
722 起こすことがある。乗物の運転操作をするときは、乗物酔い防止薬の使用を控える必要がある。

723 なお、乗物酔い防止薬には、主として吐きけを抑えることを目的とした成分も配合されるが、
724 つわりに伴う吐きけへの対処として使用することは適当でない。

725 (a) 抗めまい成分

726 ジフェニドール塩酸塩は、内耳にある前庭と脳を結ぶ神経（前庭神経）の調節作用のほか、
727 内耳への血流を改善する作用を示す。抗ヒスタミン成分と共通する類似の薬理作用を示し、

^{lxxxiv} 睡眠中に一時的な呼吸停止又は低呼吸を生じる病気

^{lxxxv} 十分な睡眠をとっていてもなお、突然に耐え難い眠気の発作が起こる病気

728 海外では制吐薬やめまいの治療薬として使われてきた。日本においては専ら抗めまい成分と
729 して用いられている。副作用として、抗ヒスタミン成分や抗コリン成分と同様な頭痛、排尿
730 困難、眠気、散瞳による異常な眩^{まぶ}しさ、口渇のほか、浮動感や不安定感が現れることがある。
731 排尿困難の症状がある人や緑内障の診断を受けた人では、その症状を悪化させるおそれがあ
732 り、使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師
733 に相談がなされることが望ましい。

734 (b) 抗ヒスタミン成分

735 抗ヒスタミン成分は、延髄にある嘔吐^{おう}中枢への刺激や内耳の前庭における自律神経反射を
736 抑える作用を示す。また、抗ヒスタミン成分は抗コリン作用を示すものが多いが、抗コリン
737 作用も乗物酔いによるめまい、吐きけ等の防止・緩和に寄与すると考えられている。

738 ジメンヒドリナートは、ジフェンヒドラミンテオクル酸塩の一般名で、専ら乗物酔い防止
739 薬に配合される抗ヒスタミン成分である。

740 メクリジン塩酸塩は、他の抗ヒスタミン成分と比べて作用が現れるのが遅く持続時間が長
741 く、これも専ら乗物酔い防止薬に配合されている。

742 プロメタジンテオクル酸塩等のプロメタジンを含む成分については、外国において、乳児
743 突然死症候群や乳児睡眠時無呼吸発作のような致命的な呼吸抑制を生じたとの報告があるた
744 め、15歳未満の小児では使用を避ける必要がある。

745 このほか、乗物酔い防止薬に配合される抗ヒスタミン成分としては、クロルフェニラミン
746 マレイン酸塩、ジフェンヒドラミンサリチル酸塩等がある。抗ヒスタミン成分に共通する副
747 作用等に関する出題については、Ⅶ（内服アレルギー用薬）を参照して作成のこと。

748 (c) 抗コリン成分

749 抗コリン作用を有する成分は、中枢に作用して自律神経系の混乱を軽減させるとともに、
750 末梢では消化管の緊張を低下させる作用を示す。抗コリン成分に共通する副作用等に関する
751 出題については、Ⅲ-3（胃腸鎮痛鎮^{けい}痙薬）を参照して作成のこと。

752 スコポラミン臭化水素酸塩水和物^{水和物}は、乗物酔い防止に古くから用いられている抗コリン成
753 分で、消化管からよく吸収され、他の抗コリン成分と比べて脳内に移行しやすいとされるが、
754 肝臓で速やかに代謝されてしまうため、抗ヒスタミン成分等と比べて作用の持続時間は短い。
755 スコポラミンを含む成分としてロートコンの軟エキスが配合されている場合もある。

756 (d) 鎮静成分

757 乗物酔いの発現には不安や緊張などの心理的な要因による影響も大きく、それらを和らげ
758 ることを目的として、ブロムワレリル尿素プロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチ
759 ル尿素のような鎮静成分が配合されている場合がある。鎮静成分に共通する副作用等に関する
760 出題については、Ⅰ-3（眠気を促す薬）を参照して作成のこと。

761 (e) 中枢神経系を興奮させる成分（キサンチン系成分）

762 脳に軽い興奮を起こさせて平衡感覚の混乱によるめまいを軽減させることを目的として、
763 カフェイン（無水カフェイン、クエン酸カフェイン等を含む。）やジプロフィリンなどのキサ
764 ンチン系と呼ばれる成分が配合されている場合がある。カフェインには、乗物酔いに伴う頭
765 痛を和らげる作用も期待される。

766 なお、カフェインが配合されているからといって、抗めまい成分、抗ヒスタミン成分、抗
767 コリン成分又は鎮静成分の作用による眠気が解消されるわけではない。カフェインに関する
768 出題については、Ⅰ－4（眠気を防ぐ薬）を参照して作成のこと。

769 カフェイン以外のキサンチン系成分に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰を出し
770 やすくする薬）を参照して作成のこと。

771 (f) 局所麻酔成分

772 胃粘膜への麻酔作用によって嘔吐刺激を和らげ、乗物酔いに伴う吐きけを抑えることを目
773 的として、アミノ安息香酸エチルのような局所麻酔成分が配合されている場合がある。

774 アミノ安息香酸エチルに関する出題については、Ⅲ－3（胃腸鎮痛鎮痙薬）を参照して作
775 成のこと。乗物酔い防止薬においても、アミノ安息香酸エチルが配合されている場合には、
776 6歳未満への使用は避ける必要がある。

777 (g) その他

778 吐きけの防止に働くことを期待して、ピリドキシン塩酸塩、ニコチン酸アミド、リボフラ
779 ビン等のビタミン成分が補助的に配合されている場合がある。これら成分に関する出題につ
780 いては、ⅩⅢ（滋養強壮保健薬）を参照して作成のこと。

781

782 2) 相互作用、受診勧奨等

783 【相互作用】 抗ヒスタミン成分、抗コリン成分、鎮静成分、カフェイン類等の配合成分が重複
784 して、鎮静作用や副作用が強く現れるおそれがあるので、かぜ薬、解熱鎮痛薬、催眠鎮静薬、
785 鎮咳去痰薬、胃腸鎮痛鎮痙薬、アレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）等との併用は避ける必
786 要がある。

787 カフェイン類が配合されている場合の留意点についてはⅠ－4（眠気を防ぐ薬）を参照して
788 問題作成のこと。

789

790 【受診勧奨等】 3歳未満では自律神経系が未発達であるため、乗物酔いが起こることはほとん
791 どないとされている。乗物酔い防止薬に3歳未満の乳幼児向けの製品はなく、そうした乳幼児
792 が乗物で移動中にむずがるような場合には、気圧変化による耳の痛みなどの他の要因が考慮さ
793 れるべきであり、乗物酔い防止薬を安易に使用することのないよう注意される必要がある。

794 乗物酔いに伴う一時的な症状としてでなく、日常においてめまいが度々生じる場合には、基
795 本的に医療機関を受診するなどの対応が必要である。その場合、動悸や立ちくらみ、低血圧な

796 どによるふらつきは、平衡機能の障害によるめまいとは区別される必要がある。高齢者は、平
797 衡機能の衰えによってめまいを起こしやすく、聴覚障害（難聴、耳鳴り等）に伴って現れるこ
798 とも多い。

799

800 6 小児の瘡^{かん}を適応症とする生薬製剤・漢方処方製剤（小児鎮静薬）

801 小児では、特段身体的な問題がなく、基本的な欲求が満たされていても、夜泣き、ひきつけ、瘡^{かん}
802 の虫等の症状が現れることがあり、他者との関わり等への不安や興奮から生じる情緒不安定・神
803 経過敏が要因のひとつといわれ、また、睡眠のリズムが形成されるまでの発達の一過程とも考え
804 られている。授乳後にげっぷが出なかつたり、泣く際に空気を飲み込んでしまうなどして、消化
805 管に過剰な空気が入ることと関連づけられることもある。乳児は食道と胃を隔てている括約筋が
806 未発達で、胃の内容物をしっかり保っておくことができず、胃食道逆流に起因するむずがり、夜
807 泣き、乳吐きなどを起こすことがある。

808 小児鎮静薬は、それらの症状を鎮めるほか、小児における虚弱体質、消化不良などの改善を目
809 的とする医薬品（生薬製剤・漢方処方製剤）である。症状の原因となる体質の改善を主眼として
810 いるものが多く、比較的長期間（1ヶ月位）継続して服用されることがある。その場合に共通す
811 る留意点に関する出題については、XIV（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して作成のこと。

812 なお、身体的な問題がなく生じる夜泣き、ひきつけ、瘡^{かん}の虫等の症状については、成長に伴っ
813 て自然に治まるのが通常である。発達段階の一時的な症状と保護者が達観することも重要であり、
814 小児鎮静薬を保護者側の安眠等を図ることを優先して使用することは適当でない。小児（特に乳
815 幼児）への医薬品の使用に関する留意点については、第1章 II-4）（小児、高齢者などへの配
816 慮）を参照して問題作成のこと。

817 1) 代表的な配合生薬等、主な副作用

818 小児の瘡^{かん}は、乾という意味もあるとも言われ、痩^やせて血が少ないことから生じると考えられて
819 おり、鎮静作用のほか、血液の循環を促す作用があるとされる生薬成分を中心に配合されている。
820 鎮静と中枢刺激のように相反する作用を期待する生薬成分が配合されている場合もあるが、身体
821 の状態によってそれらに対する反応が異なり、総じて効果もたらされると考えられている。

822 いずれも古くから伝統的に用いられているものであるが、購入者等が、「作用が穏やかで小さな
823 子供に使っても副作用が無い」などといった安易な考えで使用することを避け、適切な医薬品を
824 選択することができるよう、積極的な情報提供を行うことに努める必要がある。

825 (a) ゴオウ、ジャコウ

826 緊張や興奮を鎮め、また、血液の循環を促す作用等を期待して用いられる。これら生薬成
827 分に関する出題については、IV-1（強心薬）を参照して作成のこと。

828 (b) レイヨウカク

829 ウシ科のサイカレイヨウ（高鼻レイヨウ）等の角を基原とする生薬で、緊張や興奮を鎮め

830 る作用等を期待して用いられる。

831 (c) ジンコウ

832 ジンチョウゲ科のジンコウ、その他同属植物の材、特にその辺材の材質中に黒色の樹脂が
833 沈着した部分を採取したものを基原とする生薬で、鎮静、健胃、強壮などの作用を期待して
834 用いられる。

835 (d) その他

836 リュウノウ（ボルネオールを含む。）、動物胆（ユウタンを含む。）、チョウジ、サフラン、
837 ニンジン、カンゾウ等が配合されている場合がある。

838 リュウノウ、ボルネオールについてはⅣ－1（強心薬）、動物胆、ユウタン、チョウジにつ
839 いてはⅢ－1（胃の薬）、サフランについてはⅥ（婦人薬）、ニンジンについてはⅩⅢ（滋養
840 強壮保健薬）を、それぞれ参照して問題作成のこと。

841 カンゾウについては、小児の疳^{かん}を適応症とする生薬製剤では主として健胃作用を期待して
842 用いられ、配合量は比較的少ないことが多いが、他の医薬品等から摂取されるグリチルリチ
843 ン酸も含め、その総量が継続して多くなならないよう注意されるべきである。カンゾウを含有
844 する医薬品に共通する留意点については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{たん}を出しやすくする薬）を参照
845 して問題作成のこと。

846

847 ● 漢方処方製剤

848 漢方処方製剤は、用法用量において適用年齢の下限が設けられていない場合にあっては、生
849 後3ヶ月未満の乳児には使用しないこととなっている。

850 小児の疳^{かん}を適応症とする主な漢方処方製剤としては、柴胡加竜骨牡蛎湯^{さいこかりゅうこつぼれいとう}、桂枝加竜骨牡蛎湯^{けいしかりゅうこつぼれいとう}、
851 抑肝散^{よくかんさん}、抑肝散加陳皮半夏^{よくかんさんかちんぴはんげ}のほか、小建中湯^{しょうけんちゅうとう}がある。

852 これらの処方のほとんどが、構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含有する医薬品に
853 共通する留意点に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{たん}を出しやすくする薬）を参照し
854 て作成のこと。なお、乳幼児に使用する場合、体格の個人差から体重当たりのグリチルリチ
855 ン酸の摂取量が多くなることがあるので留意される必要がある。

856 柴胡加竜骨牡蛎湯^{さいこかりゅうこつぼれいとう}、桂枝加竜骨牡蛎湯^{けいしかりゅうこつぼれいとう}、抑肝散^{よくかんさん}、抑肝散加陳皮半夏^{よくかんさんかちんぴはんげ}を小児の夜泣きに用い
857 る場合、1週間位服用しても症状の改善がみられないときには、いったん服用を中止して、専
858 門家に相談する等、その漢方処方製剤の使用が適しているかどうか見直すなどの対応が必要で
859 ある。

860

861 【小建中湯^{しょうけんちゅうとう}】 体力虚弱で疲労しやすく腹痛があり、血色がすぐれず、ときに動悸^{きん}、手足のほ
862 てり、冷え、ねあせ、鼻血、頻尿及び多尿などを伴うものの小児虚弱体質、疲労倦怠^{けん}、慢性胃
863 腸炎、腹痛、神経質、小児夜尿症、夜なきに適すとされる。

864 構成生薬としてカンゾウを含むが、乳幼児に使用される場合は体格の個人差から体重当たり
 865 のグリチルリチン酸の摂取量が多くなることに加え、^{しょうけんちゅうとう}小建中湯は比較的長期間（1
 866 ヶ月位）服用することがあるので、特に留意される必要がある。

867

868 2) 相互作用、受診勧奨

869 【相互作用】 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な
 870 事項について、XIV（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

871

872 【受診勧奨】 乳幼児は状態が急変しやすく、容態が変化した場合に、自分の体調を適切に伝え
 873 ることが難しいため、保護者等が状態をよく観察し、医薬品の使用の可否を見極めることが重
 874 要である。小児鎮静薬を一定期間又は一定回数服用させても症状の改善がみられない場合は、
 875 その他の原因（例えば、食事アレルギーやウイルス性胃腸炎など）に起因する可能性も考えら
 876 れるので、漫然と使用を継続せず医療機関を受診させるなどの対応が必要である。

877 乳幼児ではしばしば一過性の下痢や発熱を起こすことがあるが、激しい下痢や高熱があるよ
 878 うな場合には、脱水症状につながるおそれがあり、医師の診療を受けさせる必要がある。吐き
 879 だしたものが緑色^{lxxxvi}をしていたり、血が混じっているような場合、又は、吐き出すときに咳込
 880 んだり、息を詰まらせたりするような場合も、早めに医師の診療を受けさせる必要がある。

881

882 II 呼吸器官に作用する薬

883 1 ^{せき}咳止め・^{たん}痰を出しやすくする薬（^{がい}鎮咳^{たん}去痰薬）

884 1) ^{せき}咳や^{たん}痰が生じる仕組み、^{がい}鎮咳^{たん}去痰薬の働き

885 気道に吸い込まれた^{ほこり}埃や^{ちり}塵などの異物が気道粘膜の線毛運動によって排出されないとき、飲
 886 食物等が誤って気管に入ってしまったとき、又は、冷たい空気や刺激性のある蒸気などを吸い込
 887 だときなど、それらを排除しようとして反射的に^{せき}咳が出る。このように^{せき}咳は、気管や気管支に何
 888 らかの異変が起こったときに、その刺激が中枢神経系に伝わり、延髄にある^{がいそう}咳嗽中枢の働きによ
 889 って引き起こされる反応である。したがって、^{せき}咳はむやみに抑え込むべきではないが、長く続く^{せき}咳
 890 は体力の消耗や睡眠不足をまねくなどの悪影響もある。

891 呼吸器官に感染を起こしたときや、空気が汚れた環境で過ごしたり、タバコを吸いすぎたとき
 892 などには、気道粘膜からの粘液分泌が増えるが、その粘液に気道に入り込んだ異物や粘膜上皮細
 893 胞の残骸などが混じって^{たん}痰となる。^{たん}痰が気道粘膜上に滞留すると呼吸の妨げとなるため、反射的
 894 に^{せき}咳が生じて^{たん}痰を排除しようとする。

895 気道粘膜に炎症を生じたときにも^{せき}咳が誘発され、また、炎症に伴って気管や気管支が収縮して^{ぜん}喘
 896 息（息が切れて、喉がゼーゼーと鳴る状態）を生じることもある。

^{lxxxvi} 胆汁が混じることによる。

897 鎮咳去痰薬は、咳を鎮める、痰の切れを良くする、また、喘息症状を和らげることを目的とす
 898 る医薬品の総称である。錠剤、カプセル剤、顆粒剤、散剤、内用液剤、シロップ剤等のほか、口腔
 899 咽喉薬の目的を兼ねたトローチ剤やドロップ剤がある。

900

901 2) 代表的な配合成分等、主な副作用

902 鎮咳去痰薬には、咳を鎮める成分、気管支を拡げる成分、痰の切れを良くする成分、気道の炎
 903 症を和らげる成分等を組み合わせて配合されている。

904 (a) 中枢神経系に作用して咳を抑える成分（鎮咳成分）

905 咳を抑えることを目的とする成分のうち、延髄の咳嗽中枢に作用するものとして、コデ
 906 インリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ノスカピン、ノスカピン塩酸塩、デキストロメト
 907 ルファン臭化水素酸塩、チペピジンヒベンズ酸塩、ジメモルファンリン酸塩、クロペラスチ
 908 ン塩酸塩、クロペラスチンフェンジソ酸塩等がある。

909 これらのうちコデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩については、その作用本体で
 910 あるコデイン、ジヒドロコデインがモルヒネと同じ基本構造を持ち、依存性がある成分であ
 911 り、麻薬性鎮咳成分とも呼ばれる。長期連用や大量摂取によって倦怠感や虚脱感、多幸感等
 912 が現れることがあり、薬物依存につながるおそれがある。（濫用等のおそれのある医薬品の販
 913 売については第4章Ⅲ-2）【その他遵守事項等】参照。）特に内服液剤では、その製剤的な
 914 特徴（第2章Ⅱ-3）（剤形ごとの違い、適切な使用方法）参照。）から、本来の目的以外の
 915 意図で服用する不適正な使用がなされることがある。

916 コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩は、妊娠中に摂取された場合、吸収された
 917 成分の一部が血液-胎盤関門を通過して胎児へ移行することが知られている^{lxxxvii}。また、分娩
 918 時服用により新生児に呼吸抑制が現れたとの報告がある。また、母乳移行により乳児でモル
 919 ヒネ中毒が生じたとの報告があり、授乳中の人は服用しないか、授乳を避ける必要がある。

920 そのほか、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩は胃腸の運動を低下させる作用
 921 も示し、副作用として便秘が現れることがある。

922 また、コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩（以下「コデイン類」とい
 923 う。）を含む医薬品（以下「本剤」という。）については、米国等において12歳未満の小児
 924 等への使用を禁忌とする措置がとられたことを踏まえ、平成29年度第3回薬事・食品衛生
 925 審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会で本剤の安全対策について検討された。その結
 926 果、本剤による死亡例の国内報告はなく、日本での呼吸抑制のリスクは欧米と比較して遺伝
 927 学的に低いと推定されること等から、国内で直ちに使用を制限する必要性は考えにくい一方、
 928 本剤による小児の呼吸抑制発生リスクを可能な限り低減する観点から、一般用医薬品・医療

^{lxxxvii} コデインリン酸塩については、動物実験（マウス）で催奇形作用が報告されている。

929 用医薬品とも、予防的な措置として以下を行うこととされた^{lxxxviii}。

930 ① 速やかに添付文書を改訂し、原則、本剤を12歳未満の小児等に使用しないよう注意
931 喚起を行うこと。

932 ② 1年6ヶ月程度の経過措置期間を設け、コデイン類を含まない代替製品や、12歳未
933 満の小児を適応外とする製品への切換えを行うこと。

934 ③ 切換え後、12歳未満の小児への使用を禁忌とする使用上の注意の改訂を再度実施す
935 ること（一般用医薬品は「してはいけないこと」に「12歳未満の小児」に追記する使
936 用上の注意の改訂を再度実施すること）。

937 これに対してノスカピン、ノスカピン塩酸塩、デキストロメトルファン臭化水素酸塩、チ
938 ペピジンヒベンズ酸塩、チペピジンクエン酸塩、ジメモルファンリン酸塩、クロペラスチン
939 塩酸塩、クロペラスチンフェンジゾ酸塩等は、非麻薬性鎮咳成分とも呼ばれる。デキストロ
940 メトルファンフェノールフタリン塩は、主にトローチ剤・ドロップ剤に配合される鎮咳成分
941 である。

942 中枢性の鎮咳作用を示す生薬成分として、ハンゲ（サトイモ科のカラスビシャクのコルク
943 層を除いた塊茎を基原とする生薬）が配合されている場合もある。

944 (b) 気管支を拡げる成分（気管支拡張成分）

945 メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩、トリメトキノール塩酸塩、
946 メトキシフェナミン塩酸塩等のアドレナリン作動成分は、交感神経系を刺激して気管支を拡
947 張させる作用を示し、呼吸を楽にして咳や喘息の症状を鎮めることを目的として用いられる。

948 アドレナリン作動成分と同様の作用を示す生薬成分として、マオウ（マオウ科のマオウ、
949 チウマオウ又はエフェドラ・エクイセチナの地上茎を基原とする生薬）が配合されている
950 場合もある。マオウについては、気管支拡張のほか、発汗促進、尿量増加（利尿）等の作用
951 も期待される。

952 アドレナリン作動成分及びマオウ（構成生薬にマオウを含む漢方処方製剤も同様。）につい
953 ては、気管支に対する作用のほか、交感神経系への刺激作用によって、心臓血管系や、肝臓
954 でのエネルギー代謝等にも影響が生じることが考えられる。心臓病、高血圧、糖尿病又は甲
955 状腺機能障害の診断を受けた人では、症状を悪化させるおそれがあり、使用する前にその適
956 否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきで
957 ある。高齢者では、心臓病や高血圧、糖尿病の基礎疾患がある場合が多く、また、一般的に
958 心悸亢進や血圧上昇、血糖値上昇を招きやすいので、使用する前にその適否を十分考慮し、
959 使用する場合にはそれらの初期症状等に常に留意する等、慎重な使用がなされることが重要
960 である。

^{lxxxviii} 「コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含む医薬品の「使用上の注意」改訂の周知について（依頼）」
(平成29年7月4日付け薬生安発0704第3号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知)

961 これらのうちメチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩、マオウにつ
962 いては、中枢神経系に対する作用が他の成分に比べ強いとされ、依存性がある成分であるこ
963 とに留意する必要がある。また、メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリ
964 ン塩については、定められた用法用量の範囲内で乳児への影響は不明であるが、吸収された
965 成分の一部が乳汁中に移行することが知られている。

966 自律神経系を介さずに気管支の平滑筋に直接作用して弛緩させ、気管支を拡張させる成分
967 として、ジプロフィリン等のキサンチン系成分がある。キサンチン系成分も中枢神経系を興
968 奮させる作用を示し、甲状腺機能障害又はてんかんの診断を受けた人では、症状の悪化を招
969 くおそれがあり、使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を
970 行った薬剤師に相談がなされるべきである。また、キサンチン系成分は心臓刺激作用を示し、
971 副作用として動悸が現れることがある。

972 (c) 痰の切れを良くする成分（去痰成分）

973 気道粘膜からの粘液の分泌を促進する作用を示すもの（グアイフェネシン、グアヤコール
974 スルホン酸カリウム、クレゾールスルホン酸カリウム等）、痰の中の粘性タンパク質を溶解・
975 低分子化して粘性を減少させるもの（エチルシステイン塩酸塩、メチルシステイン塩酸塩、
976 カルボシステイン等）、粘液成分の含量比を調整し痰の切れを良くするもの（カルボシステイ
977 ン）、さらに、分泌促進作用・溶解低分子化作用・線毛運動促進作用を示すもの（ブロムヘキ
978 シン塩酸塩）などがある。

979 (d) 炎症を和らげる成分（抗炎症成分）

980 気道の炎症を和らげることを目的として、~~リゾチーム塩酸塩~~、トラネキサム酸、グリチル
981 リチン酸二カリウム等が配合されている場合がある。これら成分に関する出題については、
982 I-1（かぜ薬（内服））を参照して作成のこと。

983 グリチルリチン酸を含む生薬成分として、カンゾウ（マメ科のウラルカンゾウ又はグリキ
984 ルリザ・グラブラの根及びストロンで、ときには周皮を除いたもの（皮去りカンゾウ）を基
985 原とする生薬）が用いられることもある。カンゾウについては、グリチルリチン酸による抗
986 炎症作用のほか、気道粘膜からの分泌を促す等の作用も期待される。

987 カンゾウを大量に摂取するとグリチルリチン酸の大量摂取につながり、偽アルドステロン
988 症を起こすおそれがある。むくみ、心臓病、腎臓病又は高血圧のある人や高齢者では偽アル
989 ドステロン症を生じるリスクが高いため、それらの人に1日最大服用量がカンゾウ（原生薬
990 換算）として1g以上の製品を使用する場合は、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を
991 行った薬剤師に相談する等、事前にその適否を十分考慮するとともに、偽アルドステロン症
992 の初期症状に常に留意する等、慎重に使用する必要がある。また、どのような人が対象であ
993 っても、1日最大服用量がカンゾウ（原生薬換算）として1g以上となる製品は、長期連用
994 を避ける。

995 なお、カンゾウは、かぜ薬や鎮咳去痰薬以外の医薬品にも配合されていることが少なく
996 く、また、甘味料として一般食品等にも広く用いられるため、医薬品の販売等に従事する専
997 門家においては、購入者等に対して、摂取されるグリチルリチン酸の総量が継続して多くな
998 らないように注意を促すことが重要である。

999 甘草湯は、構成生薬がカンゾウのみからなる漢方処方製剤で、体力に関わらず広く応用で
1000 き、激しい咳、口内炎、しわがれ声に、外用では痔・脱肛の痛みに用いられる。日本薬局方
1001 収載のカンゾウも、煎薬として同様の目的で用いられる。いずれについても、短期間の服用
1002 に止め、連用しないこととされており、5～6回使用しても咳や喉の痛みが鎮まらない場合
1003 には、漫然と継続せず、いったん使用を中止し、医師の診療を受けるなどの対応が必要であ
1004 る。なお、甘草湯のエキス製剤は乳幼児にも使用されることがあるが、その場合、体格の個
1005 人差から体重あたりのグリチルリチン酸の摂取量が多くなることもあり、特に留意される必
1006 要がある。

1007 (e) 抗ヒスタミン成分

1008 咳や喘息、気道の炎症は、アレルギーに起因する^{lxxxix}ことがあり、鎮咳成分や気管支拡張
1009 成分、抗炎症成分の働きを助ける目的で、クロルフェニラミンマレイン酸塩、クレマスチン
1010 フマル酸塩、カルビノキサミンマレイン酸塩等の抗ヒスタミン成分が配合されている場合が
1011 ある。

1012 気道粘膜での粘液分泌を抑制することで痰が出にくくなるため、痰の切れを良
1013 くしたい場合は併用に注意する必要がある。

1014 抗ヒスタミン成分に関する出題や、抗ヒスタミン成分が配合された内服薬に共通する留意
1015 点に関する出題については、Ⅶ（内服アレルギー用薬）を参照して作成のこと。

1016 (f) 殺菌消毒成分

1017 口腔咽喉薬の効果を兼ねたトローチ剤やドロップ剤では、セチルピリジニウム塩化物等の
1018 殺菌消毒成分が配合されている場合がある。基本的に他の配合成分は腸で吸収され、循環血
1019 液の中に入って薬効をもたらすのに対し、殺菌消毒成分は口腔内及び咽頭部において局所的に
1020 作用する。したがって、口中に含み、噛まずにゆっくり溶かすようにして使用されることが
1021 重要であり、噛み砕いて飲み込んでしまうと殺菌消毒作用は期待できない。

1022 殺菌消毒成分に関する出題については、Ⅱ－2（口腔咽喉薬、うがい薬（含嗽薬））を参照
1023 して作成のこと。

1024 (g) 生薬成分

1025 比較的穏やかな鎮咳去痰作用を示し、中枢性鎮咳成分、気管支拡張成分、去痰成分又は抗
1026 炎症成分の働きを助けることを期待して、次のような生薬成分が配合されている場合がある。

^{lxxxix} アレルギーによる気管支喘息は、炎症による粘膜の腫れにより、気道の過敏性が亢進して、気管支の内径が狭くなるとともに、ヒスタミン等の物質が気管支を収縮させることで引き起こされる。

- 1027 ① キョウニン
- 1028 バラ科のホンアズ、アズ等の種子を基原とする生薬で、体内で分解されて生じた代
- 1029 謝物の一部が延髄の呼吸中枢、咳嗽中枢を鎮静させる作用を示すとされる。
- 1030 ② ナンテンジツ
- 1031 メギ科のシロミナンテン（シロナンテン）又はナンテンの果実を基原とする生薬で、知
- 1032 覚神経・末梢運動神経に作用して咳止めに効果があるとされる。
- 1033 ③ ゴミシ
- 1034 マツブサ科のチョウセンゴミシの果実を基原とする生薬で、鎮咳作用を期待して用いら
- 1035 れる。
- 1036 ④ シャゼンソウ
- 1037 オオバコ科のオオバコの花期の全草を基原とする生薬で、種子のみを用いたものはシャ
- 1038 ゼンシと呼ばれる。去痰作用を期待して用いられる。
- 1039 日本薬局方収載のシャゼンソウは、煎薬として咳に対して用いられる。
- 1040 ⑤ オウヒ
- 1041 バラ科のヤマザクラ又はその他近縁植物の、通例、周皮を除いた樹皮を基原とする生薬
- 1042 で、去痰作用を期待して用いられる。
- 1043 ⑥ キキョウ
- 1044 キキョウ科のキキョウの根を基原とする生薬で、痰又は痰を伴う咳に用いられる。
- 1045 ⑦ セネガ、オンジ
- 1046 セネガはヒメハギ科のセネガ又はヒロハセネガの根を基原とする生薬、オンジはヒメハ
- 1047 ギ科のイトヒメハギの根を基原とする生薬で、いずれも去痰作用を期待して用いられる。
- 1048 これらの生薬成分の摂取により糖尿病の検査値に影響を生じることがあり、糖尿病が改
- 1049 善したと誤認されるおそれがあるため、1日最大配合量がセネガ原生薬として1.2 g以上、
- 1050 又はオンジとして1 g以上を含有する製品では、使用上の注意において成分及び分量に関
- 1051 連する注意として記載されている。
- 1052 ⑧ セキサソ
- 1053 ヒガンバナ科のヒガンバナ鱗茎を基原とする生薬で、去痰作用を期待して用いられる。
- 1054 セキサソのエキスは、別名を白色濃厚セキサソールとも呼ばれる。
- 1055 ⑨ バクモンドウ
- 1056 ユリ科のジャノヒゲの根の膨大部を基原とする生薬で、鎮咳、去痰、滋養強壮等の作用
- 1057 を期待して用いられる。
- 1058
- 1059 ● 漢方処方製剤
- 1060 甘草湯のほか、咳止めや痰を出しやすくする目的で用いられる漢方処方製剤としては、半夏厚

1061 朴湯、柴朴湯、^{はんげこうぼくとう}麦門冬湯、^{ごことう}五虎湯、^{まきようかんせきとう}麻杏甘石湯、^{しんびとう}神秘湯などがある。

1062 これらのうち^{はんげこうぼくとう}半夏厚朴湯を除くいずれも、構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含有
1063 する医薬品に共通する留意点に関する出題については、2) - (d) 炎症を和らげる成分を参照
1064 して作成のこと。また、^{かんぞうとう}甘草湯を除くいずれも、比較的長期間（1ヶ月位）服用されることが
1065 あり、その場合に共通する留意点に関する出題については、XIV-1（漢方処方製剤）を参照
1066 して作成のこと。

1067 (a) ^{はんげこうぼくとう}半夏厚朴湯

1068 体力中等度をめやすとして、幅広く応用できる。気分がふさいで、咽喉・食道部に異物感
1069 があり、ときに動悸、めまい、^{おう}嘔気などを伴う不安神経症、神経性胃炎、^{せき}つわり、^{せき}咳、しわ
1070 がれ声、のどのつかえ感に適すとされる。

1071 (b) ^{さいぼくとう}柴朴湯

1072 別名を^{しょうさいごうはんげこうぼくとう}小柴胡合半夏厚朴湯ともいう。体力中等度で、気分がふさいで、咽喉、食道部に異
1073 物感があり、かぜをひきやすく、ときに動悸、めまい、^{おう}嘔気などを伴うものの^{ぜん}小児喘息、^{ぜん}気
1074 管支喘息、^{せき}気管支炎、^{せき}咳、不安神経症に適すとされるが、むくみの症状のある人等には不向
1075 きとされる。また、上記症状における虚弱体質改善にも用いられる。

1076 まれに重篤な副作用として間質性肺炎、肝機能障害を生じることが知られている。また、
1077 その他の副作用として、頻尿、排尿痛、血尿、^{ぼうこう}残尿感等の膀胱炎様症状が現れることがある。

1078 (c) ^{ばくもんどうとう}麦門冬湯

1079 体力中等度以下で、^{たん}痰が切れにくく、ときに強く^{せき}咳こみ、又は咽頭の乾燥感があるものから^{せき}咳、
1080 ^{ぜん}気管支炎、^{ぜん}気管支喘息、咽頭炎、しわがれ声に適すとされるが、水様^{たん}痰の多い人には不向きとさ
1081 れる。

1082 まれに重篤な副作用として間質性肺炎、肝機能障害を生じることが知られている。

1083 (d) ^{ごことう}五虎湯、^{まきようかんせきとう}麻杏甘石湯、^{しんびとう}神秘湯

1084 ^{ごことう}五虎湯は体力中等度以上で、^{せき}咳が強くでるものの^{せき}咳、^{ぜん}気管支喘息、^{ぜん}気管支炎、^{ぜん}小児喘息、
1085 感冒、^じ痔の痛みに、^{まきようかんせきとう}麻杏甘石湯は体力中等度あるいはそれ以上で、^{せき}咳が出て、ときにのどが
1086 渇くものの^{せき}咳、^{ぜん}小児喘息、^{ぜん}気管支喘息、^{ぜん}気管支炎、感冒、^じ痔の痛みに、^{しんびとう}神秘湯は体力中等度
1087 あるいはそれ以上で、^{せき}咳、^{ぜん}喘鳴、息苦しさがあり、^{たん}痰が少ないものの^{ぜん}小児喘息、^{ぜん}気管支喘息、
1088 ^{ぜん}気管支炎に用いられるが、いずれも胃腸の弱い人、発汗傾向の著しい人等には不向きとされ
1089 る。

1090 いずれも構成生薬としてマオウを含む。マオウを含有する医薬品に共通する留意点に関す
1091 る出題については、2) - (b) ^{ぜん}気管支を^{ぜん}拮げる成分を参照して作成のこと。

1092

1093 3) 相互作用、受診勧奨

1094 【相互作用】 一般用医薬品の^{がい}鎮咳去痰薬は、複数の有効成分が配合されている場合が多く、他

1095 の鎮咳去痰薬、かぜ薬、抗ヒスタミン成分やアドレナリン作動成分を含有する医薬品（鼻炎用
1096 薬、睡眠改善薬、乗物酔い防止薬、アレルギー用薬等）などが併用された場合、同じ成分又は
1097 同種の作用を有する成分が重複摂取となり、効き目が強すぎたり、副作用が起こりやすくなる
1098 おそれがある。一般の生活者においては、「咳止め」と「鼻炎の薬」等は影響し合わないとの誤
1099 った認識がなされることが考えられるので、医薬品の販売等に従事する専門家において適宜注
1100 意を促していくことが重要である。

1101
1102 【受診勧奨等】 鎮咳去痰薬に解熱成分は配合されておらず、発熱を鎮める効果は期待できない。
1103 発熱を伴うときは、呼吸器に細菌やウイルス等の感染を生じている可能性がある。発熱を伴う
1104 場合における受診勧奨に関する出題については、I-1（かぜ薬）を参照して作成のこと。

1105 咳がひどく痰に線状の血が混じることがある、又は黄色や緑色の膿性の痰を伴うような場合
1106 には、一般用医薬品の使用によって対処を図るのでなく、早めに医療機関を受診することが望
1107 ましい。痰を伴わない乾いた咳が続く場合には、間質性肺炎等の初期症状である可能性があり、
1108 また、その原因が医薬品の副作用によるものであることもある。

1109 咳や痰、息切れ等の症状が長期間にわたっている場合には、慢性気管支炎や肺気腫^{xc}などの慢
1110 性閉塞性肺疾患（COPD）の可能性があり、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。
1111 喫煙（当人の喫煙だけでなく、生活環境に喫煙者がいる場合の受動喫煙を含む。）は、咳や痰な
1112 どの呼吸器症状を遷延化・慢性化させ、COPDのリスク要因の一つとして指摘されており、
1113 喫煙に伴う症状のため鎮咳去痰薬を漫然と長期間にわたって使用することは適当でない。

1114 喘息については、気管支粘膜の炎症が慢性化していると、一般用医薬品の鎮咳去痰薬で一時的
1115 的に症状を抑えることができたとしても、しばらくすると発作が繰り返し現れる。喘息発作が
1116 重積すると生命に関わる呼吸困難につながることもあり、一般用医薬品の使用によって対処を
1117 図るのでなく、早期に医療機関での診療を受けるなどの対応が必要である。

1118 なお、ジヒドロコデインリン酸塩、メチルエフェドリン塩酸塩等の反復摂取によって依存を
1119 生じている場合は、自己努力のみで依存からの離脱を図ることは困難であり、薬物依存は医療
1120 機関での診療が必要な病気である。医薬品を本来の目的以外の意図で使用する不適正な使用、
1121 又はその疑いがある場合における対応に関する出題については、第1章 II-2）（不適正な使
1122 用と有害事象）を参照して作成のこと。

1123
1124 2 口腔咽喉薬、うがい薬（含嗽薬）

1125 口腔咽喉薬は、口腔内又は咽頭部の粘膜に局所的に作用して、それらの部位の炎症による痛み、
1126 腫れ等の症状の緩和を主たる目的とするもので、トローチ剤やドロップ剤のほか、口腔内に噴霧

^{xc} 何らかの原因によって次第に肺胞が壊れて、呼吸機能が低下する病気。

1127 又は塗布して使用する外用液剤がある。殺菌消毒成分が配合され、口腔及び咽頭の殺菌・消毒等
 1128 を目的とする製品もある。鎮咳成分や気管支拡張成分、去痰成分は配合されていない^{xci}。

1129 含嗽薬は、口腔及び咽頭の殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去等を目的として、用時水に希釈又は
 1130 溶解してうがいに用いる、又は患部に塗布した後、水でうがいをする外用液剤である。

1131 これらのほか、胸部や喉の部分に適用することにより、有効成分が体温により暖められて揮散
 1132 し、吸入されることで鼻づまりやくしゃみ等のかぜに伴う諸症状の緩和を目的とする外用剤（塗
 1133 り薬又は貼り薬）があるが、現在のところ、医薬品となっている製品はなく、いずれも医薬部外
 1134 品（鼻づまり改善薬）として製造販売されている。

1135

1136 【口腔咽喉薬・含嗽薬に関する一般的な注意事項】 トローチ剤やドロップ剤は、有効成分が口腔
 1137 内や咽頭部^{xcii}に行き渡るよう、口中に含み、噛まずにゆっくり溶かすようにして使用されるこ
 1138 とが重要であり、噛み砕いて飲み込んでしまうと効果は期待できない。

1139 噴射式の液剤では、息を吸いながら噴射すると気管支や肺に入ってしまうおそれがあるため、
 1140 軽く息を吐いたり、声を出しながら噴射することが望ましい。

1141 含嗽薬は、水で用時希釈又は溶解して使用するものが多いが、調製した濃度が濃すぎても薄
 1142 すぎても効果が十分得られない。一般的に、薬液を10～20mL程度口に含み、顔を上向きに
 1143 して咽頭の奥まで薬液が行き渡るようにガラガラを繰り返してから吐き出し、それを数回繰り
 1144 返すのが効果的なうがいの仕方とされる。なお、含嗽薬の使用後すぐに食事を摂ると、殺菌消
 1145 毒効果が薄れやすい。

1146 口腔咽喉薬・含嗽薬は、口腔内や咽頭における局所的な作用を目的とする医薬品であるが、
 1147 成分の一部が口腔や咽頭の粘膜から吸収されて循環血流中に入りやすく、全身的な影響を生じ
 1148 ることがあるため、配合成分によっては注意を要する場合がある。特に、口内炎などにより口腔
 1149 内にひどいただれがある人では、刺激感等が現れやすいほか、循環血流中への移行による全身
 1150 的な影響も生じやすくなる。

1151

1152 1) 代表的な配合成分等、主な副作用

1153 一般用医薬品の口腔咽喉薬や含嗽薬には、咽頭部の炎症を和らげる成分、殺菌消毒成分等を組
 1154 み合わせて配合されている。

1155 なお、有効成分が生薬成分、グリチルリチン酸二カリウム、セチルピリジニウム塩化物等のみ
 1156 からなる製品で、効能・効果が「痰、喉の炎症による声がれ、喉の荒れ、喉の不快感、喉の痛み、
 1157 喉の腫れ、口腔内や喉の殺菌・消毒・洗浄又は口臭の除去」の範囲に限られるものについては、
 1158 医薬部外品として扱われている。

^{xci} これらの成分が配合されている場合には、鎮咳去痰薬に分類される。

^{xcii} 嚥下の際は喉頭蓋が閉じて唾液とともに食道へと送られるため、喉頭から先の気道には到達しない。

1159 (a) 炎症を和らげる成分（抗炎症成分）

1160 声がれ、喉の荒れ、喉の不快感、喉の痛み又は喉の腫れの症状を鎮めることを目的として、
1161 リゾチーム塩酸塩、グリチルリチン酸二カリウム、トラネキサム酸等の抗炎症成分が用いら
1162 れる。これら成分に関する出題については、I-1（かぜ薬）を参照して作成のこと。

1163 リゾチーム塩酸塩については、口腔咽喉薬や含嗽薬の配合成分として使用された場合であ
1164 っても、ショック（アナフィラキシー）や皮膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死融解症のよう
1165 な重篤な副作用を生じることがあり、また、鶏卵アレルギーの既往歴がある人では使用を避
1166 ける必要がある。

1167 炎症を生じた粘膜組織の修復を促す作用を期待して、アズレンスルホン酸ナトリウム（水
1168 溶性アズレン）が配合されている場合もある。

1169 (b) 殺菌消毒成分

1170 口腔内や喉に付着した細菌等の微生物を死滅させたり、その増殖を抑えることを目的とし
1171 て、セチルピリジニウム塩化物、デカリニウム塩化物、ベンゼトニウム塩化物、ポビドンヨ
1172 ード、ヨウ化カリウム、ヨウ素、クロルヘキシジングルコン酸塩、クロルヘキシジン塩酸塩、
1173 チモール等が用いられる。

1174 セチルピリジニウム塩化物、デカリニウム塩化物、ベンゼトニウム塩化物に関する出題に
1175 ついては、Ⅷ（鼻に用いる薬）を参照して作成のこと。

1176 ヨウ素系殺菌消毒成分（ポビドンヨード、ヨウ化カリウム、ヨウ素）、クロルヘキシジング
1177 ルコン酸塩、クロルヘキシジン塩酸塩及びチモールに関する出題については、Ⅹ（皮膚に用
1178 いる薬）を参照して問題作成のこと。

1179 ヨウ素系殺菌消毒成分又はクロルヘキシジングルコン酸塩が配合されたものでは、まれに
1180 ショック（アナフィラキシー）、~~アナフィラキシー~~様症状のような全身性の重篤な副作用を生
1181 じることがある。これらの成分に対するアレルギーの既往歴がある人では、使用を避ける必
1182 要がある。

1183 ヨウ素系殺菌消毒成分が口腔内に使用される場合、結果的にヨウ素の摂取につながり、甲
1184 状腺におけるホルモン産生^{xciii}に影響を及ぼす可能性がある。バセドウ病^{xciv}や橋本病^{xcv}などの
1185 甲状腺疾患の診断を受けた人では、その治療に悪影響（治療薬の効果減弱など）を生じるお
1186 それがあるため、使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を
1187 行った薬剤師に相談がなされるべきである。

1188 妊娠中に摂取されたヨウ素の一部は血液-胎盤関門を通過して胎児に移行するため、長期間
1189 にわたって大量に使用された場合には、胎児にヨウ素の過剰摂取による甲状腺機能障害を生

^{xciii} 甲状腺は、喉頭突起（のどぼとけ）の下方に位置する小さな分泌腺で、摂取されたヨウ素を取り込んでホルモン（甲状腺ホルモ
ルモン）を産生する。

^{xciv} 甲状腺ホルモンの分泌が異常に亢進して、眼球突出、頻脈などの症状が現れる病気。

^{xcv} 甲状腺ホルモンの分泌が低下して、倦怠感、むくみ、筋力低下などの症状が現れる病気。

1190 じるおそれがある。また、摂取されたヨウ素の一部が乳汁中に移行することも知られており、
1191 母乳を与える女性では、同様に留意される必要がある。

1192 このほか、ヨウ素系殺菌消毒成分については、口腔粘膜の荒れ、しみる、灼熱感、悪心（吐
1193 きけ）、不快感の副作用が現れることがある。また、ポビドンヨードが配合された含嗽薬では、
1194 その使用によって銀を含有する歯科材料（義歯等）が変色することがある。

1195 クロルヘキシジングルコン酸塩が配合された含嗽薬については、口腔内に傷やひどいただ
1196 れのある人では、強い刺激を生じるおそれがあるため、使用を避ける必要がある。

1197 (c) 局所保護成分

1198 喉の粘膜を刺激から保護する成分として、グリセリンが配合されている場合がある。

1199 日本薬局方収載の複方ヨード・グリセリンは、グリセリンにヨウ化カリウム、ヨウ素、ハ
1200 ッカ水、液状フェノール等を加えたもので、喉の患部に塗布して殺菌・消毒に用いられる。

1201 (d) 抗ヒスタミン成分

1202 咽頭の粘膜に付着したアレルゲンによる喉の不快感等の症状を鎮めることを目的として、
1203 口腔咽喉薬にクロルフェニラミンマレイン酸塩のような抗ヒスタミン成分が配合されている
1204 場合がある。この場合、鎮咳去痰薬のように、咳に対する薬効を標榜することは出来ない。

1205 咽頭における局所的な作用を目的として配合されるが、結果的に抗ヒスタミン成分を経口
1206 的に摂取することとなり、内服薬と同様な副作用が現れることがある。抗ヒスタミン成分に
1207 共通する留意点等に関する出題については、Ⅶ（内服アレルギー用薬）を参照して作成のこ
1208 と。

1209 (e) 生薬成分

1210 ① ラタニア

1211 クラメリア科のクラメリア・トリアンドラ及びその同属植物の根を基原とする生薬で、
1212 咽頭粘膜をひきしめる（収斂）作用により炎症の寛解を促す効果を期待して用いられる。

1213 ② ミルラ

1214 カンラン科のミルラノキ等の植物の皮部の傷口から流出して凝固した樹脂を基原とする
1215 生薬で、咽頭粘膜をひきしめる（収斂）作用のほか、抗菌作用も期待して用いられる。

1216 ③ その他

1217 芳香による清涼感等を目的として、ハッカ（シソ科のハッカの地上部を基原とする生薬）、
1218 ウイキョウ（セリ科のウイキョウの果実を基原とする生薬）、チョウジ（フトモモ科のチョ
1219 ウジの蕾を基原とする生薬）、ユーカリ（フトモモ科のユーカリノキ又はその近縁植物の
1220 葉を基原とする生薬）等から得られた精油成分が配合されている場合がある。チョウジ油
1221 については、X I - 1（歯痛・歯槽膿漏薬）も参照のこと。

1222

1223 ● 漢方処方製剤

1224 主として喉の痛み等を鎮めることを目的とし、咳や痰に対する効果を標榜しない漢方処方製剤
 1225 として、桔梗湯、驅風解毒散・驅風解毒湯、白虎加人参湯、響声破笛丸などがある。これらは
 1226 いずれも構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含有する医薬品に共通する留意点に関する
 1227 出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

1228 (a) 桔梗湯、驅風解毒散、驅風解毒湯

1229 桔梗湯は、体力に関わらず広く応用できる。喉が腫れて痛み、ときに咳がでるものの扁桃
 1230 炎、扁桃周囲炎に適すとされるが、胃腸が弱く下痢しやすい人では、食欲不振、胃部不快感
 1231 等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

1232 驅風解毒散及び驅風解毒湯は体力に関わらず、喉が腫れて痛む扁桃炎、扁桃周囲炎に適すと
 1233 されるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人
 1234 では、食欲不振、胃部不快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。水又はぬるま湯に
 1235 溶かしてうがいしながら少しずつゆっくり服用するのを特徴とし、驅風解毒湯のトローチ剤
 1236 もある。

1237 いずれも短期間の使用に限られるものでないが、5～6回服用しても症状の改善がみられ
 1238 ない場合には、扁桃炎や扁桃周囲炎から細菌等の二次感染を生じている可能性もあるので（特
 1239 に、高熱を伴う場合）、漫然と使用を継続せずといったん使用を中止して、医師の診療を受け
 1240 るなどの対応が必要である。

1241 (b) 白虎加人参湯

1242 体力中等度以上で、熱感と口渇が強いものの喉の渇き、ほてり、湿疹・皮膚炎、皮膚のか
 1243 ゆみに適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸虚弱で冷え
 1244 症の人では、食欲不振、胃部不快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

1245 比較的長期間（1ヶ月位）服用されることがあり、その場合に共通する留意点に関する出
 1246 題については、XIV－1（漢方処方製剤）を参照して作成のこと。

1247 (c) 響声破笛丸

1248 体力に関わらず広く応用できる。しわがれ声、咽喉不快に適すとされるが、胃腸が弱く下
 1249 痢しやすい人では、食欲不振、胃部不快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。な
 1250 お、短期間の使用に限られるものでないが、漫然と使用を継続することは避け、5～6日間
 1251 使用して症状の改善がみられない場合には、いったん使用を中止して専門家に相談がなされ
 1252 ることが望ましい。

1253 構成生薬としてダイオウを含む場合があり、その場合の留意点に関する出題については、
 1254 Ⅲ－2（腸の薬）を参照して作成のこと。

1255

1256 2) 相互作用、受診勧奨

1257 【相互作用】 ヨウ素は、レモン汁やお茶などに含まれるビタミンC等の成分と反応すると脱色

1258 を生じて殺菌作用が失われるため、ヨウ素系殺菌消毒成分が配合された含嗽薬では、そうした
1259 食品を摂取した直後の使用や混合は避けることが望ましい。

1260 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な事項につい
1261 ては、XIV（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

1262

1263 【受診勧奨】 飲食物を飲み込むときに激しい痛みを感じるような場合には、扁桃蜂巣炎（扁桃
1264 の回りの組織が細菌の感染により炎症を起こした状態）や扁桃膿瘍（扁桃の部分に膿が溜まっ
1265 た状態）などを生じている可能性もあり、早期に医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

1266 声がれ、喉の荒れ、喉の不快感、喉の痛み等の症状は、かぜの症状の一部として起こること
1267 が多く、通常であれば、かぜの寛解とともに治まる。喉を酷使したりしていないにもかかわらず
1268 症状が数週間以上続く場合には、喉頭癌等の重大な疾患が原因となっている可能性もあるの
1269 で、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

1270

1271 III 胃腸に作用する薬

1272 1 胃の薬（制酸薬、健胃薬、消化薬）

1273 1) 胃の不調、薬が症状を抑える仕組み

1274 胃の働きに異常が生じると、胃液の分泌量の増減や食道への逆流が起こったり、胃液による消
1275 化作用から胃自体を保護する働きや胃の運動が低下して、胸やけや胃の不快感、消化不良、胃も
1276 たれ、食欲不振等の症状として現れる。また、胃の働きに異常を生じていなくても、食べすぎた
1277 ときなど、胃内容物の量に対してそれを処理する働きが追いつかないことにより、腹部に不調を
1278 感じる場合もある。

1279 吐きけや嘔吐は、延髄にある嘔吐中枢の働きによって起こる。嘔吐中枢が刺激される経路^{xcvi}は
1280 いくつかあるが、消化管での刺激が副交感神経系を通じて嘔吐中枢を刺激する経路も知られてお
1281 り、胃の痙攣等によって吐きけが起きている場合がある。

1282 制酸薬は、胃液の分泌亢進による胃酸過多や、それに伴う胸やけ、腹部の不快感、吐きけ等の
1283 症状を緩和することを目的とする医薬品である。その配合成分としては、胃酸の働きを弱めるも
1284 の、胃液の分泌を抑えるものなどが用いられる。

1285 健胃薬は、弱った胃の働きを高めること（健胃）を目的とする医薬品である。配合される生薬
1286 成分は独特の味や香りを有し、唾液や胃液の分泌を促して胃の働きを活発にする作用があるとさ
1287 れる。

1288 消化薬は、炭水化物、脂質、タンパク質等の分解に働く酵素を補う等により、胃や腸の内容物

^{xcvi} 副交感神経系を経由する刺激以外の、嘔吐中枢が刺激される主な経路としては、内耳の前庭にある平衡器官の不調によって生じる刺激や、大脳皮質の興奮による刺激などがあり、また、延髄にある受容体が薬物などにより直接刺激されることによつて誘発される嘔吐もある。

1289 の消化を助けることを目的とする医薬品である。

1290 これらのほか一般用医薬品には、様々な胃腸の症状に幅広く対応できるよう、制酸、胃粘膜保
 1291 護、健胃、消化、整腸、鎮痛鎮痙、消泡^{xcvii}等、それぞれの作用を目的とする成分を組み合わせた
 1292 製品（いわゆる総合胃腸薬）もある。制酸と健胃のように相反する作用を期待するものが配合さ
 1293 れている場合もあるが、胃腸の状態によりそれら成分に対する反応が異なり、総じて効果がもた
 1294 らされると考えられている。しかし、消化不良、胃痛、胸やけなど症状がはっきりしている場合
 1295 は、効果的に症状の改善を図るため、症状に合った成分のみが配合された製品が選択されること
 1296 が望ましい。

1297 健胃薬、消化薬、整腸薬又はそれらの目的を併せ持つものには、医薬部外品として製造販売さ
 1298 れている製品もあるが、それらは人体に対する作用が緩和なものとして、配合できる成分やその
 1299 上限量が定められており、また、効能・効果の範囲も限定されている。

1300

1301 2) 代表的な配合成分等、主な副作用、相互作用、受診勧奨

1302 (a) 制酸成分

1303 中和反応によって胃酸の働きを弱めること（制酸）を目的として、i) 炭酸水素ナトリウム
 1304 （重曹）のほか、ii) 乾燥水酸化アルミニウムゲル、ジヒドロキシアルミニウムモノアセテ
 1305 ト等のアルミニウムを含む成分、iii) ケイ酸マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネ
 1306 シウム等のマグネシウムを含む成分、iv) 合成ヒドロタルサイト、メタケイ酸アルミン酸マグ
 1307 ネシウム等のアルミニウムとマグネシウムの両方を含む成分、v) 沈降炭酸カルシウム、リン
 1308 酸水素カルシウム等のカルシウムを含む成分、又はこれらの成分を組み合わせたもの等が配
 1309 合されている場合がある。メタケイ酸アルミン酸マグネシウムは、胃酸の中和作用のほか、
 1310 胃粘膜にゼラチン状の皮膜を形成して保護する作用もあるとされる。

1311 また、ボレイ（イボタガキ科のカキの貝殻を基原とする生薬）等の生薬成分も、それらに
 1312 含まれる炭酸カルシウムによる作用を期待して用いられる。

1313 これらの制酸成分を主体とする胃腸薬については、酸度の高い食品と一緒に使用すると胃
 1314 酸に対する中和作用が低下することが考えられるため、炭酸飲料等での服用は適当でない。

1315 制酸成分のうちアルミニウムを含む成分については、透析療法を受けている人が長期間服
 1316 用した場合にアルミニウム脳症^{xcviii}及びアルミニウム骨症^{xcix}を引き起こしたとの報告があり、
 1317 透析療法を受けている人では使用を避ける必要がある。また、透析治療を受けていない人で
 1318 も、長期連用は避ける必要がある。

^{xcvii} 気泡は、空気などの気体が球状になって液体中に存在するものであり、気泡を生じた液体は、気体の体積の分だけ全体の体積が増す。液体状である消化管内容物中に無数の気泡が発生すると、その体積の増加によって消化管が刺激され、腹部の膨満感として知覚される。消化管内容物中に発生した気泡の分離を促すこと（消泡）により、気体の吸収、排出が容易となる。

^{xcviii} 体内でアルミニウムが過剰に存在する場合、脳にアルミニウムが蓄積することにより発生する脳症で、アルミニウムが脳の組織に付着することで、脳神経系の伝達を妨げ、言語障害等を引き起こす。

^{xcix} 骨組織にアルミニウムが蓄積して骨が軟化し、広範囲な骨・関節痛、骨折などを生じる病気。

1319 腎臓病の診断を受けた人では、ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、アルミニウム等
 1320 の無機塩類の排泄が遅れたり、体内に貯留しやすくなるため、使用する前にその適否につき、
 1321 治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

1322 制酸成分は他の医薬品（かぜ薬、解熱鎮痛薬等）でも配合されていることが多く、併用に
 1323 よって制酸作用が強くなりすぎる可能性があるほか、高カルシウム血症、高マグネシウム血
 1324 症等を生じるおそれがあるため、同種の無機塩類を含む医薬品との相互作用に注意する必要
 1325 がある。また、カルシウム、アルミニウムを含む成分については止瀉薬、マグネシウムを含
 1326 む成分については瀉下薬に配合される成分でもあり、それぞれ便秘、下痢等の症状に注意す
 1327 ることも重要である。

1328 (b) 健胃成分

1329 味覚や嗅覚を刺激して反射的な唾液や胃液の分泌を促すことにより、弱った胃の働きを高
 1330 めることを目的として、オウバク、オウレン、センブリ、ゲンチアナ、リュウタン、ケイヒ、
 1331 ユウタン等の生薬成分が配合されている場合がある。

1332 これら生薬成分が配合された健胃薬は、散剤をオブラートで包む等、味や香りを遮蔽する
 1333 方法で服用されると効果が期待できず、そのような服用の仕方は適当でない。

1334 ① オウバク、オウレン

1335 オウバク（ミカン科のキハダ又はフェロデンドロン・キネンセの周皮を除いた樹皮を
 1336 基原とする生薬）、オウレン（キンポウゲ科のオウレン、コプティス・キネンシス、コプ
 1337 ティス・デルトイデア又はコプティス・テータの根をほとんど除いた根茎を基原とする
 1338 生薬）は、いずれも苦味による健胃作用を期待して用いられる。

1339 日本薬局方収載のオウバク末（オウバクを粉末にしたもの）、オウレン末は、止瀉薬と
 1340 しても用いられる。止瀉薬における注意に関する出題については、Ⅲ－2（腸の薬）を
 1341 参照して作成のこと。

1342 日本薬局方収載のオウバク末は、外用薬としても用いられるが、その場合に関する出
 1343 題についてはX（皮膚に用いる薬）を参照して作成のこと。

1344 ② センブリ

1345 リンドウ科のセンブリの開花期の全草を基原とする生薬で、苦味による健胃作用を期
 1346 待して用いられる。

1347 日本薬局方収載のセンブリ末は、健胃薬のほか止瀉薬としても用いられる。

1348 ③ ゲンチアナ、リュウタン

1349 ゲンチアナ（リンドウ科のゲンチアナの根及び根茎を基原とする生薬）、リュウタン（リ
 1350 ンドウ科のトウリンドウ等の根及び根茎を基原とする生薬）は、いずれも苦味による健
 1351 胃作用を期待して用いられる。

1352 ④ ユウタン

1353 クマ科のヒグマその他近縁動物の胆汁を乾燥したものを基原とする生薬で、苦味による健胃作用を期待して用いられるほか、消化補助成分として配合される場合もある。

1355 同様の作用を期待して、ウシ等に由来する動物胆が用いられることもある。

1356 ⑤ ケイヒ

1357 クスノキ科のシンナモムム・カシアの樹皮又は周皮の一部を除いたものを基原とする生薬で、香りによる健胃作用を期待して用いられる。

1359 ⑥ その他

1360 香りによる健胃作用を期待して用いられる生薬（芳香性健胃生薬）として、コウボク（モクレン科のホオノキ、カラホオ等の樹皮を基原とする生薬）、ショウキョウ（ショウガ科のショウガの根茎を基原とする生薬）、チョウジ（フトモモ科のチョウジの^{つぼみ}を基原とする生薬）、チンピ（ミカン科のウンシュウミカンの成熟した果皮を基原とする生薬）、ソウジュツ（キク科のホソバオケラ等、又はそれらの雑種の根茎を基原とする生薬）、ビヤクジュツ（キク科のオケラの根茎（ワビヤクジュツ）又はオオバナオケラの根茎（カラビヤクジュツ）を基原とする生薬）、ウイキョウ（Ⅱ-2（^{くう}口腔咽喉薬、うがい薬）参照。）、オウゴン（Ⅴ-1（^じ痔の薬）参照。）等が配合されている場合がある。

1368 味覚や嗅覚に対する刺激以外の作用による健胃成分として、乾燥酵母やカルニチン塩化物が配合されている場合がある。

1370 乾燥酵母は、胃腸の働きに必要な栄養素を補給することにより胃の働きを高めるものと考えられている。

1372 カルニチン塩化物は、生体内に存在する有機酸の一種であり、その働きは必ずしも明らかにされていないが、胃液分泌を促す、胃の運動を高める、胃壁の循環血流を増す等の作用があるとされ、胃の働きの低下や食欲不振の改善を期待して、胃腸薬や滋養強壮保健薬に用いられる。

1376 (c) 消化成分

1377 炭水化物、脂質、タンパク質、繊維質等の分解に働く酵素を補うことを目的として、ジアスターゼ、プロザイム、ニューラーゼ、リパーゼ、セルラーゼ又はその複合酵素（ビオジアスターゼ、タカチアスターゼ）等が配合されている場合がある。

1380 胆汁末や動物胆（ユウタンを含む。）、ウルソデオキシコール酸、デヒドロコール酸は、胆汁の分泌を促す作用（利胆作用）があるとされ、消化を助ける効果を期待して用いられる。これらの成分は肝臓の働きを高める作用もあるとされるが、肝臓病の診断を受けた人ではかえって症状を悪化させるおそれがあり、使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

1385 (d) その他の成分

1386 ① 胃粘膜保護・修復成分

1387 胃粘液の分泌を促す、胃粘膜を覆って胃液による消化から保護する、荒れた胃粘膜の
 1388 修復を促す等の作用を期待して、アズレンスルホン酸ナトリウム（水溶性アズレン）、ア
 1389 ルジオキサ、スクラルファート、ゲファルナート、ソファルコン、テプレノン、セトラ
 1390 キサート塩酸塩、トロキシピド、銅クロロフィリンカリウム、銅クロロフィリンナトリ
 1391 ウム、メチルメチオニンスルホニウムクロライド等が配合されている場合がある。この
 1392 ほか、胃粘膜保護作用を期待して、アカメガシワ（トウダイグサ科のアカメガシワの樹
 1393 皮を基原とする生薬）等の生薬成分も用いられる。

1394 これらのうち、アルジオキサ（アラントインと水酸化アルミニウムの複合体）、スクラ
 1395 ルファートはアルミニウムを含む成分であるため、透析を受けている人では使用を避け
 1396 る必要がある。透析治療を受けていない人でも、長期連用は避ける必要がある。また、
 1397 腎臓病の診断を受けた人では、アルミニウムが体内に貯留しやすいため、使用する前に
 1398 その適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなさ
 1399 れるべきである。

1400 ソファルコン、テプレノンについては、まれに重篤な副作用として肝機能障害を生じ
 1401 ることがある。肝臓病の診断を受けた人では、使用する前にその適否につき、治療を行
 1402 っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

1403 テプレノンについては、その他の副作用として腹部膨満感、吐きけ、腹痛、頭痛、皮
 1404 下出血、便秘、下痢、口渇が現れることがある。

1405 セトラキサート塩酸塩は、体内で代謝されてトラネキサム酸（I-1（かぜ薬）参照。）
 1406 を生じることから、血栓のある人、血栓を起こすおそれのある人では、生じた血栓が分
 1407 解されにくくなることが考えられるので、使用する前にその適否につき、治療を行っ
 1408 ている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

1409 ② 胃粘膜の炎症を和らげる成分（抗炎症成分）

1410 胃粘膜の炎症を和らげることを目的として、グリチルリチン酸二カリウム、グリチル
 1411 リチン酸ナトリウム、グリチルリチン酸モノアンモニウム、又は生薬成分としてカンゾ
 1412 ウが配合されている場合がある。グリチルリチン酸を含む成分又はカンゾウを含有する
 1413 医薬品に共通する留意点に関する出題については、I-1（かぜ薬）、II-1（^{せき}咳止め・
 1414 ^{たん}痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

1415 ③ 消泡成分

1416 消化管内容物中に発生した気泡の分離を促すことを目的として、ジメチルポリシロキ
 1417 サン（別名ジメチコン）が配合されている場合がある。

1418 ④ 胃液分泌抑制成分

1419 胃液の分泌は副交感神経系からの刺激によって^こ亢進することから、過剰な胃液の分泌

1420 を抑える作用^cを期待して、副交感神経の伝達物質であるアセチルコリンの働きを抑える
 1421 ロートエキスやピレンゼピン塩酸塩が配合されている場合がある。これらの成分を含有
 1422 する胃腸薬では、胃腸鎮痛鎮痙薬^{けい}、乗物酔い防止薬との併用を避ける必要がある。

1423 ロートエキスに関する出題については、Ⅲ－3（胃腸鎮痛鎮痙薬^{けい}）を参照して作成の
 1424 こと。

1425 ピレンゼピン塩酸塩は、消化管の運動にはほとんど影響を与えずに胃液の分泌を抑え
 1426 る作用を示すとされる。しかし、消化管以外では一般的な抗コリン作用のため、排尿困
 1427 難、動悸^き、目のかすみの副作用を生じることがある。排尿困難の症状がある人、緑内障
 1428 の診断を受けた人では、症状の悪化を招くおそれがあり、使用する前にその適否につき、
 1429 治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。
 1430 また、使用後は乗物又は機械類の運転操作を避ける必要がある。なお、まれに重篤な副
 1431 作用としてアナフィラキシー様^様症状を生じることがある。

1432

1433 ● 漢方処方製剤

1434 胃の不調を改善する目的で用いられる漢方処方製剤としては、安中散^{あんちゆうさん}、人參湯^{にんじんとう}（理中丸^{りちゅうがん}）、平胃
 1435 散^{へい胃}、六君子湯^{りっくんしとう}等がある。

1436 これらはいずれも構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含有する医薬品に共通する留意
 1437 点に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{たん}を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。
 1438 また、いずれも比較的長期間（1ヶ月位）服用されることがあり、その場合に共通する留意点に
 1439 関する出題については、XIV－1（漢方処方製剤）を参照して作成のこと。

1440 (a) 安中散^{あんちゆうさん}

1441 体力中等度以下で腹部筋肉が弛緩する傾向にあり、胃痛又は腹痛があつて、ときに胸やけ
 1442 や、げっぷ、食欲不振、吐きけなどを伴うものの神経性胃炎、慢性胃炎、胃腸虚弱に適す
 1443 るとされる。

1444 (a)－

1445 (b) ~~体力中等度以下で腹部筋肉が弛緩する傾向にあり、胃痛又は腹痛があつて、ときに胸やけ~~
 1446 ~~や、げっぷ、食欲不振、吐きけなどを伴うものの神経性胃炎、慢性胃炎、胃腸虚弱に適す~~
 1447 ~~るとされる。~~人參湯^{にんじんとう}（理中丸^{りちゅうがん}）

1448 体力虚弱で、疲れやすく手足などが冷えやすいものの胃腸虚弱、下痢、嘔吐^{おう}、胃痛、腹
 1449 痛、急・慢性胃炎に適すとされる。下痢又は嘔吐^{おう}に用いる場合には、漫然と長期の使用は避
 1450 け、1週間位使用しても症状の改善がみられないときは、いったん使用を中止して専門家に
 1451 相談がなされるべきである。

^c アセチルコリンのほか、ヒスタミンも胃液分泌に関与する伝達物質のひとつであり、胃液分泌を抑制することを目的として、ヒスタミンの働きを抑える成分が配合された医薬品がH2ブロッカーと呼ばれる製品群である。

1452 (c) 平胃散^{へいゐさん}

1453 体力中等度以上で、胃がもたれて消化が悪く、ときに吐きけ、食後に腹が鳴って下痢の傾
 1454 向のある人における食べすぎによる胃のもたれ、急・慢性胃炎、消化不良、食欲不振に適す
 1455 とされる。急性胃炎に用いる場合には、漫然と長期の使用は避け、5～6回使用しても症状
 1456 の改善がみられないときは、いったん使用を中止して専門家に相談がなされるなどの対応が
 1457 必要である。

1458 (d) 六君子湯^{りっくんしとう}

1459 体力中等度以下で、胃腸が弱く、食欲がなく、みぞおちがつかえて疲れやすく、貧血性で
 1460 手足が冷えやすいものの胃炎、胃腸虚弱、胃下垂、消化不良、食欲不振、胃痛、嘔吐に適す
 1461 とされる。まれに重篤な副作用として、肝機能障害を生じることが知られている。

1462
 1463 【相互作用】 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な
 1464 事項については、XIV（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

1465
 1466 【受診勧奨】 一般用医薬品の胃薬（制酸薬、健胃薬、消化薬）は、基本的に、一時的な胃の不
 1467 調に伴う諸症状を緩和する目的で使用されるものであり、慢性的に胸やけや胃部不快感、胃部
 1468 膨満感等の症状が現れる場合、又は医薬品を使用したときは治まるが、やめると症状がぶり返
 1469 し、医薬品が手放せないような場合には、食道裂孔ヘルニア^{ci}、胃・十二指腸潰瘍、胃ポリープ
 1470 等を生じている可能性も考えられ、医療機関を受診するなどの対応が必要である。

1471 制酸薬は、胃内容物の刺激によって促進される胃液分泌から胃粘膜を保護することを目的と
 1472 して、食前又は食間に服用することとなっているものが多いが、暴飲暴食による胸やけ、吐き
 1473 け（二日酔い・悪酔いのむかつき、嘔気^{おうき}）、嘔吐^{おう}等の症状を予防するものではない。「腹八分目
 1474 を心がける」「良く噛んでゆっくりと食べる」「香辛料やアルコール、カフェイン等を多く含む
 1475 食品^{cii}の摂取を控えめにする」等、生活習慣の改善が図られることも重要である。

1476 嘔吐^{おう}に発熱や下痢、めまいや興奮を伴う場合、胃の中に吐くものがないのに吐きけが治まら
 1477 ない場合等には、医療機関を受診するなどの対応が必要である。特に、乳幼児や高齢者で嘔吐^{おう}
 1478 が激しい場合には、脱水症状を招きやすく、また、吐瀉物^{しゃ}が気道に入り込んで呼吸困難を生じ
 1479 ることもあるため、医師の診療を受けることが優先されるべきである。

1480 吐きけや嘔吐^{おう}に腹部の激しい痛みを伴う場合の受診勧奨に関する出題については、Ⅲ－3（胃
 1481 腸鎮痛鎮痙薬^{けい}）を参照して作成のこと。

1482

^{ci} 胃の一部が横隔膜の上に飛び出して、胃液が食道に逆流しやすくなる状態。

^{cii} 胃液の分泌を過度に高めることがある。

1483 2 腸の薬（整腸薬、止瀉薬、瀉下薬）

1484 1) 腸の不調、薬が症状を抑える仕組み

1485 腸における消化、栄養成分や水分の吸収が正常に行われなかったり、腸管がその内容物を送り
1486 出す運動に異常が生じると、便秘や軟便、下痢といった症状が現れる。

1487 水分の吸収は大半が小腸で行われ、大腸では腸内容物が糞便となる過程で適切な水分量に調整
1488 がなされるが、糞便には、腸内細菌の活動によって生じる物質や腸内細菌自体及びその死骸が多
1489 く含まれ、それらも便通や糞便の質に影響を与える。

1490 腸の働きは自律神経系により制御されており、異常を生じる要因は腸自体やその内容物による
1491 ものだけでなく、腸以外の病気等が自律神経系を介して腸の働きに異常を生じさせる場合もある。

1492 下痢が起こる主な要因としては、急性の下痢では、体の冷えや消化不良、細菌やウイルス等の
1493 消化器感染（食中毒など）、緊張等の精神的なストレスによるものがあり、慢性の下痢については、
1494 腸自体に病変を生じている可能性がある。便秘が起こる主な要因としては、一過性の便秘では、
1495 環境変化等のストレスや医薬品の副作用などがあり、慢性の便秘については、加齢や病気による
1496 腸の働きの低下、便意を繰り返し我慢し続けること等による腸管の感受性の低下などがある。ま
1497 た、これらの要因が重なり合って、便秘と下痢が繰り返し現れる場合もある。

1498 整腸薬は、腸の調子や便通を整える（整腸）、腹部膨満感、軟便、便秘に用いられることを目的
1499 とする医薬品であり、その配合成分としては、腸内細菌の数やバランスに影響を与えたり、腸の
1500 活動を促す成分が主として用いられる。

1501 止瀉薬は、下痢、食あたり、吐き下し、水あたり、下り腹、軟便等に用いられること（止瀉。瀉
1502 はお腹を下す意味。）を目的とする医薬品であり、その配合成分としては、腸やその機能に直接働
1503 きかけるもののほか、腸管内の環境を整えて腸に対する悪影響を減らすことによる効果を期待す
1504 るものもある。

1505 瀉下薬（下剤）は、便秘症状及び便秘に伴う肌荒れ、頭重、のぼせ、吹き出物、食欲不振、腹
1506 部膨満、腸内異常発酵、痔の症状の緩和、又は腸内容物の排除に用いられること（瀉下）を目的
1507 とする医薬品であり、その配合成分としては、腸管を直接刺激するもの、腸内細菌の働きによっ
1508 て生成した物質が腸管を刺激するもの、糞便のかさや水分量を増すもの等がある。

1509 整腸薬、瀉下薬では、医薬部外品として製造販売されている製品もあるが、それらは人体に対
1510 する作用が緩和なものとして、配合できる成分（瀉下薬については、糞便のかさや水分量を増す
1511 ことにより作用する成分に限られる。）やその上限量が定められている。また、効能・効果の範囲
1512 も限定され、例えば、下痢・便秘の繰り返し等の場合における整腸については、医薬品において
1513 のみ認められている。

1514

1515 2) 代表的な配合成分等、主な副作用

1516 (a) 整腸成分

1517 腸内細菌のバランスを整えることを目的として、ビフィズス菌、アシドフィルス菌、ラク
1518 トミン、乳酸菌、酪酸菌等の生菌成分が用いられる。

1519 ケツメイシ（マメ科のエビスグサ又はカシア・トーラの種子を基原とする生薬）、ゲンノ
1520 ショウコ（フウロソウ科のゲンノショウコの地上部を基原とする生薬）、アセンヤク（アカネ
1521 科のガンビールの葉及び若枝から得た水製乾燥エキスを基原とする生薬）等の生薬成分が、
1522 整腸作用を期待して配合されている場合もある。日本薬局方収載のケツメイシ、ゲンノショ
1523 ウコについては、煎薬として整腸（便通を整える。）、腹部膨満感等に用いられる。

1524 【トリメブチンマレイン酸塩】 消化管（胃及び腸）の平滑筋に直接作用して、消化管の運動
1525 を調整する作用（消化管運動が低下しているときは亢進的に、運動が亢進しているときは抑
1526 制的に働く。）があるとされる。

1527 まれに重篤な副作用として肝機能障害を生じることがある。肝臓病の診断を受けた人では、
1528 使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相
1529 談がなされるべきである。

1530 (b) 止瀉成分

1531 ① 収斂成分

1532 腸粘膜のタンパク質と結合して不溶性の膜を形成し、腸粘膜をひきしめる（収斂）こと
1533 により、腸粘膜を保護することを目的として、次没食子酸ビスマス、次硝酸ビスマス等の
1534 ビスマスを含む成分、タンニン酸アルブミン等が配合されている場合がある。タンニン酸
1535 アルブミンに含まれるタンニン酸やその類似の物質を含む生薬成分としてゴバイシ（ウル
1536 シ科のヌルデの若芽や葉上にアブラムシ科のヌルデシロアブラムシが寄生し、その刺激に
1537 よって葉上に生成したのう状虫こぶを基原とする生薬^{ciii}）、オウバク、オウレン等も用いら
1538 れる。

1539 ビスマスを含む成分は収斂作用のほか、腸内で発生した有毒物質を分解する作用も持つ
1540 とされる。オウバク、オウレンは、収斂作用のほか、抗菌作用、抗炎症作用も期待して用
1541 いられる。

1542 収斂成分を主体とする止瀉薬については、細菌性の下痢や食中毒のときに使用して腸の
1543 運動を鎮めると、かえって状態を悪化させるおそれがある。急性の激しい下痢又は腹痛・
1544 腹部膨満・吐きけ等の症状を伴う人では、細菌性の下痢や食中毒が疑われるため、安易な
1545 使用を避けることが望ましいとされている。

1546 次没食子酸ビスマス、次硝酸ビスマス等のビスマスを含む成分については、海外におい
1547 て長期連用した場合に精神神経症状（不安、記憶力減退、注意力低下、頭痛等）が現れた
1548 との報告があり、1週間以上継続して使用しないこととされている。アルコールと一緒に
1549 摂取されると、循環血液中への移行が高まって精神神経症状を生じるおそれがあり、服用

^{ciii} 葉に虫が寄生してこぶ状に膨らんだもの。ゴバイシはヌルデノミミフシアブラムシが寄生したものである。

1550 時は飲酒を避ける必要がある。胃潰瘍や十二指腸潰瘍の診断を受けた人では、損傷した粘
1551 膜からビスマスの吸収が高まるおそれがあるため、使用する前にその適否につき、治療を
1552 行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。なお、循
1553 環血液中に移行したビスマスは血液-胎盤関門を通過することが知られており、妊婦又は妊
1554 娠していると思われる女性では使用を避けるべきである。

1555 タンニン酸アルブミンについては、まれに重篤な副作用としてショック（アナフィラキ
1556 シー）を生じることがある。タンニン酸アルブミンに含まれるアルブミンは、牛乳に含ま
1557 れるタンパク質（カゼイン）から精製された成分であるため、牛乳にアレルギーがある人
1558 では使用を避ける必要がある。

1559 ② ロペラミド塩酸塩

1560 ロペラミド塩酸塩が配合された止瀉薬^{しゃ}は、食べすぎ・飲みすぎによる下痢、寝冷えによ
1561 る下痢の症状に用いられることを目的としており、食あたりや水あたりによる下痢につい
1562 ては適用対象でない。発熱を伴う下痢や、血便のある場合又は粘液便が続くような場合は、
1563 本剤の適用対象でない可能性があり、症状の悪化、治療期間の延長を招くおそれがあるた
1564 め、安易な使用は避けるべきである。なお、本成分を含む一般用医薬品では、15歳未満
1565 の小児には適用がない^{civ}。

1566 使用は短期間にとどめ、2～3日間使用しても症状の改善がみられない場合には、医師
1567 の診療を受けるなどの対応が必要である。

1568 腸管の運動を低下させる作用を示し、胃腸鎮痛鎮痙薬^{けい}との併用は避ける必要がある。ま
1569 た、水分や電解質の分泌も抑える作用もあるとされる。効き目が強すぎて便秘が現れるこ
1570 とがあり、まれに重篤な副作用としてイレウス様症状を生じることがある。便秘を避けな
1571 ければならない肛門疾患^{こうもん}がある人では、使用を避けるべきである。

1572 このほか重篤な副作用として、まれにショック（アナフィラキシー）、皮膚粘膜眼症候群、
1573 中毒性表皮壊死融解症を生じることがある。

1574 中枢神経系を抑制する作用もあり、副作用としてめまいや眠気が現れることがあるため、
1575 乗物又は機械類の運転操作を避ける必要がある。また、中枢抑制作用が増強するおそれ
1576 あるため、服用時は飲酒しないこととされている。

1577 吸収された成分の一部が乳汁中に移行することが知られており、母乳を与える女性では
1578 使用を避けるか、又は使用期間中の授乳を避けるべきである。

1579 ③ 腸内殺菌成分

1580 細菌感染による下痢の症状を鎮めることを目的として、ベルベリン塩化物、タンニン酸

^{civ} 外国で乳幼児が過量摂取した場合に、中枢神経系障害、呼吸抑制、腸管壊死に至る麻痺性イレウスを起こしたとの報告がある。

1581 ベルベリン、アクリノール、木クレオソート^{cv}等が用いられる。これらは、通常の腸管内に
 1582 生息する腸内細菌に対しても抗菌作用を示すが、ブドウ球菌や大腸菌などに対する抗菌作
 1583 用の方が優位であることと、下痢状態では腸内細菌のバランスが乱れている場合が多いた
 1584 め、結果的に腸内細菌のバランスを正常に近づけることにつながると考えられている。

1585 ベルベリン塩化物、タンニン酸ベルベリンに含まれるベルベリンは、生薬のオウバクや
 1586 オウレンの中に存在する物質のひとつであり、抗菌作用のほか、抗炎症作用も併せ持つと
 1587 される。オウバクのエキス製剤は、苦味による健胃作用よりも、ベルベリンによる止瀉^{しや}作
 1588 用を期待して、消化不良による下痢、食あたり、吐き下し、水あたり、下り腹、軟便等の
 1589 症状に用いられる。

1590 タンニン酸ベルベリンは、タンニン酸（収斂^{れん}作用）とベルベリン（抗菌作用）の化合物
 1591 であり、消化管内ではタンニン酸とベルベリンに分かれて、それぞれ止瀉^{しや}に働くことを期
 1592 待して用いられる。

1593 木クレオソートについては、殺菌作用のほか、局所麻酔作用もあるとされる。また、過
 1594 剰な腸管の（蠕動^{ぜんどう}）運動を正常化し、あわせて水分や電解質の分泌も抑える止瀉^{しや}作用もあ
 1595 る。局所麻酔作用に関する注意等の出題についてはⅢ－3（胃腸鎮痛鎮痙^{けい}薬）を参照して
 1596 作成のこと。

1597 ④ 吸着成分

1598 腸管内の異常発酵等によって生じた有害な物質を吸着させることを目的として、炭酸カ
 1599 ルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム、天然ケイ酸ア
 1600 ルミニウム、ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム等が配合されている場合がある。同様の
 1601 作用を期待して、カオリンや薬用炭などの生薬成分も用いられる。

1602 アルミニウムを含む成分に共通する留意点に関する出題については、Ⅲ－1（胃の薬）
 1603 を参照して作成のこと。

1604 (c) 瀉下^{しや}成分

1605 ① 刺激性瀉下^{しや}成分

1606 腸管を刺激して反射的な腸の運動を引き起こすことによる瀉下^{しや}作用を目的として配合さ
 1607 れる成分である。刺激性瀉下^{しや}成分が配合された瀉下^{しや}薬については、大量に使用することは
 1608 避けることとされている（腸管粘膜への刺激が大きくなり、激しい腹痛や腸管粘膜に炎症
 1609 を引き起こすおそれがある）。

1610 i) 小腸刺激性瀉下^{しや}成分

1611 ヒマシ油は、ヒマシ（トウダイグサ科のトウゴマの種子）を圧搾して得られた油を
 1612 用いた生薬で、小腸でリパーゼの働きによって生じる分解物が、小腸を刺激すること

^{cv} クレオソートのうち、医薬品として使用されるのは木材を原料とする木クレオソートである。石炭を原料とする石炭クレオソートは発がん性のおそれがあり、医薬品としては使用できない。

1613 で瀉下作用をもたらすと考えられている。

1614 日本薬局方収載のヒマシ油及び加香ヒマシ油は、腸内容物の急速な排除を目的とし
1615 て用いられる。急激で強い瀉下作用（峻下作用）を示すため、激しい腹痛又は悪心・
1616 嘔吐の症状がある人、妊婦又は妊娠していると思われる女性、3歳未満の乳幼児では
1617 使用を避けることとされている。

1618 主に誤食・誤飲等による中毒の場合など、腸管内の物質をすみやかに体外に排除さ
1619 せなければならない場合に用いられるが、防虫剤や殺鼠剤を誤って飲み込んだ場合の
1620 ような脂溶性の物質による中毒には使用を避ける必要がある（ナフタレンやリン等が
1621 ヒマシ油に溶け出して、中毒症状を増悪させるおそれがある）。

1622 吸収された成分の一部が乳汁中に移行して、乳児に下痢を引き起こすおそれがあり、
1623 母乳を与える女性では使用を避けるか、又は使用期間中の授乳を避ける必要がある。

1624 ii) 大腸刺激性瀉下成分

1625 大腸を刺激して排便を促すことを目的として、センナ（マメ科のチンネベリセンナ
1626 又はアレキサンドリアセンナの小叶を基原とする生薬）、センナから抽出された成分で
1627 あるセンノシド、ダイオウ（タデ科のショウヨウダイオウ、タングートダイオウ、ダ
1628 イオウ、チョウセンダイオウ又はそれらの種間雑種の、通例、根茎を基原とする生薬）、
1629 カサントラノール、ピサコジル、ピコスルファートナトリウム等が用いられる。

1630 このほか、大腸刺激による瀉下作用を期待して、センノシドに類似の物質を含むア
1631 ロエ（ユリ科のケープアロエ等の葉から得た液汁^{cvi}を乾燥したものを基原とする生薬）
1632 や、ジュウヤク（ドクダミ科のドクダミの花期の地上部を基原とする生薬）、ケンゴシ
1633 （ヒルガオ科のアサガオの種子を基原とする生薬）等の生薬成分が配合されている場
1634 合もある。

1635 刺激性瀉下成分が配合された瀉下薬は一般に、腸の急激な動きに刺激されて流産・
1636 早産を誘発するおそれがある。特に、センナ及びセンノシドが配合された瀉下薬につ
1637 いては、妊婦又は妊娠していると思われる女性では、使用を避けるべきである。

1638 センナ、センノシド、ダイオウ、カサントラノールについては、吸収された成分の
1639 一部が乳汁中に移行することが知られている。乳児に下痢を生じるおそれがあり、母
1640 乳を与える女性では使用を避けるか、又は使用期間中の授乳を避ける必要がある。構
1641 成生薬にダイオウを含む漢方処方製剤においても、同様に、母乳を与える女性では使
1642 用を避けるか、又は使用期間中の授乳を避けることとされている。

1643 【センナ、センノシド、ダイオウ】 センナ中に存在するセンノシドは、胃や小腸で消
1644 化されないが、大腸に生息する腸内細菌によって分解され、分解生成物が大腸を刺激

^{cvi} 観葉植物として栽培されるキダチアロエや食用に用いられるアロエ・ベラは、生薬であるアロエの基原植物とは別種である。

1645 して瀉下作用をもたらすと考えられている。センノシドカルシウム等として配合され
1646 ている場合もある。

1647 ダイオウもセンナと同様、センノシドを含み、大腸刺激性瀉下成分として用いられ
1648 る。

1649 ダイオウは各種の漢方処方構成生薬としても重要であるが、瀉下を目的としない
1650 場合には瀉下作用は副作用となる。構成生薬にダイオウを含む漢方処方製剤では、瀉下
1651 作用の増強を生じて、腹痛、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすくなるため、
1652 瀉下薬の併用に注意する必要がある。

1653 【ビサコジル、ピコスルファートナトリウム】 ビサコジルは、大腸のうち特に結腸や
1654 直腸の粘膜を刺激して、排便を促すと考えられている。また、結腸での水分の吸収を
1655 抑えて、糞便のかさを増大させる働きもあるとされる。内服薬のほか、浣腸薬（坐剤）
1656 としても用いられるが、その場合の出題についてはⅢ－4（その他の消化器官用薬）
1657 を参照して作成のこと。内服薬では、胃内で分解されて効果が低下したり、胃粘膜に
1658 無用な刺激をもたらすのを避けるため、腸内で溶けるように錠剤がコーティング等さ
1659 れている製品（腸溶性製剤）が多い。腸溶性製剤の場合、胃内でビサコジルが溶け出
1660 すおそれがあるため、服用前後1時間以内は制酸成分を含む胃腸薬の服用や牛乳の摂
1661 取を避けることとされている。

1662 ピコスルファートナトリウムは、胃や小腸では分解されないが、大腸に生息する腸
1663 内細菌によって分解されて、大腸への刺激作用を示すようになる。

1664 ② 無機塩類

1665 腸内容物の浸透圧を高めること^{cvi}で糞便中の水分量を増し、また、大腸を刺激して排便
1666 を促すことを目的として、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、硫酸マグネシウム等
1667 のマグネシウムを含む成分が配合されている場合がある。また、同様な目的で硫酸ナトリ
1668 ウムも用いられる。

1669 マグネシウムを含む成分は、一般に消化管からの吸収は少ないとされているが、一部は
1670 腸で吸収されて尿中に排泄されることが知られている。腎臓病の診断を受けた人では、高
1671 マグネシウム血症^{cvi}を生じるおそれがあり、使用する前にその適否につき、治療を行っ
1672 ている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

1673 硫酸ナトリウムについては、血液中の電解質のバランスが損なわれ、心臓の負担が増加
1674 し、心臓病を悪化させるおそれがある。心臓病の診断を受けた人では、使用する前にその
1675 適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべ

^{cvi} 水分の移動は濃度の低い方から濃度の高い方に動き、この水分の移動に伴う圧力差を浸透圧という。腸管における腸内容物からの水分の吸収は浸透圧の差を利用しているため、腸内容物の塩分濃度を高めることで、水分の吸収が妨げられる。

^{cvi} 血液中のマグネシウム濃度が異常に高くなり、脱力感、低血圧、呼吸障害などが現れる。重症の場合には、心停止が起こることもある。

1676 きである。

1677 ③ 膨潤性瀉下成分

1678 腸管内で水分を吸収して腸内容物に浸透し、糞便のかさを増やすとともに糞便を柔らかくすることによる瀉下作用を目的として、カルメロースナトリウム（別名カルボキシメチルセルロースナトリウム）、カルメロースカルシウム（別名カルボキシメチルセルロースカルシウム）が配合されている場合がある。同様な作用を期待して、プラントゴ・オバタ（プラントゴ・オバタ（オオバコ科））の種子又は種皮のような生薬成分も用いられる。

1683 膨潤性瀉下成分が配合された瀉下薬については、その効果を高めるため、使用と併せて十分な水分摂取がなされることが重要である。

1685 ④ ジオクチルソジウムスルホサクシネート（DSS）

1686 腸内容物に水分が浸透しやすくする作用があり、糞便中の水分量を増して柔らかくすることによる瀉下作用を期待して用いられる。

1688 ⑤ マルツエキス

1689 主成分である麦芽糖が腸内細菌によって分解（発酵）して生じるガスによって便通を促すとされている。瀉下薬としては比較的作用が穏やかなため、主に乳幼児の便秘に用いられる。なお、乳児の便秘は母乳不足又は調整乳希釈方法の誤りによって起こることもあるが、水分不足に起因する便秘にはマルツエキスの効果は期待できない。

1693 マルツエキスは麦芽糖を60%以上含んでおり水飴状で甘く、乳幼児の発育不良時の栄養補給にも用いられる。

1695

1696 ● 漢方処方製剤

1697 腸の不調を改善する目的で用いられる漢方処方製剤としては、桂枝加芍薬湯、大^{だい}黄^{おう}甘^{かん}草^{そう}湯、大^{だい}黄^{おう}牡^ぼ丹^{たん}皮^ひ湯、麻^{まし}子^し仁^{にん}丸^{がん}等がある。

1699 これらのうち、桂枝加芍薬湯及び大^{だい}黄^{おう}甘^{かん}草^{そう}湯は、構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出題については、II-1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。また、大^{だい}黄^{おう}甘^{かん}草^{そう}湯、大^{だい}黄^{おう}牡^ぼ丹^{たん}皮^ひ湯及び麻^{まし}子^し仁^{にん}丸^{がん}は、構成生薬としてダイオウを含む。ダイオウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出題については、(c) ① -ii) を参照して作成のこと。

1704 ① 桂枝加芍薬湯

1705 体力中等度以下で腹部膨満感のある人のしぶり腹^{cix}、腹痛、下痢、便秘に適すとされる。

1706 短期間の使用に限られるものでないが、1週間位服用して症状の改善がみられない場合には、いったん使用を中止して専門家に相談がなされるなどの対応が必要である。

1707

cix 残便感があり、繰り返し腹痛を伴い便意を催すもの。

1708 ② 大^{だい}黄^{おう}甘^{かん}草^{そう}湯^{とう}

1709 体力に関わらず広く応用され、便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、湿^{しん}疹^{しん}・皮膚炎、ふきでも
1710 の（にきび）、食欲不振（食欲減退）、腹部膨満、腸内異常発酵、痔^じなどの症状の緩和に適す
1711 とされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人
1712 では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。また、本剤を使用
1713 している間は、他の瀉^{しゃ}下^げ薬^{やく}の使用を避ける必要がある。

1714 短期間の使用に限られるものでないが、5～6日間服用しても症状の改善がみられない場
1715 合には、いったん使用を中止して専門家に相談がなされるべきである。

1716 ③ 大^{だい}黄^{おう}牡^ぼ丹^{たん}皮^び湯^{とう}

1717 体力中等度以上で、下腹部痛があつて、便秘しがちなものの月経不順、月経困難、月経痛、
1718 便秘、痔^じ疾^じに適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱
1719 く下痢しやすい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。
1720 また、本剤を使用している間は、他の瀉^{しゃ}下^げ薬^{やく}の使用を避ける必要がある。

1721 便秘、痔^じ疾^じに対して用いる場合には、1週間位服用しても症状の改善がみられないときは、
1722 いったん使用を中止して専門家に相談がなされるべきである。

1723 月経不順、月経困難に対して用いる場合には、比較的長期間（1ヶ月位）服用されることが
1724 あり、その場合に共通する留意点に関する出題については、XIV-1（漢方処方製剤）を
1725 参照して作成のこと。

1726 ④ 麻^ま子^し仁^{にん}丸^{がん}

1727 体力中等度以下で、ときに便が硬く塊状なものの便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、湿^{しん}疹^{しん}・
1728 皮膚炎、ふきでもの（にきび）、食欲不振（食欲減退）、腹部膨満、腸内異常発酵、痔^じの緩和
1729 に適すとされるが、胃腸が弱く下痢しやすい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現
1730 れやすい等、不向きとされる。また、本剤を使用している間は、他の瀉^{しゃ}下^げ薬^{やく}の使用を避ける
1731 必要がある。

1732 短期間の使用に限られるものでないが、5～6日間服用しても症状の改善がみられない場
1733 合には、いったん使用を中止して専門家に相談がなされるべきである。

1734

1735 3) 相互作用、受診勧奨

1736 【相互作用】 医薬品の成分の中には副作用として便秘や下痢を生じるものがあり、止瀉^{ししゃ}薬^{やく}や瀉^{しゃ}下^げ
1737 薬^{やく}と一緒にそうした成分を含有する医薬品が併用された場合、作用が強くなり、副作用を
1738 生じやすくなるおそれがある。

1739 逆に、整腸薬や止瀉^{ししゃ}薬^{やく}、瀉^{しゃ}下^げ薬^{やく}が他の医薬品の有効性や安全性に影響を及ぼすこともある。
1740 例えば、駆虫薬は駆除した寄生虫の排出を促すため瀉^{しゃ}下^げ薬^{やく}が併用されることがあるが、ヒマシ
1741 油を使用した場合には、駆虫成分が腸管内にとどまらず吸収されやすくなり、全身性の副作用

1742 を生じる危険性が高まるため、ヒマシ油と駆虫薬の併用は避けることとされている。

1743 整腸薬と止瀉薬は、いずれも効能・効果に軟便が含まれていることがあるが、生菌成分が配
1744 合された整腸薬に、腸内殺菌成分が配合された止瀉薬が併用された場合、生菌成分の働きが腸
1745 内殺菌成分によって弱められる。

1746 瀉下薬については、複数の瀉下薬を併用すると、激しい腹痛を伴う下痢や下痢に伴う脱水症
1747 状等を生じるおそれがあり、どのような種類の瀉下成分を含有するものであっても、瀉下薬を
1748 使用している間は、他の瀉下薬の使用を避けることとされている。

1749 また、食品にも緩下作用（緩和な瀉下作用）を示すものがあり、そうした食品との相互作用
1750 についても留意されるべきである。例えば、センナの茎を用いた製品は、医薬品的な効能効果
1751 が標榜又は暗示されていなければ食品として流通することが可能となっているが、ときに微量
1752 のセンノシドが含まれる場合があることが知られており、「医薬品でないから大丈夫」と安易に
1753 考えて瀉下薬と同時期に摂取された場合、複数の瀉下薬を併用した場合と同様な健康被害につ
1754 ながるおそれがある。

1755 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な事項につい
1756 ては、XIV（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

1757

1758 【受診勧奨】 一般用医薬品の使用はあくまで対症療法であり、下痢や便秘を引き起こした原因
1759 の特定やその解消が図られることが、一般用医薬品の適正な使用を確保する上で重要である。

1760 医薬品の副作用として下痢や便秘が現れることもあり^{cx}、医薬品の使用中に原因が明確でない
1761 下痢や便秘を生じた場合は、安易に止瀉薬や瀉下薬によって症状を抑えようとせず、その医薬
1762 品の使用を中止して、医師や薬剤師などの専門家に相談するよう説明がなされるべきである。

1763 下痢、便秘のいずれに関しても、一般用医薬品により対処を図ることが適当であるか、適切
1764 な判断がなされることが重要である。過敏性腸症候群^{cxii}の便通障害のように下痢と便秘が繰り
1765 返し現れるものもあり、症状が長引くような場合には、医師の診療を受けるなどの対応が必要
1766 である。

1767 下痢は、腸管内の有害な物質を排出するために起こる防御反応でもあり、止瀉薬によって下
1768 痢を止めることでかえって症状の悪化を招くことがある。また、下痢に伴って脱水症状を招き
1769 やすいため、下痢への対処においては水分・電解質の補給も重要である。

1770 下痢に発熱を伴う場合は、食中毒菌等による腸内感染症の可能性があり、また、虫垂炎や虚
1771 血性大腸炎^{cxii}のような重大な疾患に起因する場合もある。便に血が混じっている場合は、赤痢
1772 や腸管出血性大腸菌（O157等）、潰瘍性大腸炎、大腸癌^{がん}などによる腸管出血の可能性もある。

^{cx} 胃腸薬の副作用として下痢や便秘が現れることもある。

^{cxii} 腸管の組織自体に形態的な異常はないにもかかわらず、腸が正常に機能せず、腹痛や下痢・便秘などを生じる病気。

^{cxii} 大腸への動脈血流が突然あるいは長期に亘って妨げられたため起こる大腸粘膜やその内側の粘膜層の損傷で、損傷した大腸粘膜に潰瘍（びらん）を生じる。

1773 粘液便が続いているような場合には、腸の炎症性疾患の可能性もある。いずれも、安易に止瀉薬
 1774 を用いて症状を一時的に鎮めようとするのではなく、早期に医療機関を受診して原因の特定、治
 1775 療がなされるべきである。

1776 便秘については、便秘になりやすい食生活等の生活習慣の改善が図られることが重要であり、
 1777 瀉下薬の使用は一時的なものにとどめることが望ましい。特に、刺激性瀉下成分を主体とする瀉
 1778 下薬は、繰り返し使用されると腸管の感受性が低下して効果が弱くなるため、常用を避ける必
 1779 要がある。瀉下薬が手放せなくなっているような慢性の便秘については、漫然と継続使用する
 1780 よりも、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

1781 腹痛は便秘の時にしばしば起こる症状であるが、腹痛が著しい場合や便秘に伴って吐きけや
 1782 嘔吐が現れた場合には、急性腹症（腸管の狭窄、閉塞、腹腔内器官の炎症等）の可能性があり
 1783 瀉下薬の配合成分の刺激によってその症状を悪化させるおそれがあり、安易に瀉下薬を使用せ
 1784 ずに医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

1785

1786 3 胃腸鎮痛鎮痙薬

1787 1) 代表的な鎮痙成分、症状を抑える仕組み、主な副作用

1788 (a) 抗コリン成分

1789 急な胃腸の痛みは、主として胃腸の過剰な動き（痙攣）によって生じる。消化管の運動は
 1790 副交感神経系の刺激によって亢進し、また、副交感神経系は胃液分泌の亢進にも働く。その
 1791 ため、副交感神経の伝達物質であるアセチルコリンと受容体の反応を妨げることで、その働
 1792 きを抑える成分（抗コリン成分）が、胃痛、腹痛、さしこみ（疝痛^{cxiii}、癩^{cxiv}）を鎮めるこ
 1793 と（鎮痛鎮痙）のほか、胃酸過多や胸やけに対する効果も期待して用いられる。

1794 胃腸鎮痛鎮痙薬に配合される抗コリン成分としては、メチルベナクチジウム臭化物、ブチ
 1795 ルスコポラミン臭化物、メチルオクタトロピン臭化物、ジサイクロミン塩酸塩、オキシフェ
 1796 ンサイクリミン塩酸塩、チキジウム臭化物等がある。抗コリン作用を示すアルカロイド^{cxv}を
 1797 豊富に含む生薬成分として、ロートエキス（ロートコン（ナス科のハシリドコロ又はチョウ
 1798 センハシリドコロの根茎及び根を基原とする生薬）の抽出物）が用いられることも多い。

1799 これらの成分が副交感神経系の働きを抑える作用は消化管に限定されないため、散瞳によ
 1800 る目のかすみや異常な眩しさ、顔のほてり、頭痛、眠気、口渇、便秘、排尿困難等の副作用
 1801 が現れることがある。重大な事故につながるおそれがあるため、抗コリン成分が配合された
 1802 医薬品を使用した後は、乗物又は機械類の運転操作を避ける必要がある。また、排尿困難の
 1803 症状がある人、心臓病又は緑内障の診断を受けた人では、症状の悪化を招くおそれがあり、

cxiii 発作性の間欠的な痛み。

cxiv 胸部や腹部に生じる激しい痛みの通俗的な総称。

cxv 主に植物由来のアルカリ性化合物の総称。（一部、中性や弱酸性を示すものもある。）

1804 使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相
 1805 談がなされるべきである。高齢者では、排尿困難や緑内障の基礎疾患を持つ場合が多く、ま
 1806 た、一般的に口渴や便秘の副作用が現れやすいので、使用する前にその適否を十分考慮し、
 1807 使用する場合にはそれらの初期症状等に常に留意する等、慎重な使用がなされることが重要
 1808 である。

1809 ブチルスコポラミン臭化物については、まれに重篤な副作用としてショック（アナフィラ
 1810 キシー）を生じることが知られている。

1811 ロートエキスについては、吸収された成分の一部が母乳中に移行して乳児の脈が速くなる
 1812 （頻脈）おそれがあるため、母乳を与える女性では使用を避けるか、又は使用期間中の授乳
 1813 を避ける必要がある。なお、ロートエキスにより母乳が出にくくなることもある。

1814 メチルオクタトロピン臭化物についても、吸収された成分の一部が母乳中に移行すること
 1815 が知られている。

1816 (b) パパペリン塩酸塩

1817 消化管の平滑筋に直接働いて胃腸の痙攣^{けいれん}を鎮める作用を示すとされる。抗コリン成分と異
 1818 なり、胃液分泌を抑える作用は見出されない。

1819 抗コリン成分と異なり自律神経系を介した作用ではないが、眼圧を上昇させる作用を示す
 1820 ことが知られている。緑内障の診断を受けた人では、症状の悪化を招くおそれがあり、使用
 1821 する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談が
 1822 なされるべきである。

1823 (c) 局所麻酔成分

1824 消化管の粘膜及び平滑筋に対する麻酔作用による鎮痛鎮痙^{けい}の効果を期待して、アミノ安息
 1825 香酸エチル、オキセサゼインのような局所麻酔成分が配合されている場合がある。

1826 いずれも痛みが感じにくくなることで重大な消化器疾患や状態の悪化等を見過ごすおそれ
 1827 があり、長期間にわたって漫然と使用することは避けることとされている。

1828 アミノ安息香酸エチルについては、メトヘモグロビン血症^{cxvi}を起こすおそれがあるため、
 1829 6歳未満の小児への使用は避ける必要がある。外用薬の有効成分としても用いられるが、そ
 1830 の場合に関する出題については、V-1（痔の薬）を参照して作成のこと。

1831 オキセサゼインについては、局所麻酔作用のほか、胃液分泌を抑える作用もあるとされ、
 1832 胃腸鎮痛鎮痙^{けい}薬と制酸薬の両方の目的で使用される。精神神経系の副作用として、頭痛、眠
 1833 気、めまい、脱力感が現れることがある。妊娠中や小児における安全性は確立されておらず、
 1834 妊婦又は妊娠していると思われる女性、15歳未満の小児では、使用を避けることとされて

cxvi 赤血球中のヘモグロビンの一部がメトヘモグロビンに変化して、赤血球の酸素運搬能力が低下し、貧血症状を呈する病気。正常な赤血球では、メトヘモグロビンの割合はヘモグロビン全体の1%以下に維持されているが、メトヘモグロビン血症では10%以上になる。

1835 いる。

1836 (d) 生薬成分

1837 鎮痛鎮痙作用を期待して、エンゴサク（ケシ科のエンゴサクの塊茎）、シャクヤク（I-2
1838 （解熱鎮痛薬）参照。）等が配合されている場合がある。

1839

1840 2) 相互作用、受診勧奨

1841 【相互作用】 胃腸鎮痛鎮痙薬に配合されている成分は、胃腸以外に対する作用も示すものがほ
1842 とんどであり、複数の胃腸鎮痛鎮痙薬が併用された場合、泌尿器系や循環器系、精神神経系な
1843 どのに対する作用（副作用）が現れやすくなるため、胃腸鎮痛鎮痙薬を使用している間は、他の
1844 胃腸鎮痛鎮痙薬の使用を避けることとされている。

1845 抗コリン成分については、胃腸鎮痛鎮痙薬以外の医薬品（かぜ薬、乗物酔い防止薬、鼻炎用
1846 内服薬等）にも配合されている場合があり、また、一部の抗ヒスタミン成分のように抗コリン
1847 作用を併せ持つものが配合されている場合（かぜ薬、睡眠改善薬、乗物酔い防止薬、鎮咳去痰薬、
1848 アレルギー用薬等）もある。抗コリン作用を有する成分を含有する医薬品どうしが併用された
1849 場合、抗コリン作用が増強され、排尿困難、目のかすみや異常な眩しさ、頭痛、眠気、口渇、
1850 便秘等の副作用が現れやすくなる。

1851

1852 【受診勧奨】 痛みが次第に強くなる、痛みが周期的に現れる、嘔吐や発熱を伴う、下痢や血便・
1853 血尿を伴う、原因不明の痛みが30分以上続く等の場合には、基本的に医療機関を受診するな
1854 どの対応が必要である。その際、医師の診療を受けるまでの当座の対処として一般用医薬品が
1855 使用されると、痛みの発生部位が不明確となり、原因の特定を困難にすることがあるので、原
1856 因不明の腹痛に安易に胃腸鎮痛鎮痙薬を使用することは好ましくない。

1857 腹部の痛みは必ずしも胃腸に生じたものとは限らず、月経困難症、胆嚢炎、胆管炎、胆石症、
1858 急性膵炎などのように、胃腸以外の臓器に起因する場合がある。血尿を伴って側腹部に痛みが
1859 生じた時は、腎臓や尿路の病気が疑われる。これらについて胃腸鎮痛鎮痙薬を使用することは
1860 適当でない。

1861 また、下痢に伴う腹痛については、基本的に下痢への対処が優先され、胃腸鎮痛鎮痙薬の適
1862 用となる症状でない。下痢を伴わずに腹部に痛みを生じる病気としては、上記のような胃腸以
1863 外の臓器に起因するもののほか、腸閉塞（イレウス）、アニサキス症^{cxvii}などがある。

1864 小児では、内臓に異常がないにもかかわらず、へその周りに激しい痛み（ときに吐きけを伴
1865 う）が繰り返し現れることがあり（反復性臍疝痛）、精神的なストレスによる自律神経系の乱れ
1866 が主な原因と考えられている。数時間以内に自然寛解する場合が多いが、長時間頻回に腹痛を

^{cxvii} アニサキスは海洋動物を宿主とする寄生虫の一種で、魚の生食によりヒトの消化管に入り、胃腸粘膜に食い込んで腹痛（嘔吐を伴う）を引き起こす。

1867 訴えるような場合には、医療機関に連れて行くなどの対応が必要である。

1868

1869 4 その他の消化器官用薬

1870 1) 浣腸薬

1871 浣腸薬は、便秘の場合に排便を促すことを目的として、直腸内に適用される医薬品である。剤
1872 形には注入剤（肛門から薬液を注入するもの）のほか、坐剤となっているものもある^{cxviii}。

1873 繰り返し使用すると直腸の感受性の低下（いわゆる慣れ）が生じて効果が弱くなり、医薬品の
1874 使用に頼りがちになるため、連用しないこととされている。なお、便秘以外のときに直腸内容物
1875 の排除を目的として用いることは適当でない。

1876 便秘については、瀉下薬と同様、便秘になりやすい食生活等の生活習慣の改善が図られること
1877 が重要であり、浣腸薬の使用は一時的なものにとどめるべきである。特に乳幼児では、安易な使
1878 用を避けることとされている。

1879 浣腸薬は一般に、直腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがあるため、妊
1880 婦又は妊娠していると思われる女性では使用を避けるべきである。

1881 腹痛が著しい場合や便秘に伴って吐きけや嘔吐が現れた場合には、急性腹症（腸管の狭窄、閉
1882 塞、腹腔内器官の炎症等）の可能性があり、浣腸薬の配合成分の刺激によってその症状を悪化さ
1883 せるおそれがある。また、排便時に出血を生じる場合は、痔出血のほか、直腸ポリープや直腸癌等
1884 に伴う出血であることもあり、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

1885 (a) 注入剤

1886 【用法に関連した注意】 注入剤の用法に関連した注意事項に関する出題については、以下の
1887 内容から作成のこと。

1888 ① 薬液の放出部を肛門に差し込み、薬液だまりの部分を絞って、薬液を押し込むように注
1889 入する。

1890 ② 注入するときはゆっくりと押し込み、注入が終わったら放出部をゆっくりと抜き取る。
1891 また、注入する薬液は人肌程度に温めておくと、不快感を生じることが少ない。

1892 ③ 薬液を注入した後すぐに排便を試みると、薬液のみが排出されて効果が十分得られない
1893 ことから、便意が強まるまでしばらく我慢する。薬液が漏れ出しそうな場合は肛門を脱
1894 脂綿等で押さえておくとよい。

1895 ④ 半量等を使用する用法がある場合、残量を再利用すると感染のおそれがあるので使用後
1896 は廃棄する。

1897 配合成分としては、浸透圧の差によって腸管壁から水分を取り込んで直腸粘膜を刺激し、
1898 排便を促す効果を期待して、グリセリンやソルビトールが用いられる。直腸内の浸透圧変化

^{cxviii} 一般に「浣腸薬」という場合には、注入剤として用いられるものを指すことが多い。

1899 に伴って、使用時の体調によっては肛門部に熱感を生じることがある。また、肛門から異物
 1900 を注入する用法であることから、人によっては肛門部の不快感を生じることがある。

1901 グリセリンが配合された浣腸薬では、排便時に血圧低下を生じて、立ちくらみの症状が現
 1902 れるとの報告があり、そうした症状は体力の衰えている高齢者や心臓に基礎疾患がある人で
 1903 特に現れやすいため、高齢者又は心臓病の診断を受けた人では、使用する前にその適否につ
 1904 き、治療を行っている医師等に相談がなされるべきである。

1905 また、グリセリンが配合された浣腸薬が、肛門や直腸の粘膜に損傷があり出血していると
 1906 きに使用されると、グリセリンが傷口から血管内に入って、赤血球の破壊（溶血）を引き起
 1907 こす、また、腎不全を起こすおそれがある。痔出血の症状がある人では、使用する前にその
 1908 適否につき、治療を行っている医師等に相談がなされるべきである。

1909 (b) 坐剤

1910 【用法に関連した注意】 坐剤の用法に関連した注意に関する出題については、以下の内容か
 1911 ら作成のこと。

1912 ① 柔らかい場合には、しばらく冷やした後を使用する。また、硬すぎる場合には、柔らか
 1913 くなった後に使用する。無理に挿入すると直腸粘膜を傷つけるおそれがある。

1914 ② 坐剤を挿入した後すぐに排便を試みると、坐剤が排出されて効果が十分得られないこと
 1915 から、便意が強まるまでしばらく我慢する。

1916 配合成分としては、ビサコジルのほか、炭酸水素ナトリウム等も用いられる。

1917 ビサコジルに関する出題については、Ⅲ-2（腸の薬）を参照して作成のこと。瀉下薬の
 1918 有効成分として内服でも用いられるが、誤って坐剤を服用することのないよう留意される必
 1919 要がある。

1920 炭酸水素ナトリウムは、直腸内で徐々に分解して炭酸ガスの微細な気泡を発生することで
 1921 直腸を刺激する作用を期待して用いられる。炭酸水素ナトリウムを主薬とする坐剤では、ま
 1922 れに重篤な副作用としてショックを生じることがある。

1923

1924 2) 駆虫薬

1925 駆虫薬は、腸管内の寄生虫に対して、これを駆除するために用いられる医薬品である。一般用
 1926 医薬品の駆虫薬が対象とする寄生虫は、回虫と蟯虫である^{cxix}。

1927 いずれも手指や食物に付着した虫卵が口から入ることで感染するが、回虫では、孵化した幼虫
 1928 が腸管壁から体組織に入り込んで体内を巡り、肺に達した後に気道から再び消化管内に入って成
 1929 虫となる。そのため腹痛や下痢、栄養障害等の消化器症状のほか、呼吸器等にも障害を引き起
 1930 すことがある。蟯虫は、肛門から這い出してその周囲に産卵するため、肛門部の痒みやそれに伴

^{cxix} 条虫（いわゆるサナダ虫など）や吸虫、鉤虫、旋毛虫、鞭虫等の駆除を目的とする一般用医薬品はない。これらについては、医療機関を受診して診療を受けるなどの対応が必要である。

1931 う不眠、神経症を引き起こすことがある。

1932 駆虫薬は腸管内に生息する虫体にのみ作用し、虫卵や腸管内以外に潜伏した幼虫（回虫の場合）
 1933 には駆虫作用が及ばないため、それらが成虫となった頃にあらためて使用しないと完全に駆除で
 1934 きない。再度駆虫を必要とする場合には、1ヵ月以上間隔を置いてから使用することとされてい
 1935 る。なお、回虫や^{ぎょう}蟻虫の感染は、その感染経路から、通常、衣食を共にする家族全員にその可能
 1936 性があり、保健所等において虫卵検査を受けて感染が確認された場合には、一緒に駆虫を図るこ
 1937 とが基本となる。

1938 駆虫薬は、一度に多く服用しても駆虫効果が高まることはなく、かえって副作用が現れやすく
 1939 なるため、定められた1日の服用回数や服用期間を守って適正に使用されることが重要である。
 1940 同様に、複数の駆虫薬を併用しても駆虫効果が高まることはなく、副作用が現れやすくなり、ま
 1941 た、組合せによってはかえって駆虫作用が減弱することもある。

1942 駆虫薬はその有効成分（駆虫成分）が腸管内において薬効をもたらす局所作用を目的とする医
 1943 薬品であり、消化管からの駆虫成分の吸収は好ましくない全身作用（頭痛、めまい等の副作用）
 1944 を生じる原因となるため、極力少ないことが望ましい。食事を摂って消化管内に内容物があると
 1945 きに使用すると、消化管内容物の消化・吸収に伴って駆虫成分の吸収が高まることから、空腹時
 1946 に使用することとされているものが多い。

1947 駆除した虫体や腸管内に残留する駆虫成分の排出を促すため^{じょう}瀉下薬が併用されることがあるが、
 1948 ヒマシ油を使用すると腸管内で駆虫成分が吸収されやすくなり、副作用を生じる危険性が高まる
 1949 ため、ヒマシ油との併用は避ける必要がある。

1950

1951 ● 代表的な駆虫成分、主な副作用

1952 (a) サントニン

1953 回虫の自発運動を抑える作用を示し、虫体を排便とともに排出させることを目的として用
 1954 いられる。消化管から吸収されたサントニンは主に肝臓で代謝されるが、肝臓病の診断を受
 1955 けた人では、肝障害を悪化させるおそれがあるため、使用する前にその適否につき、治療を
 1956 行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

1957 服用後、一時的に物が黄色く見えたり、耳鳴り、口渇が現れることがある。

1958 (b) カイニン酸

1959 回虫に^{けいれん}痙攣を起こさせる作用を示し、虫体を排便とともに排出させることを目的として用
 1960 いられる。

1961 カイニン酸を含む生薬成分として、マクリ（フジマツモ科のマクリの全藻を基原とする生
 1962 薬）が配合されている場合もある。日本薬局方収載のマクリは、煎薬として回虫の駆除に用
 1963 いられる。

1964 (c) ピペラジンリン酸塩

1965 アセチルコリン伝達を妨げて、回虫及び^{ぎょう}虫の運動筋を麻痺^ひさせる作用を示し、虫体を排
 1966 便とともに排出させることを目的として用いられる。

1967 副作用として^{けいれん}痙攣、^{けん}倦怠感、眠気、食欲不振、下痢、便秘等が現れることがある。^{けいれん}痙攣の
 1968 症状のある人、貧血、著しい栄養障害の診断を受けた人では、それらの症状の悪化を招くお
 1969 それがあるため、また、肝臓病、腎臓病の診断を受けた人では、吸収されて循環血液中に移
 1970 行したピペラジンが滞留して副作用を生じやすくなるおそれがあるため、使用する前にその
 1971 適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべき
 1972 である。

1973 (d) パモ酸ピルビニウム

1974 ^{ぎょう}虫の呼吸や栄養分の代謝を抑えて殺虫作用を示すとされる。

1975 赤～赤褐色の成分で、尿や^{ぶん}糞便が赤く着色することがある。水に溶けにくいため消化管か
 1976 らの吸収は少ないとされているが、ヒマシ油との併用は避ける必要がある。また、空腹時に
 1977 服用することとなっていないが、同様の理由から、脂質分の多い食事やアルコール摂取は避
 1978 けるべきである。

1979

1980 IV 心臓などの器官や血液に作用する薬

1981 1 強心薬

1982 1) 動悸^き、息切れ等を生じる原因と強心薬の働き

1983 (a) 動悸^き、息切れ、気つけ

1984 心臓は、血液を全身に循環させるポンプの働きを担っているが、通常、自律神経系によっ
 1985 て無意識のうちに調整がなされており、激しい運動をしたり、興奮したときなどの動悸^きや息
 1986 切れは、正常な健康状態でも現れる。

1987 体の不調による動悸^き、息切れは、日常生活の身体活動や平静にしているときに起こるもの
 1988 で、心臓の働きが低下して十分な血液を送り出せなくなり、脈拍数を増やすことによってそ
 1989 の不足を補おうとして動悸^き（心臓の拍動が強く若しくは速くなり、又は脈拍が乱れ、それが
 1990 不快に感じられる。）が起こる。また、心臓から十分な血液が送り出されないと体の各部への
 1991 酸素の供給が低下するため、呼吸運動によって取り込む空気の量を増やすことでそれを補お
 1992 うとして、息切れ（息をすると胸苦しさや不快感があり、意識的な呼吸運動を必要とする。）
 1993 が起こる。これらは睡眠不足や疲労による心臓の働きの低下のほか、不安やストレス等の精
 1994 神的な要因、また、女性では貧血や、更年期に生じるホルモンバランスの乱れなどによっ
 1995 て起こることがある。

1996 気つけとは、心臓の働きの低下による一時的なめまい、立ちくらみ等の症状に対して、意
 1997 識をはっきりさせたり、活力を回復させる効果のことである。

1998 (b) 強心薬の働き

1999 強心薬は、疲労やストレス等による軽度の心臓の働きの乱れについて、心臓の働きを整え
 2000 て、動悸や息切れ等の症状の改善を目的とする医薬品である。心筋に作用して、その収縮力
 2001 を高めるとされる成分（強心成分）を主体として配合される。

2002

2003 2) 代表的な配合成分等、主な副作用

2004 (a) 強心成分

2005 心筋に直接刺激を与え、その収縮力を高める作用（強心作用）を期待して、センソ、ゴオ
 2006 ウ、ジャコウ、ロクジョウ等の生薬成分が用いられる。

2007 ① センソ

2008 ヒキガエル科のシナヒキガエル等の毒腺の分泌物を集めたものを基原とする生薬で、微
 2009 量で強い強心作用を示す。皮膚や粘膜に触れると局所麻酔作用を示し、センソが配合され
 2010 た丸薬、錠剤等の内服固形製剤は、口中で噛み砕くと舌等が麻痺することがあるため、噛ま
 2011 ずに服用することとされている。

2012 有効域（第2章 II-2）（薬の体内での働き）参照。）が比較的狭い成分であり、1日用
 2013 量中センソ5mgを超えて含有する医薬品は劇薬に指定されている。一般用医薬品では、1
 2014 日用量が5mg以下となるよう用法・用量が定められており、それに従って適正に使用され
 2015 る必要がある。なお、通常用量においても、悪心（吐きけ）、嘔吐の副作用が現れることが
 2016 ある。

2017 ② ジャコウ、ゴオウ、ロクジョウ

2018 ジャコウは、シカ科のジャコウジカの雄の麝香腺分泌物を基原とする生薬で、強心作用
 2019 のほか、呼吸中枢を刺激して呼吸機能を高めたり、意識をはっきりさせる等の作用がある
 2020 とされる。

2021 ゴオウは、ウシ科のウシの胆嚢中に生じた結石を基原とする生薬で、強心作用のほか、
 2022 末梢血管の拡張による血圧降下、興奮を静める等の作用があるとされる。

2023 ロクジョウは、シカ科のマンシュウアカジカ又はマンシュウジカの雄のまだ角化してい
 2024 ない、若しくは、わずかに角化した幼角を基原とする生薬で、強心作用の他、強壯、血行
 2025 促進等の作用があるとされる。

2026 これらは強心薬のほか、小児五疳薬、滋養強壯保健薬等にも配合されている場合がある。

2027 (b) 強心成分以外の配合成分

2028 強心成分の働きを助ける効果を期待して、また、一部の強心薬では、小児五疳薬や胃腸薬、
 2029 滋養強壯保健薬等の効能・効果を併せ持つものもあり、鎮静、強壯などの作用を目的とする
 2030 生薬成分を組み合わせられて配合されている場合が多い。

2031 ① リュウノウ

2032 中枢神経系の刺激作用による気つけの効果を期待して用いられる。

2033 リュウノウ中に存在する主要な物質として、ボルネオールが配合されている場合もある。

2034 ② シンジュ

2035 ウグイスガイ科のアコヤガイ、シンジュガイ又はクロチョウガイ等の外套膜組成中に病的に形成された顆粒状物質を基原とする生薬で、鎮静作用等を期待して用いられる。

2037 ③ その他

2038 レイヨウカク、ジンコウ、動物胆（ユウタンを含む。）、サフラン、ニンジン、インヨウカク等が配合されている場合がある。

2040 レイヨウカク、ジンコウについてはⅠ－6（小児の疳を適応症とする生薬製剤・漢方処方製剤）、動物胆（ユウタンを含む。）についてはⅢ－1（胃の薬）、サフランについてはⅥ（婦人薬）、ニンジン、インヨウカクについてはⅩⅢ（滋養強壮保健薬）をそれぞれ参照して問題作成のこと。

2044

2045 ● 漢方処方製剤

2046 【りょうけいじゆつかんとう 苓桂朮甘湯】 体力中等度以下で、めまい、ふらつきがあり、ときにのぼせや動悸があるものの立ちくらみ、めまい、頭痛、耳鳴り、動悸、息切れ、神経症、神経過敏に適すとされる。強心作用が期待される生薬は含まれず、主に尿量増加（利尿）作用により、水毒（漢方の考え方で、体の水分が停滞したり偏在して、その循環が悪いことを意味する。）の排出を促すことを主眼とする。

2051 構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出題については、Ⅱ－1（せま 咳止め・たん 痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。なお、高血圧、心臓病、腎臓病の診断を受けた人では、カンゾウ中のグリチルリチン酸による偽アルドステロン症を生じやすく、また、動悸や息切れの症状は、それら基礎疾患によっても起こることがある。医薬品の販売等に従事する専門家においては、本剤を使用しようとする人における状況の把握に努めることが重要である。

2057 比較的長期間（1ヶ月位）服用されることがあり、その場合に共通する留意点に関する出題については、ⅩⅣ－1（漢方処方製剤）を参照して作成のこと。

2059

2060 3) 相互作用、受診勧奨

2061 【相互作用】 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な事項について、ⅩⅣ（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。特に、滋養強壮保健薬では、強心薬と同じ生薬成分が配合されていることが多い。

2064 何らかの疾患（心臓病に限らない。）のため医師の治療を受けている場合には、強心薬の使用が治療中の疾患に悪影響を生じることがあり、また、動悸や息切れの症状が、治療中の疾患に起因する可能性や、処方された薬剤の副作用である可能性も考えられる。医師の治療を受けて

2067 いる人では、強心薬を使用する前に、その適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調
 2068 剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

2069
 2070 【受診勧奨】 強心薬については一般に、5～6日間使用して症状の改善がみられない場合には、
 2071 心臓以外の要因、例えば、呼吸器疾患、貧血、高血圧症、甲状腺機能の異常等のほか、精神神
 2072 経系の疾患も考えられる。医薬品の販売等に従事する専門家においては、強心薬を使用した人
 2073 の状況に応じて、適宜、医療機関の受診を勧奨することが重要である。

2074 激しい運動をしていないにもかかわらず突発的に動悸や息切れが起こり、意識が薄れてきた
 2075 り、脈が十分触れなくなったり、胸部の痛み又は冷や汗を伴うような場合には、早めに医師の
 2076 診療を受けるなどの対応が必要である。

2077 心臓の働きの低下が比較的軽微であれば、心臓に無理を生じない程度の軽い運動と休息の繰
 2078 り返しを日常生活に積極的に取り入れることにより、心筋が鍛えられ、また、手足の筋肉の動
 2079 きによって血行が促進されて心臓の働きを助けることにつながる。強心薬の使用によって症状
 2080 の緩和を図るだけでなく、こうした生活習慣の改善によって、動悸や息切れを起こしにくい体
 2081 質づくりが図られることも重要である。

2082 一般用医薬品にも副作用として動悸が現れることがあるものがあるが、一般の生活者におい
 2083 ては、それが副作用による症状と認識されずに、強心薬による対処を図ろうとすることも考え
 2084 られる。医薬品の販売等に従事する専門家においては、強心薬を使用しようとする人における
 2085 状況の把握に努めることが重要である。

2086

2087 2 高コレステロール改善薬

2088 1) 血中コレステロールと高コレステロール改善成分の働き

2089 コレステロールは細胞の構成成分で、胆汁酸や副腎皮質ホルモン等の生理活性物質の産生に重
 2090 要な物質でもある等、生体に不可欠な物質である。コレステロールの産生及び代謝は、主として
 2091 肝臓で行われる。

2092 コレステロールは水に溶けにくい物質であるため、血液中では血漿タンパク質と結合したリポ
 2093 タンパク質となって存在する。リポタンパク質は比重によっていくつかの種類に分類されるが、
 2094 そのうち低密度リポタンパク質（LDL）は、コレステロールを肝臓から末梢組織へと運ぶリポ
 2095 タンパク質である。一方、高密度リポタンパク質（HDL）は、末梢組織のコレステロールを取
 2096 り込んで肝臓へと運ぶリポタンパク質である^{cxx}。このように、2種類のリポタンパク質によって、
 2097 肝臓と末梢組織の間をコレステロールが行き来しているが、血液中のLDLが多く、HDLが少
 2098 ないと、コレステロールの運搬が末梢組織側に偏ってその蓄積を招き、心臓病や肥満、動脈硬化

^{cxx} このため、LDLコレステロールを「悪玉コレステロール」、HDLコレステロールを「善玉コレステロール」と呼ぶことがある。

2099 症等の生活習慣病につながる危険性が高くなる。

2100 血漿中のリポタンパク質のバランスの乱れは、生活習慣病を生じる以前の段階では自覚症状を
2101 伴うものでないため、自分で気付いて医療機関の受診がなされるよりもむしろ、偶然又は生活習
2102 慣病を生じて指摘されることが多い。医療機関で測定する検査値として、LDLが140mg/dL
2103 以上、HDLが40mg/dL未満、中性脂肪が150mg/dL以上のいずれかである状態を、脂質異常
2104 症という。

2105 高コレステロール改善薬は、血中コレステロール異常の改善、血中コレステロール異常に伴う
2106 末梢血行障害（手足の冷え、痺れ）の緩和等を目的として使用される医薬品である。末梢組織へ
2107 のコレステロールの吸収を抑えたり、肝臓におけるコレステロールの代謝を促す等により、血中
2108 コレステロール異常の改善を促すとされる成分（高コレステロール改善成分）を主体として配合
2109 される。

2110

2111 2) 代表的な配合成分、主な副作用

2112 (a) 高コレステロール改善成分

2113 大豆油不飽和物（ソイステロール）、リノール酸を含む植物油、ポリエンホスファチジルコ
2114 リン（大豆から抽出・精製したレシチンの一種）、パンテチン等が用いられる。悪心（吐きけ）、
2115 胃部不快感、胸やけ、下痢等の消化器系の副作用が現れることがある。

2116 大豆油不飽和物（ソイステロール）には、腸管におけるコレステロールの吸収を抑える働
2117 きがあるとされる。

2118 リノール酸、ポリエンホスファチジルコリンは、コレステロールと結合して、代謝されや
2119 すいコレステロールエステルを形成するとされ、肝臓におけるコレステロールの代謝を促す
2120 効果を期待して用いられる。

2121 パンテチンは、LDL等の異化排泄を促進し、リポタンパクリパーゼ活性を高めて、HD
2122 L産生を高める作用があるとされる。

2123 (b) ビタミン成分

2124 ① ビタミンB2（リボフラビン酪酸エステル等）

2125 血漿中に過剰に存在するコレステロールは、過酸化脂質となって種々の障害の原因となる
2126 ことが知られている。リボフラビンは酵素により、フラビンアデニンモノヌクレオチド（F
2127 MN）さらにフラビンアデニンジヌクレオチド（FAD）へと活性化され、フラビン酵素の
2128 補酵素として細胞内の酸化還元系やミトコンドリアにおける電子伝達系に働き、糖質、脂質
2129 の生体内代謝に広く関与する。コレステロールの生合成抑制と排泄・異化促進作用、中性脂
2130 肪抑制作用、過酸化脂質分解作用を有すると言われている。

2131 リボフラビンの摂取によって尿が黄色くなることがあるが、これは使用の中止を要する副
2132 作用等の異常ではない。

2133 ② ビタミンE（トコフェロール酢酸エステル）

2134 ビタミンEは、コレステロールから^①過酸化脂質の生成を抑えるほか、末梢血管における
2135 血行を促進する作用があるとされ、血中コレステロール異常に伴う末梢血行障害（手足の冷
2136 え、痺れ）の緩和等を目的として用いられる。

2137 同様の作用を期待して、ガンマ-オリザノールが配合されている場合もある。ガンマ-オリザ
2138 ノールに関する出題については、XⅢ（滋養強壮保健薬）を参照して作成のこと。

2139

2140 3）生活習慣改善へのアドバイス、受診勧奨等

2141 コレステロールは、食事から摂取された糖及び脂質から主に産生される。糖質や脂質を多く含
2142 む食品の過度の摂取を控える、日常生活に適度な運動を取り入れる等、生活習慣の改善が図られ
2143 ることが重要であり、高コレステロール改善薬の使用による対処は、食事療法、運動療法の補助
2144 的な位置づけである。

2145 目安としてウエスト周囲径（腹囲）が、男性なら85cm、女性なら90cm以上である場合には
2146 生活習慣病を生じるリスクが高まるとされており、血中コレステロール値に留意することが重要
2147 である。ただし、高コレステロール改善薬は、結果的に生活習慣病の予防につながるものである
2148 が、ウエスト周囲径（腹囲）を減少させるなどの^そ瘦身効果を目的とする医薬品ではない。医薬品
2149 の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対してその旨を説明する等、正しい理解を促
2150 すことが重要である。

2151 生活習慣の改善を図りつつ、しばらくの間（1～3ヶ月）、高コレステロール改善薬の使用を続
2152 けてもなお、検査値に改善がみられない時には、遺伝的又は内分泌的要因も疑われる^{cxxi}ため、い
2153 ったん使用を中止して医師の診療を受けるなどの対応が必要である。このような場合、医薬品の
2154 販売等に従事する専門家においては、購入者等に対して、高コレステロール改善薬の使用を漫然
2155 と継続せずに医療機関を受診するよう促すべきである。

2156

2157 3 貧血用薬（鉄製剤）

2158 1）貧血症状と鉄製剤の働き

2159 貧血は、その原因によりビタミン欠乏性貧血^{cxxii}、鉄欠乏性貧血^{cxxiii}等に分類されるが、一般的
2160 な症状として、疲労、動悸、息切れ、血色不良、頭痛、耳鳴り、めまい、微熱、皮膚や粘膜の蒼白
2161 （青白くなること）、下半身のむくみ等が現れる。

2162 貧血用薬（鉄製剤）は、鉄欠乏性貧血に対して不足している鉄分を補充し、造血機能の回復を

^{cxxi} 代謝酵素、受容体やアポタンパク質の遺伝子異常による家族性的原因及び糖尿病、腎疾患、甲状腺疾患など他の疾患によつて生じる続発性のものである可能性がある。

^{cxxii} 特に、ビタミンB12が不足して生じる巨赤芽球貧血は悪性貧血と呼ばれている。ビタミンB12は、胃腺から出る粘液に含まれる、内因子と呼ばれるタンパク質と結合することで、小腸から吸収されやすくなるので、胃粘膜の異常によりビタミンB12が不足する。

^{cxxiii} 赤血球に含まれる色素、ヘモグロビンの生合成に必要な鉄分が不足して生じる貧血である。

2163 図る医薬品である。

2164 鉄分は、赤血球が酸素を運搬する上で重要なヘモグロビンの産生に不可欠なミネラルである。
 2165 鉄分の摂取不足を生じて、初期には貯蔵鉄^{cxxiv}（肝臓などに蓄えられている鉄）や血清鉄（ヘモ
 2166 グロビンを産生するために、貯蔵鉄が赤血球へと運ばれている状態）が減少するのみでヘモグロ
 2167 ビン量自体は変化せず、ただちに貧血の症状は現れない。しかし、持続的に鉄が欠乏すると、ヘ
 2168 モグロビンが減少して貧血症状が現れる。鉄欠乏状態を生じる要因としては、日常の食事からの
 2169 鉄分の摂取不足及び鉄の消化管からの吸収障害による鉄の供給量の不足、消化管出血等が挙げら
 2170 れる。また、体の成長が著しい年長乳児や幼児、月経血損失のある女性、鉄要求量の増加する妊
 2171 婦・母乳を与える女性では、鉄欠乏状態を生じやすい。

2172

2173 2) 代表的な配合成分、主な副作用

2174 (a) 鉄分

2175 不足した鉄分を補充することを目的として配合されているものであり、主な成分としては、
 2176 フマル酸第一鉄、溶性ピロリン酸第二鉄、可溶性含糖酸化鉄、クエン酸鉄アンモニウムなど
 2177 が用いられる。

2178 なお、鉄製剤を服用すると便が黒くなることがある。これは使用の中止を要する副作用等
 2179 の異常ではないが、鉄製剤の服用前から便が黒い場合は貧血の原因として消化管内で出血し
 2180 ている場合もあるため、服用前の便の状況との対比が必要である。

2181 (b) 鉄以外の金属成分

2182 銅はヘモグロビンの産生過程で、鉄の代謝や輸送に重要な役割を持つ。補充した鉄分を利用
 2183 してヘモグロビンが産生されるのを助ける目的で、硫酸銅が配合されている場合がある。

2184 コバルトは赤血球ができる過程で必要不可欠なビタミンB12の構成成分であり、骨髄で
 2185 の造血機能を高める目的で、硫酸コバルトが配合されている場合がある。

2186 マンガンは、糖質・脂質・タンパク質の代謝をする際に働く酵素の構成物質であり、エネ
 2187 ルギー合成を促進する目的で、硫酸マンガンが配合されている場合がある。

2188 (c) ビタミン成分

2189 貧血を改善するため、ヘモグロビン産生に必要なビタミンB6や、正常な赤血球の形成に
 2190 働くビタミンB12や葉酸などが配合されている場合がある。

2191 ビタミンC（アスコルビン酸等）は、消化管内で鉄が吸収されやすい状態に保つことを目
 2192 的として用いられる。

2193

2194 【主な副作用】 貧血用薬（鉄製剤）の主な副作用として、悪心（吐きけ）、嘔吐、食欲不振、胃
 2195 部不快感、腹痛、便秘、下痢等の胃腸障害が知られている。鉄分の吸収は空腹時のほうが高い

^{cxxiv} フェリチン（鉄を含有するタンパク質）として肝臓や脾臓のような臓器に存在している。

2196 とされているが、消化器系への副作用を軽減するには、食後に服用することが望ましい。胃へ
2197 の負担を軽減するため、腸溶性^{cxxv}とした製品もある。

2198

2199 3) 相互作用、受診勧奨等

2200 【相互作用】 複数の貧血用薬と併用すると、鉄分の過剰摂取となり、胃腸障害や便秘等の副作
2201 用が起こりやすくなる。

2202 服用の前後30分にタンニン酸を含む飲食物（緑茶、紅茶、コーヒー、ワイン、柿等）を摂
2203 取すると、タンニン酸と反応して鉄の吸収が悪くなることがあるので、服用前後はそれらの摂
2204 取を控えることとされている。

2205 医師の治療を受けている人では、鉄分の吸収に影響を及ぼす薬剤が処方されている場合があ
2206 るので、使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤
2207 師に相談がなされるべきである。

2208

2209 【受診勧奨等】 貧血のうち鉄製剤で改善できるのは、鉄欠乏性貧血のみである。特段の基礎疾
2210 患等がなく鉄分の欠乏を生じる主な要因としては、食事の偏り（鉄分の摂取不足）が考えられ、
2211 貧血用薬（鉄製剤）の使用による対処と併せて、食生活の改善が図られることが重要である。
2212 なお、貧血の症状がみられる以前から予防的に貧血用薬（鉄製剤）を使用することは適当でな
2213 い。

2214 食生活を改善し、かつ鉄製剤（貧血用薬）の使用を2週間程度続けても症状の改善がみられ
2215 ない場合には、月経過多、消化管出血、痔及び子宮筋腫等、出血性の疾患による慢性的な血液
2216 の損失が原因で貧血症状が起きている可能性がある。これらの場合、基礎疾患の治療が優先さ
2217 れるべきであり、一般用医薬品による対処を漫然と継続することは適当でない。また、鉄欠乏
2218 性貧血以外の貧血^{cxxvi}により症状が現れていることも疑われ、鉄製剤によって対処すること自体
2219 が適当でない可能性もある。いずれの場合も、医薬品の販売等に従事する専門家においては、
2220 購入者等に対して、貧血用薬（鉄製剤）の使用を漫然と継続せずに医療機関を受診するよう促
2221 すべきである。

2222

2223 4 その他の循環器用薬

2224 1) 代表的な配合成分等、主な副作用

2225 ● 生薬成分

2226 コウカ（キク科のベニバナの管状花をそのまま又は黄色色素の大部分を除いたもので、と

^{cxxv} 胃と腸のpHの違いを利用して、胃ではなく腸で溶けるようにコーティングされた製剤のこと。

^{cxxvi} ビタミン欠乏性貧血等、赤血球が生成される上で必要な、鉄以外の要素が欠損している場合がある。また、造血管系には異常が認められなくても、腎不全等の腎障害により、赤血球が生成される上で必要なタンパク質の産生が低下する腎性貧血等の場合がある。

2227 きに圧縮して板状としたものを基原とする生薬）には、末梢の血行を促して鬱血を除く作用
2228 があるとされる。

2229 日本薬局方収載のコウカを煎じて服用する製品は、冷え症及び血色不良に用いられる。

2230

2231 ● 生薬成分以外の成分

2232 (a) ユビデカレノン

2233 肝臓や心臓などの臓器に多く存在し、エネルギー代謝に関与する酵素の働きを助ける成分
2234 で、摂取された栄養素からエネルギーが産生される際にビタミンB群とともに働く。別名コ
2235 エンザイムQ10とも呼ばれる。

2236 心筋の酸素利用効率を高めて収縮力を高めることによって血液循環の改善効果を示すとさ
2237 れ、軽度な心疾患により日常生活の身体活動を少し越えたときに起こる動悸、息切れ、むく
2238 みの症状に用いられる。ただし、2週間位使用して症状の改善がみられない場合には、心臓
2239 以外の病気が原因である可能性も考えられ、漫然と使用を継続することは適当でない。

2240 副作用として、胃部不快感、食欲減退、吐きけ、下痢、発疹・痒みしん かゆが現れることがある。

2241 小児において心疾患による動悸、息切れ、むくみの症状があるような場合には、医師の診
2242 療を受けることが優先されるべきであり、15歳未満の小児向けの製品はない。

2243 心臓の病気で医師の治療又は指示を受けている人では、その処置が優先されるべきであり、
2244 使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相
2245 談するべきである。

2246 動悸、息切れ、むくみの症状は、高血圧症、呼吸器疾患、腎臓病、甲状腺機能の異常、貧
2247 血などが原因となって起こることもある。これらの基礎疾患がある人では、使用する前にそ
2248 の適否につき、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するべきであ
2249 る。

2250 (b) ヘプロニカート、イノシトールヘキサニコチネート

2251 いずれの化合物もニコチン酸が遊離し、そのニコチン酸の働きによって末梢の血液循環を
2252 改善する作用を示すとされる。ビタミンEと組み合わせて用いられる場合が多い。

2253 (c) ルチン

2254 ビタミン様物質の一種で、高血圧等における毛細血管の補強、強化の効果を期待して用い
2255 られる。

2256

2257 ● 漢方処方製剤

2258 (a) 三黄瀉心湯さんおうしゃしんとう

2259 体力中等度以上で、のぼせ気味で顔面紅潮し、精神不安、みぞおちのつかえ、便秘傾向な
2260 どのあるものの高血圧の随伴症状（のぼせ、肩こり、耳なり、頭重、不眠、不安）、鼻血、痔

2261 出血、便秘、更年期障害、血の道症に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、
2262 体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人、ただら出血が長引いている人では、激しい腹痛
2263 を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2264 構成生薬としてダイオウを含む。ダイオウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出
2265 題については、Ⅲ－2（腸の薬）を参照して作成のこと。本剤を使用している間は、瀉下薬
2266 の使用を避ける必要がある。

2267 鼻血に用いる場合には、漫然と長期の使用は避け、5～6回使用しても症状の改善がみら
2268 れないときは、いったん使用を中止して専門家に相談がなされるなどの対応が必要である。

2269 痔出血、便秘に用いる場合も同様に、漫然と長期の使用は避け、1週間位使用しても症状
2270 の改善がみられないときは、いったん使用を中止して専門家に相談がなされるなどの対応が
2271 必要である。その他の適応に対して用いる場合には、比較的長期間（1ヶ月位）服用される
2272 ことがあり、その場合に共通する留意点に関する出題については、XIV－1（漢方処方製剤）
2273 を参照して作成のこと。

2274 (b) 七物降下湯^{しちもつこうかとう}

2275 体力中等度以下で、顔色が悪くて疲れやすく、胃腸障害のないもの的高血圧に伴う随伴症
2276 状（のぼせ、肩こり、耳鳴り、頭重）に適すとされるが、胃腸が弱く下痢しやすい人では、
2277 胃部不快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。また、小児向けの漢方処方ではな
2278 く、15歳未満の小児への使用は避ける必要がある。

2279 比較的長期間（1ヶ月位）服用されることがあり、その場合に共通する留意点に関する出
2280 題については、XIV－1（漢方処方製剤）を参照して作成のこと。

2281

2282 2) 相互作用、受診勧奨等

2283 【相互作用】 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な
2284 事項について、XIV（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

2285 コエンザイム Q10 については、医薬品的な効能効果が標榜^{ほう}又は暗示されていなければ、食品
2286 （いわゆる健康食品）の素材として流通することが可能となっており、そうした食品が合わせ
2287 て摂取された場合、胃部不快感や吐きけ、下痢等の副作用が現れやすくなるおそれがある。ま
2288 た、作用が増強されて心臓に負担を生じたり、副作用が現れやすくなるおそれがあることから、
2289 強心薬等の併用は避ける必要がある。

2290

2291 【受診勧奨等】 高血圧や心疾患に伴う諸症状を改善する医薬品は、体質の改善又は症状の緩和
2292 を主眼としており、いずれも高血圧や心疾患そのものの治療を目的とするものではない。これ
2293 らの医薬品の使用は補助的なものであり、高血圧や心疾患そのものへの対処については、医療
2294 機関の受診がなされるなどの対応が必要である。

2295 医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等が、それら疾患について、一般用医
 2296 薬品によって自己治療が可能であるかの誤解を生じることのないよう、適切な情報提供に努め
 2297 るべきである。

2298

2299 V 排泄に関わる部位に作用する薬

2300 1 痔の薬

2301 1) 痔の発症と対処、痔疾用薬の働き

2302 痔は、肛門付近の血管が鬱血し、肛門に負担がかかることによって生じる肛門の病気の総称で、
 2303 その主な病態としては、痔核、裂肛、痔瘻がある。

2304 痔核は、肛門に存在する細かい血管群が部分的に拡張し、肛門内にいぼ状の腫れが生じたもの
 2305 で、一般に「いぼ痔」と呼ばれる。便秘や長時間同じ姿勢でいる等、肛門部に過度の圧迫をかけ
 2306 ることが、痔核を生じる主な要因とされる。直腸粘膜と皮膚の境目となる歯状線より上部の、直
 2307 腸粘膜にできた痔核を内痔核と呼ぶ。直腸粘膜には知覚神経が通っていないため、自覚症状が少
 2308 ないことが特徴である。排便時に、肛門から成長した痔核がはみ出る脱肛、出血等の症状が現れ
 2309 る。一方、歯状線より下部の、肛門の出口側にできた痔核を外痔核と呼ぶ。内痔核と異なり、排
 2310 便と関係なく、出血や患部の痛みを生じる。

2311 裂肛は、肛門の出口からやや内側の上皮に傷が生じた状態であり、一般に、「切れ痔」（又は「裂
 2312 け痔」と呼ばれる。裂肛は、便秘等により硬くなった糞便を排泄する際や、下痢の便に含まれる
 2313 多量の水分が肛門の粘膜に浸透して炎症を起こしやすくなった状態で、勢いよく便が通過する際
 2314 に粘膜が傷つけられることで生じる。

2315 痔瘻は、肛門内部に存在する肛門腺窩と呼ばれる小さなくぼみに糞便の滓が溜まって炎症・化膿
 2316 を生じた状態で、体力低下等により抵抗力が弱まっているときに起こりやすい。炎症・化膿が進
 2317 行すると、肛門周囲の皮膚部分から膿が溢れ、その膿により周辺部の皮膚がかぶれ、赤く腫れて
 2318 激痛を生じる。

2319 痔は、肛門部に過度の負担をかけることやストレス等により生じる生活習慣病である。長時間
 2320 座るのを避け、軽い運動によって血行を良くすることが痔の予防につながる。また、食物繊維の
 2321 摂取を心がける等、便秘を避けることや香辛料などの刺激性のある食べ物を避けることなども痔
 2322 の予防に効果的である。

2323 一般用医薬品の痔疾用薬には、肛門部又は直腸内に適用する外用薬（外用痔疾用薬）と内服し
 2324 て使用する内用薬（内用痔疾用薬）がある。いずれもその使用と併せて、痔を生じた要因となっ
 2325 ている生活習慣の改善等が図られることが重要である。

2326 外用痔疾用薬は、痔核（いぼ痔）又は裂肛（切れ痔）による痛み、かゆみ、腫れ、出血等の緩和、
 2327 患部の消毒を目的とする坐剤、軟膏剤（注入軟膏を含む。）又は外用液剤である。

2328 内用痔疾用薬は、比較的緩和な抗炎症作用、血行改善作用を目的とする成分のほか、瀉下・整

2329 腸成分等が配合されたもので、外用痔疾用薬と併せて用いると効果的なものである。

2330

2331 2) 代表的な配合成分等、主な副作用

2332 ● 外用痔疾用薬

2333 外用痔疾用薬は局所に適用されるものであるが、坐剤及び注入軟膏では、成分の一部が直腸粘
2334 膜から吸収されて循環血流中に入りやすく、全身的な影響を生じることがあるため、配合成分に
2335 よっては注意を要する場合がある。

2336 坐剤及び注入軟膏の用法に関連した注意に関する出題については、Ⅲ－4（その他の消化器官
2337 用薬）を参照して作成のこと。

2338 (a) 局所麻酔成分

2339 局所麻酔成分は、皮膚や粘膜などの局所に適用されると、その周辺の知覚神経に作用して
2340 刺激の伝達を可逆的に遮断する作用を示す。痔に伴う痛み・痒みを和らげることを目的とし
2341 て、リドカイン、リドカイン塩酸塩、アミノ安息香酸エチル、ジブカイン塩酸塩、プロカイ
2342 ン塩酸塩等の局所麻酔成分が用いられる。

2343 リドカイン、リドカイン塩酸塩、アミノ安息香酸エチル又はジブカイン塩酸塩が配合され
2344 た坐剤及び注入軟膏では、まれに重篤な副作用としてショック（アナフィラキシー）を生じ
2345 ることがある。

2346 (b) 鎮痒成分

2347 ① 抗ヒスタミン成分

2348 痔に伴う痒みを和らげることを目的として、ジフェンヒドラミン塩酸塩、ジフェンヒ
2349 ドラミン、クロルフェニラミンマレイン酸塩等の抗ヒスタミン成分が配合されている場
2350 合がある。外用薬で用いられる抗ヒスタミン成分に関する出題については、Ⅹ（皮膚に
2351 用いる薬）を参照して作成のこと。

2352 ジフェンヒドラミン塩酸塩又はジフェンヒドラミンが配合された坐剤及び注入軟膏に
2353 おける留意点に関する出題については、Ⅶ（内服アレルギー用薬）を参照して作成のこ
2354 と。

2355 ② 局所刺激成分

2356 局所への穏やかな刺激によって痒みを抑える効果を期待して、熱感刺激を生じさせる
2357 クロタミトン、冷感刺激を生じさせるカンフル、ハッカ油（シソ科ハッカの地上部を水
2358 蒸気蒸留して得た油を冷却、固形分を除去した精油）、メントール等が配合されている
2359 場合がある。

2360 (c) 抗炎症成分

2361 ① ステロイド性抗炎症成分

2362 痔による肛門部の炎症や痒みを和らげる成分として、ヒドロコルチゾン酢酸エステル、

2363 プレドニゾロン酢酸エステル等のステロイド性抗炎症成分が配合されている場合がある。
 2364 ステロイド性抗炎症成分を含有する医薬品に共通する留意点等に関する出題については、
 2365 X（皮膚に用いる薬）を参照して作成のこと。なお、ステロイド性抗炎症成分が配合さ
 2366 れた坐剤及び注入軟膏では、その含有量によらず長期連用を避ける必要がある。

2367 ② グリチルレチン酸、リゾチーム塩酸塩

2368 比較的緩和な抗炎症作用を示す成分として、グリチルレチン酸やリゾチーム塩酸塩が
 2369 配合されている場合がある。グリチルレチン酸はグリチルリチン酸が分解されてできる
 2370 成分で、グリチルリチン酸と同様に作用する。

2371 これらの成分が配合された坐剤及び注入軟膏における留意点に関する出題については、
 2372 I-1（かぜ薬）を参照して作成のこと。

2373 (d) 組織修復成分

2374 痔による肛門部の創傷の治癒を促す効果を期待して、アラントイン、アルミニウムクロル
 2375 ヒドロキシアラントイネート（別名アルクロキサ）のような組織修復成分が用いられる。

2376 (e) 止血成分

2377 ① アドレナリン作動成分

2378 血管収縮作用による止血効果を期待して、テトラヒドロズリン塩酸塩、メチルエフェ
 2379 ドリン塩酸塩、エフェドリン塩酸塩、ナファゾリン塩酸塩等のアドレナリン作動成分が
 2380 配合されていることがある。

2381 メチルエフェドリン塩酸塩が配合された坐剤及び注入軟膏については、交感神経系に
 2382 対する刺激作用によって心臓血管系や肝臓でのエネルギー代謝等にも影響を生じること
 2383 が考えられ、心臓病、高血圧、糖尿病又は甲状腺機能障害の診断を受けた人では、症状
 2384 を悪化させるおそれがあり、使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は
 2385 処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。高齢者では、心臓病や高血
 2386 圧、糖尿病の基礎疾患がある場合が多く、また、一般的に心悸亢進や血圧上昇、血糖値
 2387 上昇を招きやすいので、使用する前にその適否を十分考慮し、使用する場合にはそれら
 2388 の初期症状等に常に留意する等、慎重な使用がなされることが重要である。

2389 ② 収斂保護止血成分

2390 粘膜表面に不溶性の膜を形成することによる、粘膜の保護・止血を目的として、タン
 2391 ニン酸、酸化亜鉛、硫酸アルミニウムカリウム、卵黄油等が配合されている場合がある。

2392 タンニン酸については、ロートエキス・タンニン坐剤や複方ロートエキス・タンニン
 2393 軟膏のように、鎮痛鎮痙作用を示すロートエキスと組み合わせて用いられることもある。
 2394 ロートエキスが配合された坐剤及び注入軟膏における留意点に関する出題については、
 2395 Ⅲ-3（胃腸鎮痛鎮痙薬）を参照して作成のこと。

2396 (f) 殺菌消毒成分

2397 痔疾患に伴う局所の感染を防止することを目的として、クロルヘキシジン塩酸塩、セチル
 2398 ピリジニウム塩化物、ベンザルコニウム塩化物、デカリニウム塩化物、イソプロピルメチル
 2399 フェノール等の殺菌消毒成分が配合されている場合がある。

2400 セチルピリジニウム塩化物、ベンザルコニウム塩化物、デカリニウム塩化物の殺菌消毒作
 2401 用に関する出題については、Ⅷ（鼻に用いる薬）を参照して作成のこと。

2402 クロルヘキシジン塩酸塩、イソプロピルメチルフェノールの殺菌消毒作用に関する出題に
 2403 ついては、Ⅹ（皮膚に用いる薬）を参照して作成のこと。

2404 (g) 生薬成分

2405 ① シコン

2406 ムラサキ科のムラサキの根を基原とする生薬で、新陳代謝促進、殺菌、抗炎症等の作
 2407 用を期待して用いられる。

2408 ② セイヨウトチノミ（セイヨウトチノキ種子）

2409 トチノキ科のセイヨウトチノキ（マロニエ）の種子を基原とする生薬で、血行促進、
 2410 抗炎症等の作用を期待して用いられる。

2411 (h) その他：ビタミン成分

2412 肛門周囲の末梢血管の血行を改善する作用を期待してビタミンE（トコフェロール酢酸エ
 2413 ステル）、傷の治りを促す作用を期待してビタミンA油等が配合されている場合がある。

2414

2415 ● 内用痔疾用薬

2416 内用痔疾用薬は、生薬成分を中心として、以下のような成分を組み合わせられて配合されている。

2417 (a) 生薬成分

2418 痔に伴う症状の緩和を目的として、センナ（又はセンノシド）、ダイオウ、カンゾウ、ポタ
 2419 ンピ、トウキ、サイコ、オウゴン、セイヨウトチノミ、カイカ、カイカク等の生薬成分が配
 2420 合されている場合がある。

2421 センナ（又はセンノシド）、ダイオウが配合された医薬品に共通する留意点に関する出題に
 2422 ついては、Ⅲ－2（腸の薬）を参照して作成のこと。

2423 カンゾウが配合された医薬品に共通する留意点に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・
 2424 痰を出しやすくする薬）参照して作成のこと。

2425 ポタンピについてはⅠ－2（解熱鎮痛薬）、トウキについてはⅥ（婦人薬）、サイコについ
 2426 てはⅩⅣ－2（その他の生薬製剤）を、それぞれ参照して問題作成のこと。

2427 ① オウゴン、セイヨウトチノミ

2428 オウゴンはシソ科のコガネバナの周皮を除いた根を基原とする生薬、セイヨウトチ
 2429 ノミはトチノキ科のセイヨウトチノキ（マロニエ）の種子を用いた生薬で、いずれも主
 2430 に抗炎症作用を期待して用いられる。

2431 ② カイカ、カイカク

2432 カイカはマメ科のエンジュの蓄^{つぼみ}を基原とする生薬、カイカクはマメ科のエンジュの
2433 成熟果実を基原とする生薬で、いずれも主に止血効果を期待して用いられる。

2434 (b) 抗炎症成分

2435 リゾチーム塩酸塩などの抗炎症成分が配合されている場合がある。これら成分に関する出
2436 題については、I-1（かぜ薬）を参照して作成のこと。

2437 (c) 止血成分

2438 カルバゾクロムは、毛細血管を補強、強化して出血を抑える働きがあるとされ、止血効果
2439 を期待して配合されている場合がある。

2440 (d) その他：ビタミン成分

2441 肛門周囲の末梢血管の血行を促して、鬱血を改善する効果を期待して、ビタミンE（トコ
2442 フェロール酢酸エステル、トコフェロールコハク酸エステル等）が配合されている場合があ
2443 る。

2444

2445 ● 漢方処方製剤

2446 乙字湯、芎^{おつじとう}芎^{きゅうききょうがいたう}膠^{きょう}艾湯^{がいとう}のいずれも、構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含む医薬品に
2447 共通する留意点に関する出題については、II-1（咳止め・痰^{せき}を出しやすくする薬）を参照して
2448 作成のこと。

2449 また、いずれも比較的長期間（1ヶ月位）服用されることがあり、その場合に共通する留意点
2450 に関する出題については、XIV-1（漢方処方製剤）を参照して問題作成のこと。

2451 (a) 乙字湯

2452 体力中等度以上で大便が硬く、便秘傾向のあるものの痔核（いぼ痔）、切れ痔、便秘、軽度
2453 の脱肛に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下
2454 痢しやすい人では、悪心・嘔吐、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向き
2455 とされる。

2456 通常、構成生薬としてダイオウを含み、その留意点に関する出題については、III-2（腸
2457 の薬）を参照して作成のこと。

2458 まれに重篤な副作用として、肝機能障害、間質性肺炎を生じることが知られている。

2459 短期間の使用に限られるものでないが、切れ痔、便秘に用いる場合には、5～6日間服用
2460 して症状の改善がみられないときは、いったん使用を中止して専門家に相談がなされるなど
2461 の対応が必要である。

2462 (b) 芎^{きゅうききょうがいたう}芎^{きゅう}膠^{きょう}艾湯^{がいとう}

2463 体力中等度以下で冷え症で、出血傾向があり胃腸障害のないものの痔出血、貧血、月経異
2464 常・不正出血、皮下出血に適すとされるが、胃腸が弱く下痢しやすい人では、胃部不快感、

2465 腹痛、下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2466 短期間の使用に限られるものでないが、1週間位服用して症状の改善がみられないときは、
2467 いったん使用を中止して専門家に相談がなされるなどの対応が必要である。

2468

2469 3) 相互作用、受診勧奨

2470 【相互作用】 外用痔疾薬のうち坐剤及び注入軟膏^{じょう}については、成分の一部が直腸で吸収されて
2471 循環血流中に入り、内服の場合と同様の影響を生じることがある。そのため、痔疾薬の成分
2472 と同種の作用を有する成分を含む内服薬や医薬部外品、食品等が併用されると、効き目が強ず
2473 ぎたり、副作用が現れやすくなることがある。

2474 内用痔疾薬では生薬成分を主体とした製剤や漢方処方製剤が中心となるが、漢方処方製剤、
2475 生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な事項については、XIV（漢方
2476 処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

2477

2478 【受診勧奨】 一般の生活者においては、痔はその発症部位から恥ずかしい病気として認識され
2479 ている場合が多く、不確かな情報に基づく誤った対処がなされたり、放置して症状を悪化させ
2480 てしまうことがある。

2481 肛門部にはもともと多くの細菌が存在しているが、肛門の括約筋によって外部からの細菌の
2482 侵入を防いでおり、血流量も豊富なため、それらの細菌によって感染症を生じることがあまり
2483 ない。しかし、痔の悪化等により細菌感染が起きると、異なる種類の細菌の混合感染が起こり、
2484 膿瘍^{のう}や痔瘻^{じろう}を生じて周囲の組織に重大なダメージをもたらすことがある。これらの治療には手
2485 術を要することもあり、すみやかに医療機関を受診し、専門医の診療を受ける必要がある。

2486 痔の原因となる生活習慣の改善を図るとともに、一定期間、痔疾薬を使用してもなお、排
2487 便時の出血、痛み、肛門周囲の痒み等の症状が続く場合には、肛門癌^{こうもんがん}^{cxxvii}などの重大な病気の
2488 症状である可能性も考えられ、早期に医療機関を受診して専門医の診療を受けるなどの対応が
2489 必要である。

2490

2491 2 その他の泌尿器用薬

2492 1) 代表的な配合成分等、主な副作用

2493 (a) 尿路消毒成分

2494 ウワウルシ（ツツジ科のクマコケモモの葉を基原とする生薬）は、利尿作用のほかに、経
2495 口的に摂取した後、尿中に排出される分解代謝物が抗菌作用を示し、尿路の殺菌消毒効果を
2496 期待して用いられる。

cxxvii 肛門周囲に接している皮膚細胞又は肛門と直腸の境の粘膜上皮細胞が腫瘍化したもの。

2497 日本薬局方収載のウワウルシは、煎薬として残尿感、排尿に際して不快感のあるものに用
2498 いられる。

2499 (b) 利尿成分

2500 尿量増加（利尿）作用を期待して、以下のような生薬成分が配合されている場合がある。

2501 ① カゴソウ：シソ科のウツボグサの花穂を基原とする生薬

2502 日本薬局方収載のカゴソウは、煎薬として残尿感、排尿に際して不快感のあるものに
2503 用いられる。

2504 ② キササゲ：ノウゼンカズラ科のキササゲ等の果実を基原とする生薬

2505 ③ サンキライ：ユリ科のケナシサルトリイバラの塊茎を基原とする生薬

2506 ④ ソウハクヒ：クワ科のマグワの根皮を基原とする生薬

2507 日本薬局方収載のキササゲ、サンキライ、ソウハクヒは、煎薬として尿量減少に用い
2508 られる。

2509 ⑤ モクツウ：アケビ科のアケビ又はミツバアケビの蔓性の茎を、通例、横切りしたもの
2510 を基原とする生薬

2511 ⑥ ブクリョウ：XIV－2（その他の生薬製剤）を参照。

2512

2513 ● 漢方処方製剤

2514 いずれも比較的長期間（1ヶ月位）使用されることがあり、その場合の留意点に関する出題に
2515 ついては、XIV－1（漢方処方製剤）を参照して作成のこと。

2516 (a) 牛車腎気丸

2517 体力中等度以下で、疲れやすくて、四肢が冷えやすく尿量減少し、むくみがあり、ときに
2518 口渇があるものの下肢痛、腰痛、しびれ、高齢者のかすみ目、痒み、排尿困難、頻尿、むく
2519 み、高血圧に伴う随伴症状の改善（肩こり、頭重、耳鳴り）に適すとされるが、胃腸が弱く
2520 下痢しやすい人、のぼせが強く赤ら顔で体力の充実している人では、胃部不快感、腹痛、の
2521 ぼせ、動悸等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2522 まれに重篤な副作用として、肝機能障害、間質性肺炎を生じることが知られている。

2523 (b) 八味地黄丸

2524 体力中等度以下で、疲れやすくて、四肢が冷えやすく、尿量減少又は多尿でときに口渇が
2525 あるものの下肢痛、腰痛、しびれ、高齢者のかすみ目、痒み、排尿困難、夜間尿、頻尿、む
2526 くみ、高血圧に伴う随伴症状の改善（肩こり、頭重、耳鳴り）、尿漏れに適すとされるが、胃腸
2527 の弱い人、下痢しやすい人では、食欲不振、胃部不快感、腹痛、下痢の副作用が現れるおそ
2528 れがあるため使用を避ける必要があり、また、のぼせが強く赤ら顔で体力の充実している人
2529 では、のぼせ、動悸等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2530 (c) 六味丸

2531 体力中等度以下で、疲れやすく尿量減少又は多尿で、ときに手足のほてり、口渇がある
 2532 ものの排尿困難、残尿感、頻尿、むくみ、痒み、夜尿症、しびれに適すとされるが、胃腸が
 2533 弱く下痢しやすい人では、胃部不快感、腹痛、下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとさ
 2534 れる。

2535 (d) 猪苓湯

2536 体力に関わらず、排尿異常があり、ときに口が渇くものの排尿困難、排尿痛、残尿感、頻
 2537 尿、むくみに適すとされる。

2538 (e) 竜胆瀉肝湯

2539 体力中等度以上で、下腹部に熱感や痛みがあるものの排尿痛、残尿感、尿の濁り、こしけ
 2540 (おりもの)、頻尿に適すとされるが、胃腸が弱く下痢しやすい人では、胃部不快感、下痢等
 2541 の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2542 構成生薬としてカンゾウを含む。カンゾウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出
 2543 題については、Ⅱ－1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

2544

2545 2) 相互作用、受診勧奨

2546 【相互作用】 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的
 2547 事項について、XⅣ（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

2548

2549 【受診勧奨】 残尿感や尿量減少は一時的な体調不良等によるもののほか、泌尿器系の疾患にお
 2550 ける自覚症状としても現れる。例えば、膀胱炎や前立腺肥大などによっても、そうした症状が起
 2551 こることがあるが、その場合、一般用医薬品によって対処することは適当でない。

2552

2553 VI 婦人薬

2554 1) 適用対象となる体質・症状

2555 女性の月経は、子宮の内壁を覆っている膜（子宮内膜）が剥がれ落ち、血液（経血）と共に排
 2556 出される生理現象で、一生のうち妊娠可能な期間に、妊娠期間中などを除き、ほぼ毎月、周期的
 2557 に起こる。月経周期は、個人差があり、約21日～40日と幅がある。種々のホルモンの複雑な
 2558 相互作用によって調節されており、視床下部や下垂体で産生されるホルモンと、卵巣で産生され
 2559 る女性ホルモンが月経周期に関与する。

2560 加齢とともに卵巣からの女性ホルモンの分泌が減少していき、やがて月経が停止して、妊娠可
 2561 能な期間が終了することを閉経という。閉経の前後には、更年期（閉経周辺期）と呼ばれる移行
 2562 的な時期があり、体内の女性ホルモンの量が大きく変動することがある。

2563 そのため更年期においては、月経周期が不規則になるほか、不定愁訴^{cxxviii}として血の道症（臓
2564 器・組織の形態的異常がなく、抑鬱や寝つきが悪くなる、神経質、集中力の低下等の精神神経症
2565 状が現れる病態）の症状に加え、冷え症、腰痛、頭痛、頭重、ほてり、のぼせ、立ちくらみ等の
2566 症状が起こることがあり、こうした症候群を更年期障害という。

2567 血の道症は、月経、妊娠、分娩^{べん}、産褥^{じょく}（分娩^{べん}後、母体が通常の身体状態に回復するまでの期間）、
2568 更年期等の生理現象や、流産、人工妊娠中絶、避妊手術などを原因とする異常生理によって起こ
2569 るとされ、範囲が更年期障害よりも広く、年齢的に必ずしも更年期に限らない。特に、月経の約
2570 10～3日前に現れ、月経開始と共に消失する腹部膨満感、頭痛、乳房痛などの身体症状や感情
2571 の不安定、興奮、抑鬱などの精神症状を主体とするものを、月経前症候群という。

2572 婦人薬は、月経及び月経周期に伴って起こる症状を中心として、女性に現れる特有な諸症状（血
2573 行不順、自律神経系の働きの乱れ、生理機能障害等の全身的な不快症状）の緩和と、保健を主た
2574 る目的とする医薬品であり、その効能・効果として、血の道症、更年期障害、月経異常及びそれ
2575 らに随伴する冷え症、月経痛、腰痛、頭痛、のぼせ、肩こり、めまい、動悸^き、息切れ、手足のし
2576 びれ、こしけ（おりもの）、血色不良、便秘、むくみ等に用いられる。

2577

2578 2) 代表的な配合成分等、主な副作用

2579 (a) 女性ホルモン成分

2580 人工的に合成された女性ホルモンの一種であるエチニルエストラジオール、エストラジオ
2581 ールを補充するもので、^{ちつ}腔粘膜又は外陰部に適用されるものがある。これらの成分は適用部
2582 位から吸収されて循環血液中に移行する。

2583 妊娠中の女性ホルモン成分の摂取によって胎児の先天性異常の発生が報告されており、妊
2584 婦又は妊娠していると思われる女性では使用を避ける必要がある。吸収された成分の一部が
2585 乳汁中に移行することが考えられ、母乳を与える女性では使用を避けるべきである。

2586 長期連用により血栓症を生じるおそれがあり、また、乳癌^{がん}や脳卒中などの発生確率が高ま
2587 る可能性もある^{cxxix}ため、継続して使用する場合には、医療機関を受診するよう促すべき定期
2588 的な検診を受けるなどの対応が必要である。

2589 (b) 生薬成分

2590 ① サフラン、コウブシ

2591 鎮静、鎮痛のほか、女性の滞っている月経を促す作用を期待して、サフラン（アヤメ科の
2592 サフランの柱頭を基原とする生薬）、コウブシ（カヤツリグサ科のハマスゲの根茎を基原とす
2593 る生薬）等が配合されている場合がある。

^{cxxviii} 体のどの部位が悪いのかははっきりしない訴えで、全身の倦怠感や疲労感、微熱感などを特徴とする。更年期障害のほか、自律神経失調症等の心身症の症状として現れることが多い。

^{cxxix} 医薬品・医療用具等安全性情報 No. 197（平成16年1月）

2594 日本薬局方収載のサフランを煎じて服用する製品は、冷え症及び血色不良に用いられる。

2595 ② センキュウ、トウキ、ジオウ

2596 センキュウ（セリ科のセンキュウの根茎を、通例、湯通ししたものを基原とする生薬）、ト
2597 ウキ（セリ科のトウキ又はホッカイトウキの根を、通例、湯通ししたものを基原とする生薬）、
2598 ジオウ（ゴマノハグサ科のアカヤジオウ等の根又はそれを蒸したものを基原とする生薬）は、
2599 血行を改善し、血色不良や冷えの症状を緩和するほか、強壯、鎮静、鎮痛等の作用を期待し
2600 て用いられる。

2601 ③ その他の生薬成分

2602 鎮痛・鎮痙^{けい}の作用を期待して、シャクヤク、ポタン^ぽ等が配合されている場合がある。こ
2603 れら生薬成分に関する出題については、Ⅰ－2（解熱鎮痛薬）を参照して作成のこと。

2604 鎮静作用を期待して、サンソウニン、カノコソウ等が配合されている場合がある。これら
2605 生薬成分に関する出題については、Ⅰ－3（眠気を促す薬）を参照して作成のこと。

2606 抗炎症作用を期待して、カンゾウが配合されている場合がある。カンゾウに関する出題、
2607 カンゾウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{たん}
2608 出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

2609 胃腸症状に対する効果を期待して、オウレン、ソウジュツ、ビヤクジュツ、ダイオウ等が
2610 配合されている場合がある。これら生薬成分に関する出題については、Ⅲ（胃腸に作用する
2611 薬）を参照して作成のこと。特に、ダイオウを含有する医薬品については、妊婦又は妊娠し
2612 ていると思われる女性、授乳婦における使用に関して留意される必要があり、Ⅲ－2（腸の
2613 薬）を参照して問題作成のこと。

2614 このほか、利尿作用を期待して、モクツウ（Ⅴ－2（その他の泌尿器用薬）参照。）、ブク
2615 リョウ（ⅩⅣ－2（その他の生薬製剤）参照。）等が配合されている場合がある。

2616 (c) ビタミン成分

2617 疲労時に消耗しがちなビタミンの補給を目的として、ビタミンB1（チアミン硝化物、チア
2618 ミン塩化物塩酸塩等）、ビタミンB2（リボフラビン、リボフラビンリン酸エステルナトリウ
2619 ム等）、ビタミンB6（ピリドキシン塩酸塩等）、ビタミンB12（シアノコバラミン）、ビタミ
2620 ンC（アスコルビン酸等）が配合されている場合がある。また、血行を促進する作用を目的
2621 として、ビタミンE（トコフェロールコハク酸エステル等）が配合されている場合がある。

2622 これら成分に関する出題については、ⅩⅢ（滋養強壯保健薬）を参照して作成のこと。

2623 (d) その他

2624 滋養強壯作用を目的として、アミノエチルスルホン酸（タウリン）、グルクロノラクトン、
2625 ニンジン等が配合されている場合がある。

2626 これら成分に関する出題については、ⅩⅢ（滋養強壯保健薬）を参照して作成のこと。

2627

2628 ● 漢方処方製剤

2629 女性の月経や更年期障害に伴う諸症状の緩和に用いられる主な漢方処方製剤として、温経湯、温
 2630 清飲、加味逍遙散、桂枝茯苓丸、五積散、柴胡桂枝乾姜湯、四物湯、桃核承気湯、当帰芍薬散
 2631 等がある。

2632 これらのうち、温経湯、加味逍遙散、五積散、柴胡桂枝乾姜湯、桃核承気湯は構成生薬とし
 2633 てカンゾウを含む。カンゾウを含有する医薬品に共通する留意点に関する出題については、Ⅱ－
 2634 1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

2635 また、（感冒に用いられる場合の五積散、便秘に用いられる場合の桃核承気湯を除き、）いずれ
 2636 も比較的長期間（1ヶ月位）服用されることがあり、その場合に共通する留意点に関する出題に
 2637 ついては、XⅣ－1（漢方処方製剤）を参照して問題作成のこと。

2638 (a) 温経湯

2639 体力中等度以下で、手足がほてり、唇が乾くものの月経不順、月経困難、こしけ（おりも
 2640 の）、更年期障害、不眠、神経症、湿疹・皮膚炎、足腰の冷え、しもやけ、手あれに適すとさ
 2641 れるが、胃腸の弱い人では、不向きとされる。

2642 (b) 温清飲

2643 体力中等度で皮膚はかさかさして色つやが悪く、のぼせるものの月経不順、月経困難、血
 2644 の道症、更年期障害、神経症、湿疹・皮膚炎に適すとされるが、胃腸が弱く下痢しやすい人
 2645 では胃部不快感、下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2646 まれに重篤な副作用として、肝機能障害を生じることが知られている。

2647 (c) 加味逍遙散

2648 体力中等度以下でのぼせ感があり、肩がこり、疲れやすく、精神不安やいらだちなどの精
 2649 神神経症状、ときに便秘の傾向のあるものの冷え症、虚弱体質、月経不順、月経困難、更年
 2650 期障害、血の道症、不眠症に適すとされるが、胃腸の弱い人では悪心（吐きけ）、嘔吐、胃部
 2651 不快感、下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2652 まれに重篤な副作用として、肝機能障害、腸間膜静脈硬化症を生じることが知られている。

2653 (d) 桂枝茯苓丸

2654 比較的体力があり、ときに下腹部痛、肩こり、頭重、めまい、のぼせて足冷えなどを訴え
 2655 るものの、月経不順、月経異常、月経痛、更年期障害、血の道症、肩こり、めまい、頭重、
 2656 打ち身（打撲症）、しもやけ、しみ、湿疹・皮膚炎、にきびに適すとされるが、体の虚弱な人
 2657 （体力の衰えている人、体の弱い人）では不向きとされる。

2658 まれに重篤な副作用として、肝機能障害を生じることが知られている。

2659 (e) 五積散

2660 体力中等度又はやや虚弱で冷えがあるものの胃腸炎、腰痛、神経痛、関節痛、月経痛、頭
 2661 痛、更年期障害、感冒に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、

2662 胃腸の弱い人、発汗傾向の著しい人では、不向きとされる。

2663 構成生薬としてマオウを含む。マオウを含有する漢方処方製剤に共通する留意点に関する
2664 出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

2665 (f) 柴胡桂枝乾姜湯

2666 体力中等度以下で、冷え症、貧血気味、神経過敏で、動悸、息切れ、ときにねあせ、頭部
2667 の発汗、口の渇きがあるものの更年期障害、血の道症、不眠症、神経症、動悸、息切れ、か
2668 ぜの後期の症状、気管支炎に適すとされる。

2669 まれに重篤な副作用として、間質性肺炎、肝機能障害を生じることが知られている。

2670 (g) 四物湯

2671 体力虚弱で、冷え症で皮膚が乾燥、色つやの悪い体質で胃腸障害のないものの月経不順、
2672 月経異常、更年期障害、血の道症、冷え症、しもやけ、しみ、貧血、産後あるいは流産後の
2673 疲労回復に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸の弱い
2674 人、下痢しやすい人では、胃部不快感、腹痛、下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとさ
2675 れる。

2676 (h) 桃核承気湯

2677 体力中等度以上で、のぼせて便秘しがちなものの月経不順、月経困難症、月経痛、月経時
2678 や産後の精神不安、腰痛、便秘、高血圧の随伴症状（頭痛、めまい、肩こり）、痔疾、打撲症
2679 に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しや
2680 すい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2681 構成生薬としてダイオウを含む。ダイオウを含有する医薬品については、妊婦又は妊娠し
2682 ていると思われる女性、授乳婦における使用に関して留意される必要があり、Ⅲ－2（腸の
2683 薬）を参照して問題作成のこと。

2684 (i) 当帰芍薬散

2685 体力虚弱で、冷え症で貧血の傾向があり疲労しやすく、ときに下腹部痛、頭重、めまい、
2686 肩こり、耳鳴り、動悸などを訴えるものの月経不順、月経異常、月経痛、更年期障害、産前
2687 産後あるいは流産による障害（貧血、疲労倦怠、めまい、むくみ）、めまい・立ちくらみ、頭
2688 重、肩こり、腰痛、足腰の冷え症、しもやけ、むくみ、しみ、耳鳴り、低血圧に適すとされ
2689 るが、胃腸の弱い人では、胃部不快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2690

2691 3) 相互作用、受診勧奨

2692 【相互作用】 内服で用いられる婦人薬では、通常、複数の生薬成分が配合されている場合が多
2693 く、他の婦人薬、生薬成分を含有する医薬品（鎮静薬、胃腸薬、内用痔疾用薬、滋養強壮保健
2694 薬、漢方処方製剤等）が併用された場合、同じ生薬成分又は同種の作用を示す生薬成分が重複
2695 摂取となり、効き目が強すぎたり、副作用が起こりやすくなるおそれがある。一般の生活者に

2696 おいては、「痔の薬」と「更年期障害の薬」等は影響し合わないとの誤った認識がなされること
2697 も考えられるので、医薬品の販売等に従事する専門家において適宜注意を促していくことが重
2698 要である。

2699 何らかの疾患（婦人病に限らない。）のため医師の治療を受けている場合には、婦人薬の使用
2700 が治療中の疾患に悪影響を及ぼすことがあり、また、動悸や息切れ、めまい、のぼせ等の症状
2701 が、治療中の疾患に起因する可能性や、処方された薬剤の副作用である可能性も考えられる。
2702 医師の治療を受けている人では、婦人薬を使用する前に、その適否につき、治療を行っている
2703 医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

2704

2705 【受診勧奨】 内服で用いられる婦人薬は、比較的作用が穏やかで、ある程度長期間使用すること
2706 によって効果が得られるとされる。効果の現れ方は、症状や使用する人の体質、体の状態等
2707 により異なるが、効果がみられないのに漫然と使用を継続することは適当でない。1ヶ月位使
2708 用して症状の改善がみられず、日常生活に支障を来すようであれば、医療機関を受診するなど
2709 の対応が必要である。

2710 月経痛について、年月の経過に伴って次第に増悪していくような場合や大量の出血を伴う場
2711 合には、子宮内膜症などの病気の可能性がある。月経不順については、卵巣機能の不全による
2712 場合もあるが、過度のストレスや、不適切なダイエット等による栄養摂取の偏りによって起こ
2713 ることもあり、月経前症候群を悪化させる要因ともなる。

2714 おりものは女性の生殖器からの分泌物で、卵巣が働いている間は、程度の差はあるものの、
2715 ほとんどの女性にみられる。おりものの量が急に増えたり、膿のようなおりもの、血液が混じ
2716 ったおりものが生じたような場合には、膣や子宮に炎症や感染症を起こしている可能性がある。
2717 特に、月経以外の不規則な出血（不正出血）がある場合には、すみやかに医療機関を受診して
2718 専門医の診療を受けるなどの対応が必要である。

2719 頭痛や鬱状態、動悸・息切れ等の更年期障害の不定愁訴とされる症状の背景に、原因となる
2720 病気が存在する可能性もある。鬱状態については、鬱病等が背景に隠れている場合もある。そ
2721 して、動悸・息切れが心疾患による症状のおそれもある。のぼせやほてり等の症状については、
2722 高血圧や心臓、甲状腺の病気でも起こることがある。更年期は様々な病気が起こりやすい年齢
2723 でもあり、そのような原因が見いだされた場合には、その治療が優先される必要がある。

2724 医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対して、一般用医薬品の使用によ
2725 る対処は一時的なものに止め、症状が継続するようであれば医療機関を受診するよう促してい
2726 くことが重要である。

2727

2728 VII 内服アレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）（点鼻薬、点眼薬はそれぞれVIII、IXを参照）

2729 1) アレルギーの症状、薬が症状を抑える仕組み

2730 アレルギー（過敏反応）を生じる仕組み等に関する出題については、第1章 II-1）（副作用）
 2731 を参照して作成のこと。どのような物質がアレルゲン（抗原）となってアレルギーを生じるかは、
 2732 人によって異なり、複数の物質がアレルゲンとなることもある。主なものとしては、小麦、卵、
 2733 乳、そば、落花生、えび、かに等の食品、ハウスダスト（室内塵^{cxxx}）、家庭用品が含有する化学
 2734 物質や金属等が知られており、スギやヒノキ、ブタクサ等の花粉のように季節性^{cxxxi}のものもある。
 2735 アレルゲンが皮膚や粘膜から体内に入り込むと、その物質を特異的に認識した免疫グロブリン
 2736 （抗体）によって肥満細胞^{cxxxii}が刺激され、細胞間の刺激の伝達を担う生理活性物質であるヒス
 2737 タミンやプロスタグランジン等の物質が遊離する。肥満細胞から遊離したヒスタミンは、周囲の
 2738 器官や組織の表面に分布する特定のタンパク質（受容体）と反応することで、血管拡張（血管の
 2739 容積が拡張する）、血管透過性亢進（血漿タンパク質が組織中に漏出する）等の作用を示す。

2740 なお、蕁麻疹^{じんしん}についてはアレルゲンとの接触以外に、皮膚への物理的な刺激等によってヒスタ
 2741 ミンが肥満細胞から遊離して生じるもの（寒冷蕁麻疹^{れんれんじんしん}、日光蕁麻疹^{にっこうじんしん}、心因性蕁麻疹^{しんいんせいじんしん}など）も知ら
 2742 れている。また、食品（特に、サバなどの生魚）が傷むとヒスタミンに類似した物質（ヒスタミ
 2743 ン様物質）が生成することがあり、そうした食品を摂取することによって生じる蕁麻疹もある。

2744 急性鼻炎、アレルギー性鼻炎及び副鼻腔炎^{くわうびやくえん}に関する出題については、VIII（鼻に用いる薬）を参
 2745 照して作成のこと。

2746 内服アレルギー用薬は、蕁麻疹^{じんしん}や湿疹^{しつじん}、かぶれ及びそれらに伴う皮膚の痒み又は鼻炎に用いら
 2747 れる内服薬の総称で、ヒスタミンの働きを抑える作用を示す成分（抗ヒスタミン成分）を主体と
 2748 して配合されている。また、抗ヒスタミン成分に、急性鼻炎、アレルギー性鼻炎又は副鼻腔炎^{くわうびやくえん}に
 2749 よる諸症状の緩和を目的として、鼻粘膜の充血や腫れを和らげる成分（アドレナリン作動成分）
 2750 や鼻汁分泌やくしゃみを抑える成分（抗コリン成分）等を組み合わせて配合されたものを鼻炎用
 2751 内服薬という。

2752

2753 2) 代表的な配合成分等、主な副作用

2754 (a) 抗ヒスタミン成分

2755 肥満細胞から遊離したヒスタミンが受容体と反応するのを妨げることにより、ヒスタミン
 2756 の働きを抑える作用を示す成分（抗ヒスタミン成分）として、クロルフェニラミンマレイン
 2757 酸塩、カルビノキサミンマレイン酸塩、クレマスチンフマル酸塩、ジフェンヒドラミン塩酸

cxxx 塵埃^{じんがい}、動物の皮膚^{かわ}屑（フケ）、屋内塵性ダニ^{じんせい}の糞^{ふん}や死骸^{しかい}等が混じったもの

cxxxi スギ、ヒノキ等の樹木は春が中心であるが、カモガヤ等のイネ科の草本では初夏に、ブタクサやヨモギ等のキク科の草本では真夏から秋口に花粉が飛散する。

cxxxii マスト細胞ともいい、身体中の血管周囲、特に皮膚・皮下組織、肺、消化管、肝臓に存在しており、免疫機構の一端を担う。なお、肥満細胞の名称は、ヒスタミンやプロスタグランジン等の生理活性物質を細胞内に貯蔵するために細胞自体が大きくなることから付いたものであり、肥満症との関連性はない。

2758 塩、ジフェニルピラリン塩酸塩、ジフェニルピラリンテオクル酸塩、トリプロロジン塩酸塩、
2759 メキタジン、アゼラスチン、エメダスチン、ケトチフェン等が用いられる。

2760 メキタジンについては、まれに重篤な副作用としてショック（アナフィラキシー）、肝機能
2761 障害、血小板減少を生じることがある。

2762 内服薬として摂取された抗ヒスタミン成分は、吸収されて循環血流に入り全身的に作用す
2763 る。例えば、ヒスタミンは、脳の下部にある睡眠・覚醒に大きく関与する部位において覚醒
2764 の維持・調節を行う働きを担っているが、抗ヒスタミン成分によりヒスタミンの働きが抑え
2765 られると眠気が促される（I-3（眠気を促す薬）参照。）。重大な事故につながるおそれがあるため、抗ヒスタミン成分が配合された内服薬を服用した後は、乗物又は機械類の運転操作を避けることとされている。

2768 ジフェンヒドラミン塩酸塩、ジフェンヒドラミンサリチル酸塩等のジフェンヒドラミンを
2769 含む成分については、吸収されたジフェンヒドラミンの一部が乳汁に移行して乳児に昏睡を
2770 生じるおそれがあるため、母乳を与える女性は使用を避けるか、使用する場合には授乳を避
2771 ける必要がある。

2772 抗ヒスタミン成分は、ヒスタミンの働きを抑える作用以外に抗コリン作用も示すため、排
2773 尿困難や口渇、便秘等の副作用が現れることがある。排尿困難の症状がある人、緑内障の診
2774 断を受けた人では、症状の悪化を招くおそれがあり、使用する前にその適否につき、治療を
2775 行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

2776 (b) 抗炎症成分

2777 皮膚や鼻粘膜の炎症を和らげることを目的として、グリチルリチン酸二カリウム、グリチ
2778 ルリチン酸、グリチルリチン酸モノアンモニウム、~~リゾチーム塩酸塩~~、ブロメライン、トラ
2779 ネキサム酸等が配合されている場合がある。生薬成分として、グリチルリチン酸を含むカン
2780 ゾウが用いられることもある。

2781 これらの成分の働き、副作用等に関する出題については、I-1（かぜ薬）又はII-1（咳
2782 止め・痰^{たん}を出しやすくする薬）を参照して問題作成のこと。

2783 (c) アドレナリン作動成分

2784 鼻炎用内服薬では、交感神経系を刺激して鼻粘膜の血管を収縮させることによって鼻粘膜
2785 の充血や腫れを和らげることを目的として、プソイドエフェドリン塩酸塩、フェニレフリン
2786 塩酸塩、メチルエフェドリン塩酸塩等のアドレナリン作動成分が配合されている場合がある。
2787 メチルエフェドリン塩酸塩については、血管収縮作用により痒み^{かゆ}を鎮める効果を期待して、
2788 アレルギー用薬でも用いられることがある。

2789 内服薬として摂取されたアドレナリン作動成分は、吸収されて循環血流に入り全身的に作
2790 用する。プソイドエフェドリン塩酸塩以外のアドレナリン作動成分における留意点等に関す
2791 る出題については、II-1（咳止め・痰^{たん}を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

2792 プソイドエフェドリン塩酸塩については、他のアドレナリン作動成分に比べて中枢神経系
 2793 に対する作用が強く、副作用として不眠や神経過敏が現れることがある。また、交感神経系
 2794 に対する刺激作用によって心臓血管系や肝臓でのエネルギー代謝等への影響も生じやすく、
 2795 心臓病、高血圧、糖尿病又は甲状腺機能障害の診断を受けた人、前立腺肥大による排尿困難
 2796 の症状がある人では、症状を悪化させるおそれがあり、使用を避ける必要がある。自律神経
 2797 系を介した副作用として、めまいや頭痛、排尿困難が現れることがある。

2798 パーキンソン病の治療のため医療機関でセレギリン塩酸塩等のモノアミン酸化酵素^{cxxxiii}阻
 2799 害剤が処方されて治療を受けている人が、プソイドエフェドリン塩酸塩が配合された鼻炎用
 2800 内服薬を使用した場合、体内でのプソイドエフェドリンの代謝が妨げられて、副作用が現れ
 2801 やすくなるおそれが高く、使用を避ける必要がある。一般用医薬品の販売に従事する専門家
 2802 においては、プソイドエフェドリン塩酸塩が配合された鼻炎用内服薬の購入者等に対して、
 2803 その医薬品を使用しようとする人がモノアミン酸化酵素阻害剤で治療を受けている可能性が
 2804 ある場合には、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に事前に確認するよ
 2805 う説明がなされることが重要である。

2806 なお、プソイドエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリン塩酸塩については、依存性がある
 2807 成分であり、長期間にわたって連用された場合、薬物依存につながるおそれがある。医薬
 2808 品を本来の目的以外の意図で使用する不適正な使用、又はその疑いがある場合における対応
 2809 に関する出題については、第1章 II-2) (不適正な使用と有害事象) を参照して作成のこ
 2810 と。

2811 (d) 抗コリン成分

2812 鼻炎用内服薬では、鼻腔内の粘液分泌腺からの粘液の分泌を抑えるとともに、鼻腔内の刺
 2813 激を伝達する副交感神経系の働きを抑えることによって、鼻汁分泌やくしゃみを抑えること
 2814 を目的として、ベラドンナ総アルカロイド、ヨウ化イソプロパミド等の抗コリン成分が配合
 2815 されている場合がある。

2816 ベラドンナはナス科の草本で、その葉や根に、副交感神経系の働きを抑える作用を示すア
 2817 ルカロイドを含む。

2818 抗コリン成分に共通する留意点等に関する出題については、III-3 (胃腸鎮痛鎮痙^{けい}薬) を
 2819 参照して作成のこと。

2820 (e) ビタミン成分

2821 皮膚や粘膜の健康維持・回復に重要なビタミンを補給することを目的として、ビタミンB6
 2822 (ピリドキサーリン酸エステル、ピリドキシン塩酸塩)、ビタミンB2 (リボフラビンリン
 2823 酸エステルナトリウム等)、パンテノール、パントテン酸カルシウム等、ビタミンC (アスコ
 2824 ルビン酸等)、ニコチン酸アミド等が配合されている場合がある。

^{cxxxiii} 生体物質であるアドレナリンや医薬品として摂取されたプソイドエフェドリンなどの物質の代謝に関与する酵素。

2825 (f) 生薬成分

2826 ① シンイ

2827 モクレン科のタムシバ、コブシ、ボウシュンカ、マグノリア・スプレングリ又はハクモ
2828 クレン等の蓄^{つぼみ}を基原とする生薬で、鎮静、鎮痛の作用を期待して用いられる。

2829 ② サイシン

2830 ウマノスズクサ科のウスバサイシン又はケイリンサイシンの根及び根茎を基原とする生
2831 薬で、鎮痛、鎮咳、利尿等の作用を有するとされ、鼻閉への効果を期待して用いられる。

2832 ③ ケイガイ

2833 シソ科のケイガイの花穂を基原とする生薬で、発汗、解熱、鎮痛等の作用を有するとさ
2834 れ、鼻閉への効果を期待して用いられる。

2835

2836 ● 漢方処方製剤

2837 漢方の考え方に基づく、生体に備わっている自然治癒の働きに不調を生じるのは、体内にお
2838 ける様々な循環がバランスよく行われないうことによるとされている。漢方処方製剤では、使用す
2839 る人の体質と症状にあわせて漢方処方が選択されることが重要である。皮膚の症状を主とする人
2840 に適すとされるものとして、茵陳蒿湯^{いんちんこうとう}、十味敗毒湯^{じゅうみはいどくとう}、消風散^{しょうふうさん}、当帰飲子^{とうきいんし}等が、鼻の症状を主とす
2841 る人に適すとされるものとして、葛根湯^{かつこんとう}加川芎^{かせんきゅう}辛夷^{しんい}、小青竜湯^{しょうせいりゅうとう}、荊芥連翹湯^{けいがいれんぎょうとう}、辛夷清肺湯^{しんいせいはいとう}等が
2842 ある。

2843 これらのうち茵陳蒿湯^{いんちんこうとう}、辛夷清肺湯^{しんいせいはいとう}を除き、いずれも構成生薬としてカンゾウを含む。また、葛根
2844 湯^{かつこんとう}加川芎^{かせんきゅう}辛夷^{しんい}は、構成生薬としてマオウを含む。構成生薬にカンゾウ又はマオウを含む漢方処方
2845 製剤に共通する留意点に関する出題については、Ⅱ-1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参
2846 照して作成のこと。

2847 また、いずれも比較的長期間（1ヶ月以上）服用されることがあり、その場合に共通する留意
2848 点に関する出題については、XIV-1（漢方処方製剤）を参照して問題作成のこと。

2849 (a) 茵陳蒿湯^{いんちんこうとう}

2850 体力中等度以上で口渇があり、尿量少なく、便秘するものの蕁麻疹^{じんしん}、口内炎、皮膚の痒み^{かゆ}
2851 に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しや
2852 すい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2853 (b) 十味敗毒湯^{じゅうみはいどくとう}

2854 体力中等度なものの皮膚疾患で、発赤があり、ときに化膿^{のう}するものの化膿性皮膚疾患・急
2855 性皮膚疾患の初期^{しんしん}、蕁麻疹^{じんしん}、湿疹^{しん}・皮膚炎、水虫に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の
2856 衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱い人では不向きとされる。

2857 短期間の使用に限られるものではないが、化膿性皮膚疾患・急性皮膚疾患の初期^{しん}、急性湿疹^{しん}
2858 に用いる場合は、漫然と長期の使用は避け、1週間位使用して症状の改善がみられないとき

2859 は、いったん使用を中止して専門家に相談がなされるなどの対応が必要である。

2860 (c) 消風散

2861 体力中等度以上の人^{かゆ}の皮膚疾患で、痒みが強くて分泌物が多く、ときに局所の熱感がある
2862 ものの湿疹・皮膚炎、蕁麻疹、水虫、あせもに適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰え
2863 ている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢をしやすい人では、胃部不快感、腹痛等の副作用が
2864 現れやすい等、不向きとされる。

2865 (d) 当帰飲子

2866 体力中等度で冷え症で、皮膚が乾燥するものの湿疹・皮膚炎（分泌物の少ないもの）、痒み
2867 に適すとされるが、胃腸が弱く下痢をしやすい人では、胃部不快感、腹痛等の副作用が現れ
2868 やすい等、不向きとされる。

2869 (e) 葛根湯加川芎辛夷

2870 比較的体力のあるものの鼻づまり、蓄膿症、慢性鼻炎に適すとされるが、体の虚弱な人（体力
2871 の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱い人、発汗傾向の著しい人では、悪心、胃部不快感
2872 等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。

2873 (f) 荊芥連翹湯

2874 体力中等度以上で皮膚の色が浅黒く、ときに手足の裏に脂汗をかきやすく腹壁が緊張しているも
2875 の蓄膿症、慢性鼻炎、慢性扁桃炎、にきびに適すとされるが、胃腸の弱い人では、胃部不
2876 快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。まれに重篤な副作用として肝機能障害、
2877 間質性肺炎が現れることが知られている。

2878 (g) 辛夷清肺湯

2879 体力中等度以上で、濃い鼻汁が出て、ときに熱感を伴うものの鼻づまり、慢性鼻炎、蓄膿症に適
2880 すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸虚弱で冷え症の人で
2881 は、胃部不快感等の副作用が現れやすいなど、不向きとされている。まれに重篤な副作用と
2882 して肝機能障害、間質性肺炎、腸間膜静脈硬化症が現れることが知られている。

2883

2884 3) 相互作用、受診勧奨

2885 【相互作用】 一般用医薬品のアレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）は、複数の有効成分が配
2886 合されている場合が多く、他のアレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）、抗ヒスタミン成分、
2887 アドレナリン作動成分又は抗コリン成分が配合された医薬品（かぜ薬、睡眠補助薬、乗物酔い
2888 防止薬、鎮咳去痰薬、口腔咽喉薬、胃腸鎮痛鎮痙薬等）などが併用された場合、同じ成分又は
2889 同種の作用を有する成分が重複摂取となり、効き目が強すぎたり、副作用が起こりやすくなる
2890 おそれがある。一般の生活者においては、「鼻炎の薬」と「蕁麻疹の薬」等は影響し合わない
2891 の誤った認識がなされることも考えられるので、医薬品の販売等に従事する専門家において適
2892 宜注意を促していくことが重要である。

2893 また、アレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）と鼻炎用点鼻薬（Ⅷ（鼻に用いる薬）参照。）
 2894 のように、内服薬と外用薬でも同じ成分又は同種の作用を有する成分が重複することもあり、
 2895 それらは相互に影響し合わないとの誤った認識に基づいて、併用されることのないよう注意が
 2896 必要である。

2897 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な事項につい
 2898 ては、XIV（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

2899

2900 【受診勧奨】 蕁麻疹^{じんしん}や鼻炎等のアレルギー症状に対する医薬品の使用は、基本的に対症療法で
 2901 ある。一般用医薬品のアレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む。）は、一時的な症状の緩和に用い
 2902 られるものであり、長期の連用は避け、5～6日間使用しても症状の改善がみられない場合に
 2903 は、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

2904 アレルギー症状を軽減するには、日常生活におけるアレルゲンの除去・回避といった根源的
 2905 な対応が図られることが重要であり、何がアレルゲンとなって症状が生じているのかが見極め
 2906 られることが重要である。アレルゲンを厳密に特定するには医療機関における検査を必要とし、
 2907 その上で、アレルゲンに対して徐々に体を慣らしていく治療法（減感作療法^{cxxxiv}）等もある。

2908 皮膚症状が治まると喘息^{ぜん}が現れるというように、種々のアレルギー症状が連鎖的に現れるこ
 2909 とがある。このような場合、一般用医薬品によって一時的な対処を図るよりも、医療機関で総
 2910 合的な診療を受けた方がよい。

2911 なお、アレルギー症状が現れる前から予防的に一般用医薬品のアレルギー用薬（鼻炎用内服
 2912 薬を含む。）を使用することは適当でない。アレルギー症状に対する医薬品の予防的使用は、医
 2913 師の診断や指導の下で行われる必要がある。

2914 また、一般用医薬品（漢方処方製剤を含む。）には、アトピー性皮膚炎^{cxxxv}による慢性湿疹^{しん}等
 2915 の治療に用いることを目的とするものはないことから、アトピー性皮膚炎が疑われる場合やそ
 2916 の診断が確定している場合は、医師の受診を勧めることが重要である。

2917 皮膚感染症（たむし、疥癬^{かいせん}^{cxxxvi}等）により、湿疹^{しん}やかぶれ等に似た症状が現れることがある。
 2918 その場合、アレルギー用薬によって一時的に痒み^{かゆ}等の緩和を図ることは適当でなく、皮膚感染
 2919 症そのものに対する対処を優先する必要がある。

2920 医薬品が原因となってアレルギー症状を生じることもあり、使用中に症状が悪化・拡大した
 2921 ような場合には、医薬品の副作用である可能性を考慮し、その医薬品の服用を中止して、医療

cxxxiv 減感作療法については医師の指導の下に行われるべきものであり、一般の生活者が自己判断によりアレルギーの治療目的でアレルゲンを含む食品を摂取して行うことは、症状の悪化や重篤なアレルギー症状（血圧低下、呼吸困難、意識障害等）を引き起こすおそれがあり、避ける必要がある。

cxxxv 増悪と寛解を繰り返しながら慢性に経過する湿疹^{しん}で、多くの場合、気管支喘息^{ぜん}、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎等の病歴又は家族歴がある。

cxxxvi ヒゼンダニというダニの一種が皮膚に感染することによって起こる皮膚疾患で、激しい痒み^{かゆ}を伴う皮疹^{しん}を生じる。

2922 機関を受診するなどの対応が必要である。特に、アレルギー用薬の場合、一般の生活者では、
 2923 使用目的となる症状（蕁麻疹等）と副作用の症状（皮膚の発疹・発赤等の薬疹）が見分けにく
 2924 いことがあり、医薬品の販売等に従事する専門家において適宜注意を促していくことが重要で
 2925 ある。

2926 鼻炎症状はかぜの随伴症状として現れることも多いが、高熱を伴っている場合には、かぜ以
 2927 外のウイルス感染症やその他の重大な病気である可能性があり、医療機関を受診するなどの対
 2928 応が必要である。

2929

2930 VIII 鼻に用いる薬

2931 急性鼻炎は、鼻腔内に付着したウイルスや細菌が原因となって生じる鼻粘膜の炎症で、かぜの
 2932 随伴症状として現れることが多い。アレルギー性鼻炎は、ハウスダストや花粉等のアレルゲンに
 2933 対する過敏反応によって引き起こされる鼻粘膜の炎症で、スギ等の花粉がアレルゲンとなって生
 2934 じるものは一般に「花粉症」と呼ばれる。副鼻腔炎は、こうした鼻粘膜の炎症が副鼻腔にも及ん
 2935 だもので、慢性のものは一般に「蓄膿症」と呼ばれる。

2936 鼻炎用点鼻薬は、急性鼻炎、アレルギー性鼻炎又は副鼻腔炎による諸症状のうち、鼻づまり、
 2937 鼻みず（鼻汁過多）、くしゃみ、頭重（頭が重い）の緩和を目的として、鼻腔内に適用される外用
 2938 液剤である。鼻炎用内服薬との主な違いとしては、鼻粘膜の充血を和らげる成分（アドレナリン
 2939 作動成分）が主体となり、抗ヒスタミン成分や抗炎症成分を組み合わせられても、そ
 2940 れらは鼻腔内における局所的な作用を目的とし、外用痔疾用薬（V-1（痔の薬）参照。）や外皮
 2941 用薬（X（皮膚に用いる薬）参照。）で配合されている場合と同様である。

2942 剤形はスプレー式で鼻腔内に噴霧するものが多い。

2943

2944 【スプレー式鼻炎用点鼻薬に関する一般的な注意事項】 噴霧後に鼻汁とともに逆流する場合が
 2945 あるので、使用前に鼻をよくかんでおくことのほか、使用後には鼻に接した部分を清潔なティ
 2946 ッシュペーパー等で拭き、必ずキャップを閉めた状態で保管し清潔に保っておく必要がある。

2947 また、汚染を防ぐために容器はなるべく直接鼻に触れないようにするほか、他人と点鼻薬を
 2948 共有しないようにする必要がある。

2949

2950 1) 代表的な配合成分、主な副作用

2951 (a) アドレナリン作動成分

2952 交感神経系を刺激して鼻粘膜を通っている血管を収縮させることにより、鼻粘膜の充血や
 2953 腫れを和らげることを目的として、ナファゾリン塩酸塩、フェニレフリン塩酸塩、テトラヒ
 2954 ドロゾリン塩酸塩等のアドレナリン作動成分が用いられる。アドレナリン作動成分が配合さ
 2955 れた点鼻薬は、過度に使用されると鼻粘膜の血管が反応しなくなり、逆に血管が拡張して二

2956 次充血を招き、鼻づまり（鼻閉）がひどくなりやすい。

2957 点鼻薬は局所（鼻腔^{くう}内）に適用されるものであるが、成分が鼻粘膜を通っている血管から
2958 吸収されて循環血液中に入りやすく、全身的な影響を生じることがある。交感神経系に対す
2959 る刺激作用に伴う留意事項等に関する出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{たん}を出しやすくす
2960 る薬）を参照して作成のこと。

2961 (b) 抗ヒスタミン成分

2962 アレルギー性鼻炎の発生には、生体内の伝達物質であるヒスタミンが関与している（Ⅶ（内
2963 服アレルギー用薬）参照）。また、急性鼻炎の場合も、鼻粘膜が刺激に対して敏感になること
2964 から、肥満細胞からヒスタミンが遊離してくしゃみや鼻汁等の症状を生じやすくなる。

2965 ヒスタミンの働きを抑えることにより、それらの症状の緩和することを目的として、クロ
2966 ルフェニラミンマレイン酸塩、ケトチフェン等の抗ヒスタミン成分が配合されている場合が
2967 ある。

2968 外用薬で用いられる抗ヒスタミン成分に関する出題については、Ⅹ（皮膚に用いる薬）を
2969 参照して作成のこと。

2970 (c) ヒスタミンの遊離を抑える成分（抗アレルギー成分）

2971 クロモグリク酸ナトリウムは、肥満細胞からヒスタミンの遊離を抑える作用を示し、花粉、
2972 ハウスダスト（室内塵^{じん}）等による鼻アレルギー症状の緩和を目的として、通常、抗ヒスタミ
2973 ン成分と組み合わせて配合される。

2974 アレルギー性でない鼻炎や副鼻腔炎^{くう}に対しては無効であり、アレルギーによる症状か他の
2975 原因による症状かはっきりしない人では、使用する前にその適否につき、専門家に相談する
2976 等、慎重な考慮がなされるべきである。3日間使用して症状の改善がみられないような場合
2977 には、アレルギー以外の原因による可能性が考えられる。

2978 医療機関において減感作療法等のアレルギーの治療を受けている人では、その妨げとなる
2979 おそれがあるので、使用前に治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談
2980 がなされるなどの対応が必要である。

2981 まれに重篤な副作用として、アナフィラキシー様^様症状を生じることがある。その他の副作用
2982 として、鼻出血や頭痛が現れることがある。

2983 なお、症状の改善がみられた場合であっても、2週間を超えて使用した場合の有効性、安
2984 全性に関する科学的データは限られていること^{cxxxvii}、また、鼻アレルギーの要因に対する改
2985 善策（花粉、ハウスダスト等のアレルゲンの除去・回避）を講じることも重要であることか
2986 ら、使用の適否につき専門家に相談しながら慎重な判断がなされるべきである。

2987 (d) 局所麻酔成分

^{cxxxvii} 連用に伴って、他の配合成分（特にアドレナリン作動成分）による影響が生じることも考えられる。

2988 鼻粘膜の過敏性や痛みや痒み^{かゆ}を抑えることを目的として、リドカイン、リドカイン塩酸塩
2989 等の局所麻酔成分が配合されている場合がある。

2990 局所麻酔成分に関する出題については、V-1（痔^じの薬）を参照して作成のこと。

2991 (e) 殺菌消毒成分

2992 鼻粘膜を清潔に保ち、細菌による二次感染を防止することを目的として、ベンザルコニウ
2993 ム塩化物、ベンゼトニウム塩化物、セチルピリジニウム塩化物のような殺菌消毒成分が配合
2994 されている場合がある。いずれも陽性界面活性成分で、黄色ブドウ球菌、溶血性連鎖球菌又
2995 はカンジダ等の真菌類に対する殺菌消毒作用を示す。結核菌やウイルスには効果がない。

2996 (f) 抗炎症成分

2997 鼻粘膜の炎症を和らげることを目的として、グリチルリチン酸二カリウムが配合されてい
2998 る場合がある。グリチルリチン酸二カリウムに関する出題については、I-1（かぜ薬）を
2999 参照して作成のこと。

3000

3001 2) 相互作用、受診勧奨

3002 【相互作用】 アドレナリン作動成分は、鎮咳去痰薬^{がいたん}に気管支拡張成分として配合されているほ
3003 か、外用痔疾用薬に止血成分として配合されていたり、点眼薬にも結膜の充血を取り除く目的
3004 で配合されている場合もある。また、抗ヒスタミン成分は、かぜ薬の鼻汁止めや睡眠改善薬又
3005 は乗り物酔い防止薬の成分としても配合されている。これらの医薬品との併用がなされた場合、
3006 同種の作用を有する成分が重複し、効き目が強すぎたり、副作用が現れやすくなるおそれがあ
3007 る。

3008

3009 【受診勧奨】 一般用医薬品の鼻炎用点鼻薬の対応範囲は、急性又はアレルギー性の鼻炎及びそ
3010 れに伴う副鼻腔炎^{くう}であり、蓄膿症^{のう}などの慢性のもの^{cxxxviii}は対象となっていない。鼻炎用点鼻薬
3011 には、それらの症状を緩和する働きはあるが、その原因そのものを取り除くわけではない。ま
3012 た、アドレナリン作動成分のように、鼻以外の器官や臓器に影響を及ぼすおそれがある成分も
3013 配合されていることから、長期連用は避けることとされており、3日位使用しても症状の改善
3014 がみられない場合には、漫然と使用を継続せずに医療機関（耳鼻科）を受診するなどの対応が
3015 必要である。

3016 かぜ症候群等に伴う鼻炎症状の場合、鼻炎が続くことで副鼻腔炎^{くう}や中耳炎などにつながるこ
3017 ともあるため、そのような症状の徴候に対しても注意を促すとともに、中耳炎が発生した場合
3018 などは医療機関を受診するよう勧めるべきである。

3019 鼻粘膜が腫れてポリープ^{たげ}（鼻茸）となっている場合には、一般用医薬品により対処を図るこ

^{cxxxviii} 蓄膿症、慢性鼻炎等の効能を有する一般用医薬品に関する出題については、Ⅶ（内服アレルギー用薬）の漢方処方製剤を参照して作成のこと。

3020 とは適当でなく、医療機関における治療（ステロイド性抗炎症成分を含む点鼻薬の処方等）が
3021 必要となる。

3022

3023 **Ⅹ 眼科用薬**

3024 眼の不調は、一般的に自覚されるものとして、目の疲れやかすみ、^{かゆ}痒みなどがある。眼科用薬
3025 は、これらの症状の緩和を目的として、結膜^{のう}囊（結膜で覆われた眼^{けん}瞼（まぶた）の内側と眼球の
3026 間の空間）に適用する外用薬（点眼薬、洗眼薬、コンタクトレンズ装着液）である。なお、コン
3027 タクトレンズ装着液については、配合成分としてあらかじめ定められた範囲内の成分^{cxxxix}のみを
3028 含む等の基準に当てはまる製品については、医薬部外品として認められている。

3029 一般用医薬品の点眼薬は、その主たる配合成分から、人工涙液、一般点眼薬、抗菌性点眼薬、
3030 アレルギー用点眼薬に大別される。

3031 人工涙液は、涙液成分を補うことを目的とするもので、目の疲れや乾き、コンタクトレンズ装
3032 着時の不快感等に用いられる。一般点眼薬は、目の疲れや^{かゆ}痒み、結膜充血等の症状を抑える成分
3033 が配合されているものである。アレルギー用点眼薬は、花粉、ハウスダスト等のアレルゲンによ
3034 る目のアレルギー症状（流涙、目の^{かゆ}痒み、結膜充血等）の緩和を目的とし、抗ヒスタミン成分や
3035 抗アレルギー成分が配合されているものである。抗菌性点眼薬は、抗菌成分が配合され、結膜炎
3036 （はやり目）やものもらい（麦粒腫）、眼^{けん}瞼炎（まぶたのただれ）等に用いられるものである。

3037 洗眼薬は、目の洗浄、眼病予防（水泳のあと、^{ほこり}埃や汗が目に入ったとき等）に用いられるもの
3038 で、主な配合成分として涙液成分のほか、抗炎症成分、抗ヒスタミン成分等が用いられる。

3039

3040 **【点眼薬における一般的な注意】** 点眼薬の使用にあたっての一般的な注意に関する出題につい
3041 ては、以下の内容から作成のこと。

3042 ① 点眼方法

3043 点眼薬は、結膜^{のう}囊に適用するものであるため、通常、無菌的に製造されている。

3044 点眼の際に容器の先端が眼^{けん}瞼（まぶた）や^{しろう}睫毛（まつげ）に触れると、雑菌が薬液に混入
3045 して汚染を生じる原因となるため、触れないように注意しながら1滴ずつ正確に点眼する。

3046 1滴の薬液の量は約50μLであるのに対して、結膜^{のう}囊の容積は30μL程度とされてお
3047 り、一度に何滴も点眼しても効果が増すわけではなく、むしろ薬液が^{くう}鼻腔内へ流れ込み、鼻
3048 粘膜や喉から吸収されて、副作用を起しやすくなる。

3049 点眼後は、数秒間、眼^{けん}瞼（まぶた）を閉じて、薬液を結膜^{のう}囊内に行き渡らせる。その際、
3050 目頭を押さえると、薬液が^{くう}鼻腔内へ流れ込むのを防ぐことができ、効果的とされる。

3051 ② 保管及び取扱い上の注意

^{cxxxix} アスパラギン酸カリウム、アミノエチルスルホン酸、塩化ナトリウム、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン

3052 別の人が使用している点眼薬は、容器の先端が睫毛（まつげ）等に触れる等して中身が汚
3053 染されている可能性があり、共用することは避けることとされている。

3054 また、点眼薬の容器に記載されている使用期限は、未開封の状態におけるものであり、容
3055 器が開封されてから長期間を経過した製品は、使用を避けるべきである。

3056 ③ コンタクトレンズ使用時の点眼法

3057 コンタクトレンズをしたままでの点眼は、ソフトコンタクトレンズ、ハードコンタクトレ
3058 ンズに関わらず、添付文書に使用可能と記載されてない限り行うべきでない。

3059 通常、ソフトコンタクトレンズは水分を含みやすく、防腐剤（ベンザルコニウム塩化物、
3060 パラオキシ安息香酸ナトリウム等）などの配合成分がレンズに吸着されて、角膜に障害を引
3061 き起こす原因となるおそれがあるため、装着したままの点眼は避けることとされている製品
3062 が多い。ただし、1回使い切りタイプとして防腐剤を含まない製品では、ソフトコンタクト
3063 レンズ装着時にも使用できるものがある。

3064

3065 【眼科用薬に共通する主な副作用】 局所性の副作用として、目の充血や痒み、腫れがあらわれ
3066 ることがある。これらの副作用は、点眼薬が適応とする症状と区別することが難しい場合があ
3067 り、点眼用薬を一定期間使用して症状の改善がみられない場合には、副作用の可能性も考慮し、
3068 漫然と使用を継続せずに、専門家に相談がなされることが重要である。

3069 全身性の副作用としては、皮膚に発疹、発赤、痒み等が現れることがある。この場合、一般
3070 の生活者においては、原因が眼科用薬によるものと思わず、アレルギー用薬や外用薬が
3071 使用されることがあるので、医薬品の販売に従事する専門家においては、購入者等に対して適
3072 切な助言を行っていくことが重要である。

3073

3074 【相互作用】 医師から処方された点眼薬を使用している場合には、一般用医薬品の点眼薬を併
3075 用すると、治療中の疾患に悪影響を生じることがあり、また、目のかすみや充血等の症状が、
3076 治療中の疾患に起因する可能性や、処方された薬剤の副作用である可能性も考えられる。医師
3077 の治療を受けている人では、一般用医薬品の点眼薬を使用する前に、その適否につき、治療を
3078 行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

3079

3080 【受診勧奨】 一般用医薬品の点眼薬には、緑内障の症状を改善できるものはなく、目のかすみ
3081 が緑内障による症状であった場合には効果が期待できないばかりでなく、配合されている成分
3082 によっては、緑内障の悪化につながるおそれがある場合がある。

3083 また、目の痛みが激しい場合には、急性緑内障、角膜潰瘍、眼球への外傷等を生じている可
3084 能性があり、その場合、すみやかに眼科専門医による適切な処置が施されなければ、視力障害
3085 等の後遺症を生じるおそれがある。

3086 目の症状には、視力の異常、目（眼球、眼瞼^{けん}等）の外観の変化、目の感覚の変化等がある。
3087 これらの症状が現れた時、目そのものが原因であることが多いが、目以外の病気による可能性
3088 もあり、特に脳が原因であることが多く知られている。

3089 医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対して、目に何らかの異常が現れ
3090 たときには医療機関を受診し、専門医の診療を受けるように促すべきである。

3091

3092 1) 目の調節機能を改善する配合成分

3093 自律神経系の伝達物質であるアセチルコリンは、水晶体の周りを囲んでいる毛様体に作用して、
3094 目の調節機能に関与している。目を酷使すると、アセチルコリンを分解する酵素（コリンエステ
3095 ラーゼ）の働きが活発になり、目の調節機能が低下し、目の疲れやかすみといった症状を生じる。

3096 ネオスチグミンメチル硫酸塩は、コリンエステラーゼの働きを抑える作用を示し、毛様体にお
3097 けるアセチルコリンの働きを助けることで、目の調節機能を改善する効果を目的として用いられ
3098 る。

3099

3100 2) 目の充血、炎症を抑える配合成分

3101 (a) アドレナリン作動成分

3102 結膜を通っている血管を収縮させて目の充血を除去することを目的として、ナファゾリン
3103 塩酸塩、ナファゾリン硝酸塩、エフェドリン塩酸塩、テトラヒドロゾリン塩酸塩等のアドレ
3104 ナリン作動成分が配合されている場合がある。

3105 緑内障と診断された人では、眼圧の上昇をまねき、緑内障を悪化させたり、その治療を妨
3106 げるおそれがあるため、使用前にその適否につき、治療を行っている医師又は治療薬の調剤
3107 を行った薬剤師に相談がなされるべきである。

3108 連用又は頻回に使用すると、異常なまぶしさを感じたり、かえって充血を招くことがある。
3109 また、長引く目の充血症状は、目以外の異変を含む、重大な疾患による可能性も考えられる
3110 ため、5～6日間使用して症状の改善がみられない場合には、漫然と使用を継続することな
3111 く、医療機関（眼科）を受診する必要性を含め、専門家に相談がなされるべきである。

3112 (b) 抗炎症成分

3113 ① リゾチーム塩酸塩、グリチルリチン酸二カリウム

3114 比較的緩和な抗炎症作用を示す成分として、リゾチーム塩酸塩やグリチルリチン酸二カ
3115 リウムが用いられる。これら成分の働き等に関する出題については、I-1（かぜ薬）を
3116 参照して作成のこと。ベルベリンによる抗炎症作用を期待して、ベルベリン硫酸塩が配合
3117 されている場合もある。

3118 リゾチーム塩酸塩については、点眼薬の配合成分として使用された場合であっても、ま
3119 れにショック（アナフィラキシー）のような全身性の重大な副作用を生じることがある。

3120 リゾチーム塩酸塩が配合された医薬品や鶏卵によるアレルギー症状を起こしたことがある
3121 人では、使用を避ける必要がある。

3122 ② イプシロン-アミノカプロン酸

3123 炎症の原因となる物質の生成を抑える作用を示し、目の炎症を改善する効果を期待して
3124 用いられる。

3125 ③ プラノプロフェン

3126 非ステロイド性抗炎症成分（X-2）-（b）参照。）であり、炎症の原因となる物質の生
3127 成を抑える作用を示し、目の炎症を改善する効果を期待して用いられる。

3128

3129 (c) 組織修復成分

3130 炎症を生じた眼粘膜の組織修復を促す作用を期待して、アズレンスルホン酸ナトリウム（水
3131 溶性アズレン）やアラントインが配合されている場合がある。

3132 (d) 収斂成分

3133 眼粘膜のタンパク質と結合して皮膜を形成し、外部の刺激から保護する作用を期待して、
3134 硫酸亜鉛水和物が配合されている場合がある。

3135

3136 3) 目の乾きを改善する配合成分

3137 結膜や角膜の乾燥を防ぐことを目的として、コンドロイチン硫酸ナトリウムが用いられる。同
3138 様の効果を期待して、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ポリビニルアルコール（部分鹼化
3139 物）が配合されている場合もある。

3140 ヒアルロン酸ナトリウムは、有効成分としてではなく添加物（粘稠化剤）として用いられ、コ
3141 ンドロイチン硫酸ナトリウムと結合することにより、その粘稠性を高める。

3142

3143 4) 目の痒みを抑える配合成分

3144 (a) 抗ヒスタミン成分

3145 アレルギーによる目の痒みの発生には、生体内の伝達物質であるヒスタミンが関与してい
3146 る（Ⅶ（内服アレルギー用薬）参照）。また、結膜に炎症を生じたような場合も、眼粘膜が刺
3147 激に対して敏感になり、肥満細胞からヒスタミンが遊離して痒みの症状を生じやすくなる。

3148 ヒスタミンの働きを抑えることにより、目の痒みを和らげることを目的として、ジフェン
3149 ヒドラミン塩酸塩、クロルフェニラミンマレイン酸塩、ケトチフェン等の抗ヒスタミン成分
3150 が配合されている場合がある。鼻炎用点鼻薬と併用した場合には、眠気が現れることがある
3151 ため、乗物又は機械類の運転操作を避ける必要がある。

3152 その他、外用薬で用いられる抗ヒスタミン成分に関する出題については、X（皮膚に用い
3153 る薬）を参照して作成のこと。

3154 (b) 抗アレルギー成分

3155 クロモグリク酸ナトリウムは、肥満細胞からのヒスタミン遊離を抑える作用を示し（Ⅷ（鼻
3156 に用いる薬）参照。）、花粉、ハウスダスト（室内塵^{じん}）等による目のアレルギー症状（結膜充
3157 血、痒み^{かゆ}、かすみ、流涙、異物感）の緩和を目的として、通常、抗ヒスタミン成分と組み合
3158 わせて配合される。

3159 アレルギー性でない結膜炎等に対しては無効であり、アレルギーによる症状か他の原因に
3160 よる症状かはっきりしない人（特に、片方の目だけに症状がみられる場合や、目の症状のみ
3161 で鼻には症状がみられない場合、視力の低下を伴うような場合）では、使用する前にその適
3162 否につき、専門家に相談する等、慎重な考慮がなされるべきである。2日間使用して症状の
3163 改善がみられないような場合にも、アレルギー以外の原因による可能性が考えられる。

3164 点眼薬の配合成分として使用された場合であっても、まれに重篤な副作用として、アナフ
3165 ィラキシー様^{じん}症状を生じることがある。

3166 その他、クロモグリク酸ナトリウムに関する出題については、Ⅷ（鼻に用いる薬）を参照
3167 して作成のこと。

3168

3169 5) 抗菌作用を有する配合成分

3170 (a) サルファ剤

3171 細菌感染（ブドウ球菌や連鎖球菌）による結膜炎やものもらい（麦粒腫）、眼瞼炎^{けん}などの化
3172 膿^{のう}性の症状の改善を目的として、スルファメトキサゾール、スルファメトキサゾールナトリ
3173 ウム等のサルファ剤が用いられる。なお、すべての細菌に対して効果があるというわけでは
3174 なく、また、ウイルスや真菌の感染に対する効果はないので、3～4日使用しても症状の改
3175 善がみられない場合には、眼科専門医の診療を受けるなどの対応が必要である。

3176 サルファ剤によるアレルギー症状を起こしたことがある人では、使用を避けるべきである。

3177 (b) ホウ酸

3178 洗眼薬として用時水に溶解し、結膜囊^{のう}の洗浄・消毒に用いられる。また、その抗菌作用に
3179 よる防腐効果を期待して、点眼薬の添加物（防腐剤）として配合されていることもある。

3180

3181 6) その他の配合成分（無機塩類、ビタミン類、アミノ酸）と配合目的

3182 (a) 無機塩類

3183 涙液の主成分はナトリウムやカリウム等の電解質であるため、配合成分として塩化カリウ
3184 ム、塩化カルシウム、塩化ナトリウム、硫酸マグネシウム、リン酸水素ナトリウム、リン酸
3185 二水素カリウム等が用いられる。

3186 (b) ビタミン成分

3187 ① ビタミンA（パルミチン酸レチノール、酢酸レチノール等）

3188 ビタミンAは、視細胞が光を感受する反応に関与していることから、視力調整等の反応
3189 を改善する効果を期待して用いられる。

3190 ② ビタミンB2（フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム等）

3191 リボフラビンの活性体であるフラビンアデニンジヌクレオチドは、角膜の酸素消費能を
3192 増加させ組織呼吸を亢進し、ビタミンB2欠乏が関与する角膜炎に対して改善効果を期待
3193 して用いる。

3194 ③ パンテノール、パントテン酸カルシウム等

3195 パンテノール、パントテン酸カルシウム等は、自律神経系の伝達物質の産生に重要な成
3196 分であり、目の調節機能の回復を促す効果を期待して用いられる。

3197 ④ ビタミンB6（ピリドキシン塩酸塩等）

3198 ビタミンB6は、アミノ酸の代謝や神経伝達物質の合成に関与していることから、目の
3199 疲れ等の症状を改善する効果を期待して用いられる。

3200 ⑤ ビタミンB12（シアノコバラミン等）

3201 目の調節機能を助ける作用を期待して用いられる。

3202 ⑥ ビタミンE（トコフェロール酢酸エステル等）

3203 末梢の微小循環を促進させることにより、結膜充血、疲れ目等の症状を改善する効果を
3204 期待して用いられる。

3205 (c) アミノ酸成分

3206 新陳代謝を促し、目の疲れを改善する効果を期待して、アスパラギン酸カリウム、アスパ
3207 ラギン酸マグネシウム等が配合されている場合がある。

3208

3209 X 皮膚に用いる薬

3210 外皮用薬は、皮膚表面に生じた創傷や症状、又は皮膚の下にある毛根、血管、筋組織、関節等
3211 の症状を改善・緩和するため、外用局所に直接適用される医薬品である。

3212 外皮用薬を使用する際には、適用する皮膚表面に汚れや皮脂が多く付着していると有効成分の
3213 浸透性が低下するため、患部を清浄にしてから使用することが重要である（水洗に限らず、清浄
3214 綿を用いて患部を清拭する等の方法でもよい）。また、表皮の角質層が柔らかくなることで有効成
3215 分が浸透しやすくなることから、入浴後に用いるのが効果的とされる。

3216

3217 【剤形による取扱い上の注意】 剤形による取扱い上の注意事項に関する出題については、以下
3218 の内容から作成のこと。

3219 ① 塗り薬（軟膏剤、クリーム剤）

3220 薬剤を容器から直接指に取り、患部に塗布したあと、また指に取ることを繰り返すと、容
3221 器内に雑菌が混入するおそれがある。いったん手の甲などに必要量を取ってから患部に塗布

3222 することが望ましい。

3223 また、塗布したあと手に薬剤が付着したままにしておくと、薬剤が目や口の粘膜等に触れ
3224 て刺激感等を生じるおそれがあるため、手についた薬剤を十分に洗い流すべきである。

3225 ② 貼付剤（テープ剤、パップ剤）

3226 患部やその周囲に汗や汚れ等が付着した状態で貼付すると、有効成分の浸透性が低下する
3227 ほか、剥がれやすくもなるため十分な効果が得られない。

3228 同じ部位に連続して貼付すると、かぶれ等を生じやすくなる。

3229 ③ スプレー剤、エアゾール剤

3230 強い刺激を生じるおそれがあるため、目の周囲や粘膜（口唇等）への使用は避けることと
3231 されている。それ以外の部位でも、至近距離から噴霧したり、同じ部位に連続して噴霧する
3232 と、凍傷を起こすことがある。使用上の注意に従い、患部から十分離して噴霧し、また、連
3233 続して噴霧する時間は3秒以内とすることが望ましい。使用時に振盪が必要な製品では、容
3234 器を振ってから噴霧する。

3235 吸入によりめまいや吐きけ等を生じることがあるので、できるだけ吸入しないよう、また、
3236 周囲の人にも十分注意して使用する必要がある。

3237

3238 【外皮用薬に共通する主な副作用】 局所性の副作用として、適用部位に発疹・発赤、痒み等が
3239 現れることがある。これらの副作用は、外皮用薬が適応とする症状と区別することが難しい場
3240 合があり、外皮用薬を一定期間使用しても症状の改善がみられない場合には、漫然と使用を継
3241 続することなく、副作用の可能性も考慮して、専門家に相談することが重要である。

3242

3243 1) きず口等の殺菌消毒成分

3244 殺菌消毒薬は、日常の生活において生じる、比較的小さなきり傷、擦り傷、掻き傷等の創傷面
3245 の化膿を防止すること、又は手指・皮膚の消毒を目的として使用される一般用医薬品である。

3246 殺菌消毒薬のうち、配合成分やその濃度、効能・効果等があらかじめ定められた範囲内である
3247 製品については、医薬部外品（きず消毒保護剤等）として製造販売されているが、火傷（熱傷）
3248 や化膿した創傷面の消毒、口腔内の殺菌・消毒などを併せて目的とする製品については、医薬品
3249 としてのみ認められている。

3250 手指・皮膚の消毒のほか、器具等の殺菌・消毒を目的とする製品に関する出題については、X
3251 V-1（消毒薬）を参照して作成のこと。

3252 (a) アクリノール

3253 黄色の色素で、一般細菌類の一部（連鎖球菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌）に対する殺
3254 菌消毒作用を示すが、真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない。

3255 比較的刺激性が低く、創傷患部にしみにくい。衣類等に付着すると黄色く着色し、脱色し

3256 にくくなることがある。

3257 腸管内における殺菌消毒作用を期待して、内服薬（止瀉薬）で用いられるアクリノールに
3258 関する出題については、Ⅲ－2（腸の薬）を参照して作成のこと。

3259 (b) オキシドール（過酸化水素水）

3260 一般細菌類の一部（連鎖球菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌）に対する殺菌消毒作用を示
3261 すが、真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない。オキシドールの作用は、過酸化水素
3262 の分解に伴って発生する活性酸素による酸化、及び発生する酸素による泡立ちによる物理的
3263 な洗浄効果であるため、作用の持続性は乏しく、また、組織への浸透性も低い。

3264 刺激性があるため、目の周りへの使用は避ける必要がある。

3265 (c) ヨウ素系殺菌消毒成分

3266 ヨウ素による酸化作用により、結核菌を含む一般細菌類、真菌類、ウイルスに対して殺菌
3267 消毒作用を示す。ヨウ素の殺菌力はアルカリ性になると低下するため、石鹼等と併用する場
3268 合には、石鹼分をよく洗い落としてから使用するべきである。

3269 外用薬として用いた場合でも、まれにショック（アナフィラキシー）やアナフィラキシー
3270 様症状のような全身性の重篤な副作用を生じることがある。ヨウ素に対するアレルギーの既
3271 往がある人^{cx1}では、使用を避ける必要がある。

3272 ① ポビドンヨード

3273 ヨウ素をポリビニルピロリドン（PVP）と呼ばれる担体に結合させて水溶性とし、
3274 徐々にヨウ素が遊離して殺菌作用を示すように工夫されたもの。

3275 口腔咽喉薬や含嗽薬として用いられる場合より高濃度で配合されているため、誤って
3276 原液を口腔粘膜に適用しないよう注意する必要がある。

3277 ② ヨードチンキ

3278 ヨウ素及びヨウ化カリウムをエタノールに溶解させたもので、皮膚刺激性が強く、粘
3279 膜（口唇等）や目の周りへの使用は避ける必要がある。また、化膿している部位では、
3280 かって症状を悪化させるおそれがある。

3281 マーキュロクロム液と混ぜると不溶性沈殿を生じて殺菌作用が低下するため、マーキ
3282 ュロクロム液と同時に使用しないこととされている。

3283 (d) ベンザルコニウム塩化物、ベンゼトニウム塩化物、セチルピリジニウム塩化物

3284 これら成分に関する出題については、Ⅷ（鼻に用いる薬）を参照して作成のこと。これら
3285 と同種の成分（陽性界面活性成分）として、セトリミドが配合されている場合もある。

3286 いずれも石鹼との混合によって殺菌消毒効果が低下するので、石鹼で洗浄した後を使用す
3287 る場合には、石鹼を十分に洗い流す必要がある。

^{cx1} 医療用の造影剤などにもヨウ素が含まれているものが多いことから、造影剤によるアレルギーがある場合にもヨウ素を含むものの使用は避けることを考慮すべきである。

- 3288 (e) クロルヘキシジングルコン酸塩、クロルヘキシジン塩酸塩
 3289 一般細菌類、真菌類に対して比較的広い殺菌消毒作用を示すが、結核菌やウイルスに対す
 3290 る殺菌消毒作用はない。
- 3291 (f) マーキュロクロム
 3292 一般細菌類の一部（連鎖球菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌）に対する殺菌消毒作用を示
 3293 すが、真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない。有機水銀の一種であるが、皮膚浸透
 3294 性が低く、通常の使用において水銀中毒を生じることはない。ただし、口の周りや口が触れ
 3295 る部位（乳頭等）への使用は避ける必要がある。
- 3296 ヨードチンキと混合すると不溶性沈殿を生じて殺菌作用が低下するため、ヨードチンキと
 3297 同時に使用しないこととされている。
- 3298 (g) エタノール（消毒用エタノール）
 3299 手指・皮膚の消毒、器具類の消毒のほか、創傷面の殺菌・消毒にも用いられることがある。
 3300 皮膚刺激性が強いため、患部表面を軽く清拭するにとどめ、脱脂綿やガーゼに浸して患部に
 3301 貼付することは避けるべきとされている。また、粘膜（口唇等）や目の周りへの使用は避け
 3302 る必要がある。
- 3303 その他、エタノール（消毒用エタノール）に関する出題については、X V（公衆衛生用薬）
 3304 を参照して作成のこと。
- 3305 (h) その他
 3306 イソプロピルメチルフェノール、チモール、フェノール（液状フェノール）、レゾルシンは、
 3307 細菌や真菌類のタンパク質を変性させることにより殺菌消毒作用を示し、患部の化膿を防ぐ
 3308 ことを目的として用いられる。
- 3309 レゾルシンについては、角質層を軟化させる作用もあり、にきび用薬やみずむし・たむし
 3310 用薬などに配合されている場合がある。
- 3311 【一般的な創傷への対応】 出血しているときは、創傷部に清潔なガーゼやハンカチ等を当てて
 3312 圧迫し、止血する（5分間程度は圧迫を続ける）。このとき、創傷部を心臓より高くして圧迫す
 3313 ると、止血効果が高い。
- 3314 火傷（熱傷）の場合は、できるだけ早く、水道水などで熱傷部を冷やすことが重要である。
 3315 軽度の熱傷であれば、痛みを感じなくなるまで（15～30分間）冷やすことで、症状の悪化
 3316 を防ぐことができる。冷やした後は、水疱（水ぶくれ）を破らないようにexliガーゼ等で軽く覆
 3317 うとよいとされている。
- 3318 創傷面が汚れているときには、水道水などきれいな水でよく洗い流し、汚れた手で直接触れ
 3319 ないようにするべきである。水洗が不十分で創傷面の内部に汚れが残ったまま、創傷表面を乾

exli 水疱が破れると、そこから感染を起こして化膿することがある。

3320 燥させるタイプの医薬品を使用すると、内部で雑菌が増殖して化膿^{のう}することがある。

3321 通常、人間の外皮表面には「皮膚常在菌」が存在しており、化膿^{のう}の原因となる黄色ブドウ球
3322 菌、連鎖球菌等の増殖を防いでいる。創傷部に殺菌消毒薬を繰り返し適用すると、皮膚常在菌
3323 が殺菌されてしまい、また、殺菌消毒成分により組織修復が妨げられて、かえって治癒しにく
3324 くなったり、状態を悪化させることがある。

3325 最近では、創傷面に浸出してきた液の中に表皮再生の元になる細胞を活性化させる成分が含
3326 まれているため乾燥させない方が早く治癒するという考えも広まってきており、創傷面を乾燥
3327 させない絆創膏^{ばんそうこう}も販売されている。

3328

3329 【受診勧奨】 出血が止まらない又は著しい場合、患部が広範囲な場合、ひどい火傷の場合には、
3330 状態が悪化するおそれがある。特に低温火傷は、表面上は軽症に見えても、組織の損傷が深部
3331 に達している場合があり、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

3332 また、殺菌消毒成分はすべての細菌やウイルスに対して効果があるわけではなく、5～6日経
3333 過して痛みが強くなってくる、又は傷の周囲が赤く、化膿^{のう}しているような場合には、医療機関
3334 （外科又は皮膚科）を受診するなどの対応が必要である。

3335

3336 2) 痒み^{かゆ}、腫れ、痛み等を抑える配合成分

3337 (a) ステロイド性抗炎症成分

3338 副腎皮質ホルモン（ステロイドホルモン）の持つ抗炎症作用に着目し、それと共通する化
3339 学構造を持つ化合物が人工的に合成され、抗炎症成分（ステロイド性抗炎症成分）として用
3340 いられる。主なステロイド性抗炎症成分としては、デキサメタゾン、プレドニゾン吉草酸
3341 エステル酢酸エステル、プレドニゾン酢酸エステル、ヒドロコルチゾン、ヒドロコルチゾ
3342 ン酪酸エステル、ヒドロコルチゾン酢酸エステル等がある。外用の場合はいずれも末梢組織
3343 （患部局所）における炎症を抑える作用を示し、特に、痒み^{かゆ}や発赤などの皮膚症状を抑える
3344 ことを目的として用いられる。

3345 一方、好ましくない作用として末梢組織の免疫機能を低下させる作用も示し、細菌、真菌、
3346 ウイルス等による皮膚感染（みずむし・たむし等の白癬症^{せん}、にきび、化膿^{のう}症状）や持続的な
3347 刺激感の副作用が現れることがある。水痘^{とう}（水疱瘡^{ぼうそう}）、みずむし、たむし等又は化膿^{のう}している
3348 患部については症状を悪化させる恐れがあり、使用を避ける必要がある。

3349 外皮用薬で用いられるステロイド性抗炎症成分は、体の一部分に生じた湿疹^{しん}、皮膚炎、か
3350 ぶれ、あせも、虫さされ等の一時的な皮膚症状（ほてり・腫れ・痒み^{かゆ}等）の緩和を目的とす
3351 るものであり、広範囲に生じた皮膚症状や、慢性の湿疹^{しん}・皮膚炎を対象とするものではない。

3352 ステロイド性抗炎症成分をコルチゾンに換算して1 g又は1 mL中0.025mgを超えて含有す
3353 る製品では、特に長期連用を避ける必要がある。医薬品の販売等に従事する専門家において

3354 は、まとめ買いや頻回に購入する購入者に対して、注意を促していくことが重要である。

3355 短期間の使用であっても、患部が広範囲にわたっている人では、ステロイド性抗炎症成分
3356 を含有する医薬品が患部全体に使用されると、ステロイド性抗炎症成分の吸収量が相対的に
3357 多くなるため、適用部位を限る等、過度の使用を避けるべきである。

3358 (b) 非ステロイド性抗炎症成分

3359 分子内に副腎皮質ホルモン（ステロイドホルモン）と共通する化学構造を持たず、プロス
3360 タグランジンの産生を抑える作用（抗炎症作用）を示す成分を非ステロイド性抗炎症成分(N
3361 SAIDs)という。

3362 ① 皮膚の炎症によるほてりや痒み等の緩和を目的として用いられる成分

3363 【ブフェキサマク^{cxlii}】 湿疹^{しん}、皮膚炎、かぶれ、日焼け、あせも等による皮膚症状の緩和
3364 を目的として用いられる。まれに重篤な副作用として、接触皮膚炎を生じることがある。
3365 その他の副作用として、腫れ、刺激感（ヒリヒリ感）、光線過敏症、しみ（色素沈着）、
3366 皮膚乾燥が現れることがある。

3367 【ウフェナマート】 末梢組織（患部局所）におけるプロスタグランジンの産生を抑える
3368 作用については必ずしも明らかにされておらず、炎症を生じた組織に働いて、細胞膜の
3369 安定化、活性酸素の生成抑制などの作用により、抗炎症作用を示すと考えられている。

3370 湿疹^{しん}、皮膚炎、かぶれ、あせも等による皮膚症状の緩和を目的として用いられる。副
3371 作用として、刺激感（ヒリヒリ感）、熱感、乾燥感が現れることがある。

3372 ② 筋肉痛、関節痛、打撲、捻挫等による鎮痛等を目的として用いられる成分

3373 非ステロイド性抗炎症成分のうち、インドメタシン、ケトプロフェン、フェルビナク、
3374 ピロキシカム、ジクロフェナクナトリウムについては、皮膚の下層にある骨格筋や関節部
3375 まで浸透してプロスタグランジンの産生を抑える作用を示し、筋肉痛、関節痛、肩こりに
3376 伴う肩の痛み、腰痛、腱鞘炎^{けんしやう}、肘の痛み（テニス肘等）、打撲、捻挫に用いられる。

3377 これらは過度に使用しても鎮痛効果が増すことはなく、また、その場合の安全性は確認
3378 されていないため、塗り薬又はエアゾール剤については1週間あたり50g（又は50mL）を
3379 超えての使用、貼付剤については連続して2週間以上の使用は避けることとされている製
3380 品が多い。いずれも長期連用を避ける必要があり、医薬品の販売等に従事する専門家にお
3381 いては、まとめ買いや頻回に購入する購入者に対して、注意を促していくことが重要であ
3382 る。また、殺菌作用はないため、皮膚感染症に対しては効果がなく、痛みや腫れを鎮める
3383 ことでかえって皮膚感染が自覚されにくくなる（不顕性化する）おそれがあるため、みず
3384 むし、たむし等又は化膿^{のう}している患部への使用は避ける必要がある。

cxlii 2010年4月に欧州医薬品庁の諮問委員会が、ブフェキサマクは重篤な接触性アレルギー反応のリスクが高く、本剤を使用する有益性が危険性を上回るものではないと結論付け、全てのブフェキサマク含有医薬品の販売承認を取り消すべきであることの勧告を出したことを受け、本国においては、自主的な取り組みとしてブフェキサマク製剤の販売は終了されている。

3385 内服で用いられる解熱鎮痛成分と同様、喘息の副作用（1-2（解熱鎮痛薬）参照。）を
 3386 引き起こす可能性があるため、喘息を起こしたことがある人では、使用を避ける必要があ
 3387 る。また、吸収された成分の一部が循環血液中に入る可能性があり、妊婦又は妊娠してい
 3388 ると思われる女性では、胎児への影響^{cxliii}を考慮して、使用を避けるべきである。

3389 小児への使用については有効性・安全性が確認されておらず、インドメタシンを主薬と
 3390 する外皮用薬では、11歳未満の小児（インドメタシン含量1%の貼付剤では15歳未満
 3391 の小児）、その他の成分を主薬とする外用鎮痛薬では、15歳未満の小児向けの製品はない。

3392 【インドメタシン】 適用部位の皮膚に、腫れ、ヒリヒリ感、熱感、乾燥感が現れること
 3393 があるため、皮膚が弱い人がインドメタシン含有の貼付剤を使用する際には、あらかじめ
 3394 1~2cm角の小片を腕の内側等の皮膚の薄い部位に半日以上貼ってみて、皮膚に異常
 3395 を生じないことを確認することが推奨されている。

3396 【ケトプロフェン】 チアプロフェン酸、スプロフェン、フェノフィブラート（いずれも
 3397 医療用医薬品の有効成分^{cxliv}）又はオキシベンゾン、オクトクリレン（化粧品や医薬部外
 3398 品に紫外線吸収剤として配合される化合物）のような物質でアレルギー感作^{cxlv}された人
 3399 は、それらと分子の化学構造が類似しているケトプロフェンでもアレルギーを起こすお
 3400 それが大きいことから、これらの成分でアレルギー症状（発疹・発赤、^{しん}痒み、^{かゆ}かぶれ等）
 3401 を起こしたことがある人については、使用を避けることとされている。

3402 まれに重篤な副作用として、アナフィラキシー様症状、接触皮膚炎、光線過敏症を生
 3403 じることがある。紫外線により、使用中又は使用後しばらくしてから重篤な光線過敏症
 3404 が現れることがあるため、ケトプロフェンが配合された外皮用薬を使用している間及び
 3405 使用後も当分の間は、天候にかかわらず、戸外活動を避けるとともに、日常の外出時も
 3406 塗布部を衣服、サポーター等で覆い、紫外線に当たるのを避ける必要がある。ただし、
 3407 ラップフィルム等の通気性の悪いもので覆うことは適当でない。

3408 その他の副作用として、腫れ、刺激感、^{ほう}水疱・ただれ、色素沈着、皮膚乾燥が現れる
 3409 ことがある。

3410 【ピロキシカム】 今のところ重篤なものは知られていないが、光線過敏症の副作用を生
 3411 じることがあり、野外活動が多い人では、他の抗炎症成分が配合された製品を選択する
 3412 ことが望ましい。このほか、副作用として腫れ、かぶれ、^{ほう}水疱、^{せつ}落屑（皮膚片の細かい
 3413 脱落）などが現れることがある。

3414 ③ その他

cxliii インドメタシン、ケトプロフェン、ピロキシカム等を、妊娠末期のラットに経口投与した実験において、胎児に高度~中等度の動脈管の収縮が見られたとの報告がある。

cxliv チアプロフェン酸は内服薬として用いられる非ステロイド性抗炎症成分、スプロフェンは外用薬として用いられる非ステロイド系抗炎症成分、フェノフィブラートは脂質異常症用薬（内服）の成分である。

cxlv その物質をアレルゲンとして免疫機構が認識することになること。

3415 【サリチル酸メチル、サリチル酸グリコール】 皮膚から吸収された後、サリチル酸に分
 3416 解されて、末梢組織（患部局所）におけるプロスタグランジンの産生を抑える作用も期
 3417 待されるが、主として局所刺激により患部の血行を促し、また、末梢の知覚神経に軽い
 3418 麻痺^ひを起こすことにより、鎮痛作用をもたらすと考えられている。

3419 【イブプロフェンピコノール】 イブプロフェン（I-2（解熱鎮痛薬）参照。）の誘導体
 3420 ^{exlvi}であるが、外用での鎮痛作用はほとんど期待されない。吹き出物に伴う皮膚の発赤や
 3421 腫れを抑えるほか、吹き出物（面皰^{ぽう}）の拡張を抑える作用があるとされ、専らにきび治
 3422 療薬として用いられる。

3423 (c) その他の抗炎症成分

3424 比較的穏やかな抗炎症作用を示す成分として、グリチルレチン酸、グリチルリチン酸二カ
 3425 リウム、グリチルリチン酸モノアンモニウム等が配合されている場合がある。

3426 これら成分の抗炎症作用に関する出題については、I-1（かぜ薬）及びV-1（痔^じの薬）
 3427 を参照して作成のこと。

3428 (d) 局所麻酔成分

3429 きり傷、擦り傷、掻き傷^か等の創傷面の痛みや、湿疹^{しん}、皮膚炎、かぶれ、あせも、虫さされ
 3430 等による皮膚の痒み^{かゆ}を和らげることを目的として、ジブカイン塩酸塩、リドカイン、アミノ
 3431 安息香酸エチル、テシットデンチン等の局所麻酔成分が配合されている場合がある。局所麻
 3432 酔成分に関する出題については、V-1（痔^じの薬）を参照して作成のこと。

3433 そのほか、皮下の知覚神経に麻痺^ひを起こさせる成分として、アンモニアが主に虫さされに
 3434 による痒み^{かゆ}に用いられる。皮膚刺激性が強いため、粘膜（口唇等）や目の周りへの使用は避け
 3435 る必要がある。

3436 (e) 抗ヒスタミン成分

3437 湿疹^{しん}、皮膚炎、かぶれ、あせも、虫さされ等による皮膚の痒み^{かゆ}の発生には、生体内の伝達
 3438 物質であるヒスタミンが関与している。外用薬で用いられる抗ヒスタミン成分は、適用部位
 3439 の組織に浸透して、肥満細胞から遊離したヒスタミンとその受容体タンパク質との結合を妨
 3440 げることにより、患部局所におけるヒスタミンの働きを抑える。

3441 湿疹^{しん}、皮膚炎、かぶれ、あせも、虫さされ等による一時的かつ部分的な皮膚症状（ほてり・
 3442 腫れ・痒み^{かゆ}等）の緩和を目的として、ジフェンヒドラミン、ジフェンヒドラミン塩酸塩、ク
 3443 ロルフェニラミンマレイン酸塩、ジフェニルイミダゾール、イソチペンジル塩酸塩等の抗ヒ
 3444 スタミン成分が用いられる。いずれも副作用として、患部の腫れが現れることがある。

3445 (f) 局所刺激成分

3446 いずれも目や目の周り、粘膜面には刺激が強すぎるため、使用を避けることとされている。

3447 ① 冷感刺激成分

^{exlvi} その化合物の分子内の一部分が変化して生じた化合物。

3448 皮膚表面に冷感刺激を与え、軽い炎症を起こして反射的な血管の拡張による患部の血行
 3449 を促す効果を期待して、また、知覚神経を麻痺させることによる鎮痛・鎮痒の効果を期待
 3450 して、メントール、カンフル、ハッカ油、ユーカリ油等が配合されている場合がある。

3451 打撲や捻挫などの急性の腫れや熱感を伴う症状に対しては、冷感刺激成分が配合された
 3452 外用鎮痛薬が適すとされる。

3453 ② 温感刺激成分

3454 皮膚に温感刺激を与え、末梢血管を拡張させて患部の血行を促す効果を期待して、カプ
 3455 サイシン、ノニル酸ワニルルアミド、ニコチン酸ベンジルエステル等が配合されている場
 3456 合がある。カプサイシンを含む生薬成分として、トウガラシ（ナス科のトウガラシの果実
 3457 を基原とする生薬）も同様に用いられる。

3458 温感刺激成分は、人によっては刺激が強すぎて、副作用として痛みが現れることがある。
 3459 特に、温感刺激成分を主薬とする貼付剤では、貼付部位をコタツや電気毛布等の保温器具
 3460 で温めると強い痛みを生じやすくなるほか、いわゆる低温やけどを引き起こすおそれがあ
 3461 るので、注意が必要である。入浴前後の使用も適当でなく、入浴1時間前には剥がし、入
 3462 浴後は皮膚のほてりが鎮まってから貼付するべきである。

3463 このほか、皮膚に軽い灼熱感を与えることで痒みを感じにくくさせる効果を期待して、
 3464 クロタミトンが配合されている場合もある。

3465 (g) 収斂・皮膚保護成分

3466 酸化亜鉛は、患部のタンパク質と結合して皮膜を形成し、皮膚を保護する作用を示す。

3467 創傷面に薄い皮膜を形成して保護することを目的として、ピロキシリン（ニトロセルロー
 3468 ス）が用いられることもある。

3469 いずれも患部が浸潤又は化膿している場合、傷が深いときなどには、表面だけを乾燥させ
 3470 てかえって症状を悪化させるおそれがあり、使用を避けることとされている。

3471 (h) 組織修復成分

3472 損傷皮膚の組織の修復を促す作用を期待して、アラントインやビタミンA油が配合されて
 3473 いる場合がある。

3474 (i) 血管収縮成分

3475 きり傷、擦り傷、掻き傷等の創傷面からの出血を抑えることを目的として、ナファゾリン
 3476 塩酸塩等のアドレナリン作動成分が配合されている場合がある。創傷面に浸透して、その部
 3477 位を通っている血管を収縮させることによる止血効果を期待して用いられる。

3478 (j) 血行促進成分

3479 患部局所の血行を促すことを目的として、ヘパリン類似物質^{cxlvii}、ポリエチレンスルホン酸
 3480 ナトリウム、ニコチン酸ベンジルエステル、ビタミンE（トコフェロール酢酸エステル、ト

^{cxlvii} その構造中に硫酸基、カルボキシル基、水酸基などの多くの親水基を持ち、高い保湿能を有する。

3481 コフェロール等）等が用いられる。ヘパリン類似物質については、抗炎症作用や保湿作用も
3482 期待される。

3483 ヘパリン類似物質、ポリエチレンスルホン酸ナトリウムには、血液凝固を抑える働きがあ
3484 るため、出血しやすい人、出血が止まりにくい人、出血性血液疾患（血友病、血小板減少症、
3485 紫斑症など）の診断を受けた人では、使用を避ける必要がある。

3486

3487 ● 漢方処方製剤 等

3488 (a) 紫雲膏

3489 ひび、あかぎれ、しもやけ、うおのめ、あせも、ただれ、外傷、火傷、痔核による疼痛、肛
3490 門裂傷、湿疹・皮膚炎に適すとされるが、湿潤、ただれ、火傷又は外傷のひどい場合、傷口
3491 が化膿している場合、患部が広範囲の場合には不向きとされる。

3492 (b) 中黄膏

3493 急性化膿性皮膚疾患（腫れ物）の初期、打ち身、捻挫に適すとされるが、湿潤、ただれ、
3494 火傷又は外傷のひどい場合、傷口が化膿している場合、患部が広範囲の場合には不向きとさ
3495 れる。捻挫、打撲、関節痛、腰痛、筋肉痛、肩こりに用いる貼り薬（パップ剤）とした製品
3496 もある。

3497 (c) その他

3498 抗炎症、血行促進等の作用を期待して、アルニカ（キク科のアルニカを基原とする生薬）、
3499 サンシシ（アカネ科のクチナシの果実を基原とする生薬）、オウバク（Ⅲ－1（胃の薬）参照。）、
3500 セイヨウトチノミ（Ⅴ－1（痔の薬）参照。）等の生薬成分が配合されている場合がある。

3501 日本薬局方収載のオウバク末は、健胃又は止瀉の作用を期待して内服で用いられる（Ⅲ－
3502 1（胃の薬）参照。）が、外用では水で練って患部に貼り、打ち身、捻挫に用いられることが
3503 ある。

3504

3505 【一般的な打撲、捻挫等への対応】 まず、患部を安静に保つことが重要とされる。特に、足や
3506 脚部を痛めた場合は、なるべく歩いたり、走ったりすることを避けることが望ましい。

3507 次に、氷嚢などを用いて患部を冷やす。冷却することにより、内出血を最小限にし、痛みの
3508 緩和が図られる。また、患部が腫れてくるのを抑えるため、弾性包帯やサポーターで軽く圧迫
3509 し、患部を心臓よりも高くしておく効果的とされている。

3510

3511 【一般的な湿疹、皮膚炎等への対応】 皮膚を清浄に保つため、毎日の入浴やシャワーが推奨さ
3512 れるが、こすり過ぎによる刺激や、洗浄力の強い石鹼や全身洗浄剤、シャンプー等の使用は避
3513 けることが望ましい。

3514 生活環境の改善としては、患部を掻かないようにする、紫外線やストレス、発汗を避ける等、

3515 皮膚への刺激を避けることが重要とされる。

3516

3517 【受診勧奨】 一般用医薬品の使用による対処は、^{かゆ}痒みや痛み等の症状を一時的に抑える対症療
3518 法である。5～6日間使用して症状が治まらない場合には、医師の診療を受けるなどの対応が
3519 必要であり、また、一般用医薬品の使用で症状が抑えられた場合でも、ステロイド性抗炎症成
3520 分や、インドメタシン、ケトプロフェン、フェルビナク、ピロキシカム等の非ステロイド性抗
3521 炎症成分が配合された医薬品では、長期間にわたって使用することは適切でない。

3522 痛みが著しい、又は長引く、^{きゅう}脱臼や骨折が疑われる場合には、一般用医薬品を継続的に使用
3523 するのではなく、医療機関（整形外科又は外科）を受診するなどの対応が必要である。

3524 慢性の^{しん}湿疹や皮膚炎、又は皮膚症状が広範囲にわたって生じているような場合には、感染症
3525 や内臓疾患、又は免疫機能の異常等による可能性もあり、医療機関を受診するなどの対応が必
3526 要である。特にアトピー性皮膚炎は、一般の生活者が自己判断で対処を図ろうとすることがし
3527 ばしばあるが、医師による専門的な治療を要する疾患であり、一般用医薬品の使用によって対
3528 処できる範囲を超えているので、医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対
3529 して、その旨を説明し医療機関の受診を促すことが重要である。

3530 なお、異常を生じている部位と皮膚に^{かゆ}痒みや痛みが現れる部位とは必ずしも近接していない
3531 こともあり、原因がはっきりしない^{かゆ}痒みや痛みについて、安易に一般用医薬品による症状の緩
3532 和（対症療法）を図ることは適当でない。

3533

3534 3) 肌の角質化、かさつき等を改善する配合成分

3535 (a) 角質軟化成分

3536 うおのめ（鶏眼）、^{べんち}たこ（胼胝）は、皮膚の一部に機械的刺激や圧迫が繰り返し加わったこ
3537 とにより、角質層が部分的に厚くなったものである。うおのめは、角質の芯が真皮にくい込
3538 んでいるため、圧迫されると痛みを感じるのに対し、たこは、角質層の一部が単純に肥厚し
3539 たもので芯がなく、通常、痛みは伴わない。いぼ（^{ゆうぜい}疣贅）は、表皮が隆起した小型の良性の
3540 腫瘍で、ウイルス性のいぼと老人性のいぼに大別される。足の裏にできた場合、たこと間違
3541 えられやすい。ウイルス性のいぼは1～2年で自然寛解することが多い。

3542 角質軟化薬のうち、配合成分やその濃度等があらかじめ定められた範囲内である製品につ
3543 いては、医薬部外品（うおのめ・たこ用剤）として製造販売されているが、いぼに用いる製
3544 品については、医薬品としてのみ認められている。ただし、いぼの原因となるウイルスに対
3545 する抑制作用はなく、いぼが広範囲にわたって生じたり、外陰部や^{こう}肛門周囲に生じたような
3546 場合には、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

3547 ① サリチル酸

3548 角質成分を溶解することにより角質軟化作用を示す。併せて抗菌、抗真菌、抗炎症作用

3549 も期待され、にきび用薬等に配合されている場合もある。

3550 頭皮の落屑（^{せつ}ふけ）を抑える効果を期待して、毛髪用薬に配合されている場合もある。

3551 ② イオウ

3552 皮膚の角質層を構成するケラチンを変質させることにより、角質軟化作用を示す。併せ
3553 て抗菌、抗真菌作用も期待され、にきび用薬等に配合されている場合もある。

3554 (b) 保湿成分

3555 皮膚の乾燥は、角質層の細胞間脂質や角質層中に元来存在するアミノ酸、尿素、乳酸等の
3556 保湿因子が減少したり、また、皮脂の分泌が低下する等により、角質層の水分保持量が低下
3557 することによって生じる。

3558 角質層の水分保持量を高め、皮膚の乾燥を改善することを目的として、グリセリン、尿素、
3559 白色ワセリン、オリブ油（モクセイ科のオリーブの果実を圧搾して得た脂肪油）、ヘパリン類
3560 似物質等が用いられる。

3561

3562 4) 抗菌作用を有する配合成分

3563 (a) にきび、吹き出物等の要因と基礎的なケア

3564 にきび、吹き出物は、最も一般的に生じる化膿性皮膚疾患（皮膚に細菌が感染して化膿す
3565 る皮膚疾患）である。その発生要因としては、i) ストレス、食生活の乱れ、睡眠不足など、
3566 様々な要因によって肌の新陳代謝機能が低下し、毛穴の皮脂や古い角質が溜まる。ii) 老廃物
3567 がつまった毛穴の中で皮膚常在菌であるにきび桿菌（アクネ菌）が繁殖する。iii) にきび桿菌
3568 が皮脂を分解して生じる遊離脂肪酸によって毛包周囲に炎症を生じ、さらに他の細菌の感染
3569 を誘発して膿疱や膿腫ができる。これらがひどくなると色素沈着を起こして赤くしみが残っ
3570 たり、クレーター状の癬痕が残ったりする。

3571 洗顔等により皮膚を清浄に保つことが基本とされる。吹き出物を潰したり無理に膿を出そ
3572 うとすると、炎症を悪化させて皮膚の傷を深くして跡が残りやすくなる。

3573 ストレス等を取り除き、バランスの取れた食習慣、十分な睡眠等、規則正しい生活習慣を
3574 心がけることも、にきびや吹き出物ができやすい体質の改善につながる。油分の多い化粧品
3575 はにきびを悪化させることがあり、水性成分主体のものを選択することが望ましい。

3576 皮膚常在菌であるにきび桿菌（アクネ菌）でなく、黄色ブドウ球菌などの化膿菌が毛穴か
3577 ら侵入し、皮脂腺、汗腺で増殖して生じた吹き出物を毛嚢炎（^{ちよう}疔）といい、にきびに比べて
3578 痛みや腫れが顕著となる。毛嚢炎が顔面に生じたものを面疔（^{ちよう}）という。

3579 とびひ（伝染性膿痂疹）は毛穴を介さずに、虫さされやあせも、掻き傷などから化膿菌が
3580 侵入したもので、水疱やかさぶた（^か痂皮）、ただれ（^{びらん}糜爛）を生じる。小児に発症することが
3581 多い。水疱が破れて分泌液が付着すると、皮膚の他の部分や他人の皮膚に拡がることある。

3582 (b) 代表的な抗菌成分

3583 ① サルファ剤
 3584 スルファジアジン、ホモスルファミン、スルフイソキサゾール等のサルファ剤は、細菌
 3585 のDNA合成を阻害することにより抗菌作用を示す。

3586 ② バシトラシン
 3587 細菌の細胞壁合成を阻害することにより抗菌作用を示す。

3588 ③ 硫酸フラジオマイシン、クロラムフェニコール
 3589 いずれも細菌のタンパク質合成を阻害することにより抗菌作用を示す。

3590 (c) 主な副作用、受診勧奨

3591 患部が広範囲である場合、患部の湿潤やただれがひどい場合には、一般用医薬品の使用に
 3592 よって対処を図るよりも、医療機関を受診するなどの対応が必要である。

3593 化膿性皮膚疾患用薬を漫然と使用していると、皮膚常在菌が静菌化される一方で、連鎖球
 3594 菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌は耐性を獲得するおそれがある。また、通常であれば、生
 3595 体に元来備わっている免疫機能の働きによって、化膿菌は自然に排除される。化膿性皮膚疾
 3596 患用薬を5～6日間使用して症状の改善がみられない場合には、免疫機能の低下等の重大な
 3597 疾患の可能性も考えられ、使用を中止して医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

3598

3599 5) 抗真菌作用を有する配合成分

3600 (a) みずむし・たむし等の要因と基礎的なケア

3601 みずむし、たむし等は、皮膚糸状菌（白癬菌）という真菌類の一種が皮膚に寄生すること
 3602 によって起こる疾患（表在性真菌感染症）である。スリッパやタオルなどを介して、他の保
 3603 菌者やペットから皮膚糸状菌が感染することも多い。発生する部位によって呼び名が変わる。

3604 ○ みずむし：手足の白癬

3605 ほとんどの場合は足に生じるが、まれに手に生じることもある。病型により3つに分類
 3606 される。i) 趾間型：指の間の鱗屑（皮が剥ける）、浸軟（ふやけて白くなる）、亀裂、ただ
 3607 れ（糜爛）を主症状とする。ii) 小水疱型：足底に小さな水疱や鱗屑を生じ、ときに膿疱、
 3608 ただれ（糜爛）が混じることもある。iii) 角質増殖型：足底全体に瀰漫性紅斑と角質の増
 3609 殖を生じる。皮膚糸状菌の感染巣は硬く、亀裂ができることがある。強い痒みはなく、み
 3610 ずむしとして自覚されていない場合もある。

3611 ○ ぜにたむし：体部白癬

3612 輪状の小さな丸い病巣が胴や四肢に発生し、発赤と鱗屑、痒みを伴う。

3613 ○ いんきんたむし：頑癬（内股・尻・陰囊付近の白癬）

3614 ぜにたむしと同様の病巣が内股にでき、尻や陰囊付近に広がっていくもの。

3615 ○ このほか、爪に発生する白癬（爪白癬）や、頭部に発生する白癬（しらくも）がある。

3616 頭部白癬は小児に多く、清浄に保てば自然治癒することが多いが、炎症が著しい場合に

3617 は医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

3618 爪白癬は、爪内部に薬剤が浸透しにくいいため難治性で、医療機関（皮膚科）における全
3619 身的な治療（内服抗真菌薬の処方）を必要とする場合が少なくない。

3620

3621 【みずむし等に対する基礎的なケア】 みずむしの場合、足（特に、指の間）を毎日石鹸で洗
3622 う等して清潔に保ち、なるべく通気性を良くしておくことが重要である。靴下は毎日履き替
3623 え、洗濯後は日光に当てて干す、また、靴も通気性の良いものを選び、連日同じものを履く
3624 ことは避ける等の対処も、みずむしが発生しにくい環境作りにつながる。

3625 みずむし、たむしは古くから知られている皮膚疾患のひとつであり、様々な民間療法が存在
3626 するが、それらの中には科学的根拠が見出されないものも多く、かえって症状を悪化させ
3627 る場合がある。

3628

3629 【剤形の選択】 一般的に、じゅくじゅくと湿潤している患部には、軟膏又はクリームが適す
3630 とされる。液剤は有効成分の浸透性が高いが、患部に対する刺激が強い。皮膚が厚く角質化
3631 している部分には、液剤が適している。

3632 湿疹とみずむし等の初期症状は類似していることが多く、湿疹に抗真菌作用を有する成分
3633 を使用すると、かえって湿疹の悪化を招くことがある。陰囊に痒み・ただれ等の症状がある
3634 場合は、湿疹等の他の原因による場合が多い。湿疹か皮膚糸状菌による皮膚感染かはっきり
3635 しない場合に、抗真菌成分が配合された医薬品を使用することは適当でない。

3636

3637 (b) 代表的な抗真菌成分、主な副作用、受診勧奨

3638 強い刺激を生じたり、症状が悪化する可能性があるので、膣、陰囊、外陰部等、湿疹、湿
3639 潤、ただれ、亀裂や外傷のひどい患部、化膿している患部には使用を避ける必要がある。

3640 患部が化膿している場合には、抗菌成分を含んだ外用剤を使用する等、化膿が治まってか
3641 ら使用することが望ましい。

3642 ① イミダゾール系抗真菌成分

3643 オキシコナゾール硝酸塩、ネチコナゾール塩酸塩、ビホナゾール、スルコナゾール硝酸
3644 塩、エコナゾール硝酸塩、クロトリマゾール、ミコナゾール硝酸塩、チオコナゾール等は、
3645 イミダゾール系の抗真菌薬と呼ばれ、皮膚糸状菌の細胞膜を構成する成分の産生を妨げた
3646 り、細胞膜の透過性を変化させることにより、その増殖を抑える。

3647 副作用としてかぶれ、腫れ、刺激感等が現れることがある。あるイミダゾール系成分が
3648 配合されたみずむし薬でかぶれたことがある人は、他のイミダゾール系成分が配合された
3649 製品も避けるべきである。

3650 ② アモロルフィン塩酸塩、ブテナフィン塩酸塩、テルビナフィン塩酸塩

3651 皮膚糸状菌の細胞膜を構成する成分の産生を妨げることにより、その増殖を抑える。

3652 ③ シクロピロクスオラミン

3653 皮膚糸状菌の細胞膜に作用して、その増殖・生存に必要な物質の輸送機能を妨げ、その
3654 増殖を抑える。

3655 ④ ウンデシレン酸、ウンデシレン酸亜鉛

3656 患部を酸性にすることで、皮膚糸状菌の発育を抑える。

3657 ⑤ ピロールニトリン

3658 菌の呼吸や代謝を妨げることにより、皮膚糸状菌の増殖を抑える。単独での抗真菌作用
3659 は弱いため、他の抗真菌成分と組み合わせて配合される。

3660 ⑥ その他

3661 抗真菌成分としてトルナフタート、エキサラミドが配合されている場合がある。

3662 また、生薬成分として、モクキンピ（アオイ科のムクゲの幹皮を基原とする生薬）のエ
3663 キスも皮膚糸状菌の増殖を抑える作用を期待して用いられる。

3664

3665 【受診勧奨】 ぜにたむしやいんきんたむしで患部が広範囲に及ぶ場合は、自己治療の範囲を
3666 超えており、また、内服抗真菌薬の処方による全身的な治療が必要な場合もあるので、医療
3667 機関（皮膚科）を受診するなどの対応が必要である。

3668 みずむしやたむしに対する基礎的なケアと併せて、みずむし・たむし用薬を2週間位使用
3669 しても症状が良くならない場合には、抗真菌成分に耐性を生じている可能性や、皮膚糸状菌
3670 による皮膚感染でない可能性もある。また、配合成分によっては、^{かゆ}痒み、^{せつ}落屑、^{ほう}ただれ、水疱
3671 など、みずむし・たむしの症状と判別しにくい副作用が現れるものもある。症状が改善しな
3672 い場合には、他のみずむし・たむし用薬に切り換えるようなことはせず、いったん使用を中
3673 止して、医療機関（皮膚科）を受診するなどの対応が必要である。

3674

3675 6) 頭皮・毛根に作用する配合成分

3676 毛髪用薬は、脱毛の防止、育毛、ふけや^{かゆ}痒みを抑えること等を目的として、頭皮に適用する医
3677 薬品である。

3678 毛髪用薬のうち、配合成分やその分量等にかんがみて人体に対する作用が緩和なものについて
3679 は、医薬部外品（育毛剤、養毛剤）として製造販売されているが、「壮年性脱毛症」「円形脱毛
3680 症」「^{ひこう}粧糠性脱毛症」「^び瀰漫性脱毛症」等の疾患名を掲げた効能・効果は、医薬品においてのみ
3681 認められている。

3682 (a) カルプロニウム塩化物

3683 末梢組織（適用局所）においてアセチルコリンに類似した作用（コリン作用）を示し、頭
3684 皮の血管を拡張、毛根への血行を促すことによる発毛効果を期待して用いられる。

3685 アセチルコリンと異なり、コリンエステラーゼ（Ⅸ（眼科用薬）参照。）による分解を受け
 3686 にくく、作用が持続するとされる。副作用として、コリン作用による局所又は全身性の発汗、
 3687 それに伴う寒気、震え、吐きけが現れることがある。

3688 (b) エストラジオール安息香酸エステル

3689 脱毛は男性ホルモンの働きが過剰であることも一因とされているため、女性ホルモンによ
 3690 る脱毛抑制効果を期待して、女性ホルモン成分（Ⅵ（婦人薬）参照。）の一種であるエストラ
 3691 ジオール安息香酸エステルが配合されている場合がある。

3692 毛髪用薬は頭皮における局所的な作用を目的とする医薬品であるが、女性ホルモン成分に
 3693 ついては、頭皮から吸収されて循環血流中に入る可能性を考慮し、妊婦又は妊娠していると
 3694 思われる女性では使用を避けるべきである。

3695 (c) 生薬成分

3696 ① カシュウ

3697 タデ科のツルドクダミの塊根を基原とする生薬で、頭皮における脂質代謝を高めて、余
 3698 分な皮脂を取り除く作用を期待して用いられる。

3699 ② チクセツニンジン

3700 ウコギ科のトチバニンジンの根茎を、通例、湯通ししたものを基原とする生薬で、血行
 3701 促進、抗炎症などの作用を期待して用いられる。

3702 ③ ヒノキチオール

3703 ヒノキ科のタイワンヒノキ、ヒバ等から得られた精油成分で、抗菌、血行促進、抗炎症
 3704 などの作用を期待して用いられる。

3705

3706 **XI 歯や口中に用いる薬**

3707 1 歯痛・歯槽膿漏薬

3708 1) 代表的な配合成分、主な副作用

3709 ● 歯痛薬（外用）

3710 歯痛は、多くの場合、歯の齶蝕^{うしよく}（むし歯）とそれに伴う歯髄炎によって起こる。歯痛薬は、
 3711 歯の齶蝕^{うしよく}による歯痛を応急的に鎮めることを目的とする一般用医薬品であり、歯の齶蝕が修復
 3712 されることはなく、早めに医療機関（歯科）を受診して治療を受けることが基本となる。

3713 (a) 局所麻酔成分

3714 齶蝕^{うしよく}により露出した歯髄を通っている知覚神経の伝達を遮断して痛みを鎮めることを目的
 3715 として、アミノ安息香酸エチル、ジブカイン塩酸塩、テーカイン等の局所麻酔成分が用いら
 3716 れる。

3717 冷感刺激を与えて知覚神経を麻痺^ひさせることによる鎮痛・鎮痒^{よゆう}の効果を期待して、メント
 3718 ール、カンフル、ハッカ油、ユーカリ油等の冷感刺激成分が配合されている場合もある。

3719 (b) 殺菌消毒成分

3720 齧蝕を生じた部分における細菌の繁殖を抑えることを目的として、フェノール、歯科用フ
 3721 ェノールカンフル、木クレオソート、オイゲノール、セチルピリジニウム塩化物等の殺菌消
 3722 毒成分が用いられる。粘膜刺激を生じることがあるため、歯以外の口腔粘膜や唇に付着しな
 3723 いように注意が必要である。

3724 木クレオソートについては、殺菌作用のほか、局所麻酔作用もあるとされる。殺菌作用に
 3725 関する注意等の出題についてはⅢ－2（腸の薬）を参照して作成のこと。

3726 (c) 生薬成分

3727 サンシシはアカネ科のクチナシの果実を基原とする生薬で、抗炎症作用を期待して用いら
 3728 れる。

3729

3730 ● 歯槽膿漏薬

3731 歯と歯肉の境目にある溝（歯肉溝）では細菌が繁殖しやすく、歯肉に炎症を起こすことがある。
 3732 歯肉炎が重症化して、炎症が歯周組織全体に広がると歯周炎（歯槽膿漏）となる。

3733 歯槽膿漏薬は、歯肉炎、歯槽膿漏の諸症状（歯肉からの出血や膿、歯肉の腫れ、むずがゆさ、
 3734 口臭、口腔内の粘り等）の緩和を目的とする医薬品である。患部局所に適用する外用薬のほか、
 3735 内服で用いる歯槽膿漏薬もある。内服薬は、抗炎症成分、ビタミン成分等が配合されたもので、
 3736 外用薬と併せて用いると効果的である。

3737 (a) 外用薬

3738 ① 殺菌消毒成分

3739 歯肉溝での細菌の繁殖を抑えることを目的として、セチルピリジニウム塩化物、クロル
 3740 ヘキシジングルコン酸塩、イソプロピルメチルフェノール、チモール等の殺菌消毒成分が
 3741 配合されている場合がある。これら成分の殺菌消毒作用に関する出題については、X（皮
 3742 膚に用いる薬）を参照して作成のこと。

3743 クロルヘキシジングルコン酸塩が口腔内に適用される場合、まれに重篤な副作用として
 3744 ショック（アナフィラキシー）を生じることがある。（Ⅱ－2（口腔咽喉薬、うがい薬）参
 3745 照。）

3746 殺菌消毒作用のほか、抗炎症作用なども期待して、ヒノキチオール（X（皮膚に用いる
 3747 薬）参照。）やチョウジ油（フトモモ科のチョウジの蕾又は葉を水蒸気蒸留して得た精油）
 3748 が配合されている場合もある。

3749 ② 抗炎症成分

3750 歯周組織の炎症を和らげることを目的として、グリチルリチン酸二カリウム、グリチル
 3751 レチン酸等が配合されている場合がある。これら成分の抗炎症作用等に関する出題につい
 3752 ては、I－1（かぜ薬）及びV－1（痔の薬）を参照して作成のこと。

3753 ステロイド性抗炎症成分が配合されている場合における留意点等に関する出題について
 3754 は、X（皮膚に用いる薬）を参照して作成のこと。なお、口腔内に適用されるため、ステ
 3755 ロイド性抗炎症成分が配合されている場合には、その含有量によらず長期連用を避ける必
 3756 要がある。

3757 ③ 止血成分

3758 炎症を起こした歯周組織からの出血を抑える作用を期待して、カルバゾクロム（V-1
 3759 （痔の薬）参照。）が配合されている場合がある。

3760 ④ 組織修復成分

3761 炎症を起こした歯周組織の修復を促す作用を期待して、アラントインが配合されている
 3762 場合がある。

3763 ⑤ 生薬成分

3764 カミツレ、ラタニア、ミルラ等の生薬成分が配合されている場合がある。

3765 カミツレはキク科のカミツレの頭花を基原とする生薬で、抗炎症、抗菌などの作用を期
 3766 待して用いられる。ラタニア、ミルラに関する出題については、II-2（口腔咽喉薬、う
 3767 がい薬）を参照して作成のこと。

3768 (b) 内服薬

3769 ① 抗炎症成分

3770 歯周組織の炎症を和らげることを目的として、リゾチーム塩酸塩が用いられる。

3771 ~~リゾチーム塩酸塩に関する出題については、I-1（かぜ薬）を参照して作成のこと。~~

3772 ② 止血成分

3773 炎症を起こした歯周組織からの出血を抑える作用を期待して、血液の凝固機能を正常に
 3774 保つ働きがあるフィトナジオン（ビタミンK1）や、カルバゾクロム（V-1（痔の薬）参
 3775 照。）が配合されている場合がある。

3776 ③ 組織修復成分

3777 炎症を起こした歯周組織の修復を促す作用のほか、歯肉炎に伴う口臭を抑える効果も期
 3778 待して、銅クロロフィリンナトリウムが配合されている場合がある。

3779 ④ ビタミン成分

3780 コラーゲン代謝を改善して炎症を起こした歯周組織の修復を助け、また、毛細血管を強
 3781 化して炎症による腫れや出血を抑える効果を期待して、ビタミンC（アスコルビン酸、ア
 3782 スコルビン酸カルシウム等）が配合されている場合がある。

3783 歯周組織の血行を促す効果を期待して、ビタミンE（トコフェロールコハク酸エステル
 3784 カルシウム、トコフェロール酢酸エステル等）が配合されている場合がある。

3785

3786 2) 相互作用、受診勧奨

3787 【相互作用】 外用薬の場合、歯痛薬、歯槽膿漏薬のいずれについても、口腔内に食べ物のかす
3788 などが残っている状態のままでは十分な効果が期待できず、口腔内を清浄にしてから使用する
3789 ことが重要である。また、口腔咽喉薬、含嗽薬などを使用する場合には、十分な間隔を置くこ
3790 とべきである。

3791 内服で用いる歯槽膿漏薬については、同じ又は同種の成分が配合された医薬品（かぜ薬、鎮咳
3792 去痰薬、胃腸薬等）が併用された場合、作用が強すぎたり、副作用が現れやすくなるおそれがある。
3793

3794

3795 【受診勧奨】 歯痛は歯の齶蝕等^{cxlviii}に対する生体の警告信号であり、歯痛薬の使用によって一
3796 時的に和らげることができたとしても、その繰り返しによってやがて歯髓組織が壊死し、状態
3797 の悪化につながるおそれがある。

3798 歯痛は基本的に歯科診療を受けることが優先され、歯痛薬による対処は最小限（旅行中や夜
3799 間など、歯科診療を受けることが困難な場合）にとどめる必要がある。

3800 歯周病（歯肉炎・歯槽膿漏）については、状態が軽いうちは自己治療が可能とされるが、日
3801 頃の十分な歯磨き等によって歯肉溝での細菌の繁殖を抑えることが重要である。ただし、一般
3802 の生活者においては、十分な歯磨きがされたかどうかの判断は必ずしも容易でなく、また、歯
3803 石の沈着等によって歯周病が慢性化しやすくなっている場合もある。歯槽膿漏薬の使用により
3804 症状を抑えられても、しばらくすると症状が繰り返し現れるような場合には、医療機関を受診
3805 するなどの対応が必要である。

3806

3807 2 口内炎用薬

3808 口内炎用薬は、口内炎、舌炎の緩和を目的として口腔内局所に適用される外用薬である。

3809 口内炎や舌炎は、いずれも口腔粘膜に生じる炎症で、代表的な口腔疾患である。口腔の粘膜上
3810 皮に水疱や潰瘍ができて痛み、ときに口臭を伴う。発生の仕組みは必ずしも解明されていないが、
3811 栄養摂取の偏り、ストレスや睡眠不足、唾液分泌の低下、口腔内の不衛生などが要因となって生
3812 じることが多いとされる。また、疱疹ウイルスの口腔内感染による場合や、医薬品の副作用とし
3813 て口内炎を生じる場合もある。

3814 1) 代表的な配合成分、主な副作用

3815 (a) 抗炎症成分

3816 口腔粘膜の炎症を和らげることを目的として、グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレ
3817 チン酸等の抗炎症成分が用いられる。また、口腔粘膜の組織修復を促す作用を期待して、ア

cxlviii 歯の齶蝕のほか、第三大臼歯（親知らず）の伸長による痛みも、歯痛として認識されることがある。第三大臼歯（親知らず）の伸長による痛みの場合、歯痛薬（外用）の効果は期待できない。

- 3818 ズレンスルホン酸ナトリウム（水溶性アズレン）が配合されている場合もある。
- 3819 ステロイド性抗炎症成分が配合されている場合における留意点等に関する出題については、
- 3820 X（皮膚に用いる薬）を参照して作成のこと。なお、口腔内に適用されるため、ステロイド
- 3821 性抗炎症成分が配合されている場合には、その含有量によらず長期連用を避ける必要がある。
- 3822 (b) 殺菌消毒成分
- 3823 患部からの細菌感染を防止することを目的として、セチルピリジニウム塩化物、クロルヘ
- 3824 キシジン塩酸塩、アクリノール、ポビドンヨード等が配合されている場合がある。
- 3825 (c) 生薬成分
- 3826 シコンは、ムラサキ科のムラサキの根を基原とする生薬で、組織修復促進、抗菌などの作
- 3827 用を期待して用いられる。
- 3828
- 3829 ● 漢方処方製剤（内服）
- 3830 【茵陳蒿湯】 体力中等度以上で口渴があり、尿量少なく、便秘するものの蕁麻疹、口内炎、湿疹・
- 3831 皮膚炎、皮膚のかゆみに適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、
- 3832 胃腸が弱く下痢しやすい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きと
- 3833 される。
- 3834 構成生薬としてダイオウを含む。ダイオウを含む漢方処方に共通する留意点に関する出題に
- 3835 ついては、Ⅲ－2（腸の薬）を参照して作成のこと。
- 3836 まれに重篤な副作用として肝機能障害が起こることが知られている。
- 3837 短期間の使用に限られるものではないが、1週間位使用しても症状の改善がみられないとき
- 3838 は、いったん使用を中止して専門家に相談するなどの対応が必要である。蕁麻疹に用いる場合
- 3839 の留意点に関する出題については、Ⅶ（内服アレルギー用薬）を参照して作成のこと。
- 3840
- 3841 2) 相互作用、受診勧奨
- 3842 【相互作用】 口腔内を清浄にしてから使用することが重要であり、口腔咽喉薬、含嗽薬などを
- 3843 使用する場合には、十分な間隔を置くべきである。
- 3844 内服して用いる漢方処方製剤における相互作用に関する一般的な事項については、XIV（漢
- 3845 方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。
- 3846
- 3847 【受診勧奨】 口内炎や舌炎は、通常であれば1～2週間で自然寛解するが、一度に複数箇所に
- 3848 発生して食事に著しい支障を来すほどの状態であれば、医療機関を受診するなどの対応が必要
- 3849 である。
- 3850 口内炎や舌炎が長期間にわたって症状が長引いている場合には、口腔粘膜に生じた腫瘍であ

3851 る可能性もある。また、再発を繰り返す場合には、ペーチェット病^{cxlix}などの可能性も考えられ
3852 るので、医療機関を受診するなどの対応が必要である。

3853 何らかの疾病のため医療機関で治療を受けている人では、処方された薬剤による副作用であ
3854 る可能性も考慮し、治療を行っている医師又は処方薬の調剤を行った薬剤師に相談するなどの
3855 対応が必要である。

3856 一般用医薬品にも副作用として口内炎等が現れることがあるものがあるが、一般の生活者に
3857 においては、それが副作用による症状と認識されずに、口内炎用薬による対処を図ろうとするこ
3858 とも考えられる。医薬品の販売等に従事する専門家においては、口内炎用薬を使用しようとする
3859 人における状況の把握に努めることが重要である。

3860

3861 X II 禁煙補助剤

3862 1) 喫煙習慣とニコチンに関する基礎知識

3863 タバコの煙に含まれるニコチンは、肺胞の毛細血管から血液中に取り込まれると、すみやかに
3864 脳内に到達し、脳の情動を司る部位に働いて覚醒、リラックス効果などをもたらす。

3865 習慣的な喫煙により、喫煙していないと次第に体の調子が悪く感じられるようになり、血中ニ
3866 コチン濃度の低下によって、イライラ感、集中困難、落ち着かない等のニコチン離脱症状（禁断
3867 症状）が現れ、喫煙習慣からの離脱（禁煙）が困難になる。

3868 禁煙を達成するには、本人の禁煙の意思に加えて、ニコチン離脱症状を軽減するニコチン置換
3869 療法が有効とされる。ニコチン置換療法は、ニコチンの摂取方法を喫煙以外に換えて離脱症状の
3870 軽減を図りながら徐々に摂取量を減らし、最終的にニコチン摂取をゼロにする方法である。

3871 禁煙補助剤は、ニコチン置換療法に使用される、ニコチンを有効成分とする医薬品である。噛む
3872 ことにより口腔内でニコチンが放出され、口腔粘膜から吸収されて循環血液中に移行する咀嚼剤
3873 と、1日1回皮膚に貼付することによりニコチンが皮膚を透過して血中に移行するパッチ製剤が
3874 ある。

3875 咀嚼剤は、菓子のガムのように噛むと唾液が多く分泌され、ニコチンが唾液とともに飲み込ま
3876 れてしまい、口腔粘膜からの吸収が十分なされず、また、吐きけや腹痛等の副作用が現れやす
3877 なる^{cl}ため、ゆっくりと断続的に噛むこととされている。なお、大量に使用しても禁煙達成が早ま
3878 るものでなく、かえってニコチン過剰摂取による副作用のおそれがあるため、1度に2個以上の
3879 使用は避ける必要がある。

3880 顎の関節に障害がある人では、使用を避ける必要がある。口内炎や喉の痛み・腫れの症状があ
3881 る場合には、口内・喉の刺激感等の症状が現れやすくなる。

^{cxlix} 口腔粘膜の潰瘍を初期症状とする全身性の疾患で、外陰部潰瘍、皮膚症状（全身の皮膚に湿疹や小膿疱ができる）、眼症状（炎症を起こし、最悪の場合失明に至る）等を引き起こす。

^{cl} 噛みすぎて唾液が出過ぎたときは、飲み込まずにティッシュ等に吐き出すこととされている。

3882 脳梗塞・脳出血等の急性期脳血管障害、重い心臓病等の基礎疾患がある人（3ヶ月以内の心筋
3883 梗塞発作がある人、重い狭心症や不整脈と診断された人）では、循環器系に重大な悪影響を及ぼ
3884 すおそれがあるため、使用を避ける必要がある。

3885 うつ病と診断されたことのある人では、禁煙時の離脱症状により、うつ症状を悪化させること
3886 があるため、使用を避ける必要がある。

3887 妊婦又は妊娠していると思われる女性、母乳を与える女性では、摂取されたニコチンにより胎
3888 児又は乳児に影響が生じるおそれがあるため、使用を避ける必要がある。

3889 非喫煙者では、一般にニコチンに対する耐性がないため、吐きけ、めまい、腹痛などの症状が
3890 現れやすく、誤って使用されることのないよう注意する必要がある。

3891

3892 2) 主な副作用、相互作用、禁煙達成へのアドバイス・受診勧奨

3893 【主な副作用】 口内炎、喉の痛み、消化器症状（悪心・嘔吐、食欲不振、下痢）、皮膚症状（発
3894 疹・発赤、掻痒感）、精神神経症状（頭痛、めまい、思考減退、眠気）、循環器症状（動悸）、そ
3895 の他胸部不快感、胸部刺激感、顔面紅潮、顔面浮腫、気分不良などが現れることがある。

3896 【相互作用】 口腔内が酸性になるとニコチンの吸収が低下するため、コーヒーや炭酸飲料など
3897 口腔内を酸性にする食品を摂取した後しばらくは使用を避けることとされている。

3898 ニコチンは交感神経系を興奮させる作用を示し、アドレナリン作動成分が配合された医薬品
3899 （鎮咳去痰薬、鼻炎用薬、痔疾用薬等）との併用により、その作用を増強させるおそれがある。

3900 禁煙補助剤は、喫煙を完全に止めたいうへ使用することとされており、特に、使用中又は使用
3901 直後の喫煙は、血中のニコチン濃度が急激に高まるおそれがあり、避ける必要がある。また、
3902 他のニコチン含有製剤が併用された場合も、同様にニコチンの過剰摂取となるおそれがある。

3903 心臓疾患（心筋梗塞、狭心症、不整脈）、脳血管障害（脳梗塞、脳出血時等）、バージャー病^{cli}
3904 （末梢血管障害）、高血圧、甲状腺機能障害、褐色細胞腫、糖尿病（インスリン製剤^{clii}を使用し
3905 ている人）、咽頭炎、食道炎、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病又は腎臓病の診断を受けた人では、使
3906 用している治療薬の効果に影響を生じたり、症状を悪化させる可能性があるため、禁煙補助剤
3907 を使用する前にその適否につき、治療を行っている医師又は処方薬を調剤した薬剤師に相談す
3908 るなどの対応が必要である。

3909

3910 【禁煙達成へのアドバイス・受診勧奨】 禁煙に伴うイライラ感、集中困難、落ち着かないなど
3911 のニコチン離脱症状は、通常、禁煙開始から1～2週間の間起きることが多い。日常生活の
3912 中では、日々感じるストレスに対して、喫煙以外のリラックス法を実践すること、スポーツ、
3913 散歩、趣味等のタバコを忘れる努力をすることなどが有益とされる。

^{cli} 末梢動脈に炎症が生じて、末梢部に潰瘍や壊疽を引き起こす病気。

^{clii} ニコチンがインスリンの血糖降下作用に拮抗して、効果を妨げるおそれがある。

3914 禁煙補助剤によりニコチン離脱症状を軽減しながら、徐々にその使用量を減らしていくこと
3915 とし、初めから無理に減らそうとしないほうが、結果的に禁煙達成につながるとされる。ただ
3916 し、禁煙補助剤は長期間にわたって使用されるべきものでなく、添付文書で定められた期限を
3917 超える使用は避けるべきである。

3918 医薬品の販売等に従事する専門家においては、禁煙補助剤の使用により禁煙達成が困難なほ
3919 どの重度の依存を生じている場合には、ニコチン依存症の治療を行う禁煙外来の受診を勧める
3920 ことも考慮に入れるべきである。

3921

3922 XⅢ 滋養強壮保健薬

3923 1) 医薬品として扱われる保健薬

3924 滋養強壮保健薬は、体調の不調を生じやすい状態や体質の改善、特定の栄養素の不足による症
3925 状の改善又は予防等を目的として、ビタミン成分、カルシウム、アミノ酸、生薬成分等が配合さ
3926 れた医薬品である。

3927 同様にビタミン等の補給を目的とするものとして医薬部外品の保健薬があるが、それらの効
3928 能・効果の範囲は、滋養強壮、虚弱体質の改善、病中・病後の栄養補給等に限定されている。神
3929 経痛、筋肉痛、関節痛、しみ・そばかす等のような特定部位の症状に対する効能・効果について
3930 は、医薬品においてのみ認められている。

3931 また、医薬部外品の保健薬は配合成分や分量は人体に対する作用が緩和なものに限られ、カシ
3932 ュウ、ゴオウ、ゴミシ、ジオウ、ロクジョウ等の生薬成分については、医薬品においてのみ認め
3933 られている。ビタミン成分に関しても、1日最大量が既定値を超えるものは、医薬品としてのみ
3934 認められている。

3935

3936 2) ビタミン、カルシウム、アミノ酸等の働き、主な副作用

3937 (a) ビタミン成分

3938 滋養強壮保健薬のうち、1種類以上のビタミンを主薬とし、そのビタミンの有効性が期待
3939 される症状及びその補給に用いられることを目的とする内服薬を、ビタミン主薬製剤（いわ
3940 ゆるビタミン剤）という。

3941 ビタミンは、「微量（それ自体エネルギー源や生体構成成分とならない）で体内の代謝に重
3942 要な働きを担うにもかかわらず、生体が自ら産生することができない、又は産生されても不
3943 十分であるため外部から摂取する必要がある化合物」と定義される。これに対し、不足した
3944 場合に欠乏症を生じるかどうか明らかにされていないが、微量でビタミンと同様に働く又は
3945 ビタミンの働きを助ける化合物については「ビタミン様物質」と呼ばれる。

3946 ビタミン成分等は、多く摂取したからといって適用となっている症状の改善が早まるもの
3947 でなく、むしろ脂溶性ビタミンでは、過剰摂取により過剰症を生じるおそれがある。

3948 ① ビタミンA

3949 ビタミンAは、夜間視力を維持したり、皮膚や粘膜の機能を正常に保つために重要な栄
3950 養素である。

3951 ビタミンA主薬製剤は、レチノール酢酸エステル、レチノールパルミチン酸エステル、
3952 ビタミンA油、肝油等が主薬として配合された製剤で、目の乾燥感、夜盲症（とり目）の
3953 症状の緩和、また、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時、発育期等のビタミンAの補給
3954 に用いられる。

3955 一般用医薬品におけるビタミンAの1日分量は4000国際単位が上限となっているが、
3956 妊娠3ヶ月前から妊娠3ヶ月までの間にビタミンAを1日10000国際単位以上摂取し
3957 た妊婦から生まれた新生児において先天異常の割合が上昇したとの報告がある。そのため、
3958 妊娠3ヶ月以内の妊婦、妊娠していると思われる女性及び妊娠を希望する女性では、医薬
3959 品以外からのビタミンAの摂取^{cliii}を含め、過剰摂取に留意する必要がある。

3960 ② ビタミンD

3961 ビタミンDは、腸管でのカルシウム吸収及び尿細管でのカルシウム再吸収を促して、骨
3962 の形成を助ける栄養素である。

3963 ビタミンD主薬製剤は、エルゴカルシフェロール又はコレカルシフェロールが主薬とし
3964 て配合された製剤で、骨歯の発育不良、くる病^{cliv}の予防、また妊娠・授乳期、発育期、老
3965 年期のビタミンDの補給に用いられる。

3966 ビタミンDの過剰症としては、高カルシウム血症、異常石灰化が知られている。高カル
3967 シウム血症は、血液中のカルシウム濃度が非常に高くなった状態で、自覚症状がないこと
3968 もあるが、初期症状としては、便秘、吐きけ、嘔吐^{おう}、腹痛、食欲減退、多尿等が現れる。

3969 ③ ビタミンE

3970 ビタミンEは、体内の脂質を酸化から守り、細胞の活動を助ける栄養素であり、血流を
3971 改善させる作用もある。

3972 ビタミンE主薬製剤は、トコフェロール、トコフェロールコハク酸エステル、トコフェ
3973 ロール酢酸エステル等が主薬として配合された製剤で、末梢血管障害による肩・首すじの
3974 こり、手足のしびれ・冷え、しもやけの症状の緩和、更年期における肩・首すじのこり、
3975 冷え、手足のしびれ、のぼせ、月経不順の症状の緩和、又は老年期におけるビタミンEの
3976 補給に用いられる。

3977 ビタミンEは下垂体や副腎系に作用してホルモン分泌の調節に関与するとされており、
3978 ときに生理が早く来たり、経血量が多くなったりすることがある。この現象は内分泌のバ

^{cliii} 人参などの野菜類に含まれるβ-カロテンは、体内に入ると、必要な分だけがビタミンAに転換されるため、ビタミンAの過剰摂取につながる心配はないとされる。

^{cliv} ビタミンDの代謝障害によって、カルシウムやリンの吸収が進まなくなるために起こる乳幼児の骨格異常。

3979 ランス調整による一時的なものであるが、出血が長く続く場合には他の原因による不正出
 3980 血（Ⅵ（婦人薬）参照。）も考えられるため、医療機関を受診して専門医の診療を受けるな
 3981 どの対応が必要である。

3982 ④ ビタミンB1

3983 ビタミンB1は、炭水化物からのエネルギー産生に不可欠な栄養素で、神経の正常な働
 3984 きを維持する作用がある。また、腸管運動を促進する働きもある。

3985 ビタミンB1主薬製剤は、チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物、ビスチアミン硝酸
 3986 塩、チアミンジスルフィド、フルスルチアミン塩酸塩、ビスイブチアミン等が主薬として
 3987 配合された製剤で、神経痛、筋肉痛・関節痛（腰痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ、
 3988 便秘、眼精疲労、脚気の症状の緩和、また、肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力
 3989 低下時におけるビタミンB1の補給に用いられる。

3990 ⑤ ビタミンB2

3991 ビタミンB2は、脂質の代謝に関与し、皮膚や粘膜の機能を正常に保つために重要な栄
 3992 養素である。

3993 ビタミンB2主薬製剤は、リボフラビン酪酸エステル、フラビンアデニンジヌクレオチ
 3994 ドナトリウム、リボフラビンリン酸エステルナトリウム等が主薬として配合された製剤で、
 3995 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、ただれ、にきび、肌荒れ、赤鼻、
 3996 目の充血、目の痒みの症状の緩和、また、肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力低
 3997 下時におけるビタミンB2の補給に用いられる。ビタミンB2の摂取により、尿が黄色くな
 3998 ることがある。

3999 ⑥ ビタミンB6

4000 ビタミンB6は、タンパク質の代謝に関与し、皮膚や粘膜の健康維持、神経機能の維持
 4001 に重要な栄養素である。

4002 ビタミンB6主薬製剤は、ピリドキシン塩酸塩又はピリドキサルリン酸エステルが主
 4003 薬として配合された製剤で、口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、た
 4004 だれ、にきび、肌荒れ、手足のしびれの症状の緩和、また、妊娠・授乳期、病中病後の体
 4005 力低下時におけるビタミンB6の補給に用いられる。

4006 ⑦ ビタミンB12

4007 ビタミンB12は、赤血球の形成を助け、また、神経機能を正常に保つために重要な栄
 4008 養素である。

4009 シアノコバラミン、ヒドロキソコバラミン塩酸塩等として、ビタミン主薬製剤、貧血用
 4010 薬等に配合されている。

4011 ⑧ ビタミンC

4012 ビタミンCは、体内の脂質を酸化から守る作用（抗酸化作用）を示し、皮膚や粘膜の機

4013 能を正常に保つために重要な栄養素である。メラニンの産生を抑える働きもあるとされる。
 4014 ビタミンC主薬製剤は、アスコルビン酸、アスコルビン酸ナトリウム又はアスコルビン
 4015 酸カルシウムが主薬として配合された製剤で、しみ、そばかす、日焼け・かぶれによる色
 4016 素沈着の症状の緩和、歯ぐきからの出血・鼻出血の予防、また、肉体疲労時、妊娠・授乳
 4017 期、病中病後の体力低下時、老年期におけるビタミンCの補給に用いられる。

4018 ⑨ その他

4019 皮膚や粘膜などの機能を維持することを助ける栄養素として、ナイアシン（ニコチン酸
 4020 アミド、ニコチン酸）、パントテン酸カルシウム、ビオチン等が配合されている場合がある。

4021 (b) カルシウム成分

4022 カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素であり、筋肉の収縮、血液凝固、神経機能にも
 4023 関与する。

4024 カルシウム主薬製剤は、クエン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、乳酸カルシウム、
 4025 沈降炭酸カルシウム等が主薬として配合された製剤で、虚弱体質、腺病質^{clv}における骨歯の
 4026 発育促進、妊娠・授乳期の骨歯の脆弱^{ぜい}予防に用いられる。

4027 カルシウムの過剰症としては、高カルシウム血症が知られている。カルシウムを含む成分
 4028 は、胃腸薬等、カルシウムの補給を目的としない医薬品においても配合されており、併用
 4029 によりカルシウムの過剰摂取を生じることのないよう留意される必要がある。

4030 (c) アミノ酸成分等

4031 ① システイン

4032 髪や爪、肌などに存在するアミノ酸の一種で、皮膚におけるメラニンの生成を抑えると
 4033 ともに、皮膚の新陳代謝を活発にしてメラニンの排出を促す働き、また、肝臓においてア
 4034 ルコールを分解する酵素の働きを助け、アセトアルデヒドと直接反応して代謝を促す働き
 4035 があるとされる。

4036 システイン又はシステイン塩酸塩が主薬として配合された製剤は、しみ・そばかす・日
 4037 焼けなどの色素沈着症、全身倦怠^{けん}、二日酔い、にきび、湿疹^{しん}、蕁麻疹^{じん しん}、かぶれ等の症状の
 4038 緩和に用いられる。

4039 ② アミノエチルスルホン酸（タウリン）

4040 筋肉や脳、心臓、目、神経等、体のあらゆる部分に存在し、細胞の機能が正常に働くた
 4041 めに重要な物質である。肝臓機能を改善する働きがあるとされ、滋養強壮保健薬等に配合
 4042 されている場合がある。

4043 ③ アスパラギン酸ナトリウム

4044 アスパラギン酸が生体におけるエネルギーの産生効率を高めるとされ、骨格筋の疲労の
 4045 原因となる乳酸の分解を促す等の働きを期待して用いられる。

^{clv} 貧血等になりやすい虚弱・無力体質。

4046 (d) その他の成分

4047 ヘスペリジンはビタミン様物質のひとつで、ビタミンCの吸収を助ける等の作用があると
4048 され、滋養強壮保健薬のほか、かぜ薬等にも配合されている場合がある。

4049 コンドロイチン硫酸は軟骨組織の主成分で、軟骨成分を形成及び修復する働きがあるとさ
4050 れる。コンドロイチン硫酸ナトリウムとして関節痛、筋肉痛等の改善を促す作用を期待して
4051 ビタミンB1等と組み合わせて配合されている場合がある。

4052 グルクロノラクトンは、肝臓の働きを助け、肝血流を促進する働きがあり、全身倦怠感や
4053 疲労時の栄養補給を目的として配合されている場合がある。

4054 ガンマ-オリザノールは、米油及び米胚芽油から見出された抗酸化作用を示す成分で、ビタ
4055 ミンE等と組み合わせて配合されている場合がある。

4056 カルニチン塩化物に関する出題については、Ⅲ（胃腸に作用する薬）を参照して作成のこ
4057 と。

4058

4059 3) 代表的な配合生薬等、主な副作用

4060 ● 生薬成分

4061 ニンジン、ジオウ、トウキ、センキュウが既定値以上配合されている生薬主薬保健薬につい
4062 ては、虚弱体質、肉体疲労、病中病後（又は、病後の体力低下）のほか、胃腸虚弱、食欲不振、
4063 血色不良、冷え症における滋養強壯の効能が認められている。

4064 また、数種類の生薬をアルコールで抽出した薬用酒も、滋養強壯を目的として用いられる。
4065 血行を促進させる作用があることから、手術や出産の直後等で出血しやすい人では使用を避け
4066 る必要がある。また、アルコールを含有するため、服用後は乗り物又は機械類の運転操作等を
4067 避ける必要がある。

4068 (a) ニンジン

4069 ウコギ科のオタネニンジンの細根を除いた根又はこれを軽く湯通ししたものを基原とする
4070 生薬で、オタネニンジンの根を蒸したものを基原とする生薬をコウジンということもある。

4071 別名を高麗人参、朝鮮人参とも呼ばれる。神経系の興奮や副腎皮質の機能亢進等の作用によ
4072 り、外界からのストレス刺激に対する抵抗力や新陳代謝を高めるとされる。

4073 (b) ジオウ、トウキ、センキュウ

4074 これら生薬成分に関する出題については、Ⅵ（婦人薬）を参照して作成のこと。

4075 (c) ゴオウ、ロクジョウ

4076 これら生薬成分に関する出題については、Ⅳ-1（強心薬）を参照して作成のこと。

4077 (d) インヨウカク、ハンピ

4078 インヨウカク（メギ科のエピメディウム・ブレビコルヌム、ホザキイカリソウ、キバナイ
4079 カリソウ、イカリソウ、トキワイカリソウ等の地上部を基原とする生薬）、ハンピ（内臓を

4080 取り除いたマムシを基原とする生薬）は、強壯、血行促進、強精（性機能の亢進）等の作用を
4081 期待して用いられる。

4082 (e) ヨクイニン

4083 イネ科のハトムギの種皮を除いた種子を基原とする生薬で、肌荒れやいぼに用いられる。

4084 ビタミンB2主薬製剤やビタミンB6主薬製剤、瀉下薬等の補助成分として配合されてい
4085 る場合もある。

4086 (f) その他

4087 主に強壯作用を期待して、以下のような生薬成分が配合されている場合もある。

4088 i) タイソウ：クロウメモドキ科のナツメの果実を基原とする生薬

4089 ii) ゴミシ：マツブサ科のチョウセンゴミシの果実を基原とする生薬

4090 iii) サンシュユ：ミズキ科のサンシュユの偽果の果肉を基原とする生薬

4091 iv) サンヤク：ヤマノイモ科のヤマノイモ又はナガイモの周皮を除いた根茎（担根体）を基
4092 原とする生薬

4093 v) オウギ：マメ科のキバナオウギ又はナイモウオウギ等の根を基原とする生薬

4094 vi) カシュウ：X（皮膚に用いる薬）参照。

4095

4096 ● 漢方処方製剤

4097 滋養強壯に用いられる主な漢方処方製剤として、十全大補湯、補中益気湯がある。いずれ
4098 も構成生薬としてカンゾウを含んでいる。カンゾウが含まれる漢方処方製剤に共通する留意点
4099 に関する出題については、II-1（咳止め・痰を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。

4100 漢方処方製剤は、症状の原因となる体質の改善を主眼としているため、比較的長期間（1ヶ
4101 月位）服用されることがある。その場合に共通する留意点に関する出題については、XIV-1
4102 （漢方処方製剤）を参照して作成のこと。

4103 (a) 十全大補湯

4104 体力虚弱なものの病後・術後の体力低下、疲労倦怠、食欲不振、寝汗、手足の冷え、貧血
4105 に適すとされるが、胃腸の弱い人では、胃部不快感の副作用が現れやすい等、不向きとさ
4106 れる。

4107 まれに重篤な副作用として、肝機能障害を生じることが知られている。

4108 (b) 補中益気湯

4109 体力虚弱で元気がなく、胃腸の働きが衰えて、疲れやすいものの虚弱体質、疲労倦怠、病後・
4110 術後の衰弱、食欲不振、寝汗、感冒に適すとされる。

4111 まれに重篤な副作用として、間質性肺炎、肝機能障害を生じることが知られている。

4112

4113 4) 相互作用、受診勧奨

4114 【相互作用】 滋養強壮保健薬は、多く摂取したからといって適用となっている症状の改善が早
4115 まるものでなく、また、滋養強壮の効果が高まるものでもない。

4116 漢方処方製剤、生薬成分が配合された医薬品における相互作用に関する一般的な事項につい
4117 ては、XIV（漢方処方製剤・生薬製剤）を参照して問題作成のこと。

4118

4119 【受診勧奨】 滋養強壮保健薬は、ある程度継続して使用されることによって効果が得られる性
4120 質の医薬品であるが、1ヶ月位服用しても症状の改善がみられない場合には、栄養素の不足以
4121 外の要因が考えられるため、漫然と使用を継続することなく、症状によっては医療機関を受診
4122 する等、適切な対処が図られることが重要である。

4123 肩・首筋のこり、関節痛、筋肉痛、神経痛、手足のしびれについては、ナトリウムやカリウ
4124 ム等の電解質バランスの乱れによっても生じる。また、痛み等を感じる部位が、問題のある部
4125 位と必ずしも一致しない場合があり^{clvi}、症状が慢性化しているような場合には、医師の診療を
4126 受けるなどの対応が必要である。その他、肩・首筋のこり、関節痛等の症状に対する受診勧奨
4127 に関する出題については、I-2（解熱鎮痛薬）、X（皮膚に用いる薬）を参照して作成のこと。

4128 目の乾燥感、眼精疲労、目の充血については、涙腺の異常、あるいはシェーグレン症候群^{clvii}
4129 のような涙腺に障害を及ぼす全身疾患によるものである場合があり、医療機関を受診して専門
4130 医の診療を受けるなどの対応が必要である。

4131 口内炎、口角炎、口唇炎、舌炎については、水痘・帯状疱疹^{ほうしん}の感染が再燃・鎮静を繰り返し
4132 ている場合があり、重症化した場合には、医師の診療を受ける必要がある。その他、口内炎等
4133 の症状に対する受診勧奨に関する出題については、XI-2（口内炎用薬）を参照して作成の
4134 こと。

4135 肌荒れ、にきび、湿疹^{しん}、皮膚炎、かぶれについては、それぞれの原因に対する防御策が図ら
4136 れることが重要であり、X（皮膚に用いる薬）を参照して問題作成のこと。

4137 しみ、そばかす、日焼け・かぶれによる色素沈着については、皮膚にある色素の点（特に、
4138 黒又は濃い色のもの）が次第に大きくなったり、形や色が変化してきたような場合には、悪性
4139 黒色腫^{clviii}のような重大な病気の可能性も考えられるので、早期に医療機関を受診して専門医の
4140 診療を受けるなどの対応が必要である。その他、皮膚症状に対する受診勧奨に関する出題につ
4141 いては、VII（内服アレルギー用薬）、X（皮膚に用いる薬）を参照して作成のこと。

4142

clvi 体のいくつかの場所からの信号が同じ神経経路を通過して脊髄から脳へと伝わるため、痛み等が離れた部位に感じられること
がある。例えば、腎臓、膀胱^{ぼうこう}、子宮、前立腺等の痛みが、腰痛として感じられることがある。

clvii 唾液腺や涙腺等の体液の分泌腺に白血球が浸潤して腺組織に障害を引き起こす病気。

clviii 皮膚癌^{がん}の一種で、メラニン産生細胞（メラノサイト）由来の悪性腫瘍である。

4143 **XIV 漢方処方製剤・生薬製剤**

4144 1 漢方処方製剤

4145 1) 漢方の特徴・漢方薬使用における基本的な考え方

4146 古来に中国から伝わり、日本において発展してきた日本の伝統医学が漢方医学であり、後ほど
4147 西洋から日本に入ってきた蘭方（西洋医学）と区別するためにこの名前がつけられた。

4148 漢方薬は、漢方医学で用いる薬剤全体を概念的に広く表現する時に用いる言葉で、漢方医学の
4149 考え方に沿うように、基本的に生薬を組み合わせで構成された漢方処方に基づく漢方処方製剤（漢
4150 方方剤）として存在する。注意しなくてはならないのは、現代中国で利用されている中医学に基
4151 づく薬剤は、漢方薬ではなく、中薬と呼ばれ、漢方薬とは明らかに別物であることである^{clix}。ま
4152 た、韓国の伝統医学は韓医学と呼ばれ、同様にそこで用いられている薬剤は、韓方薬で、これも
4153 漢方薬とは区別されている。

4154 漢方処方は、処方全体としての適用性等、その性質からみて処方自体が一つの有効成分として
4155 独立したものという見方をすべきものである。漢方薬は、使用する人の体質や症状その他の状態
4156 に適した処方を既成の処方の中から選択して用いられる。現代では、漢方処方製剤の多くは、処
4157 方に基づく生薬混合物の浸出液を濃縮して調製された乾燥エキス製剤を散剤等に加工して市販さ
4158 れているが、軟エキス剤、伝統的な煎剤用の刻み生薬の混合物、処方に基づいて調製された丸剤
4159 等も存在する。なお、漢方医学の考え方に基づかない、生薬を使用した日本の伝統薬も存在し、
4160 漢方処方製剤と合わせて、生薬製剤と呼ばれる。

4161 漢方薬を使用する場合、漢方独自の病態認識である「証」に基づいて用いることが、有効性及
4162 び安全性を確保するために重要である。漢方の病態認識には虚実、陰陽、気血水、五臓などがあ
4163 る。一般用に用いることが出来る漢方処方、現在 270 処方程度であるが、平成 20 年の審査管理
4164 課長通知により、医薬品の効能効果の表現に、この「証」の考え方を盛り込んだ見直しが行われ
4165 た。この見直しでは、一般用であることを考慮して、「証」という漢方の専門用語を使用するこ
4166 とを避け、「しぼり」（使用制限）として記載が行われている。例えば、虚実の概念は次のよう
4167 に表現してある。

4168 (a) 実の病態が適応となるものには：体力が充実して

4169 (b) 虚実の尺度で中間の病態が適応となるものには：体力中等度で

4170 (c) 虚の病態が適応となるものには：体力虚弱で

4171 (d) 虚実に関わらず幅広く用いられるものについては：体力に関わらず

4172 個々の漢方処方の適応病態は虚実という尺度で見ると、裾野を広げた山のような形をしており、
4173 しかも裾野の狭いものや広いものがある。従って、裾野が虚実中間から実に分布するものについ

^{clix}中医学は、日本において発展してきた漢方医学と基は同じであるが、中国において発展してきたものであり、漢方医学とは考え方等が異なっている。中医学で使用する薬を中薬と呼び、個々の使用する人に応じて、生薬を組み合わせたものが用いられる他、中医学の考え方に基づき近年では工業的に製剤化されたもの（中成薬）ものも存在する。中薬のほとんどは、日本では医薬品として認められていない。

4174 ては「体力中等度以上で」と表現されており、逆に裾野が虚実中間から虚の病態に分布するもの
4175 は「体力中等度以下で」等と表現されるなど、一それぞれの処方に適した表現がなされている。

4176 また、陰陽の概念で、「陽」の病態を適応とするものは「のぼせがみで顔色が赤く」などの熱
4177 症状として表現され、また「陰」の病態は「疲れやすく冷えやすいものの」などの寒性の症状を
4178 示す表現で示されている。さらに、五臓の病態は漢方で言う「脾胃虚弱」の病態が適応となるも
4179 のには「胃腸虚弱で」と記されており、「肝陽上亢」のような肝の失調状態が適応となるものに
4180 は「いらいらして落ち着きのないもの」などと表現されている。また、気血水についても、「口
4181 渇があり、尿量が減少するもの」（水毒）、「皮膚の色つやが悪く」（血虚）などの表現を用い
4182 て適宜「しぼり」に組み入れられている。

4183 繰り返すが、漢方処方製剤を利用する場合、患者の「証」に合った漢方処方が選択されれば効
4184 果が期待できるが、合わないものが選択された場合には、効果が得られないばかりでなく、副作
4185 用を招きやすくなる。そのため、それぞれの製剤について、その効能効果の欄に記載されている
4186 「証」の概念を良く理解し、漢方薬が使用される人の体質と症状を十分に踏まえ、処方が選択さ
4187 れることが重要となる。従って、一般の生活者が一般用医薬品として漢方薬を購入する際には、
4188 漢方処方製剤を使用しようとする人の「証」（体質及び症状）を理解し、その「証」にあった漢方
4189 処方を選択することが出来るよう、医薬品の販売等に従事する専門家が助言を行い、漢方処方製
4190 剤の適正使用を促していくことが重要である。

4191 一般の生活者においては、「漢方薬はすべからく作用が穏やかで、副作用が少ない」などという
4192 誤った認識がなされていることがあり、副作用を看過する要因となりやすい^{clx}。しかし、漢方処
4193 方製剤においても、間質性肺炎や肝機能障害のような重篤な副作用が起きることがあり、また、
4194 証に適さない漢方処方製剤が使用されたために、症状の悪化や副作用を引き起こす場合もある。

4195 医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等が、「漢方薬は副作用が少ない」などと
4196 いった誤った考えで使用することを避け、適切な医薬品を選択することが出来るよう、積極的な
4197 情報提供を行うことに努める必要がある。

4198 なお、漢方処方製剤は、用法用量において適用年齢の下限が設けられていない場合であっても、
4199 生後3ヶ月未満の乳児には使用しないこととされている。

4200 漢方処方製剤は、症状の原因となる体質の改善を主眼としているものが多く、比較的長期間（1
4201 ヶ月位）継続して服用されることがある。また、漢方処方製剤によっては、服用によりまれに症
4202 状が進行することがあるものもある。その漢方処方が適しているかを見極めるためにも、一定期
4203 間使用した後も、専門家に相談する等、症状の経過や副作用の発現に留意されることが重要であ
4204 る。

^{clx}漢方医学を含む東洋医学では、治療効果が現れる過程で一時的に病状が悪化する等の身体の不調（^{めいげん}瞑眩）を生じ、その後病気が完全に治るとの考え方がなされることもあり、一般の生活者においては重篤な副作用の初期症状を看過する要因となりやすい。

4205

4206 2) 代表的な漢方処方製剤、適用となる症状・体質、主な副作用

4207 I～XⅢに記載された漢方処方製剤以外の代表的な漢方処方製剤として、以下のものから出題
 4208 することができる。構成生薬としてカンゾウ又はマオウを含む漢方処方に共通する留意点に関する
 4209 出題については、Ⅱ－1（咳止め・痰^{せき}を出しやすくする薬）を参照して作成のこと。構成生薬
 4210 としてダイオウを含む漢方処方に共通する留意点に関する出題については、Ⅲ－2（腸の薬）を
 4211 参照して作成のこと。

4212 なお、肥満症又は肥胖症^{ほん}clxiに用いられる漢方処方製剤（防己黄耆湯^{ぼういおうぎとう}、防風通聖散^{ぼうふうつうしょうさん}、大柴胡湯^{だいさいことう}）
 4213 については、どのような肥満症にも適すものではなく、また、基本的に肥満症には、糖質や脂質
 4214 を多く含む食品の過度の摂取を控える、日常生活に適度な運動を取り入れる等、生活習慣の改善
 4215 が図られることが重要である。医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等に対して
 4216 その旨を説明する等、正しい理解を促すことが重要である。

4217 (a) 黄連解毒湯^{おうれんげどくとう}

4218 体力中等度以上で、のぼせがみで顔色赤く、いらいらして落ち着かない傾向のあるものの
 4219 鼻出血、不眠症、神経症、胃炎、二日酔い、血の道症、めまい、動悸^き、更年期障害、湿疹^{しん}・
 4220 皮膚炎、皮膚のかゆみ、口内炎に適すとされるが、体の虚弱な人（体力の衰えている人、体
 4221 の弱い人）では不向きとされる。

4222 まれに重篤な副作用として肝機能障害、間質性肺炎、腸間膜静脈硬化症が起こることが知
 4223 られている。

4224 鼻出血、二日酔いに用いられる場合には、漫然と長期の使用は避け、5～6回使用しても
 4225 症状の改善がみられないときは、いったん使用を中止して専門家に相談するなどの対応が必
 4226 要である。

4227 (b) 防己黄耆湯^{ぼういおうぎとう}

4228 体力中等度以下で、疲れやすく、汗のかきやすい傾向があるものの肥満に伴う関節痛、む
 4229 くみ、多汗症、肥満（筋肉にしまりのない、いわゆる水ぶとり）に適すとされる。構成生薬
 4230 としてカンゾウを含む。

4231 まれに重篤な副作用として肝機能障害、間質性肺炎、偽アルドステロン症が起こることが
 4232 知られている。

4233 (c) 防風通聖散^{ぼうふうつうしょうさん}

4234 体力充実して、腹部に皮下脂肪が多く、便秘がちなものの高血圧や肥満に伴う動悸^き・肩こり・の
 4235 ぼせ・むくみ・便秘、蓄膿症^{のう}、湿疹^{しん}・皮膚炎、ふきでもの、肥満症に適すとされるが、体の虚弱な人
 4236 （体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人、発汗傾向の著しい人では、
 4237 激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。また、小児に対する適

clxi 脂肪過多症（肥満症）の漢方医学における呼称。

4238 用はない。また、本剤を使用するときには、他の瀉下薬との併用は避けることとされている。

4239 構成生薬としてカンゾウ、マオウ、ダイオウを含む。

4240 まれに重篤な副作用として肝機能障害、間質性肺炎、偽アルドステロン症が起こることが
4241 知られている。

4242 便秘に用いられる場合には、漫然と長期の使用は避け、1週間位使用しても症状の改善が
4243 みられないときは、いったん使用を中止して専門家に相談するなどの対応が必要である。

4244 (d) 大柴胡湯だいさいことう

4245 体力が充実して脇腹からみぞおちあたりにかけて苦しく、便秘の傾向があるものの胃炎、
4246 常習便秘、高血圧や肥満に伴う肩こり・頭痛・便秘、神経症、肥満症に適すとされるが、体
4247 の虚弱な人（体力の衰えている人、体の弱い人）、胃腸が弱く下痢しやすい人では、激しい腹
4248 痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。構成生薬としてダイオウを含む。

4249 まれに重篤な副作用として肝機能障害、間質性肺炎が起こることが知られている。

4250 常習便秘、高血圧に伴う便秘に用いられる場合には、漫然と長期の使用は避け、1週間位
4251 使用しても症状の改善がみられないときは、いったん使用を中止して専門家に相談するなど
4252 の対応が必要である。

4253 (e) 清上防風湯せいじょうぼうふうとう

4254 体力中等度以上で、赤ら顔でときにのぼせがあるものにきび、顔面・頭部の湿疹・皮膚
4255 炎、赤鼻（酒さ）に適すとされるが、胃腸の弱い人では食欲不振、胃部不快感の副作用が現
4256 れやすい等、不向きとされる。構成生薬としてカンゾウを含む。

4257 まれに重篤な副作用として肝機能障害、偽アルドステロン症が起こることが知られている。
4258 また、本剤の服用により、まれに症状が進行することもある。

4259

4260 3) 相互作用、受診勧奨

4261 【相互作用】 漢方処方を構成する生薬には、複数の処方で共通しているものもあり、同じ生薬
4262 を含む漢方処方製剤が併用された場合、作用が強くなり現れたり、副作用を生じやすくなる恐れが
4263 ある。また、漢方処方はそれ自体が一つの有効成分として独立したものであり、自己判断によ
4264 ってみだりに生薬成分が追加摂取された場合、生薬の構成が乱れて処方が成立しなくなるおそ
4265 れもある。他の漢方処方製剤、生薬製剤又は医薬部外品の併用には注意が必要である。

4266 小柴胡湯しょうさいことうとインターフェロン製剤の相互作用のように、医療用医薬品との相互作用も知られ
4267 ている。医師の治療を受けている人では、使用の可否について治療を行っている医師又は処方
4268 薬の調剤を行った薬剤師に相談するよう説明がなされることも重要である。

4269 また、生薬成分は、医薬品的な効能効果が標榜又は暗示されていなければ、食品（ハーブ）
4270 として流通することが可能なものもあり、場合によっては、食品として当該生薬成分を摂取し
4271 ていると思われる人に対して積極的な情報提供を行う等、漢方処方製剤の適正使用が促される

4272 ことが重要である。

4273

4274 【受診勧奨】 一定期間又は一定回数使用しても症状の改善が認められない場合には、証が適し
4275 ていない処方であることのほか、一般用医薬品によって対処することが適当でない疾患による
4276 症状である可能性もある。こうした場合、医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入
4277 者等に対して、その漢方処方製剤の使用を漫然と継続せずに、必要に応じて医療機関を受診す
4278 るよう促すことが重要である。

4279

4280 2 その他の生薬製剤

4281 生薬製剤は、生薬成分を組み合わせる配合された医薬品で、成分・分量から一見、漢方薬的に
4282 見えるが、漢方処方製剤のように、使用する人の体質や症状その他の状態に適した配合を選択す
4283 るという考え方に基づくものでなく、個々の有効成分（生薬成分）の薬理作用を主に考えて、そ
4284 れらが相加的に配合された、西洋医学的な基調の上に立つもの^{clxii}であり、伝統的な呼称（「〇〇
4285 丸」等）が付されているものもあるが、定まった処方というものはない。

4286

4287 1) 代表的な生薬成分、主な副作用

4288 生薬は、動植物の薬用とする部分、細胞内容物、分泌物、抽出物又は鉱物などであり、薬用動
4289 植物・薬用鉱物等の名称が生薬名と混同されて用いられることがあるが、これらは生薬の素材（基
4290 原）となる動植物・鉱物等を指すものであり、明確に区別される必要がある。

4291 生薬から抽出されたエキス等として配合、製剤化された製品が多いが、全形生薬（その薬用と
4292 する部分などを乾燥し、又は簡単な加工をしたもの）、切断生薬（全形生薬を小片若しくは小塊に
4293 切断若しくは破碎したもの、又は粗切、中切若しくは細切したもの）又は粉末生薬（全形又は切
4294 断生薬を粗末、中末、細末又は微末としたもの）のまま製品として販売されるものもある。それ
4295 らについては、カビ、昆虫又は他の動物による汚損物又は混在物及びその他の異物を避け、清潔
4296 かつ衛生的に取り扱うこととされている。また、基本的に、湿気及び虫害などを避けて保存する
4297 必要がある。

4298 生薬は、サイシン^{clxiii}（Ⅶ（内服アレルギー用薬）参照。）やモクツウ^{clxiv}（Ⅴ－2（その他の泌
4299 尿器用薬）参照。）のように、薬用部位とその他の部位、又は類似した基原植物（諸外国では日本
4300 と生薬の名称が違うことがある）を取り違えると、期待する効果が得られないばかりでなく、人

clxii 西洋生薬を組み合わせる配合されたものもある。

clxiii サイシンは、ウマノスズクサ科のウスバサイシン又はケイリンサイシンの根及び根茎を基原とする生薬であるが、地上部には腎障害を引き起こすことが知られているアリストロキア酸が含まれている。

clxiv モクツウは、アケビ科のアケビ又はミツバアケビの蔓性の茎を、通例、横切りしたものを基原とする生薬であるが、中国等では、アリストロキア酸を含有するキダチウマノスズクサを用いたものがモクツウとして流通していることがある。このほか、ポウイ、モッコウに関しても、医薬品・医療機器等安全性情報（平成12年7月）において、注意を要する類似生薬につき情報提供がなされている。

4301 体に有害な作用を引き起こすことがある。日本薬局方に準拠して製造された生薬であれば問題な
 4302 いが、個人輸入等によって入手された生薬又は生薬製剤では、健康被害が発生した事例が知られ
 4303 ている。

4304 I～XⅢに記載した生薬成分のほか、代表的な生薬成分として以下のものからも出題すること
 4305 ができる。

4306 (a) ブシ

4307 キンポウゲ科のハナトリカブト又はオクトリカブトの塊根を減毒加工して製したものを基原とする
 4308 生薬であり、心筋の収縮力を高めて血液循環を改善する作用を持つ。血液循環が高まることに
 4309 よる利尿作用を示すほか、鎮痛作用を示すが、アスピリン等と異なり、プロスタグランジン
 4310 を抑えないことから、胃腸障害等の副作用は示さない。

4311 なお、ブシは生のままでは毒性が高いことから、その毒性を減らし有用な作用を保持する処理を
 4312 施して使用される。

4313 (b) カッコン

4314 マメ科のクズの周皮を除いた根を基原とする生薬で、解熱、鎮痙^{けい}等の作用を期待して用い
 4315 られる。

4316 (c) サイコ

4317 セリ科のミシマサイコの根を基原とする生薬で、抗炎症、鎮痛等の作用を期待して用いら
 4318 れる。

4319 (d) ボウフウ

4320 セリ科のボウフウの根及び根茎を基原とする生薬で、発汗、解熱、鎮痛、鎮痙^{けい}等の作用を
 4321 期待して用いられる。

4322 (e) ショウマ

4323 キンポウゲ科のサラシナショウマ、フブキショウマ、コライショウマ又はオオミツバシヨ
 4324 ウマの根茎を基原とする生薬で、発汗、解熱、解毒、消炎等の作用を期待して用いられる。

4325 (f) ブクリョウ

4326 サルノコシカケ科のマツホドの菌核で、通例、外層をほとんど除いたものを基原とする生
 4327 薬で、利尿、健胃、鎮静等の作用を期待して用いられる。

4328 (g) レンギョウ

4329 モクセイ科のレンギョウ又はシナレンギョウの果実を基原とする生薬で、鎮痛、抗菌等の
 4330 作用を期待して用いられる。

4331 (h) サンザシ

4332 バラ科のサンザシ又はオオミサンザシの偽果をそのまま、又は縦切若しくは横切したもの
 4333 を基原とする生薬で、健胃、消化促進等の作用を期待して用いられる。

4334 同属植物であるセイヨウサンザシの葉は、血行促進、強心等の作用を期待して用いられる。

4335

4336 2) 相互作用、受診勧奨

4337 【相互作用】 生薬製剤に配合されている生薬成分には、複数の製品で共通するものも存在し、
4338 同じ生薬成分又は同種の作用を示す生薬成分を含有する医薬品、医薬部外品等が併用された場
4339 合、作用が強くなり、副作用を生じやすくなるおそれがある。

4340 また、生薬成分は、医薬品的な^{ぼう}効能効果が標榜又は暗示されていなければ、食品（ハーブ）
4341 として流通することが可能なものもあり、そうした食品を合わせて摂取された場合、医薬品の
4342 効き目や副作用を増強させることがある。医薬品の販売等に従事する専門家においては、食品
4343 として当該生薬成分を摂取していると思われる人に対して積極的な情報提供を行う等、生薬製
4344 剤の適正使用を促すことが重要である。

4345

4346 【受診勧奨】 生薬製剤も、漢方処方製剤と同様、症状の原因となる体質の改善を主眼としてい
4347 るものが多く、比較的長期間（1ヶ月位）継続して服用されることがある。一般の生活者にお
4348 いては、「生薬製剤はすべからく作用が緩やかで、副作用が少ない」などという誤った認識がし
4349 ばしば見られることがある。しかし、センソ（IV-1（強心薬）参照。）のように少量で強い作
4350 用を示す生薬もあり、医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等が、「生薬製剤は
4351 副作用が少ない」などといった誤った考えでを使用することを避け、適切な医薬品を選択するこ
4352 とができるよう、積極的な情報提供を行うことに努める必要がある。

4353 一定期間又は一定回数使用しても症状の改善が見られない場合には、一般用医薬品によって
4354 対処することが適当でない疾患による症状である可能性もある。医薬品の販売等に従事する専
4355 門家においては、購入者等に対して、必要に応じて医療機関を受診するよう促すほか、使用期
4356 間中の症状の経過や副作用の発現に注意を払う必要性につき、積極的な情報提供を行うことが
4357 重要である。

4358

4359 XV 公衆衛生用薬

4360 1 消毒薬

4361 1) 感染症の防止と消毒薬

4362 感染症は、病原性のある細菌、寄生虫やウイルスなどが体に侵入することによって起こる望ま
4363 しくない反応で、日常生活で問題となるのは、飛沫感染するものや経口感染するものが多い。

4364 特に食中毒は、手指や食品、調理器具等に付着した細菌、寄生虫やウイルスが、経口的に体内
4365 に入って増殖することで生じる。一般に、夏は細菌による食中毒が、冬はウイルスによる食中毒
4366 が発生することが多いと言われている。通常健康状態にある人では、生体に元来備わっている
4367 防御機能が働くため、一般的には、石鹸^{けん}で十分に手洗いを行い、器具等については煮沸消毒等
4368 を行うといった対応により食中毒を防止することができる。しかし、煮沸消毒が困難な器具等もあ

4369 り、また、食中毒の流行時期や、明らかに感染者が身近に存在するような場合には、集団感染を
4370 防止するため念入りに、化学薬剤（消毒薬）を用いた処置を行うことが有効とされる。

4371 殺菌・消毒は生存する微生物の数を減らすために行われる処置であり、また滅菌は物質中のす
4372 べての微生物^{clxv}を殺滅又は除去することである。消毒薬が微生物を死滅させる仕組み及び効果は、
4373 殺菌消毒成分の種類、濃度、温度、時間、消毒対象物の汚染度、微生物の種類や状態などによっ
4374 て異なる。消毒薬によっては、殺菌消毒効果が十分得られない微生物が存在し（全く殺菌消毒で
4375 きない微生物もある。）、さらに、生息条件が整えば消毒薬の溶液中で生存、増殖する微生物もい
4376 る。殺菌・消毒の対象となる微生物を考慮し、適切な医薬品の選択、定められた用法に従って適
4377 正な使用がなされることが重要である。

4378

4379 2) 代表的な殺菌消毒成分、取扱い上の注意等

4380 (a) 手指・皮膚の消毒のほか、器具等の殺菌・消毒にも用いられる成分

4381 手指又は皮膚の殺菌・消毒を目的とする消毒薬のうち、配合成分やその濃度等があらかじめ
4382 定められた範囲内である製品については、医薬部外品として流通することが認められてい
4383 る。器具等の殺菌・消毒を併せて目的とする製品については、医薬品としてのみ製造販売さ
4384 れている。

4385 ① クレゾール石鹼液^{けん}

4386 結核菌を含む一般細菌類、真菌類に対して比較的広い殺菌消毒作用を示すが、**大部分の**ウ
4387 イルスに対する殺菌消毒作用はない。

4388 日本薬局方に収載されているクレゾール石鹼液^{けん}は、原液を水で希釈して用いられるが、刺
4389 激性が強いいため、原液が直接皮膚に付着しないようにする必要がある。付着した場合には直
4390 ちに石鹼水と水で洗い流し、炎症等を生じたときには医師の診療を受けるなどの対応が必要
4391 である。

4392 同様な殺菌消毒作用を有する成分として、ポリアルキルポリアミノエチルグリシン塩酸塩、
4393 ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル等が用いられることもある。

4394 ② エタノール、イソプロパノール

4395 アルコール分が微生物のタンパク質を変性させ、それらの作用を消失させることから、結
4396 核菌を含む一般細菌類、真菌類、ウイルスに対する殺菌消毒作用を示す。ただし、イソプロ
4397 パノールでは、ウイルスに対する不活性効果はエタノールよりも低い。

4398 脱脂による肌荒れを起こしやすく、皮膚へ繰り返し使用する場合には適さない。粘膜刺
4399 激性があり、粘膜面や目の回り、傷がある部分への使用は避けることとされている。揮発性
4400 で引火しやすく、また、広範囲に長時間使用する場合には、蒸気の吸引にも留意する必要が

^{clxv}肉眼ではその存在を知ることが出来ず、顕微鏡などによって観察できる程度以下の生物を指す。細菌だけでなく、藻類、原生動物、菌類やごく小型の動物なども含まれる。

- 4401 ある。
- 4402 ③ クロルヘキシジングルコン酸塩
- 4403 クロルヘキシジングルコン酸塩の殺菌消毒作用に関する出題については、X（皮膚に用い
- 4404 る薬）を参照して作成のこと。
- 4405 (b) 専ら器具、設備等の殺菌・消毒に用いられる成分
- 4406 ① 塩素系殺菌消毒成分
- 4407 次亜塩素酸ナトリウムやサラシ粉などの塩素系殺菌消毒成分は、強い酸化力により一般細
- 4408 菌類、真菌類、ウイルス全般に対する殺菌消毒作用を示すが、皮膚刺激性が強いため、通常
- 4409 人体の消毒には用いられない。
- 4410 金属腐食性があるとともに、プラスチックやゴム製品を劣化させる。また、漂白作用があ
- 4411 り、毛、絹、ナイロン、アセテート、ポリウレタン、色・柄物等には使用を避ける必要があ
- 4412 る。酸性の洗剤・洗浄剤と反応して有毒な塩素ガスが発生するため、混ざらないように注意
- 4413 する必要がある。
- 4414 なお、吐瀉物や血液等が床等にこぼれたときの殺菌消毒にも適しているが、有機物の影響
- 4415 を受けやすいので、殺菌消毒の対象物を洗浄した後に使用した方が効果的である。
- 4416 ② 有機塩素系殺菌消毒成分
- 4417 ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム、トリクロルイソシアヌル酸等の有機塩素系殺菌消毒
- 4418 成分は、塩素臭や刺激性、金属腐食性が比較的抑えられており、プール等の大型設備の殺菌・
- 4419 消毒に用いられることが多い。
- 4420
- 4421 【誤用・事故等による中毒への対処】 基本的に応急処置の後には、すみやかに医療機関に受診す
- 4422 るなどの対応が必要である。
- 4423 (a) 誤って飲み込んだ場合
- 4424 一般的な家庭における応急処置として、通常は多量の牛乳など^{elxvi}を飲ませるが、手元に何
- 4425 もないときはまず水を飲ませる。いずれにしても中毒物質の消化管からの吸収を遅らせ、粘
- 4426 膜を保護するために誤飲してから数分以内に行う。なお、原末や濃厚液を誤って飲み込んだ
- 4427 場合には、自己判断で安易に吐き出させることは避ける。
- 4428 (b) 誤って目に入った場合
- 4429 顔を横に向けて上から水を流すか、水道水の場合には弱い流れの水で洗うなどにより、流
- 4430 水で十分に（15分間以上）洗眼する。水流が強いと目に障害を起こすことがある。目が痛
- 4431 くて開けられない時には、水を満たした容器に顔をつけて、水の中で目を開けてもよい。
- 4432 酸やアルカリが目に入った場合は、早期に十分な水洗がされることが重要であり、特にア

^{elxvi} 牛乳以外にも、卵白を水に溶いた卵白水や、小麦粉を水で溶いたものを用いてもよい。なお、これらを作るのに手間がかかる場合は早めに水を飲ませることを優先すべきである。

4433 ルカリ性物質の場合には念入りに水洗する。なお、酸をアルカリで中和したり、アルカリを
 4434 酸で中和するといった処置は、熱を発生して刺激をかえって強め、状態が悪化するおそれがあるため適切ではない。

4436 (c) 誤って皮膚に付着した場合

4437 流水をかけながら着衣を取り、石鹼^{けん}を用いて流水で皮膚を十分に（15分間以上）水洗する。
 4438 酸やアルカリは早期の十分な水洗がなされることが重要であり、特にアルカリ性の場合には念入りに水洗する。目に入った場合と同様、中和剤は用いない。

4440 (d) 誤って吸入した場合

4441 意識がない場合は新鮮な空気の所へ運び出し、人工呼吸などをする。

4442

4443 2 殺虫剤・忌避剤

4444 殺虫剤・忌避剤のうち、ハエ、ダニ、蚊等の衛生害虫の防除を目的とする殺虫剤・忌避剤は医薬品又は医薬部外品として、法による規制の対象とされている。殺虫剤・忌避剤のうち、人体に対する作用が緩和な製品については医薬部外品として製造販売されているが、原液を用時希釈して用いるもの、長期間にわたって持続的に殺虫成分を放出させる又は一度に大量の殺虫成分を放出させるもの、劇薬に該当するもの等、取扱い上、人体に対する作用が緩和とはいえない製品については医薬品として扱われる。

4450 忌避剤は人体に直接使用されるが、蚊、ツツガムシ、トコジラミ（ナンキンムシ）、ノミ等が人体に取り付いて吸血したり、病原細菌等を媒介するのを防止するものであり、虫さされによる痒み^{かゆ}や腫れなどの症状を和らげる効果はない。

4453 1) 衛生害虫の種類と防除

4454 疾病を媒介したり、飲食物を汚染するなどして、保健衛生上の害を及ぼす昆虫等を衛生害虫という^{clxvii}。代表的な衛生害虫の種類と防除に関する出題については、以下の内容から作成のこと。

4456 (a) ハエ

4457 ハエ（イエバエ、センチクバエ等）は、赤痢菌、チフス菌、コレラ菌、O-157大腸菌等の病原菌や皮膚疾患、赤痢アメーバ、寄生虫卵、ポリオウイルスの伝播など様々な病原体を媒介する。また、人の体内や皮膚などに幼虫（ウジ）が潜り込み、組織や体液や消化器
 4459 官内の消化物を食べて直接的な健康被害を与えるハエ蛆症^{うじ}と呼ばれる症状もある。

4461 ハエの防除の基本は、ウジの防除である。ウジの防除法としては、通常、有機リン系殺虫成分が配合された殺虫剤が用いられる。薬液がウジの生息場所に十分行き渡るよう散布されることが重要であるが、厨芥^{ちゅうがい}（生ごみ）がビニール袋に入っているなどして薬液が浸透しない場合や、薬液をかけた後に乾燥させるのが困難な場合には、主に成虫の防除を行うことに

^{clxvii} 外敵から身を守るために人体に危害を与えることがあるもの（ハチ、ドクガ、ドクグモ、サソリ等）は衛生害虫に含まれない。

4465 なる。成虫の防除では、医薬品の殺虫剤（希釈して噴霧する）も用いられるが、一般家庭に
 4466 においては、調製を要さずそのまま使用できる医薬部外品の殺虫剤（エアゾールなど）や、ハ
 4467 エ取り紙などの物理的な方法が用いられることが多い。

4468 (b) 蚊

4469 蚊（アカイエカ、シナハマダラカ等）は、吸血によって皮膚に発疹や痒みを引き起こす^{clxviii}
 4470 ほか、日本脳炎、マラリア、黄熱、デング熱等の重篤な病気を媒介する。

4471 水のある場所に産卵し、幼虫（ボウフラ）となって繁殖する。人が蚊に刺される場所と蚊
 4472 が繁殖する場所が異なるため、種類による生息、発生場所に合わせた防除が必要となる。

4473 ボウフラが成虫にならなければ保健衛生上の有害性はないため、羽化するまでに防除を行
 4474 えばよい。ボウフラの防除では水系に殺虫剤を投入することになるため、生態系に与える影
 4475 響を考慮して適切な使用を行う必要がある。

4476 成虫の防除では、医薬品の殺虫剤（希釈して噴霧する）も用いられるが、一般家庭におい
 4477 ては、調製を要さずそのまま使用できる医薬部外品の殺虫剤（蚊取り線香、エアゾール等）
 4478 が用いられることが多い。なお、野外など殺虫剤の効果が十分期待できない場所では、忌避
 4479 剤を用いて蚊による吸血の防止を図ることとなる。

4480 (c) ゴキブリ

4481 ゴキブリ（チャバネゴキブリ、クロゴキブリ等）は、食品にサルモネラ菌、ブドウ球菌、
 4482 腸炎ビブリオ菌、ポツリヌス菌、O-157大腸菌等を媒介する。また、アメーバ赤痢等の
 4483 中間宿主になっている。

4484 ゴキブリは、暗所、風のない場所、水分のある場所、暖かい場所を好むので、該当する場
 4485 所を中心に防除を行うのが効果的とされている。

4486 燻蒸処理を行う場合、ゴキブリの卵は医薬品の成分が浸透しない殻で覆われているため、
 4487 殺虫効果を示さない。そのため3週間位後に、もう一度燻蒸処理を行い、孵化した幼虫を駆
 4488 除する必要がある。

4489 (d) シラミ

4490 シラミの種類ごとに寄生対象となる動物が決まっているため、ヒト以外の動物に寄生する
 4491 シラミがヒトに寄生して直接的な害を及ぼすことはない。ヒトに寄生するシラミ（コロモジ
 4492 ラミ、アタマジラミ、ケジラミ等）による保健衛生上の害としては、吸血箇所^{clxix}の激しい痒み
 4493 と日本紅斑熱や発疹チフス等の病原細菌であるリケッチア（リケッチアは人獣共通して感染
 4494 する）の媒介である。

4495 シラミの防除は、医薬品による方法以外に物理的方法もある。物理的方法としては、散髪

clxviii 蚊のほか、ブユ（ニホンヤマブユ、アオキツメトビブユ等）、アブ（アカウシアブ、シロフアブ等）、ヌカカ（ホシヌカカ、
 イソヌカカ等）も、吸血によって皮膚に発疹や痒みを引き起こす。これらが病気を媒介することは我が国ではほとんどないが、
 刺された部位の皮膚症状は、蚊よりもひどくなることがある。

clxix 吸血された部位を掻くことで化膿することもある。

4496 や洗髪、入浴による除去、衣服の熱湯処理などがある。医薬品による方法では、殺虫成分と
 4497 してフェノトリンが配合されたシャンプーやてんか粉が用いられる^{clxx}。また、シラミの成虫
 4498 が脱落して次の宿主に伝染しやすい場所には殺虫剤を散布して、寄生の拡散防止を図ること
 4499 も重要である。

4500 (e) トコジラミ

4501 トコジラミは、シラミの一種でなくカメムシ目に属する昆虫で、ナンキンムシとも呼ばれ
 4502 る。トコジラミに刺されると激しい痒痛^{よう}を生じ、アレルギー反応による全身の発熱、睡眠不
 4503 足、神経性の消化不良を起こすことがある。また、ときにペスト、再帰熱、発疹^{しん}チフスを媒
 4504 介することもある。

4505 トコジラミは床や壁の隙間、壁紙の裏、畳の敷き合わせ目、ベッド等に潜伏する。その防
 4506 除にはハエ、蚊、ゴキブリと同様な殺虫剤が使用されるが、体長が比較的大きい（成虫で約
 4507 8 mm）ので、電気掃除機で隅々まで丁寧に吸引することによる駆除も可能である。

4508 (f) ノミ

4509 ノミによる保健衛生上の害としては、主に吸血されたときの痒み^{かゆ}であるが、元来、ペスト
 4510 等の病原細菌を媒介する衛生害虫である^{clxxi}。近年、ヒトノミの生息数は激減しているが、ノ
 4511 ミはシラミと異なり宿主を厳密に選択しないため、ペット等に寄生しているノミによる被害
 4512 がしばしば発生している。

4513 そのためノミの防除には、イヌやネコなどに寄生しているノミに対して、ノミ取りシャン
 4514 プーや忌避剤などが用いられる。また、シラミが終生を宿主に寄生して生息するのに対して、
 4515 ノミはペットの寝床やよくいる場所、部屋の隅^{ほこり}の埃の中などで幼虫が育つ^{clxxii}ため、電気掃
 4516 除機による吸引や殺虫剤の散布などによる駆除を行うことも重要である。

4517 (g) イエダニ、ツツガムシ

4518 イエダニは、ネズミを宿主として移動し生息場所を広げていく。吸血による刺咬^{こう}のため激
 4519 しい痒み^{かゆ}を生じる。また、発疹^{しん}熱などのリケッチア、ペストなどを媒介する。イエダニの防
 4520 除には、まず宿主動物であるネズミを駆除することが重要であるが、ネズミを駆除すること
 4521 で、宿主を失ったイエダニが吸血源を求めて散乱するため、併せてイエダニの防除も行われ
 4522 る。イエダニが散乱してしまっただけの場合の防除には、殺虫剤による燻蒸^{くんじょう}処理等が行われる。

4523 ツツガムシは、ツツガムシ病リケッチアを媒介するダニの一種である。ヒトの生活環境で
 4524 なく野外に生息^{clxxiii}し、目視での確認が困難であるため、ツツガムシが生息する可能性があ
 4525 る場所に立ち入る際には、専ら忌避剤による対応が図られる。その場合、忌避剤の使用だけ

clxx なお、フェノトリンには、シラミの刺咬^{こう}による痒み^{かゆ}や腫れ等の症状を和らげる作用はない。

clxxi 日本にはほとんど存在しないが、ケオプスネズミノミ、ヨーロッパネズミノミが生息している地域では、現在でも、保健衛生上大きな問題となっている。

clxxii ノミの幼虫は吸血せず、成虫の糞^{ふん}や宿主動物の体表から脱落した有機物などを食べて育つ。

clxxiii 吸血はせず、幼虫期の一時期だけ動物に寄生して皮膚の老廃物などを摂食する。

4526 に頼らず、なるべく肌の露出を避け、野外活動後は入浴や衣服の洗濯を行う等の防御方法を
4527 心がけることが重要である。

4528 (h) 屋内塵性ダニ（ツメダニ類、ヒョウヒダニ類、ケナガコナダニ等）

4529 ツメダニ類は、通常は他のダニや昆虫の体液を吸って生きているが、大量発生したときに
4530 はヒトが刺されることがある。刺されるとその部位が赤く腫れて痒みを生じる。

4531 ヒョウヒダニ類やケナガコナダニについては、ヒトを刺すことはないが、ダニの糞や死骸
4532 がアレルギーとなって気管支喘息やアトピー性皮膚炎などを引き起こすことがある。

4533 屋内塵性ダニが生息する環境は、どんな住居にも存在し、完全に駆除することは困難であ
4534 る。また、一定程度まで生息数を抑えれば保健衛生上の害は生じないので、増殖させない
4535 ということを基本に防除が行われることが重要である。

4536 殺虫剤の使用についてはダニが大量発生した場合のみとし、まずは畳、カーペット等を直
4537 射日光下に干すなど、生活環境の掃除を十分行うことが基本とされている。併せて、室内の
4538 換気を改善し湿度を下げることも、ダニの大量発生の防止につながる。

4539 殺虫剤を散布する場合には、湿度がダニの増殖の要因になるため、水で希釈する薬剤の使
4540 用は避け、エアゾール、粉剤が用いられることが望ましい。医薬品の散布が困難な場合には、
4541 燻蒸処理等が行われる。

4542

4543 2) 代表的な配合成分・用法、誤用・事故等への対処

4544 殺虫剤使用に当たっては、殺虫作用に対する抵抗性が生じるのを避けるため、同じ殺虫成分を
4545 長期間連用せず、いくつかの殺虫成分を順番に使用していくことが望ましい。

4546 (a) 有機リン系殺虫成分

4547 代表的な有機リン系殺虫成分として、ジクロロボス、ダイアジノン、フェントロチオン、
4548 フェンチオン、トリクロロホン、クロルピリホスメチル、プロペタンホス等がある。

4549 殺虫作用は、アセチルコリンを分解する酵素（アセチルコリンエステラーゼ）と不可逆的
4550 に結合してその働きを阻害することによる。これらの殺虫成分は、ほ乳類や鳥類では速やか
4551 に分解されて排泄されるため毒性は比較的低い。ただし、高濃度又は多量に曝露した場合（特
4552 くに、誤って飲み込んでしまった場合）には、神経の異常な興奮が起り、縮腫、呼吸困難、
4553 筋肉麻痺等の症状が現れるおそれがある。これらの症状が見られたときは、直ちに医師の診
4554 断を受ける必要がある。

4555 (b) ピレスロイド系殺虫成分

4556 除虫菊の成分から開発された成分で、比較的速やかに自然分解して残効性が低いため、家
4557 庭用殺虫剤に広く用いられている。主なピレスロイド系殺虫成分として、ペルメトリン、フ
4558 ェノトリン、フタルスリン等がある。このうちフェノトリンは、殺虫成分で唯一人体に直接
4559 適用されるものである（シラミの駆除を目的とする製品の場合）。

4560 殺虫作用は、神経細胞に直接作用して神経伝達を阻害することによるものである。高濃度
 4561 又は多量に曝露して身体に異常が現れた場合には、医師の診療を受けるなどの対応が必要で
 4562 ある。

4563 (c) カーバメイト系殺虫成分、オキサジアゾール系殺虫成分

4564 プロポクスルに代表されるカーバメイト系殺虫成分、メトキサジアゾンに代表されるオキ
 4565 サジアゾール系殺虫成分は、いずれも有機リン系殺虫成分と同様にアセチルコリンエステラ
 4566 ーゼの阻害によって殺虫作用を示すが、有機リン系殺虫成分と異なり、アセチルコリンエス
 4567 テラーゼとの結合は可逆的である。ピレスロイド系殺虫成分に抵抗性を示す害虫の駆除に用
 4568 いられる。

4569 一般に有機リン系殺虫成分に比べて毒性は低いが、高濃度又は多量に曝露して呼吸困難等
 4570 の症状が出た場合には、医師の診療を受けるなどの対応が必要である。

4571 (d) 有機塩素系殺虫成分

4572 有機塩素系殺虫成分（DDT等）は、我が国ではかつて広く使用され、感染症の撲滅に大
 4573 きな効果を上げたが、残留性や体内蓄積性の問題から、現在ではオルトジクロロベンゼンが
 4574 ウジ、ボウフラの防除の目的で使用されているのみとなっている。

4575 殺虫作用は、ピレスロイド系殺虫成分と同様、神経細胞に対する作用に基づくものである。

4576 (e) 昆虫成長阻害成分

4577 殺虫作用でなく、昆虫の脱皮や変態を阻害する作用を有する成分で、有機リン系殺虫成分
 4578 やピレスロイド系殺虫成分に対して抵抗性を示す場合にも効果がある。

4579 メトプレンやピリプロキシフェンは、幼虫が十分成長して蛹になるのを抑えているホルモ
 4580 ン（幼若ホルモン）に類似した作用を有し、幼虫が蛹になるのを妨げる。蛹にならずに成
 4581 虫になる不完全変態の昆虫やダニには無効である。

4582 ジフルベンズロンは、脱皮時の新しい外殻の形成を阻害して、幼虫の正常な脱皮をできな
 4583 くする。

4584 (f) その他の成分

4585 ① 殺虫補助成分

4586 それ自体の殺虫作用は弱い、又はほとんどないが、殺虫成分とともに配合されることに
 4587 より殺虫効果を高める成分として、ピベニルブトキシド（PBO）やチオシアノ酢酸イソボ
 4588 ルニル（IBTA）などがある。

4589 ② 忌避成分

4590 ディートが最も効果的で、効果の持続性も高いとされ、医薬品（又は医薬部外品）の忌避
 4591 剤の有効成分として用いられる。その忌避作用は、虫が一般にこの物質の臭いを嫌うためと
 4592 考えられているが、詳細は分かっていない。

4593

4594 ● 主な剤形、用法

4595 (a) スプレー剤

4596 医薬品を空間中に噴霧するもので、原液を水で希釈して噴霧に用いる製品もある。

4597 (1) 衛生害虫に直接噴射して殺滅させるもの、(2) 害虫が潜んでいる場所や通り道に吹き
4598 付けるもの（残留噴射）、(3) 部屋を閉め切って部屋の広さに応じて一定時間噴射し、室内に
4599 いる虫を殺滅させるもの（空間噴射）等がある。

4600 (b) 燻蒸剤

4601 空間噴射の殺虫剤のうち、容器中の医薬品を煙状又は霧状にして一度に全量放出させるも
4602 のである。霧状にして放出するものは、煙状にするものに比べて、噴射された粒子が微小で
4603 あるため短時間で部屋の隅々まで行き渡るというメリットがある。

4604 燻蒸処理が完了するまでの間、部屋を締め切って退出する必要がある^{elxxiv}。処理後は換気
4605 を十分に行い、ダニやゴキブリの死骸を取り除くために掃除機をかけることも重要である。

4606 (c) 毒餌剤（誘因殺虫剤）

4607 殺虫成分とともに、対象とする衛生害虫（主にゴキブリ）を誘引する成分を配合し、マッ
4608 ト状、ペレット状、ペースト状等にしたものである。害虫が潜んでいる場所や通り道に置いて、
4609 害虫が摂食したときに殺虫効果を発揮するものである。乳幼児等が誤って口に入れたり
4610 しないよう、十分留意する必要がある。

4611 (d) 蒸散剤

4612 殺虫成分を基剤に混ぜて整形し、加熱したとき又は常温で徐々に揮散するようにしたもの
4613 である。医薬部外品となっている製品を除き、通常、一般の家庭で使用されることは少ない。

4614 (e) 粉剤・粒剤

4615 粉剤は、殺虫成分を粉体に吸着させたもので、主にダニやシラミ、ノミの防除において散
4616 布される。粒剤は、殺虫成分を基剤に混ぜて粒状にしたもので、ボウフラの防除において、
4617 ボウフラが生息する水系に投入して使用されるもの等がある。

4618 (f) 乳剤・水和剤

4619 原液を水で希釈して使用するもので、包装単位が大きい製品が多く、通常、個人で用いる
4620 よりも地域ぐるみの害虫駆除で使用される。

4621 (g) 油剤

4622 湿気を避ける必要がある場所でも使用できるが、噴射器具を必要とし、包装単位が大きい
4623 製品が多いため、一般の生活者が家庭において使用することはほとんどない。

4624

4625 【殺虫剤を使用する際の一般的な留意事項】 殺虫剤を噴霧・散布する際は、なるべく防護ゴー

^{elxxiv} 犬、猫等のペットや観葉植物は部屋の外に出し、小鳥や魚については、燻蒸処理後2～3日間部屋に戻さないことが望ましい。カブトムシなどの昆虫類は、1週間は部屋に持ち込むべきではない。

4626 グル、マスク、手袋、肌の露出度の低い衣服を着用し、定められた用法・用量を厳守して使用
4627 する。医薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに石鹼水で洗い流し、目や口に入らないように
4628 する。また、食品、食器、玩具等に医薬品がかからないよう、あらかじめ他の場所へ移動させ
4629 るか収納しておく（食器棚の扉を開けて殺虫する場合は、食品と食器はビニール袋に入れて密
4630 閉する。）必要がある。

4631 殺虫剤を使用したあとに身体に異常が現れた場合、又は誤って殺虫用医薬品を飲み込んだ場
4632 合には、その製品が何系の殺虫成分を含むものであるかを医師に伝えて診療を受けるなどの対
4633 応が必要である。

4634

4635 【忌避剤を使用する際の一般的な留意事項】 基本的に、忌避剤は漫然な使用を避け、蚊、ブユ
4636 （ブヨ）等が多い戸外での使用等、必要な場合にのみ使用することが重要である。また、スプ
4637 レー剤等を使用した場合も塗りむらがあると忌避効果が落ちるため、手で塗り拡げるなどして、
4638 必要以上に使用しないこと。

4639 粘膜刺激性があるため、創傷面、目の周囲、粘膜等に薬剤が触れないようにする必要がある。
4640 また、皮膚にひどい湿疹やただれを起こしている人では、使用を避けるべきである。なお、薬
4641 剤により合成繊維やプラスチック製品の腐食を生じることがある。

4642 スプレー剤となっている忌避剤を顔面に使用する場合は、目や口の粘膜に触れることのない
4643 よう、いったん手のひらに噴霧してから塗布する（その場合、塗布した手で目を擦らないよう
4644 にする。）等、直接顔面に噴霧しないようにする必要がある。また、玄関のような狭い場所で使
4645 用することも、目や口の粘膜に触れやすくなるため、避けるべきである。万一、目に入ったと
4646 きは直ちに大量の水でよく洗い流し、症状が重い場合には、使用した医薬品の含有成分（例え
4647 ば、ディートとアルコール）を眼科医に伝えて診療を受けることとされている。

4648 ディートについては、外国において動物実験（ラット皮膚塗布試験）で神経毒性が示唆され
4649 ているため、ディートを含有する忌避剤（医薬品及び医薬部外品）は、生後6ヶ月未満の乳児
4650 への使用を避けることとされている。また、生後6ヶ月から12歳未満までの小児については、
4651 顔面への使用を避け、1日の使用限度（6ヶ月以上2歳未満：1日1回、2歳以上12歳未満：
4652 1日1～3回）を守って使用する必要がある。

4653

4654 XVI 一般用検査薬

4655 1 一般用検査薬とは

4656 専ら疾病の診断に使用されることが目的とされる医薬品のうち、人体に直接使用されることの
4657 ないものを体外診断用医薬品という。体外診断用医薬品の多くは医療用検査薬であるが、一般用
4658 検査薬については薬局又は医薬品の販売業（店舗販売業、配置販売業）において取り扱うことが
4659 認められている。

4660 一般用検査薬^{clxxv}は、一般の生活者が正しく用いて健康状態を把握し、速やかな受診につなげる
4661 ことで疾病を早期発見するためのものである。

4662 検査に用いる検体は、尿、糞便、鼻汁、唾液、涙液など採取に際して侵襲（採血や穿刺等）の
4663 ないものである。検査項目は、学術的な評価が確立しており、情報の提供により結果に対する適
4664 切な対応ができるものであり、健康状態を把握し、受診につなげていけるものである。なお、悪
4665 性腫瘍、心筋梗塞や遺伝性疾患など重大な疾患の診断に関係するものは一般用検査薬の対象外で
4666 ある。

4667

4668 **【販売時の留意点】**

4669 販売を行う際には、各検査薬の一般用医薬品の分類による販売方法を行うとともに、次の事項
4670 について、製品や添付文書等を用い、購入者等が購入後も確認できるようにわかり易く説明する
4671 ^{clxxvi}。また、相談に応じる体制を充実し、購入者等に問い合わせ先を周知するとともに、検査項
4672 目によっては、プライバシーに配慮した形で製品の説明を行うことが望ましい。

- 4673 ・専門的診断におきかわるものでないことについてわかり易く説明する。
- 4674 ・検査薬の使い方や保管上の注意についてわかり易く説明する。
- 4675 ・検体の採取時間とその意義をわかり易く説明する。
- 4676 ・妨害物質及び検査結果に与える影響をわかり易く説明する。
- 4677 ・検査薬の性能についてわかり易く説明する。
- 4678 ・検査結果の判定についてわかり易く説明する。
- 4679 ・適切な受診勧奨を行う。特に、医療機関を受診中の場合は、通院治療を続けるよう説明する。
- 4680 ・その他購入者等からの検査薬に関する相談には積極的に応じること。

4681

4682 **【検出感度、擬陰性・擬陽性】**

4683 検査薬は、対象とする生体物質を特異的に検出するように設計されている。しかし、検体中
4684 の対象物質の濃度が極めて低い場合には検出反応が起こらずに陰性の結果が出る。検出反応が
4685 起こるための最低限の濃度を検出感度（又は検出限界）という。

4686 検体中に存在しているにもかかわらず、その濃度が検出感度以下であったり、検出反応を妨
4687 害する他の物質の影響等によって、検査結果が陰性となった場合を擬陰性^擬という。逆に、検体
4688 中に存在していないにもかかわらず、検査対象外の物質と非特異的な反応が起こって検査結果
4689 が陽性となった場合を擬陽性^擬という。

4690 生体から採取された検体には予期しない妨害物質や化学構造がよく似た物質が混在すること

^{clxxv} 「体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用について」（平成26年12月25日薬食発1225第1号厚生労働省医薬食品局長通知）

^{clxxvi} 「一般用検査薬の販売時の情報提供の充実について」（平成26年12月25日薬食機参発1225第4号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）、薬食総発1225第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）

4691 があり、いかなる検査薬においても擬陰性・擬陽性を完全に排除することは困難である^{clxxvii}。

4692

4693 2 尿糖・尿タンパク検査薬

4694 1) 尿中の糖・タンパク値に異常を生じる要因

4695 泌尿器系の機能が正常に働いていて、また、血糖値が正常であれば、糖分やタンパク質は腎臓
4696 の尿細管においてほとんどが再吸収される。

4697 尿糖値に異常を生じる要因は、一般に高血糖と結びつけて捉えられることが多いが、腎性糖尿
4698 等のように高血糖を伴わない場合もある。尿中のタンパク値に異常を生じる要因については、腎
4699 臓機能障害によるものとして腎炎やネフローゼ、尿路に異常が生じたことによるものとして尿路
4700 感染症、尿路結石、膀胱炎^{ぼうこう}等がある。

4701

4702 2) 検査結果に影響を与える要因、検査結果の判断、受診勧奨

4703 【検査結果に影響を与える要因】 尿糖・尿タンパクの検査結果に影響を与える主な要因として
4704 以下のものがある。

4705 (a) 採尿に用いた容器の汚れ

4706 糖分やタンパク質が付着している容器に尿を採取すると正確な検査結果が得られないので、
4707 清浄な容器を使用する必要がある。

4708 (b) 採尿のタイミング

4709 尿糖検査の場合、食後2.1～3.2時間を目安に等、検査薬の使用方法に従って採尿を行う。

4710 尿タンパクの場合、原則として早朝尿^{clxxviii}（起床直後の尿）を検体とし、激しい運動の直後
4711 は避ける必要がある。

4712 尿糖・尿タンパク同時検査の場合、早朝尿（起床直後の尿）を検体とするが、尿糖が検出
4713 された場合には、食後~~（2～3時間）~~の尿について改めて検査して判断する必要がある。

4714 (c) 採尿の仕方

4715 出始めの尿では、尿道や外陰部等に付着した細菌や分泌物が混入することがあるため、中
4716 間尿を採取して検査することが望ましい。

4717 (d) 検体の取扱い

4718 採取した尿を放置すると、雑菌の繁殖等によって尿中の成分の分解が進み、検査結果に影
4719 響を与えるおそれがあるので、なるべく採尿後速やかに検査することが望ましい。

4720 (e) 検査薬の取扱い

4721 尿糖又は尿タンパクを検出する部分を直接手で触れると、正確な検査結果が得られなくな

^{clxxvii} 一般に、検出感度を鋭敏にしようとする、非特異的な反応が起こりやすくなって擬陽性を生じる可能性が高くなる。また、擬陽性を生じることを避けるため特異性を高めると、検出感度が鈍くなる。

^{clxxviii} 早朝尿は、常に一定の条件で検査がなされるのにも適している。

4722 ることがある。また、長い間尿に浸していると検出成分が溶け出してしまい、正確な検査結
4723 果が得られなくなることがある。

4724 (f) 食事等の影響

4725 通常、尿は弱酸性であるが、食事その他の影響で中性～弱アルカリ性に傾くと、正確な検
4726 査結果が得られなくなることがある。また、医薬品の中にも、検査結果に影響を与える成分
4727 を含むものがある。医師（又は歯科医師）から処方された薬剤（医療用医薬品）や一般用医
4728 薬品使用している場合には、医師等又は薬剤師に相談するように説明するべきである。

4730 【検査結果の判断、受診勧奨】 尿糖・尿タンパク検査薬は、尿中の糖やタンパク質の有無を調
4731 べるものであり、その結果をもって直ちに疾患の有無や種類を判断することはできない。

4732 尿糖又は尿タンパクが陽性の場合には、疾患の確定診断や適切な治療につなげるため、早期
4733 に医師の診断を受ける必要がある。また、検査結果では尿糖又は尿タンパクが陰性でも、何ら
4734 かの症状がある場合は、再検査するか又は医療機関を受診して医師に相談するなどの対応が必
4735 要である。

4736
4737 3 妊娠検査薬

4738 1) 妊娠の早期発見の意義

4739 妊娠の初期（妊娠12週^{clxxix}まで）は、胎児の脳や内臓などの諸器官が形づくられる重要な時
4740 期であり、母体が摂取した物質等の影響を受けやすい時期でもある。そのため、妊娠しているか
4741 どうかを早い段階で知り、食事の内容^{clxxx}や医薬品の使用に適切な配慮がなされるとともに、飲酒
4742 や喫煙、風疹や水痘（水疱瘡）などの感染症^{clxxxi}、放射線照射等を避けることが、母子の健康に
4743 にとって重要となる。

4744
4745 2) 検査結果に影響を与える要因、検査結果の判断、受診勧奨

4746 【検査結果に影響を与える要因】 妊娠が成立すると、胎児（受精卵）を取り巻く絨毛細胞から
4747 ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（hCG）が分泌され始め、やがて尿中にhCGが検出されるよ
4748 うになる。妊娠検査薬は、尿中のhCGの有無を調べるものであり、通常、実際に妊娠が成立
4749 してから4週目前後の尿中hCG濃度を検出感度としている。

4750 その検査結果に影響を与える主な要因として以下のものがある。

4751 (a) 検査の時期

4752 一般的な妊娠検査薬は、月経予定日が過ぎて概ね1週目以降の検査が推奨されている。月

^{clxxix} 妊娠が成立した日を厳密に特定することは困難なことがあり、通常、妊娠週数は最後の月経が始まった日から起算される。

^{clxxx} 例えば、妊娠期間中は、食事に含まれる魚介類（クジラ等を含む。）の種類と量に留意する必要がある。また、鉄分等の栄養素が不足し、貧血になりやすくなる。

^{clxxxi} 妊娠期間中に風疹や水痘などの感染症にかかると、胎児に先天異常を生じることがある。

4753 経周期が不規則な人や、月経の日数計算を間違えた場合など、それよりも早い時期に検査が
 4754 なされ、陰性の結果が出たとしても、それが妊娠していないこと（単なる月経の遅れ）を意
 4755 味するのか、実際には妊娠していて尿中hCGが検出感度に達していないことによる擬陰性
 4756 であるのか判別できない。

4757 (b) 採尿のタイミング

4758 検体としては、尿中hCGが検出されやすい早朝尿（起床直後の尿）が向いているが、尿
 4759 が濃すぎると、かえって正確な結果が得られないこともある。

4760 (c) 検査薬の取扱い、検出反応が行われる環境

4761 尿中hCGの検出反応は、hCGと特異的に反応する抗体や酵素を用いた反応であるため、
 4762 温度の影響を受けることがある。検査薬が高温になる場所に放置されたり、冷蔵庫内に保管
 4763 されていたりすると、設計どおりの検出感度を発揮できなくなるおそれがある。

4764 また、検査操作を行う場所の室温が極端に高いか、又は低い場合にも、正確な検査結果が
 4765 得られないことがある。

4766 (d) 検体の取扱い、検体中の混在物質

4767 採取した尿を放置すると、雑菌の繁殖等によって尿中の成分の分解が進み、検査結果に影
 4768 響を与えるおそれがあるので、なるべく採尿後速やかに検査がなされることが望ましい。高
 4769 濃度のタンパク尿や糖尿の場合、非特異的な反応が生じて擬陽性を示すことがある。

4770 (e) ホルモン分泌の変動

4771 絨毛細胞が腫瘍化している場合には、妊娠していなくてもhCGが分泌され、検査結果が
 4772 陽性となることがある。また、本来はhCGを産生しない組織の細胞でも、腫瘍化するとh
 4773 CGを産生するようになることがある（胃癌、膵癌、卵巢癌等）。

4774 経口避妊薬や更年期障害治療薬などのホルモン剤を使用している人では、妊娠していなく
 4775 ても尿中hCGが検出されることがある。閉経期に入っている人も、検査結果が陽性となる
 4776 ことがある。

4777

4778 【検査結果の判断、受診勧奨】 妊娠検査薬は、妊娠の早期判定の補助として尿中のhCGの有
 4779 無を調べるものであり、その結果をもって直ちに妊娠しているか否かを断定することはできな
 4780 い。妊娠の確定診断には、尿中のホルモン検査だけでなく、専門医による問診や超音波検査な
 4781 どの結果から総合的に妊娠の成立を見極める必要がある。

4782 妊娠が成立していたとしても、正常な妊娠か否かについては、妊娠検査薬による検査結果で
 4783 は判別できないので、妊娠週数が進むままに漫然と過ごすのではなく、早期に医師の診断を受け
 4784 るなどの対応が必要である。また、検査結果が陰性であって月経の遅れが著しい場合には、擬陰

4785 性であった（実際は妊娠している）可能性のほか、続発性無月経^{elxxxii}等の病気であるおそれも
4786 あり、医療機関を受診して専門医へ相談するなどの対応が必要である。
4787

^{elxxxii} 初潮後ある程度月経を経験した女性の月経が3ヶ月以上なくなる疾患。無理なダイエットや拒食症、過度のスポーツ等が原因でしばしば起こり得る。

1 **第4章 薬事関係法規・制度**

2 **問題作成のポイント**

- 3 ○ 薬事関係法規を遵守して医薬品を販売又は授与することができるよう、一般用医薬品の販売又は授与に関連する法令・制度の仕組みを理解していること
- 4
- 5 ○ 出題する法規・制度の根拠となる法令等を正確に理解していることを確認するため、原則、各
- 6 条文等を出題根拠とするとともに、設問からあいまいさを排除すること
- 7

8 **I 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の目的等**

9 一般用医薬品の販売に関連する法令のうち、最も重要な法令は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律である。

11 法第1条において、「この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。」ことを定めている。

16 また、法第1条の4においては、医薬品等関連事業者等の責務として「医薬品等の製造販売、製造（小分けを含む。以下同じ。）、販売、貸与若しくは修理を業として行う者、第4条第1項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（略）の開設者は、その相互間の情報交換を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。」旨が、法第1条の5においては、医薬関係者の責務として「医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の有効性及び安全性その他これらの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者（略）及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。」旨が定められている。よって、登録販売者は、購入者等に対して正確かつ適切な情報提供が行えるよう、日々最新の情報の入手、自らの研鑽に努める必要がある^{clxxxiii}。さらに、法第1条の6においては、国民の役割として、「国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない。」とされており、購入者が求める知識、理解に応えることが求められている。

30 **【登録販売者】**

31 **登録販売者は、法第4条第5項第1号において、「法第36条の8第2項の登録を受けた者をい**

^{clxxxiii} 薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は、研修の専門性、客観性、公正性等の確保の観点より、一般用医薬品販売業者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修（外部研修）を受講させることが求められている。

う」と規定されている。一般用医薬品の販売又は授与に従事する者がそれに必要な資質を有することを確認するために都道府県知事が行う試験に合格した者であって、医薬品の販売又は授与に従事しようとするものは、都道府県知事の登録を受けなければならないとされており（法第36条の8第2項）、法第5条第3号イからへまでのいずれかに該当する者は、その登録を受けることができないとされている（法第36条の8第3項）。

販売従事登録の申請については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第159条の7において次のように規定されている。

「販売従事登録を受けようとする者は、様式第八十六の二による申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあつては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

一 販売従事登録を受けようとする申請者（以下この項において「申請者」という。）が登録販売者試験に合格したことを証する書類

二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

三 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

四 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

3 二以上の都道府県において販売従事登録を受けようとする申請した者は、当該申請を行つた都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。」

また、販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録するとされている（規則第159条の8第1項）。

「一 登録番号及び登録年月日

66 二 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別

67 三 登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名

68 四 前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認す
69 るために都道府県知事が必要と認める事項」

70 都道府県知事は、販売従事登録を行ったときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、登録
71 証を交付しなければならないとされている（規則第159条の8第2項）。

72 なお、登録販売者は、登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、その旨を届けなければ
73 ならないとされており、届出をするには、変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登
74 録を受けた都道府県知事に提出しなければならないとされている（規則第159条の9）。

75 また、登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、30
76 日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければならないとされており（規則第159
77 条の10第1項）、登録販売者が死亡し、又は失踪^{そつ}の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年
78 法律第224号）による死亡又は失踪^{そつ}の届出義務者は、30日以内に、登録販売者名簿の登録の
79 削除を申請しなければならないとされている（規則第159条の10第2項）。

80 さらに、都道府県知事は、登録販売者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を
81 削除しなければならないとされている（規則第159条の10第4項）。

82 「一 第一項又は第二項の規定による申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失踪^{そつ}の
83 宣告を受けたことが確認されたとき

84 二 法第五条第三号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき

85 三 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき」

86 87 88 **II 医薬品の分類・取扱い等**

89 1) 医薬品の定義と範囲

90 医薬品の定義は、法第2条第1項において次のように規定されている。

91 「一 日本薬局方に収められている物

92 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつ
93 て、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算
94 機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをい
95 う。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外
96 品及び再生医療等製品を除く。）

97 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、
98 機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）」

99 第1号に規定されている日本薬局方（以下「日局」という。）とは、法第41条第1項の規定に

100 基づいて、厚生労働大臣が医薬品の性状及び品質の適正を図るため、薬事・食品衛生審議会の意
 101 見を聴いて、保健医療上重要な医薬品（有効性及び安全性に優れ、医療上の必要性が高く、国内
 102 外で広く使用されているもの）について、必要な規格・基準及び標準的試験法等を定めたもので
 103 ある。日局に収載されている医薬品の中には、一般用医薬品として販売されている、又は一般用
 104 医薬品の中に配合されているものも少なくない。

105 第2号に規定されている医薬品は、疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的とする
 106 ものであり、社会通念上いわゆる医薬品と認識される物の多くがこれに該当する。これには検査
 107 薬や殺虫剤、器具用消毒薬のように、人の身体に直接使用されない医薬品も含まれる。

108 第3号に規定されている医薬品は、人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされ
 109 ている物のうち、第1号及び第2号に規定されているもの以外のものが含まれる。これに該当す
 110 るものとしては、「やせ薬」を標榜^{ぼう}したもの等、「無承認無許可医薬品」が含まれる。

111 医薬品は、厚生労働大臣により「製造業」の許可を受けた者でなければ製造をしてはならない
 112 とされており（法第13条第1項）、厚生労働大臣により「製造販売業^{clxxxiv}」の許可を受けた者で
 113 なければ製造販売をしてはならないとされている（法第12条第1項）。また、その医薬品は、品
 114 目ごとに、品質、有効性及び安全性について審査等を受け、その製造販売について厚生労働大臣
 115 の承認^{clxxxv}を受けたものでなければならぬとされている（法第14条又は法第19条の2）。必
 116 要な承認を受けずに製造販売された医薬品の販売等は禁止されており（法第55条第2項）、これ
 117 らの規定に違反して販売等を行った者については、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金
 118 に処し、又はこれを併科する」（法第84条第2号、第3号、18号）こととされている。

119 必要な承認等を受けていない医薬品の広告の禁止に関する出題については、本章IV-1（適正
 120 な販売広告）を参照のこと。

121 また、製造販売元の製薬企業、製造業者のみならず、薬局及び医薬品の販売業においても、不
 122 正表示医薬品（法第50から54条違反）及び次に掲げる不良医薬品は、販売し、授与し、又は
 123 販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないとされている
 124 （法第55条、第56条）。

125 (a) 日本薬局方に収められている医薬品であって、その性状、品質が日本薬局方で定める基準
 126 に適合しないもの

127 (b) 法第14条、法第19条の2、法第23条の2の5又は法第23条の2の17の承認を受
 128 けた医薬品であって、その成分若しくは分量又は性状、品質若しくは性能がその承認の内容
 129 と異なるもの

130 (c) 法第14条第1項、法第23条の2の5第1項又は第23条の2の23第1項の規定によ

clxxxiv 製造（他に委託して製造する場合を含み、他から委託を受けて製造する場合を含まない）又は輸入した医薬品を、薬局開設者、医薬品の販売業者等に対して販売等を行う。

clxxxv 厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品については、当該基準への適合認証をもって承認を要さないものとされている。

131 り厚生労働大臣が基準を定めて指定した医薬品であつて、その成分若しくは分量又は性状又
132 は品質若しくは性能がその基準に適合しないもの

133 (d) 法第42条第1項の規定によりその基準が定められた医薬品であつて、その基準に適合し
134 ないもの

135 (e) その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている医薬品

136 (f) 異物が混入し、又は付着しているもの

137 (g) 病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがあるもの
138

139 (h) 着色のみを目的として、厚生労働省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されて
140 いる医薬品

141 また同様に、次に該当する医薬品も、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、
142 輸入し、若しくは陳列してはならないとされている（法第57条）。

143 (a) 医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなっているためにその医
144 薬品を保健衛生上危険なものにするおそれがある物とともに収められていてはならない

145 (b) 医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなっているためにその医
146 薬品を保健衛生上危険なものにするおそれがある容器若しくは被包（内包を含む。）に収めら
147 れていてはならない

148 (c) 医薬品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすいものであつてはならない
149 これらの規定に触れる医薬品（不良医薬品）の製造、輸入、販売等を行った者については、「三
150 年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第84条第18号か
151 ら第20号）こととされている。

152 また、これらの規定については、製造販売元の製薬企業、製造業者のみならず、薬局及び医薬
153 品の販売業においても適用されるものであり、販売又は授与のため陳列がなされる際に適正な品
154 質が保たれるよう十分留意される必要がある。

155

156 【一般用医薬品、要指導医薬品と医療用医薬品】

157 一般用医薬品は、法第4条第5項第4号において次のように規定されている。

158 「医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、
159 薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されるこ
160 とが目的とされているもの（要指導医薬品を除く。）」

161 また、要指導医薬品は、法第4条第5項第3号において次のように規定されている。

162 「次のイからニまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされている
163 ものを除く。）のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであ
164 り、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用

165 されることが目的とされるものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面によ
 166 る情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働
 167 大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

168 イ その製造販売の承認の申請に際して第14条第8項に該当するとされた医薬品であつ
 169 て、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

170 ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、
 171 効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受
 172 けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

173 ハ 第44条第1項に規定する毒薬

174 ニ 第44条第2項に規定する劇薬

175 医薬品には、一般用医薬品、要指導医薬品のほか、医師若しくは歯科医師によって使用され、
 176 又はこれらの者の処方箋若しくは指示によって使用されることを目的として供給されるもの（医
 177 療用医薬品）がある。医療用医薬品は、「医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者
 178 の処方箋若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品」であり、一般用
 179 医薬品及び要指導医薬品は、「薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選
 180 択により使用されることが目的とされているもの」である。そのため、一般用医薬品又は要指導
 181 医薬品では、注射等の侵襲性の高い使用方法は用いられておらず、人体に直接使用されない検査
 182 薬においても、検体の採取に身体への直接のリスクを伴うもの（例えば、血液を検体とするもの）
 183 は、一般用医薬品又は要指導医薬品としては認められていない^{clxxxvi}。

184 用量に関しては、医療用医薬品は、医師又は歯科医師が診察をして患者の容態に合わせて処方
 185 量を決めて交付するものであり、一般用医薬品及び要指導医薬品は、あらかじめ定められた用量
 186 に基づき、適正使用することによって効果を期待するものである。

187 効能効果の表現に関しては、医療用医薬品では通常、診断疾患名（例えば、胃炎、胃・十二指
 188 腸潰瘍等）で示されているのに対し、一般用医薬品及び要指導医薬品では、一般の生活者が判断
 189 できる症状（例えば、胃痛、胸やけ、むかつき、もたれ等）で示されている。なお、一般用医薬
 190 品及び要指導医薬品は、通常、医療機関を受診するほどではない体調の不調や疾病の初期段階に
 191 おいて使用されるものであり、医師等の診療によらなければ一般に治癒が期待できない疾患（例
 192 えば、がん、心臓病等）に対する効能効果は、一般用医薬品及び要指導医薬品において認められ
 193 ていない。

194 薬剤師その他医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることを目
 195 的とする医薬品であつて、医療用医薬品において使用されていた有効成分が初めて配合されたも
 196 のや既存の医薬品と明らかに異なる有効成分が配合されたもののうち、その適正な使用のために
 197 薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものについ

^{clxxxvi} 医師等の管理・指導の下で患者が自己注射や自己採血等を行う医薬品は、医療用医薬品として製造販売等されている。

198 ては、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣が要指導医薬品として指定する。
 199 要指導医薬品は、次に掲げる期間を経過し、薬事・食品衛生審議会において、一般用医薬品と
 200 して取り扱うことが適切であると認められたものについては、一般用医薬品に分類される。

201 (a) 法第4条第5項第3号イに該当する要指導医薬品（規則第7条の2第1項）

202 ① 法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品：法第14条の4第1項第1号に規定す
 203 る調査期間（同条第2項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）

204 ② 法第79条第1項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対
 205 し製造販売後の安全性に関する調査^{elxxxvii}を実施する義務が課せられている医薬品：製造販
 206 売の承認の条件として付された調査期間

207 (b) 法第4条第5項第3号ロに該当する要指導医薬品（規則第7条の2第2項）

208 当該要指導医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認め
 209 られた(a)の要指導医薬品に係る①又は②の期間の満了日までの期間

210 また、販売における規制の違いとして、店舗販売業は、一般用医薬品及び要指導医薬品以外の
 211 医薬品の販売等は認められておらず（法第27条）、配置販売業は一般用医薬品（経年変化が起こ
 212 りにくいことその他の厚生労働大臣の定める基準^{elxxxviii}に適合するものに限る。）以外の医薬品の
 213 販売は認められていない（法第31条）。したがって、医療用医薬品の販売は、薬局及び卸売販売
 214 業者に限られる。

215 卸売販売業者は、店舗販売業者に対し、一般用医薬品及び要指導医薬品以外の医薬品を、配置
 216 販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売又は授与してはならないこととなっている。

217 ~~（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚
 218 生省令第1号。以下「規則」という。）規則第158条の2）~~

220 【毒薬・劇薬】

221 毒薬とは、法第44条第1項の規定に基づき、毒性が強いものとして厚生労働大臣が薬事・食
 222 品衛生審議会の意見を聴いて指定する医薬品をいう。また、劇薬とは、同条第2項の規定に基づ
 223 き、劇性が強いものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する医薬品
 224 をいう。

225 毒薬及び劇薬は、単に毒性、劇性が強いものだけでなく、薬効が期待される摂取量（薬用量）
 226 と中毒のおそれがある摂取量（中毒量）が接近しており安全域が狭いため、その取扱いに注意を
 227 要するもの等が指定され、販売は元より、貯蔵及びその取扱いは、他の医薬品と区別されてい
 228 る。なお、一般用医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものはなく、要指導医薬品で毒薬又は劇薬に

^{elxxxvii} 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第135号）第2条第3項に規定する市販後調査を除く。

^{elxxxviii} 「経年変化が起こりにくいこと。」「剤形、用法、用量等からみて、その使用方法が簡易であること。」「容器又は被包が、壊れやすく、又は破れやすいものでないこと。」

229 該当するものは一部に限られている。

230 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者（薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた事業者（以
231 下「医薬品の販売業者」という。）を含む。）は、それらを他の物と区別して貯蔵、陳列しなけれ
232 ばならず、特に毒薬を貯蔵、陳列する場所については、かぎを施さなければならないとされてい
233 る（法第48条第1項及び第2項）。これに違反した者については、「一年以下の懲役若しくは百
234 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第86条第1項第12号）こととされている。

235 毒薬については、それを収める直接の容器又は被包（以下「容器等」という。）に、黒地に白枠、
236 白字をもって、当該医薬品の品名及び「毒」の文字が記載されていなければならない。劇薬につ
237 いては、容器等に白地に赤枠、赤字をもって、当該医薬品の品名及び「劇」の文字が記載されてい
238 なければならないとされている（法第44条第1項及び第2項）。

239 この規定に触れる毒薬又は劇薬は、販売等してはならないとされており（法第44条第3項）、
240 これに違反した者については、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを
241 併科する」こととされている（法第84条第16号）。このほか、法定表示事項に共通する規定に
242 関する出題については、Ⅱ-2）（容器・外箱等への記載事項、添付文書等への記載事項）を参照
243 して作成のこと。

244 また、毒薬又は劇薬を、14歳未満の者その他安全な取扱いに不安のある者に交付することは
245 禁止されており（法第47条）、これに違反した者については、「二年以下の懲役若しくは二百万
246 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第85条第2号）こととされている。この場合、
247 「安全な取扱いに不安がある者」とは、「睡眠薬の乱用」「不当使用」等が懸念される購入希望者
248 等をさす。

249 さらに、毒薬又は劇薬を、一般の生活者に対して販売又は譲渡する際には、当該医薬品を譲り
250 受ける者から、品名、数量、使用目的、譲渡年月日、譲受人の氏名、住所及び職業が記入され、
251 署名又は記名押印された文書^{elxxxix}の交付を受けなければならない（法第46条第1項及び規則第
252 205条）。また、毒薬又は劇薬については、店舗管理者が薬剤師である店舗販売業者及び営業所
253 管理者が薬剤師である卸売販売業者以外の医薬品の販売業者は、開封して、販売等してはなら
254 ないとされている（法第45条）。これらの規定に違反して販売等した者については、「一年以下の
255 懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第86条第1項第10号又は第
256 11号）こととされている。

257

258 【生物由来製品】

259 生物由来製品は、法第2条第10項において次のように定義されている。

260 「人その他の生物（植物を除く。）に由来するものを原料又は材料として製造（小分けを含む。）

261 をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、保健衛生上特別の注意を要する

^{elxxxix} 文書に代えて、一定の条件を満たす電子的ファイルに記録したものによることもできる。

262 ものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの」
 263 生物由来製品は、製品の使用による感染症の発生リスクに着目して指定されており、生物由来
 264 の原材料(有効成分に限らない。)が用いられているものであっても、現在の科学的知見において、
 265 感染症の発生リスクの蓋然性が極めて低いものについては、指定の対象とならない。
 266 一般用医薬品又は要指導医薬品においても、生物由来の原材料が用いられているものがあるが、
 267 現在のところ、生物由来製品として指定された一般用医薬品又は要指導医薬品はない^{exc}。

268
 269 【一般用医薬品のリスク区分】

270 一般用医薬品は、その保健衛生上のリスクに応じて、次のように区分される（法第36条の7
 271 第1項）。

- 272 「一 第一類医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそ
 273 れがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定す
 274 るもの及びその製造販売の承認の申請に際して第14条第8項に該当するとされた医薬品
 275 であつて当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの
 276 二 第二類医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそ
 277 れがある医薬品（第一類医薬品を除く。）であつて厚生労働大臣が指定するもの
 278 三 第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品」

279 本規定に基づいて、第一類医薬品（その製造販売の承認の申請に際して第14条第8項に該当
 280 するとされた医薬品であつて当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過
 281 しないものを除く。）及び第二類医薬品を指定する告示（「薬事法第36条の7第1項第1号及び
 282 第2号^{exci}の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」(平成19年3
 283 月30日厚生労働省告示第69号)）^{excii}が公布され、その後随時改定されている。これらの厚生
 284 労働大臣の指定は、一般用医薬品に配合されている成分又はその使用目的等に着目してなされて
 285 おり、一般用医薬品の製造販売を行う製薬企業において、その一般用医薬品が、第一類医薬品、
 286 第二類医薬品又は第三類医薬品のいずれのリスク区分に分類されるかを確認し、購入者がそのリ
 287 スクの程度について判別しやすいよう、各製品の外箱等に、当該医薬品が分類されたリスク区分
 288 ごとに定められた事項を記載することが義務づけられている（本章Ⅱ-2）（容器・外箱等への記
 289 載事項、添付文書等への記載事項）参照。）。

290 ① 第一類医薬品（法第36条の7第1項第1号）

291 法第36条の7第1項第1号中前段に規定される「その副作用等により日常生活に支障

^{exc} 医薬部外品、化粧品においても同様である。

^{exci} 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）により、法第36条の3は法第36条の7に改正された。（平成26年6月12日施行。）

^{excii} 現在の名称は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の7第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」（平成26年厚生労働省告示第439号）

292 を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要
 293 なものとして厚生労働大臣が指定するもの」は、保健衛生上のリスクが特に高い成分が配
 294 合された一般用医薬品である。

295 また、同号の後段に規定される「その製造販売の承認の申請に際して第14条第8項に
 296 該当するとされた医薬品」とは、既存の要指導医薬品及び一般用医薬品と有効成分、分量、
 297 用法用量、効能効果等が明らかに異なるもののうち、一般用医薬品とされた医薬品^{exciii}であ
 298 り、一般用医薬品としての使用経験が少なく、より慎重に取り扱われる必要があり、その
 299 承認を受けてから規則第159条の2に定める期間^{exciv}を経過しないものである。

300 ② 第二類医薬品（法第36条の7第1項第2号）

301 その成分や使用目的等から、「その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害
 302 が生ずるおそれがある」保健衛生上のリスクが比較的高い一般用医薬品である。

303 第二類医薬品のうち、「特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するもの」を
 304 「指定第二類医薬品」としている。

305 ③ 第三類医薬品（法第36条の7第1項第3号）

306 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品は、保健衛生上のリスクが比較的低
 307 い一般用医薬品である（ただし、日常生活に支障を来す程度ではないが、副作用等により
 308 身体の変調・不調が起こるおそれはある）。

309 厚生労働大臣は、第一類医薬品又は第二類医薬品の指定に資するよう医薬品に関する情報の収
 310 集に努めるとともに、必要に応じてこれらの指定を変更しなければならないこととされている（法
 311 第36条の7第2項）。これにより、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品への分類につ
 312 いては、安全性に関する新たな知見や副作用の発生状況等を踏まえ、適宜見直しが図られている。
 313 例えば、新たに一般用医薬品となった医薬品は、承認後の一定期間、第一類医薬品に分類される
 314 が、その間の副作用の発生や適正使用の状況等に関する情報を収集し、それらを評価した結果に
 315 基づいて、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品に分類される。また、第三類医薬品に
 316 分類されている医薬品について、日常生活に支障を来す程度の副作用を生じるおそれがあること
 317 が明らかとなった場合には、第一類医薬品又は第二類医薬品に分類が変更されることもある。

318

319 2) 容器・外箱等への記載事項、添付文書等への記載事項

320 【容器・外箱等への記載事項】

321 医薬品は、法第50条に基づきその直接の容器又は被包に必要な事項が記載されていなければ

^{exciii} 医療用医薬品において使用されていた有効成分を一般用医薬品において初めて配合したもの（いわゆるスイッチOTC）や、既存の医薬品と明らかに異なる有効成分が配合されたもの（いわゆるダイレクトOTC）等。

^{exciv} いわゆるダイレクトOTCについては、法第14条の4第1項第1号の規定に基づく再審査期間（同条第2項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）に1年を加えた期間。いわゆるスイッチOTCについては、法第79条第1項の規定に基づく承認条件として付された製造販売後の安全性調査期間に1年を加えた期間。ただし、承認にあたって要指導医薬品として指定されたものについては、要指導医薬品から第1類医薬品に移行してから原則1年間。

322 ならないほか、医薬品のうち毒薬又は劇薬については、法第44条第1項又は第2項の規定に基
 323 づき必要な表示が義務づけられている。

324 なお、医薬品の容器等が小売りのために包装されている場合において、上記の各規定に基づく
 325 容器等への記載が、外部の容器又は被包（以下「外箱等」という。）を透かして容易に見ることが
 326 できないときには、その外箱等にも同様の事項が記載されていなければならないとされている（法
 327 第51条）。

328 通常、法第44条第1項及び第2項、第50条並びに第51条の規定に基づく記載を総称して
 329 法定表示といい、各記載事項を法定表示事項という。法定表示事項に関する出題については、一
 330 般用医薬品及び要指導医薬品に関連する次の事項を中心に問題を作成すること。

- 331 (a) 製造販売業者等^{excv}の氏名又は名称及び住所
- 332 (b) 名称（日局に記載されている医薬品では日局において定められた名称、また、その他の医
 333 薬品で一般的名称があるもの^{excvi}ではその一般的名称）
- 334 (c) 製造番号又は製造記号
- 335 (d) 重量、容量又は個数等の内容量
- 336 (e) 日局に記載されている医薬品については「日本薬局方」の文字等
- 337 (f) 要指導医薬品である旨を示す識別表示
- 338 (g) 一般用医薬品のリスク区分を示す識別表示
- 339 (h) 日局に記載されている医薬品以外の医薬品における有効成分の名称及びその分量
- 340 (i) 誤って人体に散布、噴霧等された場合に健康被害を生じるおそれがあるものとして厚生労
 341 働大臣が指定する医薬品（殺虫剤等）における「注意－人体に使用しないこと」の文字
- 342 (j) 適切な保存条件の下で3年を超えて性状及び品質が安定でない医薬品等、厚生労働大臣の
 343 指定する医薬品における使用の期限
- 344 (k) 配置販売品目以外の一般用医薬品にあつては、「店舗専用」の文字
- 345 (l) 指定第二类医薬品にあつては、枠の中に「2」の数字

346
 347 **【添付文書等への記載事項】**

348 医薬品は、その添付文書、容器等又は外箱等に、当該医薬品に関する最新の論文その他により
 349 得られた知見に基づき、用法用量その他使用及び取扱いに必要な注意等が記載されていなければ
 350 ならないこととされている（法第52条）。添付文書等の記載事項に関する出題については、第5
 351 章I-1）（添付文書の読み方）を参照して問題作成のこと。

352
 353 **【記載禁止事項】**

^{excv} 法第19条の2の規定に基づく承認を受けた医薬品については外国製造医薬品等特例承認取得者等の氏名等も記載される。
^{excvi} 製剤化されていない単味の生薬などが該当する。

354 医薬品について表示や記載が義務づけられている事項がある一方、医薬品に添付する文書^{cxcvii}、
 355 その容器等又は外箱等に記載されてはならない事項が次のように定められている（法第54
 356 条）。

357 「一 当該医薬品に関し虚偽又は誤解を招くおそれのある事項
 358 二 第14条、第19条の2、第23条の2の5又は第23条の2の17の承認を受けてい
 359 ない効能、効果又は性能（第14条第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の
 360 23第1項の規定により厚生労働大臣がその基準を定めて指定した医薬品にあっては、そ
 361 の基準において定められた効能、効果又は性能を除く。）

362 三 保健衛生上危険がある用法、用量又は使用期間」
 363 法第50条の規定に基づく法定表示事項及び法第52条の規定に基づく添付文書等への記載に
 364 ついては、他の文字、記事、図画、又は図案に比較して見やすい場所にされていなければならない
 365 かつ、購入者等が読みやすく理解しやすい用語による正確なものでなければならないこととされ
 366 ており（法第53条）、特に明瞭に記載され（規則第217条）、かつ、「邦文でされていなければ
 367 ならない」（規則第218条）とされている。

368 法定表示が適切になされていない、法第52条の規定に基づく添付文書等への記載が適切にな
 369 されていない、又は法第54条に掲げられた禁止事項に該当する内容が記載されている医薬品（不
 370 正表示医薬品）は、販売等してはならないとされており（法第55条第1項）、本規定に違反した
 371 者については、「二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法
 372 第85条第3号）こととされている。

373 本規定は、薬局及び医薬品の販売業においても適用されるものであり、その販売等する医薬品
 374 が不正表示医薬品に該当することのないよう、十分留意される必要がある。

375

376 3) 医薬部外品、化粧品、保健機能食品等

377 【医薬部外品】

378 医薬部外品は、法第2条第2項において次のように定義されている。

379 「一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、
 380 併せて前項^{cxviii}第2号又は第3号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつ
 381 て機械器具等でないもの

382 イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

383 ロ あせも、ただれ等の防止

384 ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

^{cxcvii} 製造販売元の製薬企業等において作成され、出荷時に医薬品に添付されている文書だけでなく、薬局開設者又は医薬品の販売業者が販売に際して添付させる文書も含まれる。

^{cxviii} 法第2条第1項。2号及び3号において同じ。

385 二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の
386 防除の目的のために使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第2号又は第3
387 号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

388 三 前項第2号又は第3号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除
389 く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの」

390 本項中「前項第2号又は第3号に規定する目的」とあるのは、人の疾病の診断、治療若しくは
391 予防に使用されること、又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことを目的とすること
392 を指し、医薬部外品は、その効能効果があらかじめ定められた範囲内（本章別表4-1）であつ
393 て、成分や用法等に照らして人体に対する作用が緩和であることを要件として、医薬品的な効能
394 効果を表示・^{ぼう}標榜することが認められている^{excix}。

395 また、化粧品としての使用目的^{cc}を有する製品について、医薬品的な効能効果を表示・^{ぼう}標榜しよ
396 うとする場合には、その効能効果があらかじめ定められた範囲内であつて、人体に対する作用が
397 緩和であるものに限り、医薬部外品の枠内で、薬用化粧品類、薬用石けん、薬用歯みがき類等と
398 して承認されている。

399 医薬部外品を製造販売する場合には、製造販売業の許可が必要であり（法第12条第1項）、厚
400 生労働大臣が基準を定めて指定するものを除き、品目ごとに承認を得る必要がある（法第14条）。
401 一方、販売等については、医薬品のような販売業の許可は必要なく、一般小売店において販売等
402 することができる。

403 また、医薬部外品の直接の容器又は直接の被包には、「医薬部外品」の文字の表示その他定めら
404 れた事項の表示が義務付けられている。（法第59条）

405 医薬部外品のうち、(1)衛生害虫類（ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物）の防
406 除のため使用される製品群（「防除用医薬部外品」の表示のある製品群）、(2)かつては医薬品であ
407 ったが医薬部外品へ移行された製品群（「指定医薬部外品」の表示のある製品群）については、用
408 法用量や使用上の注意を守って適正に使用することが他の医薬部外品と比べてより重要であるた
409 め、一般の生活者が購入時に容易に判別することができ、また、実際に製品を使用する際に必要
410 な注意が促されるよう、各製品の容器や包装等に識別表示がなされている。（規則第219条の2）

411 医薬部外品にあつても、医薬品と同様に、不良医薬部外品及び不正表示医薬部外品の販売は禁
412 止されている。（法第60条に基づく法第56条及び57条の準用）

413

414 【化粧品】

^{excix} 医薬品と同様、販売元の企業等においては、製品を上市するにあたってあらかじめ医薬部外品として品質、有効性及び安全性が備わっていることにつき、法第14条第1項又は第19条の2の規定に基づく承認を取得し（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。）、また、製造販売業の許可を受ける必要がある。必要な承認を受けていない製品の販売等は禁止されており（法第55条第2項）、本規定に違反して販売等を行った者については、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第84条第18号）こととなっている。

^{cc} 法第2条第3項に規定する使用目的。

415 化粧品は、法第2条第3項において次のように定義されている。

416 「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに
417 保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされ
418 ている物で、人体に対する作用が緩和なもの」

419 人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人の身体の構造若しくは機能に影
420 響を及ぼすことを目的とするものは化粧品に含まれない。化粧品は、あくまで「人の身体を清潔
421 にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つ」の範囲内（本
422 章別表4-2）においてのみ効能効果を表示・標榜^{ほう}することが認められるものであり、医薬品的
423 な効能効果を表示・標榜^{ほう}することは一切認められていない。一方、医薬品について化粧品的な効
424 能効果を表示・標榜^{ほう}することは、過度の消費や乱用等の不適正な使用を助長するおそれがあり、
425 承認された効能効果に含まれる場合を除き、適当でないとされている。

426 なお、医薬部外品に、化粧品的効能効果を標榜^{ほう}することは、前項で記したように薬用化粧品、
427 薬用石鹸、薬用はみがき等が認められている。

428 化粧品の成分本質（原材料）についても、原則として医薬品の成分を配合してはならないこと
429 とされており、配合が認められる場合にあっても、添加物として使用されているなど、薬理作用
430 が期待できない量以下に制限されている。

431 化粧品を業として製造販売する場合には、製造販売業の許可を受けた者が、あらかじめ品目ご
432 との届出を行う必要がある（法第12条第1項、第14条の9）。ただし、厚生労働大臣が指定す
433 る成分を含有する化粧品である場合は、品目ごとの承認を得る必要がある（法第14条第1項）。

434 また、化粧品を販売等する場合には、医薬品のような販売業の許可は必要なく、一般小売店に
435 おいて販売等することができる。ただし、医薬品的な効能効果の表示・標榜^{ほう}がなされた場合には、
436 法第66条第1項により禁止される虚偽又は誇大な広告に該当するほか、その標榜^{ほう}内容等によっ
437 ては医薬品又は医薬部外品とみなされ、無承認無許可医薬品又は無承認無許可医薬部外品として
438 法第55条第2項に基づく取締りの対象となる。

439 化粧品にあっても、医薬品と同様に、不良化粧品及び不正表示化粧品の販売は禁止されている。
440 （法第62条に基づく法第56条及び57条の準用）

441

442 【保健機能食品等の食品】

443 食品とは、医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のすべての飲食物をいう（食品安全基
444 本法（平成15年法律第48号）第2条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1
445 項）。

446 医薬品には、その品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制が行われているが、食品
447 には、専ら安全性の確保のために必要な規制その他の措置が図られている。

448 外形上、食品として販売等されている製品であっても、その成分本質、効能効果の標榜^{ほう}内容等

449 に照らして医薬品とみなされる場合には、法第14条又は第19条の2の規定に基づく承認を受
 450 けずに製造販売され、又は法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可等を受けずに製造され
 451 た医薬品（無承認無許可医薬品）として、法第55条第2項に基づく取締りの対象となる。

452 その本質、形状、表示された効能効果、用法用量等から判断して医薬品である物が、外形上、
 453 食品として販売等されている場合には、(1) 一般の生活者に正しい医療を受ける機会を失わせ、
 454 疾病を悪化させるなど、保健衛生上の危害を生じさせる、(2) 不良品及び偽医薬品が製造販売さ
 455 れる、(3) 一般の生活者における医薬品及び食品に対する概念を崩壊させ、医薬品の正しい使用
 456 が損なわれ、ひいては医薬品に対する不信感を生じさせる、等の弊害をもたらすおそれがある。

457 しかし、経口的に摂取される物が法第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当す
 458 るか否かについては、一般の生活者から見て必ずしも明確でない場合があるため、無承認無許可
 459 医薬品の指導取締りの一環として「医薬品の範囲に関する基準」（昭和46年6月1日付け薬発第
 460 476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（最終改正：平成27
 461 年4月1日付け薬食発0401第2号平成28年10月12日付け薬生発1012第1号厚生労
 462 働省医薬食品・生活衛生局長通知）の別紙。以下同じ。）が示されている。

463 この通知で示す「医薬品の範囲に関する基準」では、医薬品に該当する要素として、

464 (a) 成分本質（原材料）が、専ら医薬品として使用される成分本質を含むこと^{cci}（食品添加物
 465 と認められる場合を除く。）

466 (b) 医薬品的な効能効果が標榜^{ほう}又は暗示されていること（製品表示や添付文書によるほか、チ
 467 ラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物等による場合も含む。）

468 (c) アンプル剤や舌下錠、口腔用スプレー剤等、医薬品的な形状^{けいじょう}であること

469 (d) 服用時期、服用間隔、服用量等の医薬品的な用法用量の記載があること（調理のために使
 470 用方法、使用量等を定めている場合を除く。）

471 が示されており、食品の販売を行う者（薬局又は医薬品の販売業において食品を販売する場合を
 472 含む。）にあつては、これらに照らして医薬品に該当する物とみなされることのないよう留意する
 473 必要がある。

474 食品のうち、健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく許可及
 475 び又は同法第29条第1項の規定に基づく~~き内閣総理大臣の許可及び承認（許可等という。以~~
 476 ~~下同じ。）~~を受けた内容を表示する特別用途食品（特定保健用食品を含む。以下同じ。）につい
 477 ては、原則として、一般の生活者が医薬品としての目的を有するものであるとの誤った認識を生じ
 478 るおそれはないものとされている。ただし、特別用途食品以外の食品において、特定の保健の用
 479 途に適する旨の効果が表示・標榜^{ほう}されている場合には、医薬品の効能効果を暗示させるものとみ

^{cci} 製品から実際に検出されなくても、含有又は配合されている旨が標榜・表示されている場合には、当該成分本質を含むものとみなして本基準が適用される。

^{ccii} 錠剤、丸剤、カプセル剤、顆粒剤、散剤等の形状については、食品である旨が明示されている場合に限り、当該形状のみをもって医薬品への該当性の判断がなされることはない。

480 なされる。

481 (a) 特別用途食品

482 乳児、幼児、妊産婦又は病者の発育又は健康の保持若しくは回復の用に供することが適当
 483 な旨を医学的・栄養学的表現で記載し、かつ、用途を限定したもので、健康増進法第26条
 484 第1項の規定に基づく許可及び又は同法第29条第1項の規定に基づく承認を受け規定に基
 485 づく、「特別の用途に適する旨の表示」の許可を受けたをする食品であり、消費者庁の許可等
 486 のマークが付されている。

487 (b) 特定保健用食品

488 身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含む食品で、健康増進法第26条第
 489 1項の規定に基づく許可及び又は同法第29条第1項の規定に基づき承認を受けて、食生
 490 活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待
 491 できる旨の用途に資する旨の表示（本章別表4-3）の許可等を受けたものをする食品であ
 492 る。特定の保健の用途を表示するには、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す有効性や
 493 安全性等に関する審査を受け、内閣総理大臣の許可等又は承認を取得することが必要である。

494 現行の特定保健用食品の許可の際に必要とされる有効性の科学的根拠のレベルに達しない
 495 もの、一定の有効性が確認されるものについては、限定的な科学的根拠である旨の表示を
 496 することを条件として許可されている。この条件で許可された特定保健用食品を「条件付き
 497 特定保健用食品」と区分している。

498 特定保健用食品及び条件付き特定保健用食品にも、それぞれ消費者庁の許可等のマークが
 499 付されている。

500 以上述べた「(a) 特別用途食品」と「(b) 特定保健用食品」との規制上の関係を図示する
 501 と次表のとおりとなる。



特別用途食品 →<前述(a)>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病者用食品 ・ 妊産婦、授乳婦用 ・ 乳児用 ・ えん下困難者用 ・ 特定保健用食品 <前述(b)> *
--------------------	--



*（特定保健用食品は、特別用途食品制度と保健機能食品制度の両制度に位置づけられている。）

502 また、食品のうち、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき

503 制定された食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第11号の規定に基づき、~~内閣総理大臣が定める基準に従い~~、栄養成分の機能表示等がなされたもの（次項（c）栄養機能食品）における当該表示等に関しては、医薬品の範囲に関する基準における医薬品的な効能効果に該当しないものとされている^{cciii}。

507 (c) 栄養機能食品

508 1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分の量が、基準に適合しており、栄養表示しようとする場合には、食品表示基準第2条第1項第11号の規定に基づき、その栄養成分の機能の表示を行わなければならない（本章別表4-4）。

511 栄養成分の機能表示に関しては、消費者庁長官の許可は要さないが、その表示と併せて、
512 当該栄養成分を摂取する上での注意事項を適正に表示することが求められている。また、消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨の表示も義務づけられている。

514 (d) 機能性表示食品

515 食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定されている食品である。事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、
516 販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものである。
518

519 特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することはできるが、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。

522 (e) その他「いわゆる健康食品」

523 健康食品とよばれるものは、法令で定義されたものではなく、一般に用いられているものである。栄養補助食品、サプリメント、ダイエット食品等と呼ばれることもある。法や食品衛生法等における取扱いは、保健機能食品以外の一般食品と変わるところはない。

526 いわゆる健康食品の中には、特定の保健の用途に適する旨の効果等が表示・^{ぼう}標榜されている場合^{cciv}があり、それらについては、医薬品の効能効果を暗示するものとみなされる。また、
527 製品中に医薬品成分が検出される場合もあり、いずれも無承認無許可医薬品として、法に基づき取締りの対象となる。
529

530 これまでにそうした無承認無許可医薬品の摂取によって重篤な健康被害が発生した事例も
531 知られており、厚生労働省、消費者庁や都道府県等では、因果関係が完全に解明されていなくとも、広く一般に対して注意を喚起して健康被害の拡大防止を図るため、製品名等を公表
532

cciii ただし、規格基準が定められている栄養成分以外の他の成分について、その機能の表示又は特定の保健の用途の表示がなされている場合には、医薬品の範囲に関する基準の(2)医薬品的な効能効果に該当するものとみなされることがある。

cciv 容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ旨の表現（例：肥満改善効果等）や、身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適する又は改善に役立つ旨の表現（例：老廃物排出効果等）、身体の状態を本人が自覚でき、一時的であって継続的・慢性的でない体調の変化の改善に役立つ旨（例：二日酔い改善効果等）などの表現が該当する。

533 している。

534 薬局、店舗販売業又は配置販売業に従事する専門家においては、行政庁が公表する無承認
535 無許可医薬品情報、健康被害情報に日頃から留意しておくことも重要である。

536 (f) 保健機能食品

537 前述の(b) 特定保健用食品、(c) 栄養機能食品、(d) 機能性表示食品を総称して「保健機
538 能食品」という。これらはいくまで食生活を通じた健康の保持増進を目的として摂取される
539 ものである。

540 なお、(a)～(e)のいずれであっても、食品として販売に供するものについて、健康の保
541 持増進効果等につき虚偽又は誇大な表示をすることは禁止されている（健康増進法第31条）。

542

543 III 医薬品の販売業の許可

544 1) 許可の種類と許可行為の範囲

545 法第24条第1項において、「薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業
546 として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置
547 することを含む。）してはならない^{ccv}」と規定されている。本規定に違反した者については、「三
548 年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第84条第9号）こ
549 ととされている。

550 医薬品を、業として販売、授与又は販売若しくは授与の目的での貯蔵、若しくは陳列（以下「販
551 売等」という。）を行うには、薬局の開設又は医薬品の販売業の許可を受ける必要がある。医薬品
552 の販売業の許可については、店舗販売業の許可、配置販売業の許可又は卸売販売業の許可^{ccvi}の3
553 種類に分けられており（法第25条）、このうち、一般の生活者に対して医薬品を販売等すること
554 ができるのは、店舗販売業及び配置販売業の許可を受けた者だけである。なお、薬局における医
555 薬品の販売行為は、薬局の業務に付随して行われる行為であるので、医薬品の販売業の許可は必
556 要としない。

557 また、これらの許可は、6年ごとに、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、そ
558 の効力を失う。（法第24条第2項）

559 また、「薬局開設者又は店舗販売業者は店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業
560 者は配置以外の方法により、それぞれ医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目
561 的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列してはならない」（法第37条第1項）と規定されている。本

^{ccv} ただし、「医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときはこの限りでない」（法第24条第1項ただし書き）と規定されており、製薬企業がその製造等した医薬品を、一般の生活者以外の、薬局開設者や販売業者又は他の製薬企業へ販売等を行う場合にあっては、あらかじめ販売業の許可を受ける必要はない。

^{ccvi} 卸売販売業は、医薬品を薬局や他の医薬品の販売業、製薬企業又は医療機関等に対して販売等する業態であり、業として一般の生活者に対して直接医薬品の販売等を行うことは認められていない。（法第25条第3号、規則第138条）

562 規定に違反した者については、「二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを
563 併科する」（法第85条第1号）こととされている。これは、医薬品は、人の生命や健康に直接又
564 は間接的に影響を与える生命関連製品であるため、安全性の見地から、露天販売や現金行商等の
565 ような、事後において医薬品購入者の安全性を確保すること、また、販売側の責任や所在を追及
566 することが困難となる形態での販売又は授与を禁止する趣旨（いわゆる「売り逃げ」の防止）に
567 よるものである。

568 また、薬局、店舗販売業及び卸売販売業では、特定の購入者の求めに応じて医薬品の包装を開
569 封して分割販売（いわゆる「量り売り」、「零売」と呼ばれることもある。）することができる。た
570 だし、分割販売する場合には、法第50条の規定に基づく容器等への記載事項、法第52条の規
571 定に基づく添付文書等への記載事項について、分割販売する薬局開設者又は医薬品の販売業者の
572 責任において、それぞれ表示又は記載されなければならない。分割販売される医薬品の記載事項
573 には、「分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び
574 所在地」も含まれている（法第50条第15号、規則第210条第7号）。

575 ただし、医薬品をあらかじめ小分けし、販売する行為は、無許可製造、無許可製造販売に該当
576 するため、認められない。

577 (a) 薬局

578 薬局は、「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売
579 業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）」（法第2条第12項）と定義されて
580 いる。薬局では、医薬品の調剤と併せて、店舗により医薬品の販売を行うことが認められてい
581 る。また、調剤を実施する薬局は、医療提供施設としても位置づけられている（医療法（昭和
582 23年法律第205号）第1条の2第2項）。

583 薬局は、「その所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市^{ccvii}又は特別区の区
584 域にある場合においては、市長又は区長。）の許可を受けなければ、開設してはならない」（法
585 第4条第1項）と規定されており、都道府県知事は、調剤や医薬品の販売等を行うために必要
586 な構造設備（薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号。以下「構造設備規則」という。）
587 第1条）を備えていないとき、並びに医薬品の調剤及び販売又は授与の業務を行う体制（薬局
588 並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行なう体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3
589 号。以下「体制省令」という。）第1条）が整っていないとき、又は申請者が薬事に関する法令等
590 に違反し一定期間を経過していないときなどには、許可を与えないことができる（法第5条）。

591 薬局では、医療用医薬品の他、要指導医薬品及び一般用医薬品を取り扱うことができる。ま
592 た、一般用医薬品のうち、第二类医薬品又は第三類医薬品に分類（Ⅱ-1）の【一般用医薬品
593 のリスク区分】の項参照）されたものの販売等に関しては、薬剤師のほかに、登録販売者が購
594 入者等への情報提供や相談対応を行うこともできる。

ccvii 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市

595 なお、医薬品を取り扱う場所であって、薬局として開設の許可を受けていないものについて
596 は、病院又は診療所の調剤所を除き、薬局の名称を付してはならない（法第6条、規則第10
597 条）こととされており、本規定に違反した者については、「三十万円以下の罰金に処する」（法
598 第88条第1号）こととされている。

599 薬局においては、調剤された薬剤や医薬品が保健衛生上遺漏なく販売等されるよう、その業
600 務を適正に運営するための仕組みが設けられている。まず、薬局の開設の許可を受けた事業者
601 （以下「薬局開設者」という。）は、自らが薬剤師であるときは、その薬局を実地に管理しなけ
602 ればならず、自ら管理しない場合には、その薬局で薬事に関する実務に従事する薬剤師のうち
603 から管理者を指定して実地に管理させなければならないこととされている（法第7条第1項）。
604 また、薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局で薬事に関する実務に従事する薬剤師のう
605 ちから管理者を指定して実地に管理させなければならないこととされている（法第7条第2項）。
606 管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、その薬局に勤務するその他の従業者を
607 監督するなど、薬局の業務につき、必要な注意をしなければならず、薬局開設者に対して必要
608 な意見を述べなければならないこととされている（法第8条）。一方、薬局開設者は、その管理
609 者の意見を尊重しなければならないこととされている（法第9条第2項）。以上のほか、薬局開
610 設者には、法第36条の3及び第36条の4の規定に基づき、「薬局医薬品」の販売等に関する
611 規制（規則第158条の7から規則第158条の9まで）、並びに法第9条の2及び第9条の3
612 の規定に基づき、「調剤された薬剤」の販売等に関する規制（規則第11条の8から第11条の
613 11まで及び第15条の11から第15条の13まで）が課せられている。

614 【薬剤師不在時間等】

615 開店時間のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその
616 業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間を薬剤
617 師不在時間という（規則第1条第2項第3号）。

618 例えば、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時
619 的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間が該当するものであり、学校薬剤師の業務やあら
620 かじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められず、従
621 来どおり、当該薬局における調剤応需体制を確保する必要がある。

622 薬局開設者は、薬剤師不在時間内は、調剤室を閉鎖するとともに、調剤に従事する薬剤師が不
623 在のため調剤に応じることができない旨等、薬剤師不在時間に係る揭示事項を当該薬局内の見や
624 すい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示しなければならない（規則第14条の3第3
625 項、規則第15条の16）。

626 また、体制省令において、「薬剤師不在時間内は、法第7条第1項又は第2項の規定による薬局
627 の管理を行う薬剤師が、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡ができ
628 る体制を備えていること」等、薬剤師不在時間内における薬局の業務を行う体制の基準が規定さ

629 れている（体制省令第1条第1項第1号、第7号、第8号、第9号、同条第2項第6号）。

630 なお、薬剤師不在時間内であっても、登録販売者が販売できる医薬品は、第二類医薬品又は第
 631 三類医薬品であり、薬局開設者は、調剤室の閉鎖に加え、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬
 632 品陳列区画を閉鎖しなければならない。ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品又は第一類
 633 医薬品を陳列する場合は、この限りでない。（規則第14条の3第2項、構造設備規則第1条第
 634 1項第11号、第12号）

635 (b) 店舗販売業

636 店舗販売業の許可は、要指導医薬品又は一般用医薬品を、店舗において販売し、又は授与す
 637 る業務について（法第25条第1号）、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事（その店
 638 舗の所在地が保健所を設置する市は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下
 639 (b)において同じ。）が与えることとされている（法第26条第1項）。

640 都道府県知事は、許可を受けようとする店舗が必要な構造設備（構造設備規則第2条）を備
 641 えていないとき、適切に医薬品を販売し、又は授与するために必要な体制（体制省令第2条）
 642 が整っていないとき、又は申請者が薬事に関する法令等に違反し一定期間を経過していないと
 643 きなどには、許可を与えないことができる（法第26条第4項）。

644 薬局と異なり、薬剤師が従事していても調剤を行うことはできず、要指導医薬品又は一般用
 645 医薬品以外の医薬品の販売等は認められていない（法第27条）。本規定に違反した者について
 646 は、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第84条
 647 第10号）こととされている。

648 店舗販売業の許可を受けた事業者（以下、「店舗販売業者」という。）は、要指導医薬品につ
 649 いては、薬剤師に販売又は授与させなければならないこととされている（法第36条の5第1
 650 項）。また、一般用医薬品のうち、第一類医薬品については、薬剤師により販売又は授与させな
 651 なければならないこととされており、第二類医薬品又は第三類医薬品については、薬剤師又は登
 652 録販売者に販売又は授与させなければならないこととされている（法第36条の9）。このため、
 653 要指導医薬品及び第一類医薬品は、その店舗において薬剤師がいない場合には、販売又は授与
 654 を行うことができない。本規定に違反した者については、都道府県知事は、その許可を取り消
 655 し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる（法第75条
 656 第1項）。

657 店舗販売業においても、薬局と同様、医薬品が保健衛生上遺漏なく販売等されるよう、その
 658 業務を適正に運営するための仕組みが設けられている。まず、店舗販売業者は、「その店舗を、
 659 自ら実地に管理し、又はその指定する者に実地に管理させなければならない」（法第28条第1
 660 項）こととされており、その店舗を実地に管理する者（以下「店舗管理者」という。）は、「薬
 661 剤師又は登録販売者でなければならない」（同条第2項）こととされている。

662 この店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その店舗において医薬品の販売又は授与

663 に従事しているものでなければならない。（規則第140条第1項）

	店舗の種類	店舗管理者
一	要指導医薬品 ^{ccviii} 又は第一類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師
二	第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師又は登録販売者

664 この登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、

665 ① 一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外
666 の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間

667 ② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）~~に~~に従事した期
668 間

669 が通算して2年あることが必要である。

670 第一類医薬品を販売し、授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場
671 合には、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗
672 管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は
673 薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として
674 3年以上業務に従事した者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に
675 従事するものを店舗管理者にすることができる。（規則第140条第2項）

676 この場合には、店舗管理者を補佐する薬剤師を置かなければならない。（規則第141条）

677 店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、その店舗に勤務する他の従事者
678 を監督するなど、その店舗の業務につき、必要な注意をしなければならず、また、店舗販売業
679 者に対して必要な意見を述べなければならないこととされている（法第29条）。一方、店舗販
680 売業者は、その店舗管理者の意見を尊重しなければならないこととされている（法第29条の
681 2第2項）。

682 なお、店舗管理者は、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除き、その店
683 舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。

684 （法第28条第3項）

685 (c) 配置販売業

686 配置販売業の許可は、一般用医薬品を、配置により販売又は授与する業務について（法第2
687 5条第2号）、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が与
688 えることとされている（法第30条第1項）。

689 都道府県知事は、許可を受けようとする区域において適切に医薬品の配置販売するために必

ccviii 経過措置として、平成29年6月11日までの間は、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売等する薬局、薬剤師が店
舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売する店舗又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を販売する
配置販売業において登録販売者として3年以上業務に従事した者を店舗管理者とすることができ、平成29年6月12日か
ら当分の間は、要指導医薬品を販売等する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売等する店舗販売業におい
て登録販売者として業務に従事した期間と要指導医薬品を販売等する店舗の管理者であった期間の合計が3年以上の者を店
舗管理者とすることができる。この場合には、店舗管理者を補佐する薬剤師を置かなければならない。

690 要な基準（「体制省令第3条」）が整っていないとき、又は申請者が薬事に関する法令等に違反
 691 し一定期間を経過していないときなどには、許可を与えないことができる（法第30条第2項）。

692 また、配置販売業は、購入者の居宅に医薬品をあらかじめ預けておき^{ccix}、購入者がこれを使
 693 用した後でなければ代金請求権を生じない（「先用後利」という）といった販売形態であるため、
 694 一般用医薬品のうち経年変化が起こりにくいこと等の基準（配置販売品目基準（平成21年厚
 695 生労働省告示第26号））に適合するもの以外の医薬品を販売等してはならないこととされてい
 696 る（法第31条）。本規定に違反した者については、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の
 697 罰金に処し、又はこれを併科する」（法第84条第11号）こととされている。

698 第一類医薬品の配置販売については、配置販売業の許可を受けた事業者（以下「配置販売業
 699 者」という。）は、薬剤師により販売又は授与させなければならないこととされており、第二類
 700 医薬品又は第三類医薬品の配置販売については、薬剤師又は登録販売者に販売又は授与させな
 701 ければならないこととされている（法第36条の9）。このため、薬剤師が配置販売に従事して
 702 いない場合には、第一類医薬品の販売又は授与を行うことができない。本規定に違反した者に
 703 ついては、都道府県知事は、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは
 704 一部の停止を命ずることができる（法第75条第1項）。

705 配置販売業においても、薬局や店舗販売業と同様、医薬品が保健衛生上遺漏なく販売等され
 706 るよう、その業務を適正に運営するための仕組みが設けられている。まず、配置販売業者は、
 707 「その業務に係る都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都道府県の区域において配置販売
 708 に従事する配置員のうちから指定したものに管理させなければならない」（法第31条の2第1
 709 項）こととされており、その区域を管理する者（以下「区域管理者」という。）については、第
 710 一類医薬品を販売し、授与する区域においては薬剤師、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売
 711 し、授与する区域においては薬剤師又は登録販売者でなければならないこととされている。こ
 712 の登録販売者についても、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、

- 713 ① 一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外
 714 の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
 715 ② 登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）~~に~~に従事した期
 716 間

717 が通算して2年あることが必要である。（法第31条の2第2項、規則第149条の2）

718 区域管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その業務に関し配置員を監督
 719 するなど、その区域の業務につき、必要な注意をしなければならず、また、配置販売業者に対
 720 して必要な意見を述べなければならないこととされている（法第31条の3）。これを受け、配
 721 置販売業者は、その区域管理者の意見を尊重しなければならないこととされている（法第31

^{ccix} 通常、常備薬として用いられる製品をひと揃い収めた「配置箱」を預ける。これは法上、陳列に該当する。

722 条の4第2項）。

723 また、配置販売業がいわゆる行商という業態による販売であることから、これに対し薬事監
724 視を行いやすくする必要性に基づき、「配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従
725 事しようとするときは、配置販売業者の氏名及び住所、配置販売に従事する者の氏名及び住所
726 並びに区域及びその期間（規則第150条）を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区
727 域の都道府県知事に届け出なければならない」（法第32条）こととされている。本規定に違反
728 した者については、「三十万円以下の罰金に処する」（法第88条第4号）こととされている。

729 さらに、「配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書
730 の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない」（法第
731 33条第1項）とされており、本規定に違反した者については、「五十万円以下の罰金に処する」
732 （法第87条第11号）こととされている。

733 なお、薬局開設者又は店舗販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により医薬品を
734 販売等してはならず、同様に、配置販売業者は、配置以外の方法により医薬品を販売等しては
735 ならないとされている（法第37条第1項）。そのため、薬局開設者又は店舗販売業者が、配置
736 による販売又は授与の方法で医薬品を販売等しようとする場合には、別途、配置販売業の許可
737 を受ける必要がある。一方、配置販売業者が、店舗による販売又は授与の方法で医薬品を販売
738 等しようとする場合には、別途、薬局の開設又は店舗販売業の許可を受ける必要がある。

739 また、配置販売業では、医薬品を開封して分割販売することは禁止されている（法第37条
740 第2項）。

741

742 2) リスク区分に応じた販売従事者、情報提供及び陳列等

743 【リスク区分に応じた販売従事者等】

744 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第36条の5の規定に基づき、要指導医薬品を販売し、授
745 与する場合には、薬剤師に、販売させ、授与させなければならないこととされている。また、要
746 指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対しては、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販
747 業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼
748 育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与する場合を除き、正当な理由なく要指導医薬品を販
749 売し、又は授与してはならないこととされている（法第36条の5第2項）。

750 また、薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品を販売し、又は授与するに当たっては、
751 次に掲げる方法により、薬剤師をして販売させ、又は授与させなければならないこととされてい
752 る（法第36条の5第1項、規則第158条の11）。

753 (a) 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しよ
754 うとする者であることを確認させること。この場合において、当該要指導医薬品を購入し、
755 又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする者でない場合は、当該

756 者が法第36条の5第2項の薬剤師等である場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認さ
757 せること。

758 (b) 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該要指導医薬品を使用しよ
759 うとする者の他の薬局開設者又は店舗販売業者からの当該要指導医薬品の購入又は譲受けの
760 状況を確認させること。

761 (c) (b)の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、
762 販売し、又は授与させること。

763 (d) 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質
764 問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。

765 (e) 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があった場合には、情報
766 の提供又は指導を行った後に、当該要指導医薬品を販売し、又は授与させること。

767 (f) 当該要指導医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当
768 該薬局又は店舗の電話番号その他連絡先を、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けよう
769 とする者に伝えさせること。

770 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第36条の9の規定に基づき、一般用医薬
771 品を販売し、授与する場合には、次に掲げるリスク区分に応じて、当該各号に定める者に、販売
772 させ、授与させなければならないこととされている。

	リスク区分	販売又は授与する者
一	第一類医薬品	薬剤師
二	第二類医薬品及び第三類医薬品	薬剤師又は登録販売者

773 また、薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、第一類医薬品を販売し、授与し、又は
774 配置するに当たっては、次に掲げる方法により、薬剤師をして販売させ、又は授与させなければ
775 ならないこととされている。（法第36条の9、規則第159条の14第1項）

776 (a) 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問がないことを確認
777 した後に、販売し、又は授与させること。

778 (b) 当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があった場合には、情報
779 の提供を行った後に、当該第一類医薬品を販売し、又は授与させること。

780 (c) 当該第一類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当
781 該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第一類医薬品を購入し、又
782 は譲り受けようとする者に伝えさせること。

783 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又
784 は授与するに当たっては、次に掲げる方法により、薬剤師又は登録販売者をして販売させ、又は
785 授与させなければならないこととされている。（法第36条の9、規則第159条の14第2項）

786 (a) 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があっ

787 た場合には、情報の提供を行った後に、当該第二类医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は
788 授与させること。

789 (b) 当該第二类医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名、
790 当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、
791 当該第二类医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。
792 薬局開設者は、薬局医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与したとき、店
793 舗販売業者は、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与したとき、配置販売業者は、
794 第一類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、2年間保存しなければならない
795 いこととされている（法第9条第1項、第29条の2第1項、第31条の4第1項、規則第14
796 条第3項、第146条第3項、第149条の5第3項）。

797 (a) 品名

798 (b) 数量

799 (c) 販売、授与、配置した日時

800 (d) 販売、授与、配置した薬剤師の氏名、情報提供を行った薬剤師の氏名

801 (e) 医薬品の購入者等が情報提供の内容を理解したことの確認の結果

802 また、薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は第二类医薬品又は第三類医薬品を
803 販売し、授与し、又は配置したときは、上記(a)～(e)の事項を書面に記載し、保存するよう努めな
804 ければならないとされている（法第9条第1項、第29条の2第1項、第31条の4第1項、規
805 則第14条第4項、第146条第4項、第149条の5第4項。(e)については第二类医薬品のみ。）。

806 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、医薬品を販売し、授与し、又は配置したとき
807 は、当該医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、保存するよう努めなけれ
808 ばならないとされている（法第9条第1項、第29条の2第1項、第31条の4第1項、規則第
809 14条第5項、第146条第5項、第149条の5第5項）。

810

811 【リスク区分に応じた情報提供】

812 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品を販売又は授与する場合には、次の(a)及び(b)
813 により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、購入者等に対し
814 て、対面により、必要な情報を提供させ、必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければなら
815 ないとされている。（法第36条の6）

816 (a) 要指導医薬品を販売又は授与する場合に行われる情報提供及び指導

817 法第36条の6第1項において、薬局開設者又は店舗販売業者が要指導医薬品を販売又は
818 授与する場合には、規則第158条の12第1項で定めるところにより、その薬局又は店舗
819 において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、規則第158条の12第

820 2項で定める事項を記載した書面^{ccx}を用いて、必要な情報を提供させ、必要な薬学的知見に
 821 基づく指導を行わせなければならないと規定されている。薬局開設者又は店舗販売業者は、
 822 これら情報提供又は指導ができないとき、その他要指導医薬品の適正な使用を確保すること
 823 ができないと認められるときは、要指導医薬品を販売又は授与してはならないこととされて
 824 いる。（法第36条の6第3項）

825 また、法第36条の6第2項において、薬局開設者又は店舗販売業者は、情報の提供及び
 826 指導を行わせるに当たっては、当該薬剤師に、あらかじめ、次に掲げる事項を確認させなけ
 827 ればならないと規定されている（規則第158条の12第4項）。

- 828 i) 年齢
- 829 ii) 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- 830 iii) 性別
- 831 iv) 症状
- 832 v) iv) の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたこと
- 833 がある場合にはその診断の内容
- 834 vi) 現にかかっている疾病がある場合は、その病名
- 835 vii) 妊娠しているか否か及び妊娠中である場合は妊娠週数
- 836 viii) 授乳しているか否か
- 837 ix) 当該要指導医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
- 838 x) 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったこと
- 839 があるか否か、かかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名
- 840 称、有効成分、服用した量及び服用の状況
- 841 xi) その他情報の提供を行うために確認することが必要な事項

情報提供及び指導の方法 （規則第158条の12第1項）	情報提供の事項 （規則第158条の12第2項）
①当該薬局又は店舗内の情報提供及び指導を 行う場所（構造設備規則第1条第1項第1-2 13号若しくは第2条第1-112号に規定 する情報を提供するための設備がある場所、 又は同規則第1条第1項第5号若しくは第 2条第5号に規定する医薬品を通常陳列し、 若しくは交付する場所）で行わせること ②当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用	①当該要指導医薬品の名称 ②当該要指導医薬品の有効成分の名称及び その分量 ③当該要指導医薬品の用法及び用量 ④当該要指導医薬品の効能又は効果 ⑤当該要指導医薬品に係る使用上注意のう ち、保健衛生上の危害の発生を防止するた めに必要な事項

^{ccx} 当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する
 方法により表示したものを含む。以下同じ。

<p>上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のため必要な情報を、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者又は当該要指導医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、必要な指導を行わせること</p> <p>③当該要指導医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること</p> <p>④情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと及び更なる質問の有無について確認させること</p> <p>⑤必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること</p> <p>⑥必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること</p> <p>⑦情報の提供及び指導を行った薬剤師の氏名を伝えさせること</p>	<p>⑥その他当該要指導医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項</p>
--	--

842 (b) 販売時に購入者側から、又は事後において購入者若しくはその医薬品の使用者から相談が
843 あった場合の対応

844 法第36条の6第4項において、薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な
845 使用のため、その薬局若しくは店舗において要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けよう
846 とする者又はその薬局若しくは店舗において要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者
847 若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた要指導医薬品を使用する者
848 から相談があった場合には、規則第159条の規定により、その薬局又は店舗において医薬
849 品の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基
850 づく指導を行わせなければならないとされている。

851
852 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品を販売又は授与する場合には、
853 その分類されたリスク区分に応じて、次の(a)～(d)により、その薬局又は店舗において医薬品の販
854 売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、購入者等に対して、必要な情報を提供させな
855 なければならないとされている（法第36条の10）。

856 (a) 第一類医薬品を販売又は授与する場合に行われる情報提供

857 法第36条の10第1項において、薬局開設者又は店舗販売業者が第一類医薬品を販売又
 858 は授与する場合には、規則第159条の15第1項で定めるところにより、その薬局又は店
 859 舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、規則第159条の15第2項で定め
 860 る事項を記載した書面を用いて、必要な情報を提供させなければならないと規定されている。
 861 また、法第36条の10第2項において、薬局開設者又は店舗販売業者は、情報の提供を行
 862 わせるに当たっては、薬剤師に、あらかじめ、次に掲げる事項を確認させなければならない
 863 と規定されている（規則第159条の15第4項）。

- 864 i) 年齢
- 865 ii) 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- 866 iii) 性別
- 867 iv) 症状
- 868 v) iv) の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたこと
 869 がある場合にはその診断の内容
- 870 vi) 現にかかっている疾病がある場合は、その病名
- 871 vii) 妊娠しているか否か及び妊娠中である場合は妊娠週数
- 872 viii) 授乳しているか否か
- 873 ix) 当該第一類医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
- 874 x) 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったこと
 875 があるか否か、かかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名
 876 称、有効成分、服用した量及び服用の状況
- 877 xi) その他情報の提供を行うために確認することが必要な事項

情報提供の方法 (規則第159条の15第1項)	情報提供の事項 (規則第159条の15第2項)
①当該薬局又は店舗内の情報提供を行う場所 (構造設備規則第1条第1項第1-2-13号 若しくは第2条第1-1-12号に規定する情 報を提供するための設備がある場所、又は同 規則第1条第1項第5号若しくは第2条第 5号に規定する医薬品を通常陳列し、若しく は交付する場所)で行わせること ②当該第一類医薬品の用法、用量、使用上の注 意、当該第一類医薬品との併用を避けるべき 医薬品その他の当該第一類医薬品の適正な	①当該第一類医薬品の名称 ②当該第一類医薬品の有効成分の名称及び その分量 ③当該第一類医薬品の用法及び用量 ④当該第一類医薬品の効能又は効果 ⑤当該第一類医薬品に係る使用上注意のう ち、保健衛生上の危害の発生を防止するた めに必要な事項 ⑥その他当該第一類医薬品を販売し、又は授 与する薬剤師がその適正な使用のために

<p>使用のため必要な情報を、当該第一類医薬品を 購入し、又は譲り受けようとする者又は当 該第一類医薬品を使用しようとする者の状 況に応じて個別に提供させること</p> <p>③当該第一類医薬品の副作用その他の事由に よるものと疑われる症状が発生した場合の 対応について説明させること</p> <p>④情報の提供を受けた者が当該情報の提供の 内容を理解したこと及び更なる質問の有無 について確認させること</p> <p>⑤必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受 けることを勧めさせること</p> <p>⑥情報の提供を行った薬剤師の氏名を伝えさ せること</p>	<p>必要と判断する事項</p>
---	------------------

878

879 配置販売業者については、法第36条の10第7項の規定により読み替えて適用される同
880 条第1項の規定に基づき、その業務に係る都道府県の区域において第一類医薬品を配置する
881 場合には、規則第159条の18の規定により読み替えて適用される規則第159条の15
882 で定めるところにより、医薬品の配置販売に従事する薬剤師に、規則第159条の15第2
883 項で定める事項を記載した書面を用いて、必要な情報を提供させなければならないとされて
884 いる。

885 また、第一類医薬品に関する情報の提供を受けた者が情報提供の内容を理解したことを確
886 認した後でなければ、当該第一類医薬品を販売し、又は授与してはならないとされている。

887 ただし、いずれの場合にも、第一類医薬品を購入し、又は譲り受ける者から説明を要しな
888 い旨の意思の表明があり、薬剤師が、当該第一類医薬品が適正に使用されると認められると
889 判断した場合には、適用しないこととされている（法第36条の10第6項）。

890 (b) 第二類医薬品を販売又は授与する場合に行われる情報提供

891 法第36条の10第3項において、薬局開設者又は店舗販売業者が第二類医薬品を販売又
892 は授与する場合には、規則第159条の16の規定により、医薬品の販売又は授与に従事す
893 る薬剤師又は登録販売者に、必要な情報を提供させるよう努めなければならないと規定され
894 ている。また、法第36条の10第4項において、薬局開設者又は店舗販売業者は、情報の
895 提供を行わせるに当たっては、薬剤師又は登録販売者に、あらかじめ、(a)のi)～xi)に掲
896 げる事項を確認させるよう努めなければならないと規定されている。

897 配置販売業者については、法第36条の6第7項の規定により読み替えて適用される同条

898 第3項の規定に基づき、その業務に係る都道府県の区域において第二类医薬品を配置する場合
899 には、規則第159条の18の規定により読み替えて準用される第159条の16の規定
900 により、医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、必要な情報を提供させるよ
901 う努めなければならないとされている。

902 なお、第二类医薬品に分類された医薬品のうち、特定の使用者（小児、妊婦等）や相互作用
903 に関して使用を避けるべき注意事項があり、それに該当する使用がなされた場合に重大な
904 副作用を生じる危険性が高まる成分、又は依存性・習慣性がある成分が配合されたもの（指
905 定第二类医薬品）については、薬剤師又は登録販売者による積極的な情報提供の機会がより
906 確保されるよう、陳列方法を工夫する等の対応が求められる。

907 また、指定第二类医薬品の販売又は授与する場合には、当該指定第二类医薬品を購入しよ
908 うとする者等が、禁忌事項を確認すること及び当該医薬品の使用について薬剤師又は登録販
909 売者に相談することを勧める旨を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなけ
910 ればならないとされている（法第9条第1項、第29条の2第1項、第31条の4第1項、
911 規則第15条の7、第147条の8、第149条の11）。

912 (c) 第三類医薬品を販売又は授与する場合に行われる情報提供

913 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者が、第三類医薬品に区分された医薬品を販売
914 又は授与する場合には、薬剤師又は登録販売者に、必要な情報提供をさせることが望ましい。

915 (d) 一般用医薬品の販売時に購入者側から、又は事後において購入者若しくはその医薬品の使
916 用者から相談があった場合の対応

917 法第36条の10第5項において、薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の適正
918 な使用のため、その薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けよ
919 うとする者又はその薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた
920 者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する
921 者から相談があった場合には、規則第159条の17の規定により、医薬品の販売又は授与
922 に従事する薬剤師又は登録販売者をして、必要な情報を提供させなければならないとされて
923 いる。

924 配置販売業者については、法第36条の10第7項の規定により読み替えて適用される同条第
925 5項の規定に基づき、配置販売によって一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者
926 又は配置した一般用医薬品を使用する者から相談があった場合には、規則第159条の18の規
927 定により読み替えて適用される規則第159条の17で定めるところにより、医薬品の配置販売
928 に従事する薬剤師又は登録販売者に、必要な情報を提供させなければならないこととされている。

929 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品を購入し、又は譲り受けよう
930 する者から相談があった場合には、情報の提供を行った後に、販売し又は授与しなければならない
931 とされている。

932 以上を要約すると次表のとおりとなる。

リスク区分	対応する 専門家	購入者側から質問等がなくても も行う積極的な情報提供	情報提供 を行う 場所	購入者側から相 談があった場合 の応答
要指導 医薬品	薬剤師	対面により、書面を用いた情報 提供及び薬学的知見に基づく 指導を義務づけ	情報提供 を行う場 所 (配置販 売の場合 は医薬品 を配置す る場所)	義務
第一類 医薬品		書面を用いた情報提供を義務 づけ		
第二類 医薬品	薬剤師 又は 登録 販売者	努力義務		
第三類 医薬品		(法上の規定は特になし)		

933

934 【リスク区分に応じた陳列等】

935 (a) 薬局及び店舗販売業

936 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第57条の2第1項の規定により、医薬品を他の物と区
937 別して貯蔵し、又は陳列しなければならないこととされている。また、法第57条の2第2項
938 の規定により、薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び一般用医薬品を陳列する場
939 合には、次の方法によりこれらを区別して陳列しなければならない。

940 ① 要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画（構造設備規則に規定する要指導医薬品陳列区
941 画をいう。）の内部の陳列設備に陳列しなければならない。（規則第218条の23第1号、
942 構造設備規則第1条第1項第1011号、第2条第910号）ただし、次の場合を除く。

943 i) かぎをかけた陳列設備に陳列する場合

944 ii) 要指導医薬品を購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合

945 ② 要指導医薬品及び一般用医薬品を混在しないように陳列しなければならない。（規則第2
946 18条の23第2号）

947 なお、薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与
948 しない時間は、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しな
949 なければならない（規則第14条の3第1項、第147条第1項）。要指導医薬品又は第一類医薬品
950 を販売し、又は授与する薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品又は第一類医薬品を販
951 売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画を閉鎖しな
952 なければならない。ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している
953 場合は、この限りでない。（規則第14条の3第2項、第147条第2項、構造設備規則第1条
954 第1項第1011号、第1112号、第2条第910号、第1011号）

955 法第57条の2第3項の規定により、薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品を陳列
956 する場合は、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品の区分ごとに、次の方法により陳列
957 しなければならない。

958 ① 第一類医薬品は、第一類医薬品陳列区画（構造設備規則に規定する第一類医薬品陳列区
959 画をいう。）の内部の陳列設備に陳列しなければならない。（規則第218条の4第1項第1
960 号、構造設備規則第1条第1項第112号、第2条第1011号）ただし、次の場合を除
961 く。

962 i) かぎをかけた陳列設備に陳列する場合

963 ii) 第一類医薬品を購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合

964 ② 指定第二類医薬品は、構造設備規則に規定する「情報提供を行うための設備」から7メ
965 ートル以内の範囲に陳列しなければならない。ただし、次の場合を除く。（規則第218条
966 の4第1項第2号）

967 i) かぎをかけた陳列設備に陳列する場合

968 ii) 指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートルの範囲に、医薬品を購入しよ
969 うとする者等が進入することができないよう必要な措置が取られている場合

970 ③ 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在しないように陳列しなければなら
971 ない。（規則第218条の4第1項第3号）

972 (b) 配置販売業

973 配置販売業者は、法第57条の2第1項の規定により、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、
974 又は陳列しなければならないこととされている。また、配置販売業者は、一般用医薬品を陳
975 列する場合は、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品の区分ごとに陳列しなければな
976 らないとされており、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように
977 配置しなければならない。（規則第218条の4第2項）

978
979 薬局や医薬品の販売業において、医薬品を販売する店舗と同一店舗で併せて、食品（保健機能
980 食品を含む。）、医薬部外品、化粧品等の販売が行われる場合には、医薬品と他の物品を区別して
981 貯蔵又は陳列することが求められる（法第57条の2第1項）。

982 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者が販売等することにより、一般の生活者に医薬品
983 でない製品（食品、医薬部外品、化粧品等）について医薬品的な誤認を与えることのないよう、
984 又は医薬品について食品的若しくは化粧品的な使用目的、使用方法と誤認を与えることのないよ
985 う、十分配慮される必要がある。

986

987 【薬局又は店舗における掲示】

988 リスク区分に応じた情報提供又は相談対応の実効性を高めるため、薬局開設者又は店舗販売

989 業者は、当該薬局又は店舗を利用するために必要な次の情報を、当該薬局又は店舗の見やすい
 990 位置に掲示板で掲示しなければならない（法第9条の4及び第29条の3、規則第15条の4
 991 415、規則第147条の12、別表第1の2）。

薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項
① 許可の区分の別 ② 開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項 ③ 薬局、店舗の管理者の氏名 ④ 勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 ⑤ 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 ⑥ 薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 ⑦ 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 ⑧ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説 ② 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 ③ 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 ④ 要指導医薬品の陳列に関する解説 ⑤ 指定第二類医薬品の陳列等に関する解説 ⑥ 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 ⑦ 一般用医薬品の陳列に関する解説 ⑧ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 ⑨ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 ⑩ その他必要な事項

992 また、配置販売業者は、次の情報を記載した書面を添えて配置しなければならない（法第3
 993 1条の4第1項、規則第149条の10、別表第1の4）。

区域の管理及び運営に関する事項	一般用医薬品の販売制度に関する事項
① 許可の区分の別 ② 配置販売業者の氏名又は名称、営業の	① 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説

区域その他の許可証の記載事項 ③ 区域管理者の氏名 ④ 当該区域に勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務 ⑤ 取り扱う一般用医薬品の区分 ⑥ 当該区域に勤務する者の名札等による区別に関する説明 ⑦ 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 ⑧ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	② 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説 ③ 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説 ④ 指定第二類医薬品の陳列定義等に関する解説 ⑤ 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨 ⑥ 一般用医薬品の陳列に関する解説 ⑦ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 ⑧ 個人情報の適切な取扱いを確保するための措置 ⑨ その他必要な事項
---	---

994

995 【特定販売】

996 「その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品^{ccxi}（毒薬及び劇薬であるものを除く。）の販売又は授与」を「特定販売」という（規則第1条第2項第43号）。

999 薬局開設者又は店舗販売業者は、特定販売を行う場合には、次に掲げるところにより行わなければならない。（法第9条第1項、第29条の2第1項、規則第15条の6、第147条の7、別表第1の2及び第1の3）

1002 ① 当該薬局又は店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。

1004 ② 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、次に掲げる情報を、見やすく表示すること。

1006

薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項	特定販売に伴う事項
---------------------	---------------------------	-----------

^{ccxi} 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの。

<p>① 許可の区分の別</p> <p>② 開設者の氏名又は名称、許可証の記載事項</p> <p>③ 薬局、店舗の管理者の氏名</p> <p>④ 勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務</p> <p>⑤ 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分</p> <p>⑥ 薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明</p> <p>⑦ 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間</p> <p>⑧ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先</p>	<p>① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説</p> <p>② 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説</p> <p>③ 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説</p> <p>④ 要指導医薬品の陳列に関する解説</p> <p>⑤ 指定第二類医薬品の表示等に関する解説</p> <p>⑥ 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨</p> <p>⑦ 一般用医薬品の表示に関する解説</p> <p>⑧ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説</p> <p>⑨ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置</p> <p>⑩ その他必要な事項</p>	<p>① 薬局又は店舗の主要な外観の写真</p> <p>② 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真</p> <p>③ 現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別及びその氏名</p> <p>④ 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間</p> <p>⑤ 特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬を除く。）又は一般用医薬品の使用期限</p>
--	---	---

1007

1008

③ 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二

1009 類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。^{ccxii}

1010 ④ 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事
1011 及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

1012 特定販売を行う場合であっても、一般用医薬品を購入しようとする者等から、対面又は電話
1013 により相談応需の希望があった場合には、薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗
1014 において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により情報
1015 提供を行わせなければならない（規則第159条の17第2項）。

1016

1017 【医薬品の購入等に関する記録等】

1018 (a) 薬局

1019 薬局開設者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業
1020 者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、
1021 又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。ただし、④（氏名又
1022 は名称以外の事項に限る。）及び⑤については、薬局開設者と医薬品を購入若しくは譲り受けた
1023 者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）が常時取引関係にある場合を除く
1024 こと。また、⑥については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の
1025 任に当たる場合を除くこと。（規則第14条）

1026 ① 品名

1027 ② 数量

1028 ③ 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日

1029 ④ 購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）の
1030 氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先

1031 ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料

1032 ⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から
1033 取引の指示を受けたことを示す資料

1034 また、薬局開設者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑥までの事項を書
1035 面に記載する際に、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業若しくは販売業又
1036 は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写し（以下単に「許可
1037 証の写し」という。）その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番
1038 号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品
1039 の譲受及び譲渡を行わないこと。

^{ccxii} ただし、インターネットを利用する場合は、その ホームページで区分ごとに表示する措置を確保した上であれば、検索結果等においてまで区分ごとに表示する必要はないが、検索結果等として表示された医薬品の区分が明確に分かるよう表示させる必要がある。

1040 また、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）については、①から⑥までの事項に加え、
 1041 ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用の期限を
 1042 記載する必要があること。

1043 なお、ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用
 1044 の期限については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）以外の医薬品（以下「一般用医
 1045 薬品等」という。）についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載す
 1046 ることが望ましいこと。

1047 (b) 店舗販売業

1048 店舗販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売
 1049 業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売
 1050 し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。ただし、④（氏
 1051 名又は名称以外の事項に限る。）及び⑤については、店舗販売業者と購入者等が常時取引関係に
 1052 ある場合を除くこと。また、⑥については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが
 1053 医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。（規則第146条）

1054 ① 品名

1055 ② 数量

1056 ③ 購入等の年月日

1057 ④ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先

1058 ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料

1059 ⑥ 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及
 1060 び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等
 1061 と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料
 1062 また、店舗販売業者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑥までの事項を
 1063 書面に記載する際に、購入者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入
 1064 者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この
 1065 確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行わないこと。

1066 また、ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用
 1067 の期限については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点か
 1068 ら、併せて記載することが望ましいこと。

1069 (c) 配置販売業

1070 配置販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたときは、次に掲げる事項を書面に記載し
 1071 なければならない。ただし、④（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び⑤については、配置販
 1072 売業者と当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者（以下「販売者等」という。）
 1073 が常時取引関係にある場合を除くこと。また、⑥については、販売者等が自然人であり、かつ、

1074 販売者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。（規則149条の5）

1075 ① 品名

1076 ② 数量

1077 ③ 購入又は譲受けの年月日

1078 ④ 販売者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先

1079 ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料

1080 ⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、販売者等と雇用関係にあること又は販売者等から
1081 取引の指示を受けたことを表す資料

1082 また、配置販売業者は、販売者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑥までの事項を
1083 書面に記載する際に、販売者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、販売
1084 者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この
1085 確認ができない場合は、医薬品の譲受を行わないこと。

1086 また、ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び使用
1087 の期限については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点か
1088 ら、併せて記載することが望ましいこと。

1089 (d) 複数の事業所について許可を受けている場合

1090 法に基づく許可を受けて医薬品を業として販売又は授与する者（以下「許可事業者」という。）
1091 が、複数の事業所について許可を受けている場合には、当該許可事業者内の異なる事業所間の
1092 医薬品の移転であっても、その移転に係る記録について許可を受けた事業所ごとに記録するこ
1093 とを明確化するため、移転先及び移転元のそれぞれの事業所ごとに、次の①から⑤までの事項
1094 を記録しなければならない。ただし、②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品
1095 を除く。）である場合に限ること。

1096 なお、②及び③については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対
1097 策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

1098 ① 品名

1099 ② ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）

1100 ③ 使用の期限

1101 ④ 数量

1102 ⑤ 移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日

1103 また、許可事業者は、①から⑤までの事項を記録した書面を、許可を受けて業務を行う事業
1104 所ごとに、記載の日から3年間、保存しなければならないこと。

1105 (e) 貯蔵設備を設ける区域

1106 薬局及び店舗販売業の店舗の構造設備に係る基準として、「医薬品の貯蔵設備を設ける区域が、
1107 他の区域から明確に区別されていること」が規定されている（構造設備規則第1条第1項第9

号、第2条第9号)。また、薬局開設者及び店舗販売業者が講じなければならない措置として、「医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定」が規定されている（体制省令第1条第2項第3号、第2条第2項第2号）。

【その他の遵守事項等】

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売等に従事する薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその薬局、店舗又は区域に勤務する者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。なお、この名札については、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して2年に満たない登録販売者である場合は、「登録販売者（研修中）」などの容易に判別できるような表記をすることが必要である。また、薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、この登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（前述の過去5年間のうち業務に従事した期間が2年に満たない場合を除く）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。（規則第15条、第147条の2、第149条の6）

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定するものを販売し、又は授与するときは、次の方法により行わなければならないこととされている。（規則第15条の2、第147条の3、第149条の7）

① 当該薬局、店舗又は区域において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。

- i) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
- ii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
- iii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
- iv) その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項

② 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、①の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のため必要と認められる数量に限り、販売し、又は

1142 授与させること。

1143 濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（平成26年厚生労働省告
1144 示第252号）は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する
1145 製剤とされており、対象の医薬品を販売する際には確認を行ったうえで適正に使用されるよう
1146 販売する必要がある。

1147 i) エフェドリン

1148 ii) コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）

1149 iii) ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）

1150 iv) ~~ブロムワレリル尿素~~ ~~プロモバレリル尿素~~^{ccxiii}

1151 v) プソイドエフェドリン

1152 vi) メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

1153 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、医薬品の直接の容器又は直接の被包に表示
1154 された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与
1155 の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならないこととされている。（規則第15条
1156 の3、第147条の4、第149条の8）

1157 薬局開設者又は店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならないこととされている。（規則
1158 第15条の4、第147条の5）

1159 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、販売し、又は授与しようとする医薬品につ
1160 いて広告するときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購
1161 入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医
1162 薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならないこととされており、
1163 また、医薬品の購入、譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴等の情報に基づき、自動的に
1164 特定の医薬品の購入、譲受けを勧誘する方法などの医薬品の使用が不適正なものとなるおそれ
1165 のある方法により医薬品を広告してはならないこととされている（規則第15条の5、第14
1166 7条の6、第149条の9）。

1167 法第68条の2第3項（情報の活用等）の規定に関する出題については第5章 I-4）（購
1168 入者等に対する情報提供への活用）、第68条の10第2項（副作用等の報告）の規定に関する
1169 出題については第5章 II-1-1）（副作用情報等の収集）を参照して作成のこと。

1170

1171 IV 医薬品販売に関する法令遵守

1172 1) 適正な販売広告

1173 医薬品については、誇大広告等や承認前の医薬品等の広告が禁止されている^{ccxiv}。

^{ccxiii} 「~~プロモバレリル尿素~~」の別名

^{ccxiv} 医薬品等の販売広告に関しては、法による保健衛生上の観点からの規制のほか、不当な表示による顧客の誘引の防止等を

1174 まず、誇大広告等については、法第66条において「何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、
1175 医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると
1176 暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない」（同
1177 条第1項）とされ、「医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告
1178 し、記述し、又は流布する」ことはこれに該当するものとされている（同条第2項）。さらに、「何
1179 人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に関して墮胎を暗示し、又は
1180 わいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない」とされている（同条第3項）。

1181 また、承認前の医薬品については、法第68条において「何人も、第14条第1項又は第23
1182 条の2の5第1項若しくは第23条の2の23第1項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再
1183 生医療等製品であって、まだ第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項、
1184 第23条の2の17第1項、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の規定による
1185 承認又は第23条の2の23第1項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、
1186 製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。」と規定され、未承認の医薬品の
1187 名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告が禁止されている。

1188 これらの規定に違反して販売等を行った者については、「二年以下の懲役若しくは二百万円以下
1189 の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第85条第4号又は第5号）こととされている。

1190 法第66条及び第68条は、広告等の依頼主だけでなく、その広告等に関与するすべての人が
1191 対象となる。そのため、製薬企業等の依頼によりマスメディアを通じて行われる宣伝広告に関し
1192 て、業界団体の自主基準のほか、広告媒体となるテレビ、ラジオ、新聞又は雑誌の関係団体にお
1193 いても、それぞれ自主的な広告審査等が行われている。

1194 一般用医薬品の販売広告としては、製薬企業等の依頼によりマスメディアを通じて行われるも
1195 ののほか、薬局、店舗販売業又は配置販売業において販売促進のため用いられるチラシやダイレ
1196 クトメール（電子メールを含む）、POP^{ccxv}広告等も含まれる。こうした一般用医薬品の販売広
1197 告に関しても、その内容や表現等が適切なものである必要があり、医薬品の販売等に従事する専
1198 門家にあっては、その広告活動に関しても、法令遵守はもとより、医薬品の販売広告に係るルー
1199 ルを十分理解し、その適正化に留意する必要がある。

1200 なお、医薬品の広告に該当するか否かについては、(1) 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を^{こゝろ}昂進
1201 させる）意図が明確であること、(2) 特定の医薬品の商品名（販売名）が明らかにされているこ
1202 と、(3) 一般人が認知できる状態であることのいずれの要件も満たす場合には、広告に該当する
1203 ものと判断されている。

1204

図るため、「不当景品類及び不当表示防止法」や「特定商取引に関する法律」の規制もなされている。

^{ccxv} Point of Purchase の略号で、購買時点広告と訳される。小売店に設置されているポスター、ステッカー、ディスプレイなどによる店頭・店内広告を指す。

1205 【医薬品等適正広告基準】

1206 医薬品等適正広告基準とは、~~平成昭和5529年109月29日付け薬生発0929第413~~
 1207 ~~39号厚生労働省医薬務・生活衛生局長通知（昭和55年通知は廃止最終改正：平成14年3月~~
 1208 ~~28日医薬発第0328009号厚生労働省医薬局長通知）~~により、医薬品の販売広告に係る法
 1209 令遵守、また、生命関連製品である医薬品の本質にかんがみて、広告の適正化を図ることを目的
 1210 として示されたものである。この基準においては、購入者等に対して、医薬品について事実~~に反~~
 1211 ~~する認識を得させるおそれがある~~広告のほか、過度の消費や乱用を助長するおそれがある広告に
 1212 ついても不適正なものとされている。

1213 (a) 事実~~に反する認識を得させるおそれがある~~広告

1214 一般用医薬品では、一般の生活者が医薬品を選択する際に販売広告が一つの判断要素となるの
 1215 で、広告の方法や内容、表現において、医薬品の~~効能効果や安全性等について事実~~に反する~~~~認識
 1216 を生じさせることのないよう、また、その医薬品が適正に使用されるよう、正確な情報の伝達が
 1217 重要である。

1218 一般の生活者が~~事実~~に反する~~~~認識を得るおそれがある~~広告については~~、医薬品の販売元の製薬
 1219 企業等が取得している承認の範囲を超える内容が表現されている場合、特にその~~効能効果につい~~
 1220 ~~て、承認された内容に合致しない表現がなされている場合が多い。また、承認されている効能効~~
 1221 ~~果のうち、一部のみを抽出した広告を行うことも、ある疾病や症状に対して特に優れた効果を有~~
 1222 ~~するかのよう~~な誤認を与えるおそれがある。~~~~

1223 漢方処方製剤等では、使用する人の体質等を限定した上で特定の症状等に対する改善を目的と
 1224 して、~~効能効果に一定の前提条件（いわゆる「しぼり表現」）が付されていることが多いが、そう~~
 1225 ~~したしぼり表現を省いて広告することは原則として認められていない。なお、漢方処方製剤の効~~
 1226 ~~能効果は、配合されている個々の生薬成分が相互に作用しているため、それらの構成生薬の作用~~
 1227 ~~を個別に挙げて説明することも不適当である。~~

1228 一般用医薬品と同じ有効成分を含有する医療用医薬品の~~効能効果をそのまま標榜することも、~~
 1229 ~~承認されている内容を正確に反映した広告といえない。一般用医薬品は、医療機関を受診するほ~~
 1230 ~~どではない体調の不調や疾病の初期段階において使用されるものが多く、医師による診断・治療~~
 1231 ~~によらなければ一般に治癒が期待できない疾患（例えば、がん、糖尿病、心臓病等）について自~~
 1232 ~~己治療が可能であるかの広告表現は認められない。~~

1233 医薬品の有効性又は安全性について、それが確実であることを保証するような表現がなされた
 1234 広告は、明示的・暗示的を問わず、虚偽又は誇大な~~広告とみなされる。（法第66条第1項）~~

1235 また、使用前・使用後~~に関わらずを示した~~図画・写真等を掲げる~~際にはことは~~、こうした~~効能~~
 1236 ~~効果等の保証表現となるものは認められない。~~このほか、~~医薬品の効能効果又は安全性について、~~
 1237 ~~最大級の表現又はこれに類する表現等を行うことも不適当とされている。~~

1238 なお、チラシやパンフレット等の同一紙面に、~~医薬品と、食品、化粧品、雑貨類等の医薬品で~~

1239 はない製品を併せて掲載すること自体は問題ないが、医薬品でない製品について医薬品的な効能
 1240 効果があるように見せかけ、一般の生活者に誤認を与えるおそれがある場合には、必要な承認等
 1241 を受けていない医薬品の広告とみなされることがあり、その場合には法第68条の違反となる。

1242 (b) 過度の消費や乱用を助長するおそれのある広告

1243 医薬品は、何らかの保健衛生上のリスクを有し、人の生命や健康に影響を与える生命関連製品
 1244 であるため、過度の消費や乱用が助長されることのないよう、また、生命関連製品としての信用
 1245 や品位が損なわれることのないよう、その広告については節度ある適切な内容や表現が求められ
 1246 る。

1247 販売広告に価格の表示や特定商品の名称と価格が特記表示されていることをもって直ちに不適
 1248 当とみなされることはないが、例えば、商品名を連呼する音声広告や、生活者の不安を煽^{おほ}って購
 1249 入を促す広告等、医薬品が不必要な人にまで使用を促したり、安易な使用を促すおそれがあるも
 1250 のについては、保健衛生上の観点から必要な監視指導が行われている。

1251 また、「天然成分を使用しているので副作用がない」「いくら飲んでも副作用がない」といった
 1252 事実と反する広告表現は、過度の消費や乱用を助長するおそれがあるだけでなく、虚偽誇大な広
 1253 告にも該当する。

1254 さらに、医薬関係者、医療機関、公的機関、団体等が、公認、推薦、選用等している旨の広告
 1255 については、一般の生活者の当該医薬品に対する認識に与える影響が大きいことにかんがみて、
 1256 仮に事実であったとしても、原則として^{ccxvi}不適当とされている。

1257 なお、チラシやパンフレット等において、医薬品について食品的又は化粧品的な用法が強調さ
 1258 れているような場合には、生活者に安易又は過度な医薬品の使用を促すおそれがある不適正な広
 1259 告とみなされることがあるため注意が必要である。

1260

1261 2) 適正な販売方法

1262 薬局又は医薬品の販売業において、一般用医薬品の販売等が法令を遵守して適正に行われるた
 1263 めには、販売広告のほか、その許可の種類に応じた許可行為の範囲、一般用医薬品のリスク区分
 1264 及びリスク区分に応じた情報提供並びに法定表示事項等へ留意した販売方法について、注意す
 1265 ることが重要である。（規則第159条の14から第159条の17、構造設備規則第1条第1項第
 1266 ~~1-2-13~~号、構造設備規則第2条第~~1-1-12~~号）

1267

1268 【不適正な販売方法】

1269 生活者に医薬品の過度の消費や乱用を助長するおそれがある販売方法については、販売広告
 1270 と同様に、保健衛生上の観点から必要な監視指導が行われている。キャラクターグッズ等の景

^{ccxvi} 市町村が行う衛生害虫類駆除事業に際して特定の殺虫剤・殺そ剤の使用を住民に推薦するときのような、特別な場合を除く。

1271 品類を提供して販売することに関しては、不当景品類及び不当表示防止法の限度内であれば認められているが、医薬品を懸賞や景品として授与することは、~~サンプル品（試供品）を提供する~~
 1272 ~~ような場合を除き~~、原則として認められていない。

1274 購入者の利便性のため異なる複数の医薬品又は医薬品と他の物品^{ccxvii}を組み合わせる販売又は授与する場合^{ccxviii}には、組み合わせた医薬品について、購入者等に対して情報提供を十分に行える程度の範囲内であって、かつ、組み合わせることに合理性が認められるものでなければならない。したがって、効能効果が重複する組合せや、相互作用等により保健衛生上の危害を生じるおそれのある組合せは不相当である。なお、組み合わせた個々の医薬品等の外箱等に記載された法に基づく記載事項が、組み合わせ販売のため使用される容器の外から明瞭に見えるようになっている必要がある。（法第51条）

1281 薬局及び店舗販売業において、許可を受けた薬局又は店舗以外の場所~~（出張所、連絡所等）~~に医薬品を貯蔵又は陳列し、そこを拠点として販売等に供するような場合は店舗による販売等に当たらず、また、配置販売業において、医薬品を先用後利によらず現金売りを行うことは配置による販売行為に当たらない。これらの場合には、いずれも法第37条第1項の規定に違反するものとして取締りの対象となる。

1286 なお、購入者がその購入した医薬品を業として他者に提供することが推定される場合において、購入者の求めるままに医薬品を販売すると、法第24条第1項の規定に違反する行為（医薬品の無許可販売）に便宜を与えることにつながるおそれがある。医薬品の販売等に従事する専門家においては、例えば、「医薬品を多量に購入する者」等に対しては、積極的に事情を尋ねるなど慎重に対処し、状況によっては販売を差し控えるべきである。

1291
 1292 3) 行政庁の監視指導、苦情相談窓口

1293 【行政庁の監視指導】

1294 (a) 薬事監視員

1295 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）の市長及び特別区の区長は、その職員のうちから薬事監視員を命じ（法第76条の3第1項）、監視指導を行~~っ~~^{わせ}ている。薬局及び医薬品の販売業に関する監視指導に関しては、基本的に当該薬局の開設許可、販売業の許可を所管する都道府県又は保健所設置市若しくは特別区の薬事監視員が行っている。

1300 (b) 立入検査等

1301 都道府県知事（薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗の所在地が保健所設置

ccxvii 体温計、救急絆創膏、ガーゼ、包帯、脱脂綿等、組み合わせる医薬品の用途に対して補助的な目的を果たす範囲においてのみ認められる。

ccxviii 医薬品の組み合わせ販売は、購入者の利便性を考慮して行われるものであり、販売側の都合による抱き合わせ、在庫処分等の目的で組み合わせを行うことは、厳に認められない。

1302 市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下「都道府県知事等」という。）
 1303 は、法第69条第2項に基づき、薬局開設者又は医薬品の販売業者が、関係する法の規定又
 1304 はそれに基づく命令（具体的には法第69条第2項を参照）を遵守しているかどうかを確か
 1305 めるために必要があると認めるときは、その薬局開設者又は医薬品の販売業者に対して必要
 1306 な報告をさせ、又は当該職員（薬事監視員）に、その薬局開設者又は医薬品の販売業者が医
 1307 薬品を業務上取り扱う場所に立ち入らせ、その構造設備若しくは帳簿書類等を検査させ、
 1308 従業員その他の関係者に質問させることができる。また、このほかに必要があると認めると
 1309 きにも、法第69条第4項に基づき、その薬局開設者又は医薬品の販売業者に対して、必要
 1310 な報告をさせ、又は当該職員（薬事監視員）に、その薬局開設者又は医薬品の販売業者が医
 1311 薬品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類等を検査させ、従業
 1312 員その他の関係者に質問させ、無承認無許可医薬品、不良医薬品又は不正表示医薬品等の疑
 1313 いのある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

1314 (c) 罰則

1315 これらの行政庁の監視指導に対して、薬局開設者や医薬品の販売業者が、命ぜられた報告
 1316 を怠ったり、虚偽の報告をした場合、薬事監視員による立入検査や収去を拒んだり、妨げたり
 1317 り、忌避した場合、また、薬剤師や登録販売者を含む従業員が、薬事監視員の質問に対して
 1318 正当な理由なく答弁しなかったり、虚偽の答弁を行った場合には、「五十万円以下の罰金に処
 1319 する」（法第87条第13号）こととされている。

1320
 1321 【行政庁による処分】 行政庁の監視指導の結果、厚生労働大臣、都道府県知事等が必要がある
 1322 と認めるときには、以下の処分を命じることができる。

1323 (a) 改善命令等

1324 都道府県知事等は、薬局開設者又は医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。）に対して、
 1325 その構造設備が基準に適合せず、又はその構造設備によって不良医薬品を生じるおそれがある
 1326 場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善がなされるまでの間当該施設
 1327 の全部若しくは一部の使用を禁止することができる（法第72条第4項の規定に基づく改善
 1328 命令、施設の使用禁止処分）。本規定に基づく施設の使用禁止処分に違反した者については、
 1329 「一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第86条第1
 1330 項第18号）こととされている。

1331 また、都道府県知事等は、薬局開設者又は医薬品の販売業者に対して、一般用医薬品の販
 1332 売等を行うための業務体制が基準（体制省令）に適合しなくなった場合において、その業務
 1333 体制の整備を命じることができる（法第72条の2に基づく命令）。

1334 このほか、都道府県知事等は、薬局開設者又は医薬品の販売業者に、薬事に関する法令に
 1335 違反する行為があった場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要

1336 があると認めるときは、その薬局開設者又は医薬品の販売業者に対して、その業務の運営の
1337 改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる（法第72条の4第1項の規定に基
1338 づく改善命令）。本規定に基づく命令に違反した者については、「一年以下の懲役若しくは百
1339 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第86条第1項第19号）こととされてい
1340 る。

1341 さらに、都道府県知事等は、薬局開設者又は医薬品の販売業者について、その者に当該薬
1342 局の開設又は販売業の許可の際に付された条件に違反する行為があったときは、その薬局開
1343 設者又は医薬品の販売業者に対して、その条件に対する違反を是正するために必要な措置を
1344 採るべきことを命ずることができる（法第72条の4第2項に基づく是正命令）。加えて、都
1345 道府県知事等は、薬局の管理者又は店舗管理者若しくは区域管理者について、その者に薬事
1346 に関する法令又はこれに基づく処分に違反する行為があったとき、又はその者が管理者とし
1347 て不適当であると認めるときは、その薬局開設者又は医薬品の販売業者に対して、その変更
1348 を命ずることができる（法第73条の規定に基づく管理者の変更命令）。これらの命令に違反
1349 した者についても、「一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」
1350 （法第86条第1項第19号又は第20号）こととされている。

1351 (b) 業務停止命令等

1352 都道府県知事は、配置販売業の配置員が、その業務に関し、薬事に関する法令又はこれに
1353 基づく処分に違反する行為があったときは、その配置販売業者に対して、期間を定めてその
1354 配置員による配置販売の業務の停止を命ずることができ、また、必要があるときは、その配
1355 置員に対しても、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる（法第74条の規定に
1356 基づく業務停止命令）。本命令に違反した者については、「一年以下の懲役若しくは百万円以
1357 下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第86条第1項第21号）こととされている。

1358 さらに、都道府県知事等は、薬局開設者又は医薬品の販売業者について、薬事に関する法
1359 令又はこれに基づく処分に違反する行為があったとき、薬局開設者又は医薬品の販売業者が
1360 禁錮以上の刑に処せられるなど、その許可の基準として求めている事項^{ccxix}に反する状態に該
1361 当するに至ったときは、その許可を取り消し、または期間を定めてその業務の全部若しくは
1362 一部の停止を命ずることができる（法第75条第1項の規定に基づく許可の取消し、業務停
1363 止命令）。本規定に基づく業務停止命令に違反した者については、「二年以下の懲役若しくは
1364 二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第85条第6号）こととされている。

1365 このほか、厚生労働大臣は、医薬品による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するた
1366 め必要があると認めるときは、薬局開設者又は医薬品の販売業者に対して、医薬品の販売又
1367 は授与を一時停止することその他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための応急措
1368 置を採るべきことを命ずることができる（法第69条の3の規定に基づく緊急命令）。

^{ccxix} 法第5条第3号、第26条第2項第3号又は第30条第2項第2号に規定するものに限る。

1369 (c) 廃棄・回収命令等

1370 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、医薬品を業務上取り扱う者（薬局開設者、医薬品の
1371 販売業者を含む。）に対し、不正表示医薬品、不良医薬品、無承認無許可医薬品等について、
1372 廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足る措置を採るべきことを命ずる
1373 ことができる（法第70条第1項の規定に基づく廃棄等の命令）。また、厚生労働大臣、都道
1374 府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長は、本命令を受けた者がその命令に従わな
1375 いとき、又は緊急の必要があるときは、その職員（薬事監視員）に、その不正表示医薬品等
1376 を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる（法第70
1377 条第2項）。本命令に違反し、又はその廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
1378 については、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法
1379 第84条第19号）こととされている。

1380 また、行政庁による命令がなくても、医薬品等の製造販売業者等が、その医薬品等の使用
1381 によって保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあることを知ったときは、これ
1382 を防止するために廃棄、回収、販売の停止、情報の提供その他必要な措置を講じなければな
1383 らないこととされており（法第68条の9第1項）、薬局開設者又は医薬品の販売業者、薬剤
1384 師その他の医薬関係者は、医薬品等の製造販売業者等が行う必要な措置の実施に協力するよ
1385 う努めなければならないこととされている（法第68条の9第2項）。

1386

1387 **【苦情相談窓口】** 一般用医薬品の販売等について、薬局開設者や医薬品の販売業者が適切な業
1388 務運営を行っていない場合に、実際に不利益を被るのは、その購入者となる一般の生活者であ
1389 る。

1390 薬事監視員を任命している行政庁の薬務主管課、保健所、薬事監視事務所等には、薬局や医
1391 薬品の販売業の販売広告、販売方法等の一般用医薬品の販売等に関して、生活者からの苦情や
1392 相談が寄せられている。その苦情等の内容から、薬事に関する法令への違反、不遵守につな
1393 がる情報が見出された場合には、立入検査等によって事実関係を確認のうえ、問題とされた薬局
1394 開設者又は医薬品の販売業者等に対して、必要な指導、処分等を行っている。

1395 また、そのような生活者からの苦情等は、（独）国民生活センター、各地区の消費生活センタ
1396 ー又は消費者団体等の民間団体にも寄せられている。それらの機関、団体等では、生活者への
1397 アドバイスのほか、必要に応じて行政庁への通報や問題提起を行っている。

1398 なお、医薬品の販売関係の業界団体・職能団体においては、一般用医薬品の販売等に関する
1399 苦情を含めた様々な相談を購入者等から受けつける窓口を設置し、業界内における自主的な
1400 チェックと自浄的是正を図る取り組みもなされている。

1401

1402 第4章 別表

1403

II-3) 関係

1404

4-1. 医薬部外品の効能効果の範囲

(1) 衛生害虫類の防除のため使用される医薬部外品	効能効果の範囲
殺鼠剤： 保健のためにするねずみの防除を目的とする製剤	殺鼠、ねずみの駆除、殺滅又は防止
殺虫剤： 衛生のためにするはえ、蚊、のみ等の衛生害虫の防除を目的とする製剤	殺虫、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止
忌避剤（虫除け薬）： はえ、蚊、のみ等の衛生害虫の忌避を目的とする外用剤	蚊成虫、ブユ（ブヨ）、サシバエ、ノミ、イエダニ、トコジラミ（ナンキンムシ）等の忌避
(2) 医薬品から医薬部外品へ移行した製品群	効能効果の範囲
● 平成16年に医薬品から移行した新範囲医薬部外品	
健胃薬： 胃のもたれ、食欲不振、食べすぎ、飲みすぎ等の諸症状を改善することを目的とする内用剤（煎じて使用するものを除く）	食欲不振（食欲減退）、胃弱、胃部膨満感・腹部膨満感、消化不良、食べすぎ、飲みすぎ、胸やけ、胃もたれ、胸つかえ、吐きけ、胃のむかつき、むかつき（二日酔い、悪酔い時を含む）、嘔気、悪心、嘔吐、栄養補給（妊産婦、授乳婦、虚弱体質者を含む）、栄養障害、健胃
整腸薬： 腸内の細菌叢を整え、腸運動を調節することを目的とする内用剤（煎じて使用するものを除く）	整腸、便通を整える、腹部膨満感、便秘、軟便（腸内細菌叢の異常による症状を含む）
消化薬： 消化管内の食物等の消化を促進することを目的とする内用剤	消化促進、消化不良、食欲不振（食欲減退）、食べすぎ（過食）、もたれ（胃もたれ）、胸つかえ、消化不良による胃部膨満感・腹部膨満感
健胃消化薬： 食欲不振、消化促進、整腸等の複数の胃腸症状を改善することを目的とする内用剤	食欲不振（食欲減退）、胃弱、胃部膨満感・腹部膨満感、消化不良、消化促進、食べすぎ（過食）、飲みすぎ、胸やけ、もたれ（胃もたれ）、胸つかえ、健胃、むかつき（二日酔い、悪酔い時を含む）、嘔気、悪心、嘔吐、吐きけ、栄養補給（妊産婦、授乳婦、虚弱体質者を含む）、栄養障害、整腸、便通を整える、便秘、軟便（腸内細菌叢の異常による症状を含む）
瀉下薬： 腸内に滞留・膨潤することにより、便秘等を改善することを目的とする内用剤	便通を整える（整腸）、軟便、腹部膨満感、便秘、痔、下痢軟便の繰り返し、便秘に伴う頭重・のぼせ・肌あれ・吹き出物・食欲不振（食欲減退）・腹部膨満感、腸内異常発酵
ビタミン含有保健薬： ビタミン、アミノ酸その他身体の保持等に必要栄養素の補給等を目的とする内用剤	滋養強壮、虚弱体質、次の場合の栄養補給：胃腸障害、栄養障害、産前産後、小児・幼児の発育期、偏食児、食欲不振、肉体疲労、妊娠授乳期、発熱性消耗性疾患、病後の体力低下、病中病後
カルシウム含有保健薬： カルシウムの補給等を目的とする内用剤（用時調整して使用するものを除く）	妊娠授乳期・老年期・発育期のカルシウム補給、虚弱体質の場合の骨歯の発育促進、骨歯の脆弱防止（妊娠授乳期）、カルシウム不足、カルシウム補給（栄養補給、妊娠授乳期）、腺病質、授乳期及び小児発育期のカルシウム補給源
生薬主剤保健薬： 虚弱体質、肉体疲労、食欲不振、発育期の滋養強壮等を目的とする生薬配合内用剤（煎じて使用するものを除く）	虚弱体質、肉体疲労、病中病後・病後の体力低下、胃腸虚弱、食欲不振、血色不良、冷え症、発育期の滋養強壮
鼻づまり改善薬： 胸又はのど等に適用することにより、鼻づまりやくしゃみ等のかぜに伴う諸症状の緩和を目的とする外用剤（蒸気を吸入して使用するものを含む）	鼻づまり、くしゃみ等のかぜに伴う諸症状の緩和
殺菌消毒薬： 手指及び皮膚の表面又は創傷部に適用することにより、殺菌すること等を目的とする外用剤（絆創膏を含む）	手指・皮膚の殺菌・消毒、外傷の消毒・治療・殺菌作用による傷の化膿の防止、一般外傷・擦傷、切傷の殺菌・消毒、傷面の殺菌・消毒、きり傷・すり傷・さし傷・かき傷・靴ずれ・創傷面の殺菌・消毒・被覆

しもやけ・あかぎれ用薬： 手指、皮膚又は口唇に適用することにより、しもやけや唇のひびわれ・ただれ等を改善することを目的とする外用剤	ひび、あかぎれ、手指のひび、皮膚のあれ、皮膚の保護、手指のひらのあれ、ひじ・ひざ・かかとのあれ、かゆみ、かゆみどめ、しもやけ、口唇のひびわれ・ただれ、口唇炎、口角炎
含嗽薬： 口腔内又はのどの殺菌、消毒、洗浄等を目的とするうがい用薬（適量の水で薄めて用いるものに限る）	口腔内・のど（咽頭）の殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去
コンタクトレンズ装着薬： ソフトコンタクトレンズ又はハードコンタクトレンズの装着を容易にすることを目的とするもの	ソフトコンタクトレンズ又はハードコンタクトレンズの装着を容易にする
いびき防止薬： いびきの一時的な抑制・軽減を目的とする点鼻剤	いびきの一時的な抑制・軽減
口腔咽喉薬： のどの炎症による痛み・はれの緩和等を目的とするトローチ剤、口腔用スプレー剤・塗布剤	のどの炎症によるのどの痛み・のどのはれ・のどの不快感・のどのあれ・声がれ、口腔内の殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去
● 平成11年に医薬品から移行した新指定医薬部外品	
のど清涼剤： のどの不快感を改善することも目的とする内用剤（トローチ剤及びドロップ剤）	たん、のどの炎症による声がれ、のどのあれ、のどの不快感、のどの痛み、のどのはれ
健胃清涼剤： 胃の不快感の改善を目的とする内用剤（カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤、内用液剤）	食べすぎ又は飲みすぎによる胃部不快感及び吐きけ（むかつき、胃のむかつき、二日酔い・悪酔いのむかつき、嘔気、悪心）
きず消毒保護剤： すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ又は創傷面の消毒及び保護を目的とする外用剤（外用液剤、絆創膏類）	すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面の消毒・保護（被覆）
外皮消毒剤： すり傷、きり傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面等の洗浄又は消毒を目的とする外用剤（外用液剤、軟膏剤）	・ すり傷、きり傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面の洗浄・消毒 ・ 手指・皮膚の洗浄・消毒
ひび・あかぎれ用剤： ひび、あかぎれ等の改善を目的とする外用剤（軟膏剤に限る）	・ クロルヘキシジン主剤製剤：ひび、あかぎれ、すり傷、靴ずれ ・ メントール・カンフル主剤製剤：ひび、しもやけ、あかぎれ ・ ビタミンA E主剤製剤：ひび、しもやけ、あかぎれ、手足のあれの緩和
あせも・ただれ用剤： あせも、ただれの改善を目的とする外用剤（外用液剤、軟膏剤）	あせも、ただれの緩和・防止
うおのめ・たこ用剤： うおのめ、たこの改善を目的とする絆創膏	うおのめ、たこ
かさつき・あれ用剤： 手足のかさつき又はあれの改善を目的とする外用剤（軟膏剤に限る）	手足のかさつき・あれの緩和
ビタミン剤： 1種類以上のビタミンを主体とした製剤であって、肉体疲労時、中高年期等における当該ビタミンの補給に用いることを目的とする内用剤（カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤、内用液剤）	・ ビタミンE剤：中高年期のビタミンEの補給 ・ ビタミンC剤：肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時又は中高年期のビタミンCの補給 ・ 肉体疲労時、病中病後の体力低下時又は中高年期のビタミンE Cの補給
カルシウム補給剤： 1種類以上のカルシウムを主体とした製剤であって、妊娠授乳期、発育期等におけるカルシウムの補給に用いることを目的とする内用剤（カプセル剤、顆粒剤、散剤、錠剤、内用液剤）	妊娠授乳期・発育期・中高年期のカルシウムの補給
ビタミン含有保健剤： 1種類以上のビタミンを配合した製剤であって、滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労などの場合における栄養補給に用いることを目的とする内用剤（カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、内用液剤）	滋養強壮、虚弱体質、肉体疲労・病中病後（又は病後の体力低下）・食欲不振（又は胃腸障害）・栄養障害・発熱性消耗性疾患、妊娠授乳期（又は産前産後）等の場合の栄養補給
● 平成8年に医薬品から移行した医薬部外品	
ソフトコンタクトレンズ用消毒剤： ソフトコンタクトレンズの消毒に用いられる化学消毒剤	ソフトコンタクトレンズの消毒

(3) その他の医薬部外品	効能効果の範囲
口中清涼剤： 吐きけその他の不快の防止を目的とする内用剤	溜飲、悪心・嘔吐、乗物酔い、二日酔い、宿酔、口臭、胸つかえ、気分不快、暑気あたり
腋臭防止剤： 体臭の防止を目的とする外用剤	わきが（腋臭）、皮膚汗臭、制汗
てんか粉類： あせも、ただれ等の防止を目的とする外用剤	あせも、おしめ（おむつ）かぶれ、ただれ、股づれ、かみそりまけ
育毛剤（養毛剤）： 脱毛の防止及び育毛を目的とする外用剤	育毛、薄毛、かゆみ、脱毛の予防、毛生促進、発毛促進、ふけ、病後・産後の脱毛、養毛
除毛剤： 除毛を目的とする外用剤	除毛
生理処理用ナプキン： 経血を吸収処理することを目的とする綿類（紙綿類を含む）	生理処理用
清浄用綿類： 塩化ベンザルコニウム水溶液又はクロルヘキシジングルコン酸塩水溶液を有効成分とする、衛生上の用に供されることを目的とする綿類（紙綿類を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児の皮膚又は口腔の清浄又は清拭 ・ 授乳時の乳首又は乳房の清浄又は清拭 ・ 目、性器又は肛門の清浄又は清拭
染毛剤（脱色剤、脱染剤を含む）： 毛髪の染色 ^{ccxx} 、脱色又は脱染を目的とする外用剤	染毛、脱色、脱染
パーマメント・ウェーブ用剤： 毛髪のウェーブ等を目的とする外用剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毛髪にウェーブをもたせ、保つ。 ・ くせ毛、ちぢれ毛又はウェーブ毛髪をのぼし、保つ
薬用化粧品類： 化粧品としての使用目的 ^{ccxxi} を併せて有する化粧品類似の剤形の外用剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャンプー・リンス：ふけ・かゆみを防ぐ、毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ、毛髪・頭皮を清浄にする、毛髪の水分・脂肪を補い保つ、裂毛・切毛・枝毛を防ぐ、毛髪・頭皮をすこやかに保つ又は毛髪をしなやかにする ・ 化粧水・クリーム・乳液・化粧用油、パック：肌あれ、あれ性、あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ、油性肌、カミソリまけを防ぐ、日やけによるシミ・そばかすを防ぐ、日やけ・雪やけ後のほてり、肌をひきしめる、肌を清浄にする、肌を整える、皮膚をすこやかに保つ、皮膚にうるおいを与える、皮膚を保護する、皮膚の乾燥を防ぐ ・ ひげそり用剤：カミソリまけを防ぐ、皮膚を保護し、ひげを剃りやすくする ・ 日やけ止め剤：日やけ・雪やけによる肌あれを防ぐ、日やけ・雪やけを防ぐ、日やけによるシミ・そばかすを防ぐ、皮膚を保護する
薬用石けん（洗顔料を含む）： 化粧品としての使用目的を併せて有する石けん類似の剤形の外用剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殺菌剤主剤製剤：皮膚の清浄・殺菌・消毒、体臭・汗臭及びにきびを防ぐ ・ 消炎剤主剤製剤：皮膚の清浄、にきび・カミソリまけ及び肌あれを防ぐ
薬用歯みがき類： 化粧品としての使用目的を併せて有する歯みがきと類似の剤形の外用剤、洗口することを目的とするもの（洗口液）	<p>①ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの：歯を白くする、口中を浄化する、口中を爽快にする、歯周炎（歯槽膿漏）の予防、歯肉（齦）炎の予防、歯石の沈着を防ぐ、むし歯を防ぐ、むし歯の発生及び進行の予防、口臭の防止、タバコのやに除去、歯がしみるのを防ぐ</p> <p>②洗口することを目的とするもの：口臭の防止、口中を浄化すること並びに口中を爽快にすること</p>
浴用剤： 原則としてその使用法が浴槽中に投入して用いられる外用剤（浴用石けんを除く）	あせも、荒れ性、打ち身、肩のこり、くじき、肩の凝り、神経痛、湿疹、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症、にきび

1405

ccxx 毛髪を単に物理的に染色するものは含まない。

ccxxi 人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために使用される目的（法第2条第3項）

1406

Ⅱ－3）関係

1407

4－2. 化粧品の効能効果の範囲

<p>(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。 (2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。 (3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。 (4) 毛髪にはり、こしを与える。 (5) 頭皮、頭髪にうるおいを与える。 (6) 頭皮、毛髪にうるおいを保つ。 (7) 毛髪をしなやかにする。 (8) クシどおりをよくする。 (9) 毛髪をつやを保つ。 (10) 毛髪につやを与える。 (11) フケ、カユミがとれる。 (12) フケ、カユミを抑える。 (13) 毛髪的水分、油分を補い保つ。 (14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。 (15) 髪型を整え、保持する。 (16) 毛髪の帯電を防止する。 (17) (汚れをおとすことにより) 皮膚を清浄にする。 (18) (洗浄により) ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。 (19) 肌を整える。 (20) 肌のキメを整える。 (21) 皮膚をすこやかに保つ。 (22) 肌荒れを防ぐ。 (23) 肌をひきしめる。 (24) 皮膚にうるおいを与える。 (25) 皮膚的水分、油分を補い保つ。 (26) 皮膚の柔軟性を保つ。 (27) 皮膚を保護する。 (28) 皮膚の乾燥を防ぐ。 (29) 肌を柔らかげる。 (30) 肌にはりを与える。</p>	<p>(31) 肌にツヤを与える。 (32) 肌を滑らかにする。 (33) ひげを剃りやすくする。 (34) ひげそり後の肌を整える。 (35) あせもを防ぐ(打粉)。 (36) 日やけを防ぐ。 (37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。 (38) 芳香を与える。 (39) 爪を保護する。 (40) 爪をすこやかに保つ。 (41) 爪にうるおいを与える。 (42) 口唇の荒れを防ぐ。 (43) 口唇のキメを整える。 (44) 口唇にうるおいを与える。 (45) 口唇をすこやかにする。 (46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。 (47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。 (48) 口唇を滑らかにする。 (49) ムシ歯を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 (50) 歯を白くする(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 (51) 歯垢を除去する(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 (52) 口中を浄化する(歯みがき類)。 (53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)。 (54) 歯のやにを取る(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 (55) 歯石の沈着を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 (56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。</p>
--	---

1408

注1) 例えば、「補い保つ」は「補う」又は「保つ」との効能でも可とする。

1409

注2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

1410

注3) () 内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

1411

1412

このほかに、「化粧くずれを防ぐ」、「小じわを目立たなくみせる」、「みずみずしい肌に見せる」等のメーキャップ効果及び「清涼感を与える」、「爽快にする」等の使用感等を表示し、広告することは事実と反しない限り認められている。

1413

1414

1415

1416

Ⅱ－3）関係

1417

4－3．特定保健用食品：これまでに認められている主な特定の保健の用途

表示内容	保健機能成分
おなかの調子を整える等	各種オリゴ糖、ラクチュロース、ビフィズス菌、各種乳酸菌、食物繊維（難消化性デキストリン、ポリデキストロース、グアーガム分解物、サイリウム種皮等）
血糖値が気になる方に適する、食後の血糖値の上昇を緩やかにする等の血糖値関係	難消化性デキストリン、小麦アルブミン、グアバ葉ポリフェノール、L-アラビノース等
血圧が高めの方に適する等の血圧関係	ラクトリペプチド、カゼインドデカペプチド、杜仲葉配糖体（ベニボンド酸）、サーデンペプチド等
コレステロールが高めの方に適する等のコレステロール関係	キトサン、大豆たんぱく質、低分子化アルギン酸ナトリウム
歯の健康維持に役立つ等の歯関係	パラチノース、マルチトール、エリスリトール等
コレステロール＋おなかの調子、中性脂肪＋コレステロール等	低分子化アルギン酸ナトリウム、サイリウム種皮等
骨の健康維持に役立つ等の骨関係	大豆イソフラボン、MBP（乳塩基性たんぱく質）等
カルシウム等の吸収を高める等のミネラルの吸収関係	クエン酸リンゴ酸カルシウム、カゼインホスホペプチド、ヘム鉄、フラクトオリゴ糖等
食後の血中中性脂肪が上昇しにくい又は身体に脂肪が付きにくい等の中性脂肪関係	中性脂肪酸等

1418

1419

（参考）主な情報入手先

（独）国立健康・栄養研究所	
「健康食品」の安全性・有効性情報	https://hfnet.nih.go.jp/

1420

1421

1422

II-3) 関係

1423

4-4. 栄養機能食品：栄養機能表示と注意喚起表示

栄養成分	栄養機能表示	注意喚起表示
亜鉛	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。1日の摂取の目安を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安を守ってください。
鉄	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	
銅	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
マグネシウム	マグネシウムは、骨の形成や歯の形成に必要な栄養素です。マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。1日の摂取目安を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
ナイアシン	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安を守ってください。
パントテン酸	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
ビオチン	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
ビタミンA	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安を守ってください。妊娠3ヶ月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。
β-カロテン ^{ccxxii} （ビタミンAの前駆体）	β-カロテンは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。β-カロテンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安を守ってください。
ビタミンB ₁	ビタミンB ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安を守ってください。
ビタミンB ₂	ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
ビタミンB ₆	ビタミンB ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
ビタミンB ₁₂	ビタミンB ₁₂ は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	
ビタミンC	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	
ビタミンD	ビタミンDは、腸管のカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	
ビタミンE	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	
葉酸	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安を守ってください。本品は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育が良くなるものではありません。

1424

ccxxii ビタミンAの前駆体であるβ-カロテンは、ビタミンA源の栄養機能食品として、ビタミンAと同様に栄養機能表示が認められている。β-カロテンはビタミンAに換算して1/12であるため、「妊娠3ヶ月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないように注意してください。」旨の注意喚起表示は不要とされている。

1425 (参考) 関係条文 等

1426 ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）抄

1428 (目的) -

1429 第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）
1430 の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために
1431 必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、
1432 医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図
1433 ることを目的とする。

1434
1435 (国の責務)

1436 第一条の二 国は、この法律の目的を達成するため、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、これらの使用
1437 による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止その他の必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

1438
1439 (都道府県等の責務)

1440 第一条の三 都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保
1441 健所を設置する市」という。）及び特別区は、前条の施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地
1442 域の状況に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

1443
1444 (医薬品等関連事業者等の責務)

1445 第一条の四 医薬品等の製造販売、製造（小分けを含む。以下同じ。）-、販売、貸与若しくは修理を業として行
1446 う者、第四条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）-又は病院、診療所若しくは飼育動物診
1447 療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）-第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣
1448 医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）-の開設者は、その相互間の情報交換を行
1449 うことその他の必要な措置を講ずることにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使
1450 用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

1451
1452 (医薬関係者の責務)

1453 第一条の五 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の有効性及び安全性その他これ
1454 らの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者（-動物への使用にあつては、そ
1455 の所有者又は管理者。第六十八条の四、第六十八条の七第三項及び第四項、第六十八条の二十一並びに第六
1456 十八条の二十二第三項及び第四項において同じ。）-及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、こ
1457 れらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

1458
1459 (国民の役割)

1460 第一条の六 国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深
1461 めよう努めなければならない。

1462
1463 (定義)

1464 第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 1465 一 日本薬局方に収められている物
- 1466 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機
1467 械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を
1468 得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）-及びこれを記録した記録媒体をいう。以
1469 下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）

- 1470 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でない
 1471 もの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）
- 1472 2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。
 1473 一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は
 1474 第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの
 1475 イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
 1476 ロ あせも、ただれ等の防止
 1477 ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛
- 1478 二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために
 1479 使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物
 1480 を除く。）であつて機械器具等でないもの
- 1481 三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの
- 1482 3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌^{ぼう}を変え、又は皮膚若しくは毛
 1483 髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている
 1484 物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三
 1485 号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。
- 1486 10 この法律で「生物由来製品」とは、人その他の生物（植物を除く。）に由来するものを原料又は材料として
 1487 製造をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして、
 1488 厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 1489 12 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の
 1490 販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育
 1491 動物診療施設の調剤所を除く。
- 1492 13 この法律で「製造販売」とは、その製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造を
 1493 する場合を除く。以下「製造等」という。）をし、又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外
 1494 品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、それぞれ販売し、貸与し、若しくは授与し、又は医療機器
 1495 プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。以下同じ。）を電気通信回線を通じて提供することを
 1496 いう。
- 1497 14 この法律で「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のう
 1498 ち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。
- 1499
 1500
 1501 （開設の許可）
- 1502 第四条 薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合に
 1503 においては、市長又は区長。次項、第七条第三項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第一項
 1504 及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に
 1505 において同じ。）の許可を受けなければ、開設してはならない。
- 1506 2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書
 1507 をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 1508 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 1509 二 その薬局の名称及び所在地
 1510 三 その薬局の構造設備の概要
 1511 四 その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要並びにその薬局におい
 1512 て医薬品の販売業を併せ行う場合にあっては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要
 1513 五 法人にあつては、薬局開設者の業務を行う役員の氏名
 1514 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 1515 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1516 一 その薬局の平面図
- 1517 二 第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる場合
- 1518 にあつては、その薬局の管理者の氏名及び住所を記載した書類
- 1519 三 第一項の許可を受けようとする者及び前号の薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従
- 1520 事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した
- 1521 書類
- 1522 四 その薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては、次のイ及びロに掲げる書類
- 1523 イ その薬局において販売し、又は授与する医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品に係る厚
- 1524 生労働省令で定める区分を記載した書類
- 1525 ロ その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあ
- 1526 つては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類
- 1527 五 その他厚生労働省令で定める書類
- 1528 4 第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 1529 5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 1530 一 登録販売者 第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。
- 1531 二 薬局医薬品 要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とさ
- 1532 れているものを除く。）をいう。
- 1533 三 要指導医薬品 次のイからニまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされている
- 1534 ものを除く。）のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その
- 1535 他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもので
- 1536 あり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われ
- 1537 ることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 1538 イ その製造販売の承認の申請に際して第十四条第八項に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係
- 1539 る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの
- 1540 ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が
- 1541 同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期
- 1542 間を経過しないもの
- 1543 ハ 第四十四条第一項に規定する毒薬
- 1544 ニ 第四十四条第二項に規定する劇薬
- 1545 四 一般用医薬品 医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、
- 1546 薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされて
- 1547 いるもの（要指導医薬品を除く。）をいう。

1548
1549 （許可の基準）

1550 第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

- 1551 一 その薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
- 1552 二 その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制並びにその薬局において医薬
- 1553 品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が厚生労働省令で定める基準
- 1554 に適合しないとき。
- 1555 三 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。第十二条の二第三号、第十三条第四項
- 1556 第二号（同条第七項及び第十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の二第二項、第二十
- 1557 三条の二の二第三号、第二十三条の二の三第四項（第二十三条の二の四第二項において準用する場合を含む。）、
- 1558 第二十三条の二の十七第二項、第二十三条の二十一第三号、第二十三条の二十二第四項第二号（同条第七項
- 1559 及び第二十三条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、第二十三条の三十七第二項、第二十六条
- 1560 第四項第三号、第三十条第二項第二号、第三十四条第二項第二号、第三十九条第三項第二号、第四十条の二
- 1561 第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四十条の五第三項第二号において同じ。）

- 1562 が、次のイからへまでのいずれかに該当するとき。
- 1563 イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
- 1564 ロ 第七十五条の二第一項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
- 1565 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、三年を経過して
- 1566 いない者
- 1567 ニ イから八までに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和
- 1568 二十五年法律第三百三号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、そ
- 1569 の違反行為があつた日から二年を経過していない者
- 1570 ホ 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者
- 1571 ヘ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

1572

1573 (名称の使用制限)

1574 第六条 医薬品を取り扱う場所であつて、第四条第一項の許可を受けた薬局（以下単に「薬局」という。）でない

1575 ものには、薬局の名称を付してはならない。ただし、厚生労働省令で定める場所については、この限りでない。

1576

1577 (薬局の管理)

1578 第七条 薬局開設者が薬剤師（薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第一項の規定による厚生

1579 労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この項及び次項、

1580 第二十八条第二項、第三十一条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十五条において同じ。）であるときは、

1581 自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の

1582 薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。

1583 2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の

1584 管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。

1585

1586 (管理者の義務)

1587 第八条 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従

1588 業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な

1589 注意をしなければならない。

1590 2 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、薬局開設者に対し

1591 必要な意見を述べなければならない。

1592

1593 (薬局開設者の遵守事項)

1594 第九条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、次に掲げる事項その他薬局の業務に関し薬局開設者が遵守すべき事

1595 項を定めることができる。

- 1596 一 薬局における医薬品の試験検査その他の医薬品の管理の実施方法に関する事項
- 1597 二 薬局における医薬品の販売又は授与の実施方法（その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して
- 1598 一般用医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）を販売し、又は授与する場
- 1599 合におけるその者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。）に関する事項

1600 2 薬局開設者は、第七条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、第八条

1601 第二項の規定による薬局の管理者の意見を尊重しなければならない。

1602

1603 (調剤された薬剤の販売に従事する者)

1604 第九条の二 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師から交付された処方箋によ

1605 り調剤された薬剤につき、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

1606

1607 (調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)

1608 第九条の三 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、
 1609 当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売
 1610 又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的
 1611 記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ
 1612 て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。）に記録さ
 1613 れているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）
 1614 を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

1615 2 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たつては、当該薬剤師に、あらかじめ、
 1616 当該薬剤を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項
 1617 を確認させなければならない。

1618 3 薬局開設者は、第一項に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、そ
 1619 の他同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、当該薬剤を販売し、又
 1620 は授与してはならない。

1621 4 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬
 1622 剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた
 1623 者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に
 1624 従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

1625
 1626 （薬局における掲示）

1627 第九条の四 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬局を利用するために必要な情報であつ
 1628 て厚生労働省令で定める事項を、当該薬局の見やすい場所に掲示しなければならない。

1629
 1630 （製造販売業の許可）

1631 第十二条 次の表の上欄に掲げる医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。）、医薬部外品、
 1632 又は化粧品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、それぞれ、
 1633 業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売をしてはならない。

医薬品、医薬部外品又は化粧品の種類	許可の種類
第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品	第一種医薬品製造販売業許可
前項に該当する医薬品以外の医薬品	第二種医薬品製造販売業許可
医薬部外品	医薬部外品製造販売業許可
化粧品	化粧品製造販売業許可

1634
 1635 （製造業の許可）

1636 第十三条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、
 1637 医薬部外品又は化粧品の製造をしてはならない。

1638
 1639 （医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認）

1640 第十四条 医薬品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。）、医薬部外品（厚生労働大臣が基準を
 1641 定めて指定する医薬部外品を除く。）又は厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品の製造販売をしよう
 1642 とする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

1643 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認は、与えない。

1644 一 申請者が、第十二条第一項の許可（申請をした品目の種類に応じた許可に限る。）を受けていないとき。

1645 二 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品を製造する製造所が、第十三条第一項の許可（申請をした品目
 1646 について製造ができる区分に係るものに限る。）又は前条第一項の認定（申請をした品目について製造ができ

- 1647 る区分に係るものに限る。)を受けていないとき。
- 1648 三 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果、副作用その他
- 1649 の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査の結果、その物が次のイからハまでのいずれかに該当すると
- 1650 き。
- 1651 イ 申請に係る医薬品又は医薬部外品が、その申請に係る効能又は効果を有すると認められないとき。
- 1652 ロ 申請に係る医薬品又は医薬部外品が、その効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより、
- 1653 医薬品又は医薬部外品として使用価値がないと認められるとき。
- 1654 ハ イ又はロに掲げる場合のほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当なものとして厚生労働省令
- 1655 で定める場合に該当するとき。
- 1656 四 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品が政令で定めるものであるときは、その物の製造所における製
- 1657 造管理又は品質管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合していると認められないとき。
- 1658 3 第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に
- 1659 関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る医薬品が厚
- 1660 生労働省令で定める医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従って収集され、かつ、
- 1661 作成されたものでなければならない。
- 1662 4 第一項の承認の申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品が、第八十条の六第一項に規定する原薬等登録原
- 1663 簿に収められている原薬等（原薬たる医薬品その他厚生労働省令で定める物をいう。以下同じ。）を原料又は材
- 1664 料として製造されるものであるときは、第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところに
- 1665 より、当該原薬等が同条第一項に規定する原薬等登録原簿に登録されていることを証する書面をもつて前項の
- 1666 規定により添付するものとされた資料の一部に代えることができる。
- 1667 5 第二項第三号の規定による審査においては、当該品目に係る申請内容及び第三項前段に規定する資料に基づ
- 1668 き、当該品目の品質、有効性及び安全性に関する調査（既にこの条又は第十九条の二の承認を与えられている
- 1669 品目との成分、分量、用法、用量、効能、効果等の同一性に関する調査を含む。）を行うものとする。この場合
- 1670 において、当該品目が同項後段に規定する厚生労働省令で定める医薬品であるときは、あらかじめ、当該品目
- 1671 に係る資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。
- 1672 6 第一項の承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者は、その承認に係る医薬品、医薬部外品又は化
- 1673 粧品が政令で定めるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号
- 1674 に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該承認を受けようとするとき、及
- 1675 び当該承認の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに、厚生労働大臣の書面による調査又は
- 1676 実地の調査を受けなければならない。
- 1677 7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医薬品が、希少疾病用医薬品その他の医療上特にその必要性が
- 1678 高いと認められるものであるときは、当該医薬品についての第二項第三号の規定による審査又は前項の規定に
- 1679 による調査を、他の医薬品の審査又は調査に優先して行うことができる。
- 1680 8 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品が、
- 1681 既にこの条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品、医薬部外品又は化粧品と有効成分、分量、用法、
- 1682 用量、効能、効果等が明らかに異なるときは、同項の承認について、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意
- 1683 見を聴かなければならない。
- 1684 9 第一項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするとき(当該変更が厚
- 1685 生労働省令で定める軽微な変更であるときを除く。)は、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければ
- 1686 ならない。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。
- 1687 10 第一項の承認を受けた者は、前項の厚生労働省令で定める軽微な変更について、厚生労働省令で定めると
- 1688 ころにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。
- 1689 11 第一項及び第九項の承認の申請（政令で定めるものを除く。）は、機構を経由して行うものとする。
- 1690
- 1691 (製造販売の届出)
- 1692 第十四条の九 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、第十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外

1693 品及び化粧品以外の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売をしようとするときは、あらかじめ、品目ごと
 1694 に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。
 1695 2 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、前項の規定により届け出た事項を変更したときは、三十
 1696 日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

1697
 1698 (外国製造医薬品等の製造販売の承認)

1699 第十九条の二 厚生労働大臣は、第十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品であつて本邦に輸出
 1700 されるものにつき、外国においてその製造等をする者から申請があつたときは、品目ごとに、その者が第三項
 1701 の規定により選任した医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者に製造販売をさせることについての承認
 1702 を与えることができる。

1703 2 申請者が、第七十五条の二の二第一項の規定によりその受けた承認の全部又は一部を取り消され、取消しの
 1704 日から三年を経過していない者であるときは、前項の承認を与えないことができる。

1705 3 第一項の承認を受けようとする者は、本邦内において当該承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品による
 1706 保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を採らせるため、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者
 1707 (当該承認に係る品目の種類に応じた製造販売業の許可を受けている者に限る。)を当該承認の申請の際選任し
 1708 なければならない。

1709 4 第一項の承認を受けた者(以下「外国製造医薬品等特例承認取得者」という。)が前項の規定により選任した
 1710 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者(以下「選任外国製造医薬品等製造販売業者」という。)は、第
 1711 十四条第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る品目の製造販売をすることができる。

1712 5 第一項の承認については、第十四条第二項(第一号を除く。)及び第三項から第十一項まで並びに第十四条の
 1713 二の規定を準用する。

1714 6 前項において準用する第十四条第九項の承認については、第十四条第十一項及び第十四条の二の規定を準用
 1715 する。

1716
 1717 (医薬品の販売業の許可)

1718 第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、
 1719 又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列(配置することを含む。以下同じ。)してはならない。た
 1720 だし、医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、
 1721 製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者
 1722 に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限
 1723 りでない。

1724 2 前項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

1725
 1726 (医薬品の販売業の許可の種類)

1727 第二十五条 医薬品の販売業の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務について行う。

1728 一 店舗販売業の許可 要指導医薬品(第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。)又は
 1729 一般用医薬品を、店舗において販売し、又は授与する業務

1730 二 配置販売業の許可 一般用医薬品を、配置により販売し、又は授与する業務

1731 三 卸売販売業の許可 医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、
 1732 診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者(第三十四条第三項において「薬
 1733 局開設者等」という。)に対し、販売し、又は授与する業務

1734
 1735 (店舗販売業の許可)

1736 第二十六条 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が保健所
 1737 を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第二十八条第三項において同
 1738 じ。)が与える。

- 1739 2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書
 1740 をその店舗の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 1741 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 1742 二 その店舗の名称及び所在地
 1743 三 その店舗の構造設備の概要
 1744 四 その店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要
 1745 五 法人にあつては、店舗販売業者（店舗販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の業務を行う役員の氏
 1746 名
 1747 六 その他厚生労働省令で定める事項
 1748 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 1749 一 その店舗の平面図
 1750 二 第二十八条第一項の規定によりその店舗をその指定する者に実地に管理させる場合にあつては、その指定
 1751 する者の氏名及び住所を記載した書類
 1752 三 第一項の許可を受けようとする者及び前号の者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤
 1753 師又は登録販売者（第四条第五項第一号に規定する登録販売者をいう。以下同じ。）を置く場合にあつては、
 1754 その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した書類
 1755 四 その店舗において販売し、又は授与する医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品に係る厚生労働省令で定
 1756 める区分を記載した書類
 1757 五 その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合にあつ
 1758 ては、その者との間の通信手段その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類
 1759 六 その他厚生労働省令で定める書類
 1760 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。
 1761 一 その店舗の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
 1762 二 薬剤師又は登録販売者を置くことその他その店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が適切
 1763 に医薬品を販売し、又は授与するために必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとき。
 1764 三 申請者が、第五条第三号イからへまでのいずれかに該当するとき。

1765 （店舗販売品目）

1766 第二十七条 店舗販売業者は、薬局医薬品（第四条第五項第二号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。）を販
 1767 売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
 1768

1769 （店舗の管理）

1770 第二十八条 店舗販売業者は、その店舗を、自ら実地に管理し、又はその指定する者に実地に管理させなければ
 1771 ならない。
 1772

1773 2 前項の規定により店舗を実地に管理する者（以下「店舗管理者」という。）は、厚生労働省令で定めるところ
 1774 により、薬剤師又は登録販売者でなければならない。

1775 3 店舗管理者は、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつては
 1776 ならない。ただし、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。
 1777

1778 （店舗管理者の義務）

1779 第二十九条 店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販
 1780 売者その他の従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務
 1781 につき、必要な注意をしなければならない。

1782 2 店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗の業務につき、店舗販売業者に対し
 1783 必要な意見を述べなければならない。
 1784

1785 (店舗販売業者の遵守事項)

1786 第二十九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、次に掲げる事項その他店舗の業務に関し店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。

1788 一 店舗における医薬品の管理の実施方法に関する事項

1789 二 店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法（その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。）に関する事項

1792 2 店舗販売業者は、第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定したときは、前条第二項の規定による店舗管理者の意見を尊重しなければならない

1794

1795 (店舗における掲示)

1796 第二十九条の三 店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該店舗を利用するために必要な情報であつて厚生労働省令で定める事項を、当該店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。

1798

1799 (配置販売業の許可)

1800 第三十条 配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が与える。

1802 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

1803 一 薬剤師又は登録販売者が配置することその他当該都道府県の区域において医薬品の配置販売を行う体制が適切に医薬品を配置販売するために必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとき。

1805 二 申請者が、第五条第三号イからへまでのいずれかに該当するとき。

1806

1807 (配置販売品目)

1808 第三十一条 配置販売業の許可を受けた者（以下「配置販売業者」という。）は、一般用医薬品のうち経年変化が起こりにくいことその他の厚生労働大臣の定める基準に適合するもの以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

1811

1812 (都道府県ごとの区域の管理)

1813 第三十一条の二 配置販売業者は、その業務に係る都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都道府県の区域内において配置販売に従事する配置員のうちから指定したものに管理させなければならない。

1815 2 前項の規定により都道府県の区域を管理する者（以下「区域管理者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者でなければならない。

1817

1818 (区域管理者の義務)

1819 第三十一条の三 区域管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その業務に関し配置員を監督し、医薬品その他の物品を管理し、その他その区域の業務につき、必要な注意をしなければならない。

1821 2 区域管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その区域の業務につき、配置販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

1823

1824 (配置販売業者の遵守事項)

1825 第三十一条の四

1826 2 配置販売業者は、第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定したときは、前条第二項の規定による区域管理者の意見を尊重しなければならない。

1828

1829 (配置従事の届出)

1830 第三十二条 配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従事しようとするときは、その氏名、配置販

1831 売に従事しようとする区域その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区
 1832 域の都道府県知事に届け出なければならない。

1833

1834 （配置従事者の身分証明書）

1835 第三十三条 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、
 1836 かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。

1837 2 前項の身分証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

1838

1839 （薬局医薬品の販売に従事する者等）

1840 第三十六条の三 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、薬局医薬品につき、薬剤師に販売させ、
 1841 又は授与させなければならない。

1842 2 薬局開設者は、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、薬局医薬品を販売し、
 1843 又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、
 1844 医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者（以下「薬剤師等」とい
 1845 う。）に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

1846

1847 （薬局医薬品に関する情報提供及び指導等）

1848 第三十六条の四 薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため、薬局医薬品を販売し、又は授与する場合には、
 1849 厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面によ
 1850 り、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的
 1851 記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供さ
 1852 せ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与す
 1853 るときは、この限りでない。

1854 2 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たっては、当該薬剤師に、あらかじめ、
 1855 薬局医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事
 1856 項を確認させなければならない。

1857 3 薬局開設者は、第一項本文に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、
 1858 その他薬局医薬品の適正な使用を確保することができないと認められるときは、薬局医薬品を販売し、又は授
 1859 与してはならない。

1860 4 薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため、その薬局において薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受け
 1861 ようとする者又はその薬局において薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて
 1862 購入され、若しくは譲り受けられた薬局医薬品を使用する者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定め
 1863 るところにより、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は
 1864 必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

1865

1866 （要指導医薬品の販売に従事する者等）

1867 第三十六条の五 薬局開設者又は店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、要指導医薬品につき、
 1868 薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

1869 2 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、
 1870 要指導医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限
 1871 りでない。

1872

1873 （要指導医薬品に関する情報提供及び指導等）

1874 第三十六条の六 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な使用のため、要指導医薬品を販売し、
 1875 又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授
 1876 与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録に記

1877 録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含
 1878 む。)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。ただし、
 1879 薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

1880 2 薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たっては、当該薬剤
 1881 師に、あらかじめ、要指導医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚
 1882 生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

1883 3 薬局開設者又は店舗販売業者は、第一項本文に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指
 1884 導ができないとき、その他要指導医薬品の適正な使用を確保することができないと認められるときは、要指導
 1885 医薬品を販売し、又は授与してはならない。

1886 4 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な使用のため、その薬局若しくは店舗において要指導
 1887 医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において要指導医薬品を購入し、
 1888 若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた要指導医薬品を使用す
 1889 る者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販
 1890 売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなけれ
 1891 ばならない。

1892
 1893 (一般用医薬品の区分)

1894 第三十六条の七 一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）は、次のよ
 1895 うに区分する。

1896 一 第一類医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品の
 1897 うちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申
 1898 請に際して第十四条第八項に該当するとされた医薬品であつて当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省
 1899 令で定める期間を経過しないもの

1900 二 第二類医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品
 1901 (第一類医薬品を除く。)であつて厚生労働大臣が指定するもの

1902 三 第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

1903 2 厚生労働大臣は、前項第一号及び第二号の規定による指定に資するよう医薬品に関する情報の収集に努める
 1904 とともに、必要に応じてこれらの指定を変更しなければならない。

1905 3 厚生労働大臣は、第一項第一号又は第二号の規定による指定をし、又は変更しようとするときは、薬事・食
 1906 品衛生審議会の意見を聴かなければならない。

1907
 1908 (資質の確認)

1909 第三十六条の八 都道府県知事は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有
 1910 することを確認するために、厚生労働省令で定めるところにより試験を行う。

1911 2 前項の試験に合格した者又は第二類医薬品及び第三類医薬品の販売若しくは授与に従事するために必要な資
 1912 質を有する者として政令で定める基準に該当する者であつて、医薬品の販売又は授与に従事しようとするもの
 1913 は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

1914 3 第五条第三号イからへまでのいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

1915 4 第二項の登録又はその消除その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

1916
 1917 (一般用医薬品の販売に従事する者)

1918 第三十六条の九 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、一般用
 1919 医薬品につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に販売させ、又は授与させなければなら
 1920 ない。

1921 一 第一類医薬品 薬剤師

1922 二 第二類医薬品及び第三類医薬品 薬剤師又は登録販売者

- 1923 —
- 1924 （一般用医薬品に関する情報提供等）
- 1925 第三十六条の十 薬局開設者又は店舗販売業者は、第一類医薬品の適正な使用のため、第一類医薬品を販売し、
- 1926 又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授
- 1927 与に従事する薬剤師に、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録に記録されている
- 1928 ときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて
- 1929 必要な情報を提供させなければならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。
- 1930 2 薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供を行わせるに当たっては、当該薬剤師に、あ
- 1931 らかじめ、第一類医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省
- 1932 令で定める事項を確認させなければならない。
- 1933 3 薬局開設者又は店舗販売業者は、第二類医薬品の適正な使用のため、第二類医薬品を販売し、又は授与する
- 1934 場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する
- 1935 薬剤師又は登録販売者に、必要な情報を提供させるよう努めなければならない。ただし、薬剤師等に販売し、
- 1936 又は授与するときは、この限りでない。
- 1937 4 薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供を行わせるに当たっては、当該薬剤師又は登
- 1938 録販売者に、あらかじめ、第二類医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その
- 1939 他の厚生労働省令で定める事項を確認させるよう努めなければならない。
- 1940 5 薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の適正な使用のため、その薬局若しくは店舗において一般用
- 1941 医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、
- 1942 若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用す
- 1943 る者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販
- 1944 売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、必要な情報を提供させなければならない。
- 1945 6 第一項の規定は、第一類医薬品を購入し、又は譲り受ける者から説明を要しない旨の意思の表明があつた場
- 1946 合（第一類医薬品が適正に使用されると認められる場合に限る。）には、適用しない。
- 1947 7 配置販売者については、前各項（第一項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定を準用する。この場
- 1948 合において、第一項本文及び第三項本文中「販売し、又は授与する場合」とあるのは「配置する場合」と、「薬
- 1949 局又は店舗」とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と、「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配
- 1950 置販売」と、第五項中「その薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする
- 1951 者又はその薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によ
- 1952 つて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者」とあるのは「配置販売によつて一般用医
- 1953 薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は配置した一般用医薬品を使用する者」と、「薬局又は店舗」
- 1954 とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と、「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配置販売」と読
- 1955 み替えるものとする。
- 1956
- 1957 （販売方法等の制限）
- 1958 第三十七条 薬局開設者又は店舗販売業者は店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は配置以
- 1959 外の方法により、それぞれ医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若
- 1960 しくは陳列してはならない。
- 1961 2 配置販売業者は、医薬品の直接の容器又は直接の被包（内袋を含まない。第五十四条及び第五十七条第一項
- 1962 を除き、以下同じ。）を開き、その医薬品を分割販売してはならない。
- 1963
- 1964 （準用）
- 1965 第三十八条 店舗販売業については、第十条及び第十一条の規定を準用する。
- 1966 2 配置販売業及び卸売販売業については、第十条第一項及び第十一条の規定を準用する。
- 1967
- 1968 （日本薬局方等）

- 1969 第四十一条 厚生労働大臣は、医薬品の性状及び品質の適正を図るため、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、
 1970 日本薬局方を定め、これを公示する。
- 1971 2 厚生労働大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて薬事・食品衛生審議会の検討が行われ
 1972 るように、その改定について薬事・食品衛生審議会に諮問しなければならない。
- 1973 3 厚生労働大臣は、医療機器、再生医療等製品又は体外診断用医薬品の性状、品質及び性能の適正を図るため、
 1974 薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、必要な基準を設けることができる。
- 1975
 1976 (医薬品等の基準)
- 1977 第四十二条 厚生労働大臣は、保健衛生上特別の注意を要する医薬品又は再生医療等製品につき、薬事・食品衛
 1978 生審議会の意見を聴いて、その製法、性状、品質、貯法等に関し、必要な基準を設けることができる。
- 1979
 1980 (表示)
- 1981 第四十四条 毒性が強いものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する医薬品（以下
 1982 「毒薬」という。）は、その直接の容器又は直接の被包に、黒地に白枠、白字をもつて、その品名及び「毒」の
 1983 文字が記載されていなければならない。
- 1984 2 劇性が強いものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する医薬品（以下「劇薬」
 1985 という。）は、その直接の容器又は直接の被包に、白地に赤枠、赤字をもつて、その品名及び「劇」の文字が記
 1986 載されていなければならない。
- 1987 3 前二項の規定に触れる毒薬又は劇薬は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは
 1988 陳列してはならない。
- 1989
 1990 (開封販売等の制限)
- 1991 第四十五条 店舗管理者が薬剤師である店舗販売業者及び医薬品営業所管理者が薬剤師である卸売販売業者以外
 1992 の医薬品の販売業者は、第五十八条の規定によつて施された封を開いて、毒薬又は劇薬を販売し、授与し、又
 1993 は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
- 1994
 1995 (譲渡手続)
- 1996 第四十六条 薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者（第三項及び第四項において「薬
 1997 局開設者等」という。）は、毒薬又は劇薬については、譲受人から、その品名、数量、使用の目的、譲渡の年月
 1998 日並びに譲受人の氏名、住所及び職業が記載され、厚生労働省令で定めるところにより作成された文書の交付
 1999 を受けなければ、これを販売し、又は授与してはならない。
- 2000 2 薬剤師等に対して、その身分に関する公務所の証明書の提示を受けて毒薬又は劇薬を販売し、又は授与する
 2001 ときは、前項の規定を適用しない。薬剤師等であつて常時取引関係を有するものに販売し、又は授与するとき
 2002 も、同様とする。
- 2003 3 第一項の薬局開設者等は、同項の規定による文書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人
 2004 の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術
 2005 を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当
 2006 該薬局開設者等は、当該文書の交付を受けたものとみなす。
- 2007 4 第一項の文書及び前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録（電子的
 2008 方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機
 2009 による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）は、当該交付又は提供を受けた
 2010 薬局開設者等において、当該毒薬又は劇薬の譲渡の日から二年間、保存しなければならない。
- 2011
 2012 (交付の制限)
- 2013 第四十七条 毒薬又は劇薬は、十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる
 2014 者には、交付してはならない。

- 2015
2016 （貯蔵及び陳列）
- 2017 第四十八条 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。
2018
2019 2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。
2020
- 2021 （直接の容器等の記載事項）
- 2022 第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。た
2023 だし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 2024 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
2025 二 名称（日本薬局方に収められている医薬品にあつては日本薬局方において定められた名称、その他の医薬
2026 品で一般的名称があるものにあつてはその一般的名称）
2027 三 製造番号又は製造記号
2028 四 重量、容量又は個数等の内容量
2029 五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器
2030 又は直接の被包に記載するように定められた事項
2031 六 要指導医薬品にあつては、厚生労働省令で定める事項
2032 七 一般用医薬品にあつては、第三十六条の七第一項に規定する区分ごとに、厚生労働省令で定める事項
2033 八 第四十一条第三項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品にあつては、その基準において直
2034 接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
2035 九 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他その基準
2036 において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
2037 十 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称（一般的名称があるものにあつて
2038 は、その一般的名称）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）
2039 十一 習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—習慣性あり」の文字
2040 十二 前条第一項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—医師等の処方箋により使用
2041 すること」の文字
2042 十三 厚生労働大臣が指定する医薬品にあつては、「注意—人体に使用しないこと」の文字
2043 十四 厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限
2044 十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
2045
- 2046 第五十一条 医薬品の直接の容器又は直接の被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器
2047 又は直接の被包に記載された第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号に規定する事項が外部の容器又は
2048 外部の被包を透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が
2049 記載されていなければならない。
2050
- 2051 （添付文書等の記載事項）
- 2052 第五十二条 医薬品は、これに添付する文書又はその容器若しくは被包（以下この条において「添付文書等」と
2053 いう。）に、当該医薬品に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、次に掲げる事項（次項及び
2054 次条において「添付文書等記載事項」という。）が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別
2055 段の定めをしたときは、この限りでない。
- 2056 一 用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意
2057 二 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方において添付文書等に記載するように定めら
2058 れた事項
2059 三 第四十一条第三項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品にあつては、その基準において添
2060 付文書等に記載するように定められた事項

2061 四 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、その基準において添付文書等に
2062 記載するように定められた事項

2063 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2064 2 薬局開設者、医薬品の製造販売業者若しくは製造業者又は卸売販売業者が、体外診断用医薬品を薬剤師、薬局
2065 開設者、医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、卸売販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、
2066 診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与する場合において、その販売し、又は授与する
2067 時に、次の各号のいずれにも該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該体外診断用医薬品は、添付文書
2068 等に、添付文書等記載事項が記載されていることを要しない。

2069 一 当該体外診断用医薬品の製造販売業者が、当該体外診断用医薬品の添付文書等記載事項について、厚生労働省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供しているとき。

2070 二 当該体外診断用医薬品を販売し、又は授与しようとする者が、添付文書等に添付文書等記載事項が記載されてい
2071 ないことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該体外診断用医薬品を購入し、又は譲り
2072 受けようとする者の承諾を得ているとき。

2073

2074

2075

2076

（添付文書等記載事項の届出等）

2077

2078

2079

2080

2081

2082

2083

2084

2085

第五十二条の二 医薬品の製造販売業者は、厚生労働大臣が指定する医薬品の製造販売をするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該医薬品の添付文書等記載事項のうち使用及び取扱い上の必要な注意その他の厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2086

2087

2088

2089

2090

2091

2092

2093

2094

2095

2096

2097

2098

2099

2100

2101

2102

2103

2104

2105

2106

（機構による添付文書等記載事項の届出の受理）

第五十二条の三 厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の厚生労働大臣が指定する医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。次項において同じ。）についての同条第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができる。

2 厚生労働大臣が前項の規定により機構に届出の受理に係る事務を行わせることとしたときは、前条第一項の厚生労働大臣が指定する医薬品についての同項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に届け出なければならない。

3 機構は、前項の届出を受理したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

（記載方法）

第五十三条 第四十四条第一項若しくは第二項又は第五十条から第五十二条までに規定する事項の記載は、他の文字、記事、図画又は図案に比較して見やすい場所にされていなければならない。かつ、これらの事項については、厚生労働省令の定めるところにより、当該医薬品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語による正確な記載がなければならない。

（記載禁止事項）

第五十四条 医薬品は、これに添付する文書、その医薬品又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に、次に掲げる事項が記載されてはならない。

一 当該医薬品に関し虚偽又は誤解を招くおそれのある事項

二 第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けていない効能、効果又は性能（第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項の規定により

2107 厚生労働大臣がその基準を定めて指定した医薬品にあつては、その基準において定められた効能、効果又は
2108 性能を除く。）

2109 三 保健衛生上危険がある用法、用量又は使用期間

2110

2111 （販売、授与等の禁止）

2112 第五十五条 第五十条から前条までの規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で
2113 貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2114 2 模造に係る医薬品、第十三条の三第一項の認定若しくは第二十三条の二の四第一項の登録を受けていない製
2115 造所（外国にある製造所に限る。）において製造された医薬品、第十三条第一項若しくは第六項若しくは第二十
2116 三条の二の三第一項の規定に違反して製造された医薬品又は第十四条第一項若しくは第九項（第十九条の二第
2117 五項において準用する場合を含む。）、第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項（第
2118 二三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十七第四項若しくは第二十三
2119 条の二の二十三第一項若しくは第六項の規定に違反して製造販売をされた医薬品についても、前項と同様とす
2120 る。

2121

2122 （販売、製造等の禁止）

2123 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、
2124 輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2125 一 日本薬局方に収められている医薬品であつて、その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しない
2126 もの

2127 二 第四十一条第三項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品であつて、その性状、品質又は性
2128 能がその基準に適合しないもの

2129 三 第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けた医薬品であつて、
2130 その成分若しくは分量（成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法）又は性状、品質若しくは性
2131 能がその承認の内容と異なるもの（第十四条第十項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又
2132 は第二十三条の二の五第十二項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違
2133 反していないものを除く。）

2134 四 第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大
2135 臣が基準を定めて指定した医薬品であつて、その成分若しくは分量（成分が不明のものにあつては、その本
2136 質又は製造方法）又は性状、品質若しくは性能がその基準に適合しないもの

2137 五 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品であつて、その基準に適合しないもの

2138 六 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている医薬品

2139 七 異物が混入し、又は付着している医薬品

2140 八 病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品

2141 九 着色のみを目的として、厚生労働省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されている医薬品

2142

2143 第五十七条 医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなっているためにその医薬品を保
2144 健衛生上危険なものにするおそれがある物とともに、又はこれと同様のおそれがある容器若しくは被包（内袋
2145 を含む。）に収められてはならず、また、医薬品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすい
2146 ものであつてはならない。

2147 2 前項の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、
2148 若しくは陳列してはならない。

2149

2150 （陳列等）

2151 第五十七条の二 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、又は陳列しなければ
2152 ならない。

2153 2 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的
2154 とされているものを除く。）を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これらを区別して陳列
2155 しなければならない。

2156 3 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品を陳列する場合には、厚生労働省令で定め
2157 るところにより、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品の区分ごとに、陳列しなければならない。

2158

2159 （封）

2160 第五十八条 医薬品の製造販売業者は、医薬品の製造販売をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、
2161 医薬品を収めた容器又は被包に封を施さなければならない。ただし、医薬品の製造販売業者又は製造業者に販
2162 売し、又は授与するときは、この限りでない。

2163

2164 （直接の容器等の記載事項）

2165 第五十九条 医薬部外品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない
2166 い。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2167 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所

2168 二 「医薬部外品」の文字

2169 三 第二条第二項第二号又は第三号に規定する医薬部外品にあつては、それぞれ厚生労働省令で定める文字

2170 四 名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）

2171 五 製造番号又は製造記号

2172 六 重量、容量又は個数等の内容量

2173 七 厚生労働大臣の指定する医薬部外品にあつては、有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、そ
2174 の一般的名称）及びその分量

2175 八 厚生労働大臣の指定する成分を含有する医薬部外品にあつては、その成分の名称

2176 九 第二条第二項第二号に規定する医薬部外品のうち厚生労働大臣が指定するものにあつては、「注意—人体に
2177 使用しないこと」の文字

2178 十 厚生労働大臣の指定する医薬部外品にあつては、その使用の期限

2179 十一 第四十二条第二項の規定によりその基準が定められた医薬部外品にあつては、その基準において直接の
2180 容器又は直接の被包に記載するように定められた事項

2181 十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2182

2183 （準用）

2184 第六十条 医薬部外品については、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十七条までの規定を
2185 準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第
2186 五十九条各号」と、第五十二条第一項第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、第
2187 五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は第五十条から第五十二条まで」とあるのは「第五十九条又
2188 は第六十条において準用する第五十一条若しくは第五十二条第一項」と、第五十四条第二号中「第十九条の
2189 二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「効果又は性能」
2190 とあるのは「又は効果」と、「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」
2191 とあるのは「第十四条第一項」と、第五十五条第一項中「第五十条から前条まで」とあるのは「第五十九条又
2192 は第六十条において準用する第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条及び前条」と、同条第二項中「認定
2193 若しくは第二十三条の二の四第一項の登録」とあるのは「認定」と、「第六項若しくは第二十三条の二の三第一
2194 項」とあるのは「第六項」と、「第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項（第二
2195 十三條の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十七第四項若しくは第二十三
2196 條の二の二十三第一項若しくは第六項」とあるのは「若しくは第十九条の二第四項」と、第五十六条第三号中「
2197 第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「品質
2198 若しくは性能」とあるのは「若しくは品質」と、「含む。）」又は第二十三条の二の五第十二項（第二十三条の二

2199 の十七第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「含む。」と、同条第四号中「第十四条第一項、第
 2200 第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「品質若し
 2201 くは性能」とあるのは「若しくは品質」と、同条第五号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二
 2202 項」と読み替えるものとする。

2203

2204 （直接の容器等の記載事項）

2205 第六十一条 化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

2206 ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2207 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所

2208 二 名称

2209 三 製造番号又は製造記号

2210 四 厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、その成分の名称

2211 五 厚生労働大臣の指定する化粧品にあつては、その使用の期限

2212 六 第四十二条第二項の規定によりその基準が定められた化粧品にあつては、その基準において直接の容器又
 2213 は直接の被包に記載するように定められた事項

2214 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2215

2216 （準用）

2217 第六十二条 化粧品については、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十七条までの規定を
 2218 準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第
 2219 六十一条各号」と、第五十二条第一項第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、第
 2220 五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は第五十条から第五十二条まで」とあるのは「第六十一条又
 2221 は第六十二条において準用する第五十一条若しくは第五十二条第一項」と、第五十四条第二号中「第十九条
 2222 の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「効果又は性能」
 2223 とあるのは「又は効果」と、「第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」
 2224 とあるのは「第十四条第一項」と、第五十五条第一項中「第五十条から前条まで」とあるのは「第六十一条又
 2225 は第六十二条において準用する第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条及び前条」と、同条第二項中「認
 2226 定若しくは第二十三条の二の四第一項の登録」とあるのは「認定」と、「第六項若しくは第二十三条の二の三第
 2227 一項」とあるのは「第六項」と、「第十九条の二第四項、第二十三条の二の五第一項若しくは第十一項（第
 2228 二三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十七第四項若しくは第二十三
 2229 条の二の二十三第一項若しくは第六項」とあるのは「若しくは第十九条の二第四項」と、第五十六条第三号中
 2230 「第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「又は第十九条の二」と、「
 2231 品質若しくは性能」とあるのは「若しくは品質」と、「含む。」又は第二十三条の二の五第十二項（第二十三
 2232 条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「含む。」と、同条第四号中「第十四条
 2233 第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、
 2234 「品質若しくは性能」とあるのは「若しくは品質」と、同条第五号中「第四十二条第一項」とあるのは「第
 2235 四十二条第二項」と読み替えるものとする。

2236

2237 （誇大広告等）

2238 第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効
 2239 果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は
 2240 流布してはならない。

2241 2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の
 2242 者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当
 2243 するものとする。

2244 3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に関して墮胎を暗示し、又はわいせつ

2245 にわたる文書又は図画を用いてはならない。

2246

2247 （承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止）

2248 第六十八条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の二十三第一項に規
2249 定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第
2250 二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三
2251 十七第一項の承認又は第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方
2252 法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

2253

2254 （情報の提供等）

2255 第六十八条の二 医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、卸売販売業者、医療機器卸売販
2256 売業者等（医療機器の販売業者又は貸与業者のうち、薬局開設者、医療機器の製造販売業者、販売業者若しくは
2257 貸与業者若しくは病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対し、業として、医療機器を販売し、若
2258 しくは授与するもの又は薬局開設者若しくは病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対し、業とし
2259 て、医療機器を貸与するものをいう。次項において同じ。）、再生医療等製品卸売販売業者（再生医療等製品
2260 の販売業者のうち、再生医療等製品の製造販売業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療
2261 施設の開設者に対し、業として、再生医療等製品を販売し、又は授与するものをいう。同項において同じ。）又
2262 は外国製造医薬品等特例承認取得者、外国製造医療機器等特例承認取得者若しくは外国製造再生医療等製品特
2263 例承認取得者（以下「外国特例承認取得者」と総称する。）は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効
2264 性及び安全性に関する事項その他医薬品、医療機器又は再生医療等製品の適正な使用のために必要な情報（第
2265 六十三条の二第一項第二号の規定による指定がされた医療機器の保守点検に関する情報を含む。次項において
2266 同じ。）を収集し、及び検討するとともに、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、
2267 医薬品の販売業者、医療機器の販売業者、貸与業者若しくは修理業者、再生医療等製品の販売業者又は医師、
2268 歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対し、これを提供するよう努めなければならない。

2269 2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者、貸
2270 と業者若しくは修理業者、再生医療等製品の販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係
2271 者は、医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、卸売販売業者、医療機器卸売販売業者等、
2272 再生医療等製品卸売販売業者又は外国特例承認取得者が行う医薬品、医療機器又は再生医療等製品の適正な使
2273 用のために必要な情報の収集に協力するよう努めなければならない。

2274 3 薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、医薬品、医療
2275 機器及び再生医療等製品の適正な使用を確保するため、相互の密接な連携の下に第一項の規定により提供され
2276 る情報の活用（第六十三条の二第一項第二号の規定による指定がされた医療機器の保守点検の適切な実施を含
2277 む。）その他必要な情報の収集、検討及び利用を行うことに努めなければならない。

2278

2279 （医薬品、医療機器及び再生医療等製品の適正な使用に関する普及啓発）

2280 第六十八条の三 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、関係機関及び関係団体の協力の下に、医薬
2281 品、医療機器及び再生医療等製品の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

2282

2283 （危害の防止）

2284 第六十八条の九 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例
2285 承認取得者は、その製造販売をし、又は第十九条の二、第二十三条の二の十七若しくは第二十三条の三十七の
2286 承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の使用によつて保健衛生上の危害が
2287 発生し、又は拡大するおそれがあることを知つたときは、これを防止するために廃棄、回収、販売の停止、情
2288 報の提供その他必要な措置を講じなければならない。

2289 2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の販売業
2290 者、医療機器の販売業者、貸与業者若しくは修理業者、再生医療等製品の販売業者又は医師、歯科医師、薬剤

2291 師、獣医師その他の医薬関係者は、前項の規定により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医
 2292 療等製品の製造販売業者又は外国特例承認取得者が行う必要な措置の実施に協力するよう努めなければならない
 2293 い。

2294
 2295 （副作用等の報告）

2296 第六十八条の十 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例
 2297 承認取得者は、その製造販売をし、又は第十九条の二、第二十三条の二の十七若しくは第二十三条の三十七の
 2298 承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品について、当該品目の副作用その他
 2299 の事由によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生、当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生
 2300 その他の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性に関する事項で厚生
 2301 労働省令で定めるものを知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しな
 2302 なければならない。

2303 2 薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、獣
 2304 医師その他の医薬関係者は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品について、当該品目の副作用その他の事由
 2305 によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生
 2306 に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めると
 2307 きは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2308 3 機構は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十五条第一項第一号イ
 2309 に規定する副作用救済給付又は同項第二号イに規定する感染救済給付の請求のあつた者に係る疾病、障害及び
 2310 死亡に係る情報の整理又は当該疾病、障害及び死亡に関する調査を行い、厚生労働省令で定めるところにより、
 2311 その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2312
 2313 （立入検査等）

2314 第六十九条

2315 2 都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除
 2316 く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別
 2317 区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、
 2318 第七十二条の四、第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において
 2319 同じ。）は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の
 2320 販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者（以下この項において「販売業者等」という。）が、
 2321 第五条、第七条、第八条（第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第九条
 2322 第一項（第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、若しくは第
 2323 二項（第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第九条の二から第九条の四
 2324 まで、第十条第一項（第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場
 2325 合を含む。）、若しくは第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十一条（第三十八条、
 2326 第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十六条第四項、第二十七条か
 2327 ら第二十九条の三まで、第三十条第二項、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第二項若しくは第三項、
 2328 第三十五条から第三十六条の六まで、第三十六条の九から第三十七条まで、第三十九条第三項、第三十九条の
 2329 二、第三十九条の三第二項、第四十条の四、第四十条の五第三項若しくは第五項、第四十条の六、第四十五条、
 2330 第四十六条第一項若しくは第四項、第四十九条、第五十七条の二（第六十五条の五において準用する場合を含
 2331 む。）、第六十八条の二、第六十八条の五第三項、第五項若しくは第六項若しくは第八十条第四項、第六十八
 2332 条の七第二項、第五項若しくは第八項、第六十八条の九第二項、第六十八条の十第二項、第六十八条の二十二
 2333 第二項、第五項若しくは第八項若しくは第八十条第七項の規定又は第七十二条第四項、第七十二条の二、第七
 2334 十二条の四、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項に基づく命令を遵守
 2335 しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定
 2336 めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品、

2337 医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の
 2338 物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2339 3 都道府県知事は、薬局開設者が、第八条の二第一項若しくは第二項又は第七十二条の三に基づく命令を遵守し
 2340 ているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対して、厚生労働省令で定め
 2341 るところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他
 2342 の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2343 4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前三項に定めるもののほか必要
 2344 があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外
 2345 品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与
 2346 業者若しくは修理業者、第八十条の六第一項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器
 2347 若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者又は第十八条第三項、第二十三条の二の十五第三項、第二十三条
 2348 の三十五第三項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を
 2349 受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診
 2350 療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医
 2351 療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員
 2352 その他の関係者に質問させ、若しくは第七十条第一項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必
 2353 要な最少分量に限り、収去させることができる。

2354
 2355 (緊急命令)

2356 第六十九条の三 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品による保健衛生
 2357 上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器
 2358 若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、
 2359 第十八条第三項、第二十三条の二の十五第三項、第二十三条の三十五第三項、第六十八条の五第四項、第六十
 2360 八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者、第八十条の六第一項の登録を受けた者
 2361 又は薬局開設者に対して、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の販売若しくは授
 2362 与、医療機器の貸与若しくは修理又は医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供を一時停止することそ
 2363 の他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための応急の措置を採るべきことを命ずることができる。

2364
 2365 (廃棄等)

2366 第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業
 2367 務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若し
 2368 くは再生医療等製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、
 2369 同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、
 2370 貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プ
 2371 ログラム、第四十四条第三項、第五十五条（第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の五及び第六十
 2372 八条の十九において準用する場合を含む。）、第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を
 2373 含む。）、第五十七条第二項（第六十条、第六十二条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。）、
 2374 第六十五条、第六十五条の六若しくは第六十八条の二十に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若
 2375 くは再生医療等製品、第二十三条の四の規定により第二十三条の二の二十三の認証を取り消された医療機器
 2376 若しくは体外診断用医薬品、第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号（第七十五条の二の二第二項におい
 2377 て準用する場合を含む。）、第四号若しくは第五号（第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。）
 2378 の規定により第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、第二
 2379 十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第
 2380 二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品、第七十五条の三の規定
 2381 により第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による第十四条若しくは
 2382 第十九条の二の承認を取り消された医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二の八第一項（第二十

2383 三条の二十の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の二の五若しくは第二十三
 2384 条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三
 2385 条の二十八第一項（第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の二十
 2386 五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、
 2387 廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足る措置を採るべきことを命ずることができる。

2388 2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前項の規定による命令を受け
 2389 た者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、
 2390 若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

2391
 2392 （改善命令等）

2393 第七十二条

2394 4 都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療
 2395 機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対して、その構造設備が、第五条第一号、
 2396 第二十六条第四項第一号、第三十四条第二項第一号、第三十九条第三項第一号、第三十九条の三第二項若しく
 2397 は第四十条の五第三項第一号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によつ
 2398 て医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品が第五十六条、第六十五条若しくは第六十五条の六に規定する医
 2399 薬品、医療機器若しくは再生医療等製品若しくは第六十八条の二十に規定する生物由来製品に該当するよう
 2400 なるおそれがある場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部
 2401 若しくは一部を使用することを禁止することができる。

2402
 2403 第七十二条の二 都道府県知事は、薬局開設者又は店舗販売業者に対して、その薬局又は店舗が第五条第二号又
 2404 は第二十六条第四項第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、当
 2405 該基準に適合するようにその業務の体制を整備することを命ずることができる。

2406 2 都道府県知事は、配置販売業者に対して、その都道府県の区域における業務を行う体制が、第三十条第二項
 2407 第一号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、当該基準に適合するよ
 2408 うにその業務を行う体制を整備することを命ずることができる。

2409
 2410 第七十二条の四 前三条に規定するもののほか、厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若し
 2411 くは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬
 2412 局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しく
 2413 は貸与業者又は再生医療等製品の販売業者について、その者にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反す
 2414 る行為があつた場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、
 2415 その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は貸与業者に対して、その業務の運営の改
 2416 善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2417 2 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは
 2418 製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第
 2419 一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に
 2420 ついて、その者に第二十三条の二十六第一項又は第七十九条第一項の規定により付された条件に違反する行為
 2421 があつたときは、その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は貸与業者に対して、そ
 2422 の条件に対する違反を是正するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2423
 2424 （中止命令等）

2425 第七十二条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条の規定に違反した者に対して、その行為の中止
 2426 その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足る措置を採るべきことを命ずることができる。

2427 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条の規定に違反する広告(次条において「承認前の医薬品等に係
 2428 る違法広告」という。)である特定電気通信(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開

2429 示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。)による
 2430 情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者(同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者を
 2431 いう。以下同じ。)に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

2432
 2433 (損害賠償責任の制限)

2434 第七十二条の六 特定電気通信役務提供者は、前条第二項の規定による要請を受けて承認前の医薬品等に係る違
 2435 法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の承認前の医薬品等に係る違
 2436 法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防
 2437 止された情報の発信者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二
 2438 条第四号に規定する発信者をいう。以下同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者
 2439 に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

2440
 2441 (医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令)

2442 第七十三条 厚生労働大臣は、医薬品等総括製造販売責任者、医療機器等総括製造販売責任者若しくは再生医療
 2443 等製品総括製造販売責任者、医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者、医療機器責任技術者、体外診断用
 2444 医薬品製造管理者若しくは再生医療等製品製造管理者又は医療機器修理責任技術者について、都道府県知事は、
 2445 薬局の管理者又は店舗管理者、区域管理者若しくは医薬品営業所管理者、医療機器の販売業若しくは貸与業の
 2446 管理者若しくは再生医療等製品営業所管理者について、その者にこの法律その他薬事に関する法令で政令で定
 2447 めるもの若しくはこれに基づく処分に違反する行為があつたとき、又はその者が管理者若しくは責任技術者と
 2448 して不適当であると認めるときは、その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は貸与
 2449 業者に対して、その変更を命ずることができる。

2450
 2451 (配置販売業の監督)

2452 第七十四条 都道府県知事は、配置販売業の配置員が、その業務に関し、この法律若しくはこれに基づく命令又
 2453 はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該配置販売業者に対して、期間を定めてその配置員に
 2454 による配置販売の業務の停止を命ずることができる。この場合において、必要があるときは、その配置員に対し
 2455 ても、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2456
 2457 (許可の取消し等)

2458 第七十五条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、
 2459 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器
 2460 の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九
 2461 条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者について、この法律その
 2462 他薬事に関する法令で政令で定めるもの若しくはこれに基づく処分に違反する行為があつたとき、又はこれら
 2463 の者（これらの者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が第五条第三号、第十二条の二第三号、
 2464 第十三条第四項第二号（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の二第三号、第二十三
 2465 条の二十一第三号、第二十三条の二十二第四項第二号（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十
 2466 六条第四項第三号、第三十条第二項第二号、第三十四条第二項第二号、第三十九条第三項第二号、第四十条の
 2467 二第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条の五第三項第二号の規定に該
 2468 当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる
 2469 ことができる。

2470 2 都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、医薬品（体
 2471 外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者
 2472 について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

2473 3 第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者又は製
 2474 造業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること

- 2475 ができる。
- 2476 一 当該製造販売業者又は製造業者（血液製剤（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一
2477 一年法律第六十号） 第二条第一項に規定する血液製剤をいう。次号及び第三号において同じ。） の製造販
2478 売業者又は製造業者に限る。） が、同法第二十六条第二項の勧告に従わなかつたとき。
- 2479 二 採血事業者（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第二条第三項に規定する採血事業者をいう。
2480 次号において同じ。）以外の者が国内で採取した血液又は国内で有料で採取され、若しくは提供のあつせんを
2481 された血液を原料として血液製剤を製造したとき。
- 2482 三 当該製造販売業者又は製造業者以外の者（血液製剤の製造販売業者又は製造業者を除く。） が国内で採取
2483 した血液（採血事業者又は病院若しくは診療所の開設者が安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律
2484 第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める物の原料とする目的で採取した血液を除く。） 又は国内で
2485 有料で採取され、若しくは提供のあつせんをされた血液を原料として医薬品（血液製剤を除く。）、医療機
2486 器又は再生医療等製品を製造したとき。
- 2487
- 2488 （薬事監視員）
- 2489 第七十六条の三 第六十九条第一項から第四項まで、第七十条第二項、第七十六条の七第二項又は第七十六条の
2490 八第一項に規定する当該職員の職権を行わせるため、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市
2491 長又は特別区の区長は、国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、薬事監視員を命ず
2492 るものとする。
- 2493 2 前項に定めるもののほか、薬事監視員に関し必要な事項は、政令で定める。
- 2494
- 2495 （許可等の条件）
- 2496 第七十九条 この法律に規定する許可、認定又は承認には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することがで
2497 きる。
- 2498
- 2499 第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこ
2500 れを併科する。
- 2501 一 第四条第一項の規定に違反した者
- 2502 二 第十二条第一項の規定に違反した者
- 2503 三 第十四条第一項又は第九項の規定に違反した者
- 2504 四 第二十三条の二第一項の規定に違反した者
- 2505 五 第二十三条の二の五第一項又は第十一項の規定に違反した者
- 2506 六 第二十三条の二の二十三第一項又は第六項の規定に違反した者
- 2507 七 第二十三条の二十第一項の規定に違反した者
- 2508 八 第二十三条の二十五第一項又は第九項の規定に違反した者
- 2509 九 第二十四条第一項の規定に違反した者
- 2510 十 第二十七条の規定に違反した者
- 2511 十一 第三十一条の規定に違反した者
- 2512 十二 第三十九条第一項の規定に違反した者
- 2513 十三 第四十条の二第一項又は第五項の規定に違反した者
- 2514 十四 第四十条の五第一項の規定に違反した者
- 2515 十五 第四十三条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 2516 十六 第四十四条第三項の規定に違反した者
- 2517 十七 第四十九条第一項の規定に違反した者
- 2518 十八 第五十五条第二項（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の五において準用する場合を含
2519 む。）の規定に違反した者
- 2520 十九 第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

- 2521 二十 第五十七条第二項（第六十条、第六十二条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。）の規定
 2522 に違反した者
- 2523 二十一 第六十五条の規定に違反した者
- 2524 二十二 第六十五条の六の規定に違反した者
- 2525 二十三 第六十八条の二十の規定に違反した者
- 2526 二十四 第六十九条の三の規定による命令に違反した者
- 2527 二十五 第七十条第一項若しくは第七十六条の七第一項の規定による命令に違反し、又は第七十条第二項若し
 2528 くは第七十六条の七第二項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 2529 二十六 第七十六条の四の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）
- 2530 二十七 第八十三条の二第一項若しくは第二項、第八十三条の二の二第一項若しくは第二項、第八十三条の三
 2531 又は第八十三条の四第二項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 2532
- 2533 第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこ
 2534 れを併科する。
- 2535 一 第三十七条第一項の規定に違反した者
- 2536 二 第四十七条の規定に違反した者
- 2537 三 第五十五条第一項（第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の五及び第六十八条の十九において
 2538 準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 2539 四 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反した者
- 2540 五 第六十八条の規定に違反した者
- 2541 六 第七十二条の五第一項の規定による命令に違反した者
- 2542 七 第七十五条第一項又は第三項の規定による業務の停止命令に違反した者
- 2543 八 第七十五条の二第一項の規定による業務の停止命令に違反した者
- 2544 九 第七十六条の五の規定に違反した者
- 2545 十 第七十六条の七の二第一項の規定による命令に違反した者
 2546
- 2547 第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ
 2548 を併科する。
- 2549 一 第七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第三十一条の二又は第三十五条第一項
 2550 若しくは第二項の規定に違反した者
- 2551 二 第十三条第一項又は第六項の規定に違反した者
- 2552 三 第十七条第一項、第三項又は第五項の規定に違反した者
- 2553 四 第二十三条の二の三第一項の規定に違反した者
- 2554 五 第二十三条の二の十四第一項、第三項（第四十条の三において準用する場合を含む。）又は第五項の規定
 2555 に違反した者
- 2556 六 第二十三条の二十二第一項又は第六項の規定に違反した者
- 2557 七 第二十三条の三十四第一項又は第三項の規定に違反した者
- 2558 八 第三十九条の二第一項の規定に違反した者
- 2559 九 第四十条の六第一項の規定に違反した者
- 2560 十 第四十五条の規定に違反した者
- 2561 十一 第四十六条第一項又は第四項の規定に違反した者
- 2562 十二 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 2563 十三 第四十九条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は
 2564 同条第三項の規定に違反した者
- 2565 十四 毒薬又は劇薬に関し第五十八条の規定に違反した者
- 2566 十五 第六十七条の規定に基づく厚生労働省令の定める制限その他の措置に違反した者

- 2567 十六 第六十八条の十六第一項の規定に違反した者
- 2568 十七 第七十二条第一項又は第二項の規定による業務の停止命令に違反した者
- 2569 十八 第七十二条第三項又は第四項の規定に基づく施設の使用禁止の処分違反した者
- 2570 十九 第七十二条の四第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
- 2571 二十 第七十三条の規定による命令に違反した者
- 2572 二十一 第七十四条の規定による命令に違反した者
- 2573 二十二 第七十四条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
- 2574 二十三 第七十六条の六第二項の規定による命令に違反した者
- 2575 二十四 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者
- 2576 二十五 第八十条の八第一項の規定に違反した者
- 2577 2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は正当な理由なく、権限を有する職員以外の者に漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2578
- 2579
- 2580 第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 2581 一 第十条第一項（第三十八条、第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 2582
- 2583 二 第十四条第十項の規定に違反した者
- 2584 三 第十四条の九第一項又は第二項の規定に違反した者
- 2585 四 第十九条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 2586 五 第二十三条の二の五第十二項の規定に違反した者
- 2587 六 第二十三条の二の十二第一項又は第二項の規定に違反した者
- 2588 七 第二十三条の二の十六第一項又は第二項（第四十条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 2589
- 2590 八 第二十三条の二の二十三第七項の規定に違反した者
- 2591 九 第二十三条の二十五第十項の規定に違反した者
- 2592 十 第二十三条の三十六第一項又は第二項の規定に違反した者
- 2593 十一 第三十三条第一項の規定に違反した者
- 2594 十二 第三十九条の三第一項の規定に違反した者
- 2595 十三 第六十九条第一項から第四項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第四項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項及び第二項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第六十九条第四項若しくは第七十六条の八第一項の規定による収去（第六十九条の二第一項及び第二項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第四項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項及び第二項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 2596
- 2597
- 2598
- 2599
- 2600
- 2601
- 2602 十四 第七十一条の規定による命令に違反した者
- 2603 十五 第七十六条の六第一項の規定による命令に違反した者
- 2604 十六 第八十条の二第一項、第二項、第三項前段又は第五項の規定に違反した者
- 2605 十七 第八十条の八第二項の規定に違反した者
- 2606
- 2607 第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 2608 一 第六条の規定に違反した者
- 2609 二 第二十三条の二の六第三項の規定に違反した者
- 2610 三 第二十三条の二の二十四第三項の規定に違反した者
- 2611 四 第三十二条の規定に違反した者
- 2612

- 2613 ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚
 2614 生省令第1号）抄
 2615 （開設の申請）
- 2616 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第二
 2617 項の申請書は、様式第一によるものとする。
- 2618 ~~2 法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。~~
 2619 ~~一 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第五条第三号イからニまで及びホ~~
 2620 ~~（麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に係る部分を除く。）に該当するか否かの別~~
 2621 ~~二 通常の営業日及び営業時間~~
 2622 ~~三 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先~~
 2623 ~~四 特定販売（その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬~~
 2624 ~~局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第四項第二号ホ及び第十五条の六において同じ。）の販~~
 2625 ~~売又は授与をいう。以下同じ。）の実施の有無~~
- 2626 2 法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 2627 一 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第五条第三号イからニまで及びホ
 2628 （麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に係る部分を除く。）に該当するか否かの別
 2629 二 通常の営業日及び営業時間
 2630 三 薬剤師不在時間（開店時間（営業時間のうち特定販売（その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外
 2631 の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第四条第
 2632 二号ホ及び第十五条の六において同じ。）の販売又は授与をいう。以下同じ。）のみを行う時間を除いた時間
 2633 をいう。以下同じ。）のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業
 2634 務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間をいう。以下同じ。）
 2635 の有無
 2636 四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
 2637 五 特定販売の実施の有無
 2638 六 健康サポート薬局（患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取
 2639 組を積極的に支援する機能を有する薬局をいう。以下同じ。）である旨の表示の有無
- 2640 3 法第四条第三項第四号イの厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。
 2641 一 薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）
 2642 二 薬局製造販売医薬品
 2643 三 要指導医薬品
 2644 四 第一類医薬品
 2645 五 指定第二類医薬品（第二類医薬品のうち、特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを
 2646 いう。以下同じ。）
 2647 六 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第十五条の六第三号において同じ。）
 2648 七 第三類医薬品
- 2649 4 法第四条第三項第四号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 2650 一 特定販売を行う際に使用する通信手段
 2651 二 次のイからホまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分
 2652 イ 第一類医薬品
 2653 ロ 指定第二類医薬品
 2654 ハ 第二類医薬品
 2655 ニ 第三類医薬品
 2656 ホ 薬局製造販売医薬品
 2657 三 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
 2658 四 特定販売を行うことについての広告に、法第四条第二項の申請書に記載する薬局の名称と異なる名称を表

- 2659 示するときは、その名称
- 2660 五 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス
- 2661 及び主たるホームページの構成の概要
- 2662 六 都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以
- 2663 下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第六項、第六
- 2664 条及び第十五条の六第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行
- 2665 うために必要な設備の概要（その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）
- 2666 5 法第四条第三項第五号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 2667 一 法人にあつては、登記事項証明書
- 2668 二 薬局の管理者（法第七条第一項の規定によりその薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次号を除き、
- 2669 以下同じ。）の週当たり勤務時間数（一週間当たりの通常の勤務時間数をいう。以下同じ。）並びに薬剤師名
- 2670 簿の登録番号及び登録年月日を記載した書類
- 2671 三 法第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる場
- 2672 合にあつては、その薬局の管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬局の管理者に対する使用関係を
- 2673 証する書類
- 2674 四 薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあ
- 2675 つては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日
- 2676 又は法第三十六条の八第二項の規定による登録（以下「販売従事登録」という。）の登録番号及び登録年月日
- 2677 を記載した書類
- 2678 五 薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあ
- 2679 つては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する
- 2680 使用関係を証する書類
- 2681 六 一日平均取扱処方箋数（薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十
- 2682 九年厚生省令第三号）第一条第一項第二号に規定する一日平均取扱処方箋数をいう。以下同じ。）を記載した
- 2683 書類
- 2684 七 放射性医薬品（放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第一条第一号に規定す
- 2685 る放射性医薬品をいう。以下同じ。）を取り扱おうとするとき（厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放
- 2686 射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。）は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必
- 2687 要な設備の概要を記載した書類
- 2688 八 その薬局において医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書
- 2689 類
- 2690 九 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能
- 2691 の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 2692 十 健康サポート薬局である旨の表示をするときは、その薬局が、健康サポート薬局に関して厚生労働大臣が
- 2693 定める基準に適合するものであることを明らかにする書類
- 2694 6 法第四条第三項各号に掲げる書類のうち、法の規定による許可等の申請又は届出（以下「申請等の行為」と
- 2695 いう。）の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生
- 2696 労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しないものとする。
- 2697 7 申請者が法人である場合であつて、都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にあ
- 2698 る場合においては、市長又は区長）がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第
- 2699 五項第九号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ（成年被後見人に係る部分を除く。以下同じ。）
- 2700 及びへに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。
- 2701 8 申請者は、その薬局の管理者が薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第一項の規定による
- 2702 厚生労働大臣の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者であるときは、同条第三項の再教育研修
- 2703 了登録証を提示し、又はその写しを添付するものとする。
- 2704

2705 （法第四条第五項第三号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

2706 第七条の二 法第四条第五項第三号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、
2707 それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

2708 一 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品 法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間（同
2709 条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）

2710 二 法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後
2711 の安全性に関する調査（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理
2712 の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十五号）第十条第一項に規定する市販直後調査（以下
2713 「市販直後調査」という。）を除く。）を実施する義務が課せられている医薬品 製造販売の承認の条件とし
2714 て付された調査期間

2715 2 法第四条第五項第三号ロの厚生労働省令で定める期間は、同号ロに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、
2716 用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた同号イに掲げる医薬品に係る前項各号の期間の満了日まで
2717 の期間とする。

2718 （名称の使用の特例）
2719 第十条 法第六条ただし書の規定により、薬局の名称を付することができる場所は、病院又は診療所の調剤所と
2720 する。

2721
2722

2723 （薬局開設者の遵守事項）
2724 第十一条の七 法第九条第一項の厚生労働省令で定める薬局開設者が遵守すべき事項は、次条から第十五条の十
2725 一までに定めるものとする。
2726

2727 （薬局における調剤）
2728 第十一条の八 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師でない者に販売又は授与の目的で調剤させては
2729 ならない。ただし、高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室（以下「無菌調剤室」という。）を有する薬
2730 局の薬局開設者が、無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者から依頼を受けて、当該無菌調剤室を有しない薬
2731 局で調剤に従事する薬剤師に、当該無菌調剤室を利用した無菌製剤処理を行わせるときは、この限りでない
2732 2 前項ただし書の場合においては、当該無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者は、当該無菌調剤室を有しな
2733 い薬局で調剤に従事する薬剤師の行う無菌製剤処理の業務に係る適正な管理を確保するため、事前に、当該無
2734 菌調剤室を有する薬局の薬局開設者の協力を得て、指針の策定、当該薬剤師に対する研修の実施その他必要な
2735 措置を講じなければならない。
2736

2737 第十一条の九 薬局開設者は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋によらない場合には、その薬局で調剤に従事
2738 する薬剤師に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。
2739 2 薬局開設者は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意
2740 を得た場合を除き、その薬局で調剤に従事する薬剤師にこれを変更して調剤させてはならない。
2741

2742 第十一条の十 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師が処方箋中に疑わしい点があると認める場合に
2743 は、その薬局で調剤に従事する薬剤師をして、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ
2744 て、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤させてはならない。
2745

2746 第十一条の十一 薬局開設者は、調剤の求めがあつた場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師にその薬局で
2747 調剤させなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、この限りでない。
2748

2749 （試験検査の実施方法）
2750 第十二条 薬局開設者は、薬局の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、薬局

2751 の管理者に行わせなければならない。ただし、当該薬局の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難で
 2752 あると薬局の管理者が認めた場合には、薬局開設者は、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣
 2753 の登録を受けた試験検査機関（以下「登録試験検査機関」という。）を利用して試験検査を行うことができる。
 2754 2 薬局開設者は、前項ただし書により試験検査を行った場合は、薬局の管理者に試験検査の結果を確認させな
 2755 ければならない。

2756
 2757 （薬局の管理に関する帳簿）

2758 第十三条 薬局開設者は、薬局に当該薬局の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。
 2759 2 薬局の管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該薬局の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなけ
 2760 ればならない。
 2761 3 薬局開設者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

2762
 2763 （医薬品の購入等に関する記録）

2764 第十四条 薬局開設者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造
 2765 業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第
 2766 二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を
 2767 含む。以下同じ。）の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項
 2768 にあつては、当該医薬品が医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品（以下「医療用医薬品」という。）
 2769 （体外診断用医薬品を除く。）である場合に限る。）を書面に記載しなければならない。

2770 一 品名

2771 二 一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群に付される番号（以
 2772 下「ロット番号」という。）（ロットを構成しない医薬品については製造番号）

2773 三 使用の期限

2774 四 数量

2775 五 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日

2776 六 購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）の氏名又は名称、住
 2777 所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこと
 2778 とされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）

2779 七 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する
 2780 確認を行わないこととされた場合を除く。）

2781 八 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人
 2782 である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等
 2783 から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

2784 2 薬局開設者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、
 2785 製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写し（以下単
 2786 に「許可証の写し」という。）その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その
 2787 他の連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該薬局開設者と常時取引関係にある場合は、こ
 2788 の限りではない。

2789 3 薬局開設者は、薬局医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品（以下この項において「薬局医薬品等」という。）
 2790 を販売し、又は授与したとき（薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診
 2791 療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したときを除く。第五項及び第六項並びに第四百
 2792 十六条第三項、第五項及び第六項において同じ。）は、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

2793 一 品名

2794 二 数量

2795 三 販売又は授与の日時

2796 四 販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに法第三十六条の四第一項若しくは第三十六条の六第一項の規定

2797 による情報の提供及び指導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行つた薬剤師の氏名
 2798 五 薬局医薬品等を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の四第一項若しくは第三十六条の六
 2799 第一項の規定による情報の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供の内容
 2800 を理解したことの確認の結果

2801 4 薬局開設者は、第一項の書面を、記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければ
 2802 ならない。

2803 5 薬局開設者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記
 2804 載し、これを保存するよう努めなければならない。

2805 一 品名

2806 二 数量

2807 三 販売又は授与の日時

2808 四 販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供
 2809 を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名

2810 五 第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供
 2811 の内容を理解したことの確認の結果

2812 6 薬局開設者は、医薬品を販売し、又は授与したときは、当該医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を
 2813 書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

2814
 2815 第十四条の二 薬局開設者は、薬局医薬品を調剤室（薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一
 2816 条第一項第十号に規定する調剤室をいう。）以外の場所に貯蔵し、又は陳列してはならない。ただし、要指導医
 2817 薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所以外の場所に貯蔵する場合は、この限りでない。

2818
 2819 （医薬品を陳列する場所等の閉鎖）

2820 第十四条の三 薬局開設者は、開店時間（営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間をいう。以下同
 2821 じ。）のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品又は一般用医薬
 2822 品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。

2823 2 薬局開設者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導
 2824 医薬品陳列区画（薬局等構造設備規則第一条第一項第十号口に規定する要指導医薬品陳列区画をいう。以下同
 2825 じ。）又は第一類医薬品陳列区画（同項第十一号口に規定する第一類医薬品陳列区画をいう。以下同じ。）を閉
 2826 鎖しなければならない。ただし、鍵をかけた陳列設備（同項第十号イに規定する陳列設備をいう。以下同じ。）
 2827 に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場合は、この限りでない。

2828 3 薬局開設者は、薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖しなければならない。

2829
 2830 （薬局における従事者の区別等）

2831 第十五条 薬局開設者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者（その薬局において実務に従事する薬剤師又は登
 2832 録販売者以外の者をいう。第十五条の八第一項において同じ。）であることが容易に判別できるようその薬局に
 2833 勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

2834 2 薬局開設者は、過去五年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者（その薬局、店舗又
 2835 は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及
 2836 び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）
 2837 に従事した期間が通算して二年に満たない登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別で
 2838 きるよう必要な表記をしなければならない。

2839 3 薬局開設者は、前項の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（同項の登録販売者を除く。）の管理及
 2840 び指導の下に実務に従事させなければならない。

2841
 2842 （濫用等のおそれのある医薬品の販売等）

2843 第十五条の二 薬局開設者は、薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品のうち、濫用等のおそれがあるものとして
 2844 厚生労働大臣が指定するもの（以下「濫用等のおそれのある医薬品」という。）を販売し、又は授与するときは、
 2845 次に掲げる方法により行わなければならない。

2846 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させ
 2847 ること。

2848 イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年
 2849 齢

2850 ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設
 2851 者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品
 2852 の購入又は譲受けの状況

2853 ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超え
 2854 て当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由

2855 ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項

2856 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した
 2857 事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

2858

2859 （使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止）

2860 第十五条の三 薬局開設者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正
 2861 当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならな
 2862 い。

2863

2864 （競売による医薬品の販売等の禁止）

2865 第十五条の四 薬局開設者は、医薬品を競売に付してはならない。

2866

2867 （薬局における医薬品の広告）

2868 第十五条の五 薬局開設者は、その薬局において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするとき
 2869 は、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた
 2870 医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事
 2871 項を表示してはならない。

2872 2 薬局開設者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動的
 2873 に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法
 2874 により、医薬品に関して広告をしてはならない。

2875

2876 （特定販売の方法等）

2877 第十五条の六 薬局開設者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

2878 一 当該薬局に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。

2879 二 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その
 2880 他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示す
 2881 ること。

2882 三 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二类医薬品、第二类医薬品、第三
 2883 類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。

2884 四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大
 2885 臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

2886

2887 （指定第二类医薬品の販売等）

2888 第十五条の七 薬局開設者は、指定第二类医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二类医薬品を購入

2889 し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の六に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要
 2890 な措置を講じなければならない。

2891
 2892 （実務の証明及び記録）

2893 第十五条の八 薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に
 2894 実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにそ
 2895 の証明を行わなければならない。

2896 2 前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

2897 3 薬局開設者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

2898
 2899 （業務経験の証明及び記録）

2900 第十五条の九 薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去五年間において
 2901 その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2902 2 前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

2903 3 薬局開設者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

2904
 2905 （健康サポート薬局の表示）

2906 第十五条の十一 薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条第五項第十
 2907 号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。

2908
 2909 （調剤された薬剤の販売等）

2910 第十五条の~~十一~~十二 薬局開設者は、法第九条の二の規定により、調剤された薬剤につき、次に掲げる方法によ
 2911 り、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

2912 一 法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解
 2913 したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。

2914 二 当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第九条の三第四項の規定に
 2915 よる情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬剤を販売し、又は授与させること。

2916 三 当該薬剤を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連絡先を、
 2917 当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

2918
 2919 （調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等）

2920 第十五条の~~十二~~十三 薬局開設者は、法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法
 2921 により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

2922 一 当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第~~十二~~十三号に規定する
 2923 情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は薬剤師法第二十二条に規定する医療を受ける者の
 2924 居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあつては、
 2925 その調剤の業務を行う場所をいう。）において行わせること。

2926 二 当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な
 2927 使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者の状況に応じて個別に提供させ、
 2928 及び必要な指導を行わせること。

2929 三 当該薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。

2930 四 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無につい
 2931 て確認させること。

2932 五 当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

2933 2 法第九条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、薬剤師法第二十五条に規
 2934 定する事項が記載されている調剤された薬剤の容器又は被包を用いて、その薬局において薬剤の販売又は授与

- 2935 に従事する薬剤師に情報の提供を行わせる場合には、第一号から第四号までに掲げる事項を記載することを要
 2936 しない。
- 2937 一 当該薬剤の名称
- 2938 二 当該薬剤の有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称。以下同じ。）及びその分
 2939 量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨。以下同じ。）
- 2940 三 当該薬剤の用法及び用量
- 2941 四 当該薬剤の効能又は効果
- 2942 五 当該薬剤に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- 2943 六 その他当該薬剤を調剤した薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 2944 3 法第九条の三第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又
 2945 は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 2946 4 法第九条の三第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 2947 一 年齢
- 2948 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- 2949 三 性別
- 2950 四 症状
- 2951 五 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名
- 2952 六 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
- 2953 七 授乳しているか否かの別
- 2954 八 当該薬剤に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
- 2955 九 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否かの別
 2956 並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量
 2957 及び服用の状況
- 2958 十 その他法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項
- 2959
- 2960 第十五条の~~十三十四~~ 薬局開設者は、法第九条の三第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法
 2961 により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 2962 一 当該薬剤の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせるこ
 2963 と。
- 2964 二 当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な
 2965 使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当
 2966 該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
- 2967 三 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 2968
- 2969 （薬局における掲示）
- 2970 ~~第十五条の十四—法第九条の四の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。~~
 2971 ~~2—法第九条の四の厚生労働省令で定める事項は、別表第一の二のとおりとする。~~
- 2972 第十五条の十五 法第九条の四の規定による掲示（次条に規定するものを除く。）は、次項に定める事項を表示し
 2973 た掲示板によるものとする。
- 2974 2 法第九条の四の厚生労働省令で定める事項（次条に規定するものを除く。）は、別表第一の二のとおりとする。
- 2975
- 2976 （薬剤師不在時間の掲示）
- 2977 第十五条の十六 法第九条の四の規定による掲示のうち、薬剤師不在時間に係るものは、当該薬局内の見やすい
 2978 場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。
- 2979
- 2980 （変更の届出）

- 2981 第十六条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 2982 一 薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
- 2983 二 薬局の構造設備の主要部分
- 2984 三 通常の営業日及び営業時間
- 2985 四 薬局の管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
- 2986 五 薬局の管理者以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週
- 2987 当たり勤務時間数
- 2988 六 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
- 2989 七 当該薬局において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類
- 2990 八 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品
- 2991 の区分のみを変更した場合を除く。）
- 2992 2 法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。ただし、
- 2993 前項第四号の薬局の管理者が再教育研修命令を受けた者であるときは、薬剤師法第八条の二第三項の再教育研
- 2994 修了登録証を提示し、又はその写しを添付するものとする。
- 2995 3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。た
- 2996 だし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は
- 2997 特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に提出され、又は当該都道府
- 2998 県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限
- 2999 りでない。
- 3000 一 第一項第一号に掲げる薬局開設者の氏名に係る届書 薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項
- 3001 証明書（薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書）
- 3002 二 第一項第一号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は新たに役員と
- 3003 なつた者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 3004 三 第一項第四号又は第五号に掲げる事項に係る届書（新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務
- 3005 に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者が薬局開設者である場合を除く。） 雇用契約書の写しその
- 3006 他薬局開設者の新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者
- 3007 となつた者に対する使用関係を証する書類
- 3008 4 申請者が法人である場合であつて、都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域に
- 3009 ある場合においては、市長又は区長）がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、
- 3010 前項第二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを疎明する書類を
- 3011 提出することができる。
- 3012
- 3013 第十六条の二 法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 3014 一 薬剤師不在時間の有無
- 3015 二 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 3016 三 特定販売の実施の有無
- 3017 四 第一条第四項各号に掲げる事項
- 3018 五 健康サポート薬局である旨の表示の有無
- 3019 2 法第十条第二項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。
- 3020 3 当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、前項の届書には、第一条第四項各号に掲
- 3021 げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 3022 4 当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合にあつては、第二項の届書には、
- 3023 当該薬局が、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかに
- 3024 する書類を添えなければならない。
- 3025
- 3026 （卸売販売業における医薬品の販売等の相手方）

- 3027 第三百三十八条 法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。
- 3028 一 国、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
- 3029 二 助産所（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第二条第一項に規定する助産所をいう。）の開設者であ
- 3030 つて助産所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 3031 三 救急用自動車等（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第二項に規定する救急用自動車等
- 3032 をいう。以下同じ。）により業務を行う事業者であつて救急用自動車等に医薬品を備え付けるもの
- 3033 四 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項の許可を受けた者であつて同項に規
- 3034 定する業として行う臓器のあつせんに使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 3035 五 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和三十二年法律第二百十七号）
- 3036 第九条の二第一項の届出に係る同項の施術所及び柔道整復師法（昭和三十五年法律第十九号）第二条第二
- 3037 項に規定する施術所をいう。以下同じ。）の開設者であつて施術所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使
- 3038 用するもの
- 3039 六 歯科技工所（歯科技工士法（昭和三十二年法律第百六十八号）第二条第三項に規定する歯科技工所をいう。
- 3040 以下同じ。）の開設者であつて歯科技工所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 3041 七 滅菌消毒（医療法施行規則（昭和三十二年厚生省令第五十号）第九条の九第一項に規定する滅菌消毒をい
- 3042 う。以下同じ。）の業務を行う事業者であつて滅菌消毒の業務に滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用する
- 3043 もの
- 3044 八 ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の業務を行う事業者であつて防除の業務に防除
- 3045 用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 3046 九 浄化槽、貯水槽、水泳プールその他これらに類する設備（以下「浄化槽等」という。）の衛生管理を行う事
- 3047 業者であつて浄化槽等で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 3048 十 登録試験検査機関その他検査施設の長であつて検査を行うに当たり必要な体外診断用医薬品その他の医薬
- 3049 品を使用するもの
- 3050 十一 研究施設の長又は教育機関の長であつて研究又は教育を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの
- 3051 十二 医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者であつて製造を行うに当たり必要な医薬
- 3052 品を使用するもの
- 3053 十三 航空法（昭和三十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を行う事業者であ
- 3054 つて航空法施行規則（昭和三十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第二項の規定に基づく医薬品を使用す
- 3055 るもの
- 3056 十四 船員法（昭和三十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者であつて船員法施行規則（昭和三十二年
- 3057 運輸省令第二十三号）第五十三条第一項の規定に基づく医薬品を使用するもの
- 3058 十五 前各号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの

3059 （店舗販売業の許可の申請）

3060 第三百三十九条 法第二十六条第二項の申請書は、様式第七十六によるものとする。

3061 2 法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条第二項各号に掲げる事項とする。

3062 3 法第二十六条第三項第四号の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

3063 一 要指導医薬品

3064 二 第一類医薬品

3065 三 指定第二類医薬品

3066 四 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第百四十七条の七第三号において同じ。）

3067 五 第三類医薬品

3068 4 法第二十六条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

3069 一 特定販売を行う際に使用する通信手段

3070 二 次のイからニまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分

3071 イ 第一類医薬品

3072

- 3073 ロ 指定第二類医薬品
- 3074 ハ 第二類医薬品
- 3075 ニ 第三類医薬品
- 3076 三 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
- 3077 四 特定販売を行うことについての広告に、法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称と異なる名称
- 3078 を表示するときは、その名称
- 3079 五 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス
- 3080 及び主たるホームページの構成の概要
- 3081 六 都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又
- 3082 は区長。第百四十七条の七第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監
- 3083 督を行うために必要な設備の概要（その店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）
- 3084 5 法第二十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 3085 一 法人にあつては、登記事項証明書
- 3086 二 店舗管理者（法第二十八条第一項の規定によりその店舗を実地に管理する店舗販売業者を含む。次号を除
- 3087 き、以下同じ。）の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録
- 3088 番号及び登録年月日を記載した書類
- 3089 三 法第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定してその店舗を実地に管理させる場合にあつては、そ
- 3090 の店舗管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその店舗管理者に対する使用関係を証する書類
- 3091 四 店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつ
- 3092 ては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又
- 3093 は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類
- 3094 五 店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつ
- 3095 ては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使
- 3096 用関係を証する書類
- 3097 六 その店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の
- 3098 種類を記載した書類
- 3099 七 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能
- 3100 の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 3101 6 法第二十六条第二項の申請については、第一条第六項から第八項まで及び第九条の規定を準用する。この場
- 3102 合において、第一条第六項中「第四条第三項各号」とあるのは「第二十六条第三項各号」と、同条第七項中「第
- 3103 五項第九号」とあるのは「第百三十九条第五項第七号」と読み替えるものとする。
- 3104
- 3105 (店舗管理者の指定)
- 3106 第百四十条 店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その店舗において医
- 3107 薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。
- 3108 一 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗 薬剤師
- 3109 二 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する店舗 薬剤師又は登録販売者（第十五条第二項の
- 3110 登録販売者を除く。）
- 3111 2 前項第一号の規定にかかわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者と
- 3112 することができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者
- 3113 であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。
- 3114
- 3115 一 要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導
- 3116 医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類
- 3117 医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間

3118 二 第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域
3119 管理者であつた期間

3120
3121 (店舗管理者を補佐する者)

3122 第四百四十一条 第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗販売業者は、当該店舗の店舗管理者が薬剤師で
3123 ない場合には、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならない。

3124 2 前項に規定する店舗管理者を補佐する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、店舗販売業者及
3125 び店舗管理者に対し必要な意見を述べなければならない。

3126 3 店舗販売業者及び店舗管理者は、第一項の規定により店舗管理者を補佐する者を置いたときは、前項の規定
3127 による店舗管理者を補佐する者の意見を尊重しなければならない。

3128
3129 (店舗販売業者の遵守事項)

3130 第四百四十三条 法第二十九条の二第一項の厚生労働省令で定める店舗販売業者が遵守すべき事項は、次条から第
3131 百四十七条の十一までに定めるものとする。

3132
3133 (試験検査の実施方法)

3134 第四百四十四条 店舗販売業者は、店舗管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、
3135 店舗管理者に行わせなければならない。ただし、当該店舗の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難
3136 であると店舗管理者が認めた場合には、店舗販売業者は、当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験
3137 検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

3138 2 店舗販売業者は、前項ただし書により試験検査を行った場合は、店舗管理者に試験検査の結果を確認させな
3139 ければならない。

3140
3141 (店舗の管理に関する帳簿)

3142 第四百四十五条 店舗販売業者は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければなら
3143 ない。

3144 2 店舗管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該店舗の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなけれ
3145 ばならない。

3146 3 店舗販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

3147
3148 (医薬品の購入等に関する記録)

3149 第四百四十六条 店舗販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、
3150 製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したとき
3151 は、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

3152 一 品名

3153 二 数量

3154 三 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日

3155 四 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先（次項ただし書の規定により同項
3156 に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略する
3157 ことができる。）

3158 五 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する
3159 確認を行わないこととされた場合を除く。）

3160 六 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人
3161 である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等
3162 から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

3163 2 店舗販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可証の写しその他の資料の

3164 提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該店舗販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

3165 3 店舗販売業者は、要指導医薬品又は第一類医薬品（以下この項において「要指導医薬品等」という。）を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

3166 一 品名

3167 二 数量

3168 三 販売又は授与の日時

3169 四 販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行った薬剤師の氏名

3170 五 要指導医薬品等を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

3171 4 店舗販売業者は、第一項の書面を記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければならない。

3172 5 店舗販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

3173 一 品名

3174 二 数量

3175 三 販売又は授与の日時

3176 四 販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名

3177 五 第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

3178 6 店舗販売業者は、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与したときは、当該要指導医薬品又は一般用医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

3179
3180
3181
3182
3183
3184
3185
3186
3187
3188
3189
（医薬品を陳列する場所等の閉鎖）

3190 第百四十七条 店舗販売業者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。

3191 2 店舗販売業者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画を閉鎖しなければならない。ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場合は、この限りでない。

3192
3193
3194
3195
3196
（店舗における従事者の区別等）

3197 第百四十七条の二 店舗販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者（その店舗において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第百四十七条の九第一項において同じ。）であることが容易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

3198 2 店舗販売業者は、第十五条第二項の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

3199 3 店舗販売業者は、第十五条第二項の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（同項の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

3200
3201
3202
3203
3204
3205
（濫用等のおそれのある医薬品の販売等）

3206 第百四十七条の三 店舗販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品（一般用医薬品に限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

3207 一 当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。

- 3210 イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年
3211 齢
3212 ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設
3213 者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品
3214 の購入又は譲受けの状況
3215 ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超え
3216 て当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
3217 ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
3218 ニ 当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した
3219 事項を勧告し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

3220
3221 （使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止）
3222 第四十七条の四 店舗販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品
3223 を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告しては
3224 ならない。

3225
3226 （競売による医薬品の販売等の禁止）
3227 第四十七条の五 店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならない。

3228
3229 （店舗における医薬品の広告）
3230 第四十七条の六 店舗販売業者は、その店舗において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をす
3231 るときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受け
3232 られた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれ
3233 ある事項を表示してはならない。
3234 2 店舗販売業者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動
3235 的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方
3236 法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

3237
3238 （特定販売の方法等）
3239 第四十七条の七 店舗販売業者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。
3240 一 当該店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与すること。
3241 二 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その
3242 他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示す
3243 ること。
3244 三 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二类医薬品、第二类医薬品及び第
3245 三类医薬品の区分ごとに表示すること。
3246 四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大
3247 臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

3248
3249 （指定第二类医薬品の販売等）
3250 第四十七条の八 店舗販売業者は、指定第二类医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二类医薬品
3251 を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の六に掲げる事項を確実に認識できるようにするた
3252 めに必要な措置を講じなければならない。

3253
3254 （実務の証明及び記録）
3255 第四十七条の九 店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導

3256 の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速や
3257 かにその証明を行わなければならない。

3258 2 前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

3259 3 店舗販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

3260

3261 （業務経験の証明及び記録）

3262 第百四十七条の十 店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。

3263 以下この項において同じ。）に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められ
3264 たときは、速やかにその証明を行わなければならない。

3265 2 前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

3266 3 店舗販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

3267

3268

3269 （店舗における掲示）

3270 第百四十七条の十二 法第二十九条の三の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものと
3271 する。

3272 2 法第二十九条の三の厚生労働省令で定める事項は、別表第一の二のとおりとする。

3273

3274 （配置販売業の許可の申請）

3275 第百四十八条 配置販売業の許可を受けようとする者は、様式第八十三による申請書を都道府県知事に提出しな
3276 なければならない。

3277 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出
3278 先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類に
3279 ついては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

3280 一 法人にあつては、登記事項証明書

3281 二 法第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定してその業務に係る都道府県の区域（以下単に「区
3282 域」という。）を管理させる場合にあつては、その区域管理者の氏名及び住所を記載した書類

3283 三 区域管理者（法第三十一条の二第一項の規定によりその区域を管理する配置販売業者を含む。次号を除き、
3284 以下同じ。）の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号
3285 及び登録年月日を記載した書類

3286 四 法第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定してその区域を管理させる場合にあつては、その
3287 区域管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその区域管理者に対する使用関係を証する書類

3288 五 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつ
3289 ては、その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した書類

3290 六 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつ
3291 ては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又
3292 は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

3293 七 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつ
3294 ては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使
3295 用関係を証する書類

3296 八 その区域において配置販売によつて販売し、又は授与する医薬品の次に掲げる区分を記載した書類

3297 イ 第一類医薬品

3298 ロ 指定第二類医薬品

3299 ハ 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。）

3300 ニ 第三類医薬品

3301 九 その区域において配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の

3302 種類を記載した書類

3303 十 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能
 3304 の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3305 3 第一項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第八項並びに第九条の規定を準用する。

3306 この場合において、第一条第七項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある
 3307 場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「第五項第九号」とあるのは「第四百十
 3308 八条第二項第十号」と、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある
 3309 場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3310
 3311 （区域管理者の指定）

3312 第四百九条の二 区域管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その区域にお
 3313 いて医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

3314 一 第一類医薬品を販売し、又は授与する区域 薬剤師

3315 二 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する区域 薬剤師又は登録販売者（第十五条第二項の
 3316 登録販売者を除く。）

3317 2 前項第一号の規定にかかわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者と
 3318 することができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者
 3319 であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることがで
 3320 きる。

3321 一 要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導
 3322 医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類
 3323 医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間

3324 二 第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域
 3325 管理者であつた期間

3326 3 前項の場合においては、第四百四十一条の規定を準用する。

3327
 3328 （配置販売業者の遵守事項）

3329 第四百九条の三 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める配置販売業者が遵守すべき事項は、次条か
 3330 ら第四百九条の十四までに定めるものとする。

3331
 3332 （区域の管理に関する帳簿）

3333 第四百九条の四 配置販売業者は、当該区域の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならな
 3334 い。

3335 2 区域管理者は、不良品の処理その他当該区域の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3336 3 配置販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

3337
 3338 （医薬品の購入等に関する記録）

3339 第四百九条の五 配置販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたときは、次に掲げる事項を書面に記載し
 3340 なければならない。

3341 一 品名

3342 二 数量

3343 三 購入又は譲受けの年月日

3344 四 当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号そ
 3345 の他の連絡先（次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏
 3346 名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。）

3347 五 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料（次項ただし書の規定により同項に規定する

- 3348 確認を行わないこととされた場合を除く。)
- 3349 六 当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者が自然人であり、かつ、当該者以外の者が医薬品
- 3350 の取引の任に当たる場合及び当該者が法人である場合にあっては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購
- 3351 入者等と雇用関係にあること又は当該者から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料
- 3352 2 配置販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は
- 3353 授与した者から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、当該者の住所又は所在地、電話番号その
- 3354 他の連絡先を確認しなければならない。ただし、当該者が当該配置販売業者と常時取引関係にある場合は、こ
- 3355 の限りではない。
- 3356 3 配置販売業者は、第一類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。
- 3357 一 品名
- 3358 二 数量
- 3359 三 配置した日時
- 3360 四 配置した薬剤師の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第一項の規定による情報の提供
- 3361 を行つた薬剤師の氏名
- 3362 五 第一類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第七項におい
- 3363 て準用する同条第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 3364 4 配置販売業者は、第一項の書面を記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければ
- 3365 ならない。
- 3366 5 配置販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これ
- 3367 を保存するよう努めなければならない。
- 3368 一 品名
- 3369 二 数量
- 3370 三 配置した日時
- 3371 四 配置した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第三項の規定に
- 3372 よる情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名
- 3373 五 第二類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第七項におい
- 3374 て準用する同条第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 3375 6 配置販売業者は、一般用医薬品を配置したときは、当該一般用医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り
- 3376 受けようとする者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。
- 3377
- 3378 (区域における従事者の区別等)
- 3379 第百四十九条の六 配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者（その区域において実務に従事する薬
- 3380 剤師又は登録販売者以外の者をいう。第百四十九条の十二第一項において同じ。）であることが容易に判別でき
- 3381 るようその区域に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。
- 3382 2 配置販売業者は、第十五条第二項の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できる
- 3383 よう必要な表記をしなければならない。
- 3384 3 配置販売業者は、第十五条第二項の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（同項の登録販売者を除
- 3385 く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。
- 3386
- 3387 (濫用等のおそれのある医薬品の配置)
- 3388 第百四十九条の七 配置販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品（一般用医薬品に限る。）を配置するときは、
- 3389 次に掲げる方法により行わなければならない。
- 3390 一 当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させるこ
- 3391 と。
- 3392 イ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当
- 3393 該者の氏名及び年齢

- 3394 ロ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする
 3395 者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のお
 3396 それのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 3397 ハ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認め
 3398 られる数量を超えて当該医薬品の配置を求める場合は、その理由
 3399 ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする配置販売による購入又は譲受けであることを確認するため
 3400 に必要な事項
 3401 二 当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項
 3402 を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、配置させること。

3403
 3404 （使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止）

3405 **第百四十九条の八** 配置販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品
 3406 を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告しては
 3407 ならない。

3408
 3409 （配置販売業における医薬品の広告）

3410 **第百四十九条の九** 配置販売業者は、その区域において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をす
 3411 るときは、当該医薬品を配置販売によつて購入し、若しくは譲り受けた者又は配置した医薬品を使用した者によ
 3412 る当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならな
 3413 い。

3414 **2** 配置販売業者は、医薬品の配置販売による購入又は譲受けの履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医
 3415 薬品の配置販売による購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある
 3416 方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

3417
 3418 （配置販売に関する文書の添付）

3419 **第百四十九条の十** 配置販売業者は、一般用医薬品を配置するときは、別表第一の四に掲げる事項を記載した書
 3420 面を添えて配置しなければならない。

3421
 3422 （指定第二类医薬品の配置）

3423 **第百四十九条の十一** 配置販売業者は、指定第二类医薬品を配置する場合は、当該指定第二类医薬品を配置販売
 3424 によつて購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の四第二の五に掲げる事項を確実に認識できるように
 3425 するために必要な措置を講じなければならない。

3426
 3427 （実務の証明及び記録）

3428 **第百四十九条の十二** 配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指
 3429 導の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速
 3430 やかにその証明を行わなければならない。

- 3431 **2** 前項の場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。
 3432 **3** 配置販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

3433
 3434 （業務経験の証明及び記録）

3435 **第百四十九条の十三** 配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務（区域管理者としての業務を含
 3436 む。以下この項において同じ。）に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求め
 3437 られたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

- 3438 **2** 前項の場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。
 3439 **3** 配置販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

- 3440
 3441 （配置従事の届出事項）
 3442 第五十条 法第三十二条の規定により、配置販売業者又はその配置員が届け出なければならない事項は、次の
 3443 とおりとする。
 3444 一 配置販売業者の氏名及び住所
 3445 二 配置販売に従事する者の氏名及び住所
 3446 三 配置販売に従事する区域及びその期間

3447
 3448 （配置従事者の身分証明書）

3449 第五十一条 法第三十三条第一項の身分証明書の交付を申請しようとする者は、様式第八十四による申請書を
 3450 住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

3451 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出
 3452 先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類（第
 3453 二号に掲げる書類に限る。）については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

3454 一 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・二センチメートル、横の長さ二・
 3455 四センチメートルの写真

3456 二 申請者が配置員であるときは、雇用契約書の写しその他配置販売業者のその配置員に対する使用関係を証
 3457 する書類

3458
 3459 第五十二条 法第三十三条第一項の身分証明書は、様式第八十五によるものとする。

3460 2 前項の身分証明書の有効期間は、発行の日から発行の日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。

3461
 3462 （卸売販売業者からの医薬品の販売等）

3463 第五十八条の二 卸売販売業者は、店舗販売業者に対し、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品を、配
 3464 置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与してはならない。

3465
 3466 （薬局医薬品の販売等）

3467 第五十八条の七 薬局開設者は、法第三十六条の三第一項の規定により、薬局医薬品につき、次に掲げる方法
 3468 により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。
 3469 い。

3470 一 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該薬局医薬品を使用しようとする者であるこ
 3471 とを確認させること。この場合において、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該薬
 3472 局医薬品を使用しようとする者でない場合は、当該者が法第三十六条の三第二項に規定する薬剤師等である
 3473 場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認させること。

3474 二 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該薬局医薬品を使用しようとする者の他の薬
 3475 局開設者からの当該薬局医薬品の購入又は譲受けの状況を確認させること。

3476 三 前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又
 3477 は授与させること。

3478 四 法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を
 3479 理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。

3480 五 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の四第四
 3481 項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬局医薬品を販売し、又は授与させること。

3482 六 当該薬局医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連
 3483 絡先を、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

3484
 3485 （薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等）

- 3486 第百五十八条の八 薬局開設者は、法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方
 3487 法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 3488 一 当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第二十三号に規定する
 3489 情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。）において行わせること。
- 3490 二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該
 3491 薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者
 3492 又は当該薬局医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。
- 3493 三 当該薬局医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させ
 3494 ること。
- 3495 四 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無につい
 3496 て確認させること。
- 3497 五 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
- 3498 六 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 3499 七 当該情報の提供及び指導を行った薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 3500 2 法第三十六条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 3501 一 当該薬局医薬品の名称
- 3502 二 当該薬局医薬品の有効成分の名称及びその分量
- 3503 三 当該薬局医薬品の用法及び用量
- 3504 四 当該薬局医薬品の効能又は効果
- 3505 五 当該薬局医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- 3506 六 その他当該薬局医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 3507 3 法第三十六条の四第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙
 3508 面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 3509 4 法第三十六条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 3510 一 年齢
- 3511 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- 3512 三 性別
- 3513 四 症状
- 3514 五 前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはそ
 3515 の診断の内容
- 3516 六 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名
- 3517 七 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
- 3518 八 授乳しているか否かの別
- 3519 九 当該薬局医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
- 3520 十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否かの別
 3521 並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量
 3522 及び服用の状況
- 3523 十一 その他法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項
- 3524
- 3525 第百五十八条の九 薬局開設者は、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方
 3526 法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 3527 一 当該薬局医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わ
 3528 せること。
- 3529 二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該
 3530 薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局において当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り
 3531 受けようとする者又はその薬局において当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの

3532 者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、
3533 又は必要な指導を行わせること。

3534 三 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。

3535 四 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

3536 五 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

3537

3538 （薬局製造販売医薬品の特例）

3539 第一百五十八条の十 薬局開設者がその薬局において薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。第三
3540 項において同じ。）を販売し、又は授与する場合について第一百五十八条の七（第四号から第六号までに係る部分
3541 に限る。）、第一百五十八条の八第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第四項並びに第一百五十八条の九（第三号
3542 に係る部分を除く。）の規定を適用する場合においては、第一百五十八条の七第四号中「提供及び指導」とあるの
3543 は「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、第百
3544 五十八条の八第一項各号列記以外の部分中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同項第一号中「提供及び
3545 指導」とあるのは「提供」と、「提供し、及び指導を行う」とあるのは「提供する」と、「ある場所」とあるの
3546 は「ある場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局内の場所」と、同項第二号中「提供させ、及び必
3547 要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同項第四号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並
3548 びに」とあるのは「及び」と、同項第七号及び同条第四項第十一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、
3549 第一百五十八条の九各号列記以外の部分中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、同条第二号中「提供させ、
3550 又は必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供」
3551 とする。

3552 2 前項に規定する場合については、第一百五十八条の七（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第百五十
3553 八条の八第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第一百五十八条の九（第三号に係る部分に限る。）の規定を適
3554 用しない。

3555 3 薬局開設者は、薬局製造販売医薬品の特定販売を行う場合においては、当該薬局製造販売医薬品を購入し、
3556 若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれら
3557 の者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局製造販売医薬品を使用する者が令第七十四条の二第
3558 一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供を対面又は電話によ
3559 り行うことを希望する場合は、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面又は電話に
3560 より、当該情報の提供を行わせなければならない。

3561

3562 （要指導医薬品の販売等）

3563 第一百五十八条の十一 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の五第一項の規定により、要指導医薬品に
3564 つき、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、
3565 又は授与させなければならない。

3566 一 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする者であ
3567 ることを確認させること。この場合において、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、
3568 当該要指導医薬品を使用しようとする者でない場合は、当該者が法第三十六条の五第二項の薬剤師等である
3569 場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認させること。

3570 二 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該要指導医薬品を使用しようとする者の他
3571 の薬局開設者又は店舗販売業者からの当該要指導医薬品の購入又は譲受けの状況を確認させること。

3572 三 前号の規定により確認した事項を勧告し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又
3573 は授与させること。

3574 四 法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を
3575 理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。

3576 五 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の六第
3577 四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該要指導医薬品を販売し、又は授与させること。

3578 六 当該要指導医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局又は店舗
 3579 の電話番号その他連絡先を、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。
 3580

3581 （要指導医薬品に係る情報提供及び指導の方法等）

3582 第五十八条の十二 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指
 3583 導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせな
 3584 ければならない。

3585 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第二十三号若
 3586 しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条
 3587 第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所をいう。）におい
 3588 て行わせること。

3589 二 当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品そ
 3590 の他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受
 3591 けようとする者又は当該要指導医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指
 3592 導を行わせること。

3593 三 当該要指導医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明さ
 3594 せること。

3595 四 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無につい
 3596 て確認させること。

3597 五 必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。

3598 六 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

3599 七 当該情報の提供及び指導を行った薬剤師の氏名を伝えさせること。

3600 2 法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

3601 一 当該要指導医薬品の名称

3602 二 当該要指導医薬品の有効成分の名称及びその分量

3603 三 当該要指導医薬品の用法及び用量

3604 四 当該要指導医薬品の効能又は効果

3605 五 当該要指導医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項

3606 六 その他当該要指導医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項

3607 3 法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙
 3608 面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

3609 4 法第三十六条の六第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

3610 一 年齢

3611 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

3612 三 性別

3613 四 症状

3614 五 前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはそ
 3615 の診断の内容

3616 六 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名

3617 七 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数

3618 八 授乳しているか否かの別

3619 九 当該要指導医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無

3620 十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否かの別
 3621 並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量
 3622 及び服用の状況

3623 十一 その他法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項

3624
3625
3626
3627
3628
3629
3630
3631
3632
3633
3634
3635
3636
3637
3638
3639
3640
3641

3642
3643
3644
3645
3646
3647
3648
3649
3650
3651
3652
3653
3654
3655
3656
3657

- 第百五十九条 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提供又は指導、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 一 当該要指導医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
 - 二 当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該要指導医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
 - 三 必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
 - 四 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
 - 五 当該情報の提供又は指導を行った薬剤師の氏名を伝えさせること。

（法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間）

第百五十九条の二 法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

一 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品	法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）に一年を加えた期間
二 法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査（医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令第二条第三項に規定する市販直後調査を除く。）を実施する義務が課せられている医薬品	製造販売の承認の条件として付された調査期間に一年を加えた期間
三 前二号に掲げる医薬品以外の医薬品	零

（登録販売者試験）

第百五十九条の三 法第三十六条の八第一項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）は、筆記試験とする。

2 筆記試験は、次の事項について行う。

- 一 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 二 人体の働きと医薬品
- 三 主な医薬品とその作用
- 四 薬事に関する法規と制度
- 五 医薬品の適正使用と安全対策

第百五十九条の四 登録販売者試験は、毎年少なくとも一回、都道府県知事が行う。

2 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ、都道府県知事が公示する。

（受験の申請）

第百五十九条の五 登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者につ

3658 いては、その国籍。第五十九条の八第一項第二号において同じ。）、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別
 3659 を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする
 3660 場所の都道府県知事に提出しなければならない。

3661
 3662 （合格の通知及び公示）

3663 第五十九条の六 都道府県知事は、登録販売者試験に合格した者に、当該試験に合格したことを通知すると
 3664 ともに、合格した者の受験番号を公示する。

3665
 3666 （販売従事登録の申請）

3667 第五十九条の七 販売従事登録を受けようとする者は、様式第八十六の二による申請書を医薬品の販売又は授
 3668 与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあつては、配置しようと
 3669 する区域をその区域に含む都道府県の知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

3670 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出
 3671 先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を經由して厚生労働大臣に提出された書類に
 3672 ついては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

3673 一 販売従事登録を受けようとする申請者（以下この項において「申請者」という。）が登録販売者試験に合格
 3674 したことを証する書類

3675 二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記
 3676 載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄
 3677 本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和
 3678 四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項
 3679 証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載
 3680 したものに限る。））

3681 二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の
 3682 写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの
 3683 に限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四
 3684 十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

3685 三 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないか
 3686 に関する医師の診断書

3687 四 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品
 3688 の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

3689 3 二以上の都道府県において販売従事登録を受けようとする申請者は、当該申請を行った都道府県知事のうち
 3690 いずれか一の都道府県知事の登録のみを受けすることができる。

3691 （登録販売者名簿及び登録証の交付）

3692 第五十九条の八 販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。

- 3693 一 登録番号及び登録年月日
- 3694 二 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別
- 3695 三 登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名
- 3696 四 前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知
 3697 事が必要と認める事項

3698
 3699 2 都道府県知事は、販売従事登録を行ったときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、様式第八十六の三
 3700 による登録証（以下「販売従事登録証」という。）を交付しなければならない。

3701 （登録販売者名簿の登録事項の変更）

3702 第五十九条の九 登録販売者は、前条第一項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、その旨を届け
 3703

3704 出なければならない。

3705 2 前項の届出をするには、様式第八十六の四による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を
3706 受けた都道府県知事に提出しなければならない。

3707

3708 (販売従事登録の消除)

3709 第五十九条の十 登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、三十日以
3710 内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

3711 2 登録販売者が死亡し、又は失踪そのの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に
3712 による死亡又は失踪そのの届出義務者は、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければなら
3713 ない。

3714 3 前二項の申請をするには、様式第八十六の五による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければ
3715 ならない。

3716 4 都道府県知事は、登録販売者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を消除しなければならない
3717 。

3718 一 第一項又は第二項の規定による申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失踪そのの宣告を受け
3719 たことが確認されたとき

3720 二 法第五条第三号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき

3721 三 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき

3722

3723 (販売従事登録証の書換え交付)

3724 第五十九条の十一 登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換
3725 え交付を申請することができる。

3726 2 前項の申請をするには、様式第八十六の六による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府
3727 県知事に提出しなければならない。

3728

3729 (販売従事登録証の再交付)

3730 第五十九条の十二 登録販売者は、販売従事登録証を破り、よごし、又は失ったときは、販売従事登録証の再
3731 交付を申請することができる。

3732 2 前項の申請をするには、様式第八十六の七による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければな
3733 らない。

3734 3 販売従事登録証を破り、又はよごした登録販売者が第一項の申請をする場合には、申請書にその販売従事登
3735 録証を添えなければならない。

3736 4 登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失った販売従事登録証を発見したときは、五日以内に、
3737 登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

3738

3739 (販売従事登録証の返納)

3740 第五十九条の十三 登録販売者は、販売従事登録の消除を申請するときは、販売従事登録証を、登録を受けた
3741 都道府県知事に返納しなければならない。第五十九条の十第二項の規定により販売従事登録の消除を申請す
3742 る者についても、同様とする。

3743 2 登録販売者は、登録を消除されたときは、前項に規定する場合を除き、五日以内に、販売従事登録証を、登
3744 録を消除された都道府県知事に返納しなければならない。

3745

3746 (一般用医薬品の販売等)

3747 第五十九条の十四 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第一類
3748 医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置
3749 販売に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

- 3750 一 法第三十六条の十第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を受けた者
 3751 が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
 3752 二 当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の十第
 3753 五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行つた後に、当該第一類医薬品
 3754 を販売し、又は授与させること。
 3755 三 当該第一類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又
 3756 は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝え
 3757 させること。
- 3758 2 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第二類医薬品又は第三類
 3759 医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置
 3760 販売に従事する薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させなければならない。
- 3761 一 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法
 3762 第三十六条の十第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行つた後に、
 3763 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与させること。
 3764 二 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名、当該薬局又は
 3765 店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第二類医薬品又は第三類
 3766 医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。
 3767
- 3768 （一般用医薬品に係る情報提供の方法等）
- 3769 第百五十九条の十五 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を、次
 3770 に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければな
 3771 らない。
- 3772 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第~~十二~~~~十三~~号若しくは第
 3773 二条第~~十一~~~~十二~~号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しく
 3774 は第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、
 3775 当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。次条において同じ。）において行わせること。
 3776 二 当該第一類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第一類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の
 3777 当該第一類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第一類医薬品を購入し、若しくは譲り受けよう
 3778 とする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。
 3779 三 当該第一類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明さ
 3780 せること。
- 3781 四 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。
 3782 五 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
 3783 六 当該情報の提供を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 3784 2 法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 3785 一 当該第一類医薬品の名称
 3786 二 当該第一類医薬品の有効成分の名称及びその分量
 3787 三 当該第一類医薬品の用法及び用量
 3788 四 当該第一類医薬品の効能又は効果
 3789 五 当該第一類医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
 3790 六 その他当該第一類医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 3791 3 法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙
 3792 面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 3793 4 法第三十六条の十第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 3794 一 年齢
 3795 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

- 3796 三 性別
- 3797 四 症状
- 3798 五 前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはそ
- 3799 の診断の内容
- 3800 六 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名
- 3801 七 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
- 3802 八 授乳しているか否かの別
- 3803 九 当該第一類医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
- 3804 十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否かの別
- 3805 並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量
- 3806 及び服用の状況
- 3807 十一 その他法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行うために確認が必要な事項
- 3808
- 3809 第五十九条の十六 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を、次
- 3810 に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行
- 3811 わせるよう努めなければならない。
- 3812 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所において行わせること。
- 3813 二 前条第二項各号に掲げる事項について説明を行わせること。この場合において、同項各号中「第一類医薬
- 3814 品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第六号中「薬剤師」とあるのは「薬剤師又は登録販売者」と読み
- 3815 替えて適用する。
- 3816 三 当該第二類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第二類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の
- 3817 当該第二類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第二類医薬品を購入し、若しくは譲り受けよう
- 3818 とする者又は当該第二類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。
- 3819 四 当該第二類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明さ
- 3820 せること。
- 3821 五 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。
- 3822 六 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 3823 七 当該情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。
- 3824 2 法第三十六条の十第四項の厚生労働省令で定める事項は、前条第四項各号に掲げる事項とする。この場合に
- 3825 において、同項第九号中「第一類医薬品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第十一号中「第三十六条の十第
- 3826 一項」とあるのは「第三十六条の十第三項」と読み替えて適用する。
- 3827
- 3828 第五十九条の十七 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を、次
- 3829 に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行
- 3830 わせなければならない。
- 3831 一 第一類医薬品の情報の提供については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤
- 3832 師に行わせること。
- 3833 二 第二類医薬品又は第三類医薬品の情報の提供については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授
- 3834 与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせること。
- 3835 三 当該一般用医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行
- 3836 わせること。
- 3837 四 当該一般用医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該一般用医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の
- 3838 当該一般用医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を
- 3839 購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若
- 3840 しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使
- 3841 用する者の状況に応じて個別に提供させること。

3842 五 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

3843 六 当該情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。

3844 2 薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の特定販売を行う場合においては、当該一般用医薬品を購入
3845 し、若しくは譲り受けようとする者又は当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの
3846 者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者が法第三十六条の十第五項の規
3847 定による情報の提供を対面又は電話により行うことを希望する場合は、その薬局又は店舗において医薬品の販
3848 売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により、当該情報の提供を行わせなければなら
3849 ない。

3850

3851 (準用)

3852 第五十九条の十八 配置販売業者については、前三条（前条第二項を除く。）の規定を準用する。この場合にお
3853 いて、前三条の規定中「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配置販売」と、第五十九条の十五第
3854 一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同
3855 条第一項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号中「当該薬局又は店舗内の情報の提供を行
3856 う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第~~十二~~~~十三~~号若しくは第二条第~~十一~~~~十二~~号に規定する情報を提供す
3857 るための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列
3858 し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。次条
3859 において同じ。）」とあるのは「当該区域における医薬品を配置する場所」と、同項第二号中「情報を、」とある
3860 のは「情報を、配置販売によつて」と、「又は」とあるのは「又は配置した」と、同条第二項各号列記以外の部
3861 分中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、同項第
3862 六号中「販売し、又は授与する」とあるのは「配置する」と、同条第三項中「第三十六条の十第一項」とある
3863 のは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、同条第四項各号列記以外の部分中「第三十六
3864 条の十第二項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第二項」と、同項第十一号中「第三
3865 十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、第五十九条の十
3866 六第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第三項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用す
3867 る同条第三項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号中「当該薬局又は店舗内の情報の提供
3868 を行う場所」とあるのは「当該区域における医薬品を配置する場所」と、同項第二号中「前条第二項各号」と
3869 あるのは「第五十九条の十八において準用する前条第二項各号」と、同項第三号中「情報を、」とあるのは「情
3870 報を、配置販売によつて」と、「又は」とあるのは「又は配置した」と、同条第二項中「第三十六条の十第四項」
3871 とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第四項」と、「前条第四項各号」とあるのは「第五
3872 十九条の十八において準用する前条第四項各号」と、「第三十六条の十第一項」とあるのは「同条第一項」と、
3873 「第三十六条の十第三項」とあるのは「同条第三項」と、前条第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十
3874 第五項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区
3875 域」と、同項第一号及び第二号中「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第四号中「その薬局若しくは
3876 店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において
3877 当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受け
3878 られた当該一般用医薬品を使用する者」とあるのは「配置販売によつて当該一般用医薬品を購入し、若しくは
3879 譲り受けようとする者又は配置した当該一般用医薬品を使用する者」と読み替えるものとする。

3880

3881 (変更の届出)

3882 第五十九条の十九 法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次
3883 のとおりとする。

3884 一 店舗販売業者の氏名（店舗販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所

3885 二 店舗の構造設備の主要部分

3886 三 通常の営業日及び営業時間

3887 四 店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数

- 3888 五 店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
- 3889
- 3890 六 当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第三十九条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）
- 3891
- 3892 七 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類
- 3893 2 法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第五十九条の十九第一項第四号」と、同条第三項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第五十九条の十九第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第五十九条の十九第一項第四号又は第五号」と、同条第四項中「前項第二号」とあるのは「第五十九条の十九第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。
- 3894
- 3895
- 3896
- 3897
- 3898
- 3899
- 3900 第五十九条の二十 法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 3901
- 3902 一 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 3903
- 3904 二 特定販売の実施の有無
- 3905 三 第三十九条第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。）
- 3906 2 法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条第四項各号」とあるのは「第三十九条第四項各号」と読み替えるものとする。
- 3907
- 3908
- 3909
- 3910 第五十九条の二十一 法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 3911
- 3912 一 配置販売業者の氏名（配置販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
- 3913 二 営業の区域
- 3914 三 通常の営業日及び営業時間
- 3915 四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 3916 五 区域管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
- 3917 六 区域管理者以外の当該区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
- 3918
- 3919 七 当該区域において配置販売によつて販売し、又は授与する医薬品の第四十八条第二項第八号イからニまでに掲げる区分
- 3920
- 3921 八 当該区域において併せ行う配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類
- 3922 2 法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第五十九条の二十一第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第五十九条の二十一第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第五十九条の二十一第一項第五号又は第六号」と、同条第四項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「前項第二号」とあるのは「第五十九条の二十一第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。
- 3923
- 3924
- 3925
- 3926
- 3927
- 3928
- 3929
- 3930
- 3931
- 3932 第五十九条の二十二 法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 3933

- 3934 一 卸売販売業者の氏名（卸売販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所
 3935 二 営業所の名称
 3936 三 営業所の構造設備の主要部分
 3937 四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
 3938 五 医薬品営業所管理者の氏名又は住所
 3939 六 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
 3940 七 当該営業所において併せ行う卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類
 3941 2 法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第
 3942 十六条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは
 3943 「第二百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事（その所在地が
 3944 保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」と
 3945 あるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第二百五十九条の二十二
 3946 第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第二百五十九条の二十二第一項第五
 3947 号」と、「医薬品営業所管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者」
 3948 とあるのは「医薬品営業所管理者」と、同条第四項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は
 3949 特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、「前項第二号」とある
 3950 のは「第二百五十九条の二十二第二項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

3951
 3952 （毒薬又は劇薬の譲渡手続に係る文書）
 3953 第二百五条 法第四十六条第一項の規定により作成する文書は、譲受人の署名又は記名押印のある文書とする。

3954
 3955 （要指導医薬品の表示）
 3956 第二百九条の二 法第五十条第六号の厚生労働省令で定める事項は、「要指導医薬品」の文字とする。2 前項の
 3957 文字は黒枠の中に黒字で記載しなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の色と比較して明
 3958 瞭に判読できない場合は、白枠の中に白字で記載することができる。
 3959 3 第一項の文字については、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日
 3960 本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いなければならない。ただし、
 3961 その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため当該文字を明瞭に記載することができない場合は、この限り
 3962 ではない。

3963
 3964 （法第三十六条の七第一項に規定する区分ごとの表示）
 3965 第二百九条の三 法第五十条第七号の厚生労働省令で定める事項については、次の表の上欄に掲げる法第三十六
 3966 条の七第一項に規定する区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第一類医薬品	第1類医薬品
二 第二类医薬品	第2類医薬品
三 第三類医薬品	第3類医薬品

3967 2 前項の表の下欄に掲げる字句の記載については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合におい
 3968 て、同条第二項中「前項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、同条第三
 3969 項中「第一項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、「文字を」とあるのは
 3970 「文字及び数字を」と読み替えるものとする。

3971
 3972 （医薬品の直接の容器等の記載事項）
 3973 第二百十条 法第五十条第十五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 3974 一 専ら他の医薬品の製造の用に供されることを目的として医薬品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又

- 3975 は授与される医薬品（以下「製造専用医薬品」という。）にあつては、「製造専用」の文字
- 3976 二 法第十九条の二第一項の承認を受けた医薬品にあつては、外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその
- 3977 住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所
- 3978 三 法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けた体外診断用医薬品にあつては、外国製造医療機器等特例承認
- 3979 取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
- 3980 四 基準適合性認証を受けた指定高度管理医療機器等（体外診断用医薬品に限る。）であつて本邦に輸出される
- 3981 ものにあつては、外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造指定
- 3982 高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
- 3983 五 法第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するもの以外の一般用医薬品にあつては、「店舗
- 3984 専用」の文字

3985 六 指定第二类医薬品にあつては、枠の中に「2」の数字

3986 七 分割販売される医薬品にあつては、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又

3987 は営業所の名称及び所在地

3988

3989 （添付文書等の記載）

3990 第二百七条 法の規定により医薬品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、特に明瞭に記載さ

3991 れていなければならない。

3992 2 日本薬局方に収められている医薬品であつて、添付文書等に日本薬局方で定められた名称と異なる名称が記

3993 載されているものについては、日本薬局方で定められた名称は、少なくとも他の名称と同等程度に明瞭に記載

3994 されていなければならない。

3995

3996 （邦文記載）

3997 第二百十八条 法第五十条から第五十二条までに規定する事項の記載は、邦文でされていなければならない。

3998

3999 （販売、授与等の禁止の特例）

4000 第二百十八条の二 製造販売業者が、その製造販売する医薬品の添付文書等記載事項を変更した場合には、当該

4001 変更の際現に変更前の添付文書等記載事項が記載された添付文書等が使用されている医薬品であつて、当該変

4002 更前に既に製造販売されているものについては、法第五十二条第一項の規定にかかわらず、変更後の添付文書

4003 等記載事項が添付文書等に記載されていることを要しない。

4004 2 製造販売業者が、その製造販売する医薬品の添付文書等記載事項を変更した場合には、当該変更の際現に変更

4005 前の添付文書等記載事項が記載された添付文書等が使用されている医薬品（前項に規定するものを除く。）につ

4006 いては、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、法第五十二条第一項の規定にかかわらず、変更後

4007 の添付文書等記載事項が添付文書等に記載されていることを要しない。

4008 一 当該医薬品が、当該変更の日から起算して六月（法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものと

4009 して厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の医薬品の添付文書等記載事項が変更された場合であつて、変

4010 更後の添付文書等記載事項が記載された添付文書等が使用された製品を速やかに製造販売することができな

4011 い場合にあつては、一年）以内に製造販売されるものであること。

4012 二 機構のホームページに変更後の添付文書等記載事項が掲載されていること。

4013 三 当該医薬品の製造販売業者が、当該医薬品を取り扱う薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施

4014 設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その

4015 他の医薬関係者に対して、添付文書等記載事項を変更した旨を速やかに情報提供すること。

4016 3 前項の場合であつても、当該医薬品の製造販売業者は、変更後の添付文書等記載事項が記載された添付文書等

4017 が使用された医薬品を、できるだけ速やかに製造販売しなければならない。

4018

4019 （要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列）

4020 第二百十八条の三 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第二項の規定により、要指導医薬品及び

- 4021 一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。
- 4022 一 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵
- 4023 をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲
- 4024 り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の
- 4025 触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
- 4026 二 要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。

4027 (一般用医薬品の陳列)

4028 第二百八条の四 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第三項の規定により、一般用医薬品を次

4029 に掲げる方法により陳列しなければならない。

- 4030 一 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵
- 4031 をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲
- 4032 り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の
- 4033 触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。

- 4034 二 指定第二類医薬品を陳列する場合には、薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号又は第二条第十一
- 4035 十二号に規定する情報を提供するための設備から七メートル以内の範囲に陳列すること。ただし、鍵をかけ
- 4036 た陳列設備に陳列する場合は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬
- 4037 品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの
- 4038 者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措
- 4039 置が採られている場合は、この限りでない。

4040 三 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように陳列すること。

4041 2 配置販売業者は、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように配置しなければなら

4042 ない。

4043 (封)

4044 第二百九条 法第五十八条に規定する封は、封を開かなければ医薬品を取り出すことができず、かつ、その封

4045 を開いた後には、容易に原状に復することができないように施さなければならない。

4046 (法第五十九条第三号に規定する医薬部外品の表示)

4047 第二百九条の二 法第五十九条第三号の厚生労働省令で定める文字は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、そ

4048 れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第二条第二項第二号に規定する医薬部外品	防除用医薬部外品
二 法第二条第二項第三号に規定する医薬部外品のうち、法第五十九 九条第七号に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品	指定医薬部外品
三 法第二条第二項第三号に規定する医薬部外品のうち、前号に掲 げる医薬部外品以外のもの	医薬部外品

4052 第二百八十九条 法の規定により許可を受けて医薬品を業として販売又は授与する者（以下この条において「許

4053 可事業者」という。）が、二以上の許可を受けている場合であつて、当該者の保有する医薬品を、当該二以上の

4054 許可のうちの一の許可に基づき業務を行う場所から他の許可に基づき業務を行う場所へ移転したときは、当該

4055 移転前及び移転後の場所において、それぞれ次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当

4056 該医薬品が医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限る。）を書面に記載しなければならない。

4057 一 品名

4058 二 ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号）

4059 三 使用の期限

4060

4061 四 数量

4062 五 移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日

4063 2 許可事業者は、前項の書面を、法の規定により許可を受けて業務を行う場所ごとに、記載の日から三年間、
4064 保存しなければならない。

4065

4066 ○ 薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）

4067 （薬局の構造設備）

4068 ~~第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。~~

4069 ~~一 調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局~~
4070 ~~であることがその外観から明らかであること。~~

4071 ~~二 換気が十分であり、かつ、清潔であること。~~

4072 ~~三 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別され~~
4073 ~~ていること。~~

4074 ~~四 面積は、おおむね一九・八平方メートル以上とし、薬局の業務を適切に行なうことができるものであるこ~~
4075 ~~と。~~

4076 ~~五 医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所にあつては六〇ルツクス以上、~~
4077 ~~調剤台の上にあつては二〇ルツクス以上の明るさを有すること。~~

4078 ~~六 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、開店時間（医薬品、医療機器等~~
4079 ~~の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」~~
4080 ~~という。）第十四条の三第一項に規定する開店時間をいう。以下同じ。）のうち、要指導医薬品又は一般用医~~
4081 ~~薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交~~
4082 ~~付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。~~

4083 ~~七 冷暗貯蔵のための設備を有すること。~~

4084 ~~八 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。~~

4085 ~~九 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。~~

4086 ~~イ 六・六平方メートル以上の面積を有すること。~~

4087 ~~ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。~~

4088 ~~ハ 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは~~
4089 ~~医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた~~
4090 ~~医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。~~

4091 ~~十 要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。~~

4092 ~~イ 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を有すること。~~

4093 ~~ロ 要指導医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲（以下「要指導医薬品陳列区画」とい~~
4094 ~~う。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若し~~
4095 ~~くはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができな~~
4096 ~~いよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備~~
4097 ~~その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者~~
4098 ~~若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられ~~
4099 ~~ない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。~~

4100 ~~ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画~~
4101 ~~を閉鎖することができる構造のものであること。~~

4102 ~~十一 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。~~

4103 ~~イ 第一類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。~~

4104 ~~ロ 第一類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲（以下「第一類医薬品陳列区画」とい~~
4105 ~~う。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若し~~
4106 ~~くはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができな~~

- 4107 ~~いよう必要な措置が採られていること。ただし、第一類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備~~
 4108 ~~その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者~~
 4109 ~~若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられ~~
 4110 ~~ない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。~~
 4111 ~~ハ 開店時間のうち、第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、第一類医薬品陳列区画~~
 4112 ~~を閉鎖することができる構造のものであること。~~
 4113 ~~十二 次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭~~
 4114 ~~和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第九条の三第一項及び第四項、第三十六条の四第一項及~~
 4115 ~~び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに~~
 4116 ~~法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複~~
 4117 ~~数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。~~
 4118 ~~イ 調剤室に近接する場所にあること。~~
 4119 ~~ロ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。~~
 4120 ~~ハ 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。~~
 4121 ~~ニ 指定第二类医薬品（施行規則第一条第三項第五号に規定する指定第二类医薬品をいう。以下同じ。）を陳~~
 4122 ~~列する場合には、指定第二类医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、~~
 4123 ~~鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二类医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の~~
 4124 ~~範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者~~
 4125 ~~若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することがで~~
 4126 ~~きないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。~~
 4127 ~~ホ ニ以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又~~
 4128 ~~は交付する場所の内部にあること。~~
 4129 ~~十三 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具~~
 4130 ~~については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。~~
 4131 ~~イ 液量器~~
 4132 ~~ロ 温度計（＝〇〇度）~~
 4133 ~~ハ 水浴~~
 4134 ~~ニ 調剤台~~
 4135 ~~ホ 軟膏板~~
 4136 ~~ヘ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒~~
 4137 ~~ト はかり（感量＝〇ミリグラムのもの及び感量＝〇〇ミリグラムのもの）~~
 4138 ~~チ ビーカー~~
 4139 ~~リ ふるい器~~
 4140 ~~ヌ ヘら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）~~
 4141 ~~ル メスピペット~~
 4142 ~~ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー~~
 4143 ~~ワ 薬匙（ひ）（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）~~
 4144 ~~カ ロート~~
 4145 ~~ヨ 調剤に必要な書籍（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで~~
 4146 ~~きる物を含む。）をもつて調製するものを含む。以下同じ。）~~
 4147 ~~十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一~~
 4148 ~~号）第十条ただし書に規定する許可に係る薬局については、次に掲げる試験検査に必要な設備及び器具を備~~
 4149 ~~えていること。ただし、試験検査台については、調剤台を試験検査台として用いる場合であつて、試験検査~~
 4150 ~~及び調剤の双方に支障がないと認められるとき、ニ、ホ、ト及びリに掲げる設備及び器具については、施行~~
 4151 ~~規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合であつ~~
 4152 ~~て、支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。~~

- 4153 イ—顕微鏡、ルーペ又は粉末X線回折装置
- 4154 ロ—試験検査台
- 4155 ハ—デシケーター
- 4156 ニ—はかり（感量＝ミリグラムのもの）
- 4157 ホ—薄層クロマトグラフ装置
- 4158 ヘ—比重計又は振動式密度計
- 4159 ト—pH計
- 4160 チ—ブンゼンバーナー又はアルコールランプ
- 4161 リ—崩壊度試験器
- 4162 ヌ—融点測定器
- 4163 ル—試験検査に必要な書籍
- 4164 十五—営業時間のうち、特定販売（施行規則第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみ
- 4165 を行う時間がある場合には、都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）第五条
- 4166 第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、
- 4167 市長又は区長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備え
- 4168 ていること。
- 4169 2—放射性医薬品（放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第一条第一号に規定する
- 4170 放射性医薬品をいう。以下同じ。）を取り扱う薬局は、前項に定めるもののほか、次に定めるところに適合する
- 4171 貯蔵室を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱う
- 4172 場合は、この限りでない。
- 4173 一—地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けられていること。
- 4174 二—主要構造部等（建築基準法（昭和二十五年法律第二〇号）第二条第五号に規定する主要構造部並びに内
- 4175 部を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）が耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下
- 4176 同じ。）であり、かつ、その開口部には、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十二条
- 4177 第一項に規定する特定防火設備に該当する防火戸（第九条第一項第三号において「防火戸」という。）が設け
- 4178 られていること。ただし、放射性医薬品を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合は、この限りでない。
- 4179 三—次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮
- 4180 蔽物が設けられていること。
- 4181 イ—貯蔵室内の人が常時立ち入る場所において人が被爆するおそれのある放射線の線量
- 4182 ロ—貯蔵室の境界における放射線の線量
- 4183 四—人が常時出入りする出入口は、一箇所であること。
- 4184 五—扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。
- 4185 六—別表に定めるところにより、標識が付されていること。
- 4186 七—放射性医薬品による汚染の広がりを防止するための設備又は器具が設けられていること。
- 4187 3—放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物の廃棄を行う薬局の廃棄設備の基準については、第九条第
- 4188 一項第四号の規定を準用する。この場合において、同号二の(4)中「作業室、試験検査室」とあるのは「調剤室」
- 4189 と読み替えるものとする。
- 4190 4—放射性医薬品を密封された状態でのみ取り扱う薬局において、放射性医薬品の容器又は被包の表面の線量率
- 4191 が厚生労働大臣が定める線量率を超える場合には、次に定めるところに適合する調剤室を有しなければならない。
- 4192 一—第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に定めるところに適合すること。
- 4193 二—第二項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。
- 4194 5—放射性医薬品を密封されていない状態で取り扱う薬局の構造設備の基準については、第九条（第一項第三号
- 4195 及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第六条及び第七条」とあるのは「第
- 4196 一条第一項、第二項及び第三項」と、同項第二号中「放射性医薬品に係る製品の作業所」とあるのは「放射性
- 4197 医薬品を取り扱う薬局内の放射性物質を取り扱う場所」と、同号本中「作業室及び試験検査室」とあるのは「調
- 4198

- 4199 剤室」と読み替えるものとする。
- 4200 第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 4201 一 調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、薬局
- 4202 であることがその外観から明らかであること。
- 4203 二 換気が十分であり、かつ、清潔であること。
- 4204 三 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別され
- 4205 ていること。
- 4206 四 面積は、おおむね一九・八平方メートル以上とし、薬局の業務を適切に行なうことができるものであるこ
- 4207 と。
- 4208 五 医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所にあつては六〇ルツクス以上、
- 4209 調剤台の上にあつては一二〇ルツクス以上の明るさを有すること。
- 4210 六 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、開店時間（医薬品、医療機器等
- 4211 の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」
- 4212 という。）第十四条の三第一項に規定する開店時間をいう。以下同じ。）のうち、要指導医薬品又は一般用医
- 4213 薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交
- 4214 付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。
- 4215 七 冷暗貯蔵のための設備を有すること。
- 4216 八 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。
- 4217 九 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。
- 4218 十 次に定めるところに適合する調剤室を有すること。
- 4219 イ 六・六平方メートル以上の面積を有すること。
- 4220 ロ 天井及び床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。
- 4221 ハ 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは
- 4222 医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた
- 4223 医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。
- 4224 ニ 薬剤師不在時間（施行規則第一条第二項第三号に規定する薬剤師不在時間をいう。）がある薬局にあつて
- 4225 は、閉鎖することができる構造であること。
- 4226 十一 要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。
- 4227 イ 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を有すること。
- 4228 ロ 要指導医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲（以下「要指導医薬品陳列区画」とい
- 4229 う。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若し
- 4230 くはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができな
- 4231 いよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備
- 4232 その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者
- 4233 若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられ
- 4234 ない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
- 4235 ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画
- 4236 を閉鎖することができる構造のものであること。
- 4237 十二 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。
- 4238 イ 第一類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。
- 4239 ロ 第一類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲（以下「第一類医薬品陳列区画」とい
- 4240 う。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若し
- 4241 くはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができな
- 4242 いよう必要な措置が採られていること。ただし、第一類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備
- 4243 その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者
- 4244 若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられ

- 4245 ない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
- 4246 ハ 開店時間のうち、第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、第一類医薬品陳列区画
- 4247 を閉鎖することができる構造のものであること。
- 4248 十三 次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭
- 4249 和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第九条の三第一項及び第四項、第三十六条の四第一項及
- 4250 び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに
- 4251 法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複
- 4252 数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。
- 4253 イ 調剤室に近接する場所にあること。
- 4254 ロ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。
- 4255 ハ 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。
- 4256 ニ 指定第二類医薬品（施行規則第一条第三項第五号に規定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。）を陳
- 4257 列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、
- 4258 鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の
- 4259 範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者
- 4260 若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することがで
- 4261 きないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。
- 4262 ホ 二以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又
- 4263 は交付する場所の内部にあること。
- 4264 十四 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具
- 4265 については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。
- 4266 イ 液量器
- 4267 ロ 温度計（一〇〇度）
- 4268 ハ 水浴
- 4269 ニ 調剤台
- 4270 ホ 軟膏板
- 4271 ヘ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒
- 4272 ト はかり（感量一〇ミリグラムのもの及び感量一〇〇ミリグラムのもの）
- 4273 チ ビーカー
- 4274 リ ふるい器
- 4275 ヌ へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）
- 4276 ル メスピペット
- 4277 ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー
- 4278 ワ 薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）
- 4279 カ ロート
- 4280 ヨ 調剤に必要な書籍（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことが
- 4281 きる物を含む。）をもつて調製するものを含む。以下同じ。）
- 4282 十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一
- 4283 号）第十条ただし書に規定する許可に係る薬局については、次に掲げる試験検査に必要な設備及び器具を備
- 4284 えていること。ただし、試験検査台については、調剤台を試験検査台として用いる場合であつて、試験検査
- 4285 及び調剤の双方に支障がないと認められるとき、ニ、ホ、ト及びリに掲げる設備及び器具については、施行
- 4286 規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合であつ
- 4287 て、支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 4288 イ 顕微鏡、ルーペ又は粉末 X 線回折装置
- 4289 ロ 試験検査台
- 4290 ハ デシケーター

- 4291 ニ はかり（感量一ミリグラムのもの）
- 4292 ホ 薄層クロマトグラフ装置
- 4293 ヘ 比重計又は振動式密度計
- 4294 ト pH計
- 4295 チ ブンゼンバーナー又はアルコールランプ
- 4296 リ 崩壊度試験器
- 4297 ヌ 融点測定器
- 4298 ル 試験検査に必要な書籍
- 4299 十六 営業時間のうち、特定販売（施行規則第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみ
- 4300 を行う時間がある場合には、都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条
- 4301 第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、
- 4302 市長又は区長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備え
- 4303 ていること。
- 4304 2 放射性医薬品（放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第一条第一号に規定する
- 4305 放射性医薬品をいう。以下同じ。）を取り扱う薬局は、前項に定めるもののほか、次に定めるところに適合する
- 4306 貯蔵室を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱う
- 4307 場合は、この限りでない。
- 4308 一 地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けられていること。
- 4309 二 主要構造部等（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部並びに内
- 4310 部を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）が耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下
- 4311 同じ。）であり、かつ、その開口部には、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条
- 4312 第一項に規定する特定防火設備に該当する防火戸（第九条第一項第三号において「防火戸」という。）が設け
- 4313 られていること。ただし、放射性医薬品を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合は、この限りでない。
- 4314 三 次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮
- 4315 蔽物が設けられていること。
- 4316 イ 貯蔵室内の人が常時立ち入る場所において人が被曝するおそれのある放射線の線量
- 4317 ロ 貯蔵室の境界における放射線の線量
- 4318 四 人が常時出入りする出入口は、一箇所であること。
- 4319 五 扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。
- 4320 六 別表に定めるところにより、標識が付されていること。
- 4321 七 放射性医薬品による汚染の広がりを防止するための設備又は器具が設けられていること。
- 4322 3 放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物の廃棄を行う薬局の廃棄設備の基準については、第九条第
- 4323 一項第四号の規定を準用する。この場合において、同号ニの（4）中「作業室、試験検査室」とあるのは「調
- 4324 剤室」と読み替えるものとする。
- 4325 4 放射性医薬品を密封された状態でのみ取り扱う薬局において、放射性医薬品の容器又は被包の表面の線量率
- 4326 が厚生労働大臣が定める線量率を超える場合には、次に定めるところに適合する調剤室を有しなければならない。
- 4327 一 第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に定めるところに適合すること。
- 4328 二 第二項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。
- 4330 5 放射性医薬品を密封されていない状態で取り扱う薬局の構造設備の基準については、第九条（第一項第三号
- 4331 及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第六条及び第七条」とあるのは「第
- 4332 一条第一項、第二項及び第三項」と、同項第二号中「放射性医薬品に係る製品の作業所」とあるのは「放射性
- 4333 医薬品を取り扱う薬局内の放射性物質を取り扱う場所」と、同号ホ中「作業室及び試験検査室」とあるのは「調
- 4334 剤室」と読み替えるものとする。
- 4335
- 4336 (店舗販売業の店舗の構造設備)

- 4337 第二条 店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 4338 一 医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、店舗であることがその外
4339 観から明らかであること。
- 4340 二 換気が十分であり、かつ、清潔であること。
- 4341 三 当該店舗販売業以外の店舗販売業の店舗又は薬局の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区
4342 別されていること。
- 4343 四 面積は、おおむね一三・二平方メートル以上とし、店舗販売業の業務を適切に行なうことができるもので
4344 あること。
- 4345 五 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所にあつては六〇ルクス以上の明るさを有すること。
- 4346 六 開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導
4347 医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。
- 4348 七 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は、この限り
4349 でない。
- 4350 八 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない。
- 4351 九 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。
- 4352 九 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、次に定めるところに適合するものであること。
- 4353 イ 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。
- 4354 ロ 要指導医薬品陳列区画に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しく
4355 は譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進
4356 入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は
4357 鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若
4358 しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者
4359 が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
- 4360 ハ 開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画
4361 を閉鎖することができる構造のものであること。
- 4362 十 第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、次に定めるところに適合するものであること。
- 4363 イ 第一類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。
- 4364 ロ 第一類医薬品陳列区画に一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を購
4365 入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬
4366 品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、第一類医薬品を
4367 陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若
4368 しくは一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲
4369 り受けられた一般用医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りで
4370 ない。
- 4371 ハ 開店時間のうち、第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、第一類医薬品陳列区画
4372 を閉鎖することができる構造のものであること。
- 4373 十一 次に定めるところに適合する法第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導
4374 を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を
4375 有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。
- 4376 イ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。
- 4377 ロ 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。
- 4378 ハ 指定第二類医薬品を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範
4379 囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備か
4380 ら一・二メートル以内の範囲に一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは一般用医
4381 薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一
4382 般用医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでな

4383 い。

4384 ニ 二以上の階に要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の
4385 要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内部にあること。

4386 ~~二十二~~ 営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事（その店舗の所在地が保
4387 健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）又は厚生労働大臣が特定販売の
4388 実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。

4389

4390 ○ 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3
4391 号）抄

4392 （薬局の業務を行う体制）

4393 ~~第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二
4394 号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業
4395 務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。~~

4396 ~~一 薬局の開店時間（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十
4397 六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第十四条の三第一項に規定する開店時間をいう。以下同
4398 じ。）内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。~~

4399 ~~二 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数（前年におけ
4400 る総取扱処方箋数（前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を
4401 乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。）を前年において業務を行つた日数で除して得た
4402 数とする。ただし、前年において業務を行つた期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定
4403 によるものとする。）を四十で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端
4404 数が生じたときは、その端数は一とする。）以上であること。~~

4405 ~~三 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品
4406 を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が
4407 勤務していること。~~

4408 ~~四 第二类医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第二类医薬品又は第三類医薬品
4409 を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又
4410 は登録販売者が勤務していること。~~

4411 ~~五 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲
4412 り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの
4413 者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第九条の三
4414 第四項、第三十六条の四第四項、第三十六条の六第四項又は第三十六条の十第五項の規定による情報の提供
4415 又は指導を行うための体制を備えていること。~~

4416 ~~六 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（施行規則第一条第五項第二号に規定す
4417 る週当たり勤務時間数をいい、特定販売（施行規則第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同
4418 じ。）のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ。）の総和が、当該薬局の開店時
4419 間の一週間の総和以上であること。~~

4420 ~~七 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品
4421 又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局
4422 内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）
4423 第一条第一項第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。第九号にお
4424 いて同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号に規定
4425 する情報を提供するための設備がある場所をいう。第九号において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医
4426 薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。~~

4427 ~~八 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品又は一般用医薬品~~

- 4428 ~~を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和の二分の一以上で~~
 4429 ~~あること。~~
- 4430 ~~九 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品~~
 4431 ~~又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬~~
 4432 ~~品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要~~
 4433 ~~指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。~~
- 4434 ~~十 要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の~~
 4435 ~~一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分~~
 4436 ~~一以上であること。~~
- 4437 ~~十一 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間~~
 4438 ~~の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分~~
 4439 ~~の一以上であること。~~
- 4440 ~~十二 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措~~
 4441 ~~置が講じられていること。~~
- 4442 ~~十三 法第九条の三第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理~~
 4443 ~~を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。~~
- 4444 ~~十四 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条~~
 4445 ~~の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項~~
 4446 ~~の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策~~
 4447 ~~定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必~~
 4448 ~~要な措置が講じられていること。~~
- 4449 ~~2 前項第十二号から第十四号までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含~~
 4450 ~~むものとする。~~
- 4451 ~~一 医薬品の使用に係る安全な管理（以下「医薬品の安全使用」という。）のための責任者の設置~~
 4452 ~~二 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備~~
 4453 ~~三 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当~~
 4454 ~~該手順書に基づく業務の実施~~
 4455 ~~四 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集そ~~
 4456 ~~の他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確~~
 4457 ~~保を目的とした改善のための方策の実施~~
- 4458 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二
 4459 号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業
 4460 務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。
- 4461 一 薬局の開店時間（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十
 4462 六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第一条第二項第三号に規定する開店時間をいう。以下同
 4463 じ。）内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間（同
 4464 号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下同じ。）内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所におい
 4465 て当該薬局の業務を行うために勤務していること。
- 4466 二 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数（前年におけ
 4467 る総取扱処方箋数（前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を
 4468 乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。）を前年において業務を行つた日数で除して得た
 4469 数とする。ただし、前年において業務を行つた期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定
 4470 によるものとする。）を四十で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端
 4471 数が生じたときは、その端数は一とする。）以上であること。
- 4472 三 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品
 4473 を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が

- 4474 勤務していること。
- 4475 四 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第二類医薬品又は第三類医薬品
- 4476 を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又
- 4477 は登録販売者が勤務していること。
- 4478 五 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲
- 4479 り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの
- 4480 者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第九条の三
- 4481 第四項、第三十六条の四第四項、第三十六条の六第四項又は第三十六条の十第五項の規定による情報の提供
- 4482 又は指導を行うための体制を備えていること。
- 4483 六 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（施行規則第一条第五項第二号に規定す
- 4484 る週当たり勤務時間数をいい、特定販売（施行規則第一条第二項第三号に規定する特定販売をいう。以下同
- 4485 じ。）のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ。）の総和が、当該薬局の開店時
- 4486 間の一週間の総和以上であること。
- 4487 七 一日当たりの薬剤師不在時間は、四時間又は当該薬局の一日の開店時間の二分の一のうちいずれか短い時
- 4488 間を超えないこと。
- 4489 八 薬剤師不在時間内は、法第七条第一項又は第二項の規定による薬局の管理を行う薬剤師が、薬剤師不在時
- 4490 間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていること。
- 4491 九 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師
- 4492 が速やかに当該薬局に戻ることに必要な措置を講じる体制を備えていること。
- 4493 十 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品
- 4494 又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局
- 4495 内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）
- 4496 第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。第九号にお
- 4497 いて同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定
- 4498 する情報を提供するための設備がある場所をいう。第九号において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医
- 4499 薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。
- 4500 十一 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品又は一般用医薬
- 4501 品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和の二分の一以上
- 4502 であること。
- 4503 十二 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬
- 4504 品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医
- 4505 薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、
- 4506 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。
- 4507 十三 要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間
- 4508 の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分
- 4509 の一以上であること。
- 4510 十四 第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間
- 4511 の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分
- 4512 の一以上であること。
- 4513 十五 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措
- 4514 置が講じられていること。
- 4515 十六 法第九条の三第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導その他の調剤の業務（調剤のために使
- 4516 用される医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対す
- 4517 る研修の実施その他必要な措置が講じられていること。
- 4518 十七 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条
- 4519 の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項

4520 の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る
 4521 適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売
 4522 に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

4523 2 前項第十五号から第十七号までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を
 4524 含むものとする。

4525 一 医薬品の使用に係る安全な管理（以下「医薬品の安全使用」という。）のための責任者の設置

4526 二 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備

4527 三 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定

4528 四 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当
 4529 該手順書に基づく業務の実施

4530 五 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順
 4531 書に基づく業務の実施

4532 六 薬剤師不在時間がある薬局にあつては、薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する
 4533 手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

4534 七 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集そ
 4535 の他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確
 4536 保を目的とした改善のための方策の実施

4537
 4538 （店舗販売業の業務を行う体制）

4539 第二条—法第二十六条第四項第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める店舗販売業の店舗において医薬品の販
 4540 売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

4541 一— 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品
 4542 を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。

4543 二— 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師又
 4544 は登録販売者が勤務していること。

4545 三— 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は
 4546 医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医
 4547 薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第三十六条の六第四項又は第三十六条の十第五項の規定によ
 4548 る情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。

4549 四— 当該店舗において、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週
 4550 当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規
 4551 則第二条第十一号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。第六号において
 4552 同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第二条第十一号に規定する情報を
 4553 提供するための設備がある場所をいう。第六号において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一
 4554 般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

4555 五— 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、当該店舗の開店時間
 4556 の一週間の総和の二分の一以上であること。

4557 六— 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、当該店舗において要指導医薬品
 4558 又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬
 4559 品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要
 4560 指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

4561 七— 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の
 4562 一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の
 4563 一以上であること。

4564 八— 第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の
 4565 一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の

- 4566 一以上であること。
- 4567 九 法第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第
- 4568 三項及び第五項の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務に係
- 4569 る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対す
- 4570 る研修（特定販売を行う店舗にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じら
- 4571 れていること。
- 4572 2 前項第九号に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 4573 一 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備
- 4574 二 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
- 4575 三 要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を
- 4576 目的とした改善のための方策の実施
- 4577 第二条 法第二十六条第四項第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める店舗販売業の店舗において医薬品の販
- 4578 売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。
- 4579 一 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品
- 4580 を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。
- 4581 二 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師又
- 4582 は登録販売者が勤務していること。
- 4583 三 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は
- 4584 医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医
- 4585 薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第三十六条の六第四項又は第三十六条の十第五項の規定によ
- 4586 る情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。
- 4587 四 当該店舗において、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週
- 4588 当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規
- 4589 則第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。第六号において
- 4590 同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（薬局等構造設備規則第二条第十二号に規定する情報を
- 4591 提供するための設備がある場所をいう。第六号において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一
- 4592 般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。
- 4593 五 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、当該店舗の開店時間
- 4594 の一週間の総和の二分の一以上であること。
- 4595 六 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、当該店舗において要指導医薬品
- 4596 又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬
- 4597 品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要
- 4598 指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。
- 4599 七 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の
- 4600 一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の
- 4601 一以上であること。
- 4602 八 第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の
- 4603 一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の
- 4604 一以上であること。
- 4605 九 法第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第
- 4606 三項及び第五項の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務（要
- 4607 指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正
- 4608 販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあつては、特
- 4609 定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。
- 4610 2 前項第九号に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 4611 一 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備

- 4612 二 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定
- 4613 三 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
- 4614 四 要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を
- 4615 目的とした改善のための方策の実施

（配置販売業の業務を行う体制）

4618 第三条 法第三十条第二項第一号の規定に基づく厚生労働省令で定める配置販売業の都道府県の区域において医
4619 薬品の配置販売の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

- 4620 一 第一類医薬品を配置販売する配置販売業にあつては、第一類医薬品を配置販売する時間内は、常時、当該
4621 区域において薬剤師が勤務していること。
- 4622 二 第二類医薬品又は第三類医薬品を配置販売する時間内は、常時、当該区域において薬剤師又は登録販売者
4623 が勤務していること。
- 4624 三 当該区域において、薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の一週間の総和が、当該
4625 区域における薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和の二分の一以上であること。
- 4626 四 第一類医薬品を配置販売する配置販売業にあつては、当該区域において第一類医薬品の配置販売に従事す
4627 る薬剤師の週当たり勤務時間数の総和が、当該区域において一般用医薬品の配置販売に従事する薬剤師及び
4628 登録販売者の週当たり勤務時間数の総和の二分の一以上であること。
- 4629 五 法第三十六条の十第七項において準用する同条第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他
4630 の一般用医薬品の配置販売の業務に係る適正な管理（以下「一般用医薬品の適正配置」という。）を確保する
4631 ため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。
- 4632 2 前項第五号に掲げる配置販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。
- 4633 一 従事者から配置販売業者への事故報告の体制の整備
- 4634 二 一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
- 4635 三 一般用医薬品の適正配置のために必要となる情報の収集その他一般用医薬品の適正配置の確保を目的とし
4636 た改善のための方策の実施

○ 医療法（昭和23年法律第205号）抄

（医療の基本理念）

4639 第一条の二

- 4641 2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病
4642 院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」と
4643 いう。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療
4644 提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ
4645 提供されなければならない。

○ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）抄

（定義）

4649 第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
4650 等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
4651 をいう。

○ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）抄

（国及び都道府県等の責務）

4655 第二条 国、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市
4656 （以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正し

4657 い知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生
 4658 に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措
 4659 置を講じなければならない。

4660

4661 (定義)

4662 第四条 この法律で食品とは、全ての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の
 4663 確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、
 4664 これを含まない。

4665

4666 ○ 健康増進法（平成14年法律第103号）抄

4667 (特別用途表示の許可)

4668 第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途
 4669 に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければ
 4670 ならない。

4671 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、
 4672 成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を、そ
 4673 の営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

4674 3 内閣総理大臣は、研究所又は内閣総理大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項
 4675 の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。

4676 4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国
 4677 に、研究所の行う許可試験にあつては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登
 4678 録試験機関の行う許可試験にあつては当該登録試験機関が内閣総理大臣の認可を受けて定める額の手数料を当
 4679 該登録試験機関に納めなければならない。

4680 5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければなら
 4681 ない。

4682 6 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につ
 4683 き、内閣府令で定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければならない。

4684 7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労
 4685 働大臣に協議しなければならない。

4686

4687 (特別用途表示の承認)

4688 第二十九条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、内閣総理
 4689 大臣の承認を受けることができる。

4690 2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に
 4691 係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を
 4692 經由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とある
 4693 のは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六
 4694 条第六項」と読み替えるものとする。

4695

4696 (誇大表示の禁止)

4697 第三十一条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効
 4698 果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実
 4699 に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

4700

4701 (権限の委任)

- 4702 第三十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に
 4703 委任することができる。
- 4704 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長
 4705 に委任することができる。
- 4706 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
- 4707 4 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は
 4708 地方厚生支局長に委任することができる。
- 4709 5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、その結果につい
 4710 て消費者庁長官に報告するものとする。

4711

4712 ○ 食品表示法（平成25年法律第70号）抄

4713 （食品表示基準の策定等）

4714 第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区
 4715 分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内
 4716 容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

4717 一 名称、アレルギー（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、
 4718 保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条
 4719 において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売を
 4720 する際に表示されるべき事項

4721 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

4722

4723 ○ 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）抄

4724 （定義）

4725 第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

4726 一～八 （略）

4727 九 特定保健用食品 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令
 4728 第五十七号）第二条第一項第五号に規定する食品（容器包装に入れられたものに限る。）をいう。

4729 十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳
 4730 婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの
 4731 低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（健康増進法（平
 4732 成十四年法律第百三号）第二十六条第一項の規定に基づく許可又は同法第二十九条第一項の規定に基づく承
 4733 認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品（以下「特別用途食品」という。）、栄養機能食品、アル
 4734 コールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を
 4735 与えているものとして健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第十一条第二項で定める
 4736 栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。）であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及
 4737 び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品
 4738 質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官
 4739 に届け出たものをいう。

4740 十一 栄養機能食品 食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分（ただし、錠剤、カプセル剤等の
 4741 形状の加工食品にあつては、カリウムを除く。）の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含
 4742 むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をする食品（特別用途食品及び添加物を除き、容器
 4743 包装に入れられたものに限る。）をいう。

4744 十二～二十 （略）

4745

4746 ○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）抄

4747 （目的）

4748 第一条- この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、
4749 一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることに
4750 より、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

4751
4752 （定義）

4753 ~~第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利
4754 益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第十一条の規定の適用については、
4755 これを当該事業者とみなす。~~

4756 ~~2 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事
4757 業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はそ
4758 の連合体であつて、資本又は構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。第二十条において同じ。）
4759 の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現に
4760 その事業を営んでいるものを含まないものとする。~~

4761 ~~一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である一般社団法人その他の社団~~

4762 ~~二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財団法人その他の
4763 財団~~

4764 ~~三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体~~

4765 ~~3 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるか
4766 を問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関す
4767 る取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、内閣総理
4768 大臣が指定するものをいう。~~

4769 ~~4 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容
4770 又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定
4771 するものをいう。~~

4772 第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利
4773 益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十一条の規定の適用については、
4774 これを当該事業者とみなす。

4775 2 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事
4776 業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はそ
4777 の連合体であつて、資本又は構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。第四十条において同じ。）
4778 の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現に
4779 その事業を営んでいるものを含まないものとする。

4780 一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である一般社団法人その他の社団

4781 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財団法人その他の
4782 財団

4783 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

4784 3 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるか
4785 を問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関す
4786 る取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、内閣総理
4787 大臣が指定するものをいう。

4788 4 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容
4789 又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定
4790 するものをいう。

4791
4792
4793
4794
4795
4796
4797
4798
4799
4800
4801
4802
4803
4804
4805
4806
4807
4808
4809
4810
4811
4812
4813
4814
4815
4816
4817
4818
4819
4820
4821
4822
4823
4824
4825
4826
4827
4828
4829
4830
4831
4832
4833
4834
4835
4836

（景品類及び表示の指定に関する公聴会等及び告示）

第三条 内閣総理大臣は、前条第三項若しくは第四項の規定による指定をし、又はその変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。

2 前項に規定する指定並びにその変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

（景品類の制限及び禁止）

第三四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

~~第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。~~

~~一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの~~

~~二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの~~

~~三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの~~

~~2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。~~

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

~~（公聴会等及び告示）~~

~~第五条 内閣総理大臣は、第二条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第~~

4837 三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で
 4838 定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴
 4839 かななければならない。

4840 2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。
 4841 （景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止に係る指定に関する公聴会等及び告示）

4842 第六条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止若しくは前条第三号の規定による指定をし、又
 4843 はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事
 4844 業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。

4845 2 前項に規定する制限及び禁止並びに指定並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

4846
 4847 （措置命令）

4848 第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為がある
 4849 ときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な
 4850 事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が
 4851 既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

4852 一 当該違反行為をした事業者

4853 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併
 4854 後存続し、又は合併により設立された法人

4855 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業
 4856 の全部又は一部を承継した法人

4857 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

4858 第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、
 4859 当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又は
 4860 これらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になく
 4861 なつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

4862 一 当該違反行為をした事業者

4863 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併
 4864 後存続し、又は合併により設立された法人

4865 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業
 4866 の全部又は一部を承継した法人

4867 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

4868 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断
 4869 するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる
 4870 合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しな
 4871 いときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

4872
 4873 （事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

4874 第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘
 4875 引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額そ
 4876 の他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正
 4877 に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

4878 第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客
 4879 を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総
 4880 額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を
 4881 適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

4882 2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため

4883 に必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

4884 3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4886 4 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4887 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

4888

（指導及び助言）

4890 第八条—内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

4893 第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

4896

（勧告及び公表）

4898 第八条の二—内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第七条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

4901 2—内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4903 第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

4906 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4908

—（報告の徴収及び立入検査等）—

4910 第九条—内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4915 第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4920 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4922 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4923

—（適格消費者団体の差止請求権）—

4925 第十条—消費者契約法（平成二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

4928

4929 ~~一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品~~
 4930 ~~若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。~~

4931 ~~二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若~~
 4932 ~~しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示~~
 4933 ~~をすること。~~

4934 第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及
 4935 び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対し
 4936 て次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しく
 4937 は予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予
 4938 防に必要な措置をとることを請求することができる。

4939 ~~一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品~~
 4940 ~~若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。~~

4941 ~~二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若~~
 4942 ~~しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示~~
 4943 ~~をすること。~~

4944 2 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活
 4945 協力員は、事業者が不特定かつ多数の一般消費者に対して前項各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれ
 4946 がある旨の情報を得たときは、適格消費者団体が同項の規定による請求をする権利を適切に行使するために必要
 4947 な限度において、当該適格消費者団体に対し、当該情報を提供することができる。

4948 3 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を第一項の規定による請求をする権利の
 4949 適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

4950
 4951 （協定又は規約）

4952 ~~第十一条 事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、~~
 4953 ~~内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ~~
 4954 ~~合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。~~
 4955 ~~これを変更しようとするときも、同様とする。~~

4956 ~~2 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、前項の協定又は規約が次の各号のいずれにも適合すると認める場合で~~
 4957 ~~なければ、同項の認定をしてはならない。~~

4958 ~~一 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保~~
 4959 ~~するために適切なものであること。~~

4960 ~~二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。~~

4961 ~~三 不当に差別的でないこと。~~

4962 ~~四 当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。~~

4963 ~~3 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項の認定を受けた協定又は規約が前項各号のいずれかに適合する~~
 4964 ~~ものでなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。~~

4965 ~~4 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めると~~
 4966 ~~ころにより、告示しなければならない。~~

4967 ~~5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条第一項及び第二項~~
 4968 ~~（同法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項及び第三項、~~
 4969 ~~第二十条第一項、第七十条の十三第一項、第七十条の四第一項並びに第七十四条の規定は、第一項の認定を受~~
 4970 ~~けた協定又は規約及びこれらに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。~~

4971 第三十一条 事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、
 4972 内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ
 4973 合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。

4974 これを変更しようとするときも、同様とする。

4975 2 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、前項の協定又は規約が次の各号のいずれにも適合すると認める場合で
 4976 なければ、同項の認定をしてはならない。

4977 一 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保
 4978 するために適切なものであること。

4979 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

4980 三 不当に差別的でないこと。

4981 四 当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。

4982 3 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項の認定を受けた協定又は規約が前項各号のいずれかに適合する
 4983 ものでなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

4984 4 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めると
 4985 ころにより、告示しなければならない。

4986 5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条第一項及び第二項
 4987 （同法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項及び第三項、
 4988 第二十条第一項、第七十条の四第一項並びに第七十四条の規定は、第一項の認定を受けた協定又は規約及びこ
 4989 れらに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

4990

4991 （協議）

4992 第三十二条 内閣総理大臣は、前条第一項及び第四項に規定する内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、
 4993 公正取引委員会に協議しなければならない。

4994

4995 （権限の委任等）

4996 第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4997 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に
 4998 委任することができる。

4999 3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める
 5000 事情があるため、事業者に対し、第六条の規定による命令又は第八条の二第一項の規定による勧告を効果的に
 5001 行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第九条
 5002 第一項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

5003 4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は、金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を
 5004 行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5005 5 事業者の事業を所管する大臣は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び前項
 5006 の規定による権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

5007 11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、
 5008 都道府県知事が行うこととすることができる。

5009 第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

5010 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に
 5011 委任することができる。

5012 3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める
 5013 事情があるため、事業者に対し、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は第二十八条第一項の規
 5014 定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定によ
 5015 り委任された権限（第二十九条第一項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融
 5016 庁長官に委任することができる。

5017 4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行
 5018 使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5019 5 事業者の事業を所管する大臣は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び前項
 5020 の規定による権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

5021 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び第四項の規定による権
 5022 限（次項において「金融庁長官権限」と総称する。）について、その一部を証券取引等監視委員会に委任するこ
 5023 とができる。

5024 7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委
 5025 任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5026 8 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第六項の規定により委任された権限の一部を財務局
 5027 長又は財務支局長に委任することができる。

5028 9 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会
 5029 が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

5030 10 第六項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令（第八項の規定により財務
 5031 局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うこと
 5032 ができる。

5033 11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都
 5034 道府県知事が行うこととすることができる。

5035
 5036 ~~（内閣府令への委任）~~

5037 ~~第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。~~

5038 ~~（内閣府令への委任等）~~

5039 ~~第三十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。~~

5040 2 第三十二条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令（第三十一条第一項の協定又は規約について
 5041 定めるものに限る。）を定めようとする場合について準用する。

5042
 5043 ~~（協議）~~

5044 ~~第十四条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第四項並びに前条に規定する内閣府令（同条に規定する内閣府~~
 5045 ~~令にあつては第十一条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。~~

5046
 5047
 5048 ~~（関係者相互の連携）~~

5049 ~~第十五条 内閣総理大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）、~~
 5050 ~~関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示による~~
 5051 ~~顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携~~
 5052 ~~の確保に努めるものとする。~~

5053 第三十五条 内閣総理大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政
 5054 機関）、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示
 5055 による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接
 5056 な連携の確保に努めるものとする。

5057
 5058 ~~（罰則）~~

5059 ~~第十六条 第六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。~~

5060 ~~2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。~~

5061
 5062 ~~第十七条 第九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件~~
 5063 ~~の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対~~
 5064 ~~して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。~~

5065
 5066 ~~第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財~~

- 5067 産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。
- 5068
- 5069 ~~一 第十六条第一項 三億円以下の罰金刑~~
- 5070 ~~二 前条 同条の罰金刑~~
- 5071 ~~2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。~~
- 5072
- 5073 ~~一 第十六条第一項 三億円以下の罰金刑~~
- 5074 ~~二 前条 同条の罰金刑~~
- 5075
- 5076 ~~3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定を準用する。~~
- 5077
- 5078
- 5079 ~~第十九条 第十六条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、同項の罰金刑を科する。~~
- 5080
- 5081
- 5082
- 5083 ~~第二十条 第十六条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。~~
- 5084
- 5085 ~~2 前項の規定は、同項に規定する事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。~~
- 5086
- 5087 ~~第三十六条 第七条第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。~~
- 5088
- 5089 ~~2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。~~
- 5090
- 5091
- 5092 ~~第三十七条 第二十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。~~
- 5093
- 5094
- 5095
- 5096 ~~第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。~~
- 5097
- 5098 ~~一 第三十六条第一項 三億円以下の罰金刑~~
- 5099 ~~二 前条 同条の罰金刑~~
- 5100
- 5101 ~~2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。~~
- 5102
- 5103 ~~一 第三十六条第一項 三億円以下の罰金刑~~
- 5104 ~~二 前条 同条の罰金刑~~
- 5105
- 5106 ~~3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定を準用する。~~
- 5107
- 5108
- 5109 ~~第三十九条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、同項の罰金刑を科する。~~
- 5110
- 5111
- 5112

5113 第四十条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を
 5114 講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員
 5115 若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者
 5116 が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。

5117 2 前項の規定は、同項に規定する事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人そ
 5118 の他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

5120 第四十一条 第三十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供
 5121 した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。

5123 ○ **不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年**
 5124 **公正取引委員会告示第3号）抄**

5125 1 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する景品類とは、顧客を誘引する
 5126 ための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に
 5127 提供する物品金銭その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして
 5128 値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品又は役
 5129 務に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。

- 5130 一 物品及び土地、建物その他の工作物
- 5131 二 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
- 5132 三 きよう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）
- 5133 四 便益、労務その他の役務

5134 2 法第2条第4項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は
 5135 役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。

- 5136 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- 5137 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクト
 5138 メール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- 5139 三 ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、
 5140 アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- 5141 四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は
 5142 電光による広告
- 5143 五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

5145 ○ **懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第3号）抄**

5146 1 この告示において「懸賞」とは、次に掲げる方法によつて景品類の提供の相手方又は提供する景品類の価額
 5147 を定めることをいう。

- 5148 一 くじその他偶然性を利用して定める方法
- 5149 二 特定の行為の優劣又は正誤によつて定める方法

5150 2 懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の二十倍の金額（当該金額が十万円を超える
 5151 場合にあっては、十万円）を超えてはならない。

5152 3 懸賞により提供する景品類の総額は、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二を超えてはならない。

5153 4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、懸賞により景品類を提供するときは、景品類
 5154 の最高額は三十万円を超えない額、景品類の総額は懸賞に係る取引の予定総額の百分の三を超えない額とする
 5155 ことができる。ただし、他の事業者の参加を不当に制限する場合は、この限りでない。

- 5156 一 一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合

5157 二 一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合。ただし、中元、年末等の
5158 時期において、年三回を限度とし、かつ、年間通算して七十日の期間内で行う場合に限る。

5159 三 一定の地域において一定の種類の事業を行う事業者の相当多数が共同して行う場合

5160 5 前三項の規定にかかわらず、二以上の種類の文字、絵、符号等を表示した符票のうち、異なる種類の符票の
5161 特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞による景品類の提供は、してはならない。

5162

5163 ○ 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第5号）抄

5164 1 一般消費者に対して懸賞（「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示
5165 第3号）第1項に規定する懸賞をいう。）によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価
5166 額の十分の二の金額（当該金額が二百円未満の場合にあつては、二百円）の範囲内であつて、正常な商慣習に
5167 照らして適当と認められる限度を超えてはならない。

5168 2 次に掲げる経済上の利益については、景品類に該当する場合であつても、前項の規定を適用しない。

5169 一 商品の販売若しくは使用のため又は役務の提供のため必要な物品又はサービスであつて、正常な商慣習に
5170 照らして適当と認められるもの

5171 二 見本その他宣伝用の物品又はサービスであつて、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの

5172 三 自己の供給する商品又は役務の取引において用いられる割引券その他割引を約する証票であつて、正常な
5173 商慣習に照らして適当と認められるもの

5174 四 開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品又はサービスであつて、正常な商慣習に照らして適当
5175 と認められるもの

5176

5177

5178

（参考）主な関係通知等

発出年月日	番号	標題
● II-1) 関係		
平成19年3月30日	薬食発第0330037号	一般用医薬品の区分の指定等について
平成19年3月30日	薬食安発第0330007号	一般用医薬品の区分リストについて
平成19年11月22日	薬食審査発第1122001号 薬食安発第1122001号	新たに承認された第一類医薬品について
平成20年1月25日	薬食審査発第0125003号 薬食安発第0125001号	新たに承認された第一類医薬品について
平成20年4月16日	薬食審査発第0416001号 薬食安発第0416001号	新たに承認された第一類医薬品について
平成20年7月7日	薬食審査発第0707001号 薬食安発第0707001号	新たに承認された第一類医薬品について
平成21年1月5日	薬食審査発第0105003号 薬食安発第0105001号	新たに承認された第一類医薬品について
平成21年2月23日	薬食審査発第0223009号 薬食安発第0223003号	新たに承認された第一類医薬品について
平成21年10月29日	薬食審査発1029第1号 薬食安発1029第1号	新たに承認された第一類医薬品について
平成22年1月22日	薬食審査発0122第1号 薬食安発0122第1号	新たに承認された第一類医薬品について
平成22年6月25日	薬食審査発0625第12号 薬食安発0625第9号	新たに承認された第一類医薬品について
平成22年11月5日	薬食審査発1105第1号 薬食安発1105第1号	新たに承認された第一類医薬品について
平成23年1月21日	薬食審査発0121第8号 薬食安発0121第5号	新たに承認された第一類医薬品について
平成23年1月28日	薬食審査発0128第1号 薬食安発0128第1号	新たに承認された第一類医薬品について
平成23年5月9日	薬食審査発0509第1号 薬食安発0509第1号	新たに承認された第一類医薬品について
平成23年5月19日	薬食審査発0519第1号 薬食安発0519第1号	新たに承認された第一類医薬品について
平成23年11月18日	薬食審査発1118第1号 薬食安発1118第1号	新たに承認された第一類医薬品について
平成24年9月28日	薬食審査発0928第1号 薬食安発0928第4号	新たに承認された第一類医薬品について
平成24年9月28日	薬食審査発0928第1号 薬食安発0928第4号	新たに承認された第一類医薬品について
平成27年3月13日	医薬食品局審査管理課 事務連絡	要指導医薬品として指定された医薬品について
平成20年10月8日	薬食安発第1008001号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成21年7月13日	薬食安発0713第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成21年12月24日	薬食安発1224第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成23年1月7日	薬食安発0107第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成23年5月30日	薬食安発0530第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成23年9月30日	薬食安発0930第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成23年12月26日	薬食安発1226第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成24年5月31日	薬食安発0531第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成24年9月4日	薬食安発0904第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成25年4月26日	薬食安発0426第4号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成25年1月11日	薬食安発0111第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成25年4月26日	薬食安発0426第4号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成25年12月16日	薬食安発1216第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成26年9月12日	薬食安発0912第1号	一般用医薬品の区分リストの変更について
平成27年1月22日	薬食安発0122第1号	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について
平成27年4月6日	薬食安発0406第1号	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について
平成27年9月25日	薬食安発0925第1号	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について
平成28年9月21日	薬生安発0921第1号	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

平成28年10月19日	薬生安発1019第1号	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について
平成30年1月5日	薬生安発0105第1号	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について
平成26年9月26日	薬食安発0926第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について
平成26年10月24日	薬食安発1024第3号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について
平成26年12月5日	薬食安発1205第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について
平成27年1月9日	薬食安発0109第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について
平成27年10月19日	薬食安発1019第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について
平成27年10月30日	薬生安発1030第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について
平成28年2月1日	薬生安発0201第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について
平成29年1月6日	薬生安発0106第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について
平成29年1月13日	薬生安発0113第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について
平成29年1月20日	薬生安発0120第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について
平成29年7月7日	薬生安発0707第1号	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について
平成21年12月24日	薬食監麻発1224第3号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成23年1月7日	薬食監麻発0107第2号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成23年9月30日	薬食監麻発0930第2号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成23年12月26日	薬食監麻発1226第1号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成24年5月31日	薬食監麻発0531第1号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成24年9月4日	薬食監麻発0904第1号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成25年1月11日	薬食監麻発0111第1号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成25年4月26日	薬食監麻発0426第4号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成26年2月28日	薬食監麻発0228第1号	一般用医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成26年9月26日	薬食監麻発0926第1号	医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成26年10月24日	薬食監麻発1024第1号	医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成26年12月5日	薬食監麻発1205第2号	医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成27年1月9日	薬食監麻発0109第1号	医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成27年4月6日	薬食監麻発0406第1号	医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
平成20年5月21日	薬食発第0521001号	薬事法施行規則の一部を改正する省令の公布について
平成20年9月30日	薬食審査発第0930001号	一般用漢方製剤承認基準の制定について
平成23年10月14日	薬食安発1014第7号 薬食審査発1014第8号	一般用漢方製剤の添付文書等に記載する使用上の注意について
昭和46年6月1日	薬発第476号	無承認無許可医薬品の指導取締りについて
昭和59年5月21日	薬監第43号	無承認無許可医薬品の指導取締りの徹底について
昭和62年9月22日	薬監第88号	無承認無許可医薬品の監視指導について
平成21年2月20日	薬食発第0220001号	医薬品の範囲に関する基準の一部改正について

平成23年1月20日	薬食発0120第1号	医薬品の範囲に関する基準の一部改正について
平成24年1月23日	薬食発0123第3号	医薬品の範囲に関する基準の一部改正について
平成25年7月10日	薬食発0710第2号	医薬品の範囲に関する基準の一部改正について
平成27年4月1日	薬食発0401第2号	「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の一部改正について
平成14年11月8日	一般用医薬品承認審査合理化等検討会	中間報告「セルフメディケーションにおける一般用医薬品のあり方について」
平成2年6月 平成3年7月	セルフケア領域における検査薬に関する検討会	第一次報告 第二次報告
平成26年12月25日	薬食発1225第1号	体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用について
平成26年12月25日	薬食機参発1225第4号 薬食総発1225第1号	一般用検査薬の販売時の情報提供の充実について
昭和40年7月22日	薬事第129号	薬事法第四十七条の規定の解釈について
平成11年1月13日	医薬発第34号	毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正は保管管理及び販売等の徹底について
平成15年5月20日	医薬発第5200001号	生物由来製品及び特定生物由来製品の指定並びに生物由来原料基準の制定等について
平成22年4月1日	薬食審査発0401第2号	一般用漢方製剤承認基準の改正について
平成27年3月25日	薬食発0325第28号	かぜ薬の製造販売承認基準について
平成27年3月25日	薬食発0325第30号	解熱鎮痛薬の製造販売承認基準について
平成27年3月25日	薬食発0325第26号	鎮咳去痰薬の製造販売承認基準について
平成27年3月25日	薬食発0325第23号	鼻炎用内服薬の製造販売承認基準について
● II-2) 関係		
平成11年8月12日	医薬発第983号	一般用医薬品の使用上の注意記載要領について
平成23年10月14日	薬食発1014第3号	一般用医薬品の使用上の注意記載要領について
平成11年8月12日	医薬発第984号	一般用医薬品の添付文書記載要領について
平成23年10月14日	薬食発1014第6号	一般用医薬品の添付文書記載要領について
平成11年8月12日	医薬安第96号	一般用医薬品の添付文書記載要領の留意事項について
平成23年10月14日	薬食安発1014第7号 薬食審査発1014第8号	一般用漢方製剤の添付文書等に記載する使用上の注意について
平成23年10月14日	薬食安発1014第4号 薬食審査発1014第5号	かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意について
平成24年7月10日	医薬食品局安全対策課 事務連絡	一般用医薬品の使用上の注意記載要領の訂正について
平成24年8月30日	医薬食品局安全対策課・審査管理課 事務連絡	かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意及び一般用漢方製剤の添付文書等に記載する使用上の注意の訂正について
平成24年9月21日	薬食安発0921第1号 薬食審査発0921第2号	かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について
平成25年1月25日	医薬食品局安全対策課 事務連絡	一般用医薬品の使用上の注意における腎障害に係る記載について(回答)
平成27年4月1日	薬食安発0401第2号 薬食審査発0401第9号	かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について
● II-3) 関係		
昭和36年11月18日	薬発第470号	医薬部外品を指定する告示の一部改正について
昭和37年9月6日	薬発第464号	医薬部外品の取扱いについて
平成11年3月12日	医薬発第280号	医薬品販売規制緩和に係る薬事法施行令の一部改正等について
平成16年7月16日	薬食発第716002号	一般用医薬品から医薬部外品への移行措置に係る薬事法施行令の一部改正等について
平成16年7月16日	薬食発第716006号	一般用医薬品から医薬部外品に移行する品目の範囲について
平成16年7月26日	薬食審査発第726002号	一般用医薬品から医薬部外品に移行する品目を一般小売店で販売するに当たっての留意事項について
平成27年3月25日	薬食発0325第33号	染毛剤製造販売承認基準について
平成27年3月25日	薬食発0325第35号	パーマネット・ウェブ用剤製造販売承認基準について
平成27年3月25日	薬食発0325第37号	薬用歯みがき類 製造販売承認基準について
平成27年3月25日	薬食発0325第39号	浴用剤製造販売承認基準について
平成27年3月25日	薬食発0325第17号	生理処用品製造販売承認基準について

昭和55年10月9日	薬発第1341号	医薬部外品及び化粧品の効能効果の範囲の改正について
昭和60年5月	薬務局監視指導課事務連絡（監視速報No. 214）	化粧品における特定成分の特記表示について
平成12年12月28日	薬発第1339号	化粧品の効能の範囲の改正について
平成13年3月9日	医薬監麻発第288号	化粧品の効能の範囲の改正について
平成23年7月21日	薬食発0721第1号	化粧品の効能の範囲の改正について
昭和46年4月8日	衛発第222号	特別用途食品の表示許可について
平成3年7月11日	衛新第64号	栄養改善法施行規則の一部改正について
平成13年3月27日	医薬発第244号	保健機能食品制度の創設について
平成16年3月25日	食安発第325002号	「栄養機能食品」への3成分（亜鉛、銅及びマグネシウム）追加等について
平成16年3月25日	食安新発第325001号	「栄養成分の補給ができる旨の表示」及び「栄養機能食品」の対象成分への亜鉛、銅及びマグネシウム追加について （健康増進法施行規則の一部を改正する省令、栄養表示基準の一部を改正する件及び栄養機能食品の表示に関する基準の一部を改正する件の施行等について）
平成17年2月1日	薬食発第201001号	「健康食品」に係る制度の見直しについて
平成17年2月1日	食安新発第201003号	特定保健用食品における疾病リスク低減表示について
平成17年2月28日	食安新発第228001号	「健康食品」に係る制度に関する質疑応答集について
平成14年7月17日	医薬監麻発第717004号	痩身用健康食品と称した未承認医薬品等の監視指導について
平成14年7月19日	食新発第719002号	健康食品による健康被害事例に対する取り組みについて
平成21年2月12日	食安発第0212001号	特別用途食品の表示許可等について
平成21年2月12日	食安新発第0212001号	特別用途食品の表示許可等に係る留意事項について
平成21年8月28日	保発0828第16号 薬食発0828第9号	消費者庁及び消費者委員会の設置に伴う改正食品衛生法等の施行について
● Ⅲ－1）関係		
昭和33年5月7日	薬発第264号	薬局、医薬品製造業、医薬品輸入販売業及び医薬品販売業の業務について
昭和36年2月8日	薬発第44号	薬事法の施行について
平成18年6月14日	薬食発第0614006号	薬事法の一部を改正する法律について
平成21年5月8日（最終改正：平成24年5月30日）	薬食発第0508003号	薬事法の一部を改正する法律等の施行等について
平成22年2月9日	医薬食品局総務課、監視指導・麻薬対策課—事務連絡	一般用医薬品販売制度に関するQ&Aについて
平成22年7月12日	医薬食品局総務課、監視指導・麻薬対策課—事務連絡	一般用医薬品販売制度に関するQ&Aについて
平成23年6月30日	医薬食品局総務課—事務連絡	既存配置販売業者の配置員の資質の向上に係る講習等の実施状況に関する調査結果報告書の送付について（依頼・情報提供）
平成24年3月26日	薬食発0326第1号	登録販売者に対する研修の実施について
平成24年5月30日（一部改正：平成26年3月10日）	薬食発0530第14号	薬事法施行規則等の一部を改正する省令の施行について
平成26年3月10日	薬食発0310第1号	薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について
平成26年3月18日	薬食発0310第6号	薬事法第36条の5第2項の「正当な理由」等について
平成26年6月4日	薬食発0604第2号	薬事法施行規則第15条の2の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）の施行等について
平成26年8月19日	薬食発0819第1号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について
平成29年8月24日	薬生総発0824第1号	登録販売者に対する研修の実施について

平成29年9月26日	薬生発0926第10号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について
平成29年10月5日	薬生発1005第1号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について
昭和31年12月1日	薬収第1036号	薬事法施行上の疑義について
昭和44年11月6日	薬事第326号	薬事法に対する疑義について
昭和44年12月2日	薬事第342号	医薬品を分割販売（零売）するときの表示について
昭和45年3月17日	薬事第82号	医薬品を分割販売（零売）するときの表示について
平成22年6月18日	医薬食品局総務課—事務連絡	平成21年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果報告書の送付について（情報提供）
平成24年1月19日	薬食総発0119第1号 薬食監麻発0119第2号	平成22年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果の送付及び監視指導の強化について
平成24年12月21日	薬食総発1221第4号 薬食監麻発1221第1号	平成23年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果について
平成25年7月26日	薬食総発0726第8号 薬食監麻発0726第4号	平成24年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果について
平成21年11月2日	安全対策課事務連絡	一般用医薬品（かぜ薬（内用）、鎮咳去痰薬（内用）、鼻炎用内服薬のうち、小児の用法を有する製剤）の小児への使用に関する注意喚起について
平成22年12月22日	薬食総発1222第1号 薬食安発1222第1号	一般用医薬品のかぜ薬（内用）、鎮咳去痰薬（内用）及び鼻炎用内服薬のうち、小児の用法を有する製剤の販売に係る留意点について（周知依頼）
昭和62年3月5日	薬企第5号	鎮咳去痰薬の内服液剤の販売について
平成4年5月11日	薬監第31号	薬局開設者及び医薬品販売業者における一般用検査薬（妊娠検査）の適正販売について
平成9年12月25日	医薬監第104号	組合せ医薬品等の取扱いについて
平成9年12月25日	事務連絡	組合せ医薬品等の取扱いについて
● III-2) 関係		
昭和38年10月3日	薬収第822号	医薬品の販売方法について
昭和41年7月28日	薬監第118号	医薬品等の販売方法などの疑義について
● IV-1) 関係		
昭和55年10月9日	薬発第1339号	医薬品等適正広告基準について
昭和55年10月9日	薬監第121号	医薬品等適正広告基準について
平成14年3月28日	医薬発第0328009号	医薬品等適正広告基準の一部改正について
平成29年9月29日	薬生発0929第4号	医薬品等適正広告基準の改正について
平成29年9月29日	薬生監麻発0929第5号	医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について
平成10年3月31日	医薬監第60号	医薬品等の広告について
平成10年9月29日	医薬監第148号	薬事法における医薬品等の広告の該当性について
平成10年11月5日	医薬発第968号	医薬品等の広告の取扱いについて
昭和63年7月13日（最終改正：平成12年10月2日）	日本浴用剤工業協会	浴用剤（医薬部外品）の表示、広告について
平成12年12月6日	日本ヘアカラー工業会・染毛剤懇話会	染毛剤の表示・広告に関する自主基準について
昭和42年4月17日	日本化粧品工業連合会・東日本歯磨工業会・西日本歯磨工業会	化粧品歯磨の広告に関する自主申し合わせについて
平成15年4月7日	日本化粧品工業連合会 広告宣伝委員会	化粧品・薬用化粧品等に関する広告表現ガイドライン
昭和60年6月28日	薬監第38号	痩身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広告等について
平成15年8月29日	薬食発第0829007号	食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について
平成15年8月29日	食安監発第829005号 食安基発第829001号	食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項について

平成16年12月8日	食安新発第1208001号	体外排出によるダイエットを謳う食品に関する広告等の禁止及び広告等の適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について
平成17年6月1日	食安監発第601002号 食安基発第601001号	「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項について」の一部改正について
● IV-3) 関係		
平成17年3月31日	薬食発第331006号	薬事監視指導要領の改正について
平成30年1月31日	薬生発0131第5号	「 <u>薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン</u> 」の一部改正について
平成12年3月8日 （最終改正：平成26年7月1日）	医薬発第237号	医薬品・医療機器等の回収について

5179

1 第5章 医薬品の適正使用・安全対策

問題作成のポイント

- 医薬品の添付文書、製品表示等について、記載内容を的確に理解し、購入者への適切な情報提供や相談対応に活用できること
- 副作用報告制度、副作用被害救済制度に関する基本的な知識を有していること
- 医薬品の副作用等に関する厚生労働大臣への必要な報告を行えること
- 医薬品を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により重篤な健康被害を生じた購入者等に対し、副作用被害救済の制度につき紹介し、基本的な制度の仕組みや申請窓口等につき説明できること

2

3 I 医薬品の適正使用情報

4 医薬品は、効能・効果、用法・用量、起こり得る副作用等、その適正な使用のために必要な情
5 報（適正使用情報）を伴って初めて医薬品としての機能を発揮するものである。

6 要指導医薬品又は一般用医薬品の場合、薬剤師、登録販売者その他の医薬関係者から提供され
7 た情報に基づき、一般の生活者が購入し、自己の判断で使用するものであるため、添付文書や製
8 品表示に記載されている適正使用情報は、その適切な選択、適正な使用を図る上で特に重要であ
9 る。それらの記載は、一般の生活者に理解しやすい平易な表現でなされているが、その内容は一
10 般的・網羅的なものとならざるをえない。

11 そのため、医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等への情報提供及び相談対応
12 を行う際に、添付文書や製品表示に記載されている内容を的確に理解した上で、その医薬品を購
13 入し、又は使用する個々の生活者の状況に応じて、記載されている内容から、積極的な情報提供
14 が必要と思われる事項に焦点を絞り、効果的かつ効率的な説明がなされることが重要である。

15

16 1) 添付文書の読み方

17 法第52条の規定により、医薬品には、それに添付する文書（添付文書）又はその容器若しく
18 は被包装に、「用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意」等の記載が義務づけられてい
19 るが、それらの記載が明瞭なものとなるよう、使用上の注意等として添付文書に記載されている
20 場合が多い。一般用医薬品の添付文書の記載は、以下のような構成となっている。

21 ① 改訂年月

22 一般用医薬品を含めて、医薬品の添付文書の内容は変わらないものではなく、医薬品の有
23 効性・安全性等に係る新たな知見、使用に係る情報に基づき、必要に応じて随時改訂がなさ
24 れている。重要な内容が変更された場合には、改訂年月を記載するとともに改訂された箇所
25 を明示することとされており、以前からその医薬品を使用している人が、添付文書の変更箇
26 所に注意を払うことができるようになっている。

27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58

② 添付文書の必読及び保管に関する事項

添付文書の販売名の上部に、「使用にあたって、この説明文書を必ず読むこと。また、必要
なときに読めるよう大切に保存すること。」等の文言が記載されている。

添付文書は開封時に一度目を通されれば十分というものでなく、実際に使用する人やその
時の状態等によって留意されるべき事項が異なってくるため、必要なときにいつでも取り出
して読むことができるように保管される必要がある。

販売時に専門家から直接情報提供を受けた購入者以外の家族等がその医薬品を使用する際
には、添付文書に目を通し、使用上の注意等に留意して適正に使用されることが特に重要で
ある。また、一般用医薬品を使用した人が医療機関を受診する際にも、その添付文書を持参
し、医師や薬剤師に見せて相談がなされることが重要である。

③ 販売名、薬効名及びリスク区分（人体に直接使用しない検査薬では「販売名及び使用目的」）

通常の医薬品では、承認を受けた販売名が記載されている。

薬効名とは、その医薬品の薬効又は性質（例えば、主たる有効成分など）が簡潔な分かり
やすい表現で示されたもので、販売名に薬効名が含まれているような場合には（例えば、「〇
〇胃腸薬」など）、薬効名の記載は省略されることがある。

各製品のリスク区分が記載されている。


④ 製品の特徴

医薬品を使用する人に、その製品の概要を分かりやすく説明することを目的として記載さ
れている（概要を知るために必要な内容を簡潔に記載）。

⑤ 使用上の注意

「してはいけないこと」、「相談すること」及び「その他の注意」から構成され、適正使用
のために重要と考えられる項目が前段に記載されている。枠囲い、文字の色やポイントを替
えるなど他の記載事項と比べて目立つように記載されている。また、「使用上の注意」、「して
はいけないこと」及び「相談すること」の各項目の見出しには、それぞれ統一された標識的
マークが付されている。

 **使用上の注意**

 **してはいけないこと**



相談すること

各項目における記載の理由や根拠となっている配合成分及びその薬理作用、その他の要因
等に関する出題は、第3章を参照して問題作成のこと。また、それらに関する実務的な知識、
理解を問う出題として、事例問題を含めることが望ましい。

59 ○ **してはいけないこと**（別表5-1）

60 守らないと症状が悪化する事項、副作用又は事故等が起こりやすくなる事項について記
61 載されている。一般用検査薬では、その検査結果のみで確定診断はできないので、判定が
62 陽性であれば速やかに医師の診断を受ける旨が記載されている。

63 (a) 「次の人は使用（服用）しないこと」

64 アレルギーの既往歴、症状や状態、基礎疾患、年齢、妊娠の可能性の有無、授乳の有
65 無等からみて重篤な副作用を生じる危険性が特に高いため、使用を避けるべき人につい
66 て、生活者が自らの判断で認識できるよう記載することとされている。

67 また、その医薬品では改善が期待できない症状等や、使用によって状態が悪化するお
68 それのある疾病や症状で、一般の生活者において誤って使用されやすいものがある場合
69 等にも、適正使用を図る観点から記載がなされる。

70 重篤な副作用として、ショック（アナフィラキシー）~~／アナフィラキシー様症状~~、皮
71 膚粘膜眼症候群、中毒性表皮壊死融解症、喘息等が掲げられている医薬品では、アレルギー
72 の既往歴がある人等は使用しないこととして記載されている。

73 小児が使用した場合に特異的な有害作用のおそれがある成分を含有する医薬品では、
74 通常、「次の人は使用（服用）しないこと」の項に「15歳未満の小児」、「6歳未満の小
75 児」等として記載されている。

76 (b) 「次の部位には使用しないこと」

77 局所に適用する医薬品は、患部の状態によっては症状を悪化させたり、誤った部位に
78 使用すると有害事象を生じたりするおそれがある。それらに関して、使用を避けるべき
79 患部の状態、適用部位等に分けて、簡潔に記載されている。

80 (c) 「本剤を使用（服用）している間は、次の医薬品を使用（服用）しないこと」

81 要指導医薬品又は一般用医薬品は、複数の有効成分が配合されている場合が多く、使
82 用方法や効能・効果が異なる医薬品同士でも、同一成分又は類似の作用を有する成分が
83 重複することがある。併用すると作用の増強、副作用等のリスクの増大が予測されるも
84 のについて注意を喚起し、使用を避ける等適切な対応が図られるよう記載されている。

85 なお、医療用医薬品との併用については、医療機関で治療を受けている人が、治療の
86 ために処方された医薬品の使用を自己判断で控えることは適当でないため、「相談するこ
87 と」の項において、「医師（又は歯科医師）の治療を受けている人」等として記載されて
88 いる。

89 (d) その他「してはいけないこと」

90 副作用又は副作用により誘発される事故の防止を図るため、避けるべき事項が記載さ
91 れている。小児では通常当てはまらない内容もあるが、小児に使用される医薬品におい
92 ても、その医薬品の配合成分に基づく一般的な注意事項として記載されている。その主

- 93 なものとして、次のような記載がある。
- 94 ● 「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」
- 95 その医薬品に配合されている成分の作用によって眠気や異常なまぶしさ等が引き起
- 96 こされると、重大な事故につながるおそれがあるため、その症状の内容とともに注意
- 97 事項が記載されている。
- 98 ● 「授乳中の人には本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること」
- 99 体に吸収されると一部が乳汁中に移行して、乳児に悪影響を及ぼすおそれがあるこ
- 100 とが知られている成分が配合された医薬品において記載されている。
- 101 ● 「服用前後は飲酒しないこと」
- 102 摂取されたアルコールによって、医薬品の作用の増強、副作用を生じる危険性の増
- 103 大等が予測される場合に記載されている。
- 104 ● 「長期連用しないこと」「〇日以上（継続して）使用（服用）しないこと」「症状が
- 105 あるときのみでの使用にとどめ、連用しないこと」等
- 106 連用すると副作用等が現れやすくなる成分、効果が減弱して医薬品に頼りがちにな
- 107 りやすい成分又は比較的作用の強い成分が配合されている場合に記載される。症状が
- 108 改善したか否かによらず、漫然と使用し続けることは避ける必要がある。

109

110 ○ **相談すること**（別表5-2）

- 111 ● その医薬品を使用する前に、その適否について専門家に相談した上で適切な判断がな
- 112 されるべきである場合として、次のような記載がある。

113 (a) 「医師（又は歯科医師）の治療を受けている人」

114 医師又は歯科医師の治療を受けているときは、何らかの薬剤の投与等の処置がなさ

115 れており、その人の自己判断で要指導医薬品又は一般用医薬品が使用されると、治療

116 の妨げとなったり、医師又は歯科医師から処方された薬剤（医療用医薬品）と同種の

117 有効成分の重複や相互作用等を生じることがある。

118 そのため、治療を行っている医師又は歯科医師にあらかじめ相談して、使用の適否

119 について判断を仰ぐべきであり、特に、医療用医薬品を使用している場合には、その

120 薬剤を処方した医師又は歯科医師、若しくは調剤を行った薬剤師に相談するよう説明

121 が必要がある。

122 (b) 「妊婦又は妊娠していると思われる人」

123 胎児への影響や妊娠という特別な身体状態を考慮して、一般的に、医薬品の使用に

124 は慎重を期す必要がある（第1章Ⅱ-4）(c) 参照）。

125 「してはいけないこと」の項で「次の人は使用（服用）しないこと」として記載さ

126 れている場合と異なり、必ずしもヒトにおける具体的な悪影響が判明しているもので

127 ないが、妊婦における使用経験に関する科学的データが限られているため安全性の評
128 価が困難とされている場合も多い。

129 そのため、一般の生活者の自己判断による医薬品の使用は、最低限にとどめること
130 が望ましく、既に妊娠が判明し、定期的な産科検診を受けている場合には、担当医師
131 に相談するよう説明がなされる必要がある。

132 (c) 「授乳中の人」

133 摂取した医薬品の成分の一部が乳汁中に移行することが知られているが、「してはい
134 けないこと」の項で「授乳中の人には本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳
135 を避けること」として記載するほどではない場合に記載されている。

136 購入者等から相談があったときには、乳汁中に移行する成分やその作用等について、
137 適切な説明がなされる必要がある。

138 (d) 「高齢者」

139 使用上の注意の記載における「高齢者」とは、およその目安として65歳以上を指
140 す。一般に高齢者では、加齢に伴い副作用等を生じるリスクが高まる傾向にあり、ま
141 た、何らかの持病（基礎疾患）を抱えていること等も多い（（第1章Ⅱ-4）(b)参照）。

142 65歳以上の年齢であっても、どの程度リスクが増大しているかを年齢のみから一
143 概に判断することは難しく、専門家に相談しながら個々の状態に応じて、その医薬品
144 の使用の適否について慎重な判断がなされるべきであり、使用する場合にあっては、
145 副作用等に留意しながら使用される必要がある。

146 (e) 「薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人」

147 その医薬品を使用してアレルギー症状を起こしたことはなくても、他の医薬品でア
148 レルギーの既往歴がある人や、アレルギー体質の人は、一般にアレルギー性の副作用
149 を生じるリスクが高く、その医薬品の使用の適否について慎重な判断がなされるべき
150 であり、やむを得ず使用する場合には、アレルギー性の副作用の初期症状等に留意し
151 ながら使用される必要がある。

152 (f) 「次の症状がある人」

153 その医薬品の使用の適否について、一般の生活者において適切な判断を行うことが
154 必ずしも容易でなく、軽率な使用がなされると状態の悪化や副作用等を招きやすい症
155 状（その医薬品では改善が期待できないにもかかわらず、一般の生活者が誤って使用
156 してしまいやすい症状を含む。）や、その状態等によっては医療機関を受診することが
157 適当と考えられる場合について記載されている。

158 専門家に相談しながら、個々の状態に応じて慎重な判断がなされるべきであり、症
159 状の内容や程度によっては、要指導医薬品又は一般用医薬品の使用によらず、医療機
160 関を受診するべきであることもある。

161 (g) 「次の診断を受けた人」

162 現に医師の治療を受けているか否かによらず、その医薬品が使用されると状態の悪
163 化や副作用等を招きやすい基礎疾患等が示されている。

164 その医薬品の使用の適否について、専門家に相談しながら、個々の状態に応じて慎
165 重な判断がなされるべきである。また、使用する場合にも、基礎疾患への影響等に留
166 意する必要がある。なお、医師の治療を受けている場合には、治療を行っている医師
167 に相談するよう説明がなされる必要がある。

168

169 ● その医薬品を使用したあとに、副作用と考えられる症状等を生じた場合、薬理作用か
170 ら発現が予測される軽微な症状が見られた場合や、症状の改善がみられない場合には、
171 いったん使用を中止した上で適切な対応が円滑に図られるよう、次のような記載がな
172 されている。

173 (a) 副作用と考えられる症状を生じた場合に関する記載

174 i) 「使用（服用）後、次の症状が現れた場合」

175 ii) 「まれに下記の重篤な症状が現れることがあります。その場合はただちに医師
176 の診療を受けること」

177 副作用については、i) まず一般的な副作用について発現部位別に症状が記載され、
178 そのあとに続けて、ii) まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごとに症状が記
179 載されている。

180 一般的な副作用については、重篤ではないものの、そのまま使用を継続すると状態
181 の悪化を招いたり、回復が遅れるおそれのあるものである。また、一般的な副作用と
182 して記載されている症状であっても、発疹や発赤^{しん}などのように、重篤な副作用の初期
183 症状である可能性があるものも含まれているので、軽んじることのないよう説明がな
184 されることが重要である。

185 重篤な副作用については、入院相当以上の健康被害につながるおそれがあるもので
186 あり、そうした重大な結果につながることを回避するため、その初期段階において速
187 やかに医師の診療を受ける必要がある。

188 主な副作用の症状、医師の診療を受ける以前の対応等に関する出題は、第2章Ⅲを
189 参照して問題作成のこと。

190 (b) 薬理作用等から発現が予測される軽微な症状がみられた場合に関する記載

191 各医薬品の薬理作用等から発現が予測され、容認される軽微な症状（例えば、抗ヒ
192 スタミン薬の眠気等）であるが、症状の持続又は増強がみられた場合には、いったん
193 使用を中止した上で専門家に相談する旨が記載されている。

194 (c) 一定期間又は一定回数使用したあとに症状の改善が見られない場合に関する記載

195 その医薬品の適用範囲でない疾患による症状や、合併症が生じている可能性等が考
196 えられ、また、その医薬品の適用となる症状の性質にかんがみて、要指導医薬品又は
197 一般用医薬品で対処できる範囲を超えており、医師の診療を受けることが必要な場合
198 もある。

199 漢方処方製剤では、ある程度の期間継続して使用されることにより効果が得られる
200 とされているものが多いが、長期連用する場合には、専門家に相談する旨が記載され
201 ている（本記載がない漢方処方製剤は、短期の使用に限られるもの）。

202 一般用検査薬では、検査結果が陰性であっても何らかの症状がある場合は、再検査
203 するか又は医師に相談する旨等が記載されている。

204

205 ○ その他の注意

206 容認される軽微なものについては、「次の症状が現れることがある」として記載されてい
207 る。

208 ⑥ 効能又は効果（一般用検査薬では「使用目的」）

209 一般の生活者が自ら判断できる症状、用途等が示されている。なお、「適応症」として記載
210 されている場合もある。このほか、効能又は効果に関連する注意事項がある場合には、効能
211 又は効果の項目に続けて、これと区別して記載されている。

212 ⑦ 用法及び用量（一般用検査薬では「使用方法」）

213 年齢区分、1回用量、1日の使用回数等について一般の生活者に分かりやすく、表形式で
214 示されるなど工夫して記載されている。

215 小児における使用に関して認められていない年齢区分（使用年齢の制限）がある場合は、
216 当該年齢区分に当たる小児に使用させない旨が記載される。このほか、定められた用法・用
217 量を厳守する旨や、剤形・形状に由来する必要な注意^{ccxxiii}、正しい使用方法に関する注意、
218 誤りやすい使用方法の指摘、小児に使用させる場合の注意等、用法・用量に関連する使用上
219 の注意事項がある場合には、用法及び用量の項目に続けて、これと区別して記載されている。

220 ⑧ 成分及び分量（一般用検査薬では「キットの内容及び成分・分量」^{ccxxiv}）

221 有効成分の名称（一般的名称のあるものについては、その一般的名称。有効成分が不明な
222 ものにあつては、その本質及び製造方法の要旨。）及び分量が記載されている。

223 それらの記載と併せて、添加物として配合されている成分も掲げられている（人体に直接
224 使用しない検査薬等を除く）^{ccxxv}。医薬品の添加物は、それ自体積極的な薬効を期待して配合

ccxxiii これに関連して、点眼剤に類似した容器に収められた外用液剤では、取り違いにより点眼される事故防止のため、その容器本体に赤字・赤字で「目に入れない」旨の文字、また、「水虫薬」の文字など点眼薬と区別可能な表示についても目立つよう記載されている。

ccxxiv 妊娠検査薬では、専門家による購入者等への情報提供の参考として、検出感度も併せて記載されている。

ccxxv 添加物として配合されている成分については、現在のところ、製薬企業界の自主申し合わせに基づいて、添付文書及び外箱への記載がなされている。「香料」「pH調整剤」「等張化剤」のように用途名で記載されているものもある。また、商取引上

225 されるものでなく、製剤としての品質、有効性及び安全性を高めることを目的として配合さ
 226 れているが、アレルギーの原因となり得ることが知られているものもあり、その成分に対す
 227 るアレルギーの既往歴がある人では使用を避ける必要がある。

228 このほか、尿や便が着色することがある旨の注意や、服用後、尿や便の検査値に影響を与
 229 えることがある場合の注意等、配合成分（有効成分及び添加物）に関連した使用上の注意事
 230 項がある場合には、成分及び分量の項目に続けて、これと区別して記載されている。

231 ⑨ 病気の予防・症状の改善につながる事項（いわゆる「養生訓」）

232 その医薬品の適用となる症状等に関連して、医薬品の使用のみに頼ることなく、日常生活
 233 上、どのようなことに心がけるべきかなど、症状の予防・改善につながる事項について一般
 234 の生活者に分かりやすく記載されていることがある（必須記載ではない）。

235 ⑩ 保管及び取扱い上の注意

236 (a) 「直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい場所に（密栓して）保管すること」
 237 等の保管条件に関する注意

238 医薬品は、適切な保管がなされないと化学変化や雑菌の繁殖等を生じることがあり、
 239 特にシロップ剤などは変質しやすいため、開封後は冷蔵庫内に保管されるのが望ましい
 240 とされている^{ccxxvi}。なお、錠剤、カプセル剤、散剤等では、取り出したときに室温との
 241 急な温度差で湿気を帯びるおそれがあるため、冷蔵庫内での保管は不適當である。

242 (b) 「小児の手の届かないところに保管すること」

243 乳・幼児は好奇心が強く、すぐ手を出して口の中に入れることがある。また、家庭内
 244 において、小児が容易に手に取れる場所（病人の枕元など）、又は、まだ手が届かないと
 245 思っても、小児の目につくところに医薬品が置かれていた場合に、誤飲事故が多く報告
 246 されている。

247 (c) 「他の容器に入れ替えないこと。（誤用の原因になったり品質が変わる）」

248 医薬品を旅行や勤め先等へ携行するために別の容器へ移し替えると、日時が経過して
 249 中身がどんな医薬品であったか分からなくなってしまうことがあり、誤用の原因となる
 250 おそれがある。また、移し替えた容器が湿っていたり、汚れていたりした場合、医薬品
 251 として適切な品質が保持できなくなるおそれがある。

252 (d) その他「他の人と共用しないこと」等

253 点眼薬では、複数の使用者間で使い回されると、万一、使用に際して薬液に細菌汚染
 254 があった場合に、別の使用者に感染するおそれがあるため記載されている。

の機密にあたる添加物については、「その他 n 成分」（n は記載から除いた添加物の成分数）として記載している場合もある。「してはいけないこと」又は「相談すること」への記載に伴う情報提供、相談対応が必要な場合を除き、通常、購入者等への説明が求められることは少ないが、購入者側から質問等があった場合には、製造販売元の製薬企業に問い合わせる等の適切な対応がなされるべきである。

^{ccxxvi} ただし、凍結すると変質したり、効力が減弱する場合がある。また、家庭における誤飲事故等を避けるため、医薬品は食品と区別して、誰にも分かるように保管されることも重要である。

255 可燃性ガスを噴射剤としているエアゾール製品や消毒用アルコール等、危険物に該当
256 する製品における消防法に基づく注意事項や、エアゾール製品に対する高圧ガス保安法
257 （昭和26年法律第204号）に基づく注意事項については、それぞれ法律上、その容
258 器への表示が義務づけられているが、添付文書において「保管及び取り扱い上の注意」
259 としても記載されている。

260 ⑪ 消費者相談窓口

261 製造販売元の製薬企業（以下「製造販売業者」という。）において購入者等からの相談に応
262 じるための窓口担当部門の名称、電話番号、受付時間等が記載されている。

263 ⑫ 製造販売業者の名称及び所在地

264 製造販売業の許可を受け、その医薬品について製造責任を有する製薬企業の名称及び所在
265 地^{ccxxvii}が記載されている。販売を他社に委託している場合には、販売を請け負っている販社
266 等の名称及び所在地も併せて記載されることがある。

267

268 2) 製品表示の読み方

269 毒薬若しくは劇薬又は要指導医薬品に該当する医薬品における表示や、その一般用医薬品が分
270 類されたリスク区分を示す識別表示等の法定表示事項のほかにも、医薬品の製品表示として、購
271 入者等における適切な医薬品の選択、適正な使用に資する様々な情報が記載されている。

272 医薬品によっては添付文書の形でなく、法第52条の規定に基づく「用法、用量その他使用及
273 び取扱い上必要な注意」等の記載を、外箱等に行っている場合がある。また、添付文書がある医
274 薬品にあっても、添付文書は通常、外箱等に封入されていることから、購入者等が購入後に製品
275 を開封して添付文書を見て初めて、自分（又は家族）にとって適当な製品でなかったことが分か
276 るといった事態等を防ぐため、医薬品の適切な選択に資する事項として、添付文書の内容のうち、
277 効能・効果、用法・用量、添加物として配合されている成分^{ccxxviii}等のほか、使用上の注意の記載
278 から以下の事項については、外箱等にも記載されている。

279 ① 使用上の注意「してはいけないこと」の項において、「次の人は使用（服用）しないこと」、
280 「次の部位には使用しないこと」、「授乳中は本剤を服用しないか本剤を服用する場合は授
281 乳を避けること」、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」等、副作用や事故
282 等が起きる危険性を回避するため記載されている内容

283 これに関連して、1回服用量中0.1mLを超えるアルコールを含有する内服液剤^{ccxxix}（滋養
284 強壮を目的とするもの）については、例えば「アルコール含有〇〇mL以下」のように、ア

ccxxvii 医薬品の製造販売業に係る業務を担当する主たる事務所（事業本部等）の所在地が記載される。

ccxxviii ただし、外箱等は記載スペースが限られることから、添加物成分の記載については、アレルギーの原因となり得ること
が知られているもの等、安全対策上重要なものを記載し、「(これら以外の)添加物成分は、添付文書をご覧ください」として
いる場合がある。

ccxxix 有効成分としてでなく、生薬成分の抽出や有効成分の溶解補助のためアルコールが含有されており、アルコールの低減・
除去は、製剤技術的に困難な場合がある。

285 ルコールを含有する旨及びその分量が記載されている。

286 ② 「使用にあたって添付文書をよく読むこと」等、添付文書の必読に関する事項

287 包装中に封入されている医薬品（内袋を含む）だけが取り出され、添付文書が読まれない
288 といったことのないように記載されている。

289 ③ 専門家への相談勧奨に関する事項

290 症状、体質、年齢等からみて、副作用による危険性が高い場合若しくは医師又は歯科医師
291 の治療を受けている人であって、一般使用者の判断のみで使用することが不適当な場合につ
292 いて記載されている。記載スペースが狭小な場合には、「使用が適さない場合があるので、使
293 用前には必ず医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください」等と記載されて
294 いる。

295 ④ 「保管及び取扱い上の注意」の項のうち、医薬品の保管に関する事項

296 購入者によっては、購入後すぐ開封せずにそのまま保管する場合や持ち歩く場合があるた
297 め、添付文書を見なくても適切な保管がなされるよう、その容器や包装にも、保管に関する
298 注意事項が記載されている。

299 使用期限の表示については、適切な保存条件の下で製造後3年を超えて性状及び品質が安定で
300 あることが確認されている医薬品において法的な表示義務はないが、流通管理等の便宜上、外箱
301 等に記載されるのが通常となっている（配置販売される医薬品では、「配置期限」として記載）。

302 表示された「使用期限」は、未開封状態で保管された場合に品質が保持される期限であり、い
303 ったん開封されたものについては記載されている期日まで品質が保証されない場合がある。した
304 がって、購入後、開封されてからどの程度の期間品質が保持されるかについては、医薬品それぞ
305 れの包装形態や個々の使用状況、保管状況等によるので、購入者等から質問等がなされたときに
306 は、それらを踏まえて適切な説明がなされる必要がある。

307 製品表示のうち、法の規定による法定表示事項に関する出題については、第4章IVII-32)
308 を参照して問題作成のこと。なお、法の規定による法定表示事項のほか、他の法令に基づいて製
309 品表示がなされている事項としては、次のようなものがある。

310 ○ 可燃性ガスを噴射剤としているエアゾール製品や消毒用アルコール等、危険物に該当する
311 製品に対する消防法に基づく注意事項（「火気厳禁」等）

312 ○ エアゾール製品に対する高圧ガス保安法に基づく注意事項
313 （「高温に注意」、使用ガスの名称等）

314 ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく、容器包装の識
315 別表示（識別マーク）

316

317 3) 安全性情報など、その他の情報

318 法第68条の2第1項の規定により、医薬品の製造販売業者等は、医薬品の有効性及び安全性

319 に関する事項その他医薬品の適正な使用のために必要な情報を収集し、検討するとともに、薬局
 320 開設者、店舗販売業者、配置販売業者及びそこに従事する薬剤師や登録販売者に対して、提供す
 321 るよう努めなければならないこととされている。

322 また、製造販売業者等による情報提供がなされる場合にあっても、広範囲の医薬関係者へ速や
 323 かに伝達される必要があるときには、関係機関・関係団体の協力及び行政庁の関与の下、周知が
 324 図られている。

325
 326 **【緊急安全性情報】** 医薬品、医療機器又は再生医療等製品について緊急かつ重大な注意喚起や
 327 使用制限に係る対策が必要な状況にある場合に、厚生労働省からの命令、指示、製造販売業者
 328 の自主決定等に基づいて作成される。製造販売業者及び行政当局による報道発表、（独）医薬
 329 品医療機器総合機構^{ccxxx}（以下「総合機構」という。）による医薬品医療機器情報配信サービス
 330 による配信、製造販売業者から医療機関や薬局等への直接配布、ダイレクトメール、ファック
 331 ス、電子メール等による情報提供（1か月以内）等により情報伝達されるものである。A4サ
 332 イズの黄色地の印刷物で、イエローレターとも呼ばれる。^{ccxxxi}

333 医療用医薬品や医家向け医療機器についての情報伝達である場合が多いが、^{しょうさいこうじょう}小柴胡湯による
 334 間質性肺炎に関する緊急安全性情報（平成8年3月）のように、一般用医薬品にも関係する緊
 335 急安全性情報が発出されたこともある。

336
 337 **【安全性速報】** 医薬品、医療機器又は再生医療等製品について一般的な使用上の注意の改訂情
 338 報よりも迅速な注意喚起や適正使用のための対応の注意喚起が必要な状況にある場合に、厚生
 339 労働省からの命令、指示、製造販売業者の自主決定等に基づいて作成される。総合機構による
 340 医薬品医療機器情報配信サービスによる配信、製造販売業者から医療機関や薬局等への直接の
 341 配布、ダイレクトメール、ファクシミリ、電子メール等による情報提供（1か月以内）等によ
 342 り情報伝達されるものである。A4サイズの青色地の印刷物で、ブルーレターとも呼ばれる。

343
 344 **【医薬品・医療機器等安全性情報】** 厚生労働省においては、医薬品（一般用医薬品を含む）、医
 345 療機器等による重要な副作用、不具合等に関する情報をとりまとめ、「医薬品・医療機器等安全
 346 性情報」として、広く医薬関係者向けに情報提供を行っている。

347 その内容としては、医薬品の安全性に関する解説記事や、使用上の注意の改訂内容、主な対
 348 象品目、参考文献（重要な副作用等に関する改訂については、その根拠となった症例の概要も
 349 紹介）等が掲載されている。（別表5-3）

^{ccxxx}略称は総合機構、PMDA

^{ccxxxi} イエローレター等については、「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」（平成26年10月31日付薬食安発1031第1号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）の別添「緊急安全性情報等の提供に関する指針」により示されている。

350 医薬品・医療機器等安全性情報は、各都道府県、保健所設置市及び特別区、関係学会等への
351 冊子の送付がなされているほか、厚生労働省ホームページ及び総合機構の「[医薬品医療機器情
352 報提供ホームページ](#)」へ掲載されるとともに、医学・薬学関係の専門誌等にも転載される。

353
354 【[医薬品医療機器情報提供総合機構](#)ホームページ】 - [総合機構の「医薬品医療機器情報提供ホー
355 ムページ](#)」では、添付文書情報、厚生労働省より毎月発行される「医薬品・医療機器等安全性
356 情報」のほか、要指導医薬品及び一般用医薬品に関連した以下のような情報が掲載されている。

- 357 ○ 厚生労働省が製造販売業者等に指示した緊急安全性情報、「使用上の注意」の改訂情報
- 358 ○ 製造販売業者等や医療機関等から報告された、医薬品による副作用が疑われる症例情報
- 359 ○ 医薬品の承認情報
- 360 ○ 医薬品等の製品回収に関する情報
- 361 ○ 一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書情報
- 362 ○ 患者向医薬品ガイド・くすりのしおり
- 363 ○ その他、厚生労働省が医薬品等の安全性について発表した資料

364 総合機構では、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出されたときに、ホ
365 ームページに掲載するとともに、その情報を電子メールによりタイムリーに配信する医薬品医
366 療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）を行っている。このサービスは誰でも利用可能で
367 あり、最新の情報を入手することができる。

368 369 4) 購入者等に対する情報提供への活用

370 薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者及び医薬品の販売に従事する薬剤師や登録販売者に
371 おいては、医薬品の適正な使用を確保するため、相互の密接な連携の下に、製造販売業者等から
372 提供される情報の活用その他必要な情報の収集、検討及び利用を行うことに努めなければなら
373 いとされている（法第68の2第3項）。

374 375 【添付文書情報の活用】

376 添付文書については、通常、外箱等に封入されていることから、使用上の注意等がすべて外
377 箱等に記載されている医薬品以外では、開封しなければ現物を確認することは難しい。そのた
378 め、一般の購入者が添付文書の内容について事前に閲覧できる環境の整備として、総合機構で
379 は「[医薬品医療機器情報提供ホームページ](#)」において、医療用医薬品及び医療機器のほか、要
380 指導医薬品又は一般用医薬品についても添付文書情報を、平成19年3月から順次、[ホームペ
381 ージ](#)へ掲載している。

382 事前に入手可能な紙媒体による添付文書情報については、主として医薬関係者向けの出版物
383 として刊行されている。また、製薬企業によっては、自社製品について添付文書集を作成し、

384 医薬関係者に提供している場合もある。

385 医薬品の販売等に従事する専門家においては、封入されている添付文書の実物に代えて、こ
386 うした添付文書情報を活用することによって、医薬品の適切な選択、適正な使用が図られるよ
387 う、購入者等に対して情報提供を行うことが可能である。一般的には、「してはいけない」の項
388 に記載された内容のうち、その医薬品を実際に使用する人（購入者本人とは限らない）に当て
389 はまると思われる事項や、「相談すること」の項に記載された内容のうち、その医薬品を実際に
390 使用する人における副作用の回避、早期発見につながる事項等が、積極的な情報提供のポイント
391 となる。また、購入者等が抱く疑問等に対する答えは添付文書に記載されていることも多く、
392 そうした相談への対応においても、添付文書情報は有用である。

393 なお、購入者等への情報提供の実効性を高める観点からも、購入後、その医薬品を使い終わ
394 るまで、添付文書等は必要なときいつでも取り出して読むことができるよう大切に保存する必
395 要性につき説明がなされることも重要である。

396

397 【製品表示情報の活用】

398 添付文書情報が事前に閲覧できる環境が整っていない場合にあっては、製品表示から読み取
399 れる適正使用情報が有効に活用され、購入者等に対して適切な情報提供がなされることが一層
400 重要となる。

401 要指導医薬品並びに一般用医薬品のリスク区分のうち第一類医薬品及び第二類医薬品は、そ
402 の副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがあるものであり、こ
403 れらリスク区分に分類されている旨が製品表示から容易に判別できることによって、副作用等
404 の回避、早期発見のため必要な注意事項に自ずと関心が向けられ、積極的な情報提供を行う側
405 も受ける側も、その意義や必要性について認識することができる。第三類医薬品に分類された
406 医薬品については、その製品が医薬品であることが製品表示から明確となることにより、その
407 本質として、適正に使用された場合であっても身体の変調・不調が起こり得ることや、添付文
408 書を必ず読む意義、用法・用量等を守って適正に使用する必要性等について、その医薬品を購
409 入し、又は使用する一般の生活者に認識できる。

410 また、添付文書に「使用上の注意」として記載される内容は、その医薬品に配合されている
411 成分等に由来することも多く、使用上の注意の内容について、配合成分等の記載からある程度
412 読み取ることも可能である。

413

414 【その他の適正使用情報の活用】

415 添付文書や外箱表示は、それらの記載内容が改訂された場合、実際にそれが反映された製品
416 が流通し、購入者等の目に触れるようになるまでには一定の期間を要する。健康に対する一般
417 の生活者の意識・関心の高まりに伴って、医薬品の有効性や安全性等に関する情報に対するニ

418 一ズが多様化・高度化する傾向にある。医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者
419 等に対して、常に最新の知見に基づいた適切な情報提供を行うため、得られる情報を積極的に
420 収集し、専門家としての資質向上に努めることが求められる。

421 情報通信技術の発展・普及に伴って、一般の生活者においても、医薬品の有効性、安全性等
422 に関して速やかな情報入手のほか、相当程度専門的な情報にも容易にアクセスできる状況とな
423 っている。販売時に専門家から説明された内容について、購入者側において検証することも可
424 能であり、不十分な情報や理解に基づいて情報提供が行われた場合には、医薬品の販売等に従
425 事する専門家としての信用・信頼が損なわれることにつながりかねない。

426 その一方で、一般の生活者が接する医薬品の有効性や安全性等に関する情報は、断片的かつ
427 必ずしも正確でない情報として伝わっている場合も多く、医薬品の販売等に従事する専門家に
428 においては、購入者等に対して科学的な根拠に基づいた正確なアドバイスを与え、セルフメディ
429 ケーションを適切に支援することが期待されている。

430

431 II 医薬品の安全対策

432 現在、医薬品の市販後の安全対策として、副作用等の情報を収集する制度、収集された安全性
433 情報を評価し適切な措置を講じる体制が整備されているところである。また、医薬品を適正に使
434 用したにもかかわらず生じた健康被害に対する救済制度等が設けられている。これらは、これま
435 での薬害事件が和解により集結した後、その経験や教訓を踏まえて、拡充されてきたものである。
436 契機となった薬害事件に関する出題については、第1章 IV(薬害の歴史)を参照して作成のこと。

437

438 1 医薬品の副作用情報等の収集、評価及び措置

439 1961年に起こったサリドマイド薬害事件を契機として、医薬品の安全性に関する問題を世
440 界共通のものとして取り上げる気運が高まり、1968年、世界保健機関(WHO)加盟各国を
441 中心に、各国自らが医薬品の副作用情報を収集、評価する体制(WHO国際医薬品モニタリング
442 制度)を確立することにつながった。

443

444 1) 副作用情報等の収集

445 【医薬品・医療機器等安全性情報報告制度】 法第68条の10第2項の規定により、薬局開設
446 者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売
447 者、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品の副作用等によるものと疑われる健康被害の発生を
448 知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めると
449 きは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。なお、実務上は、法第
450 68条の13第3項の規定により、報告書を総合機構に提出することとされている。

451 本制度は、医薬品の使用、販売等に携わり、副作用等が疑われる事例に直接に接する医薬関

452 係者からの情報を広く収集することによって、医薬品の安全対策のより着実な実施を図ること
453 を目的としており、WHO加盟国の一員としてわが国が対応した安全対策に係る制度の一つで
454 ある。

455 本制度は、1967年3月より、約3000の医療機関をモニター施設に指定して、厚生省
456 （当時）が直接副作用報告を受ける「医薬品副作用モニター制度」としてスタートした。また、
457 一般用医薬品による副作用等の情報を収集するため、1978年8月より、約3000のモニ
458 ター薬局で把握した副作用事例等について、定期的に報告が行われるようになった。その後、
459 1997年7月に「医薬品等安全性情報報告制度」として拡充し、2002年7月には薬事法
460 が改正され、医師や薬剤師等の医薬関係者による副作用等の報告を義務化することにより、副
461 作用等に関する情報の収集体制がより一層強化された。2006年6月の薬事法改正による登録
462 販売者制度の導入に伴い、登録販売者も本制度に基づく報告を行う医薬関係者として位置づけ
463 られている。

464

465 【企業からの副作用等の報告制度】 医薬品の市販後においても、常にその品質、有効性及び安
466 全性に関する情報を収集し、また、医薬関係者に必要な情報を提供することが、医薬品の適切
467 な使用を確保する観点からも、企業責任として重要なことである。

468 製造販売業者等には、法第68条の10第1項の規定に基づき、その製造販売をし、又は承
469 認を受けた医薬品について、その副作用等によるものと疑われる健康被害の発生、その使用に
470 よるものと疑われる感染症の発生等を知ったときは、その旨を定められた期限までに厚生労働
471 大臣に報告することが義務づけられている（別表5-4）。なお、実務上は、法第68条の13
472 第3項の規定により、報告書を総合機構に提出することとされている。

473 なお、薬局開設者、医療施設の開設者、医薬品の販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師その
474 他の医薬関係者（登録販売者を含む。）においては、法第68条の2第2項により、製造販売業
475 者等が行う情報収集に協力するよう努めなければならないこととされている。

476 本制度は、1979年の薬事法改正により制度化され、製造販売業者等に対して国への報告
477 を求めてきたが、その後1996年の薬事法改正により、製造販売業者等が副作用等の情報収
478 集の義務を負うことが明記されている。

479 1979年に創設された副作用・感染症報告制度において、医薬品等との関連が否定できな
480 い感染症に関する症例情報の報告や研究論文等について、製造販売業者等に対して国への報告
481 義務を課しているが、それに加えて2003年7月からは、その前年に行われた薬事法改正に
482 より、血液製剤等の生物由来製品を製造販売する企業に対して、当該製品又は当該製品の原料
483 又は材料による感染症に関する最新の論文や知見に基づき、当該企業が製造販売する生物由来
484 製品の安全性について評価し、その成果を定期的に国へ報告する制度を導入している。

485 一般用医薬品に関しても、承認後の調査が製造販売業者等に求められており、副作用等の発

486 現状等の収集・評価を通じて、承認後の安全対策につなげている。具体的には既存の医薬品
 487 と明らかに異なる有効成分が配合されたものについては、10年を超えない範囲で厚生労働大
 488 臣が承認時に定める一定期間（概ね8年）、承認後の使用成績等を製造販売業者等が集積し、厚
 489 生労働省へ提出する制度（再審査制度）が適用される。また、医療用医薬品で使用されていた
 490 有効成分を一般用医薬品で初めて配合したものについては、承認条件として承認後の一定期間
 491 （概ね3年）、安全性に関する調査及び調査結果の報告が求められている。要指導医薬品は、上
 492 記と同様に調査結果の報告が求められている。

493

494 2) 副作用情報等の評価及び措置

495 収集された副作用等の情報は、その医薬品の製造販売業者等において評価・検討され、必要な
 496 安全対策が図られる。各制度により集められた副作用情報については、総合機構において専門委
 497 員の意見を聴きながら調査検討が行われ、その結果に基づき、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生
 498 審議会の意見を聴いて、使用上の注意の改訂の指示等を通じた注意喚起のための情報提供や、効
 499 能・効果や用法・用量の一部変更、調査・実験の実施の指示、製造・販売の中止、製品の回収等
 500 の安全対策上必要な行政措置を講じている。

501

502 【健康危機管理体制の整備】 1997年に厚生省（当時）は、血液製剤によるHIV感染被害
 503 を深く反省し、国民の信頼を回復するためには、健康危機管理体制を抜本的に見直すことが必
 504 要であるとの認識に立ち、健康危機管理、すなわち、医薬品、食中毒、感染症、飲料水等に起
 505 因する、国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の
 506 対策を迅速に講じていくための体制を整備した。

507 健康危機管理に当たっては、国民の生命・健康に関わるという危機意識を常に持ち、事実に
 508 対しては予断を持って判断することなく真摯に受け止め、科学的・客観的な評価を行うととも
 509 に、情報の広範な収集、分析の徹底と対応方針の弾力的な見直しに努め、国民に対して情報の
 510 速やかな提供と公表を行うことを基本としている。

511

512 2 医薬品による副作用等が疑われる場合の報告の仕方

513 法第68条の10第2項の規定に基づく医薬品の副作用等報告^{ccxxxii}では、保健衛生上の危害の
 514 発生又は拡大を防止するためとの趣旨に鑑みて、医薬品等^{ccxxxiii}によるものと疑われる、身体の変
 515 調・不調、日常生活に支障を来す程度の健康被害（死亡を含む。）について報告が求められている。

ccxxxii 「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂
 について」（平成27年3月25日付け薬食発0325第19号厚生労働省医薬食品局長通知）の別添「医薬品・医療機器等
 安全正性情報報告制度」実施要領により実施方法が示されている。

ccxxxiii 医薬部外品又は化粧品による健康被害についても、自発的な情報協力が要請されている。
 なお、無承認無許可医薬品又は健康食品によると疑われる健康被害については、最寄りの保健所に連絡することとなっている。

516 なお、医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となり得る。また、
517 安全対策上必要があると認めるときは、医薬品の過量使用や誤用等によるものと思われる健康被
518 害についても報告がなされる必要がある。

519 医薬品の副作用は、使用上の注意に記載されているものだけとは限らず、また、副作用の症状
520 がその医薬品の適応症状と見分けがつきにくい場合（例えば、かぜ薬による間質性肺炎など）も
521 ある。したがって、医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等からの訴えに素直に
522 耳を傾け、あるいはそのような副作用があるのでないかという、真摯な対応がなされることが重
523 要である^{ccxxxiv}。

524 報告様式（別表5-5）は、医薬品・医療機器等安全性情報と同様、総合機構の「~~医薬品医療~~
525 ~~機器情報提供~~ホームページ」から入手できる。また、関係機関・関係団体の協力の下、医学・薬
526 学関係の専門誌等にも掲載されている。報告様式の記入欄すべてに記入がなされる必要はなく、
527 医薬品の販売等に従事する専門家においては、購入者等（健康被害を生じた本人に限らない）か
528 ら把握可能な範囲で報告がなされればよい。なお、複数の専門家が医薬品の販売等に携わってい
529 る場合であっても、当該薬局又は医薬品の販売業において販売等された医薬品の副作用等による
530 と疑われる健康被害の情報に直接接した専門家1名から報告書が提出されれば十分である。

531 報告期限は特に定められていないが、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止の観点から、報告
532 の必要性を認めた場合においては、適宜速やかに、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、
533 法第68条の13第3項の規定に基づき、報告書（別表5-5）を総合機構に送付することとさ
534 れている。報告者に対しては、安全性情報受領確認書が交付される。

535

536 III 医薬品の副作用等による健康被害の救済

537 サリドマイド事件、スモン事件等を踏まえ、1979年に薬事法が改正され、医薬品の市販後
538 の安全対策の強化を図るため、再審査・再評価制度の創設、副作用等報告制度の整備、保健衛生
539 上の危害の発生又は拡大を防止するための緊急命令、廃棄・回収命令に関する法整備等がなされ
540 たが、それらと併せて、医薬品副作用被害救済基金法（現「独立行政法人医薬品医療機器総合機
541 構法（平成14年法律第192号）」）による救済制度が創設された。

542 医薬品は、最新の医学・薬学の水準においても予見しえない副作用が発生することがあり、ま
543 た、副作用が起こり得ることが分かっているにもかかわらず、医療上の必要性から使用せざるをえない場合も
544 ある。また、副作用による健康被害については、民法ではその賠償責任を追及することが難しく、
545 たとえ追求することが出来ても、多大な労力と時間を費やさなければならない。このため、医薬
546 品（要指導医薬品及び一般用医薬品を含む。）を適正に使用したにもかかわらず副作用による

^{ccxxxiv} 総合機構の「~~医薬品医療機器情報提供~~ホームページ」では、製薬企業から報告された、医薬品の副作用が疑われる症例に関する情報について公表しており、使用上の注意に記載されていなくても、それらの中に類似の事例があれば、医薬品による副作用である可能性が考慮されるべきである。なお、疑われる症例に関する情報は、因果関係が評価されているものでないこと、重複が含まれることに留意すべきである。

547 一定の健康被害が生じた場合に、医療費等
 548 の給付を行い、これにより被害者の迅速な
 549 救済を図ろうというのが、医薬品副作用被
 550 害救済制度である。

551
 552 1) 医薬品副作用被害救済制度

553 医薬品を適正に使用したにもかかわらず発
 554 生した副作用による被害者の迅速な救済を
 555 図るため、製薬企業の社会的責任に基づく公
 556 的救済制度として1980年5月より運営が開始
 557 された。

558 健康被害を受けた本人（又は家族）の給付請求を受けて、その健康被害が医薬品の副作用によ
 559 るものかどうか、医薬品が適正に使用されたかどうかなど、医学的薬学的判断を要する事項につ
 560 いて薬事・食品衛生審議会の諮問・答申を経て、厚生労働大臣が判定した結果に基づいて、医療
 561 費、障害年金、遺族年金等の各種給付が行われる。

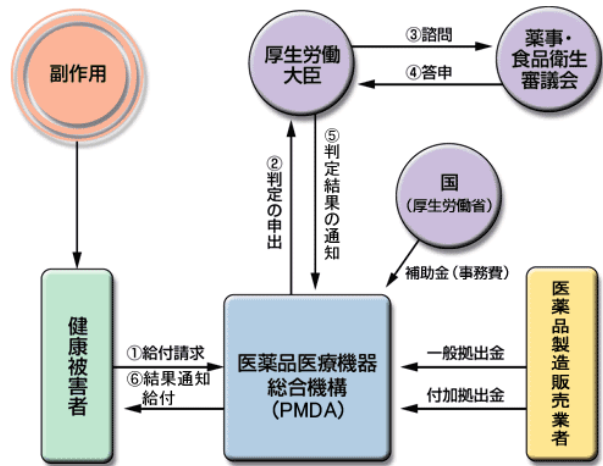
562 救済給付業務に必要な費用のうち、給付費については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構
 563 法第19条の規定に基づいて、製造販売業者から年度ごとに納付される拠出金が充てられるほか、
 564 事務費については、その2分の1相当額は国庫補助により賄われている。

565
 566 この医薬品副作用被害救済制度に加え、2002年の薬事法改正に際して、2004年4月1
 567 日以降に生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、それを介して生じた感染等による疾病、
 568 障害又は死亡について、医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うことなどにより、生物由来
 569 製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした「生物由来製品感染等
 570 被害救済制度」が創設されている。

571 このほか、総合機構においては、関係製薬企業又は国からの委託を受けて、裁判上の和解が
 572 成立したスモン患者に対して健康管理手当や介護費用の支払業務を行っている。また、(公財)
 573 友愛福祉財団からの委託を受けて、血液製剤によるHIV感染者・発症者に対する健康管理費
 574 用の支給等を行っている。

575
 576 2) 医薬品副作用被害救済制度等への案内、窓口紹介

577 医薬品副作用被害救済制度による被害者の救済には、医薬関係者の理解と協力が不可欠である。
 578 要指導医薬品又は一般用医薬品の使用により副作用を生じた場合であって、その副作用による健
 579 康被害が救済給付の対象となると思われたときには、医薬品の販売等に従事する専門家において
 580 は、健康被害を受けた購入者等に対して救済制度があることや、救済事業を運営する総合機構の



581 相談窓口等を紹介し、相談を促すなどの対応が期待され、そのためには、救済給付の範囲や給付
582 の種類等に関する一定の知識が必要となる。

583 (a) 給付の種類

584 給付の種類としては、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一
585 時金及び葬祭料がある。給付の種類によっては請求期限が定められており、その期限を過ぎ
586 た分については請求できないので注意する必要がある。

給付の種類		請求の期限
医療費	医薬品の副作用による疾病の治療（*）に要した費用を実費補償するもの（ただし、健康保険等による給付の額を差し引いた自己負担分。）	医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われたときから5年以内 （平成20年4月30日以前に行われた費用の支払いについては2年以内）
医療手当	医薬品の副作用による疾病の治療（*）に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付されるもの（定額）	請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年以内 （平成20年4月30日以前に行われた医療については2年以内）
障害年金	医薬品の副作用により一定程度の障害の状態にある18歳以上の人の生活補償等を目的として給付されるもの（定額）	請求期限なし
障害児養育年金	医薬品の副作用により一定程度の障害の状態にある18歳未満の人を養育する人に対して給付されるもの（定額）	請求期限なし
遺族年金	生計維持者が医薬品の副作用により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直し等を目的として給付されるもの（定額）ただし、最高10年を限度とする。	死亡のときから5年以内 ^{ccxxxv} 。 遺族年金を受けることができる先順位者が死亡した場合には、その死亡のときから2年以内。
遺族一時金	生計維持者以外の人が医薬品の副作用により死亡した場合に、その遺族に対する見舞等を目的として給付されるもの（定額）	遺族年金と同じ
葬祭料	医薬品の副作用により死亡した人の葬祭を行うことに伴う出費に着目して給付されるもの（定額）	遺族年金と同じ

587 （*）医療費、医療手当の給付の対象となるのは副作用による疾病が「入院治療を必要とする程度」の場合

588 (b) 救済給付の支給対象範囲

589 医薬品副作用被害救済制度は、医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって
590 一定程度以上の健康被害が生じた場合に、医療費等の諸給付を行うものである。

591 したがって、救済給付の対象となるには、添付文書や外箱等に記載されている用法・用量、
592 使用上の注意に従って使用されていることが基本となる。医薬品の不適正な使用による健康
593 被害については、救済給付の対象とならない。

594 救済給付の対象となる健康被害の程度としては、副作用による疾病のため、入院を必要と
595 する程度の医療（必ずしも入院治療が行われた場合に限らず、入院治療が必要と認められる
596 場合であって、やむをえず自宅療養を行った場合も含まれる。）を受ける場合や、副作用によ
597 る重い後遺障害（日常生活に著しい制限を受ける程度以上の障害。）が残った場合であり、医
598 薬品を適正に使用して生じた健康被害であっても、特に医療機関での治療を要せずに寛解し
599 たような軽度のものについては給付対象に含まれない。

600 また、救済制度の対象とならない医薬品が定められており、要指導医薬品又は一般用医薬

ccxxxv ただし、死亡前に医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給決定があった場合には、死亡のときから2年以内。

601 品では、殺虫剤・殺鼠剤、殺菌消毒剤（人体に直接使用するものを除く）、一般用検査薬、一
602 部の日局収載医薬品（精製水、ワセリン等）が該当する。

603 このほか、製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合や、無承認無許可医薬品（い
604 わゆる健康食品として販売されたもののほか、個人輸入により入手された医薬品を含む。）の
605 使用による健康被害についても救済制度の対象から除外されている。

606 (c) 救済給付の請求にあたって必要な書類

607 要指導医薬品又は一般用医薬品の使用による副作用被害への救済給付の請求^{ccxxxvi}に当た
608 っては、医師の診断書、要した医療費を証明する書類（領収書等）などのほか、その医薬品
609 を販売等した薬局開設者、医薬品の販売業者^のが作成した販売証明書等が必要となる。医薬
610 品の販売等に従事する専門家においては、販売証明書の発行につき円滑な対応を図る必要が
611 ある。

612

613 【医薬品PLセンター】 医薬品副作用被害救済制度の対象とならないケースのうち、製品不良
614 など、製薬企業に損害賠償責任がある場合には、「医薬品PLセンター」への相談が推奨される。

615 平成6年、製造物責任法（平成6年法律第85号。以下「PL法」という。）が国会において
616 成立するに当たり、「裁判によらない迅速、公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の
617 紛争処理体制を充実強化すること」が衆参両院で附帯決議され、各業界に対して裁判によらな
618 い紛争処理機関の設立が求められた。これを受けて、日本製薬団体連合会において、平成7年
619 7月のPL法の施行と同時に開設された。

620 消費者が、医薬品又は医薬部外品に関する苦情（健康被害以外の損害も含まれる）について
621 製造販売元の企業と交渉するに当たって、公平・中立な立場で申立ての相談を受け付け、交渉
622 の仲介や調整・あっせんを行い、裁判によらずに迅速な解決に導くことを目的としている。

623

624 IV 一般用医薬品に関する主な安全対策

625 (a) アンプル入りかぜ薬

626 解熱鎮痛成分としてアミノピリン、スルピリンが配合されたアンプル入りかぜ薬の使用に
627 よる重篤な副作用（ショック）で、1959年から1965年までの間に計38名の死亡例
628 が発生した。

629 アンプル剤は他の剤形（錠剤、散剤等）に比べて吸収が速く、血中濃度が急速に高値に達
630 するため、通常用量でも副作用を生じやすいことが確認されたことから、1965年、厚生
631 省（当時）より関係製薬企業に対し、アンプル入りかぜ薬製品の回収が要請された。その後、
632 アンプル剤以外の一般用かぜ薬についても、1970年に承認基準^{ccxxxvii}が制定され、成分・

^{ccxxxvi} 医薬品の副作用であるかどうか判断がつかねる場合でも、給付請求を行うことは可能である。

^{ccxxxvii} 承認審査の合理化、透明化を図るため、薬効群ごとに、その成分・分量、用法・用量、効能・効果等に関する概括的な

633 分量、効能・効果等が見直された。

634 (b) 小柴胡湯しょうさいことうによる間質性肺炎

635 小柴胡湯しょうさいことうによる間質性肺炎については、1991年4月以降、使用上の注意に記載されて
 636 いたが、その後、小柴胡湯しょうさいことうとインターフェロン製剤の併用例による間質性肺炎が報告された
 637 ことから、1994年1月、インターフェロン製剤との併用を禁忌とする旨の使用上の注意
 638 の改訂がなされた。しかし、それ以降も慢性肝炎患者が小柴胡湯しょうさいことうを使用して間質性肺炎が発
 639 症し、死亡を含む重篤な転帰に至った例もあったことから、1996年3月、厚生省（当時）
 640 より関係製薬企業に対して緊急安全性情報の配布が指示された。

641 (c) 一般用かぜ薬による間質性肺炎

642 2003年5月までに、一般用かぜ薬の使用によると疑われる間質性肺炎の発生事例が、
 643 計26例^{ccxxxviii}報告された。厚生労働省では、

- 644 ● 一般用かぜ薬は、一般の消費者が自らの選択により購入して使用するものであること
- 645 ● 間質性肺炎は重篤な副作用であり、その初期症状は一般用かぜ薬の効能であるかぜの
 646 諸症状と区別が難しく、症状が悪化した場合には注意が必要なこと

647 を踏まえ、同年6月、一般用かぜ薬全般につき使用上の注意の改訂を指示することとした。
 648 それ以前も一般用かぜ薬の使用上の注意において、「5～6回服用しても症状が良くならない
 649 場合には服用を中止して、専門家に相談する」等の注意がなされていたが、それらの注意に
 650 加えて、まれに間質性肺炎の重篤な症状が起きることがあり、その症状は、かぜの諸症状と
 651 区別が難しいため、症状が悪化した場合には服用を中止して医師の診療を受ける」旨の注意
 652 喚起がなされることになった。

653 (d) 塩酸フェニルプロパノールアミン含有医薬品

654 塩酸フェニルプロパノールアミン（PPA）は、鼻みず、鼻づまり等の症状の緩和を目的
 655 として、鼻炎用内服薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬等に配合されていた。

656 PPA含有医薬品については、2000年5月米国において、女性が食欲抑制剤（我が国
 657 での鼻炎用内服薬等における配合量よりも高用量）として使用した場合に、出血性脳卒中の
 658 発生リスクとの関連性が高いとの報告がなされ、米国食品医薬品庁（FDA）から、米国内
 659 におけるPPA含有医薬品の自主的な販売中止が要請された。

660 我が国では食欲抑制剤として承認されていないことなどから、同年11月、直ちに販売を
 661 中止する必要はないものとして、心臓病の人や脳出血の既往がある人等は使用しないよう注
 662 意喚起を行っていた。しかし、2003年8月までに、PPAが配合された一般用医薬品に

基準を定めたもので、現在、かぜ薬のほか、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、胃腸薬、瀉下薬、鎮暈薬、眼科用薬、ビタミン主薬製
 剤、洗腸薬、駆虫薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、外用痔疾用薬、みずむし・たむし用薬、鎮痒消炎薬について、承認基準
 が制定されている。

いわゆるスイッチOTC等、承認基準に合致しない医薬品については、製薬企業が承認申請を行うに際してより詳細な資
 料の提出が要求され、有効性、安全性及び品質に関して厳格な審査が行われる。

663 よる脳出血等の副作用症例^{ccxxxix}が複数報告され、それらの多くが用法・用量の範囲を超えた
664 使用又は禁忌とされている高血圧症患者の使用によるものであった。そのため、厚生労働省
665 から関係製薬企業等に対して、使用上の注意の改訂、情報提供の徹底等を行うとともに、代
666 替成分としてプソイドエフェドリン塩酸塩（PSE）等への速やかな切替えにつき指示がな
667 された。

668

669 V 医薬品の適正使用のための啓発活動

670 登録販売者においては、薬剤師とともに一般用医薬品の販売等に従事する医薬関係者（専門家）
671 として、適切なセルフメディケーションの普及定着、医薬品の適正使用の推進のため、こうした
672 活動に積極的に参加、協力することが期待される。

673 医薬品の持つ特質及びその使用・取扱い等について正しい知識を広く生活者に浸透させること
674 により、保健衛生の維持向上に貢献することを目的とし、毎年10月17日～23日の1週間を
675 「薬と健康の週間」として、国、自治体、関係団体等による広報活動やイベント等が実施されて
676 いる^{ccxli}。

677 また、「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」を広く普及し、薬物乱用防止を一層推進するため、毎
678 年6月20日～7月19日までの1ヶ月間、国、自治体、関係団体等により、「ダメ。ゼッタイ。」
679 普及運動が実施されている。薬物乱用や薬物依存は、違法薬物（麻薬、覚せい剤、大麻等）によ
680 るものばかりでなく、一般用医薬品によっても生じ得る。特に、青少年では、薬物乱用の危険性
681 に関する認識や理解が必ずしも十分でなく、好奇心から身近に入手できる薬物（一般用医薬品を
682 含む。）を興味本位で乱用することがある。要指導医薬品又は一般用医薬品の乱用をきっかけとし
683 て、違法な薬物の乱用につながることもあり、その場合、乱用者自身の健康を害するだけでなく、
684 社会的な弊害を生じるおそれ大きい^{ccxli}。医薬品の適正使用の重要性等に関して、小中学生のう
685 ちからの啓発が重要である。

686

^{ccxxxix} なお、これらの症例は、いずれも回復又は軽快している。

^{ccxli} 法第68条の3において、「国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、関係機関及び関係団体の協力の下に、医薬品及び医療機器の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努める」と規定されている。

^{ccxli} 大量摂取やアルコールとの同時摂取による急性中毒から転倒、昏睡、死亡などのほか、長期の乱用によって、臓器障害、情緒不安定、対人関係・社会生活上の障害などにいたった事例が報告されている。

687
688
689

第5章 別表

I - 1) 関係

5-1. 主な使用上の注意の記載とその対象成分・薬効群等

● 「してはいけないこと」		
「次の人は使用（服用）しないこと」		
○ アレルギーの既往歴	主な成分・薬効群	理由
「本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人」	かぜ薬、解熱鎮痛薬	アレルギー症状の既往歴のある人が再度使用した場合、ショック（アナフィラキシー）、 アナフィラキシー 様症状、皮膚粘膜眼症候群（ステイーンブンス・ジョンソン症候群）、中毒性表皮壊死融解症（ライエル症候群）等の重篤なアレルギー性の副作用を生じる危険性が高まるため。
	デキストロメトルフアン臭化水素酸塩水和物、フェノールフタリン酸デキストロメトルフアン	
	クエン酸チペピジン、チペピジンヒベンズ酸塩	
	アミノフィリン水和物、テオフィリン	
	リドカイン、リドカイン塩酸塩	
	クロルフェニラミンマレイン酸塩、ベラドンナ総アルカロイド・塩酸プソイドエフェドリン・カフェイン、クロルフェニラミンマレイン酸塩、ベラドンナ総アルカロイド・ 硫酸 プソイドエフェドリン 硫酸塩 ・カフェインを含有する鼻炎用内服薬	
	ヨードチンキを含有するみずむし・たむし用薬	
	ポビドンヨードが配合された含嗽薬、口腔咽喉薬、殺菌消毒薬	
	ブチルスコポラミン臭化物	
	ロペラミド塩酸塩	
メキタジン		
リドカイン、リドカイン塩酸塩、アミノ安息香酸エチル、塩酸パラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル又はジブカイン塩酸塩が配合された外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏）		
インドメタシン、フェルビナク、ケトプロフェン又はピロキシカムが配合された外用鎮痛消炎薬	喘息発作を誘発するおそれがあるため。	
「ぜんそくを起こしたことがある人」		
「本剤又は他のかぜ薬、解熱鎮痛薬を使用（服用）してぜんそくを起こしたことがある人」	アセトアミノフェン、アスピリン、イブプロフェン、イソプロピルアンチピリン等の解熱鎮痛成分	アスピリン喘息を誘発するおそれがあるため。
「次の医薬品によるアレルギー症状（発疹・発赤、かゆみ、かぶれ等）を起こしたことがある人 チアプロフェン酸を含有する解熱鎮痛薬、スプロフェンを含有する外用鎮痛消炎薬、フェノフィブラートを含有する高脂血症治療薬」	ケトプロフェンが配合された外用鎮痛消炎薬	接触皮膚炎、光線過敏症を誘発するおそれがあるため。
「次の添加物によるアレルギー症状（発疹・発赤、かゆみ、かぶれ等）を起こしたことがある人 オキシベンゾン、オクトクリレンを含有する製品（日焼け止め、香水等）」		接触皮膚炎を誘発するおそれがあるため。

「本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人」	リゾチーム塩酸塩	リゾチーム塩酸塩は、鶏卵の卵白から抽出したタンパク質であり、鶏卵アレルギーの人でリゾチーム塩酸塩が配合された医薬品を服用して重篤なアレルギー症状を呈したとの報告があるため。
「本剤又は本剤の成分、牛乳によるアレルギー症状を起こしたことがある人」	タンニン酸アルブミン カゼイン、カゼインナトリウム等（添加物）	タンニン酸アルブミンは、乳製カゼインを由来としているため。 カゼインは牛乳タンパクの主成分であり、牛乳アレルギーのアレルゲンとなる可能性があるため。
○ 症状・状態		
「次の症状がある人」	主な成分・薬効群	理由
胃酸過多	カフェイン、無水カフェイン、カフェインクエン酸塩等のカフェインを含む成分を主薬とする眠気防止薬	カフェインが胃液の分泌を亢進し、症状を悪化させるおそれがあるため。
前立腺肥大による排尿困難	ブソイドエフェドリン塩酸塩	交感神経刺激作用により、尿の貯留・尿閉を生じるおそれがあるため。
激しい腹痛又は吐き気・嘔吐	ヒマシ油が配合された瀉下薬	急性腹症（腸管の狭窄、閉塞、腹腔内器官の炎症等）の症状である可能性があるため。
「患部が化膿している人」 「次の部位には使用しないこと：水痘（水ぼうそう）、みずむし・たむし等又は化膿している患部」	ステロイド性抗炎症成分が配合された外用薬 インドメタシン、フェルピナク、ケトプロフェン又はピロキシカムが配合された外用薬	細菌等の感染に対する抵抗力を弱めて、感染を増悪させる可能性があるため。 感染に対する効果はなく、逆に感染の悪化が自覚されにくくなるおそれがあるため。
○ 基礎疾患等		
「次の診断を受けた人」	主な成分・薬効群	理由
心臓病	ブソイドエフェドリン塩酸塩 <small>しやくやくかんぞうとう</small> 芍薬甘草湯	徐脈又は頻脈を引き起こし、心臓病の症状を悪化させるおそれがあるため。
胃潰瘍	カフェイン、無水カフェイン、カフェインクエン酸塩等のカフェインを含む成分を主薬とする眠気防止薬	胃液の分泌が亢進し、胃潰瘍の症状を悪化させるおそれがあるため。
高血圧	ブソイドエフェドリン塩酸塩	交感神経興奮作用により血圧を上昇させ、高血圧を悪化させるおそれがあるため。
甲状腺機能障害		甲状腺機能亢進症の主症状は、交感神経系の緊張等によってもたらされおり、交感神経系を興奮させる成分は、症状を悪化させるおそれがあるため。
糖尿病		肝臓でグリコーゲンを分解して血糖値を上昇させる作用があり、糖尿病を悪化させるおそれがあるため。
「日常的に不眠の人、不眠症の診断を受けた人」	抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬（睡眠改善薬）	睡眠改善薬は、慢性的な不眠症状に用いる医薬品でないため。 医療機関において不眠症の治療を受けている場合には、その治療を妨げるおそれがあるため。
「透析療法を受けている人」	スクラルファート、水酸化アルミニウムゲル、ケイ酸アルミニウムマグネシウム、ケイ酸アルミニウム、合成ヒドロタルサイト、アルジオキサ等のアルミニウムを含む成分が配合された胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬	長期間服用した場合に、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を発症したとの報告があるため。
「口の中に傷やひどいただれのある人」	クロルヘキシジングルコン酸塩が配合された製剤（口腔内への適応を有する場合）	傷やただれの状態を悪化させるおそれがあるため。
○ 小児における年齢制限		
「15歳未満の小児」	アスピリン、アスピリンアルミニウム、サザピリン、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、サリチル酸ナトリウム	外国において、ライ症候群の発症との関連性が示唆されているため。

	プロメタジンテオクル酸塩等のプロメタジンを含む成分	外国において、乳児突然死症候群、乳児睡眠時無呼吸発作のような致命的な呼吸抑制が現れたとの報告があるため。
	イブプロフェン	一般用医薬品では、小児向けの製品はないため。
	抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬（睡眠改善薬）	小児では、神経過敏、興奮を起こすおそれがあるため。
	オキサセザイン	一般用医薬品では、小児向けの製品はないため。
	ロペラミド	外国で乳幼児が過量摂取した場合に、中枢神経系障害、呼吸抑制、腸管壊死に至る麻痺性イレウスを起こしたとの報告があるため。
「6歳未満の小児」	アミノ安息香酸エチル	メトヘモグロビン血症を起こすおそれがあるため。
「3歳未満の小児」	ヒマシ油類	
○ 妊婦、授乳婦等		
	主な成分・薬効群	理由
「妊婦又は妊娠していると思われる人」	ヒマシ油類	腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがあるため。
	ジフェンヒドラミン塩酸塩を主薬とする催眠鎮静薬（睡眠改善薬）	妊娠に伴う不眠は、睡眠改善薬の適用症状でないため。
	エチニルエストラジオール、エストラジオール	妊娠中の女性ホルモン成分の摂取によって、胎児の先天性異常の発生が報告されているため。
	オキサセザイン	妊娠中における安全性は確立されていないため。
「出産予定日12週以内の妊婦」	アスピリン、アスピリンアルミニウム、イブプロフェン	妊娠期間の延長、胎児の動脈管の収縮・早期閉鎖、子宮収縮の抑制、分娩時出血の増加のおそれがあるため。
「授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること」	ジフェンヒドラミン塩酸塩、ジフェンヒドラミンサリチル酸塩等のジフェンヒドラミンを含む成分が配合された内服薬、点鼻薬、坐薬、注入軟膏	乳児に昏睡を起こすおそれがあるため。
	アミノフィリン水和物、テオフィリンが配合された鎮咳去痰薬、鎮暈薬	乳児に神経過敏を起こすことがあるため。
	ロートエキスが配合された内服薬、外用痔疾薬（坐薬、注入軟膏）	乳児に頻脈を起こすおそれがあるため。（なお、授乳婦の乳汁分泌が抑制されることがある。）
	センノシド、センナ、ダイオウ又はカサントラノールが配合された内服薬	乳児に下痢を起こすおそれがあるため。
	ヒマシ油類	
	コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩	コデインで、母乳への移行により、乳児でモルヒネ中毒が生じたとの報告があるため。
「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」		
薬効群	主な成分	懸念される症状
かぜ薬、催眠鎮静薬、乗物酔い防止薬、鎮咳去痰薬、口腔咽喉薬、鼻炎用内服薬、アレルギー用薬、内服痔疾薬	ジフェンヒドラミン塩酸塩、クロルフェニラミンマレイン酸塩等の抗ヒスタミン成分	眠気等
かぜ薬、鎮咳去痰薬	コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩	
解熱鎮痛薬、催眠鎮静薬	プロモバレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素	
止瀉薬	ロペラミド塩酸塩、ロートエキス	
胃腸鎮痛鎮痙薬、乗物酔い防止薬	スコポラミン臭化水素酸塩水和物、メチルオクタトロピン臭化物	眠気、目のかすみ、異常なまぶしさを生じることがあるため。
胃腸薬	ピレンゼピン塩酸塩水和物	目のかすみ、異常なまぶしさを生じる

かぜ薬、胃腸鎮痛鎮痙薬、鼻炎用内服薬、乗物酔い防止薬	スコポラミン臭化水素酸塩水和物、メチルオクタトロピン臭化物以外の抗コリン成分	ことがあるため。
○ 連用に関する注意		
薬効群	主な成分	理由
かぜ薬、解熱鎮痛薬、抗菌性点眼薬、鼻炎用内服薬、鎮静薬、アレルギー用薬 「長期連用しないこと」	（成分によらず、当該薬効群の医薬品すべてに記載）	一定期間又は一定回数使用しても症状の改善がみられない場合は、ほかに原因がある可能性があるため。
外用鎮痛消炎薬 「長期連用しないこと」	インドメタシン、フェルビナク、ケトプロフェン、ピロキシカム	
瀉下薬 「連用しないこと」	ヒマシ油	
鼻炎用点鼻薬 「長期連用しないこと」	（成分によらず、左記薬効群の医薬品すべてに記載）	二次充血、鼻づまり等を生じるおそれがある。
眠気防止薬 「短期間の服用にとどめ、連用しないこと」	カフェイン、無水カフェイン、カフェインクエン酸塩等のカフェインを含む成分	眠気防止薬は、一時的に緊張を要する場合に居眠りを防止する目的で使用されるものであり、連用によって睡眠が不要になるというものではなく、短期間の使用にとどめ、適切な睡眠を摂る必要があるため。
短期間の服用に限られる漢方生薬製剤 「短期間の服用にとどめ、連用しないこと」	グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸、カンゾウ等のグリチルリチン酸を含む成分 （1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、又はカンゾウとして1g以上を含有する場合）	偽アルドステロン症を生じるおそれがあるため。
外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏） 「長期連用しないこと」	スクラルファート、水酸化アルミニウムゲル、ケイ酸アルミン酸マグネシウム、ケイ酸アルミニウム、合成ヒドロタルサイト、アルジオキサ等のアルミニウムを含む成分が配合された胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬	長期連用により、アルミニウム脳症及びアルミニウム骨症を生じるおそれがあるため。
漢方生薬製剤以外の鎮咳去痰薬、瀉下剤、婦人薬 「長期連用しないこと」		
胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬 「長期連用しないこと」		
外用痔疾用薬、化膿性皮膚疾患用薬、鎮痒消炎薬、しもやけ・あかぎれ用薬 「長期連用しないこと」	ステロイド性抗炎症成分（コルチゾン換算で1g又は1mLあたり0.025mg以上を含有する場合。ただし、坐薬及び注入軟膏では、含量によらず記載）	副腎皮質の機能低下を生じるおそれがあるため。
漢方製剤 「症状があるときのみ服用にとどめ、連用しないこと」	芍薬甘草湯	鬱血性心不全、心室頻拍の副作用が現れることがあるため。
止瀉薬 「1週間以上継続して服用しないこと」	次没食子酸ビスマス、次硝酸ビスマス等のビスマスを含む成分	海外において、長期連用した場合に精神神経症状が現れたとの報告があるため。
浣腸薬 「連用しないこと」	（成分によらず、当該薬効群の医薬品に記載）	感受性の低下（いわゆる“慣れ”）が生じて、習慣的に使用される傾向があるため。
駆虫薬 「〇〇以上続けて服用しないこと」（承認内容により、回数又は日数を記載）		過度に服用しても効果が高まることはなく、かえって副作用を生じるおそれがあるため。 虫卵には駆虫作用が及ばず、成虫になるのを待つため、1ヶ月以上の間隔を置く必要があるため。
「大量に使用（服用）しないこと」		
主な成分・薬効群		理由
センナ、センノシド、ダイオウ、カサントラノール、ピサコジル、ピコスルファートナトリウム等の刺激性瀉下成分が配合された瀉下剤		腸管粘膜への刺激が大きくなり、腸管粘膜に炎症を生じるおそれがあるため。
○ 乱用に関する注意		

	主な成分・薬効群	理由
「過量服用・長期連用しないこと」	コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩が配合された鎮咳去痰薬（内服液剤）	倦怠感や虚脱感等が現れることがあるため。 依存性・習慣性がある成分が配合されており、乱用事例が報告されているため。
○ 食品との相互作用に関する注意		
	主な成分・薬効群	懸念される相互作用
「服用前後は飲酒しないこと」	かぜ薬、解熱鎮痛薬	肝機能障害、胃腸障害が生じるおそれがあるため。
	次硝酸ビスマス、次没食子酸ビスマス等のビスマスを含む成分	吸収増大による精神神経系障害が生じるおそれがあるため。
	プロモバレリル尿素又はアリルイソプロピルアセチル尿素が配合された解熱鎮痛薬、催眠鎮静薬、乗物酔い防止薬	鎮静作用の増強が生じるおそれがあるため。
	抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬	
「コーヒーやお茶等のカフェインを含有する飲料と同時に服用しないこと」	カフェイン、無水カフェイン、カフェインクエン酸塩等のカフェインを含む成分を主薬とする眠気防止薬	カフェインが過量摂取となり、中枢神経系、循環器系等に作用が強く現れるおそれがあるため。
○ 併用薬に関する注意		
「本剤を使用している間は、次の医薬品を使用しないこと」	主な成分・薬効群	懸念される相互作用
他の瀉下薬（下剤）	茵陳蒿湯、大黃甘草湯、大黃牡丹皮湯、麻子仁丸、桃核承氣湯、防風通聖散、三黃瀉心湯、大柴胡湯、乙字湯（ダイオウを含む場合）、瀉下成分が配合された駆虫薬	激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすくなるため。
ヒマシ油	駆虫薬（瀉下成分が配合されていない場合）	駆虫成分が腸管内にとどまらず吸収されやすくなるため。
駆虫薬	ヒマシ油	
○ その他：副作用等为了避免するため必要な注意		
「次の部位には使用しないこと」	主な成分・薬効群	理由
目や目の周囲、粘膜（例えば、口腔、鼻腔、膣等）	みずむし・たむし用薬	皮膚刺激成分により、強い刺激や痛みを生じるおそれがあるため。
目の周囲、粘膜等	外用鎮痒消炎薬（エアゾール剤に限る）	エアゾール剤は特定の局所に使用することが一般に困難であり、目などに薬剤が入るおそれがあるため。
外用鎮痛消炎薬	外用鎮痛消炎薬	皮膚刺激成分により、強い刺激や痛みを生じるおそれがあるため。
湿疹、かぶれ、傷口		
陰のう、外陰部等	みずむし・たむし用薬	角質層が薄いため白癬菌は寄生しにくく、いんきん・たむしではなく陰のう湿疹等、他の病気である可能性があるため。また、皮膚刺激成分により、強い刺激や痛みを生じるおそれがあるため。
湿疹		湿疹に対する効果はなく、誤って使用すると悪化させるおそれがあるため。
湿潤、ただれ、亀裂や外傷のひどい患部	（液剤、軟膏剤又はエアゾール剤の場合）	刺激成分により、強い刺激や痛みが現れることがあるため。
目の周囲、粘膜、やわらかな皮膚面（首の回り等）、顔面等	うおのめ・いぼ・たこ用薬	角質溶解作用の強い薬剤であり、誤って目に入ると障害を与える危険性があるため。 粘膜や首の回り等の柔らかい皮膚面、顔面等に対しては作用が強すぎるため。
炎症又は傷のある患部		刺激が強く、症状を悪化させるおそれがあるため。
ただれ、化膿している患部	殺菌消毒薬（液体絆創膏）	湿潤した患部に用いると、分泌液が貯留して症状を悪化させることがあるため。

<p>湿潤、ただれのひどい患部、深い傷、ひどいやけどの患部</p>	<p>バシトラシンが配合された化膿性^{のう}皮膚疾患 用薬</p>	<p>刺激が強く、症状を悪化させるおそれがあるため。</p>
<p>「本剤の使用中は、天候にかかわらず、戸外活動を避けるとともに、日常の外出時も本剤の塗布部を衣服、サポーター等で覆い、紫外線に当たらないこと。なお、塗布後も当分の間、同様の注意をすること」</p>	<p>ケトプロフェンが配合された外用鎮痛消炎薬</p>	<p>使用中又は使用后しばらくしてから重篤な光線過敏症が現れることがあるため。</p>

691 I - 1) 関係

692 5-2. 主な使用上の注意の記載とその対象成分・薬効群等

● 「相談すること」	
○ 「妊婦又は妊娠していると思われる人」	
主な成分・薬効群	理由
アスピリン、アスピリンアルミニウム、サザピリン、エテンザミド、サリチルアミド、イブプロフェン、イソプロピルアンチピリン、アセトアミノフェンが配合されたかぜ薬、解熱鎮痛薬	妊娠末期のラットに投与した実験において、胎児に弱い動脈管の収縮がみられたとの報告があるため。 なお、アスピリンについては、動物実験（ラット）で催奇形性が現れたとの報告があるため。また、イソプロピルアンチピリンについては、化学構造が類似した他のピリン系解熱鎮痛成分において、動物実験（マウス）で催奇形性が報告されているため。
プロモバレリル尿素が配合されたかぜ薬、解熱鎮痛薬、催眠鎮静薬、乗物酔い防止薬	胎児障害の可能性があり、使用を避けることが望ましいため。
ベタネコール塩化物、ウルソデオキシコール酸、 副腎皮質ホルモンが配合された外用痔疾用薬、鎮痒消炎薬	
コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩が配合されたかぜ薬、鎮咳去痰薬	麻薬性鎮咳成分であり、吸収された成分の一部が胎盤関門を通過して胎児へ移行することが知られているため。コデインリン酸塩については、動物実験（マウス）で催奇形性が報告されているため。
瀉下薬 （カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、ジオクチルソジウムスルホサクシネート又はブランタゴ・オバタ種皮のみからなる場合を除く）	腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがあるため。
浣腸薬、外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏）	
「妊娠3ヶ月以内の妊婦、妊娠していると思われる人又は妊娠を希望する人」	ビタミンA主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤
	ビタミンAを妊娠3ヶ月前から妊娠3ヶ月までの間に栄養補助剤から1日10,000国際単位以上を継続的に摂取した婦人から生まれた児に、先天異常（口裂、耳・鼻の異常等）の発生率の増加が認められたとの研究報告があるため。
○ 「授乳中の人」	
薬効群	乳汁中に移行する可能性がある主な成分
かぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用内服薬、アレルギー用薬	d,l-メチルエフェドリン塩酸塩、d,l-メチルエフェドリンサッカリン塩、トリプロリジン塩酸塩水和物、プソイドエフェドリン塩酸塩、ペントキシベリンクエン酸塩、アスピリン、アスピリンアルミニウム
かぜ薬、解熱鎮痛薬、眠気防止薬、乗物酔い防止薬、鎮咳去痰薬 （カフェインとして1回分量100mg以上を含有する場合）	カフェイン、無水カフェイン、安息香酸ナトリウムカフェイン
胃腸鎮痛鎮痙薬、乗物酔い防止薬	メチルオクタトロピン臭化物、メチキセン塩酸塩、ジサイクロミン塩酸塩
外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏）	メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩
止瀉薬	ロペラミド塩酸塩
婦人薬	エチニルエストラジオール、エストラジオール
○ 「高齢者」	
主な成分・薬効群	理由
解熱鎮痛薬、鼻炎用内服薬	効き目が強すぎたり、副作用が現れやすいため。
グリセリンが配合された浣腸薬	
メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩、プソイドエフェドリン塩酸塩、トリメトキノール塩酸塩水和物、メトキシフェナミン塩酸塩等のアドレナリン作動成分又はマオウが配合された内服薬、外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏）	心悸亢進、血圧上昇、糖代謝促進を起しやすいため。

グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸又はカンゾウが配合された内服薬、外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏） （1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、又はカンゾウとして1g以上を含有する場合）		偽アルドステロン症を生じやすいため。
スコポラミン臭化水素酸塩水和物、メチルオクタトロピン臭化物、イソプロパミドヨウ化物等の抗コリン成分又はロートエキスが配合された内服薬、外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏）		緑内障の悪化、口渇、排尿困難又は便秘の副作用が現れやすいため。
○ 小児に対する注意		
	主な成分	理由
乳児	リゾチーム塩酸塩（3歳未満の用法がある内用液剤、シロップ剤）	乳児において、リゾチーム塩酸塩を初めて服用したときに、ショック（アナフィラキシー）が現れたとの報告があるため。
発熱している小児、けいれんを起こしたことがある小児	テオフィリン、アミノフィリン水和物	けいれんを誘発するおそれがあるため。
「水痘（水ぼうそう）もしくはインフルエンザにかかっている又はその疑いのある乳・幼・小児（15歳未満）」	サリチルアミド、エテンザミド	構造が類似しているアスピリンにおいて、ライ症候群の発症との関連性が示唆されており、原則として使用を避ける必要があるため。
1ヶ月未満の乳児（新生児）	マルツエキス	身体が非常に未熟であり、安易に瀉下薬を使用すると脱水症状を引き起こすおそれがあるため。
○ アレルギーの既往歴		
	主な成分	理由
「薬によりアレルギー症状やぜんそくを起こしたことがある人」	黄色4号（タートラジン）（添加物）	喘息誘発のおそれがあるため。
	ガジュツ末・真昆布末を含む製剤	まれにアナフィラキシー様症状を起こすことがあるため。
○ 特定の症状・状態		
「次の症状がある人」	主な成分・薬効群	理由
高熱	かぜ薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用内服薬、小児五疳薬	かぜ以外のウイルス性の感染症その他の重篤な疾患の可能性があるため。
けいれん	ピペラジンリン酸塩水和物等のピペラジンを含む成分	けいれんを起こしたことがある人では、発作を誘発する可能性があるため。
むくみ	グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸、カンゾウ等のグリチルリチン酸を含む成分 （1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、又はカンゾウとして1g以上を含有する場合）	偽アルドステロン症の発症のおそれが特にあるため。
下痢	緩下作用のある成分が配合された内服痔疾用薬	下痢症状を助長するおそれがあるため。
はげしい下痢	小児五疳薬	大腸炎等の可能性があるため。
急性のはげしい下痢又は腹痛・腹部膨満感・吐きけ等の症状を伴う下痢	タンニン酸アルブミン、次硝酸ビスマス、次没食子酸ビスマス等の収斂成分を主体とする止瀉薬 ロペラミド塩酸塩	下痢を止めるとかえって症状を悪化させることがあるため。
発熱を伴う下痢、血便又は粘液便の続く人 便秘を避けなければならない肛門疾患		便秘が引き起こされることがあるため。
はげしい腹痛	瀉下薬（ヒマシ油、マルツエキスを除く）、洗腸薬、ピサコジルを主薬とする坐薬	急性腹症（腸管の狭窄、閉塞、腹腔内臓器の炎症等）の可能性があり、瀉下薬や洗腸薬の配合成分の刺激によって、その症状を悪化させるおそれがあるため。
吐き気・嘔吐		
痔出血	グリセリンが配合された洗腸薬	腸管、肛門に損傷があると、傷口からグリセリンが血管内に入って溶血を起こすことや、腎不全を起こすおそれがあるため。
出血傾向	セミアルカリプロティナーゼ、プロメライン	フィブリノゲン、フィブリンを分解するたんぱく分解酵素であり、出血傾向を増悪させるおそれがあるため。

排尿困難	ジフェンヒドラミン塩酸塩、クロルフェニラミンマレイン酸塩等の抗ヒスタミン成分	あるため。 排尿筋の弛緩と括約筋の収縮が起こり、尿の貯留を来すおそれがあるため。特に、前立腺肥大症を伴っている場合には、尿閉を引き起こすおそれがあるため。
	ジフェニドール塩酸塩	
	構成生薬としてマオウを含む漢方処方製剤	
	スコポラミン臭化水素酸塩水和物、メチルオクタトロピン臭化物、イソプロパミドヨウ化物等の抗コリン成分	
	ロートエキス	
口内のひどいただれ	含嗽薬	粘膜刺激を起こすおそれのある成分が配合されている場合があるため。
はげしい目の痛み	眼科用薬	急性緑内障、角膜潰瘍又は外傷等の可能性が考えられるため。 特に、急性緑内障の場合には、専門医の処置によって早急に眼圧を下げないと失明の危険性があり、角膜潰瘍の場合も、専門医による適切な処置を施さないと視力障害等を来すことがあるため。
○ 基礎疾患等		
「次の診断を受けた人」	主な成分・薬効群	理由
てんかん	ジプロフィリン	中枢神経系の興奮作用により、てんかんの発作を引き起こすおそれがあるため。
胃・十二指腸潰瘍	アスピリン、アスピリンアルミニウム、エテンザミド、イソプロピルアンチピリン、アセトアミノフェン、サリチルアミド	胃・十二指腸潰瘍を悪化させるおそれがあるため。
	次硝酸ビスマス、次没食子酸ビスマス等のビスマスを含む成分	ビスマスの吸収が高まり、血中に移行する量が多くなり、ビスマスによる精神神経障害等が発現するおそれがあるため。
肝臓病	小柴胡湯	間質性肺炎の副作用が現れやすいため。
	アスピリン、アスピリンアルミニウム、エテンザミド、イブプロフェン、イソプロピルアンチピリン、アセトアミノフェン	肝機能障害を悪化させるおそれがあるため。
	サントニン	肝臓における代謝が円滑に行われず、体内への蓄積によって副作用が現れやすくなるため。
	ピペラジンリン酸塩等のピペラジンを含む成分	
	セミアルカリプロティナーゼ、プロメライン	代謝、排泄の低下によって、副作用が現れやすくなるため。
ガジュツ末・真昆布末を含む製剤	肝機能障害を起こすことがあるため。	
甲状腺疾患	ポピドンヨード、ヨウ化カリウム、ヨウ素等のヨウ素系殺菌消毒成分が配合された口腔咽喉薬、含嗽薬	ヨウ素の体内摂取が増える可能性があり、甲状腺疾患の治療に影響を及ぼすおそれがあるため。
甲状腺機能障害 甲状腺機能亢進症	鼻炎用点鼻薬	甲状腺機能亢進症の主症状は、交感神経系の緊張等によってもたらされており、交感神経系を興奮させる成分は、症状を悪化させるおそれがあるため。
	メチルエフェドリン塩酸塩、トリメトキノール塩酸塩水和物、フェニレフリン塩酸塩、メトキシフェナミン塩酸塩等のアドレナリン作動成分	
	マオウ	中枢神経系の興奮作用により、症状の悪化を招くおそれがあるため。
	ジプロフィリン	
	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム共沈生成物、沈降炭酸カルシウム、無水リン酸水素カルシウム、リン酸水素カルシウム水和物、乳酸カルシウム水和物	
高血圧	鼻炎用点鼻薬	交感神経興奮作用により血圧を上昇させ、高血圧を悪化させるおそれがあるため。
	メチルエフェドリン塩酸塩、トリメトキノール塩酸塩水和物、フェニレフリン塩酸塩、メトキシフェナミン塩酸塩等のアドレナリン作動成分	
	マオウ	

	グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸、カンゾウ等のグリチルリチン酸を含む成分 (1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、又はカンゾウとして1g以上を含有する場合)	大量に使用するとナトリウム貯留、カリウム排泄促進が起こり、むくみ(浮腫)等の症状が現れ、高血圧を悪化させるおそれがあるため。
心臓病	鼻炎用点鼻薬	心臓に負担をかけ、心臓病を悪化させるおそれがあるため。
	メチルエフェドリン塩酸塩、トリメトキノール塩酸塩水和物、フェニレフリン塩酸塩、メトキシフェナミン塩酸塩、ジプロフィリン等のアドレナリン作動成分	
	マオウ	
	スコボラミン臭化水素酸塩水和物、メチルオクタトロピン臭化物、イソプロパミドヨウ化物等の抗コリン成分	むくみ(浮腫)、循環体液量の増加が起こり、心臓の仕事量が増加し、心臓病を悪化させるおそれがあるため。
	ロートエキス	
	アスピリン、アスピリンアルミニウム、エテンザミド、イブプロフェン、アセトアミノフェン	
腎臓病	グリチルリチン酸の塩類、カンゾウ又はそのエキス (1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、又はカンゾウとして1g以上を含有する場合)	大量に使用するとナトリウム貯留、カリウム排泄促進が起こり、むくみ(浮腫)等の症状が現れ、心臓病を悪化させるおそれがあるため。
	硫酸ナトリウム	血液中の電解質のバランスが損なわれ、心臓の負担が増加し、心臓病を悪化させるおそれがあるため。
	グリセリンが配合された洗腸薬	排便直後に、急激な血圧低下等が現れることがあり、心臓病を悪化させるおそれがあるため。
	アスピリン、アスピリンアルミニウム、エテンザミド、イブプロフェン、アセトアミノフェン	むくみ(浮腫)、循環体液量の増加が起こり、腎臓病を悪化させるおそれがあるため。
	グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸、カンゾウ (1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、又はカンゾウとして1g以上を含有する場合)	大量に使用するとナトリウム貯留、カリウム排泄促進が起こり、むくみ(浮腫)等の症状が現れ、腎臓病を悪化させるおそれがあるため。
腎臓病	スクラルファート、水酸化アルミニウムゲル、ケイ酸アルミン酸マグネシウム、ケイ酸アルミニウム、合成ヒドロタルサイト、アルジオキサ等のアルミニウムを含む成分が配合された胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬	過剰のアルミニウムイオンが体内に貯留し、アルミニウム脳症、アルミニウム骨症を生じるおそれがあるため。 使用する場合には、医療機関において定期的に血中アルミニウム、リン、カルシウム、アルカリフォスファターゼ等の測定を行う必要があるため。
	制酸成分を主体とする胃腸薬	ナトリウム、カルシウム、マグネシウム等の無機塩類の排泄が遅れたり、体内貯留が現れやすいため。
	酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、硫酸マグネシウム等のマグネシウムを含む成分、硫酸ナトリウムが配合された瀉下薬	
	ピペラジンリン酸塩等のピペラジンを含む成分、プソイドエフェドリン塩酸塩	腎臓における排泄が円滑に行われず、副作用が現れやすくなるため。
糖尿病	鼻炎用点鼻薬	肝臓でグリコーゲンを分解して血糖値を上昇させる作用があり、糖尿病の症状を悪化させるおそれがあるため。
	メチルエフェドリン塩酸塩、トリメトキノール塩酸塩、フェニレフリン塩酸塩、メトキシフェナミン塩酸塩等のアドレナリン作動成分	
	マオウ	
緑内障	眼科用薬	緑内障による目のかすみには効果が期待できず、また、充血除去作用成分が配合されている場合には、眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがあるため。
	パパベリン塩酸塩	眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがあるため。
	鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬 ベントキシベリンクエン酸塩	抗コリン作用によって房水流出路(房水通路)が狭くなり、眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるお

	スコポラミン臭化水素酸塩水和物、メチルオクタトロピン臭化物、イソプロパミドヨウ化物等の抗コリン成分	それがあるため。
	ロートエキス	
	ジフェニドール塩酸塩	
	ジフェンヒドラミン塩酸塩、クロルフェニラミンマレイン酸塩等の抗ヒスタミン成分	
血液凝固異常	セミアルカリプロテイナーゼ、プロメライン	フィブリノゲン、フィブリンを分解するたんぱく分解酵素であり、出血傾向を増悪させるおそれがあるため。
血栓のある人（脳血栓、心筋梗塞、血栓静脈炎等）、血栓症を起こすおそれのある人	トラネキサム酸（内服）、セトラキサート塩酸塩	生じた血栓が分解されにくくなるため。
貧血	ピペラジンリン酸塩等のピペラジンを含む成分	貧血の症状を悪化させるおそれがあるため。
全身性エリテマトーデス、混合性結合組織病	イブプロフェン	無菌性髄膜炎の副作用を起こしやすいため。
「次の病気にかかったことのある人」	主な成分・薬効群	理 由
胃・十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、クローン氏病	イブプロフェン	プロスタグランジン産生抑制作用によって消化管粘膜の防御機能が低下し、胃・十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、クローン氏病が再発するおそれがあるため。
○ 併用薬等		
「次の医薬品を使用（服用）している人」	主な成分・薬効群	理 由
瀉下薬（下剤）	柴胡加竜骨牡蛎湯、響声破笛丸	腹痛、激しい腹痛を伴う下痢が現れやすくなるため。
「モノアミン酸化酵素阻害剤（セレギリン塩酸塩等）で治療を受けている人」	ブソイドエフェドリン塩酸塩	モノアミン酸化酵素阻害剤との相互作用によって、血圧を上昇させるおそれがあるため。
「インターフェロン製剤で治療を受けている人」	小柴胡湯、小柴胡湯が配合されたかぜ薬	インターフェロン製剤との相互作用によって、間質性肺炎を起こしやすくなるため。

694

I-3) 関係

695

5-3. 「医薬品・医療機器等安全性情報^{ccxlii}」：一般用医薬品に関連する主な記事

解説記事	掲載号	発行年月
「ハーボニー配合錠」偽造品流通事案と国の偽造医薬品対策について	No. 350	平成30年2月
医薬品副作用被害救済制度の概要と制度への協力のお願について	No. 347	平成29年10月
「マイ医薬品集作成サービス」について	No. 346	平成29年9月
「医薬品・医療機器等安全性情報報告書」の報告様式の変更について	No. 332	平成28年4月
子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について	No. 330	平成28年2月
医薬品等副作用被害救済制度の概要と医薬品の使用が適正と認められない事例について	No. 328	平成27年12月
ケトプロフェン（外皮用剤）の妊娠中における使用について	No. 312	平成26年4月
医薬部外品及び化粧品の副作用報告制度の改正について	No. 311	平成26年3月
医療機関・薬局における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査について	No. 304	平成25年8月
PMDA 医療安全情報の活用について	No. 299	平成25年2月
「患者副作用報告」の開始について	No. 292	平成24年7月
医薬品による重篤な皮膚障害について	No. 290	平成24年4月
「PMDA メディナビ」と「マイ医薬品集作成サービス」の活用について	No. 289	平成24年3月
医薬部外品・化粧品の使用による全身アレルギー発症について	No. 288	平成24年2月
医薬品副作用被害救済制度における不支給事例と医薬品の適正使用について	No. 286	平成23年12月
「緊急安全性情報等の提供に関する指針」について	No. 284	平成23年10月
重篤副作用疾患対応マニュアルについて	No. 280	平成23年6月
PMD メディナビを活用した安全対策の推進について	No. 278	平成23年3月
ケトプロフェン外用剤による光線過敏症に係る安全対策について	No. 276	平成23年1月
患者からの副作用報告情報を受ける方策に関する調査研究について	No. 276	平成23年1月
医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度について	No. 273	平成22年10月
重篤副作用疾患対応マニュアルについて	No. 268	平成22年4月
医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度について	No. 262	平成21年10月
医薬品による重篤な皮膚障害について	No. 262	平成21年9月
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」で提供している安全性情報について	No. 235	平成19年4月
重篤副作用疾患対応マニュアルについて	No. 230	平成18年11月
医薬品による重篤な皮膚障害について	No. 218	平成17年10月
医薬品による重篤な皮膚障害について	No. 203	平成16年7月
卵巣ホルモン製剤の長期投与と安全性について	No. 197	平成16年1月
医薬品による重篤な皮膚障害について	No. 177	平成14年5月
サリチル酸系製剤の小児に対するより慎重な使用について	No. 163	平成13年6月
医薬品による重篤な皮膚障害について	No. 163	平成12年11月
アリストロキア酸を含有する生薬・漢方薬について	No. 161	平成12年7月
ライ症候群とサリチル酸系製剤の使用について	No. 151	平成10年12月
漢方製剤の間質性肺炎について	No. 146	平成10年3月
塩化リゾチームとアナフィラキシー反応	No. 121	平成5年7月
生薬製剤（漢方薬を含む）による薬剤性肝障害	No. 117	平成4年11月
漢方薬の副作用	No. 111	平成3年11月
アルコールと医薬品の相互作用	No. 109	平成3年7月
消炎鎮痛剤による気管支喘息発作の誘発	No. 32	昭和53年8月
グリチルリチン酸等による偽アルドステロン症	No. 29	昭和53年2月
重篤な副作用等に関する情報	掲載号	発行年月
一般用医薬品による重篤な副作用について	No. 293	平成24年8月

ccxlii ~平成9年5月：「医薬品副作用情報」、平成9年7月～平成11年11月：「医薬品等安全性情報」、平成12年1月～平成17年3月：「医薬品・医療用具等安全性情報」

ガジュツ末・真昆布末含有製剤	No. 217	平成17年9月
一般用かぜ薬による間質性肺炎について	No. 191	平成15年7月
ケトプロフェン外用剤と重篤な接触皮膚炎、光線過敏症について	No. 173	平成14年1月
クレオソート・アセンヤク末・オウバク末・カンゾウ末・チンピ末配合剤と肝機能障害について	No. 165	平成13年3月
<small>ショウサイヨトウ</small> 小柴胡湯と間質性肺炎について	No. 158	平成12年1月
カゼイン又はその塩類含有製剤と牛乳アレルギーについて	No. 159	平成12年3月
<small>ショウサイヨトウ</small> 小柴胡湯の投与による重篤な副作用「間質性肺炎」について	No. 137	平成8年5月
<small>サイボクトウ</small> 漢方製剤（ <small>サイレイトウ</small> 柴朴湯、 <small>ショウサイヨトウ</small> 柴苓湯、 <small>ショウサイヨトウ</small> 小柴胡湯、 <small>サイヨケイシトウ</small> 柴胡桂枝湯）と <small>ほうこう</small> 膀胱炎様症状	No. 123	平成5年11月
インターフェロン- α 製剤及び <small>ショウサイヨトウ</small> 小柴胡湯と間質性肺炎	No. 118	平成5年1月
タンナルビン（タンニン酸アルブミン）とアナフィラキシー様症状	No. 110	平成3年9月
<small>ショウサイヨトウ</small> 小柴胡湯と間質性肺炎	No. 107	平成3年3月
(参考) PPA関連	掲載号	発行年月
塩酸フェニルプロパノールアミンを含有する医薬品による脳出血に係る安全対策について	No. 193	平成15年9月
塩酸フェニルプロパノールアミン含有医薬品の適正使用について	No. 163	平成12年11月
塩酸フェニルプロパノールアミン含有医薬品の適正使用について	No. 139	平成8年10月

696

697

698

Ⅱ－1）関係

699

5－4. 企業からの副作用等の報告

○ 副作用症例報告		報告期限		
		国内事例	外国事例	
医薬品によるものと疑われる副作用症例の発生	使用上の注意から予測できないもの	重篤性		
		死亡	15日以内	
		重篤（死亡を除く）	15日以内	
	使用上の注意から予測できるもの	非重篤	定期報告	
		死亡	15日以内	
		重篤（死亡を除く）： 新有効成分含有医薬品として承認後2年以内	15日以内	
		市販直後調査などによって得られたもの	15日以内	
発生傾向が使用上の注意等から予測することが出来ないもの	重篤（死亡を除く）： 上記以外	30日以内		
	非重篤			
発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生又は拡大のおそれがあるもの	重篤（死亡含む）	15日以内		
	重篤（死亡含む）	15日以内		
○ 感染症症例報告		報告期限		
		国内事例	外国事例	
医薬品によるものと疑われる感染症症例の発生	使用上の注意から予測できないもの	重篤性		
		重篤（死亡を含む）	15日以内	
	非重篤	15日以内		
使用上の注意から予測できるもの	重篤（死亡を含む）	15日以内		
	非重篤			
○ 外国での措置報告		報告期限		
外国における製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施			15日以内	
○ 研究報告		報告期限		
副作用・感染症により、 ^{がん} その他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告		30日以内		
副作用症例・感染症の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告		30日以内		
承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告		30日以内		

700

701

702

703

II - 2) 関係

704

5-5. 医薬品安全性情報報告書

別紙1 様式①

<input type="checkbox"/> 医療用医薬品	医薬品安全性情報報告書 ☆医薬品医療機器法に基づいた報告制度です。 記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。		化粧品等の副作用等は、様式②をご使用ください。			
<input type="checkbox"/> 要指導医薬品			健康食品等の使用によると疑われる健康被害については、最寄りの保健所へご連絡ください。			
<input type="checkbox"/> 一般用医薬品						
患者情報	患者イニシャル	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	副作用等発現年齢 歳(乳児: ヶ月 週)	身長 cm	体重 kg	妊娠 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(妊娠 週) <input type="checkbox"/> 不明
	原疾患・合併症	既往歴	過去の副作用歴		特記事項	
	1.	1.	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 医薬品名: 副作用名: <input type="checkbox"/> 不明		飲酒 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 喫煙 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 アルキ [®] <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 その他 ()	
副作用等に関する情報	副作用等の名称又は症状、異常所見	副作用等の重篤性 「重篤」の場合、<重篤の判定基準>の該当する番号を()に記入	発現期間 (発現日 ~ 転帰日)		副作用等の転帰 後遺症ありの場合、()に症状を記入	
	1.	<input type="checkbox"/> 重篤 → () <input type="checkbox"/> 非重篤	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり()	
	2.	<input type="checkbox"/> 重篤 → () <input type="checkbox"/> 非重篤	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 後遺症あり()	
<重篤の判定基準> ①:死亡 ②:障害 ③:死亡につながるおそれ ④:障害につながるおそれ ⑤:治療のために入院又は入院期間の延長 ⑥:①~⑤に準じて重篤である ⑦:後世代における先天性の疾病又は異常			<死亡の場合>被疑薬と死亡の因果関係: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		<胎児への影響> <input type="checkbox"/> 影響あり <input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 不明	
被疑薬及び使用状況に関する情報	被疑薬(副作用との関連が疑われる医薬品の販売名)	製造販売業者の名称 (業者への情報提供の有無)	投与経路	1日投与量 (1回量×回数)	投与期間 (開始日~終了日)	使用理由 (疾患名、症状名)
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			~	
	↑ 最も関係が疑われる被疑薬に○をつけてください。 併用薬(副作用発現時に使用していたその他の医薬品の販売名 可能な限り投与期間もご記載ください。)					
副作用等の発現及び処置等の経過(記入欄が不足する場合は裏面の報告者意見の欄等もご利用ください。)						
年 月 日 ※被疑薬投与前から副作用等の発現後の全経過において、関連する状態・症状、検査値等の推移、診断根拠、副作用に対する治療・処置、被疑薬の投与状況等を経時的に記載してください。検査値は下表もご利用ください。						
副作用等の発現に影響を及ぼすと考えられる上記以外の処置・診断: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
有りの場合 → (<input type="checkbox"/> 放射線療法 <input type="checkbox"/> 輸血 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 麻酔 <input type="checkbox"/> その他 ())						
再投与: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 → 再発: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ワクチンの場合、ロット番号 ()						
一般用医薬品の場合: <input type="checkbox"/> 薬局等の店頭での対面販売 <input type="checkbox"/> インターネットによる通信販売						
購入経路 → <input type="checkbox"/> その他(電話等)の通信販売 <input type="checkbox"/> 配置薬 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ()						
報告日: 年 月 日 (既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合はチェックしてください。→ <input type="checkbox"/>)						
報告者氏名: 施設名(所属部署まで):						
(職種: <input type="checkbox"/> 医師、 <input type="checkbox"/> 歯科医師、 <input type="checkbox"/> 薬剤師、 <input type="checkbox"/> 看護師、 <input type="checkbox"/> その他 ())						
住所: 〒						
電話: FAX:						
医薬品等副作用被害救済制度及び生物由来製品等感染等被害救済制度について <input type="checkbox"/> 患者が請求予定 <input type="checkbox"/> 患者に紹介済み <input type="checkbox"/> 患者の請求予定はない <input type="checkbox"/> 制度対象外(抗がん剤等、非入院相当ほか) <input type="checkbox"/> 不明、その他 ※一般用医薬品を含めた医薬品(抗がん剤等の一部の除外医薬品を除く。)の副作用等による重篤な健康被害については、医薬品等副作用被害救済制度又は生物由来製品等感染等被害救済制度があります(詳細は裏面)。						
> FAX又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。両面ともお送りください。 (FAX: 0120-395-390 電子メール: anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛)						

705

報告者意見（副作用歴、薬剤投与状況、検査結果、原疾患・合併症等を踏まえ、被疑薬と副作用等との関連性についてご意見をご記載ください。）

--

検査値（投与前、発現日、転帰日の副作用等と関係のある検査値等をご記入ください。）

検査日						
検査項目(単位)	/	/	/	/	/	/

「報告に際してのご注意」

- この報告制度は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10第2項に基づき、医薬品による副作用及び感染症によると疑われる症例について、医薬品関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合にご報告いただくものです。医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合や一般用医薬品等の誤用による健康被害の場合もご報告ください。
- なお、医薬品部外品、化粧品によると疑われる副作用等の健康被害については、任意の報告となるので、様式②をご使用ください。
- 各項目については、可能な限り埋めていただくことで構いません。
- 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構（PMDA）」という。）は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構（PMDA）からその医薬品を供給する製造販売業者等へ情報提供します。機構（PMDA）又は当該製造販売業者は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- FAX、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネットで用紙を入手してください。（<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>）
- 医薬品の副作用等による健康被害については、医薬品等副作用救済制度又は生物由来製品等感染等被害救済制度があります【お問い合わせ先 0120-149-931（フリーダイヤル）】。詳しくは機構（PMDA）のホームページ（<http://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html>）をご覧ください。また、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度を紹介願います。ただし、使用された医薬品が抗がん剤等の対象除外医薬品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象とはなりません。また、法定予防接種による健康被害は、予防接種後健康被害救済制度の対象となり、これらの救済制度の対象外となるため、具体的には市町村にお問い合わせいただくよう紹介ください。
- 施設の住所は安全性情報受領確認書の送付に使用しますので、住所もご記入ください。
- ご報告は**医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛**にお願いします。両面ともお送りください。
 郵送：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 FAX：0120-395-390
 電子メール：anzensei-hokoku@pmda.go.jp

706

707

708

（参考）主な情報入手先、受付窓口等

厚生労働省	
厚生労働省ホームページ	http://www.mhlw.go.jp/
○ 医薬品等安全性関連情報	http://www1.mhlw.go.jp/kinkyu/iyaku_j/iyaku_j.html
○ 医薬品等回収関連情報	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kaisyu/hyousi.html
○ 健康被害情報・無承認無許可医薬品情報	http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet.musyounin.html
○ 法令等検索ページ	厚生労働省法令等データベース： http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 電子政府の総合窓口 e-Gov： http://www.e-gov.go.jp/
（独）医薬品医療機器総合機構	
（独）医薬品医療機器総合機構ホームページ	http://www.pmda.go.jp/
医薬品による副作用等の報告	住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル （独）医薬品医療機器総合機構安全第一部安全性情報課 FAX：0120-395-390 電子メール： anzensei-hokoku@pmda.go.jp
救済制度相談窓口	電話：0120-149-931（フリーダイヤル） 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時 携帯電話・公衆電話からは03-3506-9411 （この場合、通話料は相談者側にて負担）
国立医薬品食品衛生研究所	
医薬品安全性情報（海外規制機関情報）	http://www.nihs.go.jp/dig/sireport/index.html
その他	
医薬品等安全性情報 （大学病院医療情報ネットワーク UMIN 内）	http://www.umin.ac.jp/fukusayou/
日本OTC医薬品協会	http://www.jsmi.jp/
日本漢方生薬製剤協会	http://www.nikkankyo.org/
NPO法人 セルフメディケーション推進協議会	http://www.self-medication.ne.jp/index.php
くすりの適正使用協議会（RAD-AR） くすりの情報ステーション	http://www.rad-ar.or.jp/
医薬品PLセンター	電話：0120-876-532（フリーダイヤル） 受付時間：月～金（祝日を除く） 午前9時30分～午後4時30分 携帯電話・公衆電話からは03-6225-2871 （この場合、通話料は相談者側にて負担） FAX：03-3548-0856 ホームページ： http://www.fpmaj.gr.jp/PL/pl_idx.htm
（公財）日本中毒情報センター 中毒110番	電話（一般市民専用）： 大阪 072-727-2499 つくば 029-852-9999 受付時間： 大阪 24時間 年中無休 つくば 午前9時～午後9時 年中無休 ホームページ： http://www.j-poison-ic.or.jp

709